特許庁
JAPAN PATENT OFFICE

特許行政年次報告書 二〇一七年版

特許行政年次報告書 2017年版

知をつなぎ時代を創る知的財産制度

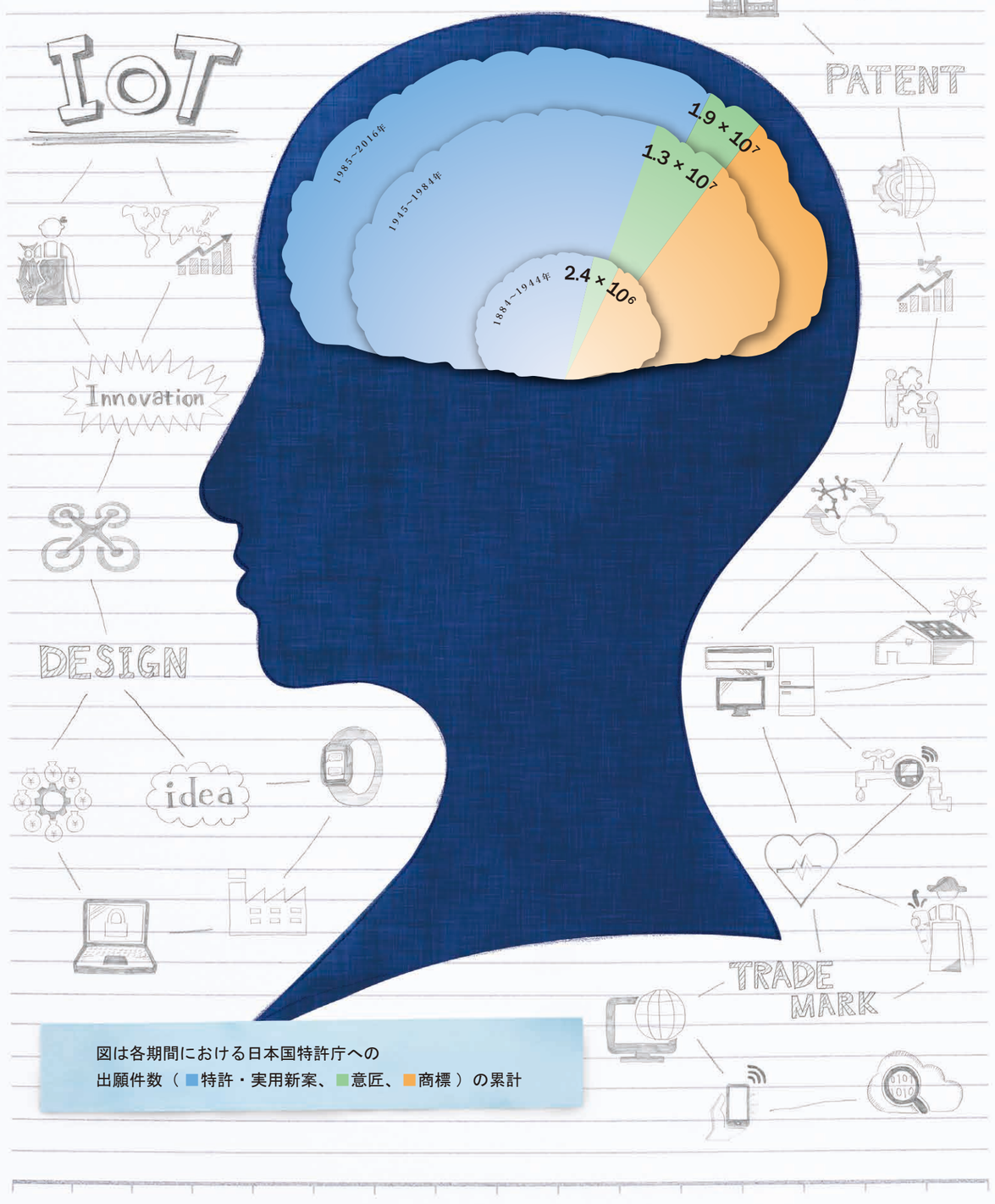

図は各期間における日本国特許庁への
出願件数（ ■特許・実用新案、■意匠、■商標 ）の累計

特許庁

はじめに

世界がより一層のスピードで変革され、IoT（Internet of Things、モノのインターネット）、AI（人工知能）、ビッグデータ関連技術の発達により第四次産業革命が進む今、我が国企業は、これに伴う産業や社会の変化を競争力拡大の絶好の機会と捉え、事業の選択と集中、海外展開を進めており、それにあわせて知的財産戦略も高度化・グローバル化している。

特許庁は、かかる状況に対応し、我が国企業の知的財産戦略の高度化・グローバル化を支えるため、以下のような取組を進めてきた。

＜「世界最速かつ最高品質の知財システム」の実現＞

・特許の「一次審査通知までの期間」及び「権利化までの期間」について2023年度までの目標を達成するべく、2016年度の登録調査機関による先行技術文献調査総件数を16.1万件としつつ、必要な審査官の確保等の取組を実施。
・審査の品質向上のため特許・意匠・商標ともに各種取組を実施しており、いずれのユーザー評価調査においても、過半数以上が「満足」又は「比較的満足」との回答結果を達成。
・社会情勢の反映やユーザーによる制度の利用促進を目的として、意匠、商標審査基準を改訂。

＜地域・中小企業支援＞

・支援の基本方針とする「地域知財活性化行動計画」を取りまとめ公表。
・中部、近畿、中国、九州の各地域において、巡回特許庁を開催。
・中小企業のグローバル展開の支援との観点で、海外での知財係争に備えた海外知財訴訟費用保険制度を創設し、中小企業の掛金補助を2016年度から開始。
・地域における中堅・中小・ベンチャー企業の知的財産の権利化・活用を促すため、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）において、「近畿統括本部」（INPIT-KANSAI）を開設予定。

＜海外知財関係機関との連携・知的財産制度整備の支援＞

・日米欧中韓の五大特許庁（五庁）長官会合、日中韓特許庁長官会合、日アセアン特許庁長官会合、WIPO加盟国総会等を通じ、制度・運用調和、多国間協力に関する議論を実施。
・日欧知的財産司法シンポジウム2016等を通じて、知財司法分野における各国間の相互理解の促進に貢献。
・新興国、途上国に対して職員の派遣、現地関係職員の研修生としての受入れ等をし、各国の適切な制度や運用の確保に向けて協力を実施。
・我が国の審査結果を有効に利用し、各国における審査を効率的に進めるため、特許審査ハイウェイ（PPH）の拡充に取り組み、ブラジル、アルゼンチンともPPHを開始。
・カンボジア、ラオスとの間で特許の付与円滑化に関する協力（CPG）を開始。

＜第四次産業革命への対応＞

・経済産業省内の関連部局と連携し、「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」を設置。
・五庁間でIoTやAI等の新技術に対応するため各庁の協力を図ることに合意。
・検索環境や審査体制の整備のため、広域ファセット分類記号「ZIT」を新設、並びに、IoT委員会及びIoT審査チームを発足。
・ユーザーへの情報提供等を目的として、「特許・実用新案審査ハンドブック」へ事例追加、ビジネス関連発明に関するセミナーを実施。
・第四次産業革命に関連する技術テーマについて、特許出願技術動向調査を実施。

本報告書は、知的財産制度を取り巻く現状と方向性、国内外の動向と分析について、直近の統計情報等をもとに取りまとめたものである。

第1部では、国内外の出願・登録状況や審査・審判の現状等、知的財産をめぐる動向を紹介する。

第2部では、特許庁の取組を、特許、意匠、商標、審判の別に紹介するとともに、知的財産活動を活発化し、イノベーションを促進するための各種支援・施策を紹介する。

第3部では、知的財産をめぐる国際的な動向、グローバルな知的財産環境の整備に向けた特許庁の取組について紹介する。

別冊の特許行政年次報告書2017年版［統計・資料編］においては、本報告書中の図表等の基礎となる統計情報を含め、知的財産に関する各種統計・資料を紹介する。

本報告書が広く活用され、知的財産制度への理解を深める一助となれば幸いである。

Contents

はじめに

凡例

特許行政年次報告書ダイジェスト

冒頭特集　～特許庁の「第四次産業革命」への対応～

第１部　知的財産をめぐる動向

第１章　国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状

1. 特許…… 2
2. 実用新案…… 21
3. 意匠…… 23
4. 商標…… 32
5. 審判…… 41

第２章　企業等における知的財産活動

1. 知的財産活動の状況…… 47
2. 知的財産権の利活用の状況…… 52

第３章　中小企業・地域における知的財産活動

1. 知的財産活動の状況…… 65

第４章　大学等における知的財産活動

1. 共同研究・受託研究…… 72
2. 特許出願状況…… 75
3. 産学連携のルール整備状況…… 78

第５章　分野別に見た国内外の出願動向

1. 特許…… 80
2. 意匠…… 101
3. 商標…… 104

第２部　特許庁における取組

第１章　特許における取組

1. 審査の迅速性を堅持するための取組…… 112
2. 質の高い権利を設定するための取組…… 116
3. 各国特許庁との連携・協力…… 126

第２章　意匠における取組

1. 創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援…… 134
2. 意匠審査の品質向上に向けた取組…… 136
3. デザイン・意匠制度の活用の促進…… 137
4. 意匠関連情報の整備・提供…… 138
5. 出願人のニーズを踏まえた早期審査の運用…… 141

第３章　商標における取組

1. 商標審査基準の見直し…… 142

2. 商品・役務の分類に関する取組…… 143
3. マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度に関する取組…… 145
4. 地域団体商標に関する取組…… 147
5. 商標審査の品質管理…… 152
6. 出願人のニーズを踏まえた早期審査の運用…… 153

第 4 章　審判における取組

1. 審理内容の充実に向けた取組…… 155
2. 紛争の早期解決・権利の早期取得に向けた取組…… 157
3. 国際的な連携強化に向けた取組…… 157
4. 審判に関する情報発信…… 161

第 5 章　情報システムの拡充に向けた取組

1. 特許庁の情報システムの拡充に向けた取組…… 163
2. グローバルな IT 化に向けた取組…… 167

第 6 章　中小企業・地域・大学等への支援・施策

1. 地域知財活性化行動計画の策定…… 174
2. 情報の提供による支援…… 175
3. 料金面等における支援…… 185
4. 相談業務による支援…… 186
5. 専門人材による支援…… 193
6. 知的財産制度の普及啓発活動…… 206
7. 企業の海外展開における費用面の支援…… 209
8. 地域における支援体制…… 211
9. その他の多様な支援…… 217
10. 企業と特許庁の意見交換を通じた取組…… 221

第 7 章　人材育成に向けた支援・施策

1. 知的財産人材の育成…… 222
2. 知財功労賞表彰…… 230

第 8 章　産業財産権制度の見直しについて

1. 近年行った産業財産権制度の見直し…… 237
2. 新たな産業財産権制度の検討…… 238

第 3 部　国際的な動向と特許庁の取組

第 1 章　国際的な知的財産制度の動向

1. 知的財産制度をとりまく環境の変化…… 242
2. 米国における動向…… 246
3. 欧州における動向…… 258
4. 中国における動向…… 270
5. 韓国における動向…… 277
6. 台湾における動向…… 284
7. ASEAN における動向…… 290
8. インドにおける動向…… 298

Contents

9. ロシアにおける動向……301
10. ブラジルにおける動向……302
11. その他の地域（中南米、中東、アフリカ）における動向……305

第 2 章　グローバルな知的財産環境の整備に向けて

1. 多国間会合における取組……308
2. 国際フォーラムにおける取組……318
3. 途上国の知的財産制度整備に向けた取組……330
4. 国際研修指導教官について……336
5. 模倣品問題への対応……338
6. 経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）締結の推進……343

索引
図表索引

Column

1. 特許異議の申立ての状況……44
2. 半導体分野のグローバルな知的財産活動における課題とその対応……56
3. AI と知的財産……57
4. クラウドサービス・クラウドビジネス……99
5. フィンテックと特許……100
6. 日本意匠分類グループ　都道府県ランキング……103
7. 色の商標について……110
8. 女性が輝ける職場：特許庁……115
9. 特許審査の質についてのユーザー評価調査……123
10. 広域ファセット分類記号 ZIT の利用方法・付与状況について……124
11. 地域団体商標活用事例……150
12. 日欧知的財産司法シンポジウム 2016……160
13. ユーザーニーズを踏まえたよりよい行政サービスの提供に向けて……162
14. ドシエ情報提供サービス（ワン・ポータル・ドシエ（OPD）照会）の利用方法と便利な機能……172
15. グローバル知財戦略フォーラム 2017……184
16. 知財総合支援窓口　～中小企業の知財活動を一気通貫で支援～……188
17. タイムスタンプ保管サービスの紹介……192
18. 海外知的財産プロデューサー派遣事業による支援の拡大、情報発信の強化……195
19. 産学連携知的財産アドバイザーの支援事例……198
20. 事業プロデューサーの支援事例……202
21. 革新素材「セルロースナノファイバー（CNF）」の市場創出に向けて……204

22. 中小企業のための知的財産経営講座……213
23. 知的財産を学ぶ動画サイト「もうけの花道」……214
24. INPIT 近畿統括本部……216
25. 知財ビジネス評価書を活用した中小企業への融資事例……219
26. 知財金融シンポジウム……220
27. 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの
在り方に関する検討会……239
28. トランプ新政権と米国の知財政策の行方……257
29. 変化の時代を迎える欧州において期待される欧州 IPG 活動……269
30. 全人代・常務委員会と直接対話　～中国の専利法改正に向けて～……274
31. 知的財産強国建国加速のための計画……275
32. 韓国における特許無効審判・裁判での無効理由・証拠提出の
制限について……282
33. 台湾智慧財産局（TIPO）の特許審査に関する取り組み……289
34. 成長著しい CLM 諸国に対する知財協力……297
35. インド最高裁長官の訪日を契機に日印裁判官の交流が進展……300
36. ブラジルにおいて医薬品関連特許出願に対する重複審査が
解消されます……304
37. UAE の司法における知財に関する取組……307
38. 第 3 回 TM5 悪意の商標出願セミナー……317
39. ガリ WIPO 事務局長の訪日……324
40. WIPO 日本事務所　～10 年の歩み～……326
41. 模倣品・海賊版撲滅キャンペーン
～買い物ではない。犯罪者との契約です。～……341
42. ホンモノ？ニセモノ？米国での模倣品対策……342

Case

1. 知的財産活用企業　―2017 年度知財功労賞受賞企業より　その 1―
興研株式会社……58
2. 知的財産活用企業　―2017 年度知財功労賞受賞企業より　その 2―
学校法人常翔学園大阪工業大学……59
3. 知的財産活用企業　―2017 年度知財功労賞受賞企業より　その 3―
東海光学株式会社……60
4. 知的財産活用企業　―2017 年度知財功労賞受賞企業より　その 4―
株式会社フジコー……61
5. 知的財産活用企業　―2017 年度知財功労賞受賞企業より　その 5―
大和製衡株式会社……62
6. 知的財産活用企業　―2017 年度知財功労賞受賞企業より　その 6―
タイガー魔法瓶株式会社……63
7. 知的財産活用企業　―2017 年度知財功労賞受賞企業より　その 7―
フォーモストブルーシール株式会社……64

凡　例

1．略称

主として使用している略称の正式名称は、次のとおり。

ACTA	Anti-Counterfeiting Trade Agreement	偽造品の取引の防止に関する協定（仮称）
AIPN	Advanced Industrial Property Network	高度産業財産ネットワーク
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation	アジア太平洋経済協力
ARIPO	African Regional Intellectual Property Organization	アフリカ広域知的財産機関
ASEAN	Association of South-East Asian Nations	東南アジア諸国連合
CPG	Cooperation for facilitating Patent Grant	特許の付与円滑化に関する協力
CTMO	China Trademark Office	中国商標局
DLT	Design Law Treaty	意匠法条約（仮称）
EPA	Economic Partnership Agreement	経済連携協定
EPC	European Patent Convention	欧州特許条約
EPO	European Patent Office	欧州特許庁
EU	European Union	欧州連合
EUIPO	European Union Intellectual Property Office	欧州連合知的財産庁
FTA	Free Trade Agreement	自由貿易協定
INPIT	National Center for Industrial Property Information and Training	独立行政法人 工業所有権情報・研修館
IPC	International Patent Classification	国際特許分類
IPEG	Intellectual Property Rights Experts Group	知的財産権専門家会合
IPOS	Intellectual Property Office of Singapore	シンガポール知的財産庁
JETRO	Japan External Trade Organization	独立行政法人 日本貿易振興機構
J-PlatPat	Japan Platform for Patent Information	特許情報プラットフォーム
JPO	Japan Patent Office	日本国特許庁
KIPO	Korean Intellectual Property Office	韓国特許庁
OAPI	Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle	アフリカ知的財産機関
OHIM	Office for Harmonization in the Internal Market	欧州共同体商標意匠庁
PCT	Patent Cooperation Treaty	特許協力条約
PLT	Patent Law Treaty	特許法条約
PPH	Patent Prosecution Highway	特許審査ハイウェイ
SAIC	State Administration for Industry and Commerce of the People's Republic of China	中国国家工商行政管理総局
SIPO	State Intellectual Property Office of the People's Republic of China	中国国家知識産権局
STLT	Singapore Treaty on the Law of Trademarks	商標法に関するシンガポール条約
TLO	Technology Licensing Organization	技術移転機関
TPP 協定	Trans-Pacific Partnership Agreement	環太平洋パートナーシップ協定
TRIPS 協定	Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

USPTO	United States Patent and Trademark Office	米国特許商標庁
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関
WJO	World Intellectual Property Organization Japan Office	世界知的所有権機関日本事務所
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関

2. 資料

⑴主として使用している外国統計の参照先及び略称は、次のとおり。

・WIPO Intellectual Property Statistics（WIPO 統計）
http://www.wipo.int/ipstats/en/

・IP5 Statistics Report
http://www.fiveipoffices.org/statistics/statisticsreports.html

・USPTO ウェブサイト
http://www.uspto.gov/about/stats/index.jsp

・EPO Annual Report
http://www.epo.org/about-us/annual-reports-statistics/annual-report.html

・EUIPO ウェブサイト
https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/annual-report

・SIPO ウェブサイト
http://english.sipo.gov.cn/statistics/

・CTMO ウェブサイト
http://sbj.saic.gov.cn/sbtj/

・KIPO ウェブサイト
http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=97000&catmenu=ek07_03_01#_

⑵外国統計で参照している各国の Annual Report は、特に指定がない場合、2016 年のものである。

3. 数字・データ等

⑴本報告書において、「（資料）……」としてウェブサイトを用いている場合、特別の断り書きがない限り、それは 2017 年 2 月 27 日から 5 月 16 日の間に当該ウェブサイトから取得された情報に基づくものである。ウェブサイトによっては、情報取得後にその内容が更新されている場合もある。

⑵本報告書は執筆当時の統計に基づいている。その後の統計数値の改訂等は反映していない。

⑶総数と内訳の数は、表章数値の四捨五入のため、一致しない場合がある。

⑷図表中の記号のうち、数字が後に続かず単独で使用されている「－」は不明、若しくは計上不能を意味する。

⑸2016 年 3 月 23 日から、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）は、欧州連合知的財産庁（EUIPO）に名称が変更されている。本報告書の統計では、便宜上 EUIPO の名称に統一している。

特許行政年次報告書ダイジェスト

1 知的財産をめぐる動向

本報告書では、「第１部　知的財産をめぐる動向」において、経済動向や企業等の知財戦略を概観する上で重要な指標となる、知的財産に関連する各種の統計情報を紹介している。ここでは、その中から主要な統計情報について抜粋して紹介する。

(1)特許

図① 特許出願件数の推移

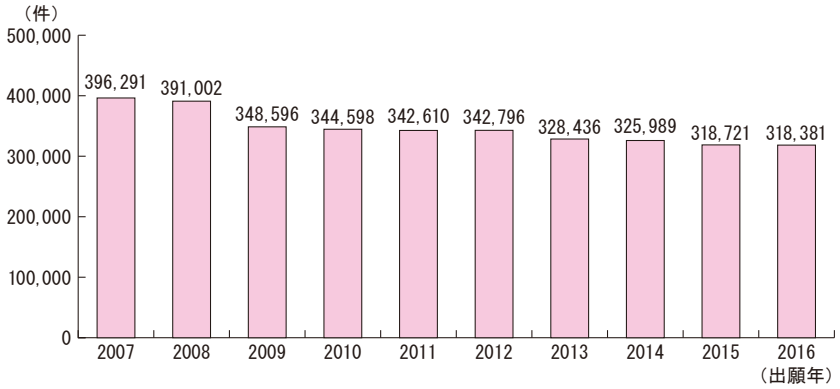

（備考）特許出願件数は国内出願件数と特許協力条約に基づく国際出願（PCT 国際出願）のうち国内移行した出願件数（基準日は国内書面の受付日）の合計数である。
（資料）統計・資料編　第１章1.

→第1部第1章1.(1)①

図② 日本人による主要国・機関への特許出願件数の推移

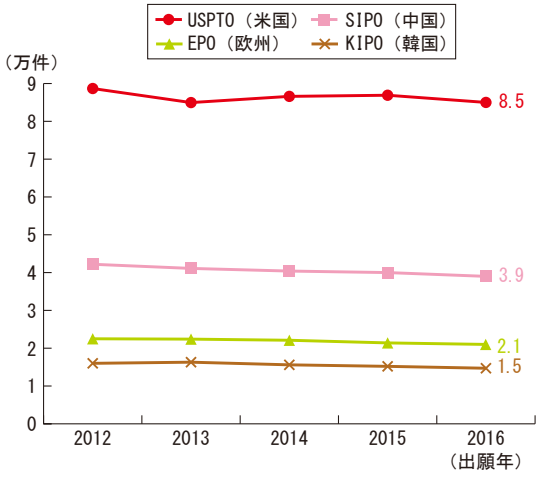

単位：件

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
USPTO(米国)	88,686	84,967	86,691	86,359	85,313
SIPO(中国)	42,278	41,193	40,460	40,078	39,207
EPO(欧州)	22,490	22,405	22,118	21,421	21,007
KIPO(韓国)	16,004	16,300	15,653	15,283	14,773

（備考）USPTO Utility Patent が対象。
　　各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。
（資料）下記を基に特許庁作成
　　USPTO　USPTO ウェブサイト(2012～2015 年)及び USPTO 提供資料(暫定値)(2016 年)
　　SIPO　SIPO ウェブサイト
　　EPO　EPO Annual Report 2016
　　KIPO　KIPO Annual Report(2012～2015 年)及び KIPO 提供資料(暫定値)(2016 年)

→第1部第1章1.(2)⑫

図③ 日本国特許庁を受理官庁とした PCT 国際出願件数の推移

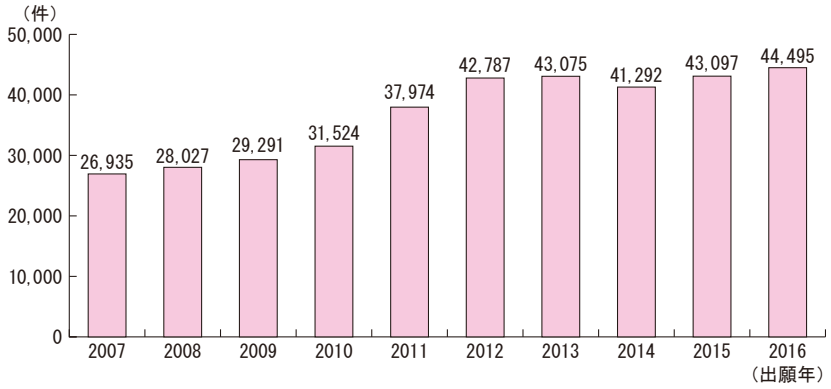

（資料）統計・資料編　第 3 章 1.

→第 1 部第 1 章 1. (1)①

図④ 出願人居住国別の PCT 国際出願件数の推移

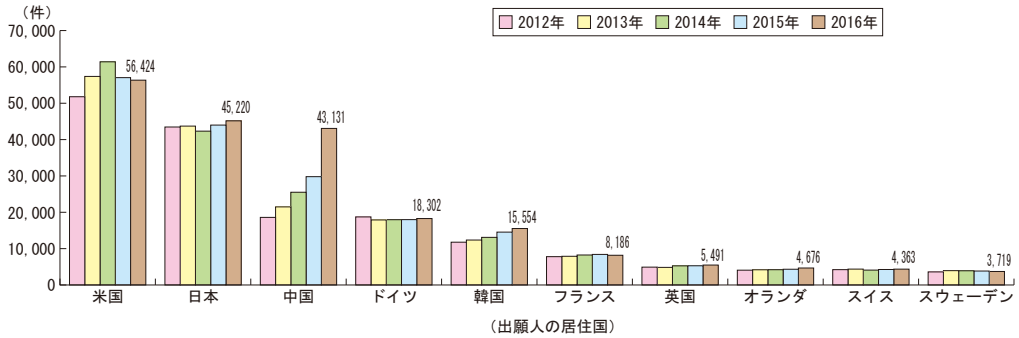

（備考）各年の出願件数は国際出願日によるものであり、居住国は筆頭出願人の居住国である。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

→第 1 部第 1 章 1. (2)③

(2)実用新案

図⑤ 実用新案登録出願件数の推移

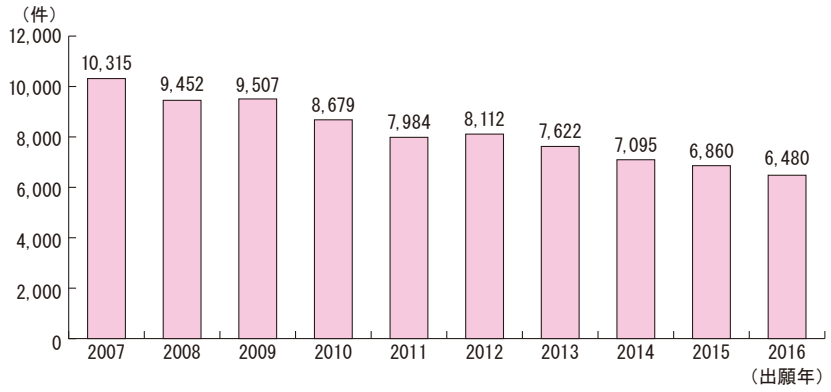

（資料）統計・資料編　第 1 章 3.

→第 1 部第 1 章 2. (1)①

(3)意匠

図⑥ 意匠登録出願件数の推移

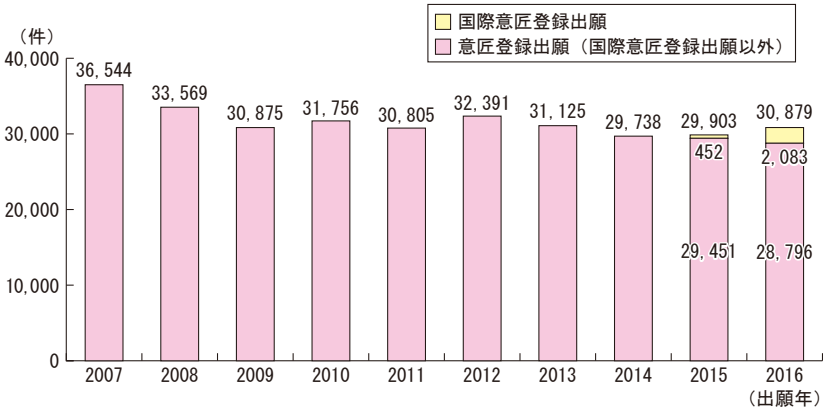

（備考）国際意匠登録出願については、国際公表日を基準としてカウントしている。日本国特許庁におけるハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願の取扱い開始は、2015 年 5 月 13 日。
（資料）統計・資料編　第 1 章 5.、第 3 章 10.

→第1部第1章3.(1)①

図⑦ 日本人による主要国・機関における意匠登録出願件数の推移

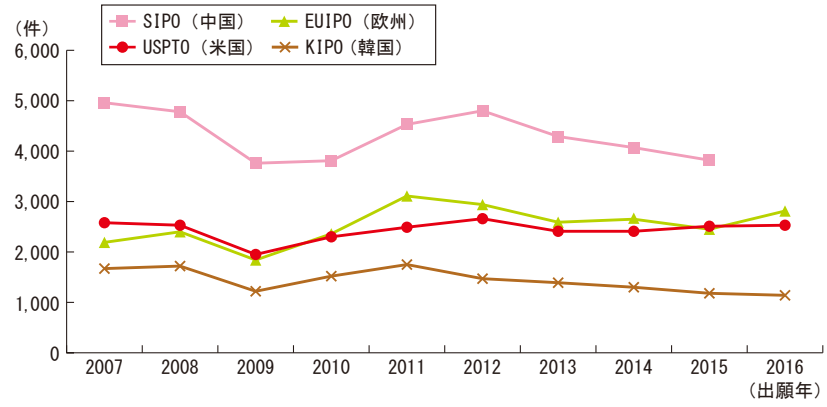

単位：件

	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
SIPO（中国）	4,966	4,782	3,760	3,811	4,532	4,805	4,296	4,078	3,827	―
EUIPO（欧州）	2,192	2,404	1,843	2,366	3,199	2,949	2,598	2,677	2,450	2,812
USPTO（米国）	2,588	2,532	1,956	2,300	2,490	2,662	2,411	2,411	2,515	2,530
KIPO（韓国）	1,671	1,728	1,222	1,528	1,757	1,470	1,391	1,311	1,184	1,140

（備考）欧州、韓国の数値は、それぞれ EUIPO、KIPOへ出願された意匠数を示す。なお、2016年の日本人による SIPOへの意匠登録出願件数は公表されていない。
各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。
（資料）米国　2007～2015年：WIPO統計、2016年：USPTO提供資料（暫定値）
欧州　2007～2015年：WIPO統計、2016年：EUIPO提供資料（暫定値）
中国　2007～2015年：WIPO統計
韓国　2007～2015年：WIPO統計、2016年：KIPO提供資料（暫定値）

→第1部第1章3.(2)⑤

(4)商標

図⑧ 商標登録出願件数の推移

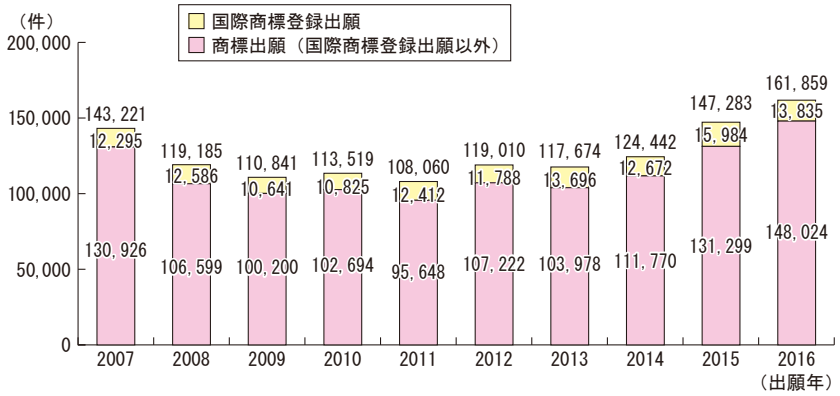

（備考）国際商標登録出願については、日本国特許庁への指定通報日を基準としてカウントしている。
（資料）統計・資料編　第１章 6.、第３章 17.

→第1部第1章4.(1)①

図⑨ 日本人による主要国・機関への商標登録出願件数の推移

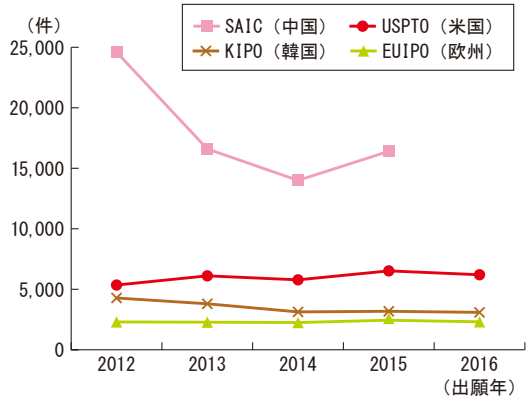

単位：件

	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
SAIC(中国)	24,676	16,604	14,054	16,403	—
USPTO(米国)	5,358	6,110	5,786	6,521	6,201
KIPO(韓国)	4,288	3,800	3,131	3,185	3,096
EUIPO(欧州)	2,315	2,283	2,257	2,597	2,318

（備考）米国　出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数
各年の値は年度データ、各年の前年 10月からその年の 9月までを示す。
（例）2016年度：2015年 10月～ 2016年 9月
中国　出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数
2016年の数値は本紙作成時点で未公表
件数は下記資料の定義に従っている。
（資料）米国　USPTO Annual Report
欧州　EUIPO ウェブサイト
中国　中国　CTMO Annual Report
韓国　2012～2016年：KIPO Annual Report、KIPO提供資料(暫定値)

→第1部第1章4.(2)⑤

図⑩ 日本から外国への出願(国際登録出願(商標))の推移

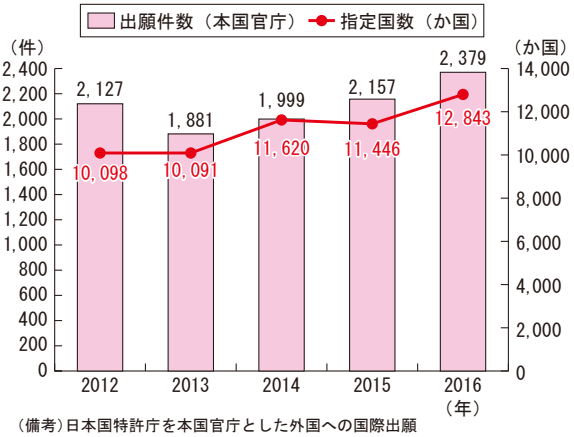

（備考）日本国特許庁を本国官庁とした外国への国際出願
（資料）統計・資料編　第３章 12.

→第1部第1章4.(2)⑦

2 特許庁における取組

「第2部　特許庁における取組」及び「第3部　国際的な動向と特許庁の取組」では、国内外において特許庁が実施している取組を中心に紹介している。ここでは、2016年度以降に実施した新たな取組について抜粋して紹介する。

①「世界最速かつ世界最高品質の知財システム」の実現

世界最速の知財システムの実現のため、平成35年度（2023年度）までに特許の「権利化までの期間[1]」（標準審査期間）と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とすべく、2016年度の登録調査機関による先行技術文献調査総件数を16.1万件としつつ、必要な審査官の確保等の取組を着実に実施している。

→第2部第1章1.

審査の品質向上の観点においても各種取組を実施しており、その中で、質に関するユーザーニーズや期待を把握し、審査を継続的に改善することを目的として、審査の質について調査を行っている。2016年度の調査では、国内出願における特許審査の質全般に対して、「満足」又は「比較的満足」と回答した割合は、2015年度よりも増加し57.0%であった。意匠、商標についても、「満足」又は「比較的満足」と回答した割合は、2015年度よりも増加し、それぞれ、61.0%、50.5%であった。

→第2部 第1章2.(2)③、第2部 第2章2.(1)③、第2部第3章5.(2)③

意匠審査基準について、ユーザーの意匠制度の利用促進を図るために、(1) 意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用、(2) 願書及び図面の記載要件、及び (3) 参考図の取扱いの3点について改訂を行った。

→第2部第2章1.(2)

商標審査基準について、商取引を取り巻く環境の変化やユーザーニーズ、近時の裁判例等の動向を踏まえ、(1) 内容面の観点からは、各条項における用語の定義及び解説並びに事例の追加、(2) 構成面の観点からは、各項目に係る見出しの追加、用語の統一等の点について改訂を行った。

→第2部第3章1.(1)

②地域・中小企業支援

「地域知財活性化行動計画」を策定し、中小企業庁や他の中小企業支援機関との連携の下、(1) 着実な地域・中小企業支援の実施、(2) 地域・中小企業の支援体制の構築、(3) 成果目標（KPI）の設定とPDCAサイクルの確立という3つの基本方針にのっとり、地域・中小企業による知財の取得、活用、保護に至るまで、各地域の実情に応じきめ細かい支援を行っていく。

→第2部第6章1.

地域の出願人等の制度ユーザーの利便性の向上や知的財産の未活用企業等への意識啓発を目的とした「巡回特許庁」を、2016年度には全国4地域（中部、近畿、中国、九州）で開催した。

→第2部第6章6.(1)

1　出願人が補正等をすることに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。

図⑪ 巡回特許庁　2016 年度実績

巡回特許庁 in 中部（2017.2.22 ～ 3.2）

○中部知財フォーラム 2017　181 名
○地域ブランドセミナー　93 名
○「知っておきたい、ゲーム業界の発展を支える知的財産権制度」セミナー　176 名
○意匠制度の改正に関する説明会　106 名

●出張面接審査　実施件数　108 件
　　企業数　18 社

巡回特許庁 in KANSAI（2016.11.21 ～ 12.16）

〈大阪市〉
○知的財産シンポジウム　286 名
○知財ビジネスマッチングセミナー　～中小企業シーズオープン交流会～　86 名
○知的財産権制度説明会（初心者向け）/ テレビ面接審査デモンストレーション / 模擬口頭審理動画放映
○職務発明制度セミナー　85 名

〈京都市〉
○地域団体商標 10 周年記念セミナー　72 名

●出張面接審査　実施件数　367 件
　　企業数　49 社

巡回特許庁 in ひろしま（2016.8.29 ～ 8.31）

○知財活用セミナー 158 名
○中国地域知財戦略本部会合
○地元ユーザーとの意見交換会
○模擬審判廷による実演・テレビ面接審査デモンストレーション　49 名
○経済産業局特許室及び特許庁・INPIT 事業 PR 展示

●出張面接審査　実施件数　47 件
　　企業数　10 社

巡回特許庁 in 九州（2016.10.24 ～ 10.27）

〈福岡市〉
○地方創生に向けた知財金融フォーラム in 福岡　150 名
○九州知的財産活用推進協議会
○九州地域の知財活用企業（経営者）との意見交換会
○模擬審判廷による実演 / テレビ面接審査デモンストレーション　39 名
○地域団体商標等 PR 展示

〈鹿児島市〉
○デザイン・ブランド戦略による地域産業振興セミナー　81 名
○知的財産権制度説明会（初心者向け）/ テレビ面接審査デモンストレーション / 模擬口頭審理動画放映　29 名
○地域団体商標等 PR 展示

●出張面接審査　実施件数　30 件
　　企業数　10 社

※上記に加え、全開催地域で INPIT と連携し、臨時相談窓口を開設。

また、2016年度に、中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合の「セーフティネットとしての施策」として、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会を運営主体とした知財分野としては初めての海外知財訴訟費用保険制度を創設した。それに伴い、中小企業が本保険に加入する際には、保険掛金への助成を行う補助事業を実施しており、中小企業の保険加入を促進している。

→第2部第6章7.(3)

図⑫ 海外知財訴訟費用保険制度の事業イメージ

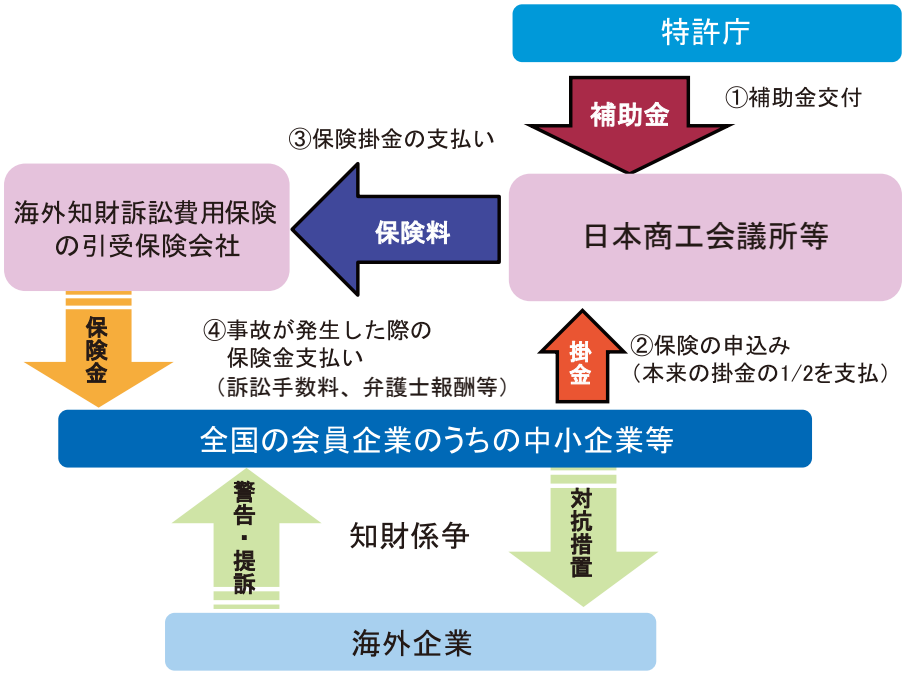

地域における中堅・中小・ベンチャー企業の知的財産の権利化・活用を促すため、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）において、2017年度第2四半期（7～9月）に「近畿統括本部」（INPIT-KANSAI）を開設し、知的財産の活用支援を行うことを予定している。

→第2部第6章8.

③海外知財関係機関との連携・知的財産制度整備の支援

企業がグローバルに事業展開を行うためには、自国外においても早期にて安定した知的財産の保護を受けられることが必要不可欠である。IT技術の進展、経済連携協定の締結等を通じて、日本企業の海外進出が進むことが予想される中、知的財産権をあらゆる国で円滑かつ予見性高く取得し、活用できる環境がますます強く求められている。特許庁では、先進国に対しては、日米欧中韓の五大特許庁長官会合や日中韓特許庁長官会合等において制度・運用調和や多国間協力に関する議論をリードする一方、新興国・途上国に対しては、日アセアン特許庁長官会合を通じたASEANの知的財産制度・運用の改善や、インド・アフリカ諸国等との連携強化を図るなど、グローバルな知的財産環境の構築・整備を目指している。

→第3部第2章

また、東京で2016年11月に開催された日欧知的財産司法シンポジウム2016等を通じ、知財司法分野における各国間の相互理解の促進に貢献した。

→第2部第4章3.

知的財産環境の構築・整備の一環として、新興国、途上国に対して職員の派遣、現地関係職員の研修生としての受入れ等をしており、その中で、2016年度、他庁の新人審査官研修への協力を行った。インド特許意匠商標総局に対しては、2016年4月～5月、及び8月に、国際研修指導教官を始めとする審査官延べ12名を派遣し、タイ知的財産局に対しては、2016年10月～11月、及び2017年3月に、審査官延べ8名を派遣して、各庁の新人審査官に対して特許審査実務の指導を行った。

→第3部第2章3-4.

また、特許審査ハイウェイ（PPH）は、第一庁（出願人が最先に特許出願をした庁）で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、第一庁とこの取組を実施している第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みであり、2017年4月1日に、ブラジル、アルゼンチンとの間でもPPHを開始し、その拡充を図っている。

→第2部第1章3.(1)①

さらに、2016年7月より、カンボジア工業手工芸省と、2016年11月より、ラオス知的財産局との間で、特許の付与円滑化に関する協力（CPG：Cooperation for facilitating Patent Grant）を開始した。CPGとは、日本で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、本協力を実施している特定国の知的財産庁において実質的に無審査で早期に特許が付与される枠組みである。

→第2部第1章3.(2)①

図⑬ 特許の付与円滑化に関する協力（CPG）の概要

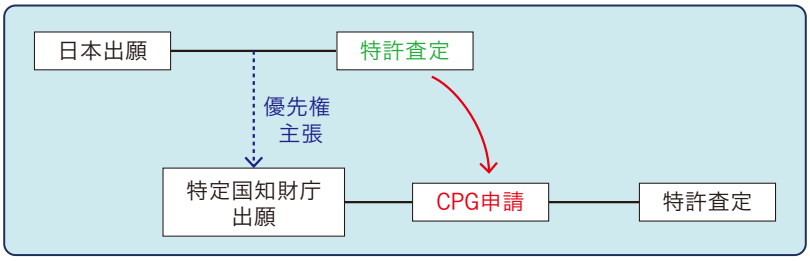

④第四次産業革命への対応

第四次産業革命へ対応し、我が国企業の競争力向上に資するべく、種々の取組を実施している。詳細は、次ページからの冒頭特集を参照されたい。

特許庁の「第四次産業革命」への対応

「IoT(Internet of Things、モノのインターネット)」により実社会の様々な情報が取得可能になり、収集された「ビッグデータ」を分析することで新たな価値が生まれ、「AI(人工知能)」がそのデータを元に自ら学習することでこれまで不可能とされていた高度な処理能力を身につける—これらのイノベーションは、産業、さらには社会生活を大きく変革する「第四次産業革命」を引き起こしつつある。この社会変革を我が国の産業競争力拡大の絶好の機会として最大限に生かすために、知的財産制度はますます重要な役割を担うこととなる。本冒頭特集では、特許庁の「第四次産業革命」への対応に関する取組を紹介する。

1 第四次産業革命と知的財産

コンピュータによりある程度の自動化・効率化が実現された「第三次産業革命」から数十年、コンピュータの処理能力やデータ貯蔵能力の向上、ネットワーク通信の高速化・大容量化、情報処理装置やセンサ等の小型化・低消費電力化は、飛躍的に進展している。これにより、例えば自動走行における道路交通情報や、ウェアラブル機器におけるヘルスケアデータ、さらに製造業における実操業データまで、実社会の様々かつ大量の情報をデータとして取得し収集する、いわゆるIoT、そして、この収集した大量のデータ(ビッグデータ)を分析・学習し、極めて高度な判断を行うことで、例えば、安全かつ効率的な自動走行、体調管理情報のリアルタイムな提供や物流システムまで含めた製造プロセスの高度な最適化などを可能とするAIが同時に実現可能なものとなりつつあり、単なる情報の集合体であったビッグデータが新たな価値を持つものとして認識されるとともに、新たなビジネスが生まれ、拡大しようとしている。

図１ IoT、ビッグデータ、AI が引き起こすイノベーション

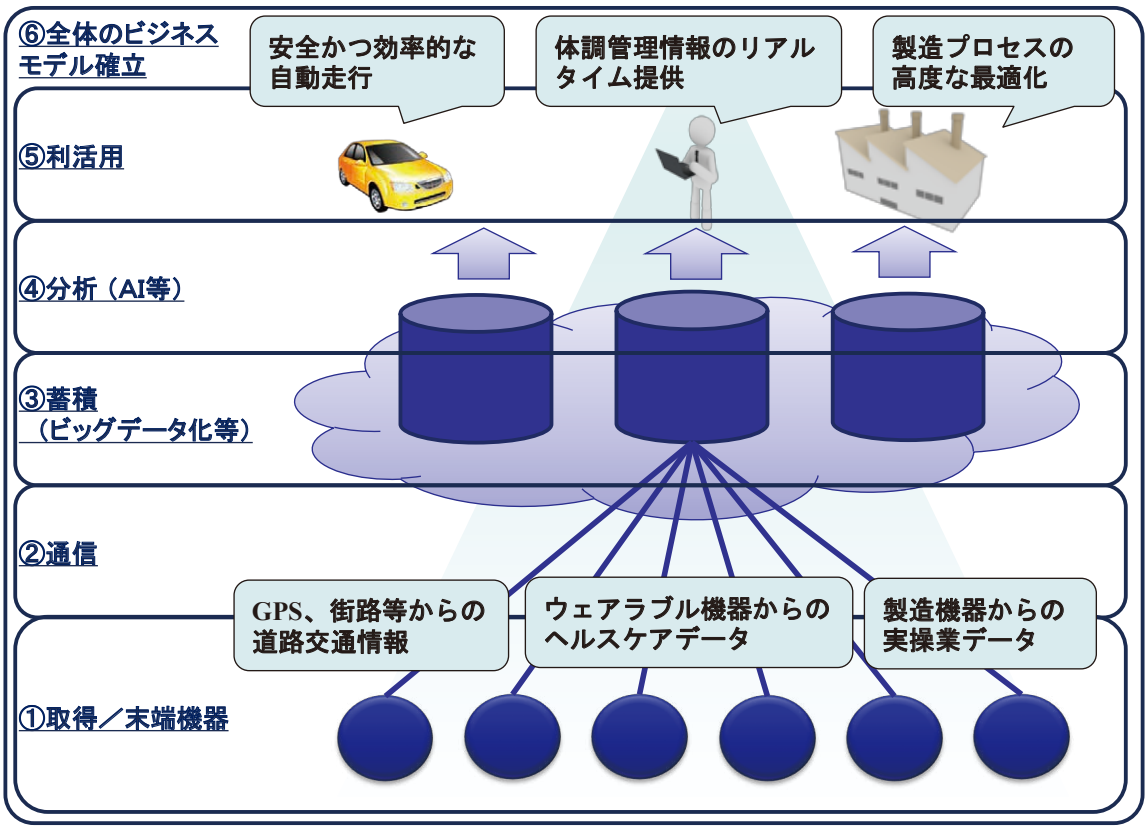

（資料）特許庁作成

図２ IoT 関連技術の産業分野別特許出願件数の推移（日米欧中韓への出願）

「第四次産業革命」を引き起こす主要技術の一つとして位置づけられる IoT 関連技術の特許出願は年々増加している。

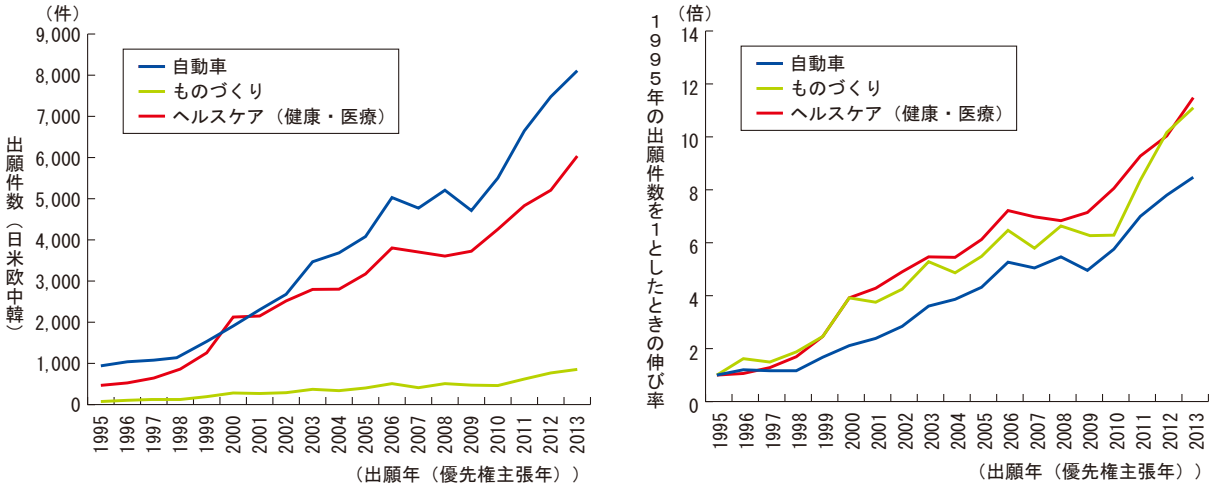

（備考）IoT 関連技術のうち、センシング及び送信機能を備えるもの。
2013 年以降は、データベース収録の遅れや PCT 出願の各国移行のずれ等により、全データを反映していない可能性がある。
（資料）平成 28 年度特許出願技術動向調査 -IoT 関連技術 - を基に特許庁作成

これらのイノベーションが引き起こす社会変革、すなわち「第四次産業革命」の時代においては、今までほとんどつながりを持たなかった産業分野のネットワーク化が進み、異業種との技術横断的な連携や、大企業とベンチャー企業といった企業の規模にとらわれない連携が必要となってくる。そして、「第四次産業革命」を引き起こす「IoT」関連技術や、「AI」に代表される分析技術だけでなく、データを活用した「ビジネスモデル」、そして、収集した「データ」そのものについて、知的財産として保護し活用を図ることが、新たな時代における産業競争力を決定づけるものとして一段と重要性を増し、知財戦略の構築においても、オープン＆クローズ戦略の柱である知財、標準にデータを加えた新たな視点が必要となる。

図 3　オープン＆クローズ戦略の新たな視点

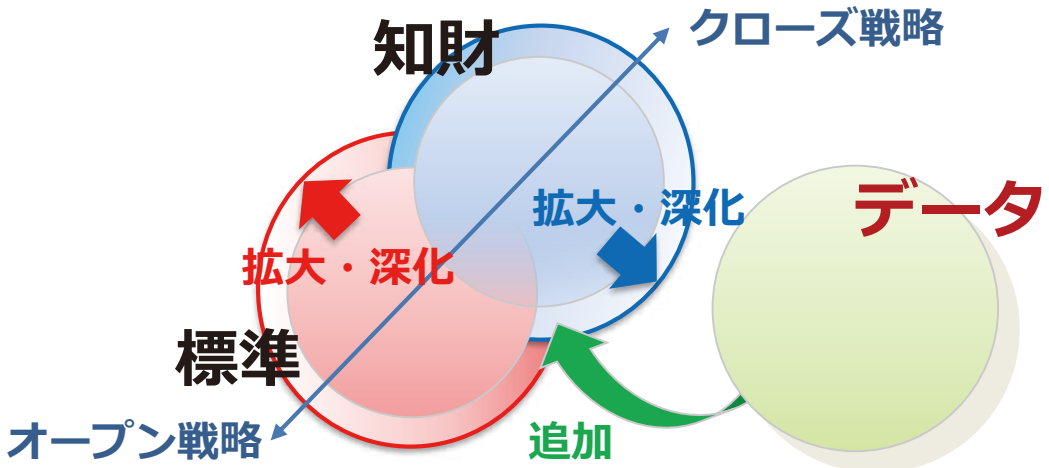

（資料）特許庁作成

特許庁としては、この状況に対応した知財システムの在り方について検討を進めるとともに、複数の技術により技術横断的に構成される発明である IoT や AI 等に関する発明の適切な保護と活用の促進を図るべく、これらの新しい技術に対応した審査の運用等に関する情報のユーザーへの提供や海外知財庁との共有、検索環境や審査体制の整備、そして関連技術の特許出願に基づく技術動向の把握など、産業構造の変化で起こり得る発明の変化を意識した対応を進めている。

2 特許庁における取組

(1)第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会

特許庁は、2016年10月、経済産業省内の関係部局との連携の下、学識経験者、産業界等の有識者からなる「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」を立ち上げ、計10回にわたる議論を通じて、企業の戦略とそれを支える制度や運用に関する現状と課題の整理を行い、「産業財産権システム」、「データの利活用」及び「国際標準化」の各観点について、有識者からの提言をとりまとめた。

→第2部第8章Column 27

(2)五庁共同声明2016（東京声明）の合意

日米欧中韓の五大特許庁（五庁）は、2016年6月、第9回長官会合において、今後の五庁協力の目指すべき方向性として、三つの取組を掲げた五庁共同声明2016（東京声明）に合意した。その取組の一つとして、IoTやAI等の新技術に対応するため各庁の協力を図ることとし、これらの新技術による影響について情報共有や意見交換等を進めることとした。

→第3部第2章1.(1)①

(3)「第四次産業革命」に関連する技術に関する審査事例の追加

特許庁は、「第四次産業革命」の進展に伴い注目されているIoT関連技術等に対する審査の運用を出願人等のユーザーに分かりやすく示すことを目的として、IoT関連技術等に関する審査事例を「特許・実用新案審査ハンドブック」に追加し、日本語及び英語にて公表した。

具体的には、2016年9月にIoT関連技術における様々な技術分野の12事例を、2017年3月にAIの学習済みモデルや、IoT、3Dプリンティング関連技術におけるデータ・データ構造等に関する11事例を、それぞれ追加し、発明該当性、新規性、進歩性の要件について国内外に紹介している。

→第2部第1章2.(2)②a.

(4)IoT関連技術の分類整備

IoT関連技術の近年の急速な発展に伴い、同技術の特許出願の動向や、どのような発明が特許になっているのかを把握したいというニーズが高まっている。これを受け、特許庁は、2016年11月に広域ファセット分類記号「ZIT」を新設し、世界に先駆けてIoT関連技術の分類付与を開始した。これにより、特許として登録されているIoT関連技術の把握が可能となり、我が国におけるIoT関連技術の研究・開発が一層効率的に進むことや、特許取得の予見性が向上することが期待される。

さらに、2017年4月には、ユーザーの要望を受けて、ZITを細展開し、ヘルスケア用、製造業用等といった形で用途別に分類する新たな分類項目を設立することで、用途別のIoT関連技術の抽出が可能となった。これにより、関心のある用途におけるIoT関連技術を、より簡単に調査することができるようになった。加えて、日本文献のみならず、外国文献についても同様の観点で抽出が可能となるように、当該用途別の分類項目のIPC（国際特許分類）化を海外知財庁に提案した。

→第2部第1章2.(2)②b.

(5)IoT関連技術に関する発明に対応した審査体制整備

IoT関連技術の進展に伴い、これまでICT（Information and Communication Technology、情報通信技術）との関連が少なかった様々な技術分野において、IoT関連発明の出願が増加することが想定される。そのため、IoT関連発明について、一層適切な審査を行うことを目的として、審査体制を整備した。

具体的には、特許庁内部に、管理職員等からなるIoT委員会と、同委員会委員及びIoT関連発明に精通したIoT担当官から構成されるIoT審査チームを発足させ、最新のIoT関連技術や審査事例についての知見を共有し、この知見を審査実務において活用できるようにすることで、質の高い特許権設定に向けた均質な特許審査を担保する体制とした。

→第2部第1章2.(2)②c.

(6)IoTを活用したビジネス関連発明に関するユーザーへの情報提供

IoTの活用にあたっては、IoTを支えるセンサや通信等に関する個別技術に加えて、全体のビジネスモデルの確立が重要である。ビジネスモデルそれ自体は特許による保護の対象ではないが、ICTによって実現されたビジネスモデルは、ビジネス関連発明として特許による保護の対象となり、そうした特許の利活用は、ユーザーのビジネスを後押しする。特許庁では、ビジネス関連発明に関して積極的にユーザーへ情報提供を行い（2016年度は全国12カ所でセミナーを開催、特許庁ウェブサイトで最近の動向を公表等）、ビジネス関連発明に関する特許の適切な取得を支援している。

→第2部第6章6.(2)

(7)「第四次産業革命」に関連する特許出願技術動向調査

特許庁では、市場創出に関する技術分野、国の政策として研究開発を推進すべき技術分野を中心に技術テーマを選定し、特許出願技術動向調査を実施している。その中で、「第四次産業革命」に関連する各技術テーマを図4のように位置づけ、それぞれについて、特許出願動向を中心に、市場動向、政策動向等を含め調査を実施し、我が国及び主要各国の技術開発の動向を明らかにするとともに、今後、我が国が研究開発に重点を置くべき分野などについて提言を行っている。

→2016年度調査テーマについて、
第1部第5章1.(2)

図 4 「第四次産業革命」に関連する特許出願技術動向調査の実施状況

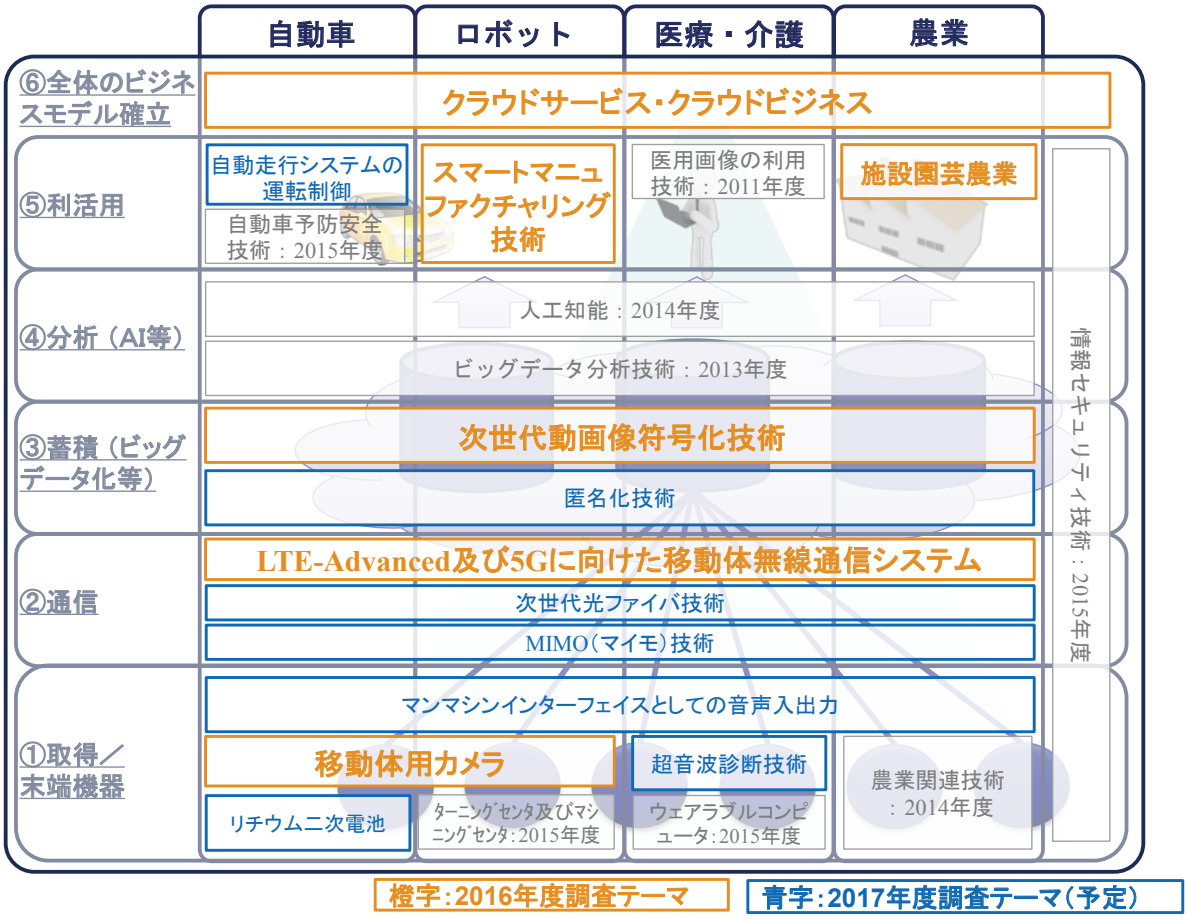

（資料）特許庁作成

第１部　知的財産をめぐる動向

- 第１章　国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状
- 第２章　企業等における知的財産活動
- 第３章　中小企業・地域における知的財産活動
- 第４章　大学等における知的財産活動
- 第５章　分野別に見た国内外の出願動向

第　1　章

国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状

近年、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知財戦略の重要性も一層増している。また、我が国企業の海外展開の進展や、新興国での経済発展や知的財産に対する認識の高まりに伴い、知的財産をめぐる社会情勢は大きく変容している。これらの状況について、本章では、特許・実用新案・意匠・商標における国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状の観点から紹介する。

1　特許

(1)我が国における特許出願・審査請求等の推移及び特許審査の現状

①特許出願件数とPCT国際出願[1]件数

過去10年間の特許出願件数の推移を見ると、2007年以降漸減傾向で推移しているが、減少幅は縮小しつつあり、2016年は318,381件（前年比0.1%減）であった。他方、日本国特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基づく国際出願（PCT国際出願）の件数は、2014年を除き、一貫して増加傾向を示しており、2016年は44,495件（前年比3.2%増）と、過去最高となった。このように、かつては国内偏重の出願構造であったが、現在はPCT国際出願の活用が進んでいる。これは、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知財戦略の重要性も一層増していることなどが背景にあるものと考えられる。

1-1-1図　特許出願件数の推移

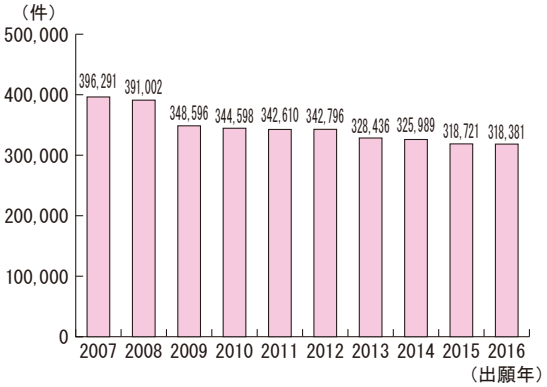

（備考）特許出願件数は国内出願件数と特許協力条約に基づく国際出願（PCT国際出願）のうち国内移行した出願件数（基準日は国内書面の受付日）の合計数である。
（資料）統計・資料編　第1章1.

1-1-2図　PCT国際出願件数の推移

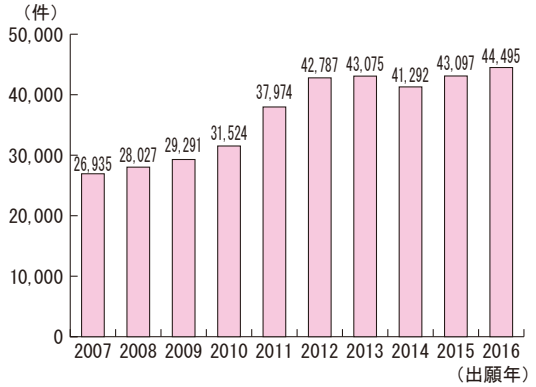

（資料）統計・資料編　第3章1.

②審査請求件数

審査請求件数は2009年以降横ばいで推移しており、2016年は240,455件であった。なお、2001年10月以降の出願について審査請求期間が7年から3年へ短縮されたことに伴い、審査請求件数の一時的な増大が生じていたが、これも2008年9月末をもって終了している。

1　特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願。一つの出願願書を条約に従って提出することにより、PCT加盟国である全ての国に同時に出願したことと同じ効果を与える出願制度となっている。

1-1-3図 審査請求件数の推移

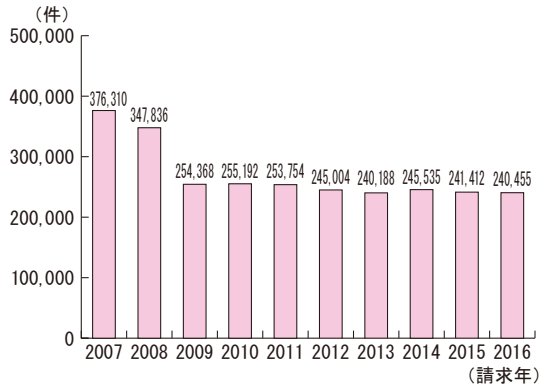

（備考）2009～2012年の審査請求件数には審査請求料の納付繰延制度を利用しているものが含まれる。
（資料）統計・資料編　第1章1.

③審査の迅速化

特許庁は、2013年度末に一次審査通知までの期間を10.4か月とし、2004年度に掲げた10年目標（平成25年度（2013年度）末までに一次審査通知までの期間を11か月以内とするという目標（FA11））を達成した。その後、一次審査通知までの期間に加え、権利化までの期間の短縮を求めるニーズの高まりを受け、特許庁は、新たな10年目標として、平成35年度（2023年度）までに特許の「権利化までの期間[1]」（標準審査期間）と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とするという目標を設定し、着実に取り組んでいる。

④特許審査実績

2016年の一次審査件数は246,879件となった。また、特許査定件数は191,032件、拒絶査定件数は58,638件、特許登録件数は203,087件となった。なお、2016年の特許査定率の増加は、特許法条約（PLT）への加入に伴う、拒絶理由通知の応答期間の延長に関する運用変更[2]の影響による、戻し拒絶査定件数の一時的な減少などが要因であると考えられる。

また、日本国特許庁が2016年に国際調査機関として作成した国際調査報告の件数は、2016年のPCT国際出願件数と同様に過去最高の、44,321件となった。

1-1-4図 特許審査実績の推移

単位：件

実績	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
一次審査件数	363,876	369,679	356,179	255,001	235,809	246,879
再着審査件数	327,736	338,738	329,409	283,085	237,076	242,904
国際調査報告作成件数	35,633	40,529	42,384	40,079	43,571	44,321
国際予備審査報告作成件数	2,198	2,702	2,509	2,190	2,515	2,021
前置審査件数	25,739	23,851	23,168	22,972	20,405	18,108
合計	755,182	775,499	753,649	603,327	539,376	554,233

（備考）前置審査件数は、前置登録件数[3]、前置報告件数[4]、前置拒絶理由件数の合計。

1-1-5図 最終処分実績の推移

単位：件

実績	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
特許査定件数	220,495	254,502	260,046	205,711	173,015	191,032
拒絶査定件数	138,784	120,896	108,544	88,467	66,599	58,638
（うち戻し拒絶査定件数）	84,419	70,297	60,356	41,477	30,173	25,448
FA後取下げ・放棄件数	5,433	5,566	4,090	2,562	2,290	2,207
特許登録件数	238,323	274,791	277,079	227,142	189,358	203,087
特許査定率	60.5%	66.8%	69.8%	69.3%	71.5%	75.8%
拒絶査定率	39.5%	33.2%	30.2%	30.7%	28.5%	24.2%

（備考）戻し拒絶査定件数とは、審査官の拒絶理由通知に対し、何ら応答されず拒絶査定された件数。
FA後取下げ・放棄件数とは、一次審査着手後に出願の取下げ・放棄が行われた件数。
特許査定率＝特許査定件数／（特許査定件数＋拒絶査定件数＋FA後取下げ・放棄件数）
拒絶査定率＝（拒絶査定件数＋FA後取下げ・放棄件数）／（特許査定件数＋拒絶査定件数＋FA後取下げ・放棄件数）
（資料）特許庁作成

1　出願人が補正等をすることに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。
2　特許出願及び商標登録出願における拒絶理由通知の応答期間の延長に関する運用の変更について（2016年4月1日開始）
（https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/kyozetu_entyou_160401.htm）
3　前置審査の結果、拒絶査定を取り消して特許査定された件数。
4　前置審査の結果、拒絶査定を維持すべきと判断された件数。

⑤出願年別で見る特許出願・審査請求・特許登録等

出願年別で見ると、特許登録件数は17万件前後を維持している。また、特許出願件数は近年漸減傾向であるものの、審査請求件数はほぼ横ばいを維持している。そして、特許出願件数に対する特許登録件数の割合（特許登録率）は増加傾向にある。このことから、出願人が特許出願にあたり厳選を行うことが浸透し、企業等における知的財産戦略において量から質への転換が着実に進んでいることが窺える。

1-1-6図　出願年別で見る特許出願・審査請求・特許登録等の推移（2002-2016）

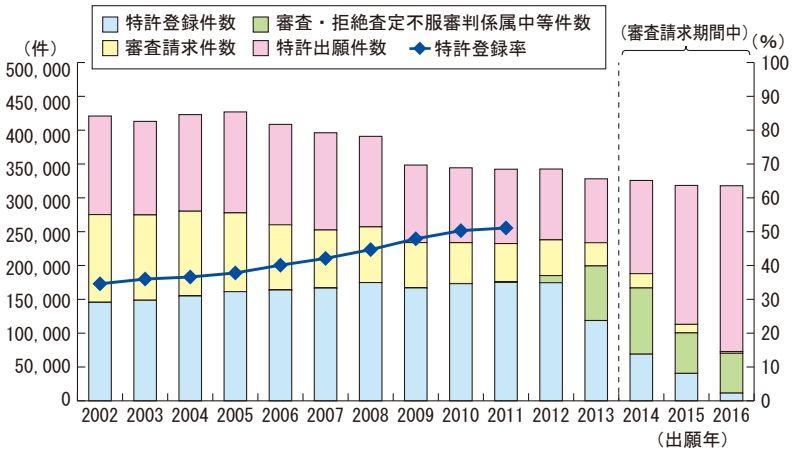

単位：件

出願年	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
特許出願件数	420,906	413,008	423,017	426,974	408,569	396,160	390,879	348,429	344,397	342,312	342,589	328,138	325,688	318,345	317,922
審査請求件数	275,276	274,752	280,250	277,797	260,221	252,485	257,116	233,901	233,780	232,471	237,906	233,708	187,992	113,000	72,895
特許登録件数	145,534	148,587	154,942	161,363	163,773	166,611	174,818	166,884	173,166	175,024	174,606	118,734	68,976	40,584	11,466

（備考）特許登録件数の数値は、2017年5月9日時点での暫定値。
2014年から2016年の審査請求件数の数値は、2017年5月9日時点での暫定値。
延長登録出願件数は、特許出願・審査請求・特許登録等の件数には含まれない。
（資料）特許庁作成

⑥特許権の現存率

日本における特許権の設定登録からの年数毎の現存率は、設定登録から5年後で87%、10年後で52%、15年後で11%程度に減少している。

日本における内国出願人の特許保有件数は増加傾向にあり、2016年末に164万件に達し、2007年の109万件の約1.5倍となった。外国出願人の特許保有件数も増加傾向にあり、2016年末に34万件に達し、2007年の12万件の約2.8倍となった。

1-1-7図　特許権の現存率

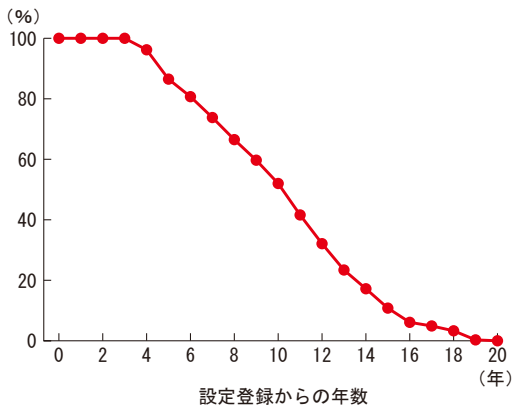

（備考）・現存率は、特許権の登録件数に対する現存件数の割合のことである。
・2016年末現在の数字である。
（資料）統計・資料編　第2章19.(2)

1-1-8図
内外国出願人別の現存特許権数の推移

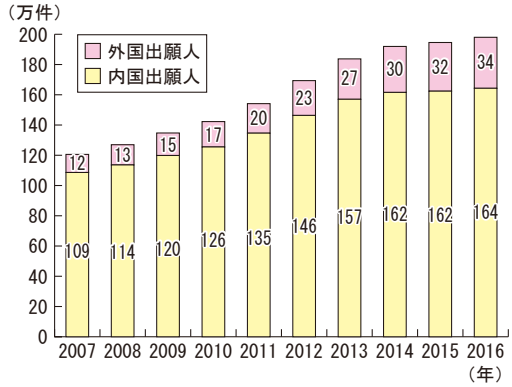

（備考）国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。
（資料）統計・資料編　第2章19.(1)

(2)主要国・機関における特許出願・登録動向

①世界の特許出願件数

2006年に179.1万件であった世界の特許出願件数は、この10年間で1.6倍に増加し、2015年には288.9万件に達した。2009年の世界の特許出願件数は居住者、非居住者共に減少していたが、2010年以降増加に転じており、2015年は前年比7.8%増となっている。2015年の世界の特許出願件数の伸びは、主に、中国人による中国国家知識産権局（SIPO）への特許出願件数の大幅な増加によるものである。2015年の世界の特許出願件数においては、米国特許商標庁（USPTO）、日本国特許庁（JPO）がこれに続いている（1-1-17図参照）。

非居住者による特許出願件数を見ると、この10年間で1.3倍に増加し、2015年には91.5万件に達した。特に、非居住者による特許出願のうちPCT国際出願の国内移行件数は、2006年に34.9万件であったのに対し、2015年には52.1万件となっており、PCT国際出願制度の利用が活発化したことがうかがえる。

②世界の特許登録件数

世界の特許出願件数の増加に伴い、世界の特許登録件数も増加の傾向にある。2006年には75.6万件であったが、この10年間で約1.6倍に増加し、2015年には124.1万件であった。この世界の特許登録件数のうち非居住者による登録は、この10年間で約1.6倍に増加し、2015年には全体の4割弱を占める状況にある。2015年の世界の特許登録件数を出願人の居住国別に見ると、中国居住者による特許登録件数は27.8万件と最も多く、日本27.0万件、米国25.2万件と続いている。また、日本居住者による特許登録件数のうち、約4割は外国での登録であり、我が国企業の知財活動が国内外に広く行われていることが分かる。

1-1-9図 世界の特許出願件数の推移

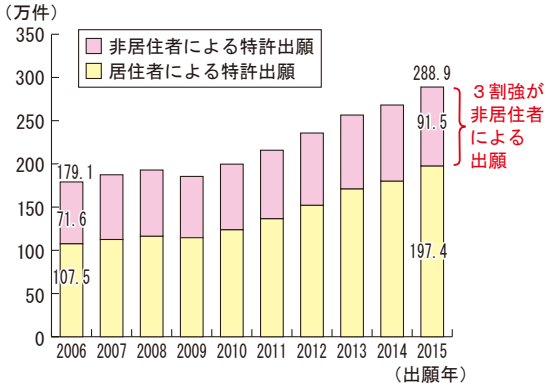

（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-10図
非居住者による特許出願件数の出願ルート別内訳の推移

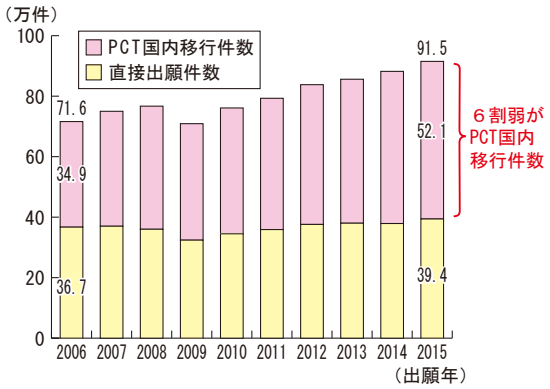

（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-11図 世界の特許登録件数の推移

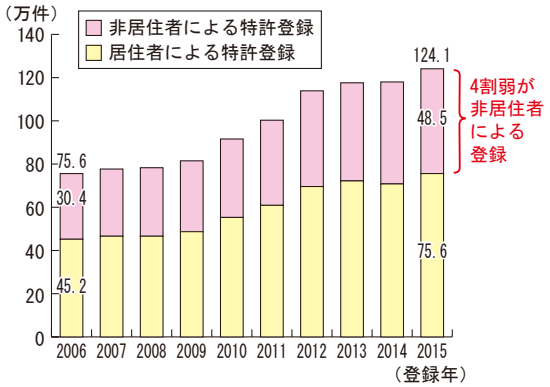

（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-12図
出願人居住国別の世界での特許登録件数（外国／内国）（2015年）

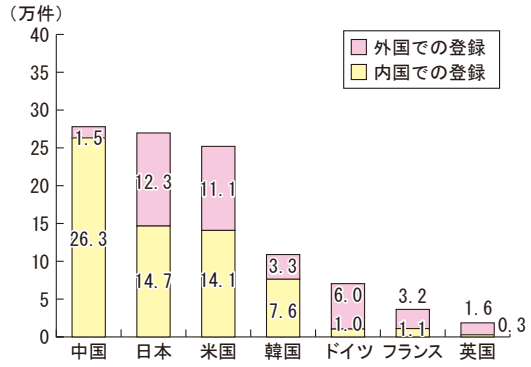

（備考）居住国は筆頭出願人の居住国である。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-13図
出願人居住国別の世界での特許登録件数（PCT国際出願／直接出願）（2015年）

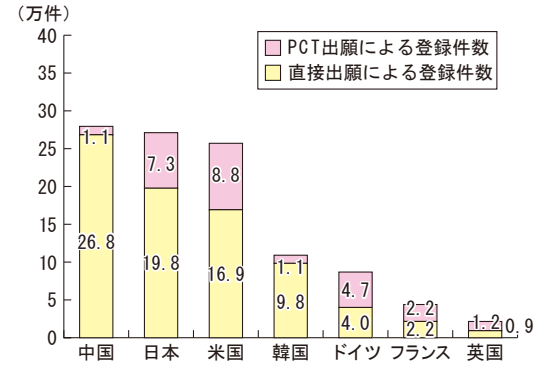

（備考）居住国は筆頭出願人の居住国である。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

③世界のPCT国際出願件数

PCT国際出願件数は、2009年以降増加しており、2016年は232,642件と、前年に引き続き過去最高となった。

1-1-14図
PCT加盟国数及びPCT国際出願件数の推移

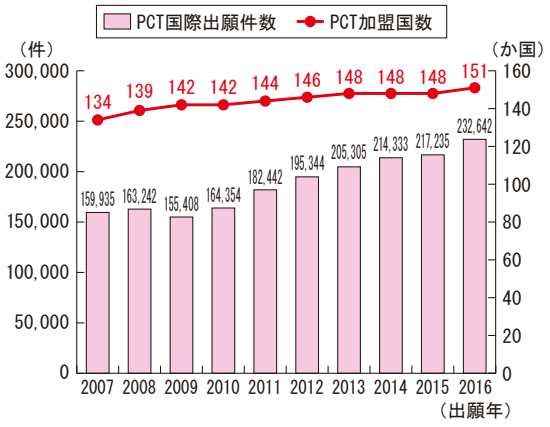

（資料）WIPO ウェブサイト、WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

PCT国際出願件数の推移を出願人居住国別に見ると、2016年の日本からの出願件数は、2012年から3.9%増の45,220件と、過去最高を記録し、引き続き第2位となっている。この日本からのPCT国際出願件数の増加の背景には、我が国企業等の活動が一層グローバル化したこと、PCT国際出願のメリットについて認識が高まってきたことなどがあると考えられる。また、2016年の中国からのPCT国際出願件数は前年比44.5%増を記録した。出願人居住国別の割合を見ると、2012年と2016年のいずれにおいても上位10か国で全体の約86%以上を占めている。米国は全体の24.3%を占め、引き続き第1位となっている。

1-1-15図 出願人居住国別の PCT 国際出願件数の推移

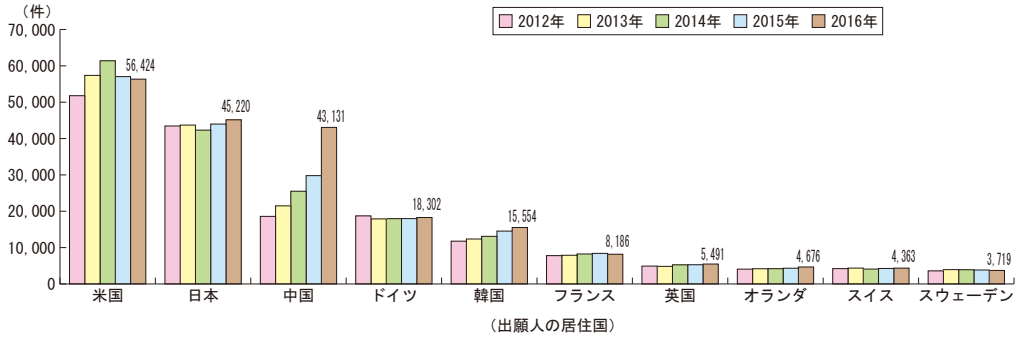

（備考）各年の出願件数は国際出願日によるものであり、居住国は筆頭出願人の居住国である。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-16図 出願人居住国別の PCT 国際出願件数の割合（2012 年と 2016 年の比較）

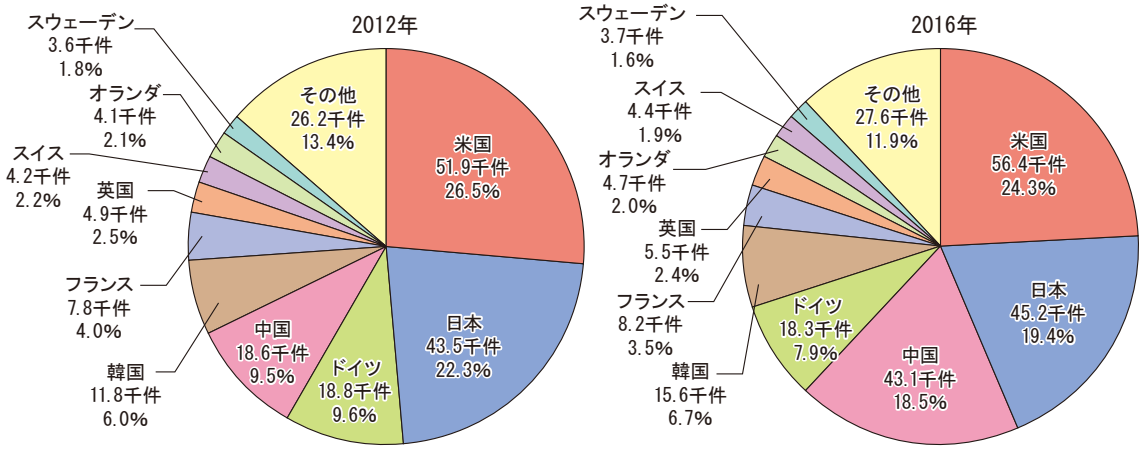

（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

④五大特許庁における特許出願件数

五大特許庁（日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、中国国家知識産権局（SIPO）、韓国特許庁（KIPO））における特許出願件数の動向を示す。

2016 年の JPO における出願件数は 31.8 万件であり、前年より微減した。五大特許庁の中では、前年と同様 SIPO における出願件数の増加が際立っている（前年比 21.5%増）。

1-1-17図
五大特許庁における特許出願件数の推移

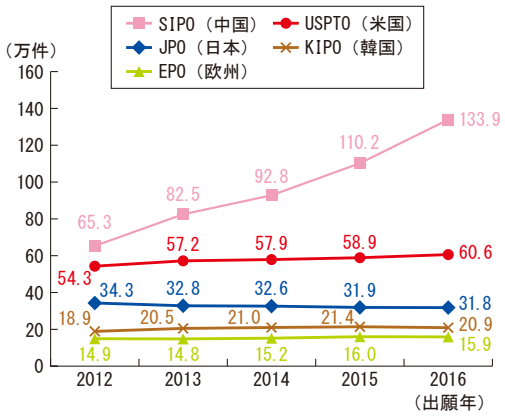

（資料）下記を基に特許庁作成
JPO　統計・資料編　第 1 章 1.
USPTO USPTO ウェブサイト（2012～2015 年）及び USPTO 提供資料（暫定値）（2016 年）
EPO　EPO Annual Report 2016（European patent applications 参照）
SIPO　SIPO ウェブサイト
KIPO　KIPO ウェブサイト

⑤五大特許庁における特許出願構造

JPO、SIPO 及び KIPO では内国人による出願が多く、特に、SIPO における内国人による出願件数は、近年大きく増加しているのに対して、USPTO 及び EPO では外国人（EPO の場合は EPC 加盟国以外の出願人）による出願がほぼ半数を占めている。

1-1-18図　JPO における特許出願構造

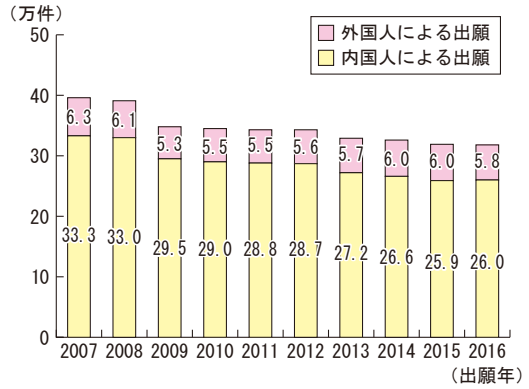

（備考）国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。
（資料）統計・資料編　第 2 章 4.（1）

1-1-19図　USPTO における特許出願構造

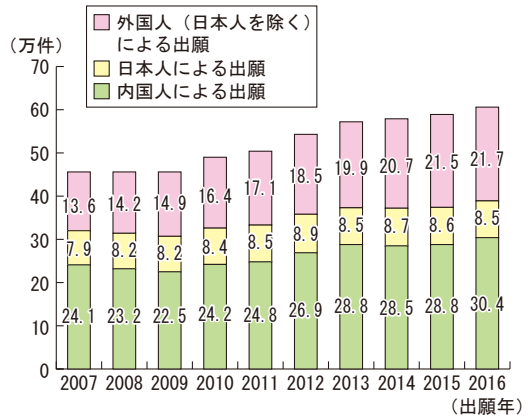

（備考）Utility Patent が対象。
　　国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）USPTO ウェブサイト（2007 年～2015 年）及び USPTO 提供資料（暫定値）（2016 年）を基に特許庁作成

1-1-20図　EPO における特許出願構造

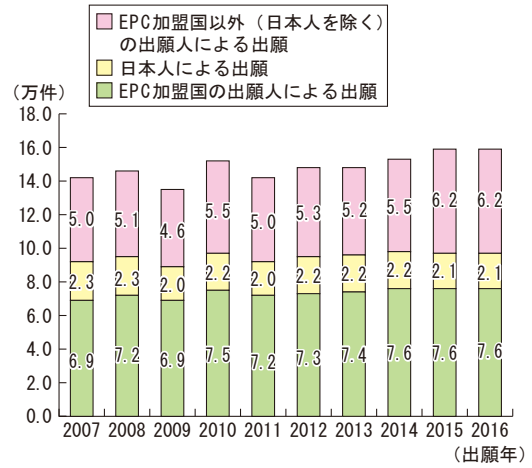

（備考）EPC 加盟国は各年末における加盟国。
　　国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）EPO Annual Report 2016 を基に特許庁作成

1-1-21図　SIPO における特許出願構造

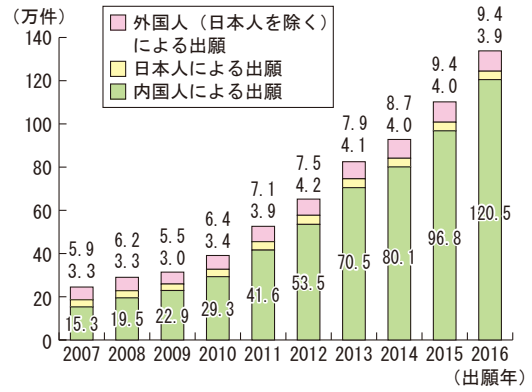

（備考）「内国人による出願」には、台湾から SIPO への出願件数を含む。
　　2016 年台湾からの出願件数 10,283 件。
　　国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）SIPO Annual Report 及び SIPO ウェブサイトを基に特許庁作成

1-1-22図　KIPO における特許出願構造

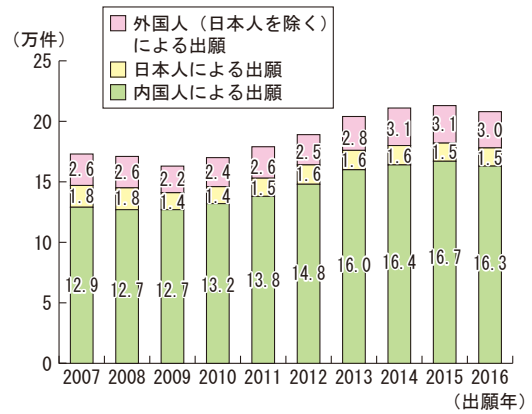

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）KIPO Annual Report（2007～2016 年）を基に特許庁作成

⑥五大特許庁間の特許出願件数と特許登録件数

2015年における五大特許庁間の特許出願件数と特許登録件数を見ると、日本からの出願・登録は、USPTO、SIPO、EPO、KIPOの順に多く、一方で、JPOへの出願は、米国、欧州、韓国、中国の順であり、特に、中国からJPOへの出願・登録の件数と比較して、日本からSIPOへの出願・登録の件数が多い。

1-1-23図 五大特許庁間の特許出願状況（2015年）[1]

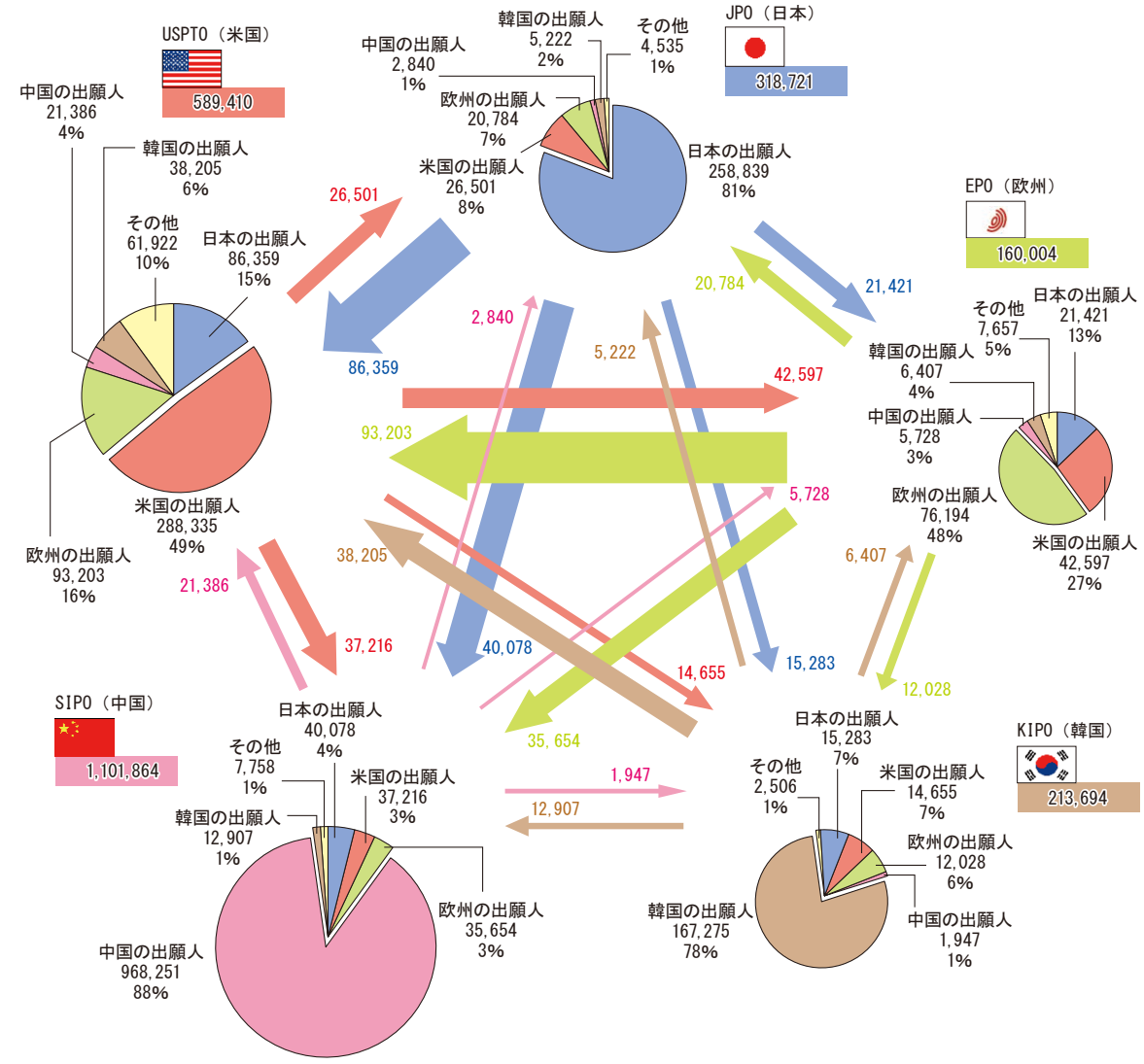

（備考）・USPTOはUtility Patentが対象
・枠内の数値は、各国・機関における2015年の特許出願件数の合計を示す。
・欧州からの件数は、2015年末時点のEPC加盟国の出願人による出願件数を示す。
・EPOへの件数は、欧州特許庁分のみを計上しており、各EPC加盟国への出願件数は含まれていない。
・各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）下記を基に特許庁作成
JPO　統計資料編2016年版　第4章2.(1)
USPTO　USPTOウェブサイト
EPO　EPO Annual Report 2016
SIPO　SIPOウェブサイト
KIPO　KIPOウェブサイト

1　特許庁「平成28年度特許出願動向調査報告書―マクロ調査―」において、優先権主張年2012年にて一部の分野別の図を掲載
https://www.jpo.go.jp/shiryou/pdf/gidou-houkoku/h28/28_macro.pdf

1-1-24図　五大特許庁間の特許登録状況（2015 年）

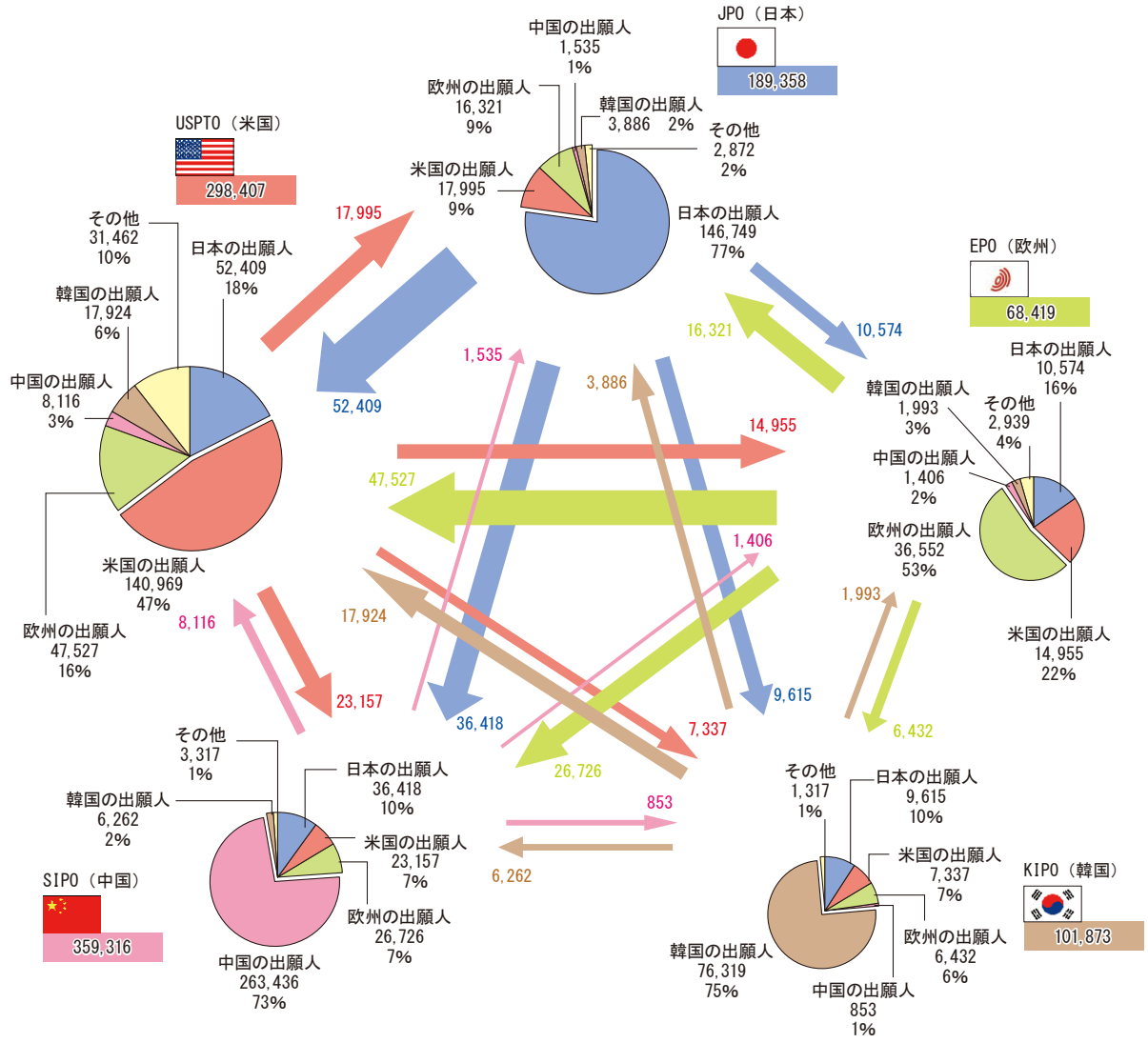

（備考）・USPTOは Utility Patentが対象
・枠内の数値は、各国・機関における 2015年の特許登録件数の合計を示す。
・欧州からの件数は、2015年末時点の EPC加盟国の出願人による登録件数を示す。
・EPOへの件数は、欧州特許庁分のみを計上しており、各 EPC加盟国への登録件数は含まれていない。
・各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。

（資料）下記を基に特許庁作成
JPO　統計資料編 2016年版　第 4章 3.(1)
USPTO　USPTOウェブサイト
EPO　EPO Annual Report 2016
SIPO　SIPOウェブサイト
KIPO　KIPOウェブサイト

⑦五大特許庁の一次審査通知までの期間と最終処分期間

各庁の一次審査通知までの期間及び最終処分期間の2015年平均は、1-1-25図のとおりである。

なお、各庁の一次審査通知までの期間及び最終処分期間は、それぞれの特許制度の違いによってその定義が異なっている。例えば、一次審査通知までの期間の定義は、JPOでは審査請求日から一次審査までの平均期間であるが、EPOでは出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発行までの期間の中央値、SIPOでは審査請求後の実体審査開始（実体審査開始の通知書の発行）から一次審査までの平均期間となっている。詳細は、1-1-25図の備考を参照されたい。

1-1-25図
五大特許庁の「一次審査通知までの期間」及び「最終処分期間」（2015年平均）

	一次審査通知までの期間	最終処分期間
JPO（日本国特許庁）	9.7か月	15.0か月
USPTO（米国特許商標庁）	16.4か月	26.3か月
EPO（欧州特許庁）	9.4か月	26.9か月
SIPO（中国国家知識産権局）	12.8か月	21.9か月
KIPO（韓国特許庁）	10.0か月	16.1か月

（備考）・JPOの一次審査通知までの期間及び最終処分期間の数値は、2015年度平均。
・JPO及びKIPOの一次審査通知までの期間は、審査請求日から一次審査までの平均期間。
・USPTOの一次審査通知までの期間は、出願日から一次審査までの平均期間。
・EPOの一次審査通知までの期間は、出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発表までの中央値。
・SIPOの一次審査通知までの期間は、審査請求後の実体審査開始から一次審査までの平均期間。
・JPOの最終処分期間、すなわち権利化までの期間（標準審査期間）は、審査請求日から取下げ・放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間（出願人が補正等をすることに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く）。
・USPTOの最終処分期間は、出願日から放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間（植物特許、再審査を含む）。
・EPOの最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの期間の中央値。
・SIPOの最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの平均期間。
・KIPOの最終処分期間、各年に最終処分を受けた全出願の最終処分までに要した審査期間（総月数）を各年の最終処分件数で除した値。
（資料）IP5 Statistics Report 2015を基に特許庁作成

⑧五大特許庁の特許審査官数

必要な審査体制の整備、強化を図るにあたり各庁は審査官の増員を行っており、2007年から2016年までの10年間で、USPTOは2,784人、EPOは621人の審査官増員を行った。また、SIPOは、2007年から2015年までの間で6,593人の審査官増員を行った。JPOも、2007年から2016年までの10年間で135人の審査官増員を行った。

1-1-26図 五大特許庁の審査官数の推移

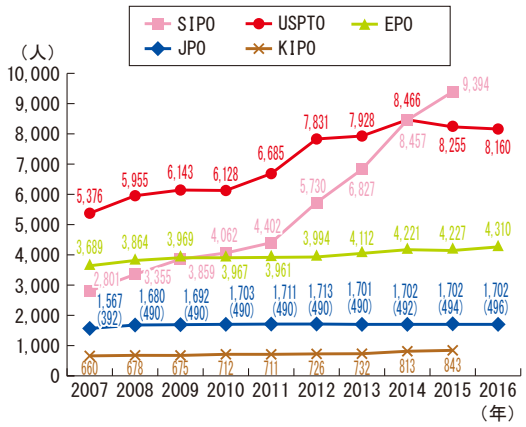

（備考）JPOの2007年～2016年の括弧内は任期付審査官数
（資料）下記を基に特許庁作成
USPTO Annual Report 2016
SIPO A BRIEF INTRODUCTION AND REVIEW 2016
EPO IP5 Statistics Report 2015及びEPO Annual Report 2016
JPO 統計・資料編　第5章4.
KIPO　IP5 Statistics Report 2015

⑨主要特許庁の特許査定率

JPO 及び EPO の特許査定率は増加傾向にあり、2015 年はそれぞれ前年比 2.2 ポイント、0.4 ポイント増の 71.5%、48.0%であった。他方、2015 年の USPTO、KIPO の特許査定率はそれぞれ前年比 0.3 ポイント、5.6 ポイント減の 70.6%、63.0%であった。

なお、各庁の特許査定率は、それぞれの特許制度の違いによってその定義が異なっている（1-1-27 図の備考参照）。

1-1-27図
主要国特許庁の特許査定率の推移

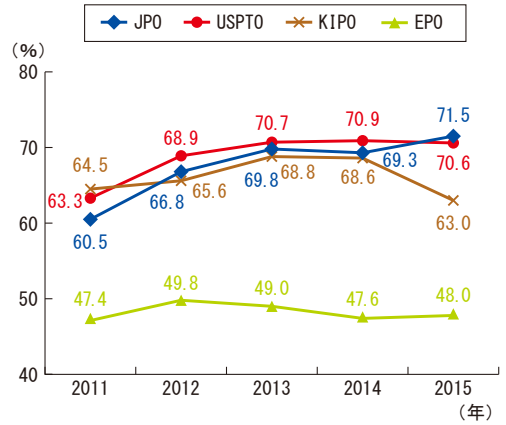

（備考）各庁の特許査定率の定義は以下のとおり。
（各年における処理件数が対象）
・JPO　特許査定件数／（特許査定件数＋拒絶査定件数＋審査着手後の取下げ・放棄件数）
・USPTO　特許証発行件数／処理件数
・EPO　特許査定件数／（特許査定件数＋拒絶査定件数＋放棄件数）
・KIPO　特許査定件数／（特許査定件数＋拒絶査定件数＋審査着手後の取下げ件数）
※ SIPO は特許査定率を公表していない。
（資料）IP5 Statistics Report 2015 を基に特許庁作成

⑩主要特許庁における特許登録構造及び EPOにおける特許査定構造

JPO、SIPO、KIPO では内国人による登録はそれぞれ 79%、75%、76%を占めているのに対し、USPTO 及び EPO では内国人による登録は 5 割程度であり、登録構造に大きな違いが見られる。

1-1-28図
主要特許庁における特許登録件数及び EPO における特許査定件数 (2016 年)

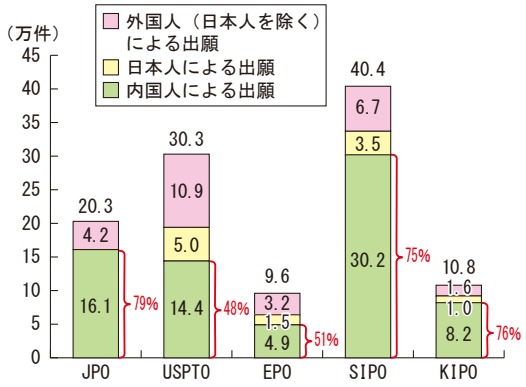

（備考）EPC 加盟国は各年末における加盟国
EPO については、特許査定件数を記載。また、EPO の内国人とは、EPO 加盟国の出願人を意味する。
各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）下記を基に特許庁作成
JPO　統計資料編　第 2 章 4.(1)
USPTO　USPTO 提供資料（暫定値）
SIPO　SIPO ウェブサイト
KIPO　KIPO 提供資料（暫定値）
EPO　EPO Annual Report 2016

⑪日本から海外への特許出願件数

日本から海外への特許出願件数は、2012年以降横ばいで推移しており、2015年は196,166件であった。

1-1-29図
日本から海外への特許出願件数の推移

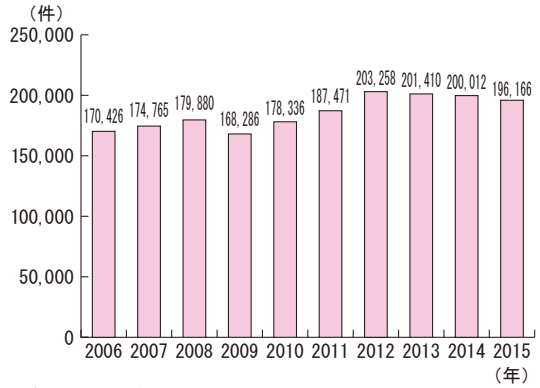

（備考）件数は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-30図
日本から海外への特許出願件数の割合（2015年）

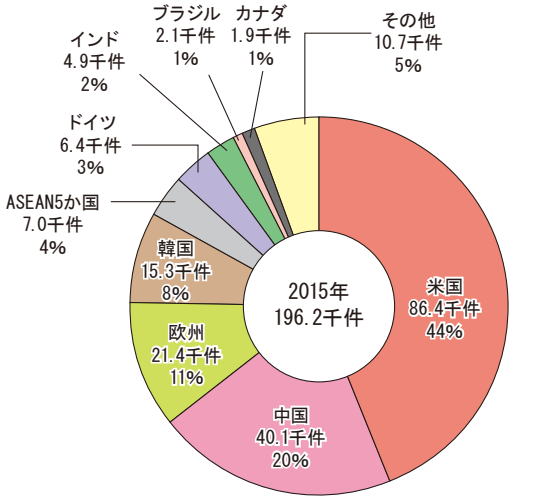

（備考）件数は下記資料の定義に従っている。ASEAN 5 か国：シンガポール、インドネシア、マレーシア、ベトナム、フィリピン
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

⑫日本人による主要特許庁への特許出願件数

2016年の日本人による主要特許庁への特許出願件数は、それぞれUSPTOへ85,313件（前年比1.2%減）、SIPOへ39,207件（同2.2%減）、EPOへ21,007件（同1.9%減）、KIPOへ14,773件（同3.3%減）であった。

1-1-31図 日本人による主要国・機関への特許出願件数の推移

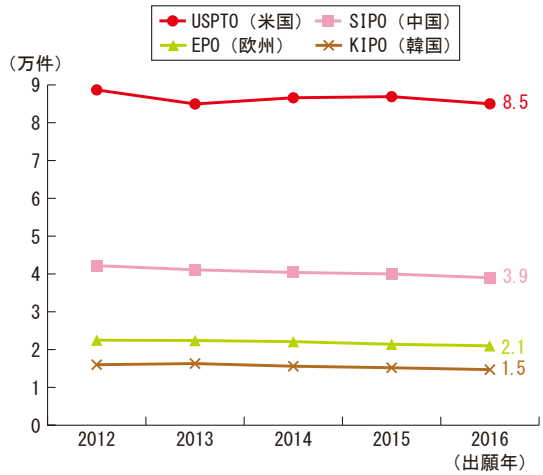

単位：件

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
USPTO（米国）	88,686	84,967	86,691	86,359	85,313
SIPO（中国）	42,278	41,193	40,460	40,078	39,207
EPO（欧州）	22,490	22,405	22,118	21,421	21,007
KIPO（韓国）	16,004	16,300	15,653	15,283	14,773

（備考）USPTO Utility Patent が対象。
各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。
（資料）下記を基に特許庁作成
USPTO　USPTO ウェブサイト（2012～2015年）及びUSPTO提供資料（暫定値）（2016年）
SIPO　SIPO ウェブサイト
EPO　EPO Annual Report 2016
KIPO　KIPO Annual Report（2012～2015年）及びKIPO提供資料（暫定値）（2016年）

⑬日本人による主要特許庁での特許登録件数

2016年の日本人による主要特許庁での特許登録件数は、それぞれUSPTOにおいて49,800件（前年比5.0％減）、SIPOにおいて34,967件（同4.0％減）、EPOにおいて15,395件（同45.6％増）、KIPOにおいて9,662件(同3.6％増)であった。

1-1-32図　日本人による主要特許庁での特許登録件数の推移

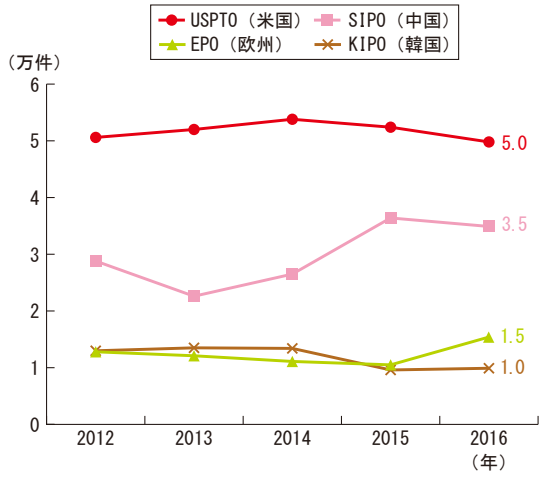

単位：件

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
USPTO(米国)	50,677	51,919	53,849	52,409	49,800
SIPO(中国)	28,847	22,609	26,501	36,418	34,967
EPO(欧州)	12,856	12,135	11,120	10,574	15,395
KIPO(韓国)	12,980	13,514	13,432	9,615	9,962

(備考)・USPTO　Utility Patent が対象。
・EPO　特許査定件数を表す。
・各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。
(資料)下記を基に特許庁作成
USPTO　USPTOウェブサイト(2012～2015年)及びUSPTO提供資料(暫定値)(2016年)
SIPO　SIPOウェブサイト
EPO　Annual Report 2016
KIPO　KIPO Annual Report(2012～2015年)及びKIPO提供資料(暫定値)(2016年)

⑭外国人による日本への特許出願件数

2016年の外国人による日本への特許出願件数は、前年からほぼ横ばいの58,137件であった。このうち、米国と欧州からの出願が全体の77％を占め、それぞれ前年比9.5％減の23,979件、前年比1.0％減の20,568件であった。韓国からの出願は、前年からほぼ横ばいの5,216件であり、全体の9.0％を占めた。また、中国からの出願は、近年増加傾向にあり、2016年は前年比34.2％増の3,810件であった。しかしながら、中国からの出願が全体に占める割合は6.6％であり、欧米や韓国からの出願と比べると依然として少ない。

⑮外国人による日本での特許登録件数

2016年の外国人による日本での特許登録件数は、前年比0.4％減の42,444件であった。このうち、米国と欧州からの出願に基づく登録が全体の78.5％を占めた。韓国からの出願に基づく登録は4,292件であり、全体の10.1％を占めた。また、中国からの出願に基づく登録は、前年比19.3％増の1,832件であり、全体に占める割合は4.3％である。

1-1-33図 外国人による日本への特許出願件数の推移

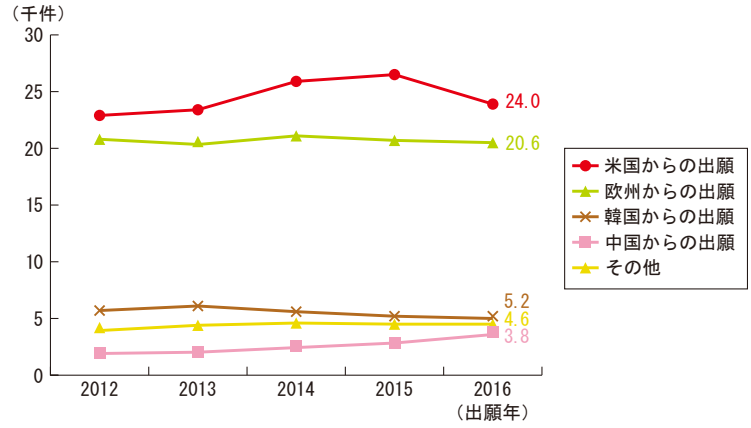

単位：件

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	対合計比（2016年）
米国からの出願	22,922	23,481	25,998	26,501	23,979	41.2%
欧州からの出願	20,899	20,604	21,150	20,784	20,568	35.4%
韓国からの出願	5,708	6,134	5,682	5,222	5,216	9.0%
中国からの出願	2,022	2,064	2,531	2,840	3,810	6.6%
その他	4,232	4,422	4,669	4,535	4,564	7.9%
合計	55,783	56,705	60,030	59,882	58,137	

（備考）・欧州とは、各年末時点における EPC加盟国の出願人を意味する。
・表中の件数は、直接出願件数及び PCT国内移行件数を含む。
・筆頭出願人の国籍でカウントしている。
（資料）統計・資料編　第4章 2.（1）を基に特許庁作成

1-1-34図 外国人による日本での特許登録件数の推移

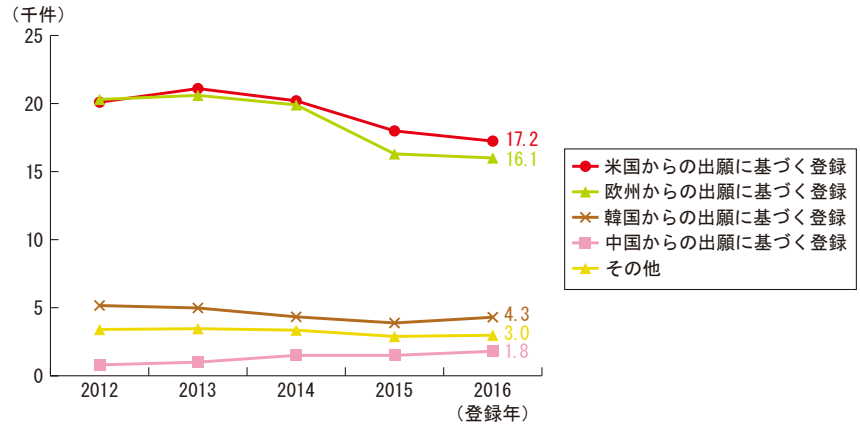

単位：件

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	対合計比（2016年）
米国からの出願に基づく登録	20,103	21,131	20,229	17,995	17,248	40.6%
欧州からの出願に基づく登録	20,329	20,679	19,917	16,301	16,086	37.9%
韓国からの出願に基づく登録	5,165	4,984	4,336	3,886	4,292	10.1%
中国からの出願に基づく登録	822	1,243	1,560	1,535	1,832	4.3%
その他	3,455	3,471	3,350	2,892	2,986	7.0%
合計	49,874	51,508	49,392	42,609	42,444	

（備考）・欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。
・表中の件数は、直接出願及び PCT 国内移行に基づく登録件数を含む。
・筆頭出願人の国籍でカウントしている。
（資料）統計・資料編　第 4 章 3.（1）を基に特許庁作成

(3)新興国における特許出願動向

①BRICSにおける特許出願動向

ブラジル、ロシア、南アフリカにおける過去５年間の特許出願件数の推移には、大きな傾向の変化はないが、いずれも米国からの出願件数が増加傾向にある。また、ロシアでは内国人による出願件数が回復している。インドにおいては、近年、欧州、日本からの出願が頭打ちとなっているものの、内国人、米国による出願件数は増加傾向にある。また、中国においても、内国人による特許出願件数が大きな伸びを示しており、この伸びが世界の特許出願件数第１位となった大きな要因となっている。

また、出願人国籍別の特許出願件数割合を見ると、ブラジル、インド、南アフリカでは内国人による出願割合が小さく、ブラジル 15%、インド 27%、南アフリカ 12%となっている。他方、ロシア、中国では内国人による出願割合がそれぞれ 64%、90%に達している。外国からの出願について見ると、ブラジル、ロシア、インド、南アフリカでは米国からの出願が最も多く、日本又はドイツがこれに続く。中国では、外国からの出願のうち日本からの出願が最も多くなっている。

1-1-35図
ブラジルにおける特許出願件数の推移

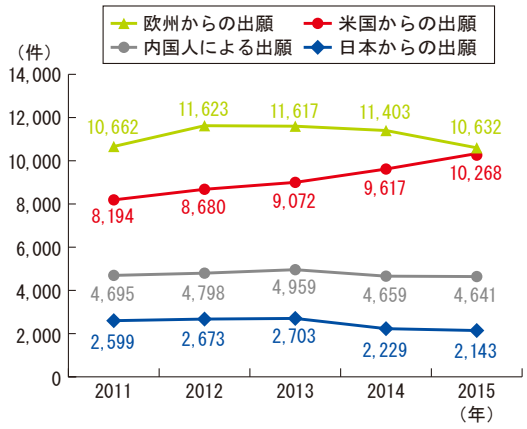

（備考）欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-36図
ブラジルにおける特許出願件数割合

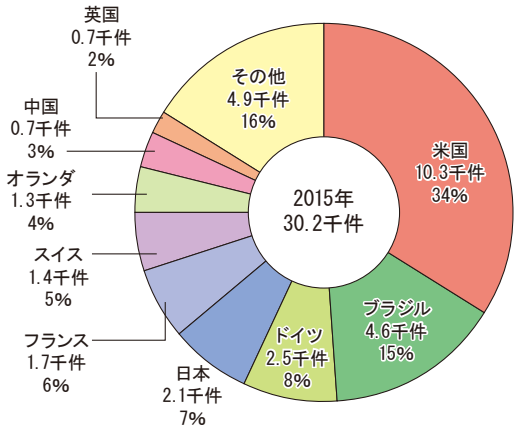

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-37図
ロシアにおける特許出願件数の推移

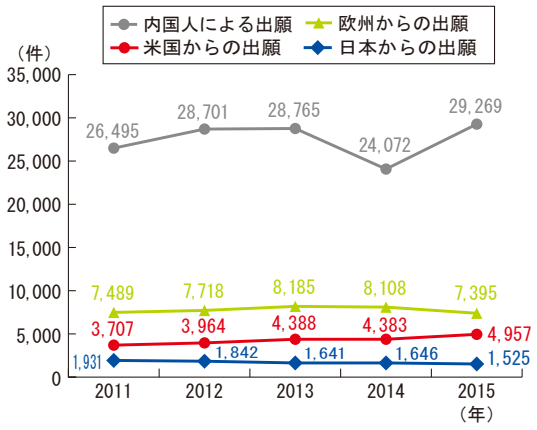

（備考）欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-38図
ロシアにおける特許出願件数割合

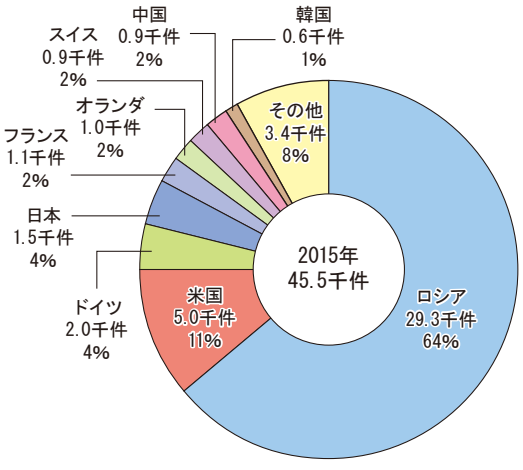

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-39図
インドにおける特許出願件数の推移

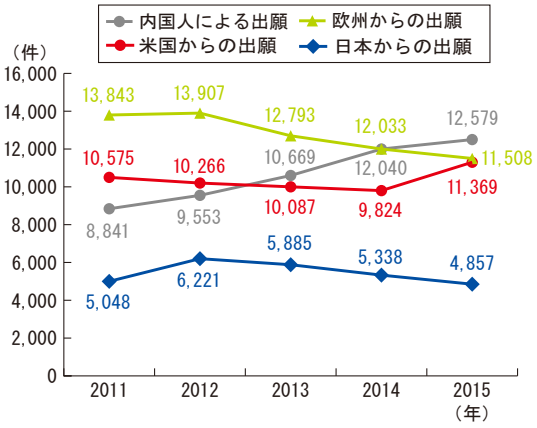

（備考）欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-40図
インドにおける特許出願件数割合

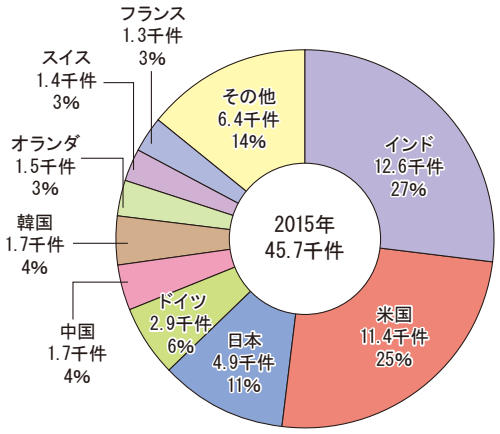

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-41図
中国における特許出願件数の推移

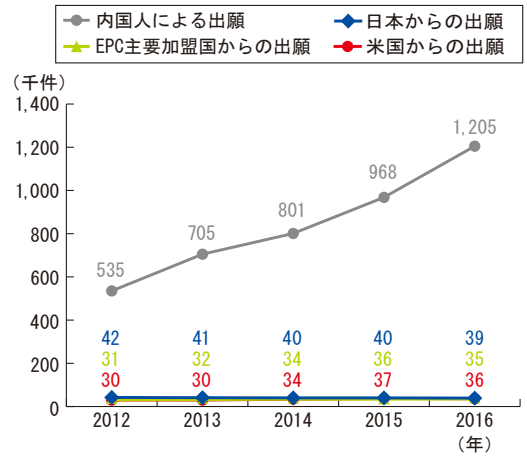

（備考）「内国人による出願」には、台湾から SIPO への出願件数を含む。
「EPC 主要加盟国」は SIPO ウェブサイト（http://www.sipo.gov.cn/）による。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）SIPO ウェブサイト（2012～2016 年）を基に特許庁作成

1-1-42図
中国における特許出願件数割合

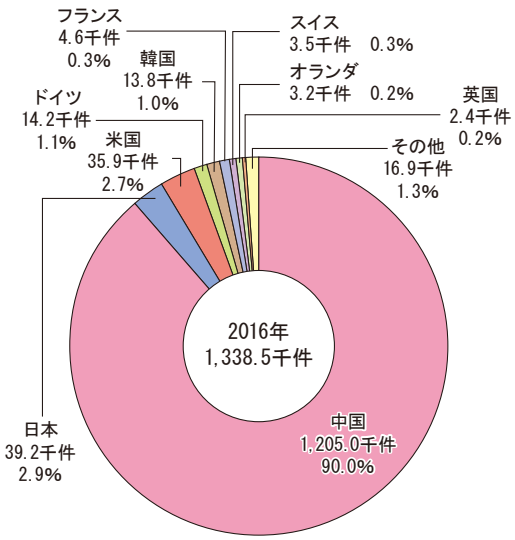

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）SIPO ウェブサイトを基に特許庁作成

1-1-43図
南アフリカにおける特許出願件数の推移

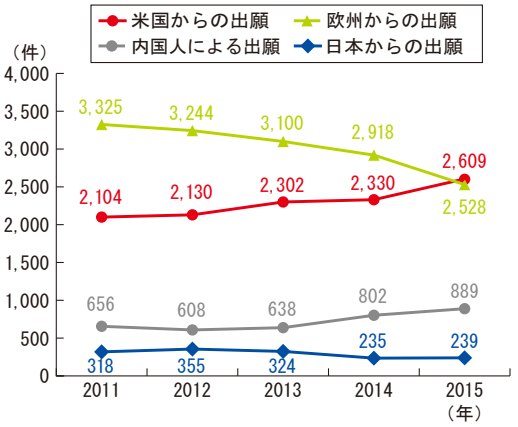

（備考）欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-44図
南アフリカにおける特許出願件数割合

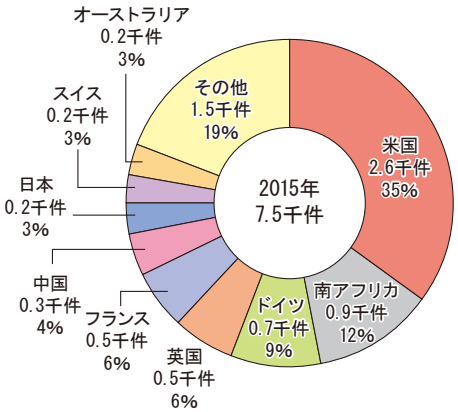

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

②ASEANにおける特許出願動向

ASEAN主要国（シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン）における特許出願（マレーシア、ベトナムについては実用新案登録出願を含む）について見ると、日本はインドネシア、タイ、ベトナムにおいて、米国はシンガポール、マレーシア、フィリピンにおいて、海外からの出願件数トップの地位を占めている。また、日本からの出願件数は、シンガポールにおいてほぼ横ばいで推移している一方、インドネシア、タイ、ベトナムにおいては近年大きく伸びている。

出願人国籍別の特許出願件数割合を見ると、インドネシア、タイ、ベトナムでは日本からの出願割合、それ以外の国では米国からの出願割合が大きいことが分かる。内国人による出願割合について見ると、マレーシアの17%が最大であり、フィリピンの10%が最小である。また、外国からの出願について見ると、全ての国で、米国、日本が上位に入っている。

1-1-45図
シンガポールにおける特許出願件数の推移

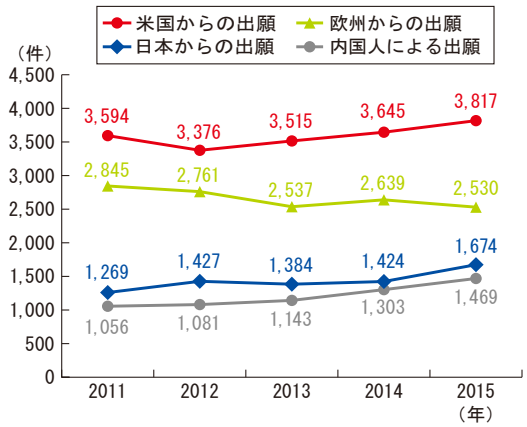

（備考）欧州とは、各年末時点におけるEPC加盟国の出願人を意味する。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-46図
シンガポールにおける特許出願件数割合

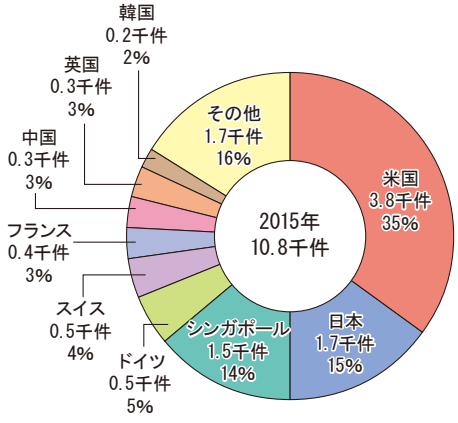

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-47図
インドネシアにおける特許出願件数の推移

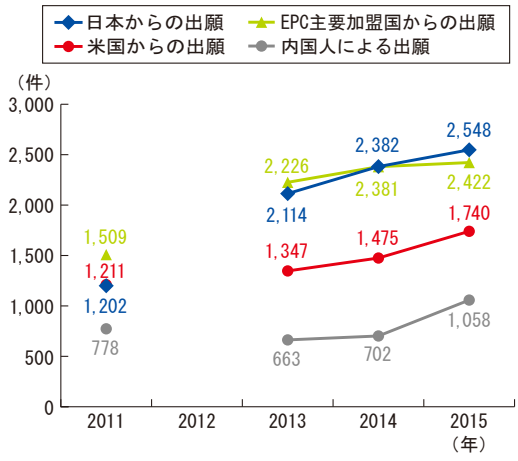

（備考）「EPC主要加盟国」DGIPRウェブサイト（http://statistik.dgip.go.id/statistik/production/）による。2012年の米国、欧州、日本、内国人からの出願件数の数値については下記資料にないため不明。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）DGIPRウェブサイト（2011年）及びWIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-48図
インドネシアにおける特許出願件数割合

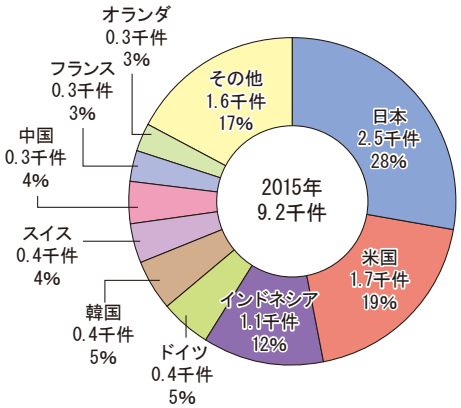

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-49図
タイにおける特許出願件数の推移

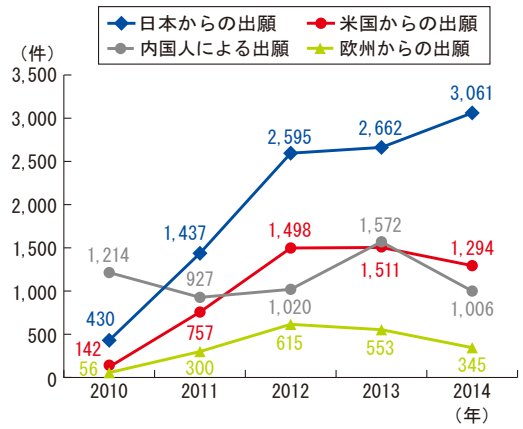

（備考）欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-50図
タイにおける特許出願件数割合

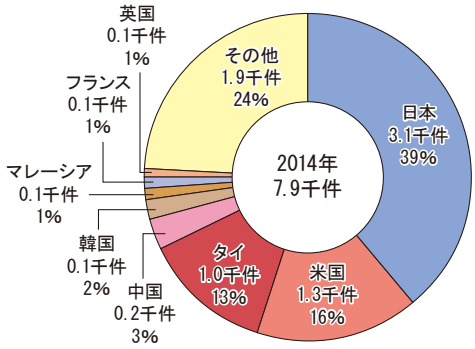

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-51図
マレーシアにおける特許及び
実用新案登録出願件数の推移

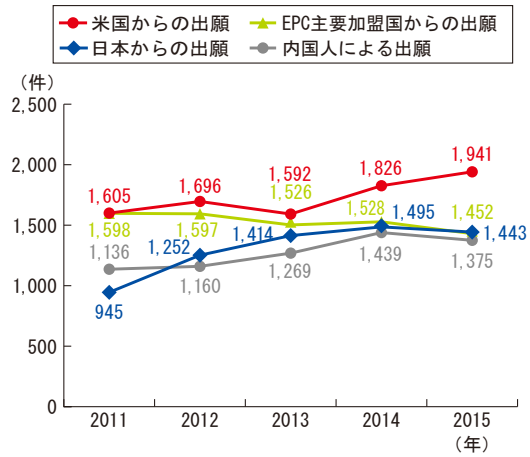

（備考）「EPC 主要加盟国」は MyIPO ウェブサイト（http://www.myipo.gov.my/）による。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）MyIPO ウェブサイト（http://www.myipo.gov.my/en/statistic-application-registration/）を基に特許庁作成

1-1-52図
マレーシアにおける特許出願件数割合

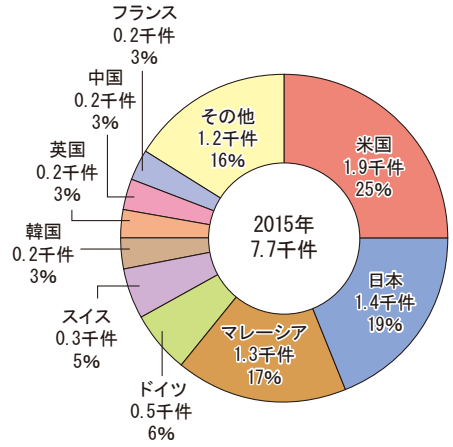

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-53図
ベトナムにおける特許及び実用新案登録出願の推移

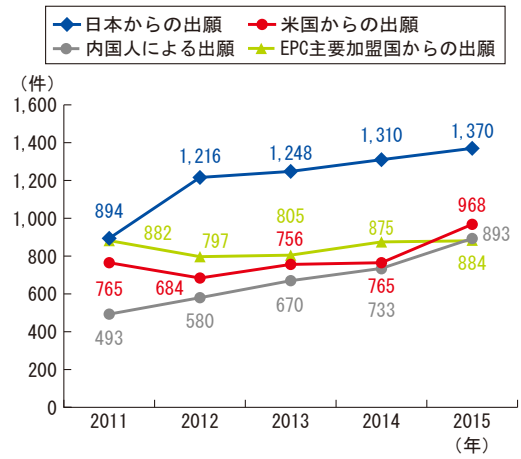

（備考）「EPC 主要加盟国」は NOIP Annual Report 2014（http://www.noip.gov.vn/）による。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）NOIP Annual Report（2011 ～ 2015 年）を基に特許庁作成

1-1-54図
ベトナムにおける特許出願件数割合

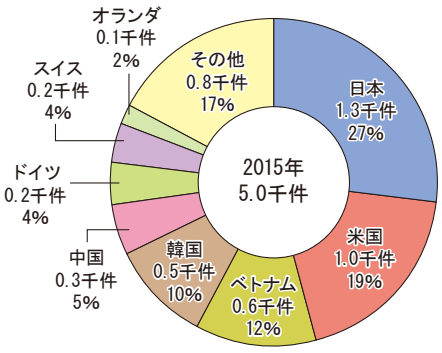

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-55図
フィリピンにおける特許出願件数の推移

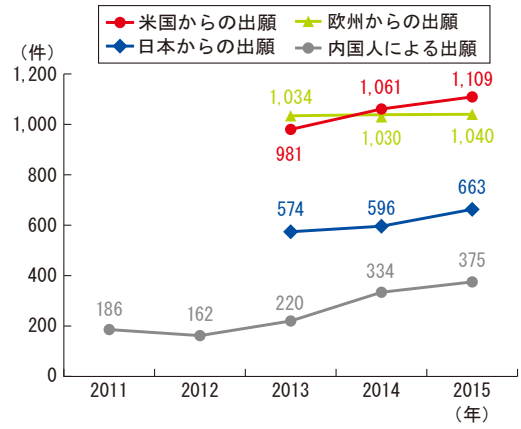

（備考）欧州とは、各年末時点における EPC加盟国の出願人を意味する。
2011年、2012年の米国、欧州、日本からの出願件数の数値については下記資料にないため不明。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-56図
フィリピンにおける特許出願件数割合

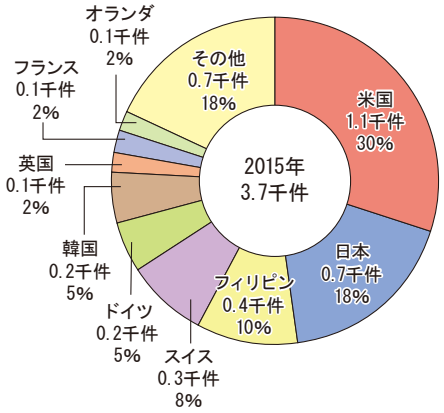

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

2 実用新案

(1)我が国における実用新案登録出願・登録動向及び実用新案技術評価書作成の現状

①実用新案登録出願件数及び実用新案登録件数

実用新案登録出願件数は、この10年間減少傾向にあり、2016年は6,480件であった。実用新案登録件数も同様に減少傾向にあり、2016年は6,297件であった。

1-1-57図 実用新案登録出願件数の推移

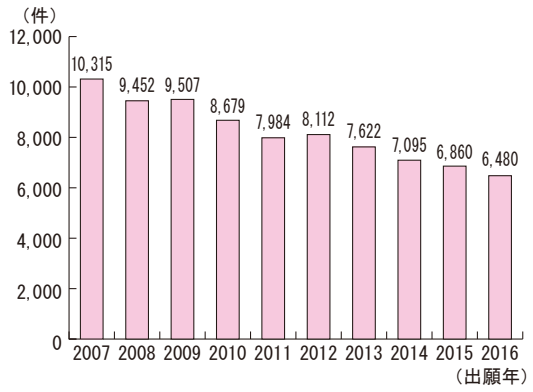

(資料)統計・資料編　第1章3.

1-1-58図 実用新案登録件数の推移

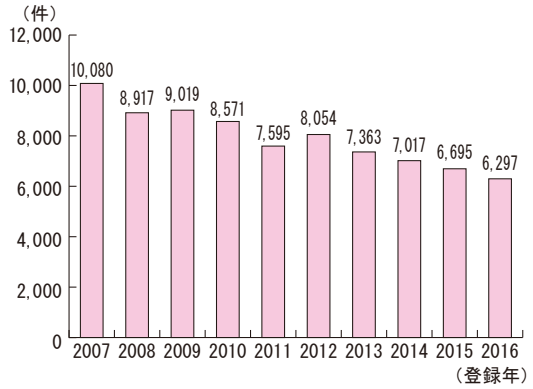

(資料)統計・資料編　第1章3.

②実用新案技術評価書作成件数

実体審査を行わない実用新案制度においては、権利を行使するにあたり、実用新案技術評価書を提示して警告を行うことが必要である。実用新案技術評価書とは、権利の有効性を判断する材料として、新規性、進歩性等に関する審査官の評価を請求人に通知するものである。実用新案技術評価書の作成件数も、実用新案登録出願件数と同様に減少傾向にあり、2016年は414件（前年比8.2%減）であった。

1-1-59図
実用新案技術評価書作成件数の推移

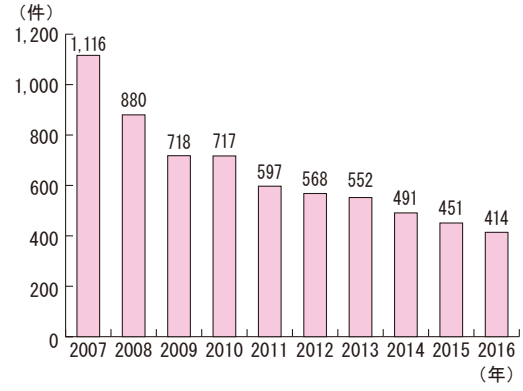

(資料)特許庁作成

(2)日中韓における実用新案登録出願構造

2016年の内国人による実用新案登録出願件数は、日本は4,928件、中国は1,468,295件、韓国は7,395件であった。

中国における外国人出願の件数は増加傾向にあるが、出願全体に対する割合は1%未満に過ぎない。また、2015年の日本から中国への出願件数は前年より減少した。

1-1-60図
日本における実用新案登録出願構造

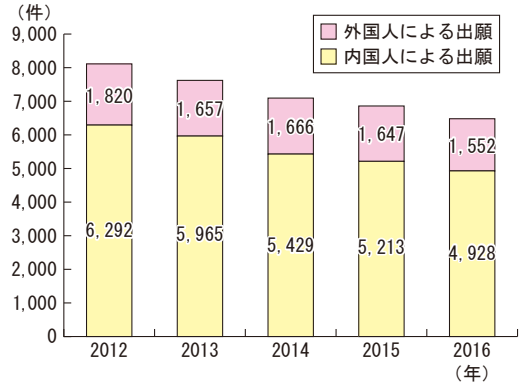

（備考）国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。
（資料）統計・資料編 第２章４.（２）

1-1-61図
中国における実用新案登録出願構造

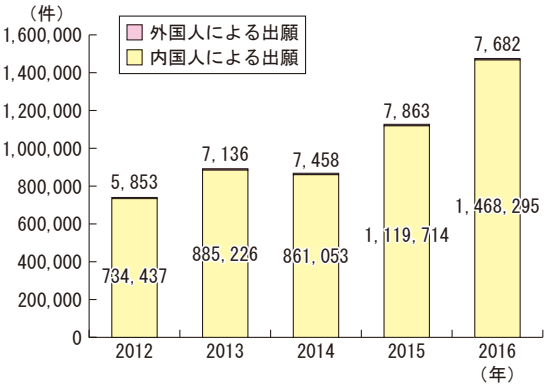

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）SIPO 専利業務工作及総合管理統計月報を基に特許庁作成

1-1-62図
韓国における実用新案登録出願構造

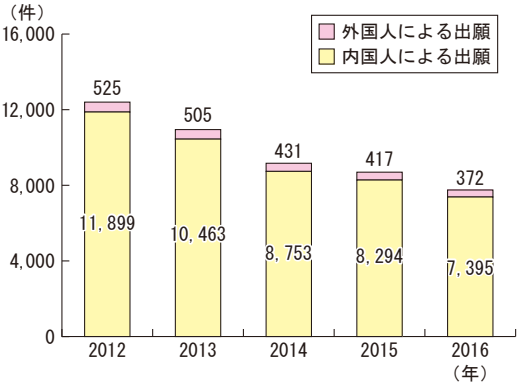

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）KIPO Annual Report（2012～2016年）を基に特許庁作成

1-1-63図
日本から中国への実用新案登録出願件数の推移

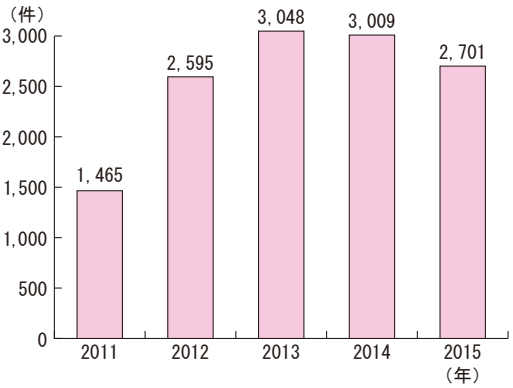

（備考）件数は下記資料の定義に従っている。
（資料）SIPO 専利業務工作及総合管理統計月報を基に特許庁作成

3 意匠

(1)我が国における意匠登録出願・登録動向及び意匠審査の現状

①意匠登録出願件数及び意匠登録件数

過去10年間の意匠登録出願件数の推移をみると、2009年以降多少の増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しており、2016年は前年比3.3%増の30,879件であった。その内訳をみると、国際意匠登録出願[1]件数は2,083件、それ以外の意匠登録出願件数は28,796件であった。

また、1999年に部分意匠[2]が導入されて以来、「出願全体に占める部分意匠の出願件数の割合」は年々増加してきたが、2014年以降、出願件数全体の約40%を占め、ほぼ横ばいで推移している。他方、同時期に導入された関連意匠[3]の利用割合は、2012年以降、出願件数全体の13%前後で推移してきたが、2016年は11.8%に減少した。

意匠登録件数は、近年は多少の増減を繰り返しながら3万件弱で推移しており、2016年は25,344件であった。

1-1-64図 意匠登録出願件数の推移

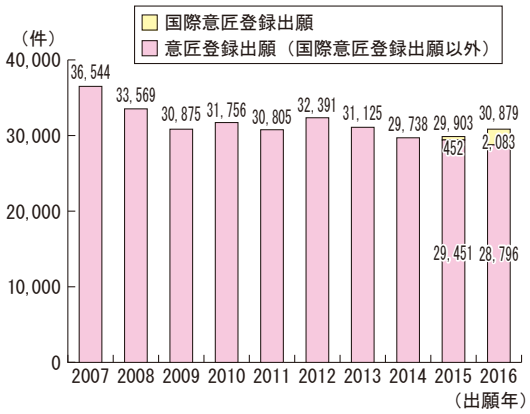

（備考）国際意匠登録出願については、国際公表日を基準としてカウントしている。日本国特許庁におけるハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願の取扱い開始は、2015年5月13日。
（資料）統計・資料編　第1章5.、第3章10.

1-1-65図
部分意匠、関連意匠の出願件数及び出願件数割合の推移

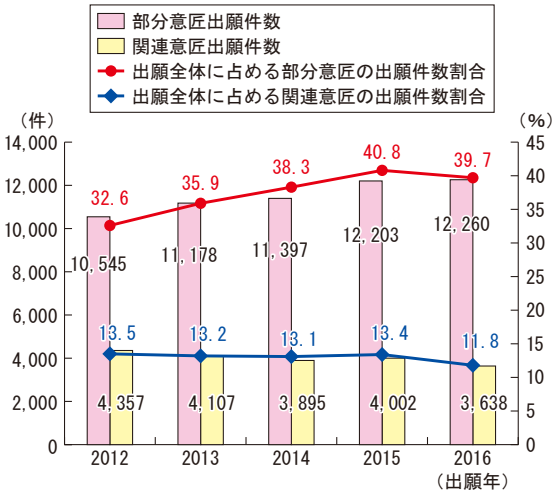

（資料）特許庁作成

1-1-66図 意匠登録件数の推移

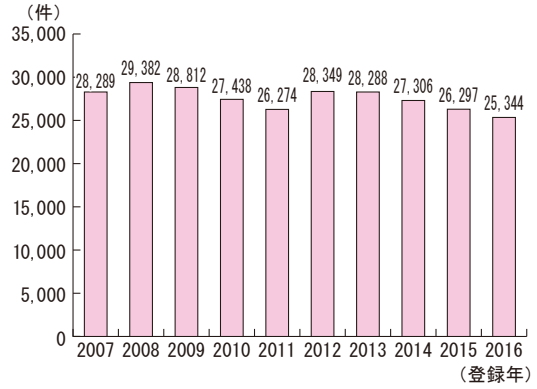

（資料）統計・資料編　第1章5.

1　ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願であって、日本国を指定締約国とし、国際公表がされたもの。意匠法第60条の6参照。
2　「物品の部分」に係る意匠のこと。1999年の改正意匠法施行以来、物品全体から物理的に切り離すことのできない部分に係る意匠についても意匠登録を受けることができるようになった。
3　同一出願人によって出願された場合に限り、自己の本意匠に類似する意匠（関連意匠）についても独自に権利行使することを可能にしたものであり、1999年に導入された。

②意匠審査の現状

2016 年度における出願から一次審査通知までの期間（FA 期間）は平均 6.1 か月であり、着実に短縮している。また、2016 年の一次審査件数（FA 件数）は 30,448 件であり、出願件数同様、ほぼ横ばいで推移しており、登録査定件数は 3 万件弱で推移している。

1-1-67図　意匠審査の平均 FA 期間の推移

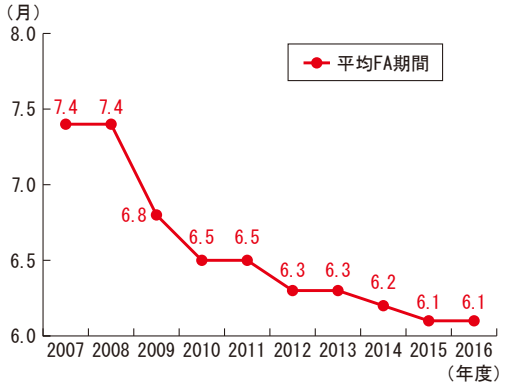

（備考）各年度の年度平均値
（資料）特許庁作成

1-1-68図　意匠審査の FA 件数の推移

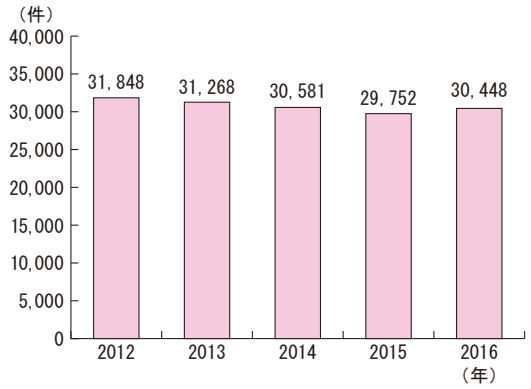

（資料）統計・資料編　第 1 章 5.

1-1-69図　意匠審査の登録査定件数の推移

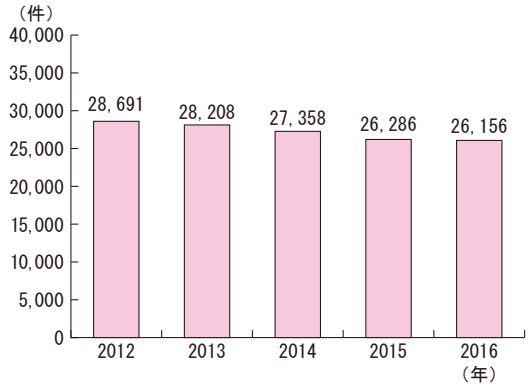

（資料）統計・資料編　第 1 章 5.

(2) 主要国・機関における意匠登録出願・登録動向

①主要国・機関における意匠登録出願件数

主要国・機関における 2016 年の意匠登録出願件数について、日本（前年比 3.3%増）、米国（前年比 21.1%増）は増加した一方、韓国（意匠数前年比 7.9%減）、欧州（EUIPO）（意匠数前年比 7.6%減）は減少した。

また、2014 年に大幅に減少した中国の意匠登録出願件数は、2015 年はほぼ横ばいであったものの、2016 年には再び増加に転じ前年比 14.3%増の 650,344 件であった。

1-1-70図
主要国・機関における意匠登録出願件数の推移

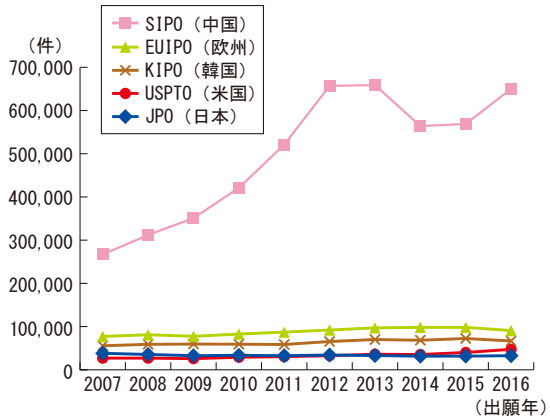

単位：件

	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
SIPO(中国)	267,432	312,904	351,342	421,273	521,468	657,582	659,563	564,555	569,059	650,344
EUIPO(欧州)	77,277	81,121	77,582	82,791	87,225	92,099	97,013	98,273	98,162	90,708
KIPO(韓国)	55,662	58,912	59,537	59,204	58,571	65,469	70,054	68,441	72,458	66,736
USPTO(米国)	27,752	27,782	25,806	29,059	30,467	32,799	36,034	35,378	39,128	47,389
JPO(日本)	36,544	33,569	30,875	31,756	30,805	32,391	31,125	29,738	29,903	30,879

（備考）欧州、韓国の数値は、それぞれ EUIPO、KIPOへ出願された意匠数を示す。
（資料）日本　統計・資料編　第 1章 5.
米国　2007～2015年：WIPO統計、2016年：USPTO提供資料（暫定値）
欧州　2007～2015年：WIPO統計、2016年：EUIPO提供資料（暫定値）
中国　2007～2015年：WIPO統計、2016年：SIPO提供資料（暫定値）
韓国　2007～2015年：WIPO統計、2016年：KIPO提供資料（暫定値）

②主要国・機関における意匠登録出願構造

2016年の内外国人別の出願割合を見ると、外国人（欧州の場合は、非EU加盟国の出願人）による出願の割合は、米国（43.3%）、欧州（26.5%）、日本（20.5%）、韓国（6.2%）、中国（2.8%）であった。

日本では、出願件数が直近5年間横ばいで推移している中、外国人による出願の割合が年々増加している。また、米国及び中国では、外国人による出願の割合が直近5年間横ばいで推移している。欧州及び韓国では、外国人による出願の割合が2015年まで増加傾向にあったが、2016年は減少した。

1-1-71図　日本における意匠登録出願構造

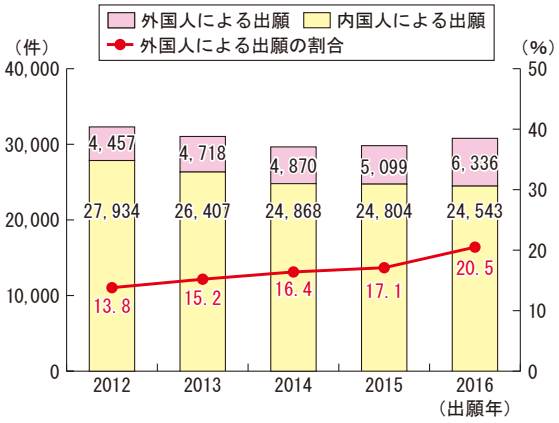

（備考）国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている（国際意匠登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく。）。
（資料）統計・資料編　第2章4.(4)

1-1-72図　米国における意匠登録出願構造

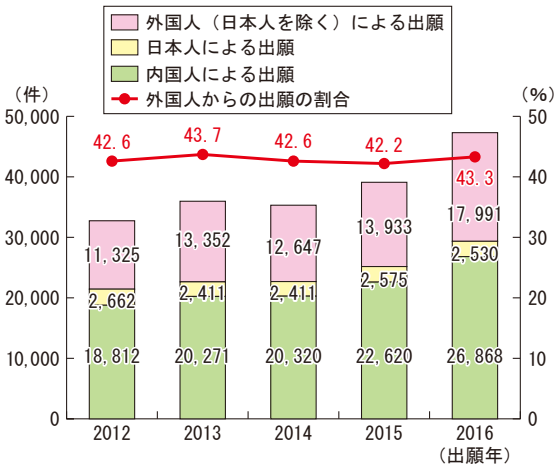

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）2012～2015年：WIPO統計、2016年：USPTO提供資料（暫定値）

1-1-73図　欧州における意匠登録出願構造

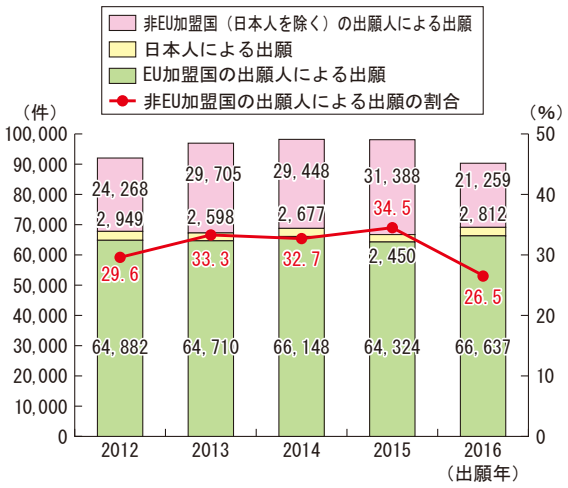

（備考）EUIPOへ出願された意匠数に基づく出願構造をあらわす。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）2012～2015年：WIPO統計、2016年：EUIPO提供資料（暫定値）

1-1-74図　中国における意匠登録出願構造

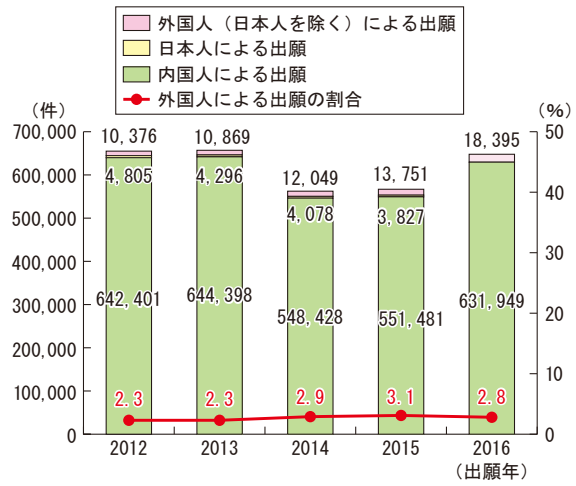

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。なお、2016年の外国人による出願件数の国別内訳は公表されていないため、2016年の「外国人（日本人を除く）による出願」は「日本人による出願」を含む。
（資料）2012～2015年：WIPO統計、2016年：SIPOウェブサイト

1-1-75図　韓国における意匠登録出願構造

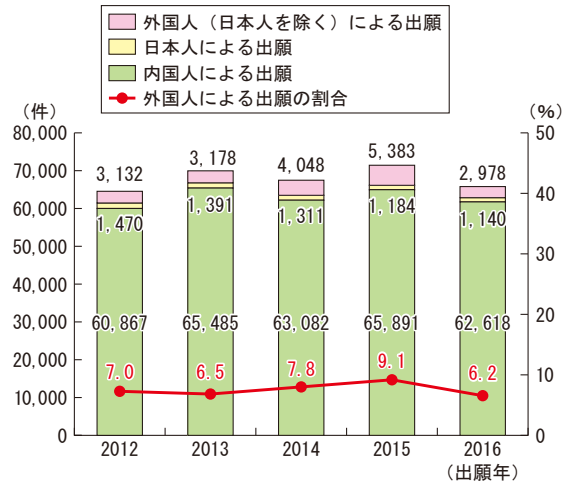

（備考）KIPOへ出願された意匠数に基づく出願構造をあらわす。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）2012～2015年：WIPO統計、2016年：KIPO提供資料（暫定値）

③主要国・機関における意匠登録件数

実体審査を行う国における2016年の意匠登録件数を見ると、日本では前年比3.6%減、韓国[1]では前年比1.2%減、米国では前年比4.6%増であった。実体審査を行わない国・機関における2016年の意匠登録件数を見ると、中国では前年比7.6%減、欧州（EUIPO）では前年比6.7%減の大幅な減少であった。

1-1-76図
主要国・機関における意匠登録件数の推移

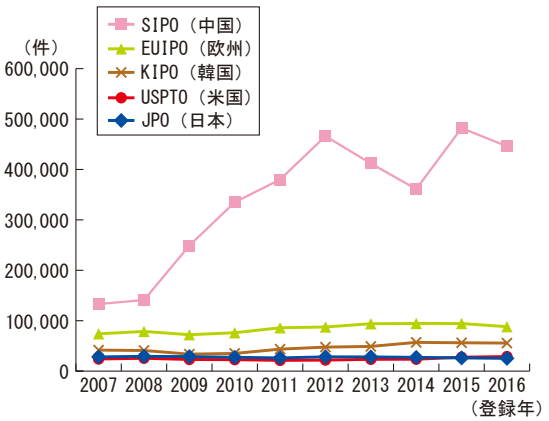

単位：件

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
SIPO（中国）	133,798	141,601	249,701	335,243	380,290	466,858	412,467	361,576	482,659	446,135
EUIPO（欧州）	74,328	78,747	72,202	76,127	86,326	87,536	94,078	94,524	94,457	88,152
KIPO（韓国）	41,792	40,900	33,721	35,183	43,634	47,670	49,039	57,029	56,256	55,602
USPTO（米国）	24,063	25,565	23,116	22,799	21,356	21,951	23,468	23,657	27,644	28,907
JPO（日本）	28,289	29,382	28,812	27,438	26,274	28,349	28,288	27,306	26,297	25,344

（備考）欧州、韓国の数値は、それぞれEUIPO、KIPOで登録された意匠数を示す。
（資料）日本　統計・資料編　第1章5.
米国　2007～2015年：WIPO統計、2016年：USPTO提供資料（暫定値）
欧州　2007～2015年：WIPO統計、2016年：EUIPO提供資料（暫定値）
中国　2007～2015年：WIPO統計、2016年：SIPO提供資料（暫定値）
韓国　2007～2015年：WIPO統計、2016年：KIPO提供資料（暫定値）

1　一部の物品分野では、実体審査なしで登録される。

④主要国・機関間の意匠登録状況

主要国・機関間の各国居住者による他国での意匠登録状況を見ると、日本居住者、欧州居住者及び韓国居住者は中国での登録が最も多い。また、米国居住者及び中国居住者は欧州での登録が最も多い。

1-1-77図 主要国・機関間の意匠登録状況（2015年）

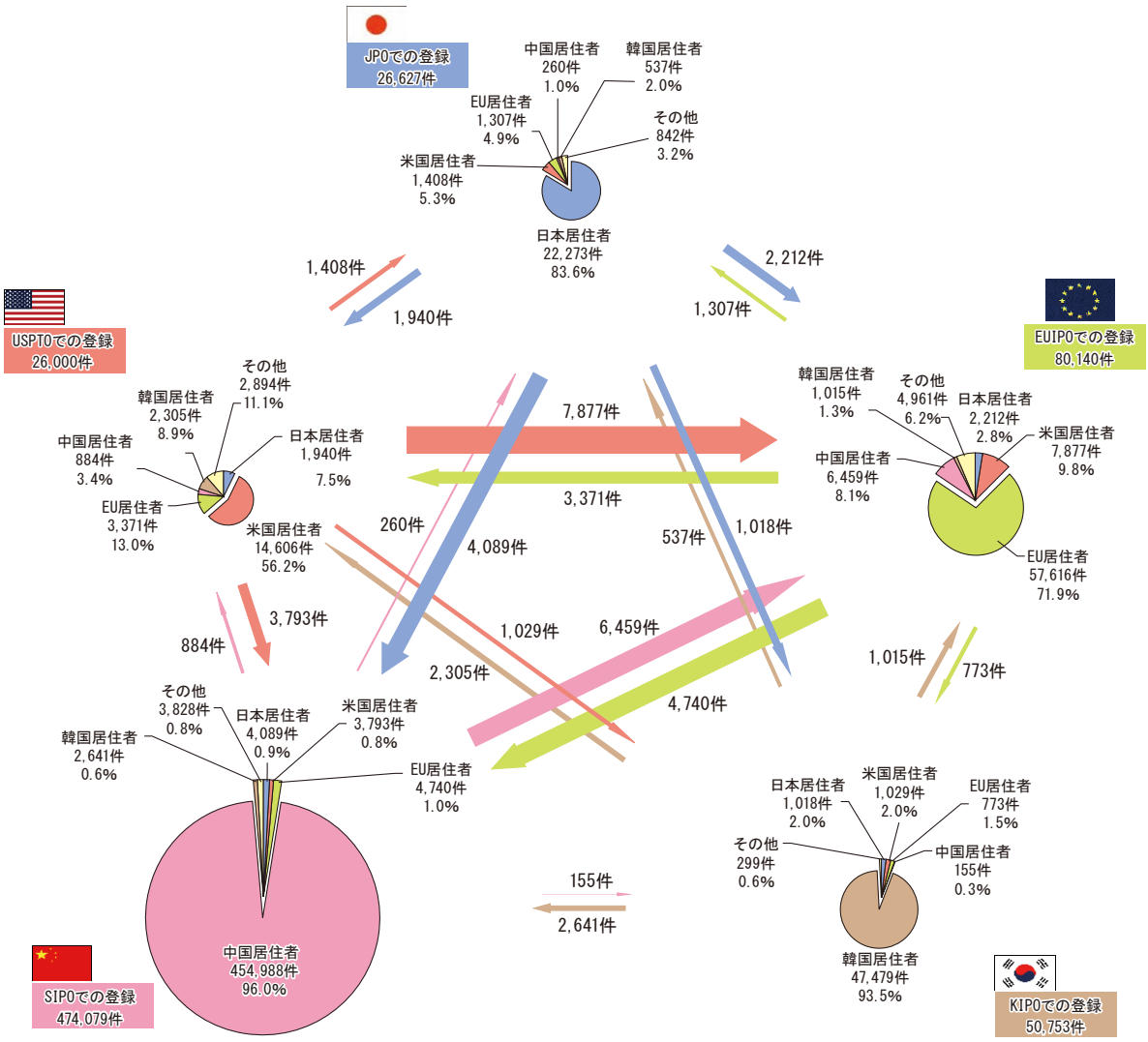

（備考）意匠登録件数は意匠公報発行年（2015年）で集計した。「欧州での登録」はEUIPOで登録された意匠数を示す。
（資料）特許庁「平成28年度意匠出願動向調査報告書－マクロ調査－」

⑤日本人による主要国・機関への意匠登録出願件数

日本人による米国、欧州（EUIPO）、中国、韓国への出願件数は、世界的な景気後退の影響を多分に受けた2009年に落ち込み、その後回復を示したものの、近年再び減少に転じていたが、2016年は、欧州（EUIPO）では前年比14.8%の大幅増となった。また、韓国では前年比3.7%の減少、米国では前年比0.6%の微増であった。

1-1-78図
日本人による主要国・機関における意匠登録出願件数の推移

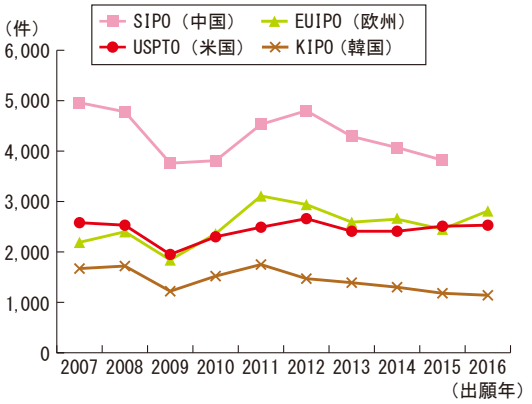

単位：件

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
SIPO（中国）	4,966	4,782	3,760	3,811	4,532	4,805	4,296	4,078	3,827	—
EUIPO（欧州）	2,192	2,404	1,843	2,366	3,199	2,949	2,598	2,677	2,450	2,812
USPTO（米国）	2,588	2,532	1,956	2,300	2,490	2,662	2,411	2,411	2,515	2,530
KIPO（韓国）	1,671	1,728	1,222	1,528	1,757	1,470	1,391	1,311	1,184	1,140

（備考）欧州、韓国の数値は、それぞれEUIPO、KIPOへ出願された意匠数を示す。なお、2016年の日本人によるSIPOへの意匠登録出願件数は公表されていない。
各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。
（資料）米国　2007～2015年：WIPO統計、2016年：USPTO提供資料（暫定値）
欧州　2007～2015年：WIPO統計、2016年：EUIPO提供資料（暫定値）
中国　2007～2015年：WIPO統計
韓国　2007～2015年：WIPO統計、2016年：KIPO提供資料（暫定値）

⑥外国人による日本への意匠登録出願件数

2016年に欧州、米国、韓国、中国から日本へなされた意匠登録出願件数は、いずれも前年と比べ増加した。また、外国人による日本への意匠登録出願件数全体も、ここ数年増加し続けている。

1-1-79図
外国人による日本への意匠登録出願件数の推移

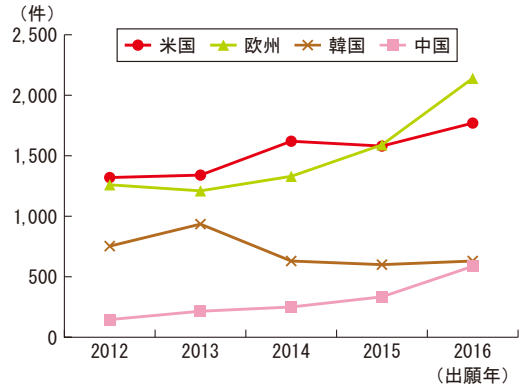

単位：件

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	対合計比（2016年）
欧州	1,269	1,213	1,337	1,597	2,148	33.9%
米国	1,323	1,347	1,629	1,584	1,776	28.0%
韓国	753	935	630	604	630	9.9%
中国	146	215	250	334	586	9.2%
その他	966	1,008	1,024	980	1,196	18.9%
合計	4,457	4,718	4,870	5,099	6,336	100.0%

（備考）欧州の数値は、各年にEU加盟国から日本になされた出願件数の合計である。
2015年以降の数値は、国内出願件数と国際意匠登録出願件数の合計である。
筆頭出願人の国籍でカウントしている（国際意匠登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく。）。
（資料）統計・資料編　第4章2.（1）

(3)新興国における意匠登録出願動向

①BRICSにおける意匠登録出願動向

BRICSにおける直近5年間の意匠登録出願件数の推移を見ると、インドでは増加傾向にある一方、ブラジルでは2013年以降、南アフリカでは2012年以降、減少傾向にある。ロシアは、2014年まで増加傾向にあったが、2015年には前年比4.9%で減少した。中国は、2014年に減少し2015年には前年比0.8%増とほぼ横ばいであったが、2016年は前年比14.3%と増加に転じている。

また、外国人による出願の割合の推移を見ると、ブラジルでは直近5年間で9.3ポイント増加し、近年は45%前後で推移している。ロシアでは、2014年は前年から4.3ポイント減となったが、2015年には1.5ポイント増加している。インドでは30～40%、中国では3%前後、南アフリカでは60%前後で推移している。

1-1-80図
ブラジルにおける意匠登録出願構造

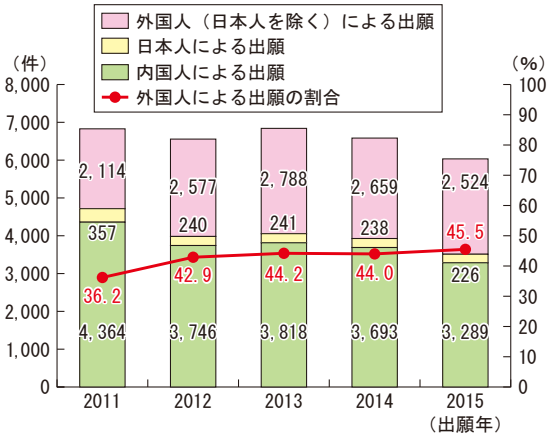

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-81図 ロシアにおける意匠登録出願構造

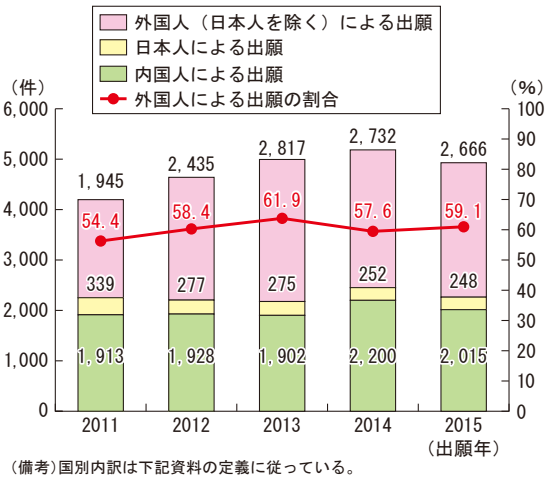

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-82図
インドにおける意匠登録出願構造

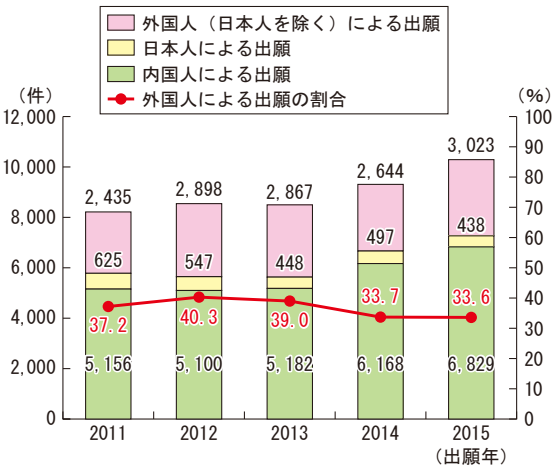

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-83図 中国における意匠登録出願構造

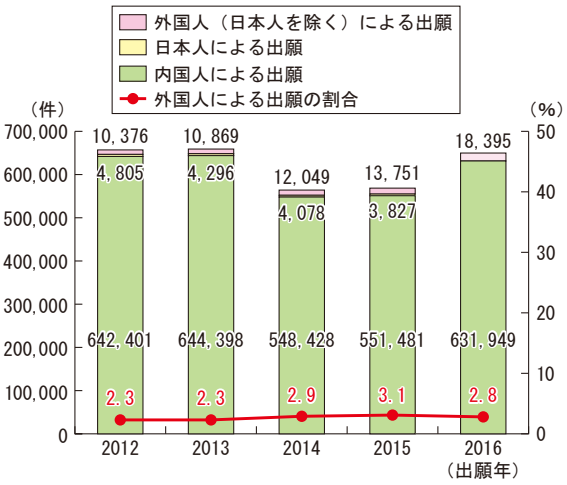

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。なお、2016年の外国人による出願件数の国別内訳は公表されていないため、2016年の「外国人（日本人を除く）による出願」は「日本人による出願」を含む。
（資料）2012～2015年：WIPO統計、2016年：SIPOウェブサイト

1-1-84図
南アフリカにおける意匠登録出願構造

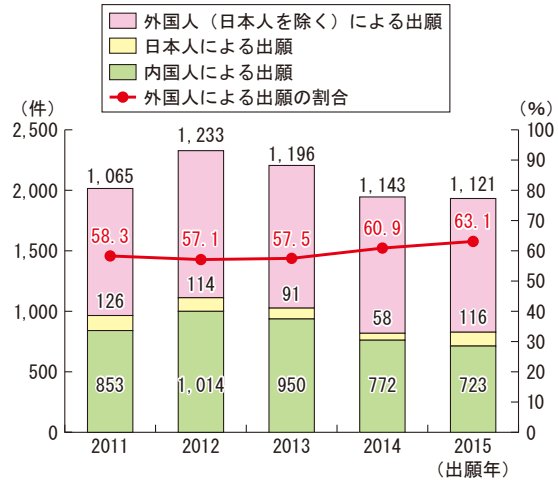

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

②ASEANにおける意匠登録出願動向

ASEAN 主要国（シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン）における直近 5 年間の意匠登録出願件数の推移を見ると、ベトナムの増加傾向が顕著である。また、外国人による出願の割合の推移を見ると、シンガポールでは 70%前後、インドネシア、タイ、ベトナムでは 30%前後、マレーシアでは 60%前後で推移しており、近年大きな変化はないが、一方、フィリピンでは、2015 年は前年から 12.6 ポイント増で約 50%まで増加している。

なお、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピンでは、2015 年の外国人による出願のうち日本人による出願が約 25 ～ 40%を占めている。

1-1-85図
シンガポールにおける意匠登録出願構造

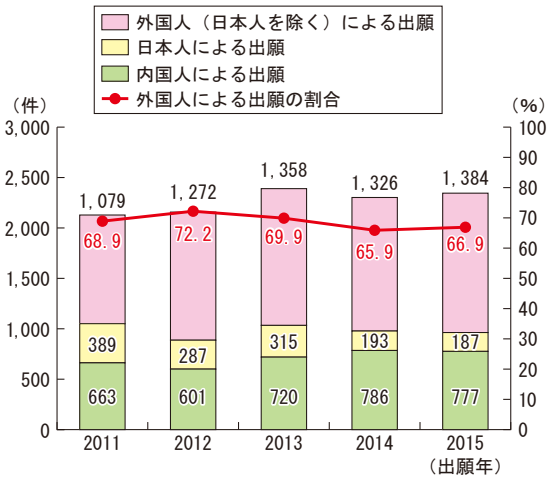

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-86図
インドネシアにおける意匠登録出願構造

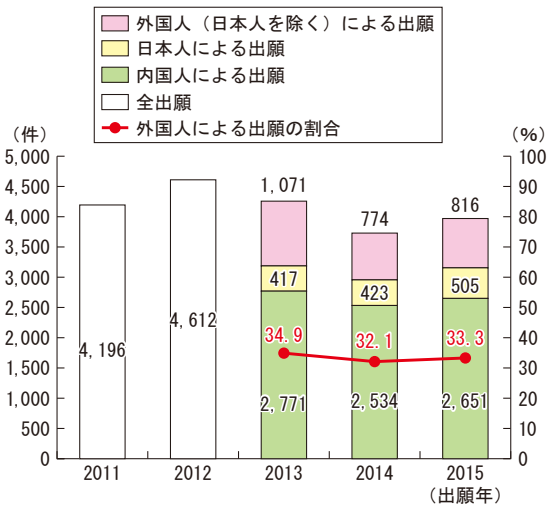

（備考）2011 年、2012 年の数値については、内外国人別のデータがないため、全出願件数を示す。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-87図
タイにおける意匠登録出願構造

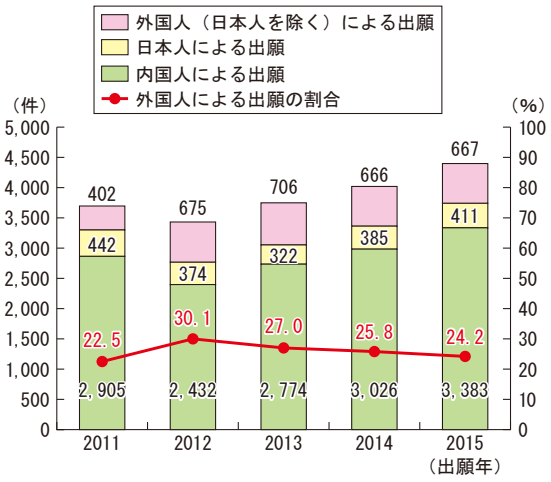

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-88図
マレーシアにおける意匠登録出願構造

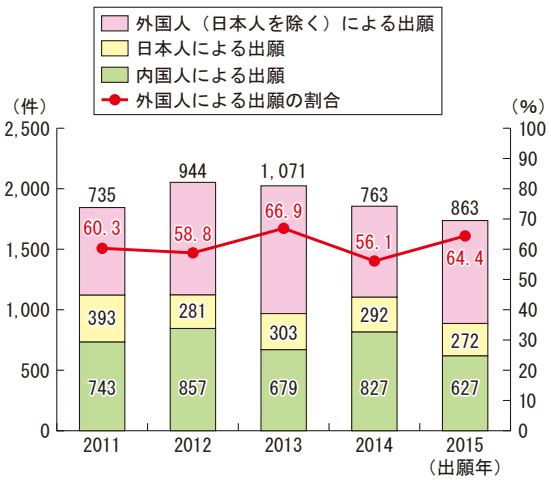

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-89図
ベトナムにおける意匠登録出願構造

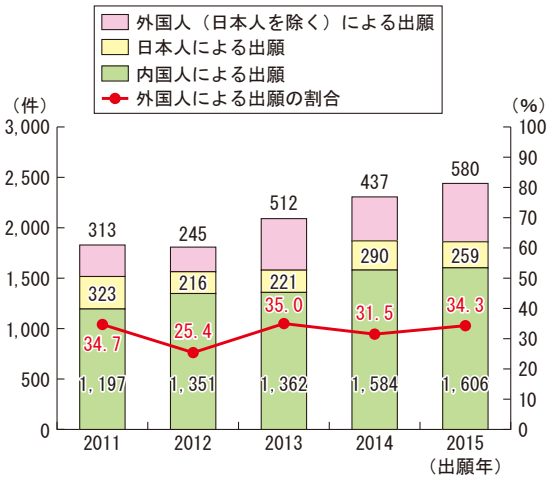

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-90図
フィリピンにおける意匠登録出願構造

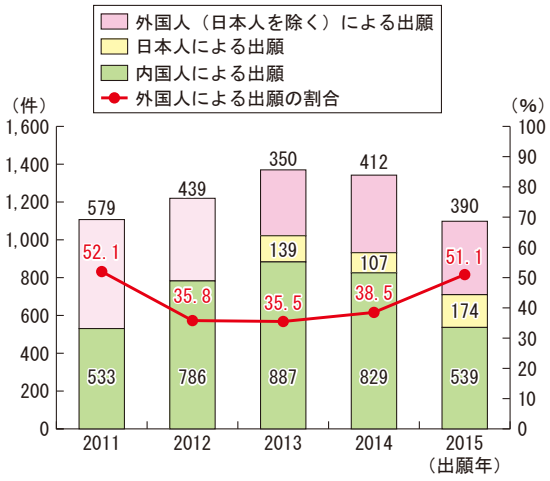

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
なお、2011 年、2012 年の日本人による出願件数の数値については下記資料にて公表されていないため、2011 年、2012 年の「外国人（日本人を除く）による出願」は「日本人による出願」を含む。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

4 商標

(1)我が国における商標登録出願・登録動向及び商標審査の現状

①商標登録出願件数及び商標登録件数

2016年の商標登録出願件数は前年比9.9%増の161,859件であった。内訳を見ると、国際商標登録出願[1]件数は前年比13.4%減の13,835件、それ以外の商標登録出願件数は同12.7%増の148,024件であった。

商標登録件数は、近年は9万から10万件前後で推移しており、2016年は105,207件であった。

2016年の商標登録出願1件当たりの平均区分[2]数（多区分率）は2.75と、前年と比べて増加した。

1-1-91図　商標登録出願件数の推移

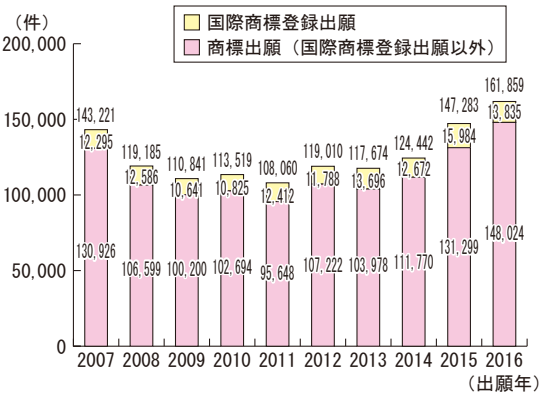

（備考）国際商標登録出願については、日本国特許庁への指定通報日を基準としてカウントしている。
（資料）統計・資料編　第1章6.、第3章17.

1-1-92図　商標登録件数の推移

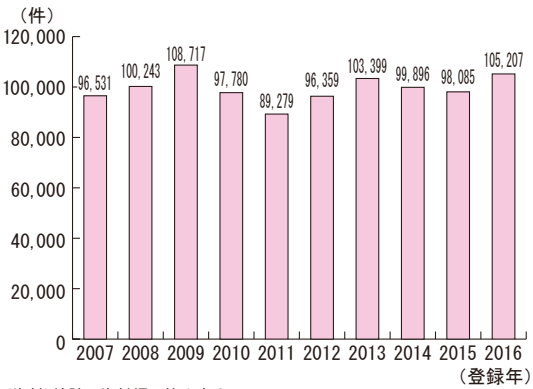

（資料）統計・資料編　第1章6.

1-1-93図　一出願に含まれる平均区分数（多区分率）

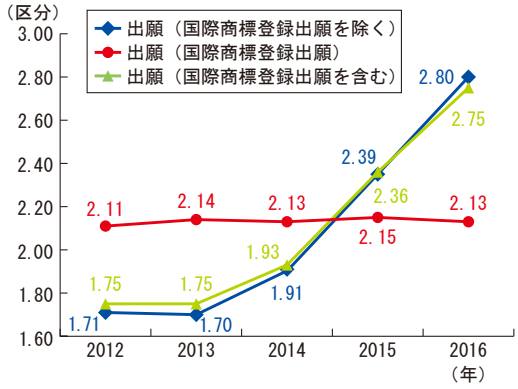

（備考）平均区分数は出願区分数を出願件数で割った数値
（資料）特許庁作成

②商標審査の現状

特許庁は、電子化の推進及び民間活力の活用[3]等により、審査の効率化を進めてきた。

2016年度における出願から一次審査通知までの期間（FA期間）は4.9か月となったが、2016年の一次審査件数（FA件数）及び登録査定件数は、2015年に比べ増加した。

1-1-94図　商標審査の平均FA期間の推移

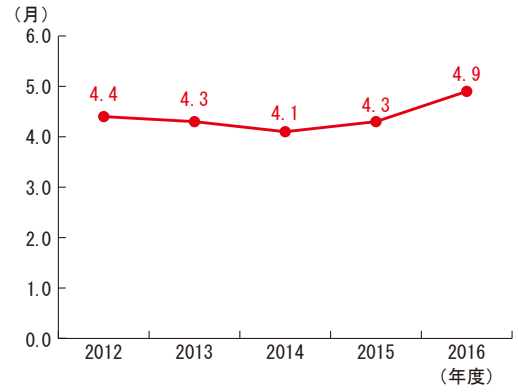

（備考）各年度の年度平均
（資料）特許庁作成

1　マドリッド協定議定書に基づく国際出願であって、日本国を指定したもの。商標法第68条の9参照
2　区分について：商標登録出願に当たっては、その商標を使用すべき1又は2以上の商品（役務）を指定し、その商品（役務）が属する区分（類）を願書にしなければならない。商品又は役務の区分は、45の類に区分されている。
3　2016年度は商標審査に必要な事前調査（商標の識別性・不明確な商品役務表示・図形の類似性）を一般財団法人日本特許情報機構が行った。審査官はこの調査結果を審査において活用している。

1-1-95図 FA 件数の推移

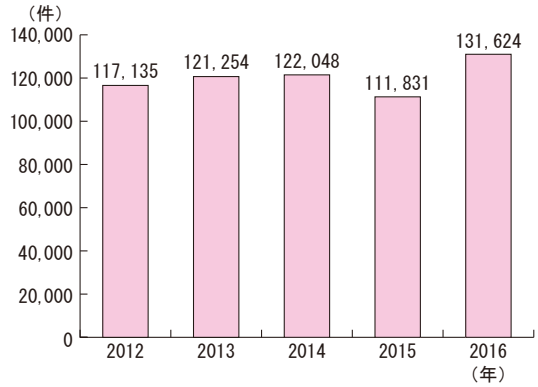

（資料）統計・資料編　第1章6.

1-1-96図 登録査定件数の推移

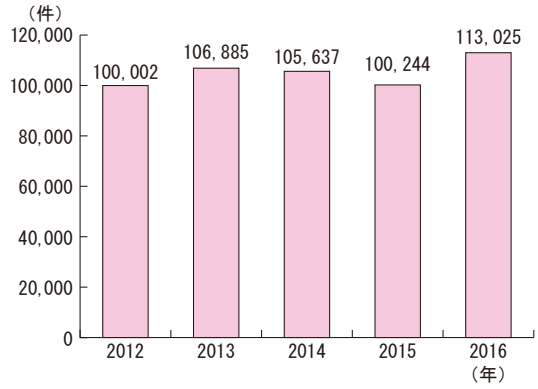

（資料）統計・資料編　第1章6.

(2)主要国・機関における商標登録出願・登録動向

①主要国・機関における商標登録出願件数

2015年の主要国・機関における商標登録出願件数は、我が国を含む、いずれの国・機関においても2014年より増加している。最も出願件数の多い中国は、2014年と比べて25.8%の増加となっており、大幅な増加傾向が続いている。ただし、中国は、2014年4月まで国際登録出願以外の商標登録出願については一出願一区分の制度を採用していたことに留意が必要である。中国商標法の改正により、2014年5月からは一出願多区分制に移行している。

1-1-97図
主要国・機関における商標登録出願件数の推移

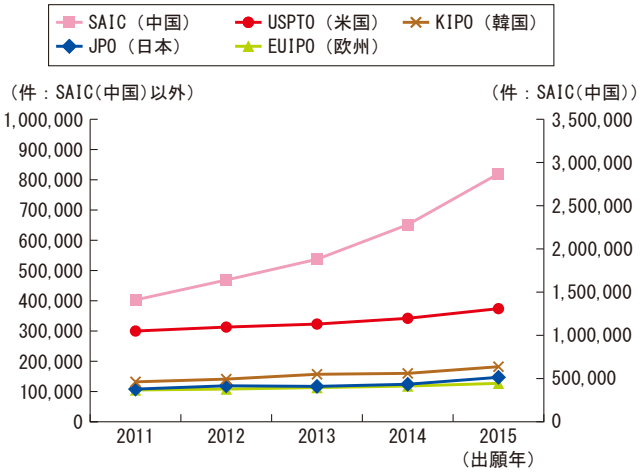

単位：件

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
SAIC(中国)	1,416,785	1,648,316	1,881,546	2,285,358	2,876,048
USPTO(米国)	305,209	313,324	323,338	342,572	374,964
KIPO(韓国)	132,506	141,838	157,139	160,309	182,993
JPO(日本)	108,060	119,010	117,674	124,442	147,283
EUIPO(欧州)	105,332	108,876	113,928	118,971	127,881

（備考）商標登録出願件数はマドリッド協定議定書に基づく国際出願を含む。
SAIC(中国)の数値は右軸。
（資料）JPO　統計・資料編　第1章6.
SAIC　CTMO Annual Report
その他　WIPO統計

②主要国・機関における商標登録出願構造

2016年の日本における商標登録出願構造を見ると、2015年と比べて日本人による出願は13.0%の増加、外国人による出願は2.7%の減少となった。また、2016年の日本における商標登録出願のうち、日本人による出願が82.4%、外国人による出願が17.6%を占めた。

1-1-98図　日本における商標登録出願構造

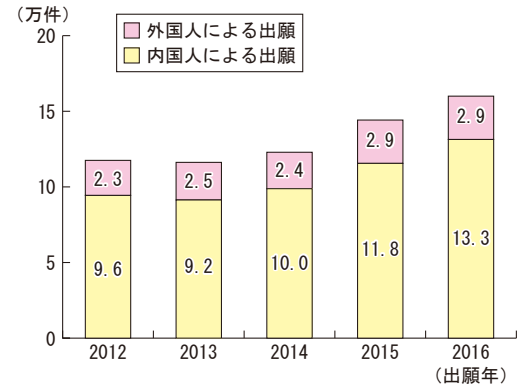

（備考）国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている（国際商標登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく。）。
（資料）統計・資料編　第2章4.(5)

1-1-99図　米国における商標登録出願構造

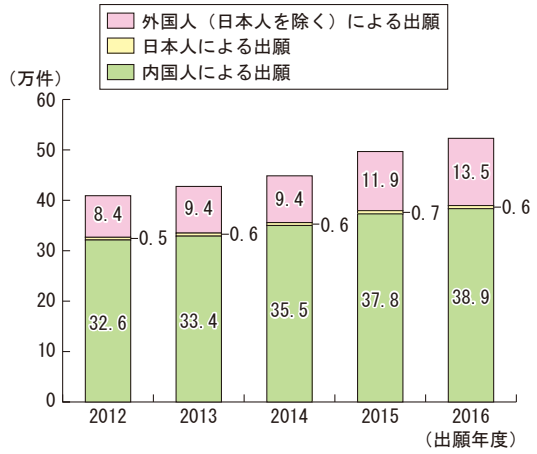

（備考）出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数
年度は各年の前年10月からその年の9月までを示す。
（例）2015年度：2014年10月～2015年9月
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）USPTO Annual Report

1-1-100図　欧州における商標登録出願構造

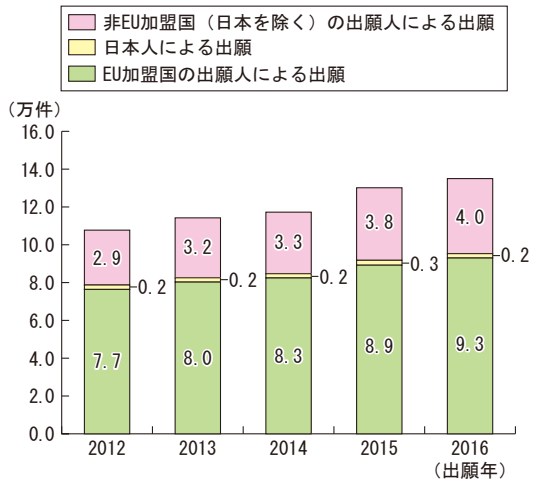

（備考）EUIPOにおける商標登録出願構造を表す。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）EUIPOウェブサイト（データは2017年3月30日時点）

1-1-101図　中国における商標登録出願構造

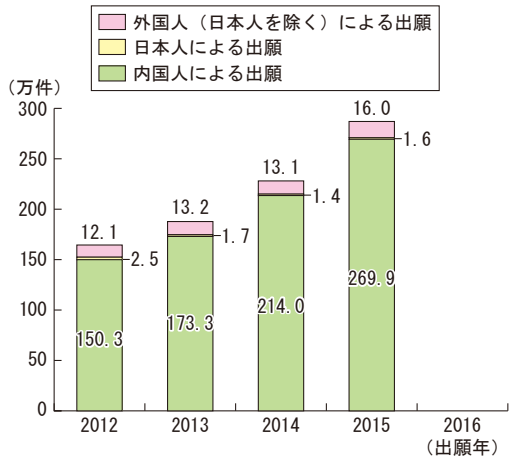

（備考）出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数
2016年の数値は本年報作成時点で未公表。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）CTMO Annual Repot

1-1-102図　韓国における商標登録出願構造

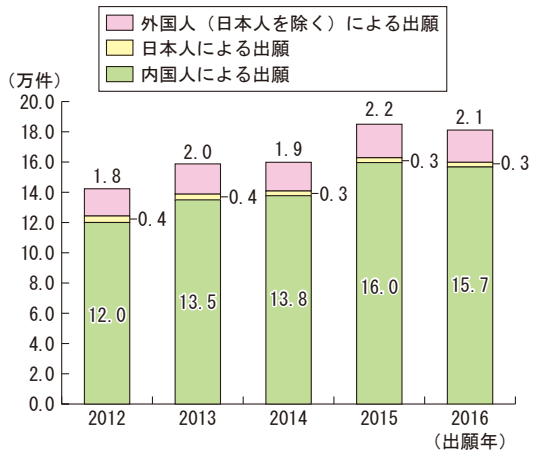

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）2012～2014年：KIPO Annual Report
2015、2016年：KIPO提供資料（暫定値）

③主要国・機関間の商標登録出願状況（区分数）

日米欧中韓間の出願人居住地別の商標登録出願区分数では、日本からは、中国への出願が最も多く、次いで欧州、米国、韓国の順となっている。日本居住者同様に、韓国からも中国への出願が最も多い。米国については、欧州への出願区分数が最も多く、次いで中国となっている。欧州については、中国への出願区分数が最も多く、次いで米国となっている。中国からは欧州への出願区分数が多く、次いで米国、韓国、日本の順となっている。

1-1-103図 主要国・機関間の商標登録出願区分数の関係（区分数、2015年）

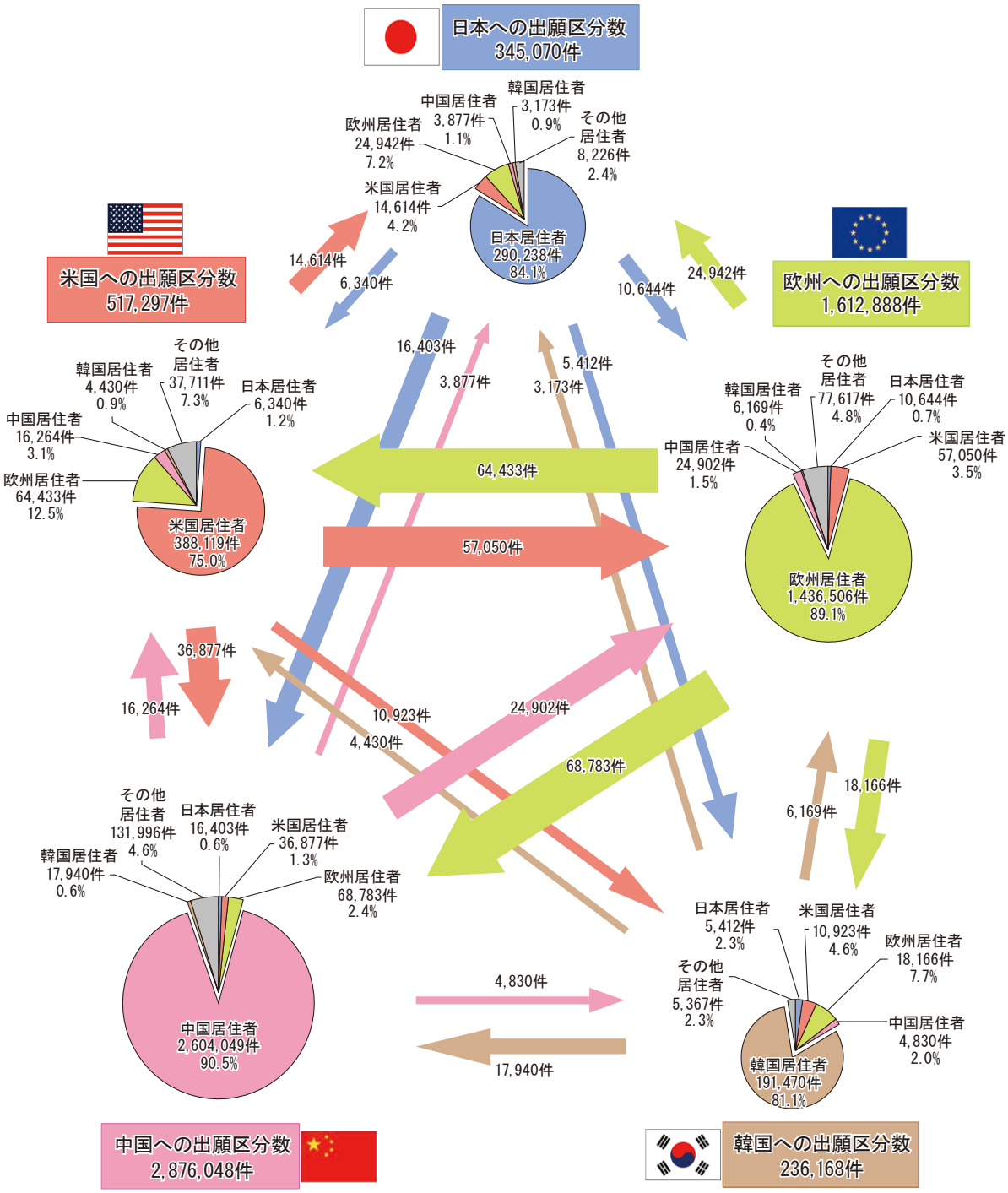

（備考）①欧州はEUIPO、EU加盟各国及びスイスへの商標出願件数の合計を示し、欧州居住者はEU加盟国及びスイスの商標出願件数の合計を示す。
なお、ギリシャについては、本報告書の編集時点でデータを取得できなかった。
②中国は2014年の商標法改正により、一出願多区分制が採用された（2013年までは一出願一区分制で、国際登録出願の際は一出願多区分を許容していた）。
（資料）特許庁「平成28年度商標出願動向調査報告書－マクロ調査－」

④主要国・機関における商標登録件数

主要国・機関における2015年の商標登録件数は、2014年に比べて、日本では減少したが、その他の国では増加した。中国の登録件数は2014年と比べ65.3%増加した。

1-1-104図
主要国・機関における商標登録件数の推移

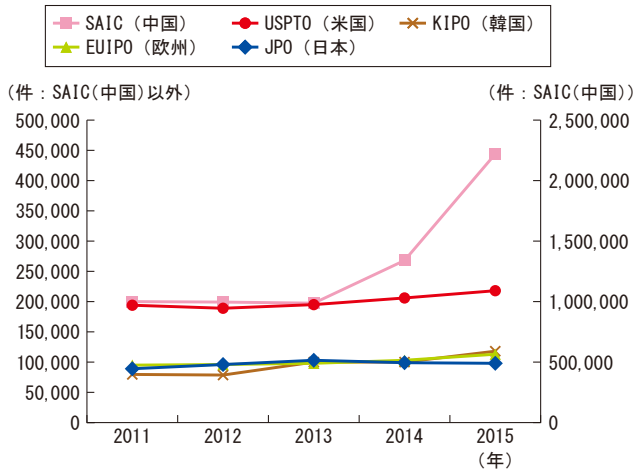

単位：件

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
SAIC(中国)	1,008,998	996,213	987,243	1,347,244	2,226,441
USPTO(米国)	194,260	189,539	195,893	206,142	218,929
KIPO(韓国)	79,676	78,624	101,128	100,054	118,169
EUIPO(欧州)	94,979	96,426	98,657	103,199	113,788
JPO(日本)	89,279	96,359	103,399	99,896	98,085

（備考）商標登録件数はマドリッド協定議定書に基づく国際出願を含む。
SAIC(中国）の数値は右軸。
（資料）JPO　統計・資料編　第1章6.
SAIC　CTMO Annual Report
その他　WIPO統計

⑤日本人による主要国・機関への商標登録出願件数

日本人による外国への商標登録出願数は、2015年に比べて、米国への出願は4.9%減、欧州への出願は10.7%減、韓国への出願は2.8%減となった。

1-1-105図
日本人による主要国・機関への商標登録出願件数の推移

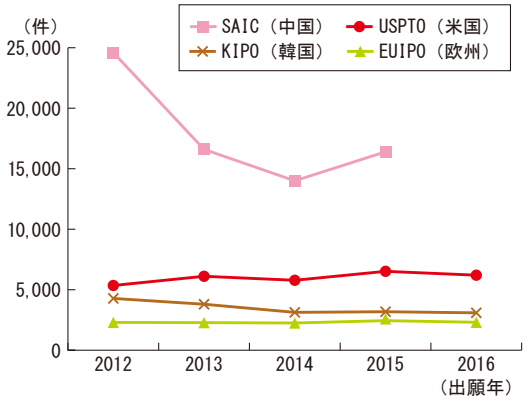

単位：件

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
SAIC(中国)	24,676	16,604	14,054	16,403	—
USPTO(米国)	5,358	6,110	5,786	6,521	6,201
KIPO(韓国)	4,288	3,800	3,131	3,185	3,096
EUIPO(欧州)	2,315	2,283	2,257	2,597	2,318

（備考）米国　出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数各年の値は年度データ、各年の前年10月からその年の9月までを示す。
（例）2016年度：2015年10月～2016年9月
中国　出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数2016年の数値は本紙作成時点で未公表
件数は下記資料の定義に従っている。
（資料）米国　USPTO Annual Report
欧州　EUIPO ウェブサイト
中国　中国　CTMO Annual Report
韓国　2012～2016年：KIPO Annual Report、KIPO提供資料(暫定値)

⑥外国人による日本への商標登録出願件数

2016年の外国人による日本への出願件数は、2015年と比べて全体で2.7%減の28,522件となった。中国からの出願が73.2%増、欧州からの出願が11.1%減、米国からの出願が11.8%減、韓国からの出願は5.5%減となった。

1-1-106図
外国人による日本への商標登録出願件数の推移

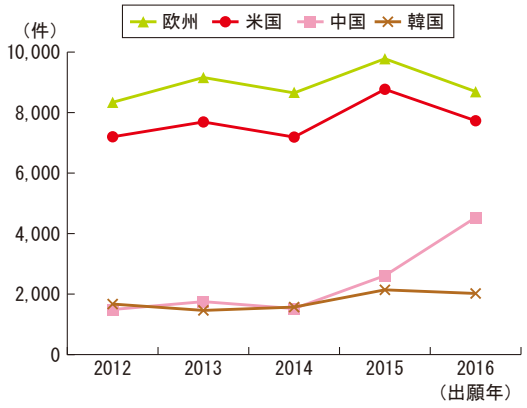

単位：件

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	対合計比(2016年)
欧州	8,340 (6,442)	9,167 (7,260)	8,672 (6,771)	9,787 (7,820)	8,696 (6,864)	30.5%
米国	7,294 (2,379)	7,690 (2,719)	7,193 (2,436)	8,777 (3,846)	7,739 (3,154)	27.1%
中国	1,498 (779)	1,755 (1,147)	1,521 (781)	2,616 (819)	4,530 (1,078)	15.9%
韓国	1,671 (312)	1,465 (277)	1,578 (314)	2,145 (549)	2,027 (471)	7.1%
その他	4,659 (1,861)	5,102 (2,284)	5,425 (2,353)	5,998 (2,939)	5,530 (2,258)	19.4%
合計	23,462 (11,773)	25,179 (13,687)	24,389 (12,655)	29,323 (15,973)	28,522 (13,825)	100.0%

(備考) 欧州欄：統計・資料編　第4章第2.(1)から、EU加盟国を抽出。
(加盟国は2017年3月時点のもの)
括弧内の数値は国際商標登録出願を内数で表したもの。
件数は下記資料の定義に従っている。
(資料) 統計・資料編　第4章2.(1)

⑦マドリッド協定議定書に基づく国際出願[1]動向

a. 日本から外国への出願(国際登録出願(商標))

2016年の日本から外国への国際登録出願[2]件数は、2015年に比べて10.3%増加した。指定国数は、2015年に比べて12.2%増加した。

1-1-107図
日本から外国への出願(国際登録出願(商標))の推移

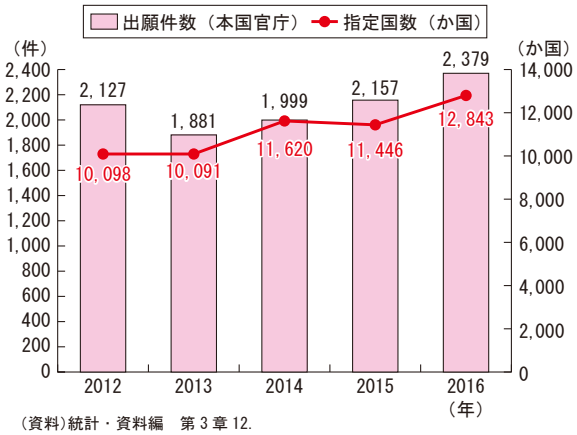

(資料)統計・資料編　第3章12.

b. 外国から日本への出願(国際商標登録出願)

外国から日本への国際商標登録出願[3]件数は、2015年に比べて全体で13.4%減少した。

1-1-108図
外国から日本への出願(国際商標登録出願)の推移

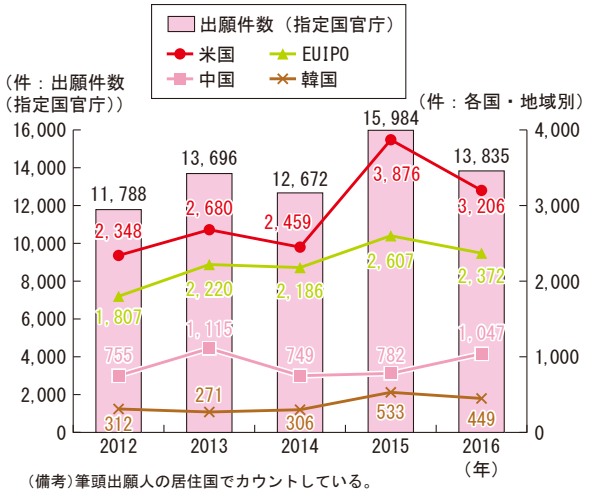

(備考)筆頭出願人の居住国でカウントしている。
(資料)統計・資料編　第3章17.

1　国際登録出願制度の概要：締約国の一国の官庁(本国官庁)に出願又は登録されている商標を基礎として、保護を求める締約国官庁(指定国官庁)を指定した願書を、本国官庁を通じてWIPO国際事務局に国際登録出願する。かかる国際登録出願は、WIPO国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録され、WIPO国際事務局から送付された指定通報に基づき、指定国官庁が1年又は各国の宣言により18か月(我が国は18か月)以内に拒絶の理由を通報しない限り、上記指定国において保護を受けることができる。
2　日本国特許庁を本国官庁とした外国への国際出願。
3　日本国特許庁を指定国官庁とした外国からの国際出願。

(3)新興国における商標登録出願動向

①BRICSにおける商標登録出願動向

BRICSにおける直近５年間の商標登録出願の推移を見ると、インド及び中国は増加傾向にあるが、ブラジル、ロシア、南アフリカでは横ばいとなっている。

一方、外国人による出願の割合の推移を見ると、近年大きな変化はなく、ブラジルでは20%前後、ロシア、南アフリカでは40%台、インドでは10%前後、中国では10%未満で推移している。

1-1-109図
ブラジルにおける商標登録出願構造

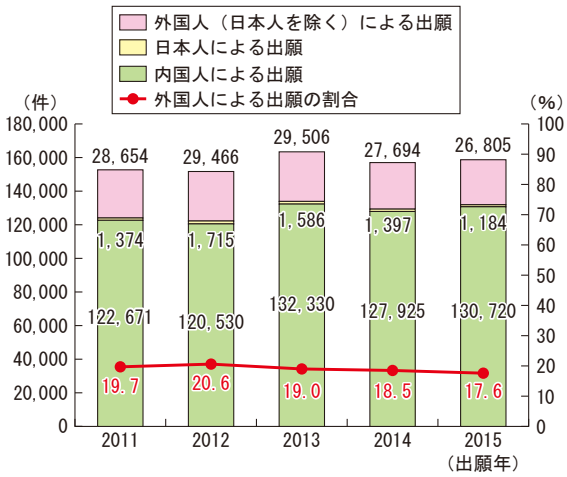

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-110図
ロシアにおける商標登録出願構造

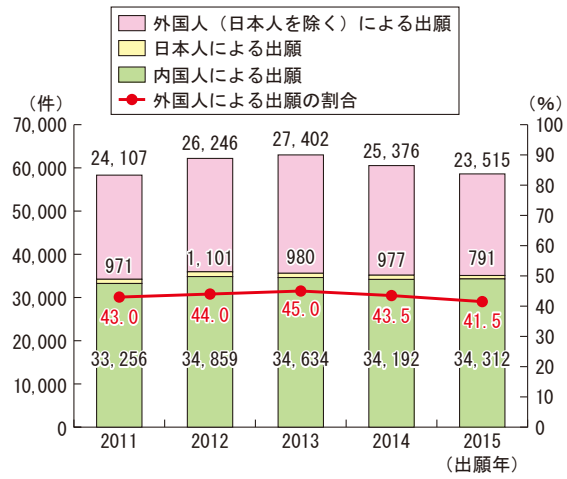

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-111図
インドにおける商標登録出願構造

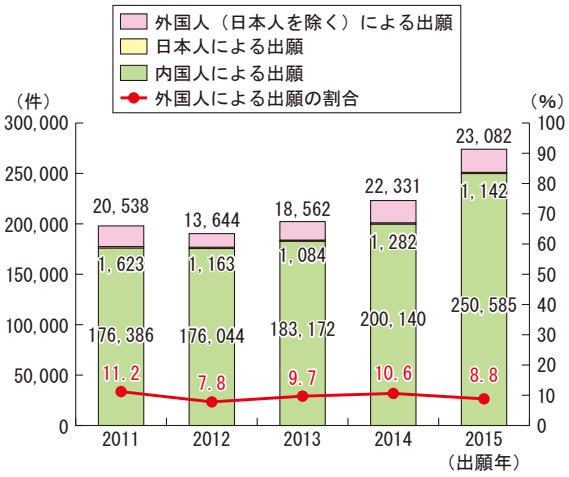

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-112図　中国における商標登録出願構造

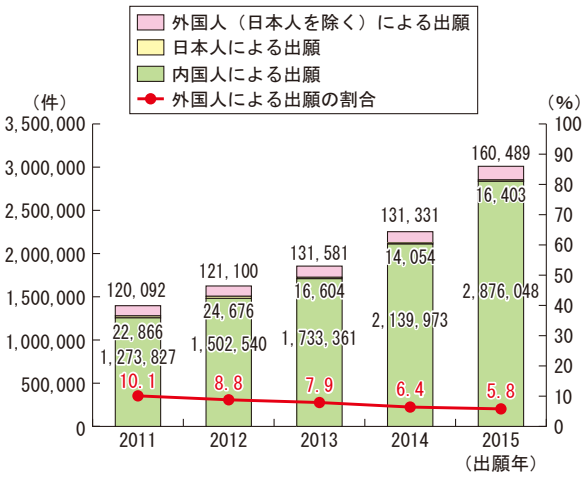

（備考）出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）CTMO Annual Report

1-1-113図
南アフリカにおける商標登録出願構造

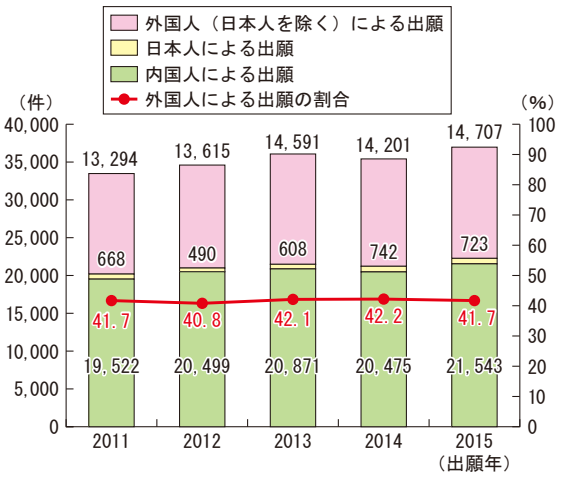

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

②ASEANにおける商標登録出願動向

ASEAN主要国（シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン）における直近5年間の商標登録出願件数の推移を見ると、シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピンの5か国では増加傾向にある。

一方、当該5か国への外国人による出願の割合の推移を見ると、近年大きな変化はなく、シンガポールでは70%台、タイ、ベトナムでは30%台、マレーシアでは50%台、フィリピンでは40%台で推移している。

1-1-114図
シンガポールにおける商標登録出願構造

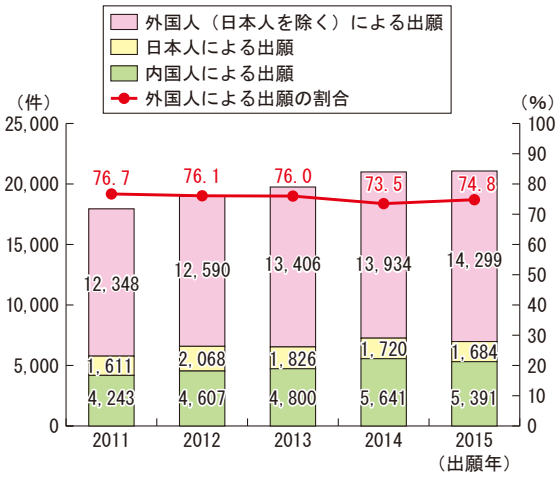

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-115図
インドネシアにおける商標登録出願構造

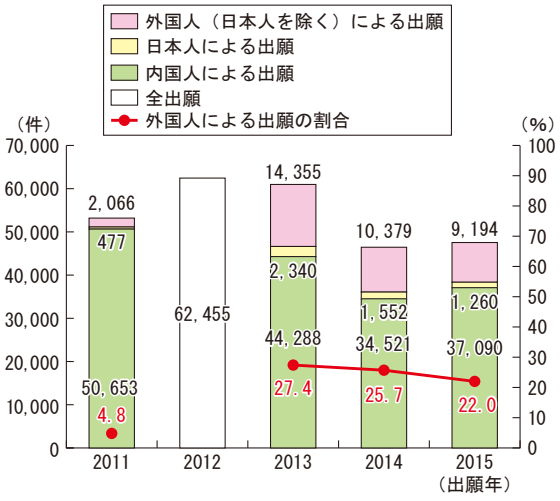

（備考）2012年の数値については、内外国人別のデータがないため、全出願件数を示す。
国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-116図 タイにおける商標登録出願構造

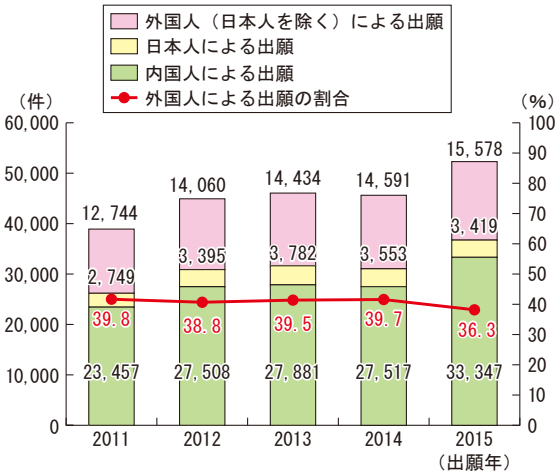

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-117図
マレーシアにおける商標登録出願構造

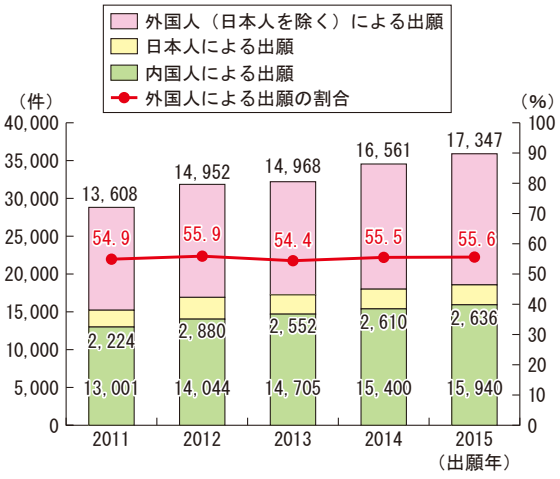

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-118図
ベトナムにおける商標登録出願構造

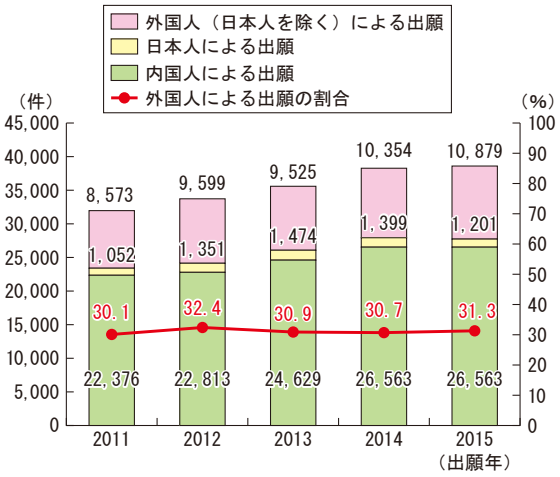

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-119図
フィリピンにおける商標登録出願構造

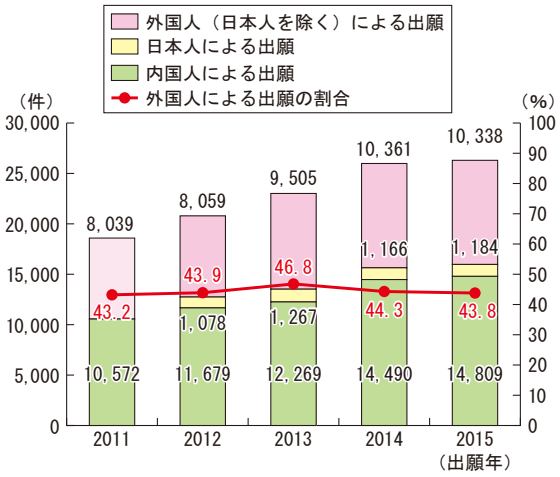

（備考）国別内訳は下記資料の定義に従っている。
なお、2011 年の日本人による出願件数の数値については下記資料にて公表されていないため、2011 年の「外国人（日本人を除く）による出願」は「日本人による出願」を含む。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

5 審判

(1)審判の現状

①審判の請求動向

a. 拒絶査定不服審判[1]請求件数の推移

2016年における拒絶査定不服審判の請求件数は、特許が18,898件、意匠が384件、商標が514件であった。また、特許の前置審査[2]の結果を見ると、拒絶査定を取り消して特許査定される件数（前置登録件数）の全体に占める割合は、2010年以降、6割前後で推移している。

1-1-120図
拒絶査定不服審判請求件数の推移（2007-2016）

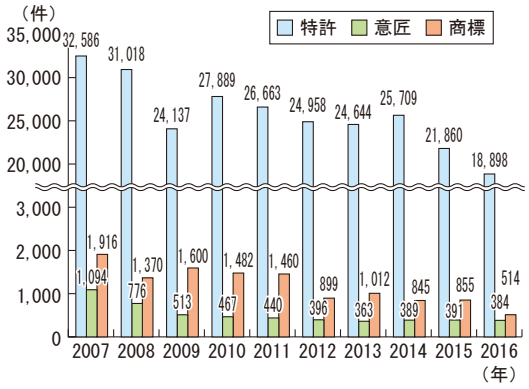

（資料）統計・資料編　第1章7.(1)

1-1-121図
前置審査結果の推移（特許）（2007-2016）

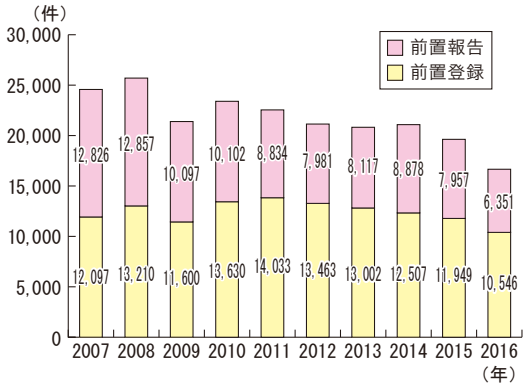

（資料）統計・資料編　第1章7.(1)

b. 無効審判[3]請求件数の推移

2016年における無効審判の請求件数は、特許が140件、実用新案が10件、意匠が26件、商標が92件であった。

1-1-122図
無効審判請求件数の推移（2007-2016）

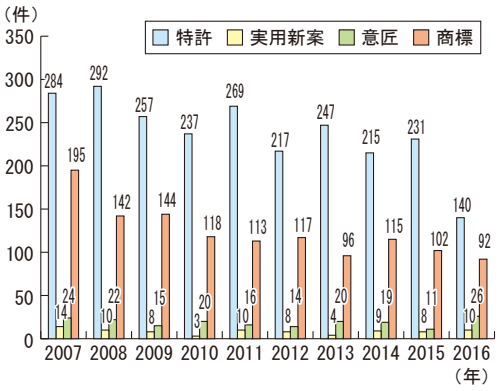

（資料）統計・資料編　第1章7.(3)

c. 訂正審判[4]請求件数の推移

2016年における特許の訂正審判の請求件数は、163件であった。

旧実用新案[5]については、近年ほとんど請求がない。

1-1-123図
訂正審判請求件数の推移（2007-2016）

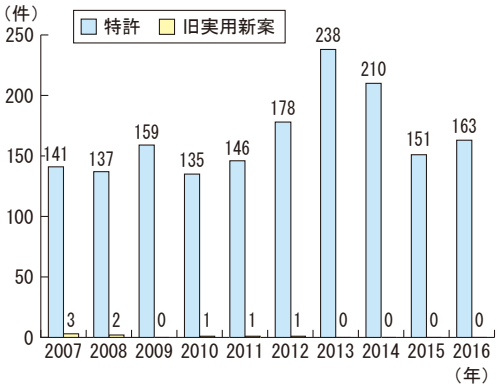

（資料）統計・資料編　第1章7.(4)

1　審査官の行った拒絶査定に対して不服を申し立てるための審判。
2　拒絶査定不服審判請求時に特許請求の範囲等の補正がなされたものについて、特許法第162条の規定により、審査官が行う審査。
3　既に登録されている特許、実用新案、意匠、商標に対して、その無効を求めるための審判。
4　特許権者が権利の取得後に特許請求の範囲等を自ら訂正するための審判。
5　平成5年改正実用新案法の施行日前（1993年以前）に出願された実用新案。

d. 異議申立[1]件数の推移（権利単位）

2016年における異議申立件数は、特許が1,214件、商標が449件であった。

1-1-124図
異議申立件数の推移（権利単位）
（2007-2016）

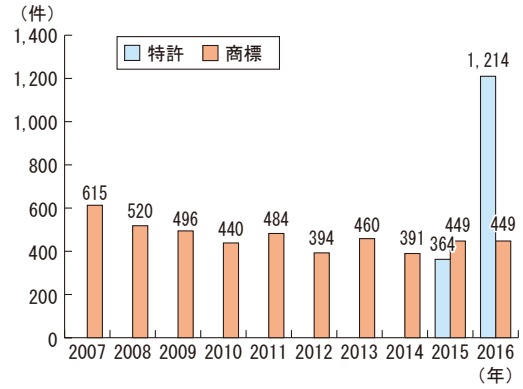

（備考）特許の異議申立制度は、2015年4月1日開始。
（資料）統計・資料編　第1章7.（7）

e. 取消審判[2]請求件数の推移（商標）

2016年における商標取消審判請求件数は958件であった。

1-1-125図
取消審判請求件数の推移（商標）
（2007-2016）

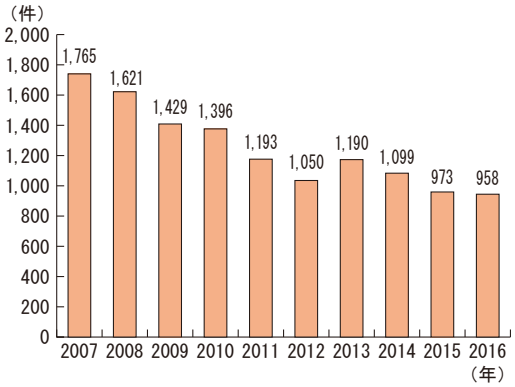

（資料）統計・資料編　第1章7.（5）

②審判の審理動向

拒絶査定不服審判の、2016年の平均審理期間は、特許・実用新案では13.1か月、意匠では6.8か月、商標では7.2か月であった。また、特許・実用新案の拒絶査定不服審判の審理結果について、請求成立とした審決の割合（請求成立率）は、2008年以降上昇傾向にあり、2016年では66%であった。無効審判については、権利をめぐる紛争の早期解決に寄与するため、優先的に審理を行っており、特許・実用新案では、2016年の平均審理期間は10.5か月であり、意匠では15.5か月、商標では11.3か月であった。特許・実用新案の訂正審判は、侵害訴訟に関連して請求される場合が多いことから、優先的に審理を行っており、2016年の平均審理期間は2.7か月であった。異議申立ての、2016年における平均審理期間は、特許では5.8月[3]、商標では8.3か月であった。商標の取消審判の同期間は6.4か月であった。審理の充実の観点から口頭審理を積極的に活用しており、2016年の口頭審理の件数は、特許・実用新案では162件、意匠では9件、商標では70件であった。そのうち、全国各地域の中小・ベンチャー企業等を支援するため、審判官が全国各地に出向いて行われる巡回審判を、特許・実用新案で14件、商標で8件実施した。

1　特許及び商標掲載公報発行後の一定期間に限り、その取消しを求めることができる制度。
2　商標権者が継続して3年以上登録商標を使用していないとき等において、商標登録を取消すための審判。
3　特許異議申立制度においては、維持決定にかかる期間と取消決定にかかる期間に有為な差があるために、制度開始から十分な期間が経過していない現時点では、最終処分に占める審理期間が短い維持決定の割合が高く、平均審理期間は比較的短い数値となっている（Column 1「特許異議の申立ての状況」も参照。）。

1-1-126図 2016年　審理の状況

	拒絶査定不服審判		無効審判		訂正審判		異議申立て		取消審判	
	処理件数*1	平均審理期間*2	処理件数*1	平均審理期間*2	処理件数*1	平均審理期間*2	処理件数*1	平均審理期間*2	処理件数*1	平均審理期間*2
特許・実用新案	11,562	13.1か月	238	10.5か月	165	2.7か月	707	5.8か月		
意匠	462	6.8か月	29	15.5か月						
商標	741	7.2か月	103	11.3か月			480	8.3か月	969	6.4か月

（備考）＊1　請求成立（含一部成立）、請求不成立（含却下）、及び取下・放棄の件数の合計。異議申立ては権利単位の件数。
＊2　審判請求日（※1）から、審決の発送日（※2）、取下・放棄の確定日、又は却下の発送日までの期間の暦年平均。
（※1）異議申立てについては異議申立日。特許拒絶査定不服審判において前置審査に係る事件については審理可能となった日（部門移管日）。
（※2）特許異議申立てにおいて取消理由通知（決定の予告）を行うものはその発送日、特許無効審判において審決の予告を行うものはその発送日。
（資料）特許庁作成

1-1-127図 2016年　審理結果*1の概要

	査定系審判*2		当事者系審判*3		異議申立て	
	請求成立	請求不成立*4	請求成立	請求不成立*4	取消決定*5	維持決定*4
特許・実用新案	7,030	3,601	199	146	55	645
意匠	248	210	13	11		
商標	495	240	814	158	76	359

（備考）＊1: 審決・決定に至ったもののみ。
＊2: 拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。
＊3: 無効審判、取消審判、訂正審判を含む。
＊4: 却下を含む。
＊5: 一部取消しを含む。
（資料）統計・資料編　第1章7.(1)（2）（3）（4）（5）（7）、特許庁作成

1-1-128図
拒絶査定不服審判事件における請求成立率の推移（特許）

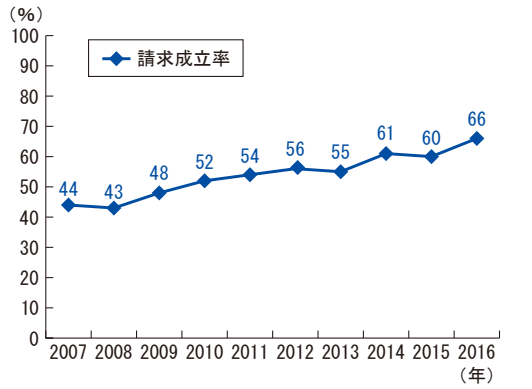

（備考）請求成立率＝請求成立件数／（請求成立件数＋請求不成立（含却下）件数）
（資料）統計・資料編　第1章7.(1)

Column 1

特許異議の申立ての状況

特許異議の申立ての件数は、2015 年 4 月に特許異議申立制度が開始され、同年 10 月より申立てが本格化して以降、累計で 1,901 件（特許異議の申立てがされた特許権単位の件数）となり、そのうち 998 件（約 52.5%）が最終処分に至っています（2017 年 3 月末時点）。

同制度においては、同じ時期に申立てがされた事件のうち、合議体が取消理由がないと判断した事件については、取消理由を通知することなく、先行して維持決定されます。そして、取消理由が通知された事件のうち、特許権者の意見や訂正の請求を認めて特許を維持する場合には、その段階で維持決定されますが、取消決定がされる事件については、再度の取消理由通知（決定の予告）を行うため、最終的に取消決定がされるまでには一定の期間を必要とするという特徴があります（図 1 参照）。

2017 年 3 月までに申立てがされた事件のうち、約 52.5%が最終処分に至っていますが、申立年単位で処理状況を見ますと、2015 年に申立てがされた事件については約 93.7%が、2016 年に申立てがされた事件については約 53.9%が、2017 年に申立てがされた事件については約 0.9%が、それぞれ最終処分に至っています（図 2 参照）。なお、ある申立年の維持決定と取消決定の比率は、その申立年の全ての事件が最終処分に至るまで確定しないことに留意ください。

IPC 分類のセクション C（化学等）の特許に対する申立てが多く、次にセクション A（生活必需品）、セクション B（処理操作等）の特許に対する申立てが多い状況です（図 3 参照）。

同制度が適切に活用されるためには、特許異議申立書や証拠等について適切な形で提出していただくことも必要です。手続上留意すべき点について、特許庁のウェブサイトに「特許異議の申立ての状況、手続の留意点」[1]として掲載しておりますので、そちらも是非ご覧下さい。

【図 1】特許異議の申立年月毎の処理状況（速報値）

（2017 年 3 月末時点）

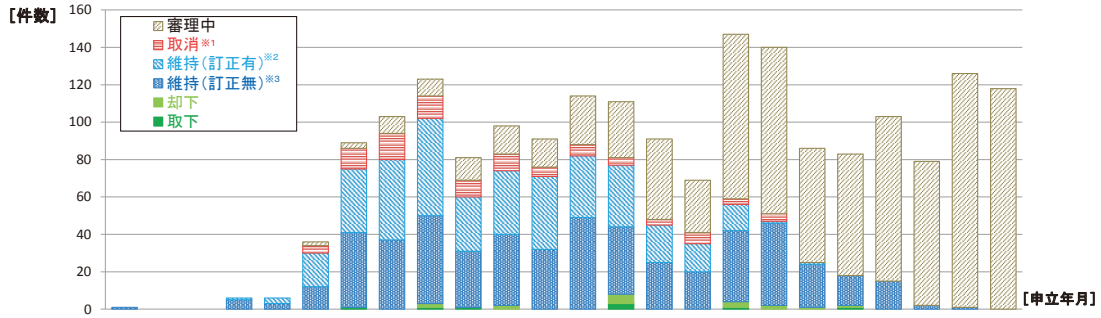

申立年月	2015年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2016年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2017年1月	2月	3月	計
申立件数	1			6	6	36	89	103	123	81	98	91	114	111	91	69	147	140	86	83	103	79	126	118	1901
審理中の件数						2	3	9	9	12	15	15	26	30	43	28	88	89	61	65	88	77	125	118	903
取消件数※1						4	11	14	12	9	9	5	6	4	3	6	3	4							90
維持件数(訂正有)※2				1	3	18	34	43	52	29	34	39	33	33	20	15	14	1	1						370
維持件数(訂正無)※3	1			5	3	12	40	37	47	30	38	32	49	36	25	20	38	44	23	16	15	2	1		514
却下件数									2		2			5			3	2	1	1					16
取下件数							1		1	1				3			1			1					8

※1　異議対象の請求項の全て又は一部の取消が決定されたもの。
※2　訂正が全て又は一部認められて維持が決定されたもの。
※3　訂正されることなく維持が決定されたもの。

1　https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/sinpan/sinpan2/igi_moushitate_ryuuiten.htm

【図2】特許異議の申立年毎の処理状況（割合及び件数）（速報値）

（2017年3月末時点）

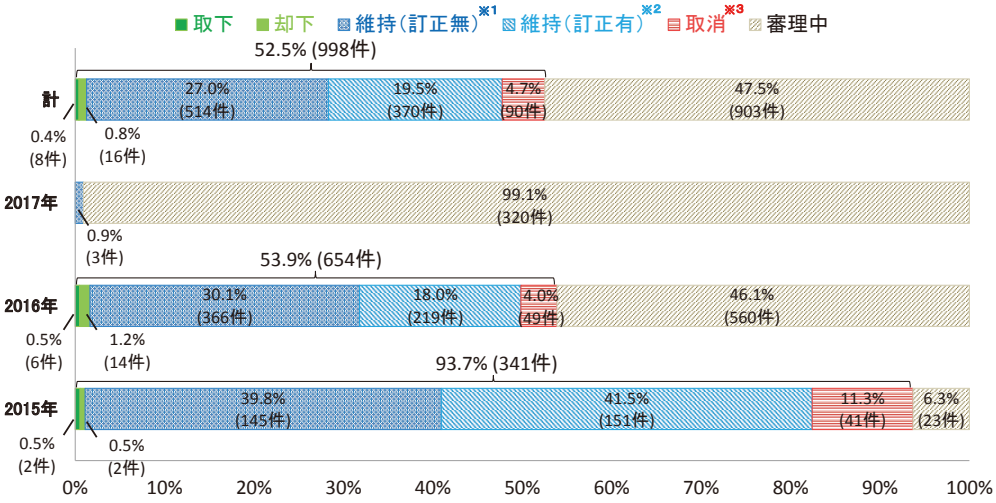

※1 訂正されることなく維持が決定されたもの。
※2 訂正が全て又は一部認められて維持が決定されたもの。
※3 異議対象の請求項の全て又は一部の取消が決定されたもの。

【図3】特許異議のIPC分類のセクション毎の処理状況（速報値）

（2017年3月末時点）

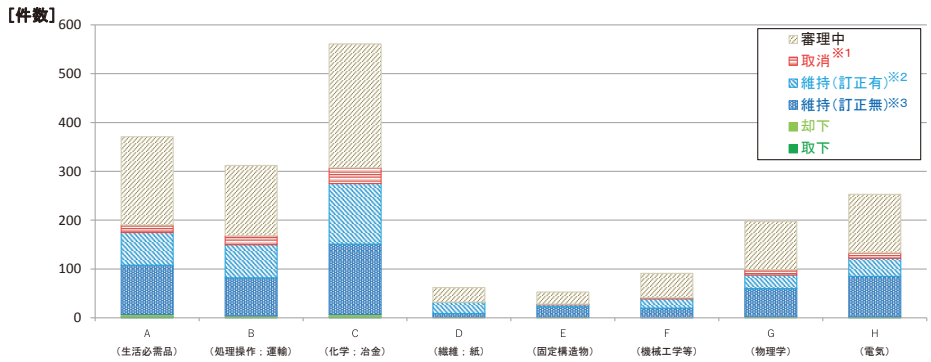

	A（生活必需品）	B（処理操作；運輸）	C（化学；冶金）	D（繊維；紙）	E（固定構造物）	F（機械工学等）	G（物理学）	H（電気）
申立件数	371	312	561	62	53	91	198	253
審理中の件数	181	144	254	30	25	50	99	120
取消件数※1	15	18	32		1	2	11	11
維持件数（訂正有）※2	67	68	124	23	4	19	28	37
維持件数（訂正無）※3	101	78	144	8	22	20	58	83
却下件数	4	3	5	1	1		2	
取下件数	3	1	2					2

※1 異議対象の請求項の全て又は一部の取消が決定されたもの。
※2 訂正が全て又は一部認められて維持が決定されたもの。
※3 訂正されることなく維持が決定されたもの。

(2)審決取消訴訟の出訴状況

①出訴件数動向

2016年の審決取消訴訟[1]の出訴件数について見ると、査定系審判では、前年に比べ特許・実用新案及び意匠が増加し、商標が減少した。当事者系審判では、前年に比べ特許・実用新案及び商標が減少し、意匠が増加した。

1-1-129図　2016年　出訴件数*1

	特許・実用新案	意匠	商標
査定系審判*2	77　(72)	22　(2)	11　(26)
当事者系審判*3	115　(119)	4　(2)	39　(40)
異議申立て	3　(0)		8　(1)

（備考）＊1：表中括弧内は2015年。
＊2：拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。
＊3：無効審判、取消審判、訂正審判を含む。
（資料）統計・資料編　第2章17.(1)

②判決件数動向

2016年における審決取消訴訟の判決件数を見ると、請求棄却となった件数について、査定系審判では、前年と比べ、特許・実用新案、意匠及び商標がいずれも減少した。当事者系審判では、前年と比べ、特許・実用新案、意匠及び商標がいずれも増加した。また、審決取消となった件数について、査定系審判では、前年と比べ特許・実用新案は減少し、意匠は13件[2]、商標は3件であった。当事者系審判では、前年と比べ特許・実用新案、商標は減少し、意匠は前年同様に0件であった。2016年における査定系審判に関する請求棄却判決の全判決に占める割合（審決支持率）は、特許・実用新案が81.4%、意匠が7.1%、商標が80%となっている。

1-1-130図　2016年　判決件数*1

	特許・実用新案		意匠		商標	
	請求棄却	審決取消	請求棄却	審決取消	請求棄却	審決取消
査定系審判*2	48　(47)	11　(16)	1　(4)	13　(0)	12　(17)	3　(1)
当事者系審判*3	54　(48)	23　(30)	3　(1)	0　(0)	23　(17)	9　(14)
異議申立て	0　(−)	0　(−)			5　(1)	0　(0)

（備考）＊1：表中括弧内は2015年。
＊2：拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。
＊3：無効審判、取消審判、訂正審判を含む。
（資料）統計・資料編　第2章17.(2)

1　特許庁の審決に不服のある者がその取消しを求め、知的財産高等裁判所に提訴する訴訟。
2　うち12件は関連意匠による一連の事件。

第 2 章

企業等における知的財産活動

企業活動の高度化・グローバル化の進展等に伴い、我が国企業の知的財産活動を取り巻く環境は大きく変化しており、また、企業規模や技術分野の違いによって、知的財産戦略は多様化しているといえる。これらの状況について、本章では、出願件数等の動向からみた知的財産活動の実態、知財担当者数・活動費等からみた知的財産活動の状況、知的財産権の活用状況等を紹介する。

1 知的財産活動の状況

(1)特許、実用新案の出願件数

内国出願人による特許出願件数の推移を中長期で見ると、1980 年から 1987 年までは総 R&D 費の推移に同調するように漸増している。1988 年に改善多項制[1]が導入された後は、伸びは鈍化したが、引き続き漸増し、2000 年にピークに達した（38.7 万件）。その後は漸減傾向となったものの、2016 年には再び増加に転じ、26.0 万件となった。なお、2008 年から 2009 年にかけての大きな減少は、2008 年 9 月に発生したリーマン・ショックの影響を受けたものと考えられる。

外国出願人による特許出願件数の推移を見ると、1980 年から 2007 年までは堅調に漸増している。2007 年にピーク（6.3 万件）に達した後、2008 年 9 月に発生したリーマン・ショックの影響を受けて、2009 年には 5.3 万件にまで減少した。その後は漸増傾向となったものの、2014 年を境に再び減少に転じ、2016 年には 5.8 万件となった。

1-2-1図
内外国出願人による特許出願件数、実用新案登録出願件数及び総 R&D 費の推移

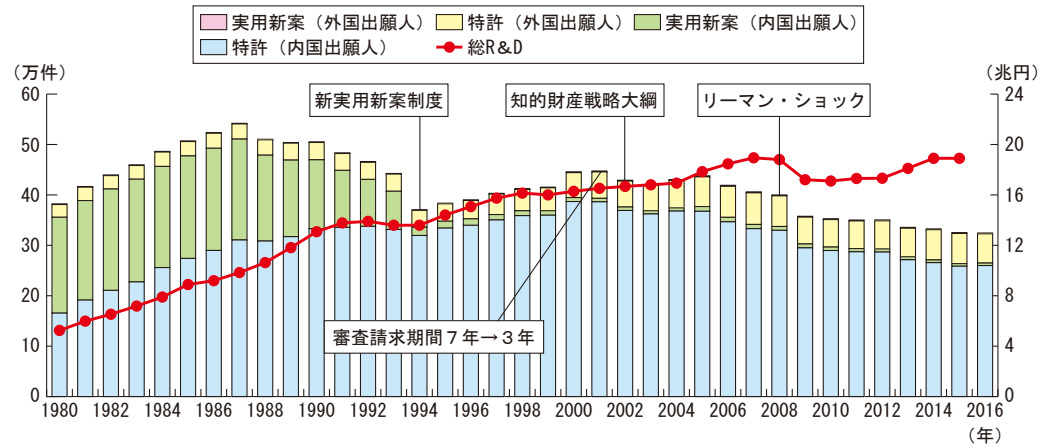

（備考）「実用新案」には、旧実用新案、及び新実用新案のいずれも含む。
（資料）特許庁作成
総 R&D 費については科学技術研究調査報告書（総務省統計）に基づく

1 出願の単一性を満たす複数の請求項を特許請求の範囲に記載できるようにした制度。

また、我が国企業のグローバル化が進展する中、製造業における海外研究開発費は 2009 年度以降漸増しており、2014 年度は 6,530 億円と過去最高水準となっている。他方で、日本から海外への特許出願件数は、2012 年以降横ばいで推移している。

1-2-2図
日本から海外への特許出願件数と海外 R&D 拠点の研究開発費の推移

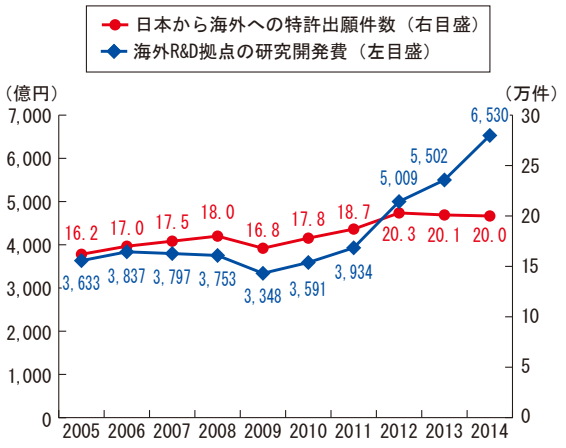

（備考）出願件数は年単位、研究開発費は年度単位で示す。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics 及び経済産業省「海外事業活動基本調査」を基に特許庁作成

出願順位規模別[1]で見ると、出願件数上位 30 社で全出願件数の 25%程度、出願件数上位 300 社で全出願件数の 60%以上を占めている。そして、2012 年から 2016 年にかけて、出願件数上位 30 社が大きく出願を減少させている（2012 年 10.1 万件→ 2016 年 8.4 万件）のに対し、それ以外の企業の出願件数はほぼ横ばいとなっていることが分かる。

1-2-3図
特許出願件数に占める出願順位規模別企業の割合[2]

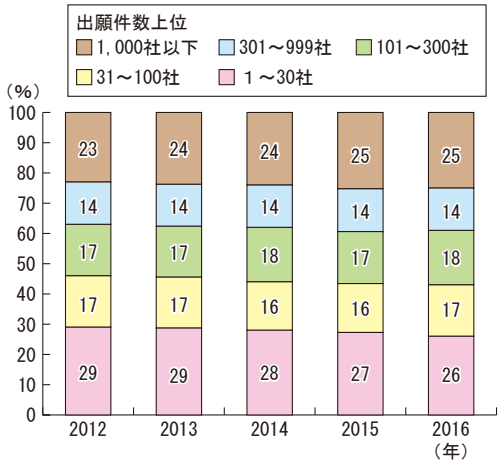

1-2-4図　出願順位規模別にみた特許出願件数の推移

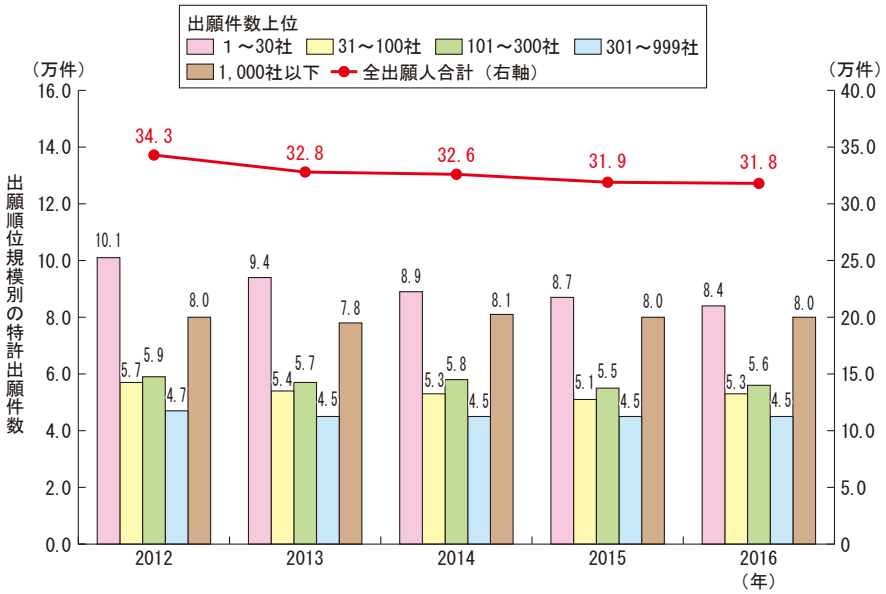

（資料）特許庁作成

1　出願順位規模別にみた特許出願件数の動向は、各年の出願上位企業を 1～30 位、31～100 位、101～300 位、301～999 位、1000 位以下の 5 つに分類し、それぞれについて、2012 年から 2016 年までの各年の特許出願件数を計数したものである。
2　2013 年の出願順位規模別企業の割合の合計が 101%、2015 年の出願順位規模別企業の割合の合計が 99%であるのは、四捨五入の関係である。

(2)企業別登録件数ランキング

〈特許〉

2016年の特許登録件数を企業別に見ると、第1位はキヤノン株式会社で4,095件、第2位はパナソニック IP マネジメント株式会社で4,046件、第3位は三菱電機株式会社で4,042件であり、電機と自動車関連企業がトップ10の大部分を占めた。

1-2-5図
【上位10社】2016年特許登録件数

順位		前年2015	出願人	登録件数
1	↗	2	キヤノン株式会社	4,095 (3,717)
2	↗	7	パナソニック IP マネジメント株式会社	4,046 (2,198)
3	→	3	三菱電機株式会社	4,042 (3,364)
4	↘	1	トヨタ自動車株式会社	3,717 (4,614)
5	→	5	富士通株式会社	2,399 (2,339)
6	↗	9	株式会社デンソー	2,374 (2,024)
7	↘	6	セイコーエプソン株式会社	2,281 (2,264)
8	↗	10	本田技研工業株式会社	2,144 (1,934)
9	↘	8	株式会社リコー	2,142 (2,053)
10	↗	20	JFE スチール株式会社	1,787 (1,206)

(備考)表中括弧内は2015年。
共同出願については、それぞれの出願人でカウントしている。

〈意匠〉

2016年の意匠登録件数を企業別に見ると、第1位はパナソニック IP マネジメント株式会社で430件、第2位は三菱電機株式会社で415件、第3位は株式会社岡村製作所で335件であった。上位4社に変化はなかったものの、自動車関連企業が順位を上げている。

1-2-6図
【上位10社】2016年意匠登録件数

順位		前年2015	出願人	登録件数
1	→	1	パナソニック IP マネジメント株式会社	430 (529)
2	→	2	三菱電機株式会社	415 (447)
3	→	3	株式会社岡村製作所	335 (368)
4	→	4	株式会社 LIXIL	316 (293)
5	↗	6	本田技研工業株式会社	233 (209)
6	↘	5	シャープ株式会社	215 (281)
7	↗	13	トヨタ自動車株式会社	169 (135)
8	↗	12	日産自動車株式会社	157 (136)
9	↗	52	株式会社イトーキ	146 (66)
10	↗	14	大日本印刷株式会社	141 (132)

(備考)表中括弧内は2015年。
共同出願については、それぞれの出願人でカウントしている。

〈商標〉

2016年の商標登録件数を企業別に見ると、第1位は株式会社サンリオで939件、第2位は株式会社資生堂で539件、第3位は株式会社コーセーで331件であった。上位10社は前年とほぼ同じ顔ぶれであったが、順位を大きく上げた企業も存在する。

1-2-7図
【上位10社】2016年商標登録件数

順位		前年2015	出願人	登録件数
1	↗	2	株式会社サンリオ	939 (370)
2	↘	1	株式会社資生堂	539 (445)
3	↗	15	株式会社コーセー	331 (147)
4	→	4	花王株式会社	330 (272)
5	↘	3	富士通株式会社	309 (283)
6	↗	38	エルジー エレクトロニクス インコーポレイティド	234 (87)
7	↗	11	株式会社明治	206 (168)
8	↘	5	森永乳業株式会社	197 (264)
9	↘	7	小林製薬株式会社	181 (219)
10	↘	8	パナソニック株式会社	173 (189)

(備考)表中括弧内は2015年。
共同出願については、それぞれの出願人でカウントしている。

(3)我が国企業等における知財担当者数

2016 年度の知的財産活動調査[1]の結果によると、我が国全体の知財担当者数[2]は、2012 年度から 2014 年度にかけて微増傾向であったが、2015 年度には微減となった。なお、全体推計値については、調査票の回答結果を基に我が国全体について推計を行った数値[3]であることに留意する必要がある。

1-2-8図　知財担当者数の推移(全体推計値)

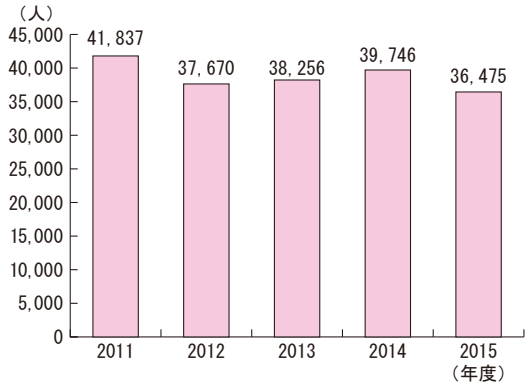

(資料)特許庁「平成 28 年知的財産活動調査報告書」

業種別 1 者あたりの知財担当者数では、「電気機械製造業」が 18.5 人と最も多く、全体平均 5.9 人を大きく上回った。

1-2-9図　業種別の知財担当者数（1 者当たりの平均値）

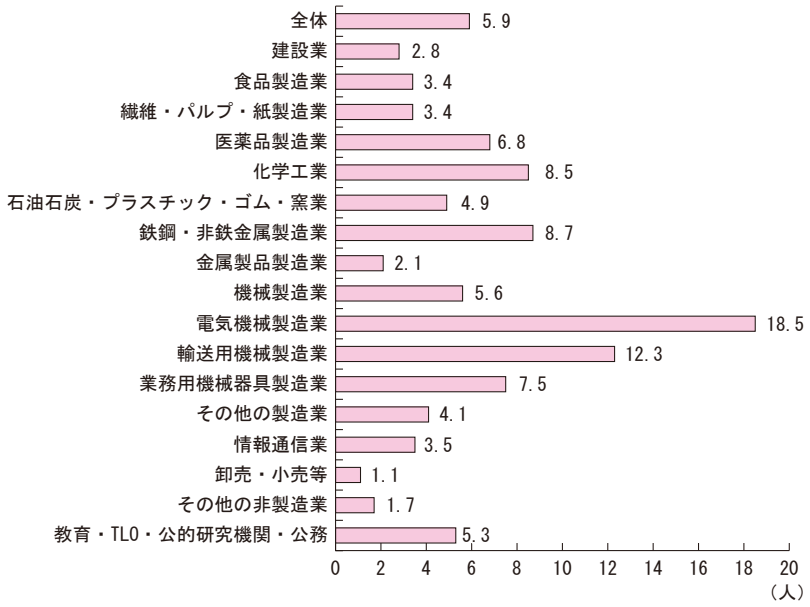

(備考)産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）のいずれかの出願件数が 5 件以上であった出願人の回答を集計した。
(資料)特許庁「平成 28 年知的財産活動調査報告書」

1　知的財産活動調査は、統計法に基づく一般統計調査である。2016 年は、9 月 1 日～9 月 30 日の間に実施した。本調査は 2014 年に出願実績のあった我が国の個人、法人、大学等公的研究機関のうち、産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）のいずれかの出願件数が 5 件以上であった出願人（6,003 件）及び産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）のいずれも 5 件未満の出願に該当する上記以外の出願人(51,621 件から抽出率約 1/11 で抽出：4,701 件)を対象に行った(母数は 57,624 件)（調査票回収率 50.5%)。
知的財産活動調査結果　URL：http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/tizai_katsudou_list.htm

2　企業等において、産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に係る業務に従事する者のみならず、知的財産権の管理、評価、取引、実施許諾、係争に係る業務に従事する者、知財に関する企画、調査、教育、会計、庶務等、知財活動を支えるために必要な業務に従事している者も含む。なお、本調査は、出願の実績があった者を対象に調査を実施しているため、調査対象となっていない弁理士、弁護士等の法曹界の人材、特許庁の審査官、登録調査機関等における先行技術文献調査人材、知財法学者等の人材は含まない。

3　全体推計値は、母集団を業種別・出願件数階級に層化し、各層の推計元標本についての集計結果を標本数で除し、母集団数を乗じることによって算出した。

(4)我が国企業等における知財活動費の現状

2015年度の我が国企業等の知財活動に要する費用[1]の平均は、図に示すとおりであった。

内訳を見ると、ほとんどの業種において出願系費用の占める割合が最も多く、知財活動費全体に与える影響が大きいことが分かる。

1-2-10図 知財活動費の推移（全体推計値）

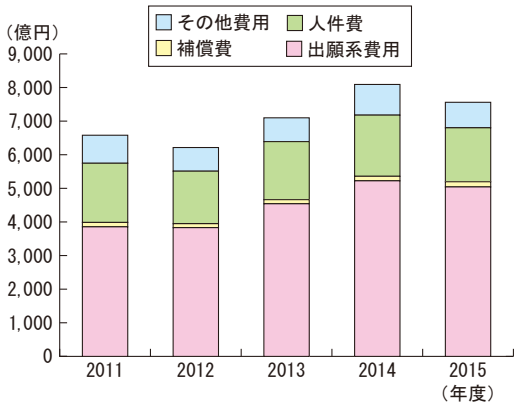

（資料）特許庁「平成28年知的財産活動調査報告書」

業　　種	標本数	平均知的財産活動費（百万円）				
			うち出願系費用	うち補償費	うち人件費	うちその他費用
全体	2,991	165.9	113.2	3.6	33.8	17.2
建設業	106	48.8	26.1	1.6	17.9	3.2
食品製造業	164	60.2	29.7	0.4	19.8	8.8
繊維・パルプ・紙製造業	62	99.3	69.2	0.8	23.3	6.0
医薬品製造業	83	231.0	114.4	1.7	53.4	51.5
化学工業	220	317.8	233.8	4.2	65.9	30.2
石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	215	145.8	97.2	2.4	35.2	10.6
鉄鋼・非鉄金属製造業	74	281.8	199.1	4.2	65.3	13.4
金属製品製造業	118	41.3	29.4	0.9	9.6	1.4
機械製造業	191	169.6	123.4	2.7	35.1	12.7
電気機械製造業	294	623.4	430.5	17.5	97.2	79.4
輸送用機械製造業	126	302.9	227.6	5.1	55.3	18.1
業務用機械器具製造業	94	331.1	223.9	6.1	67.9	33.1
その他の製造業	181	65.3	51.9	0.7	15.2	5.8
情報通信業	139	42.7	18.1	1.7	14.2	7.4
卸売・小売等	315	10.1	6.0	0.1	3.2	1.0
その他の非製造業	283	20.6	11.6	0.3	6.9	1.9
教育・TLO・公的研究機関・公務	242	70.2	40.3	4.6	23.4	3.5
個人・その他	84	1.2	0.6	0.0	0.0	0.6

（備考）出願系費用：産業財産権の発掘、発明届書の評価、明細書の作成（外注を含む）、明細書チェック、出願手続、審査請求手続、技術評価請求手続、拒絶理由通知対応（意見書、補正書作成）等の中間処理業務及び拒絶査定不服審判等に要する費用、権利存続要否問い合わせ、登録手続、年金納付手続等の権利維持業務に要する費用（弁理士費用等の外注費を含む。他者からの譲受は除く）。
補　償　費：企業等の定める補償制度（職務発明規定等）に基づいて発明者、創作者等に支払った補償費。
人　件　費：企業等において知財業務を担当する者の雇用にかかる費用の直近の会計年度総額。
その他費用：上記の3分類に含まれない費用（企画、調査、教育等のその他の経費、業務遂行に必要な固定資産の減価償却費及びリース料）。
（資料）特許庁「平成28年知的財産活動調査報告書」

1-2-11図 業種別の知財活動費（1者当たりの平均値）

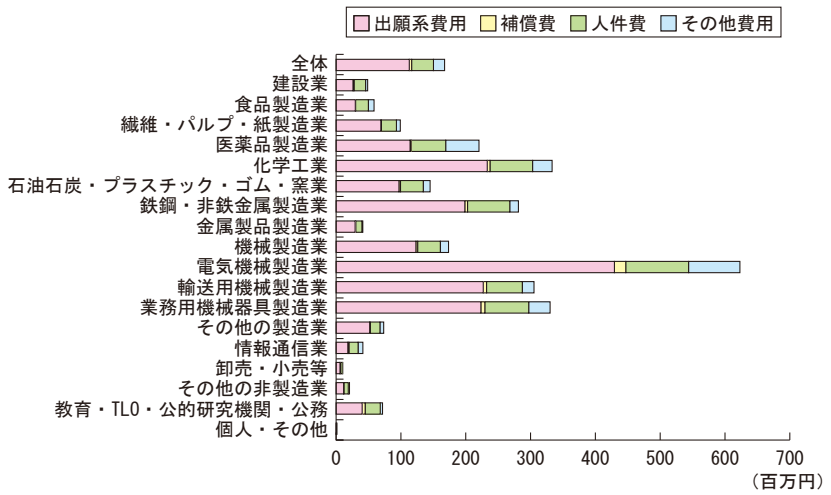

（備考）産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）のいずれかの出願件数が5件以上であった出願人の回答を集計した。
（資料）特許庁「平成28年知的財産活動調査報告書」

1　係争の和解金、損害賠償金、ロイヤルティ、産業財産権の購入に要した費用は含まない。

2 知的財産権の利活用の状況

(1) 産業財産権等使用料の国際収支

我が国企業のグローバル化が進展する中で、知的財産の国際取引も活発化している。財務省が公表している国際収支統計によると、我が国の産業財産権等使用料[1]の国際収支は、2015 年には過去最大の 3.1 兆円の黒字となった。

1-2-12図　産業財産権等使用料（受取・支払）の推移

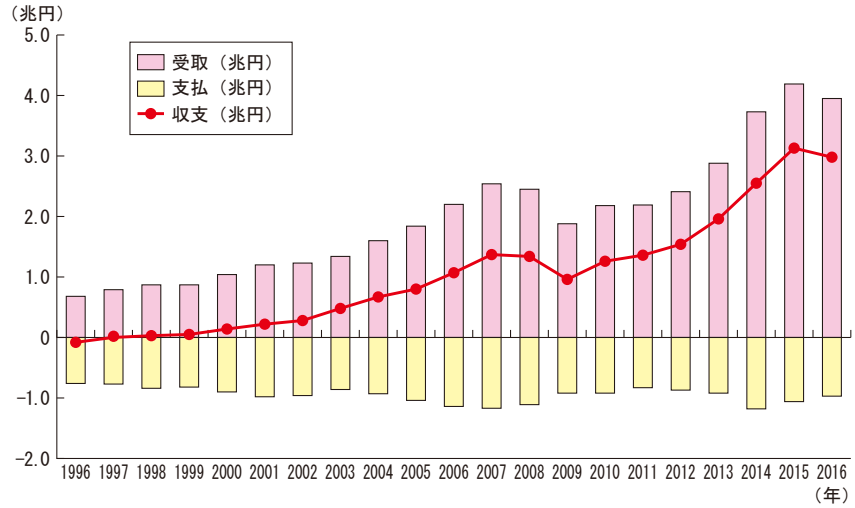

（資料）財務省「国際収支統計」を基に特許庁作成

(2)特許権の利用状況

知的財産活動調査では、知的財産権の利用状況についても明らかにしている。なお、全体推計値については、調査票の回答結果を基に我が国全体について推計を行った数値[2]であることに留意する必要がある。

国内での利用状況としては、2014 年から 2015 年にかけて特許権所有件数[3]は約 8,000 件増加している。

2015 年度における利用率（利用件数[4]／所有件数）は 47.8%となり、2008 年度から 50%前後で推移している。また、防衛目的[5]件数の割合は 32.6%となっている。

特許権の利用率は業種によって異なっている。「電気機械製造業」において利用割合が高く、「繊維・パルプ・紙製造業」が続いた。

外国での利用状況としては、2015 年度は 47.2%となっている。

1　産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の使用料のほか、ノウハウ（技術情報）の使用料やフランチャイズ加盟に伴う各種費用、販売権の許諾・設定に伴う受払等を計上している。また、これらの権利に関する技術、経営指導料も含む。
2　全体推計値は、母集団を業種別・出願件数階級に層化し、各層の推計元標本についての集計結果を標本数で除し、母集団数を乗じることによって算出した。
3　特許権所有件数は、内国人現存権利数の確定値である。「うち利用件数」及び「うち未利用件数」は、知的財産活動調査における全体推計結果より権利利用率を算出し、確定値に乗じることで得ている。
4　利用件数とは、権利所有件数のうち「自社実施件数」及び、「他社への実施許諾件数」のいわゆる積極的な利用件数の合計である。なお、未利用件数とは自社実施も他社への実施許諾も行っていない権利であり、防衛目的権利及び開放可能な権利（相手先企業を問わず、ライセンス契約により他社へ実施許諾が可能な権利）を含む。
5　自社実施も他社への実施許諾も行っていない権利であって、自社事業を防衛するために他社に実施させないことを目的として所有している権利。

1-2-13図 国内における特許権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値）

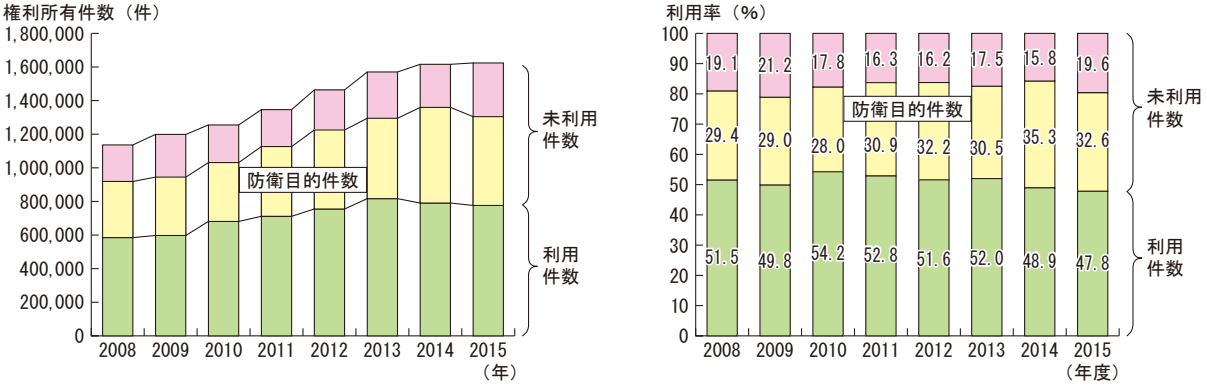

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
国内特許権所有件数（件）	1,136,566	1,199,184	1,255,489	1,346,804	1,464,176	1,570,897	1,616,472	1,624,596
うち利用件数	584,994	597,519	681,059	711,773	755,209	816,825	790,752	776,358
うち未利用件数	551,572	601,665	574,430	635,031	708,967	754,072	825,720	848,238
うち防衛目的件数	334,564	348,028	350,946	415,630	471,041	479,029	569,938	529,115

（資料）特許庁「平成28年知的財産活動調査報告書」

1-2-14図 国内における業種別の特許権所有件数及びその利用率（全体推計値）

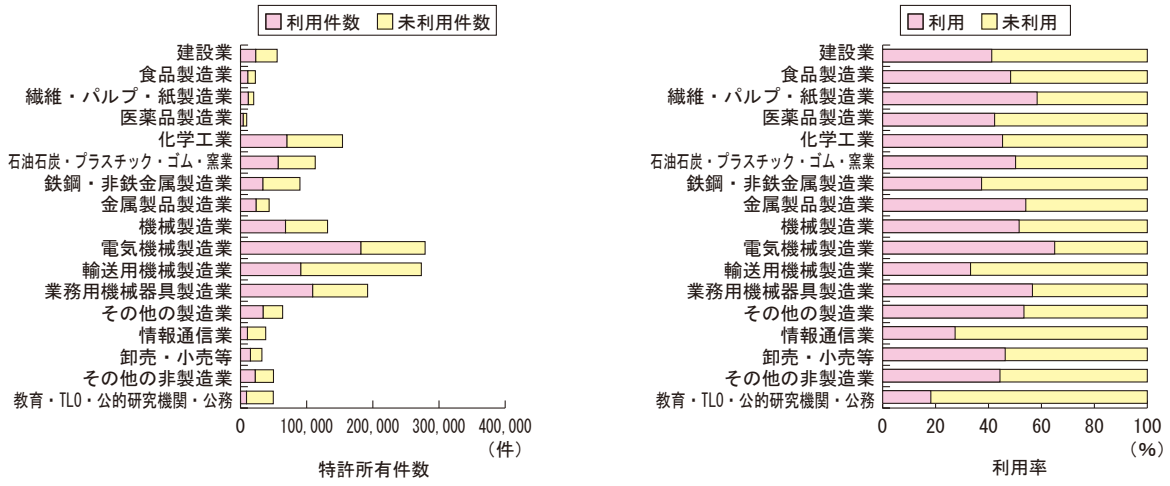

業種	対象数	国内権利保有件数（件）			
			うち利用件数	うち未利用件数	利用率
全体	57,455	1,624,596	776,358	848,238	47.8%
建設業	2,225	55,454	22,911	32,543	41.3%
食品製造業	2,765	22,490	10,899	11,592	48.5%
繊維・パルプ・紙製造業	1,265	19,957	11,677	8,280	58.5%
医薬品製造業	376	9,365	3,971	5,394	42.4%
化学工業	1,103	154,340	70,080	84,260	45.4%
石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	1,805	113,084	56,930	56,154	50.3%
鉄鋼・非鉄金属製造業	383	89,943	33,694	56,249	37.5%
金属製品製造業	1,367	43,304	23,476	19,828	54.2%
機械製造業	2,274	131,722	68,093	63,629	51.7%
電気機械製造業	1,906	279,389	182,023	97,366	65.2%
輸送用機械製造業	620	273,673	91,092	182,581	33.3%
業務用機械器具製造業	839	192,334	109,113	83,221	56.7%
その他の製造業	1,911	63,746	34,114	29,632	53.5%
情報通信業	2,856	38,116	10,462	27,654	27.4%
卸売・小売等	11,775	32,379	15,029	17,350	46.4%
その他の非製造業	7,761	49,893	22,170	27,723	44.4%
教育・TLO・公的研究機関・公務	853	49,625	9,057	40,568	18.3%

（備考）「個人・その他」は表示していない。
（資料）特許庁「平成28年知的財産活動調査報告書」

1-2-15図
外国における特許権利用率の推移(全体推計値)

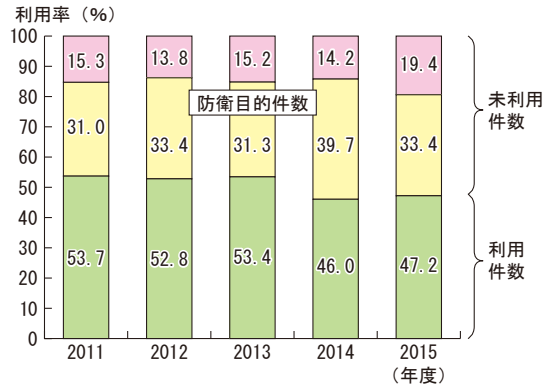

(資料)特許庁「平成 28 年知的財産活動調査報告書」

(3)意匠権の利用状況

国内での利用状況としては、2014 年から 2015 年にかけて意匠権所有件数は約 1,701件減少している。内訳を見ると、2008 年度から 2014 年度まで利用率は 60%台となっていたが、2015 年度には 71.3%に増加している。

防衛目的件数の割合は 20%台で推移している。

外国での利用状況としては、2013 年度から増加しており、2015 年度は 72.3%となっている。

1-2-16図　国内における意匠権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値）

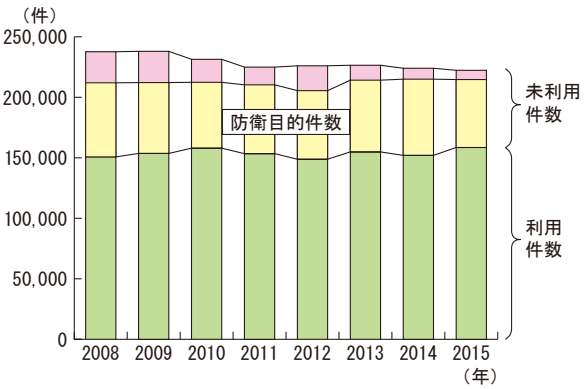

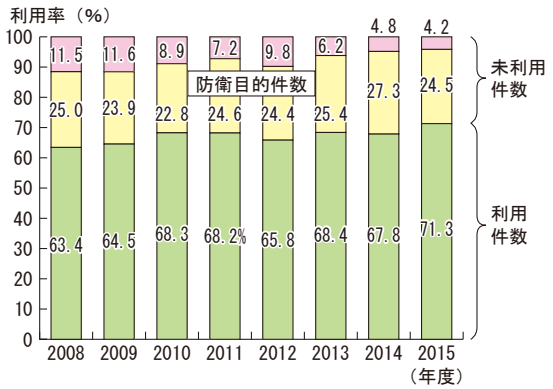

	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
国内意匠権所有件数（件）	238, 136	238, 473	231, 861	225, 402	226, 483	226, 939	224, 464	222, 763
うち利用件数	151, 062	153, 913	158, 277	153, 738	149, 119	155, 184	152, 291	158, 833
うち未利用件数	87, 074	84, 560	73, 584	71, 664	77, 364	71, 755	72, 173	63, 930
うち防衛目的件数	59, 596	56, 994	52, 976	55, 358	55, 185	57, 710	61, 319	54, 663

(資料)特許庁「平成 28 年知的財産活動調査報告書」

1-2-17図
外国における意匠権利用率の推移(全体推計値)

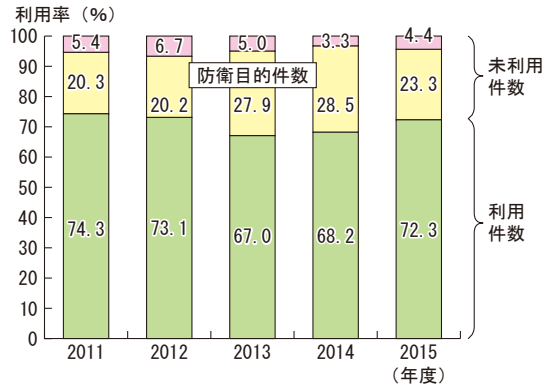

（資料）特許庁「平成 28 年知的財産活動調査報告書」

(4)商標権の利用状況

国内での利用状況としては、2014 年から 2015 年にかけて商標権所有件数は約 6,600件増加し、利用件数は約 83,000 件増加している。

外国での利用状況としては、2011 年以降微増傾向にあり、2015 年度は 76.5%となっている。

1-2-18図 国内における商標権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値）

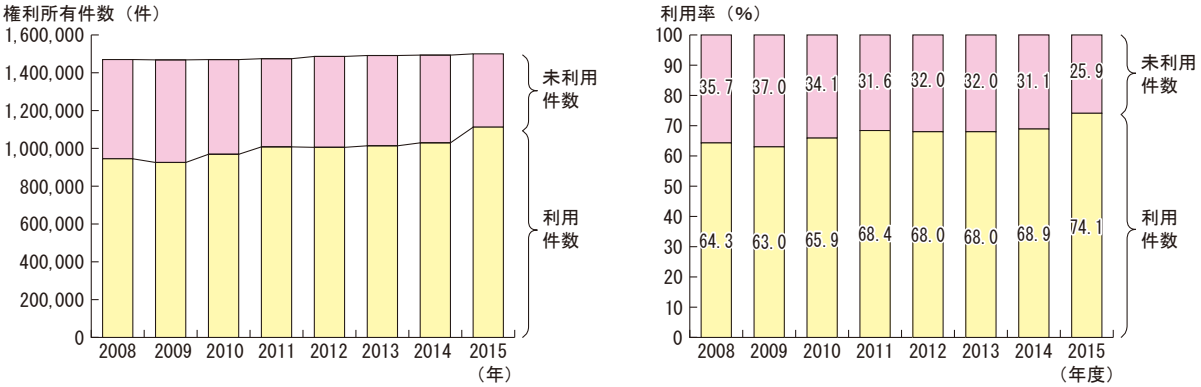

	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
国内商標所有件数（件）	1,475,855	1,474,062	1,475,649	1,480,363	1,492,366	1,497,283	1,499,475	1,506,109
うち利用件数	948,700	929,219	972,645	1,011,983	1,009,603	1,017,728	1,033,468	1,116,691
うち未利用件数	527,155	544,843	503,004	468,380	482,763	479,555	466,007	389,418

（資料）特許庁「平成 28 年知的財産活動調査報告書」

1-2-19図
外国における商標権利用率の推移(全体推計値)

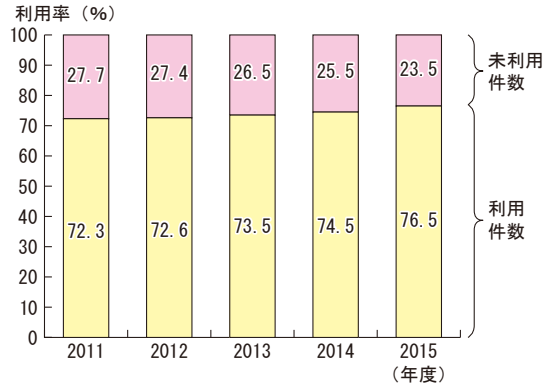

（資料）特許庁「平成 28 年知的財産活動調査報告書」

Column 2

半導体分野のグローバルな知的財産活動における課題とその対応

1980 年代の世界の半導体市場において、日本企業は高いシェアを誇っていましたが、近年そのシェアは低下しています。その一方で、世界の半導体市場は、IoT の進展に伴うセンサー需要の増加等を受け、今後成長を続けていくものと予測されています。

特許庁では、こうした IoT 時代を見据え、日本の半導体メーカーがグローバルに事業活動を行うために必要な知的財産戦略について、国内外企業の知財担当者を中心とした有識者の方々と意見交換を行いました。

意見交換では、国内外の半導体メーカーから、例えば以下のような形で、ソリューション・サービスへの対応等のビジネスモデルの転換を検討していくとの意見が寄せられました。

・半導体単品を売るだけではなく、ある程度ラインナップを揃えたソリューションを用意して、市場を開拓していく。
・半導体のチップ販売では利益を上げられないため、センサー等の半導体でデータを収集し、それをクラウドにあげ、サービスを提供するビジネスに移行していく。
・産業機器の故障予知やヘルスケア等の IoT によって実現するサービス市場を、自社の製品や技術を活用しながら取り込んでいく。
・車載半導体について、今後は通信や画像処理など新たな機能が求められるようになる。自動運転が実用化されるようになると、サービス提供のビジネスが大きくなる。
・産業機器、ドローン、ロボティクス、物流等の分野で、IoT ビジネスのチャンスがあり、画像認識や動画処理の GPU を組み込んだサービスを提供する企業との連携を拡大していく。
・半導体自体を単品で販売するのではなく、異業種企業との連携によってサービスを提供していくことで、エンドユーザから得られる対価を川上の半導体メーカーとしても確保していく。
・他社を巻き込んで、自ら IoT を推進するオープンなプラットフォームを構築する。その中で、自社に強みのある半導体製造を中心としたビジネスを行う。
・半導体デバイスメーカーも IoT に関するビジネスをデザインすることが必要となる。その中で、半導体デバイスの権利化だけではなく、ビジネス全体において権利化のあり方を考える必要がある。

上記意見を踏まえると、半導体メーカーにおいては、今後、従来の半導体チップの売り切りモデルから転換し、IoT を活用したソリューション・サービスへの展開や、それに伴う異業種との連携が進み、いわゆる「自前主義」ではまかないきれない部分について、自社の技術だけで完結させるのではなく、他者との提携や買収を視野に入れ、必要な知的財産権を確保すること、具体的には、他者の所有する知的財産権等の評価や分析について、競合する同業他社のみならずソリューション・サービスにおいて提携・買収先として想定される異業種に広げて行うことや、半導体製品や製造方法だけでなく、ソリューション・サービスに対応する新たなビジネスモデルについて自ら、もしくは提携先と共同で特許を取得することの重要性が高まることが考えられます。

特許庁は、今後も、企業の知財担当者との意見交換の機会等を活用して、企業の最新の知的財産戦略について調査分析を行うとともに、特許庁の施策の検討に役立てていきたいと考えています。

Column 3

AIと知的財産

第四次産業革命の進展にともないAI（Artificial Intelligence）の利活用が注目を集めています。ここでは、まず、第四次産業革命の中心的技術であるIoT（Internet of Things）におけるAIの位置付けを俯瞰し、その後、AIから創出される知的財産と、創出される知的財産の一例であるデータ構造に関する特許出願動向について紹介します。

1. IoTにおけるAIの位置付け

IoTの一つのモデルとして、①様々なセンサ等からデータを取得、②取得されたデータを通信、③通信されたデータをビッグデータ化しクラウド等に蓄積、④蓄積されたデータをAI等によって分析、⑤分析によって生まれた新たなデータを、何らかのサービスへ利活用、⑥IoTにおけるビジネスモデルの確立、という①～⑥からなるモデルが想定されます。このモデルにおいてAIは、「④分析」フェーズの主要技術に位置付けられ、蓄積されたデータから新たなデータを生み出す技術として用いられます。

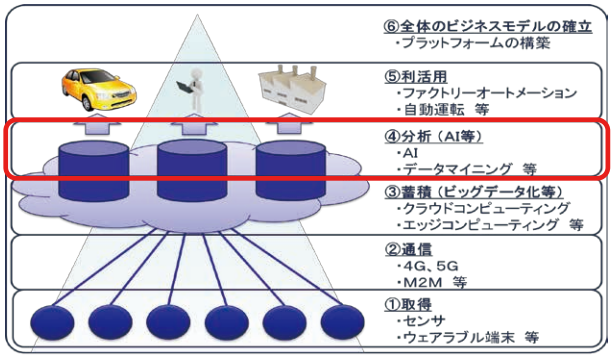

2. AIから創出される知的財産

AIの利活用の一例として、①AIの学習に用いる教師データの作成プロセス、②教師データを用いたAIの学習プロセス、③学習済みAIを用いたAIの利用プロセス、の3つのプロセスを想定した場合、各プロセスにおいて、様々な知的財産が創出されます。創出される知的財産の中には、「データ構造」として、特許により保護されるものがあります。

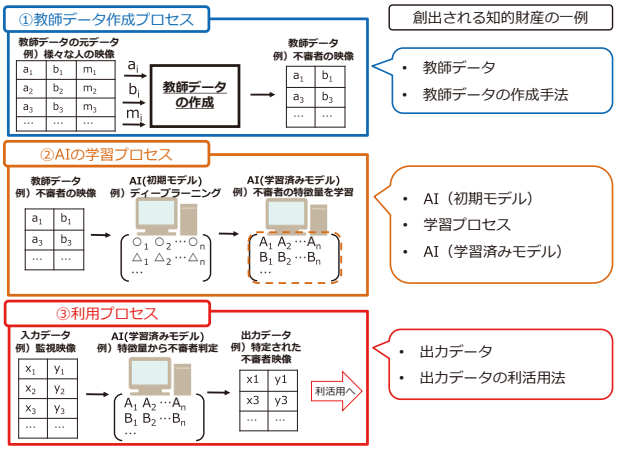

3. データ構造に関する特許出願動向

データ構造に関する特許出願動向は、2001年頃にはDVDにおけるデータ配置等に関するデータ構造の出願が盛んでした。その後、2009年頃からはHEVC等の動画配信技術に関するデータ構造の出願が多くみられました。今後、IoT、AI等の発展にともない、新たなデータ構造に関する特許出願が期待されます。

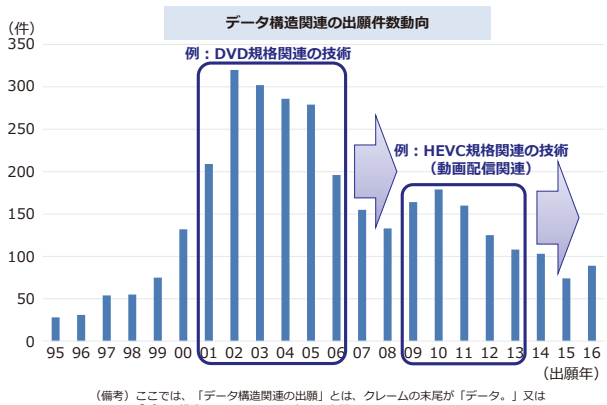

（備考）ここでは、「データ構造関連の出願」とは、クレームの末尾が「データ。」又は「データ構造。」のクレームを有する出願。
2016年の値は暫定値。

Case 1

知的財産活用企業　－ 2017 年度知財功労賞受賞企業より　その１－

特許ポートフォリオを構築して特許を戦略的に取得。世界に向けて事業展開すべく世界各国で特許網の構築を図る　興研株式会社

興研株式会社（東京都）は、労働安全衛生保護具の製造・販売（防じん・防毒マスク、空気呼吸器など）、オープンクリーンシステム「KOACH」、「LAMIKOACH」などの製造・販売等を行っており、防じん・防毒マスク分野におけるリーディングカンパニーである。

同社では、知的財産に関する会議体として「知財会議」と「発明審査委員会」を設けて、経営層を含めて出願方針の決定や職務発明の評価を実施。また、知的財産に関する規程類として、「知的財産権管理規程」、「知的財産権査定基準」、「機密情報管理規程」の他、開発段階で自社が既に保有する特許技術等を活用できないか検討するステップなどを定めた「製品開発業務規程」を整備している。

技術本部内に知的財産の専任スタッフを配置し、開発段階から関与して、特許の先行調査や他社の特許動向調査などの情報提供及び職務発明の受付から権利の維持管理までの知財活動を実施。また実際に事業化した自社技術の発明を例に研修教材を作成して知財教育を実施している。

特許出願時は、基本特許だけでなく周辺特許を出願し、特許ポートフォリオを構築して特許を戦略的に取得。基幹技術であるフィルタ技術や気流コントロール技術を応用して、ISO クラス 1 のスーパークリーン空間を建屋を建設せずに形成する装置「KOACH」を新たに開発して製品化し、クリーン分野の事業展開を本格化。現在、同製品の特許を日本及び世界各国（アメリカ、欧州、中国、韓国、ASEAN、インド、オーストラリア、ロシア等）に出願。世界に向けて事業展開すべく同製品の特許網構築を図っている。



電動ファン付き呼吸用保護具「BL-321S」



全自動内視鏡洗浄消毒装置「鏡内侍」



スーパークリーン生成装置「KOACH」

Case 2

知的財産活用企業　－2017年度知財功労賞受賞企業より　その2－

国内唯一の知的財産学部をもつ大学として、知財人材の育成に向けた各種取組を推進　学校法人常翔学園大阪工業大学

学校法人常翔学園大阪工業大学（大阪府）は、工学部、情報科学部、ロボティクス&デザイン工学部、知的財産学部の４つの学部と、工学研究科、情報科学研究科、ロボティクス&デザイン工学研究科、知的財産研究科の４つの研究科がある。知的財産学部を2003年に設置し、知的財産研究科を2005年に設置して、国内唯一の知的財産学部として、これまでに10期生約1400名、また、知的財産研究科（大学院）は、10期生約340名を社会に送り出している。アカデミックな観点だけでなく、産業界の要請に応える知財人材を養成するのに適したカリキュラムポリシーを策定している。また、研究機関として、知的財産に関する各種規程を整備し、中小企業と連携して新技術の実用化に向けた活動をしている。

2008年度より海外研修員の受入事業に参画し、英語での知的財産分野の長期研修を実施。また、多くの方々に知財への関心を持ってもらうため、2015年に外部機関と協力して、国内社会人を対象に知的財産に関する基礎的な知識を教える無料のオンライン講座を開設。これまでに数千人の視聴者に授業を提供している。

知的財産学部の学生で組織する「知財PR隊」という活動があり、特許技術などの知的財産を新たなビジネス開拓に繋げることを目的に、中小企業などと実際に連携を図りながら企業の知的財産活動を支援する取組を実施。また、地域の各機関と共催で「知的財産研究会」や「モノづくり企業のための知的財産入門セミナー」を定期的に開催。関西地区の企業や弁護士・弁理士及びものづくりに関わる中小企業経営者が知的財産に関する先端的知識等を得る場となっており、入門セミナーは知的財産に関する個別相談の場としても機能している。

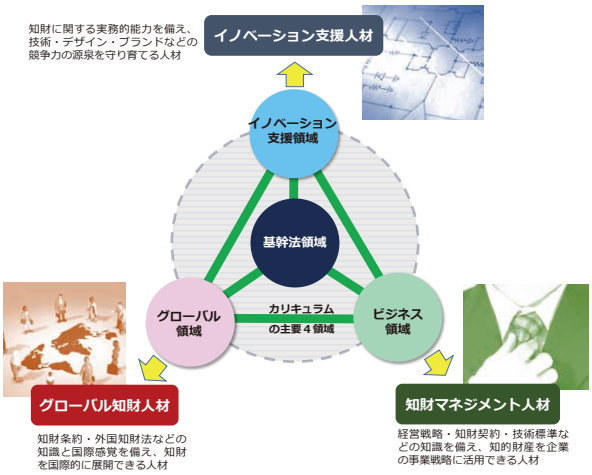

多様なニーズに応える人材の育成



知財活用アイデアコンテスト関西大会で「最優秀賞」と「優秀賞」をダブル受賞。2016全国大会に出場し、健闘。



JICA・WIPOからの海外研修生（メキシコ、フィリピン等）を受入れ、インバウンドでのダイバーシティ教育。

Case 3

知的財産活用企業　－ 2017 年度知財功労賞受賞企業より　その 3 －

製品開発に連動した特許出願目標などを会社の中期経営計画に盛り込み、会社全体で知財活用の取組を推進　東海光学株式会社

東海光学株式会社（愛知県）は、眼鏡レンズの製造販売、光学薄膜加工及び光学薄膜製品の製造販売を行っている眼鏡レンズ専業メーカーである。

同社では 2004 年に経営層主導で知的財産部として独立させて専任担当者を配置し、知的財産を統括する職務発明審査会を組織して、知財状況の報告、報奨制度の運用管理等を実施している。また、国内外の特許、意匠、商標等の出願管理に加えて、ノウハウ管理や知財に関する契約内容の確認、開発部門のアイデアの汲み上げ、先行調査・他社特許動向分析などを実施。また、特に重要な他社特許約 3 千件について、内容の重要度をランク付けして社内データベースとして整備している。眼鏡の商品サイクルを踏まえて、3 年間で主力販売製品が一新できるように毎年新商品の販売比率を毎年 30%維持すること及び製品開発に連動した特許出願目標などを会社の中期経営計画に盛り込み、会社全体で知財活用の取組を推進している。また、海外市場への参入を見据えて米国、欧州（イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、ベルギー）や、中国など海外に多数特許を出願している。

高品質なレンズの開発・製造だけでなく、脳科学の観点からアプローチした設計の商品開発にも取り組んでいる。また、女性だけの商品開発チーム「女子開」が開発して、内閣府革新的研究開発推進プログラム「脳情報の可視化と制御による活力溢れる生活の実現」の「Healthcare Brain チャレンジ」優秀入選アイデアに選定された、女性の悩みを軽減する新しいコンセプトのメガネ「美美 Pink」を特許出願して商品化している。

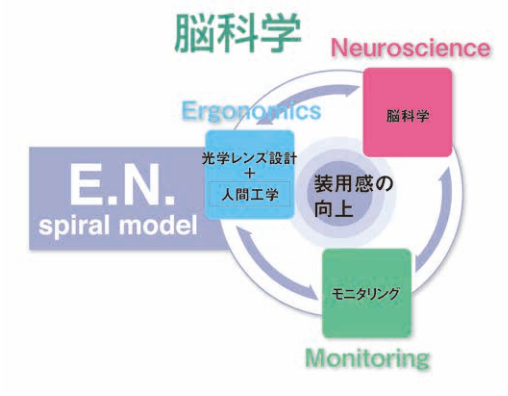

脳科学を活用した「脳まで心地いい」眼鏡レンズ設計



女性だけの商品開発チーム「女子開」が開発した女性の悩みを軽減するメガネ「美美 Pink」

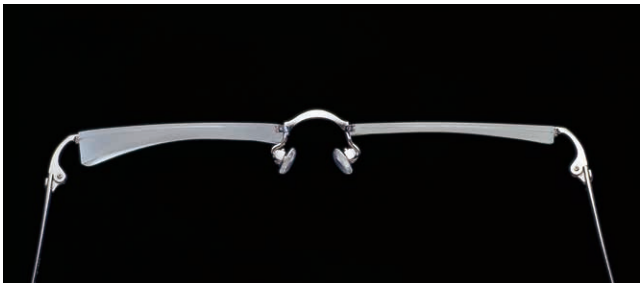

世界初、世界 No1（※ 1）の屈折率 1.76 超薄型プラスチックレンズ
（眼鏡レンズ縁厚比較）
左）一般のプラスチックレンズ
右）屈折率 1.76 超薄型プラスチックレンズ
※ 1 2014 年 6 月 1 日現在 東海光学調べ

Case 4

知的財産活用企業　－2017年度知財功労賞受賞企業より　その4－

基幹事業の鉄鋼事業や新たな異業種新規分野の開発商品の特許を取得するなど、創業以来特許取得を重視　株式会社フジコー

株式会社フジコー（福岡県）は、複合金属製品（ロール製品等）・環境プラント向け製品の製造・販売・補修、操業関連作業、光触媒製品の製造・販売等を行っており、高度な鉄鋼溶接・溶射技術をもつ。

同社の経営層の知財意識は高く、新規事業の立ち上げに伴い、2011年に技術開発センター内に「知財法務班」を組織して社内の知財体制を強化。毎週開催される「研究進捗状況報告会」に知財法務班も参加してアイデアの汲み上げを行い、毎週先行調査・他社特許動向をウオッチングして開発担当者へ提供。また、自社の事例を用いたオリジナルの知財テキストを作成して社内知財教育を実施している。

創業以来技術や特許取得を重視し、基幹事業の鉄鋼事業はロール製造技術、金属表面処理技術、接合技術などで世界最高レベルの技術を開発して多数の特許を取得。近年開発した自社技術を生かし、新たに海外への鉄鋼事業進出を見据えて、世界各国（米国・欧州・ロシア・中国・韓国・インド）へ特許を出願している。

基盤技術である金属表面処理技術で培った高い溶射技術を用いて、大学などと連携して光触媒を製品基材に溶射成膜させることに取り組み、異業種新規分野となるライフサイエンス商品の超高機能ハイブリッド光触媒を開発。多数の特許を取得して商品化し、新たな環境事業（新規事業）をスタートさせている。近年では、JAXAとの有人宇宙船内の殺菌・消臭に向けた共同プロジェクトや、養鶏場等での鳥インフルエンザ対策としての利用が期待されている。



代表的なロール製品
鋼板圧延用大型ワークロール



超高機能ハイブリッド光触媒搭載空気清浄機「MC-T101」



JAXAの依頼で飼育ゲージ専用の消臭・殺菌・有毒ガス除去の光触媒を開発。「きぼう」実験棟でマウス12匹を長期飼育。全数初めて無事帰還した。

Case 5

知的財産活用企業　－ 2017 年度知財功労賞受賞企業より　その 5 －

はかりの専門メーカーとしてニッチな製品を多数開発し、同社の主力製品は国内外で特許を取得。世界的にも高いシェアを持つ　大和製衡株式会社

大和製衡株式会社（兵庫県）は、産機製品（工業用はかり、トラックスケール等）、自動機器製品（データウェイ、オートチェッカ等）、一般機器製品（汎用はかり等）の製造・販売を行っている「はかり」の専門メーカーである。

「稼ぐ特許」の実現を目指すなど経営層の知財意識は高く、弁理士資格者を含む 9 名体制の知財担当部門を設置。各事業部から提出されたアイデアは知財部門が技術内容を確認して先行調査を実施し、製品化を意識して権利範囲が狭くならないか、ノウハウとして秘匿するものはないか等、経営の目線を含めて確認。他社の上手な請求項の表現ぶりなどを参考にして明細書の記載文言の技術向上にも取り組んでいる。また、国内外の競合企業の出願情報を漏れなく入手するため、過去 10 年分以上の特許情報を自社の製品分類コードに体系化した社内データベースを整備している。

時速 80Km の速度で走行するトラックの重量や重心の高さを一瞬で測定する世界初の重心測定器「トラックスケール」などニッチな製品が多数存在。主力製品である「組合せはかり」は、国内及びアメリカやヨーロッパなどで特許を取得し、世界的にも高いシェアを持つ。

計量の新たなコンセプトを創出するため、大学等と共同で自社の体脂肪率の測定技術を転用して魚のおいしさの指標の 1 つである脂質の含量を非破壊で測定する魚用品質状態判別装置「フィッシュアナライザ」を開発。特許出願して商品化。本商品で魚の旨みや鮮度を客観的に測定することが可能となり、全国の漁協などで魚のブランド力強化や漁価低下を止めるための有効策として期待されている。



安全面・効率面・コスト面、すべてにおいて、社会の
要求を満たすオールインワンのトラックスケール



魚の脂肪を簡便・迅速・高精度に測定できる
魚用品質状態判別装置「フィッシュアナライザ」



計量システムの革新技術により、超高速・高精度の
計量を実現した組合せはかり「データウェイ」

Case 6

知的財産活用企業　－2017年度知財功労賞受賞企業より　その6－

デザイン戦略を企業理念の上位概念として位置付け、製品全体を意匠権で保護して模倣品対策を実施　タイガー魔法瓶株式会社

タイガー魔法瓶株式会社（大阪府）は、魔法瓶、炊飯ジャー、電気ポット、電気調理機器、アウトドア用品、環境快適製品など生活用品の総合メーカーである。

同社ではデザイン戦略を企業理念の上位概念として位置付け、デザインの統一化や品質向上を図っている。自社製品の印象を集約するために基本色を制定した「カラーレギュレーション」、どの製品でも均質な操作性を確保するために文字やボタンの色・大きさを制定した「操作系レギュレーション」などを設定して、より強固なブランディングを構築。全体意匠で製品全体を保護し、これに加えて操作部や各パーツ等を部分意匠で抑え、多様な用途に応じた形状で商品展開するものはバリエーションを関連意匠で保護。また、1つの製品を特許・意匠・商標の複数の権利で保護する知財ミックスも実施している。

各技術部門毎に特許審査員を配置して、デザイン部門と定期的に意匠会議を開催し、アイデアの共有や出願方法の検討などをスピーディに行う体制としており、国内意匠は原則自社で出願手続を実施している。

また、海外のオンラインサイトで発見された同社製魔法瓶のデッドコピー品製造業者に対して、模倣品対策を実施。定期的に海外オンラインサイトを監視して模倣品販売業者のリンク削除や、現地代理人を使って市場における模倣品の流通調査や行政摘発などを実施し、模倣行為に立ち向かう姿勢を示すことで、模倣行為に立ち向かう会社姿勢を広く認知されるようにしている。



極力シンプルにすることで、心地よくたたずむようなデザインのJPX-102X。2014年度グッドデザイン賞を受賞。



蒸気レスを備えた、インテリア性の高いスクエアフォルムのPIM-A300, PIJ-A300。



海外で模倣品が製造されている MJA-A036。製造業者を突き止め、行政摘発等の対応を進めている。

Case 7

知的財産活用企業　－ 2017 年度知財功労賞受賞企業より　その 7 －

ブランド価値の育成を経営戦略の中心に据えて、地域に密着したブランド展開を推進　フォーモストブルーシール株式会社

フォーモストブルーシール株式会社（沖縄県）は、アイスクリームの販売、アイスクリーム関連商品の販売、冷菓と乳製品の販売、アイスクリームパーラーの経営等を行っており、同社製アイスクリームは、沖縄県内を中心に広く親しまれている。

同社では、ブランド価値の育成を経営戦略の中心に据えており、ブランドの活性化のために、2013 年にブランドマークから「フォーモスト」の頭文字「f」を外して、地域でよく親しまれている名前の「ブルーシール」を強調したデザインへと一新。また、国内外からの観光客へのアピールとして、「ブルーシール」の名を使用した各種グッズを開発・製造・販売している。他企業とブルーシールとのコラボレーションなどにも取り組んでおり、2014 年に沖縄県内の企業と同社が監修して、温度を気にせず常温で持ち運ぶことができ、凍らせるとアイスクリームのような食感になる「ブルーシールクールクールプリン」を商品化している。

知財に関する業務は、自社内で特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）による先行調査を行い、その他の出願手続や権利取得後の更新管理、ライセンス契約手続については、特許事務所と連携をしながら実施している。

アイスと相性の良い沖縄県産素材を生かした商品開発にも取り組み、「塩ちんすこう」や「紅イモ」などのアイスを商品化。2016 年にオープンしたブルーシール「アイスパーク」は、県内初のアイスバーデコレーション体験が出来る施設として、観光客の誘致効果にも繋がり、地域活性化の一端を担っている。



（上）BLUE SEAL ロゴマーク
（下）110ml 塩ちんすこう



クールクールプリン



（上）アイスパーク外観
（下）アイスパーク体験

第 3 章

中小企業・地域における知的財産活動

我が国企業において中小企業の占める割合は大きく、また、我が国では各地域において特色ある事業が展開されている。その中で、近年、中小企業・地域における知的財産戦略の重要性に対する認識が高まってきている。これらの状況について、本章では、これらの中小企業・地域における知的財産活動の状況について紹介する。

1 知的財産活動の状況

(1)中小企業における特許等の出願件数の状況

我が国の中小企業[1]数は、およそ 381 万社と全企業数の 99.7%以上を占め、イノベーションを促進させる上で中小企業の果たす役割は大きい。しかし、近年の内国人[2]の特許出願件数に占める中小企業の割合は 15%にすぎない。

ここでは、中小企業の知的財産活動の状況について、2016 年の特許、実用新案、意匠及び商標の出願件数状況について示す。

1-3-1図 企業数・特許出願件数に占める中小企業の割合

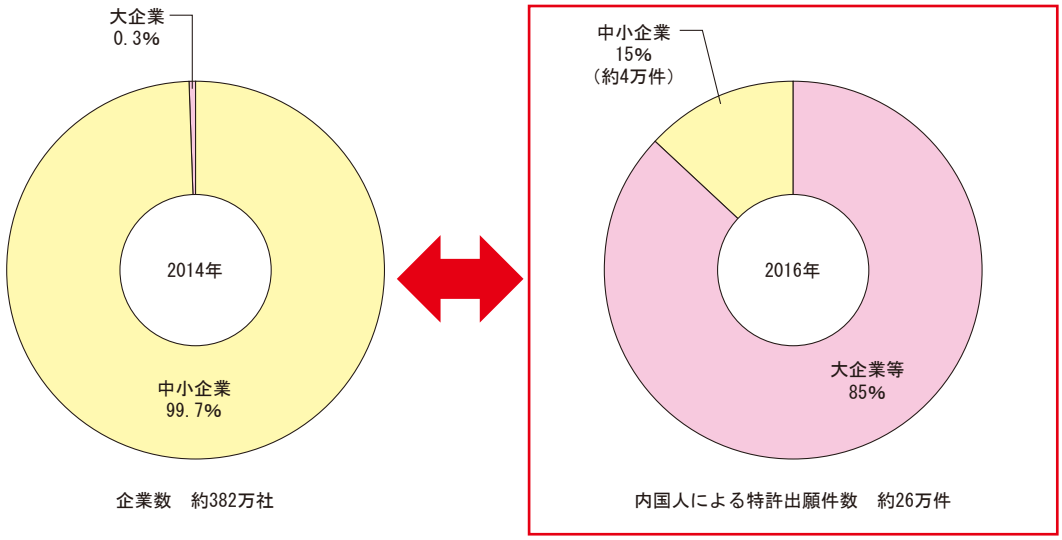

（資料）中小企業白書 2017 付属統計資料
特許庁作成

1　中小企業基本法第 2 条第 1 項の規定に基づく「中小企業者」。また、出願件数グラフのデータは特許庁が保有する、中小企業基本法第 2 条第 1 項において定義されている中小企業の特許、実用新案、意匠、商標、PCT 国際出願及び商標国際登録出願データ（法人）と、民間の信用調査会社が保有する企業データをクロス集計させて特許庁が推計したものである。
2　本章における「内国人」とは、筆頭出願人の国籍でカウントしている（国際意匠登録出願、国際商標登録出願については、筆頭出願人の居住国に基づく。）。

①特許出願件数

2016 年の中小企業における特許出願件数は、39,624 件（前年比 10.0%増）であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、15.2%（前年 13.9%）であった。また、2016 年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、61.6%（前年 60.0%）であった。

1-3-2図
中小企業の特許出願件数の推移

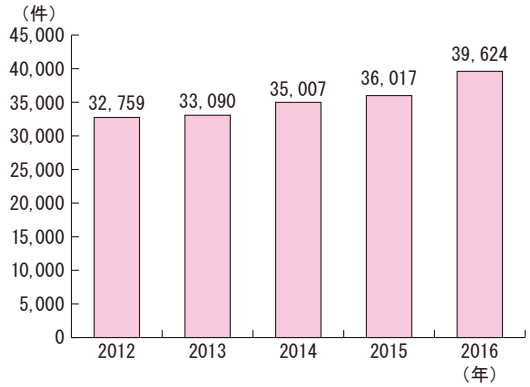

（資料）特許庁作成

②実用新案登録出願件数

2016 年の中小企業における実用新案登録出願件数は、2,599 件（前年比 4.9%減）であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、52.7%（前年 52.4%）であった。また、2016 年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、53.2%（前年 52.9%）であった。

1-3-3図
中小企業の実用新案登録出願件数の推移

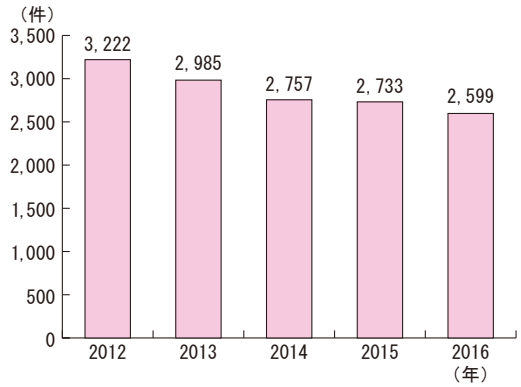

（資料）特許庁作成

③意匠登録出願件数

2016 年の中小企業における意匠登録出願件数は、8,973 件（前年比 6.0%増）であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、36.6%（前年 34.1%）であった。また、2016 年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、58.8%（前年 57.1%）であった。

1-3-4図
中小企業の意匠登録出願件数の推移

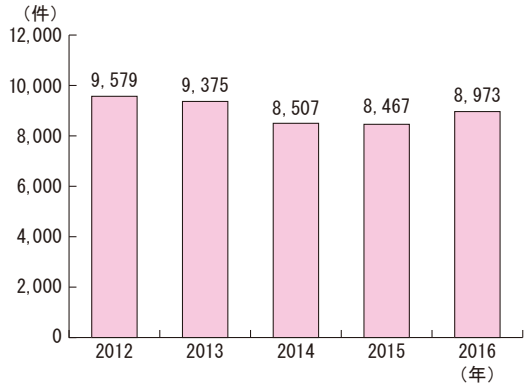

（資料）特許庁作成

④商標登録出願件数

2016 年の中小企業における商標登録出願件数は、78,907 件（前年比 22.8%増）であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、59.2%（前年 54.5%）であった。また、2016 年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、64.5%（前年 64.6%）であった。

1-3-5図
中小企業の商標登録出願件数の推移

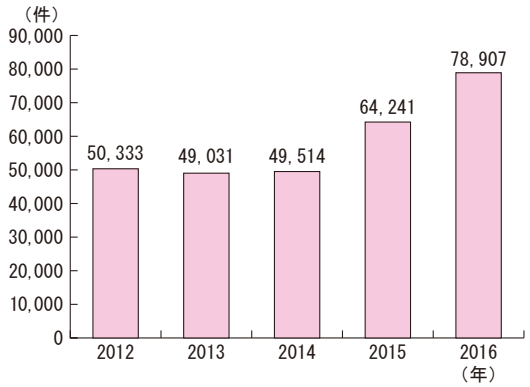

（資料）特許庁作成

⑤PCT国際出願件数

2016年の中小企業におけるPCT国際出願件数は、3,908件（前年比5.8%増）であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、8.8％（前年8.6％）であった。また、2016年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、53.2%（前年51.3%）であった。

1-3-6図
中小企業のPCT国際出願件数の推移

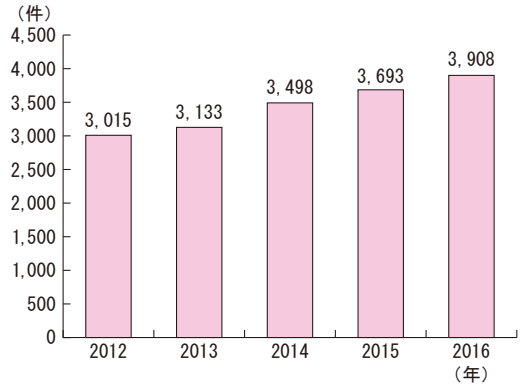

（資料）特許庁作成

⑥商標の国際登録出願件数

2016年の中小企業におけるマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願件数は、1,125件（前年比3.9%増）であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、47.8%（前年50.5%）であった。また、2016年の内国人出願における中小企業の出願人数比率は、60.6%（前年61.2%）であった。

1-3-7図
中小企業の商標の国際登録出願件数の推移

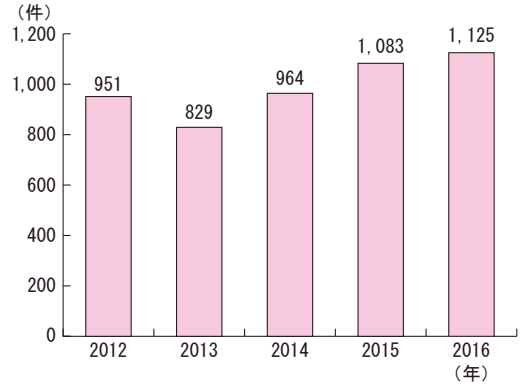

（資料）特許庁作成

(2)中小企業の海外展開の状況

2015年の中小企業における海外への特許出願件数は、5,737件（前年比1.2%減）であり、2015年の中小企業における海外出願率は15.6%と、大企業における海外出願率34.2%に比べると低い。

1-3-8図
中小企業の海外への特許出願件数の推移

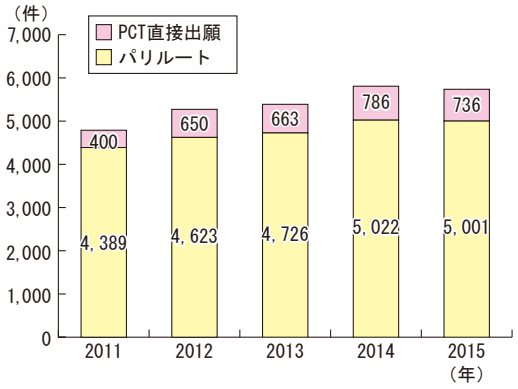

（備考）国内へ出願される特許出願のうち外国にも出願される件数。
特許庁で把握できない外国に直接出願された件数を含んだものではなく、日本企業による海外全ての出願件数を意味しない。
PCT直接出願：国際出願の受理官庁としての日本国特許庁に出願されたPCT出願のうち、国内出願に基づかない出願。
（資料）特許庁作成

1-3-9図 中小企業の海外出願率

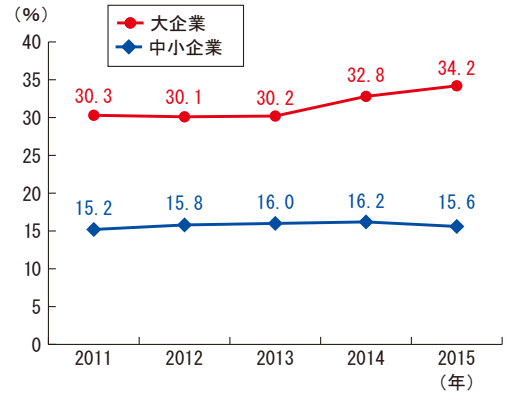

（備考）海外出願率＝（優先権請求件数＋PCT直接出願）/（国内出願＋PCT直接出願）
（資料）特許庁作成

(3)中小企業の知財活動における地域格差

①都道府県別特許等の出願比率

a. 都道府県別の中小企業数に対する特許出願中小企業数の割合

中小企業数に対する特許出願中小企業数の割合は、2016 年で全国平均 0.3%である。全国平均を上回る都道府県は、東京、神奈川、福井、愛知、滋賀、京都、大阪となっており、必ずしも大都市圏に片寄っているわけではない。そのうち、東京、京都、大阪においては、毎年増加傾向にある。

1-3-10図　都道府県別の中小企業数に対する特許出願中小企業数の割合

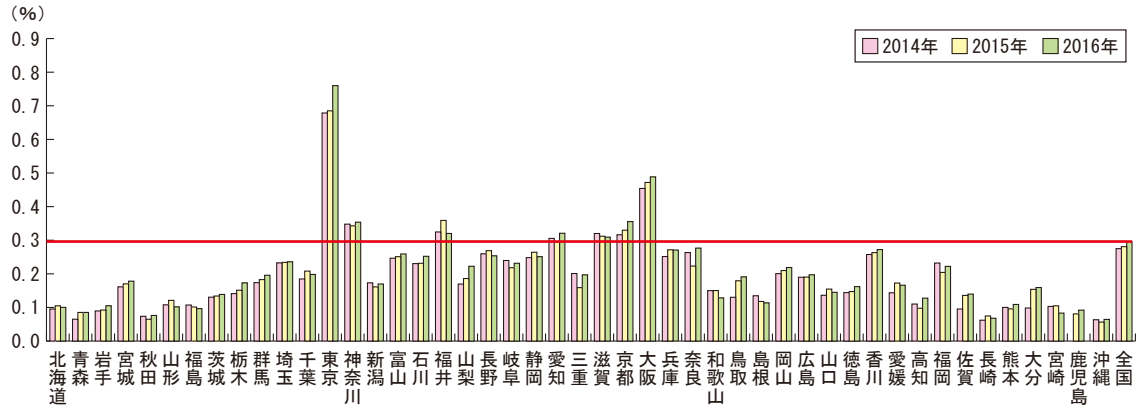

（資料）特許庁作成

b. 都道府県別の中小企業数に対する実用新案登録出願中小企業数の割合

中小企業数に対する実用新案登録出願中小企業数の割合は、2016 年で全国平均 0.05%と低調である。

全国平均を上回る都道府県は、秋田、埼玉、東京、神奈川、新潟、福井、岐阜、京都、大阪、兵庫、奈良、香川となっており、必ずしも大都市圏に片寄っているわけではない。

1-3-11図　都道府県別の中小企業数に対する実用新案登録出願中小企業数の割合

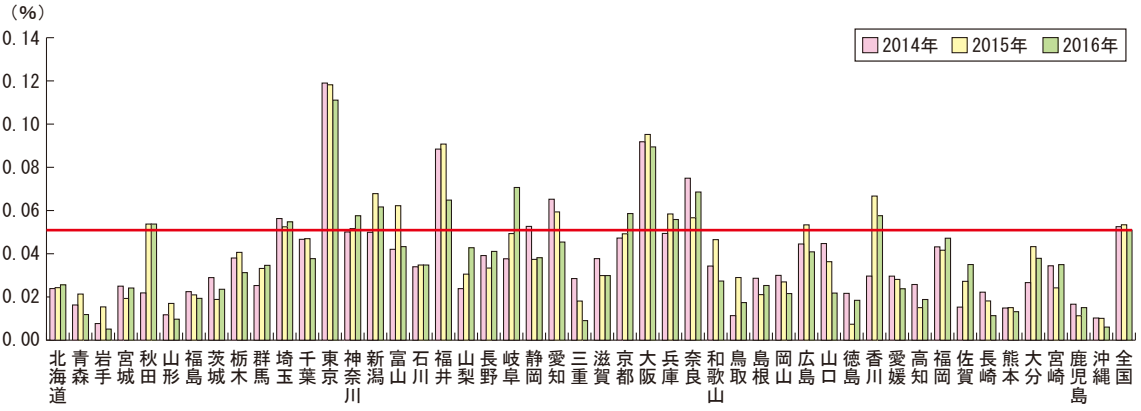

（資料）特許庁作成

c. 都道府県別の中小企業数に対する意匠登録出願中小企業数の割合

中小企業数に対する意匠登録出願中小企業数の割合は、2016年で全国平均0.08%と低調である。

全国平均を上回る都道府県は、東京、新潟、岐阜、愛知、滋賀、大阪、兵庫、奈良、香川となっており、中部及び近畿地域で多く出願されている。

1-3-12図 都道府県別の中小企業数に対する意匠登録出願中小企業数の割合

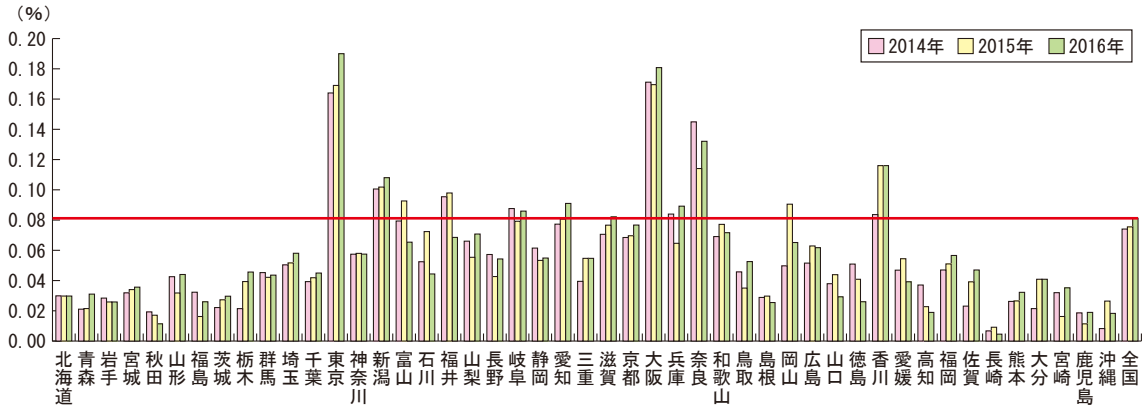

（資料）特許庁作成

d. 都道府県別の中小企業数に対する商標登録出願中小企業数の割合

中小企業数に対する商標登録出願企業数の割合は、2016年で全国平均0.71%である。

全国平均を上回る都道府県は、東京、京都、大阪であり、都市部に集中する傾向にあると言える。

1-3-13図 都道府県別の中小企業数に対する商標登録出願中小企業数の割合

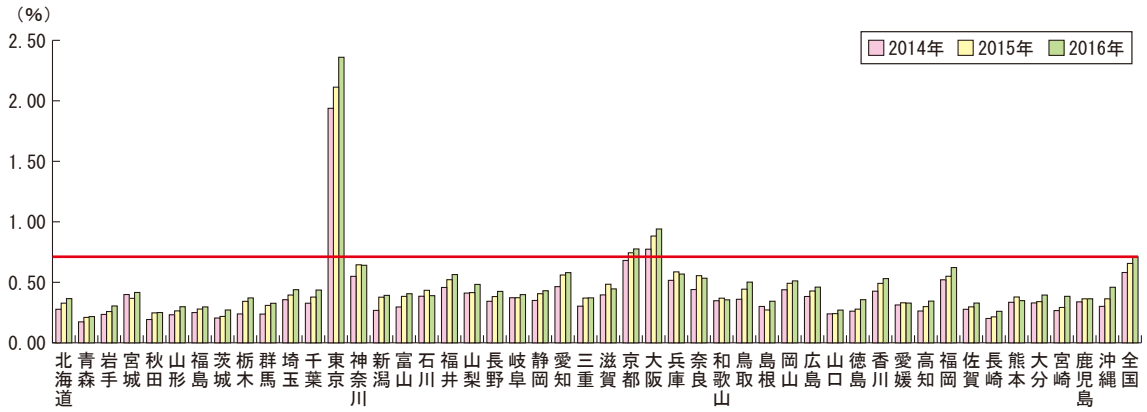

（資料）特許庁作成

②都道府県別の知財総合支援窓口相談件数

2016 年度の知財総合支援窓口の相談件数を都道府県別に見ると、東京、神奈川、愛知、大阪、福岡と大都市圏に集中している。

1-3-14図　都道府県別の知財総合支援窓口相談件数（2016 年度）

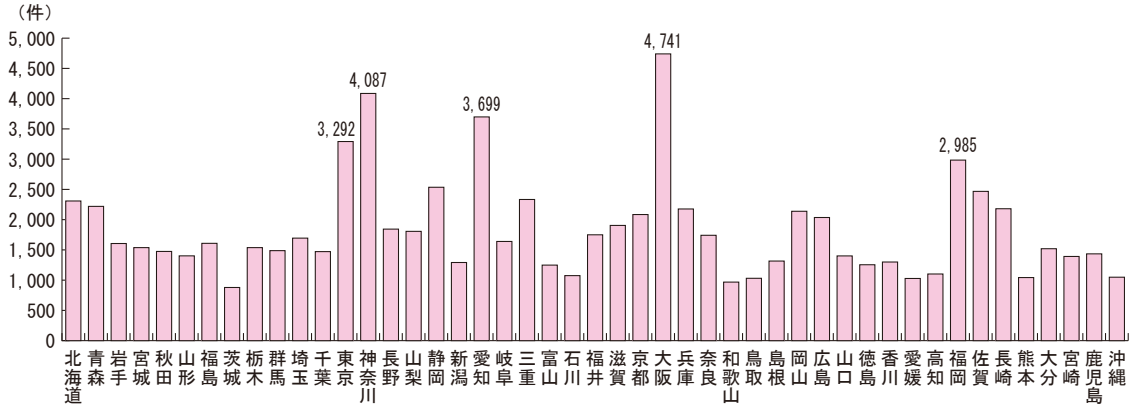

（資料）特許庁作成

③出願における代理人の都市部偏在

都道府県別の中小企業特許出願における代理人の地域分布を見てみると、全国的に東京の代理人による出願が多く、また、大阪、愛知、福岡といった都市部の代理人が周辺地域の出願人の出願を手掛けている。中部、中国、四国地方では、地元代理人の比率が高い傾向がある。

地方部において PCT 出願を行う場合には、通常の特許出願よりも都市部の代理人に依頼する割合が、さらに高くなっている。

1-3-15図　各都道府県の特許出願における代理人の地域別分布

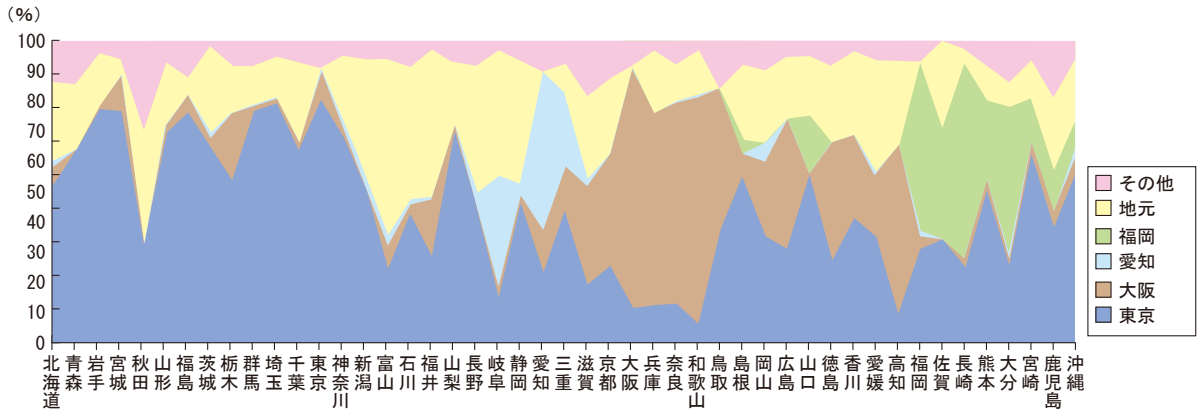

（備考）各都道府県に所在する中小企業が行っている特許出願について、代理人の所在地を「東京」、「大阪」、「愛知」、「福岡」、「地元」（当該都道府県）、「その他」に分けて集計した。
東京、大阪、愛知、福岡の企業等が、各都府県の代理人を利用している場合には、それぞれの都府県の数値として集計し、「地元」としては扱わないこととした。
（資料）特許庁　平成 27 年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「地域・中小企業の知財支援人材に関する調査」

1-3-16図 各都道府県の PCT 国際出願における代理人の地域別分布

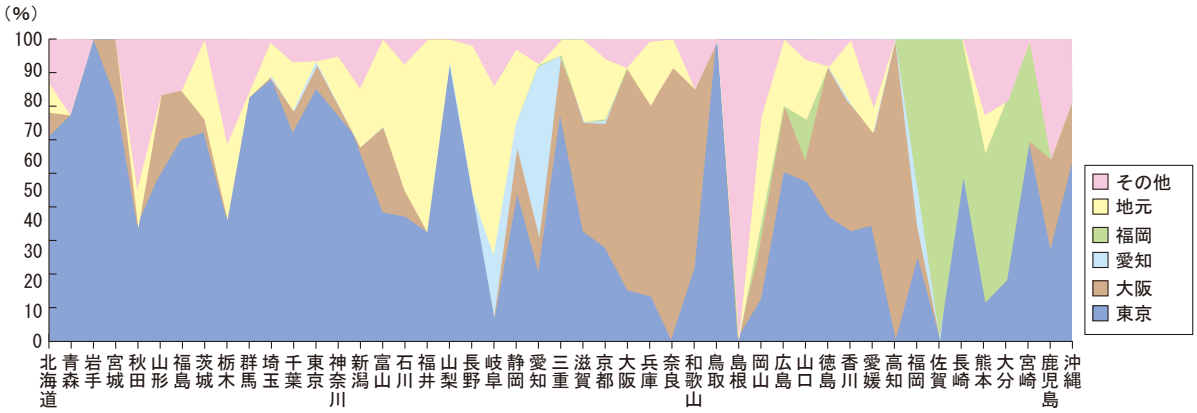

（備考）各都道府県に所在する中小企業が行っている PCT 出願について、代理人の所在地を「東京」、「大阪」、「愛知」、「福岡」、「地元」（当該都道府県）、「その他」に分けて集計した。
東京、大阪、愛知、福岡の企業等が、各都府県の代理人を利用している場合には、それぞれの都府県の数値として集計し、「地元」としては扱わないこととした。
島根県については、集計期間の県内での PCT 出願が 0 件だったため、表記上「その他」を 100%としている。
（資料）特許庁 平成 27 年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「地域・中小企業の知財支援人材に関する調査」

さらに、中小企業が海外展開を考える上では、海外の法制度や市場環境を踏まえた出願戦略、外国企業との係争・調停戦略といった知財の制度や実務に関する高いスキル、また、外国企業とのマッチング・アライアンス、本社の意向をくんだ合弁会社の設立運営といった経営・マネジメントに関する高いスキルの両者をあわせ持った人材による支援が求められている。

第 4 章

大学等における知的財産活動

知的財産の創造において、我が国の研究資源の多くを有する大学の役割は大きい[1]。このような認識の下、全国各地で大学知的財産本部[2]や技術移転機関（TLO）が設置され、また、産学連携知的財産アドバイザーの派遣[3]（2016 年度から実施）や特許料・審査請求料の減免措置[4]などの施策も導入されてきた。本章では、大学等[5]における知的財産活動の取組について紹介する。

1　共同研究・受託研究

近年、産学連携の取組の推進とオープン・イノベーションを背景に、大学等における共同研究及び受託研究が活発化している。本節では、大学等における共同研究・受託研究の状況について紹介する。

(1)共同研究

2015 年度の大学等における共同研究件数は、前年度より 1,862 件増加して 24,617 件であった。相手先別の内訳を見ると、民間企業が 20,821 件と最も多く、独立行政法人等が 1,796 件と続いている。

また、2015 年度の大学等における共同研究費受入額は、前年度より 5,956 百万円増加して 61,444 百万円であった。相手先別の内訳を見ると、民間企業が 46,719 百万円と最も多く、独立行政法人等が 8,919 百万円と続いている。

1-4-1図　相手先別の共同研究件数の推移

共同研究件数（件）

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
民間企業	15,544	16,302	16,925	17,881	19,070	20,821
国	54	38	89	46	62	101
独立行政法人等	2,001	1,773	1,634	1,845	1,927	1,796
地方公共団体	319	329	360	382	400	450
その他	677	857	1,139	1,182	1,296	1,449
合　計	18,595	19,299	20,147	21,336	22,755	24,617

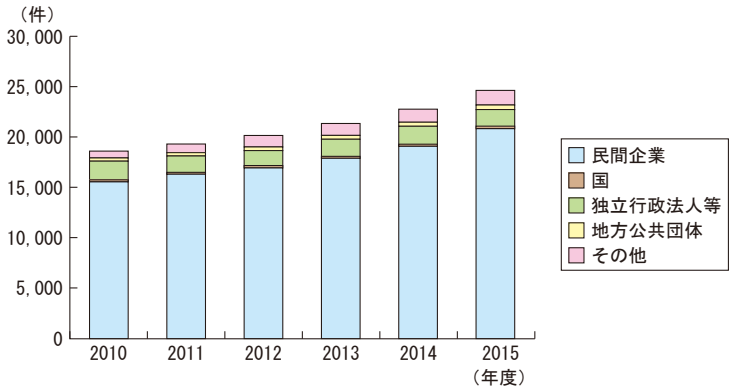

（備考）単位未満は四捨五入
（資料）文部科学省「平成 27 年度　大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

1　総務省「平成 28 年科学技術研究調査結果」によると、2015 年度における我が国の科学技術研究費全体（18 兆 9,391 億円）のうち大学等の占める割合は 19.2%（3 兆 6,439 億円）に上る。
2　大学における知的財産の創出・取得・管理・活用を戦略的に実施するための大学の部局
3　第 2 部第 6 章 5.(4) 参照
4　第 2 部第 6 章 3.(2) 参照
5　本章において、大学等とは、承認 TLO を含む国公私立大学（短期大学を含む）、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関を指す。

1-4-2図 相手先別の共同研究費受入額の推移

共同研究費受入額（百万円）

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
民間企業	31,407	33,433	34,148	39,023	41,603	46,719
国	237	138	457	175	258	277
独立行政法人等	9,476	8,093	7,435	7,725	8,479	8,919
地方公共団体	517	512	454	591	581	739
その他	2,977	2,658	3,302	4,152	4,569	4,789
合　計	44,614	44,835	45,796	51,666	55,488	61,444

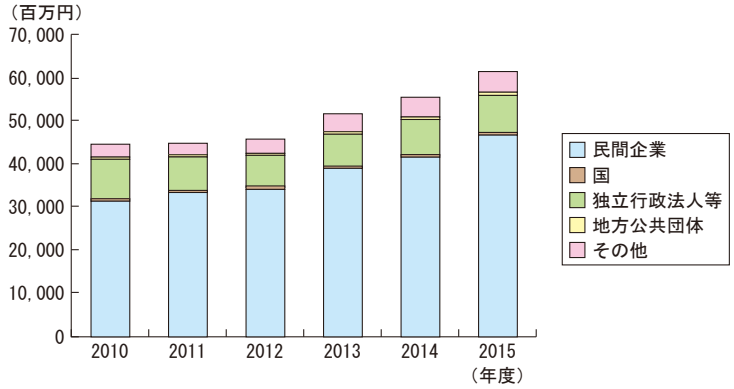

（備考）単位未満は四捨五入
（資料）文部科学省「平成27年度　大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

(2)受託研究

2015年度の大学等における受託研究件数は、前年度より2,740件増加して25,763件であった。相手先別の内訳を見ると、独立行政法人等が11,854件と最も多く、民間企業が7,145件と続いている。

また、2015年度の大学等における受託研究費受入額は、前年度より35,184百万円増加して226,621百万円であった。相手先別の内訳を見ると、独立行政法人等が165,884百万円と最も多く、国が35,603百万円と続いている（次ページ、1-4-4図参照）。

1-4-3図 相手先別の受託研究件数の推移

受託研究件数（件）

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
民間企業	6,056	5,760	6,158	6,677	6,953	7,145
国	2,614	2,936	2,715	2,321	3,151	2,205
独立行政法人等	8,506	9,571	9,657	10,053	9,284	11,854
地方公共団体	1,686	1,701	1,692	1,807	1,806	1,972
その他	861	962	995	1,354	1,829	2,587
合　計	19,723	20,930	21,217	22,212	23,023	25,763

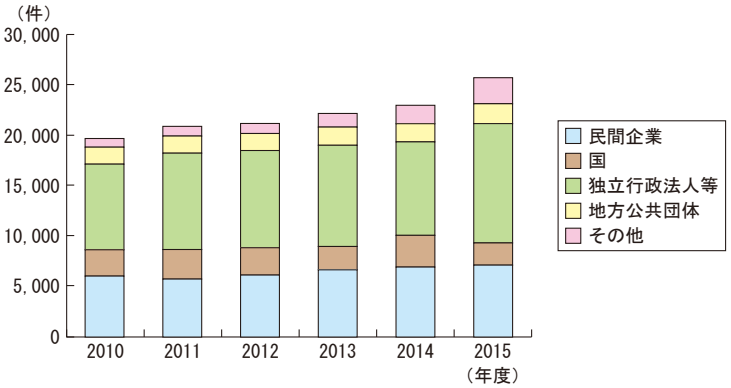

（資料）文部科学省「平成27年度　大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

1-4-4図　相手先別の受託研究費受入額の推移

受託研究費受入額（百万円）

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
民間企業	9, 765	8, 668	9, 682	10, 543	11, 066	10, 960
国	52, 578	49, 204	56, 030	51, 376	58, 470	35, 603
独立行政法人等	94, 522	94, 217	83, 595	97, 640	111, 450	165, 884
地方公共団体	4, 434	3, 968	3, 968	4, 418	4, 163	5, 029
その他	2, 015	2, 853	3, 457	5, 094	6, 288	9, 145
合　計	163, 313	158, 910	156, 732	169, 071	191, 437	226, 621

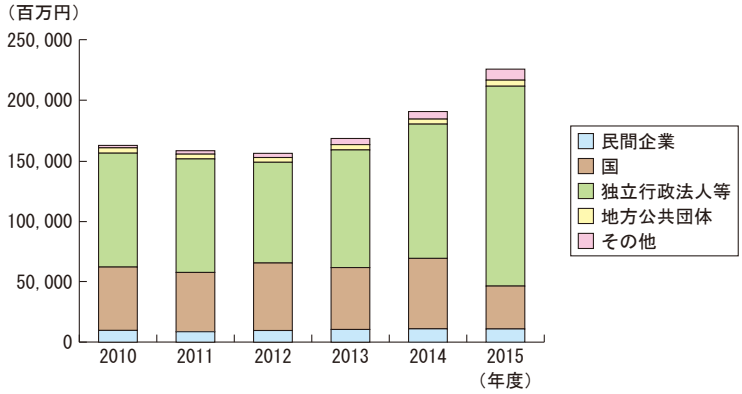

（備考）単位未満は四捨五入
（資料）文部科学省「平成 27 年度　大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

(3)民間企業からの研究資金等受入額

2015 年度の大学等における民間企業からの研究資金等受入額は、前年度より 5,929 百万円増加して 76,414 百万円であった。その内訳を見ると、共同研究が 46,719 百万円と最も多く、治験等が 15,240 百万円と続いている。

1-4-5図　民間企業からの研究資金等受入額の推移

民間企業からの研究資金等受入額（百万円）

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
共同研究	31, 407	33, 433	34, 148	39, 023	41, 603	46, 719
受託研究	9, 765	8, 668	9, 682	10, 543	11, 066	10, 960
治験等	14, 687	15, 163	16, 813	17, 206	15, 193	15, 240
特許権実施等収入	1, 446	1, 092	1, 558	2, 212	1, 992	2, 684
その他知財実施等収入	684	613	640	529	632	811
合　計	57, 988	58, 969	62, 841	69, 513	70, 485	76, 414

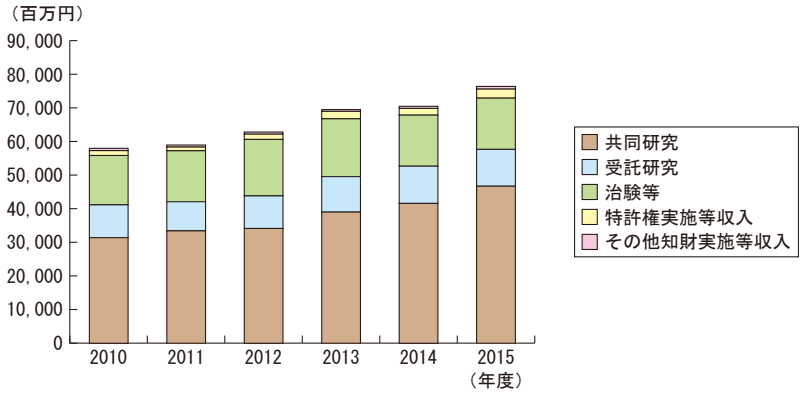

（備考）単位未満は四捨五入
（資料）文部科学省「平成 27 年度　大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

2 特許出願状況

大学等における基礎研究の成果を事業化に結び付けるためには、さらなる応用研究が必要となる。企業等が応用研究を安心して行うためには、ライセンスを受ける研究成果が特許権等で適切に保護されている必要がある。本節では、大学等における特許出願状況について紹介する。

(1)特許出願件数の推移

我が国の大学等からの特許出願件数を見ると、2004年の国立大学法人化を境に急激に増加し、2005年には7,000件を超えた。その後、2007年をピークに漸減傾向にあったが、2016年の特許出願件数は前年比3.7%増の7,223件であった。

1-4-6図 大学等からの特許出願件数の推移

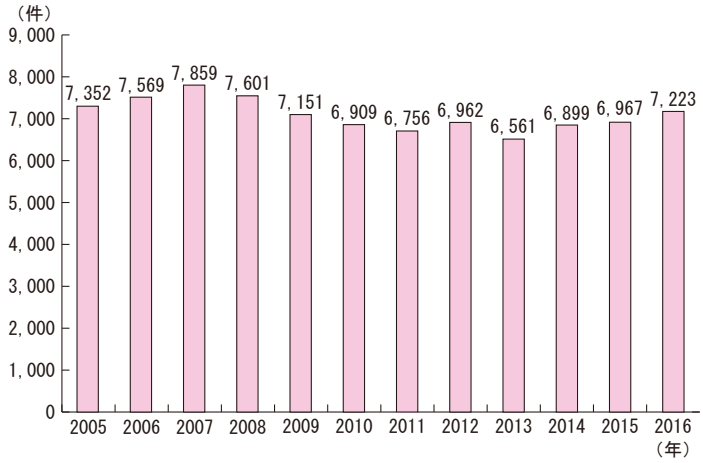

(備考)出願人が大学長又は大学を有する学校法人名の出願及び承認TLOの出願を検索・集計。企業等との共同出願を含む。
(資料)特許庁作成

(2)特許出願の審査結果の状況の推移

大学等からの特許出願の審査状況を見ると、2016年に審査結果が出たもののうち、特許査定されたものは全体の80%(特許査定率)であった。大学等における近年の特許査定率は、全出願人における特許査定率[1]よりも高くなっている。

1-4-7図
大学等からの特許出願の審査結果の状況の推移

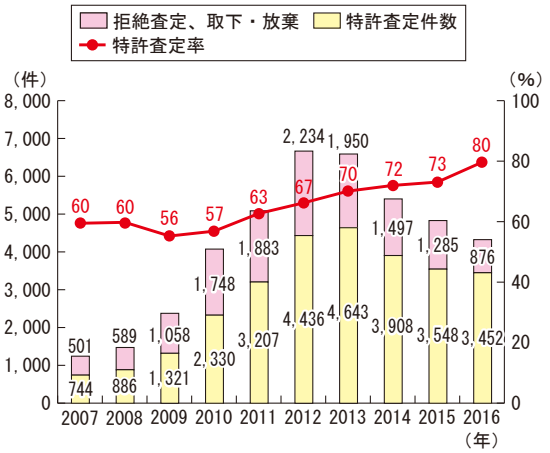

(備考)出願人が大学長又は大学を有する学校法人名の出願及び承認TLOの出願を検索・集計。企業等との共同出願を含む。
(資料)特許庁作成

1 第1部第1章1.(1)参照

(3)主要出願人

2016 年における国内の特許出願公開件数上位大学を見ると、第 1 位は東京大学で 331 件、第 2 位は東北大学で 272 件、第 3 位は大阪大学で 219 件であった。上位 10 大学で全大学の特許公開件数の 3 割を超えている。

また、2016 年における国内の特許登録件数上位大学を見ると、第 1 位は東京大学で 229 件、第 2 位は東北大学で 218 件、第 3 位は大阪大学で 183 件であった。上位 10 大学で全大学の特許登録件数の 3 割を超えている。

(4)PCT 国際出願状況

2016 年の国内外の大学による PCT 国際出願の公開件数ランキングを見ると、第 1 位から第 5 位までを米国の大学が独占した。他方、日本、中国、韓国、シンガポール、サウジアラビアの大学が 30 位以内に 16 校ランクインするなど、アジア圏の大学も積極的に国際的な権利取得を行っている状況がうかがえる。我が国の大学は 30 位以内に 6 校含まれており、最高位は第 7 位の東京大学である（1-4-10 図参照）。

1-4-8図

特許出願公開件数上位 10 大学（2016 年）

順位	大学名	件数
1	東京大学	331
2	東北大学	272
3	大阪大学	219
4	京都大学	196
5	名古屋大学	178
6	九州大学	173
7	東京工業大学	162
8	北海道大学	111
9	千葉大学	103
10	名古屋工業大学	99
全大学合計		4, 903

（備考）出願人が大学長又は大学を有する学校法人名の出願及び承認 TLO の出願を検索・集計。企業等との共同出願も含む。
（資料）特許庁作成

1-4-9図

特許登録件数上位 10 大学（2016 年）

順位	大学名	件数
1	東京大学	229
2	東北大学	218
3	大阪大学	183
4	京都大学	171
5	東京工業大学	139
6	名古屋大学	125
7	九州大学	120
8	北海道大学	113
9	広島大学	92
10	慶應義塾大学	67
全大学合計		3, 685

（備考）出願人が大学長又は大学を有する学校法人名の出願及び承認 TLO の出願を検索・集計。企業等との共同出願も含む。
（資料）特許庁作成

1-4-10図

PCT 国際出願の公開件数上位 30 位にランクインした国内外の大学（2016 年）

順位	大学名	件数
1	カリフォルニア大学（米国）	434
2	マサチューセッツ工科大学（米国）	236
3	ハーバード大学（米国）	162
4	ジョンズ・ホプキンス大学（米国）	158
5	テキサス大学システム（米国）	152
6	ソウル大学校（韓国）	122
7	東京大学	108
8	スタンフォード大学（米国）	104
9	漢陽大学校（韓国）	101
10	フロリダ大学（米国）	97
11	ペンシルバニア大学（米国）	96
12	ミシガン大学（米国）	94
13	高麗大学校（韓国）	87
13	深圳大学（中国）	87
13	KAIST(韓国)	87
16	清華大学（中国）	84
16	中国鉱業大学（中国）	84
18	カリフォルニア工科大学（米国）	73
19	アブデュラ王立工科大学（サウジアラビア）	72
19	京都大学	72
21	名古屋大学	69
22	ノースウエスタン大学（米国）	67
22	コロンビア大学（米国）	67
24	大阪大学	65
25	南洋理工大学（シンガポール）	64
26	デューク大学（米国）	62
26	デンマーク工科大学（デンマーク）	62
28	ノースカロライナ大学（米国）	60
28	スイス連邦工科大学ローザンヌ校（スイス）	60
30	延世大学校（韓国）	56
30	九州大学	56
30	東北大学	56

（備考）・最初に記載された出願人名を基に件数を数えている。
・出願件数は、2016 年に国際公開された出願の件数である。
（資料）WIPO ウェブサイトの記事「Record Year for International Patent Applications in 2016: Strong Demand Also for Trademark and Industrial Design Protection」（2017 年 3 月 15 日）の項目「Annex 3: Top PCT applicants by educational institution」を基に特許庁作成

(5)特許権実施等件数及び収入額の推移

2010年度以降の大学等における特許権実施等件数は堅調な伸びを示し、2015年度までの5年間で約2.4倍に増加し、2015年度は前年度比9.9%増の11,872件であった。

また、特許権実施等収入額も同様に伸び、同5年間で約1.9倍に増加した。ただし、2014年度は前年度比9.9%減の1,992百万円であった。

1-4-11図 特許権実施等件数の推移

特許権実施等件数（件）

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
国立大学等	3,721	4,371	7,204	7,893	8,554	9,722
公立大学等	145	134	163	230	210	245
私立大学等	1,102	1,140	1,441	1,733	2,038	1,905
合　計	4,968	5,645	8,808	9,856	10,802	11,872

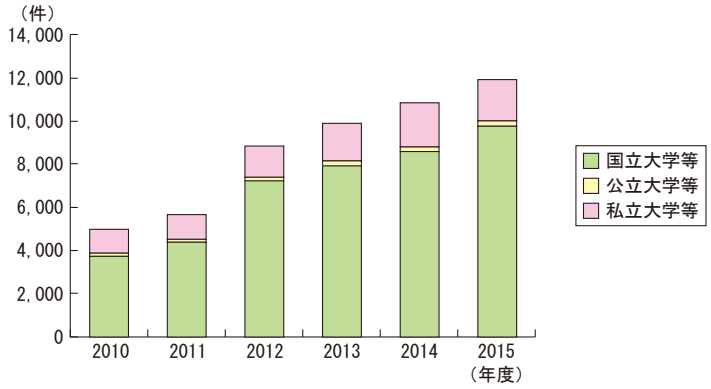

（備考）・特許権（受ける権利を含む）のみを対象とし、実施許諾及び譲渡の件数を計上
（資料）文部科学省「平成27年度　大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

1-4-12図 特許権実施等収入額の推移

特許権実施等収入額（百万円）

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
国立大学等	1,135	885	1,101	1,823	1,526	2,119
公立大学等	38	39	45	73	72	80
私立大学等	272	167	411	316	394	485
合　計	1,446	1,092	1,558	2,212	1,992	2,684

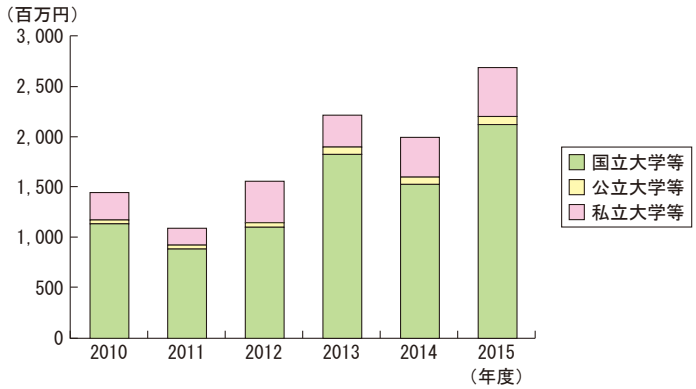

（備考）・特許権（受ける権利を含む）のみを対象とし、実施許諾及び譲渡による収入を計上
・単位未満は四捨五入
（資料）文部科学省「平成27年度　大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

3　産学連携のルール整備状況

大学等による研究成果には、長期間を経た後に実用化され、将来的に基本特許につながる可能性があるものが含まれているため、企業等からの期待は大きく、産学連携の一層の円滑化が求められている。産学連携を円滑に推進するためには、共同研究・受託研究に関係する規程やポリシーの整備が必須である。本節では、大学等における産学連携のルール整備状況について紹介する。

(1)関係規程の整備済機関数の推移

共同研究・受託研究の実施機関数と関係規程の整備済機関数との関係を見ると、2015年度は共同研究取扱規程整備済機関数（487機関）が共同研究の実施機関数（448機関）を上回り、受託研究取扱規程整備済機関数(545機関)も受託研究の実施機関数(545機関)と同一となった。他方、営業秘密管理に関する規程や職務発明規程（教職員のみ）等の整備済機関数は、増加傾向にあるものの共同研究・受託研究の実施機関数を下回っており、今後の整備が促進されることが期待される。

1-4-13図　共同研究・受託研究の実施機関数と関係規程の整備済機関数の推移

関係規程の整備済機関数（機関）

	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
共同研究取扱規程	426	449	465	471	487
受託研究取扱規程	511	533	536	543	545
守秘義務に関する規程（学生を含む）	231	245	246	254	262
学生との研究開発契約に係る規程	60	67	70	71	75
営業秘密管理に関する規程	90	113	117	119	131
安全保障貿易管理（外為法）関係規程	82	84	91	102	117
職務発明規程（教職員のみ）	344	353	357	381	391
発明補償関係規程（教職員のみ）	297	306	316	350	359

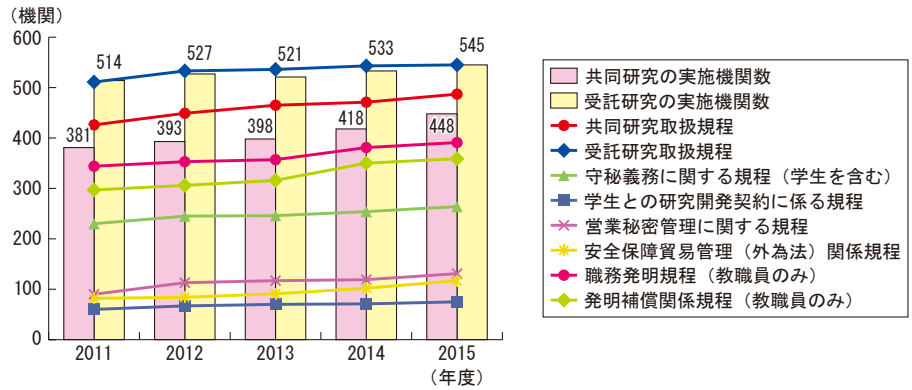

（資料）文部科学省「平成 27 年度　大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

(2)関係ポリシーの整備済機関数の推移

共同研究・受託研究の実施機関数と関係ポリシーの整備済機関数との関係を見ると、2011年度から2015年度までの5年間はいずれの関係ポリシーの整備済機関数も共同研究・受託研究の実施機関数を下回った。しかしながら、関係ポリシーの整備済機関数は年々増加傾向にあり、2015年度は、利益相反ポリシー（一般）の整備済機関が前年度より21機関増加して365機関に上った。

1-4-14図 共同研究・受託研究の実施機関数と関係ポリシーの整備済機関数の推移

関係ポリシーの整備済機関数（機関）

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
産学連携ポリシー	184	199	203	231	249
知的財産ポリシー	241	256	262	271	279
利益相反ポリシー（一般）	263	287	311	344	365
利益相反ポリシー（臨床研究）	119	137	148	155	162

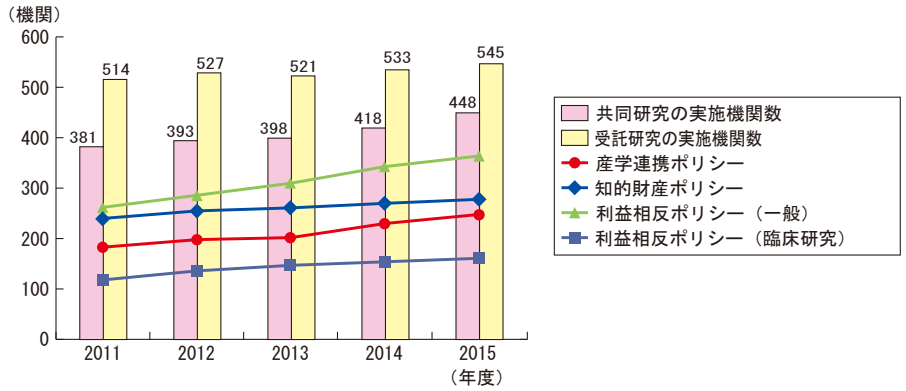

（資料）文部科学省「平成27年度　大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

第 5 章

分野別に見た国内外の出願動向

特許出願・意匠登録・商標登録出願の内容は、公報として広く一般に公開される。特許の公開情報は、企業や大学等における研究開発テーマや技術開発の方向性を決定する上で極めて有効なものである。また、意匠・商標の公開情報は、意匠・商標出願戦略、デザイン開発戦略、ブランド戦略等の策定を支援するための有益な情報になる。そのため、特許庁では、特許・意匠・商標の出願動向を調査し、それらの調査結果を情報発信している。本章では、2016 年度に実施した特許・意匠・商標の出願動向の調査結果を示す。

1 特許

特許庁では、日本、米国、欧州、中国、韓国等の主要各国への特許の出願動向を調査している。まず、主要各国における特許の公開情報を基に、主要国籍出願人の特許出願の動向を紹介する。そして、今後の進展が予想される重要な技術テーマを選定し、特許出願の動向を調査した結果を紹介する。

(1) 主要国籍出願人の出願動向調査

①全体動向

IPC（国際特許分類）を基準に WIPO（世界知的所有権機関）が設定した技術分野（IPC AND TECHNOLOGY CONCORDANCE TABLE[1]）に基づいて、各国籍[2]出願人の出願件数、登録件数について、解析した結果を紹介する。

日米欧中韓へ出願された出願人国籍別出願件数、出願人国籍別登録件数を、1-5-1 図、1-5-2 図に示す。

分野別では、「コンピューターテクノロジー」における出願件数、登録件数が他分野と比較して、圧倒的に多い。「コンピューターテクノロジー」の次に、「電気機械、電気装置、電気エネルギー」の出願件数、登録件数が多い。

出願人国籍別に出願件数、登録件数を見ていく。出願件数は、日本国籍、米国籍、中国籍によるものが多い。日本国籍は、特に、「電気機械、電気装置、電気エネルギー」、「音響・映像技術」、「半導体」、「光学機器」、「運輸」、「家具、ゲーム」等において出願件数、登録件数で世界をリードしている。それに対して、米国籍は、「コンピューターテクノロジー」、「ビジネス方法」、「生物材料分析」、「医療機器」等において出願件数、登録件数で世界をリードしている。中国籍は、各分野における出願件数は非常に多いが、他方、登録件数は出願件数の半分以下であり、日本国籍、米国籍、欧州籍による登録件数より少ない。欧州国籍、韓国籍の出願件数、登録件数は、全体的に見ると、日本国籍、米国籍によるものより少ない。分野別に見ると、欧州国籍は「運輸」において、韓国籍は「電気機械、電気装置、電気エネルギー」、「半導体」において、それぞれ、出願件数、登録件数が多い。

1　http://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=117672
2　特許出願動向調査（マクロ調査、技術分野別調査）においては、「出願人国籍」を出願人名や出願人住所に基づいて特定している（以下、同様）。

1-5-1図 出願人国籍（地域）別出願件数（出願先：日米欧中韓、優先権主張年：2005～2014年）

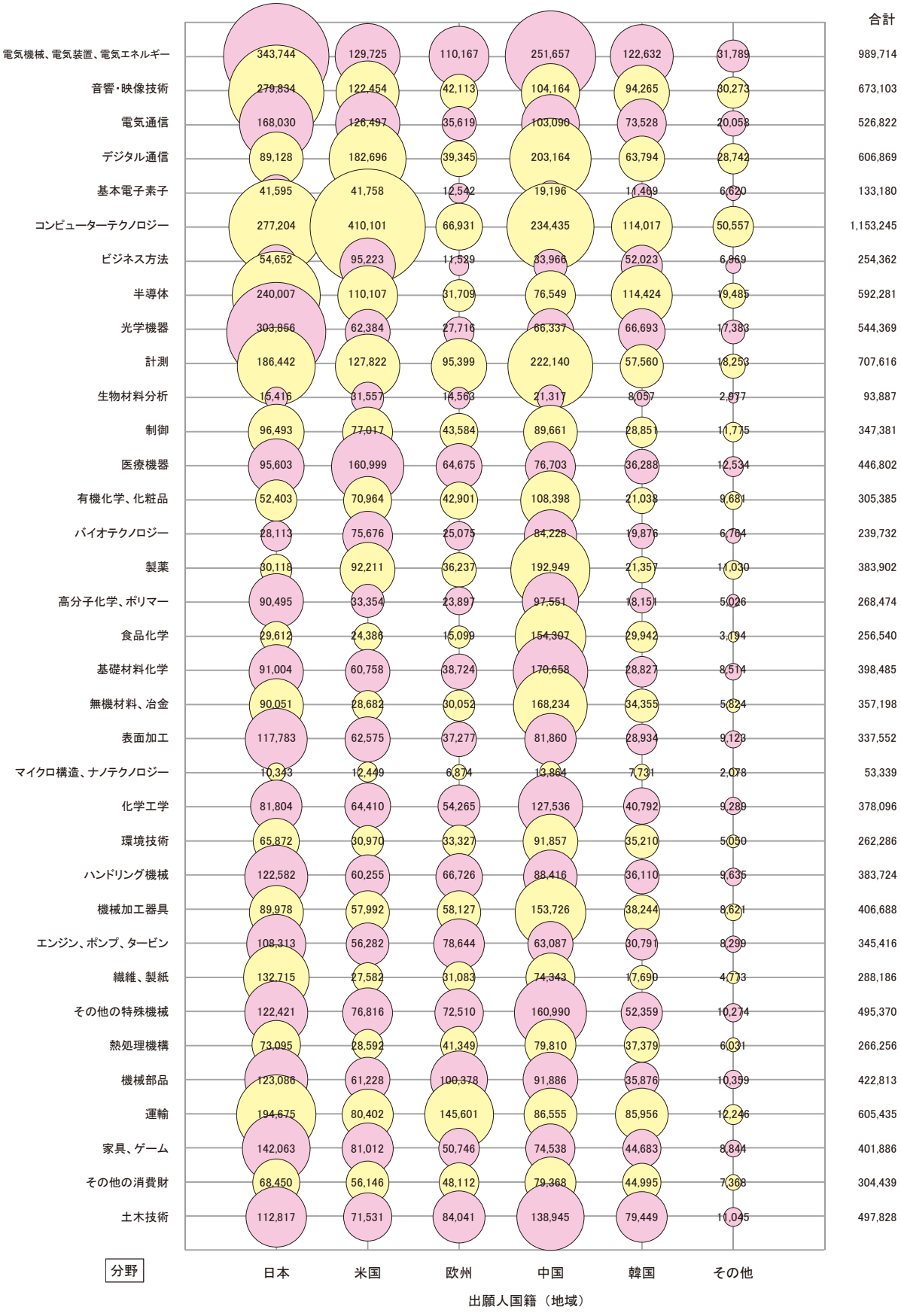

（資料）特許庁「平成28年度特許出願動向調査報告書―マクロ調査―」[1]

1 https://www.jpo.go.jp/shiryou/pdf/gidou-houkoku/h28/28_macro.pdf

1-5-2図 出願人国籍（地域）別登録件数（登録：日米欧中韓、登録年：2006 ～ 2015 年）

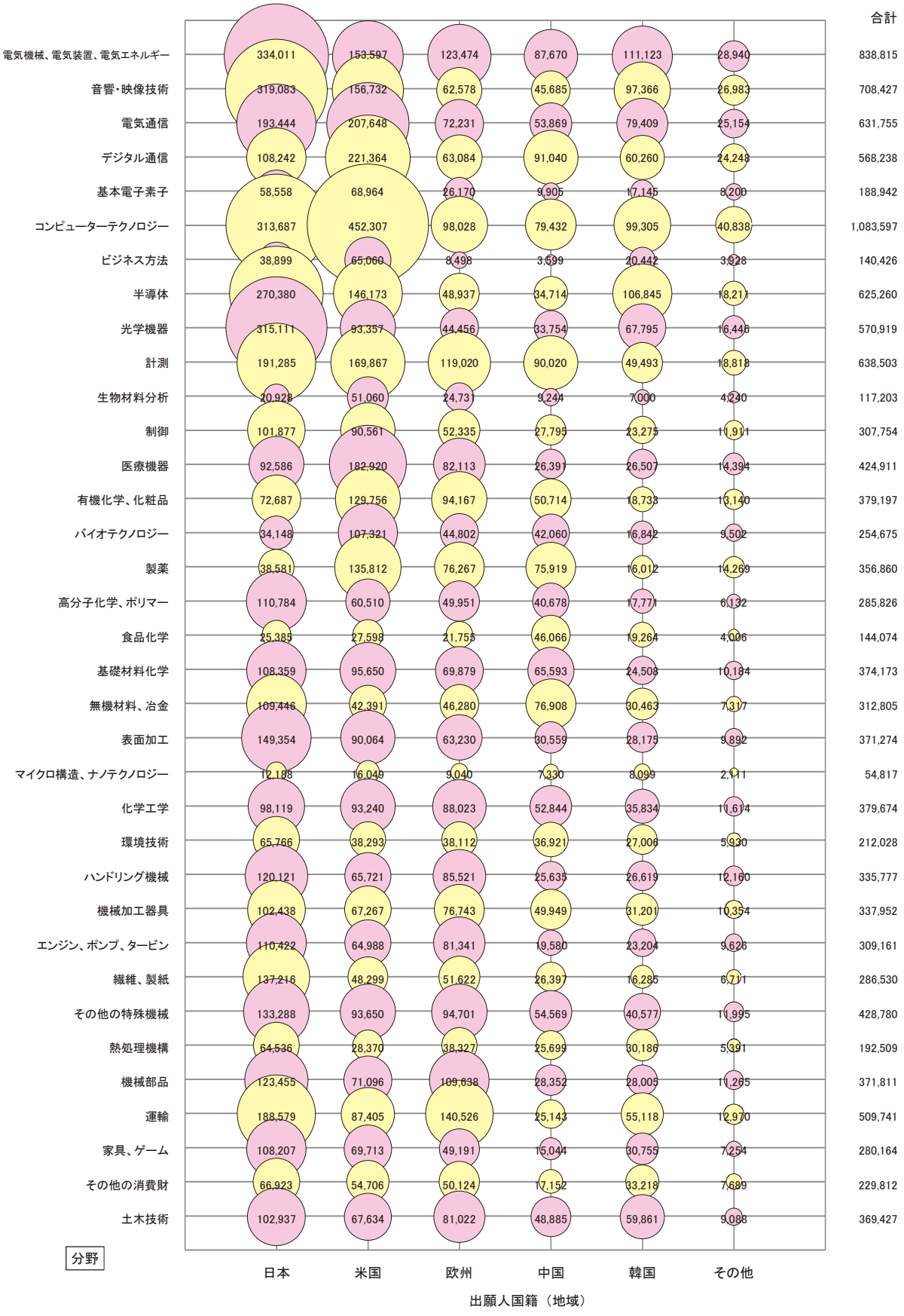

（資料）特許庁「平成 28年度特許出願動向調査報告書―マクロ調査―」

(2)2016年度特許出願技術動向調査結果

市場創出に関する技術分野、国の政策として推進すべき技術分野を中心に、今後の進展が予想される技術テーマを選定し調査を実施した。

以下15テーマの調査結果について、その概要を示す。

① スマートマニュファクチャリング技術
② LTE-Advanced及び5Gに向けた移動体無線通信システム
③ 次世代動画像符号化技術
④ 移動体用カメラ
⑤ 施設園芸農業
⑥ 高効率火力発電・発電用ガスタービン
⑦ 水処理
⑧ ゲノム編集及び遺伝子治療関連技術
⑨ 人工臓器
⑩ ASEAN各国及びインドにおける自動車技術の出願動向
⑪ 電池の試験及び状態検出
⑫ GaNパワーデバイス
⑬ 繊維強化プラスチック
⑭ ファインバブル技術
⑮ クラウドサービス・クラウドビジネス（Column 4参照）

①スマートマニュファクチャリング技術

スマートマニュファクチャリング技術[1]をはじめとする、工場におけるIoT活用には2025年に最大3.7兆ドルの経済効果が期待されており、IoT技術の様々な応用分野の中でも、経済的な効果が最も高いと予測されている[2]。

スマートマニュファクチャリング技術全体では、日本からの出願が最も多く、調査対象の出願の4割超だったものの、次の技術では米国からの出願が最多であった。

- 工場内の階層モデルにおいて、階層を飛び越えてデータを伝送する技術（センサから直接ERP[3]層又はMES[4]層など）
- 工場内のデータの解析手法として、「人工知能（AI）」を利用する技術

日本の目指すべき方向性として、次のような点に注目して取り組む必要がある。

- 階層を飛び越えてデータを伝送する技術など、経営層がPDCAサイクルを回すために必要な情報をリアルタイムに効率良く収集する仕組み
- 「人工知能（AI）」などの高度な情報処理技術の活用

1-5-3図
工場内の階層モデルにおけるデータ伝送のカウント数
（出願先：日米欧中韓独、出願年（優先権主張年）：2005～2014年）

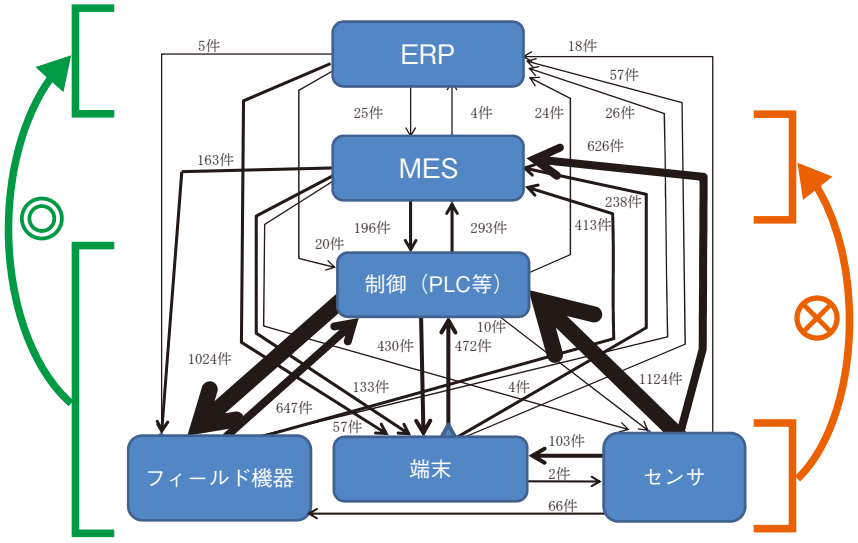

（資料）特許庁「平成28年度特許出願技術動向調査報告書『スマートマニュファクチャリング技術』」

1 いわゆるIoT技術の活用の一つ。工場内の設備等に情報通信技術及び情報処理技術を取り入れて工場の生産性の向上や新しいビジネスの創造を目指す技術の総称。
2 McKinsey Global Institute「THE INTERNET OF THINGS: MAPPING THE VALUE BEYOND THE HYPE」
3 ERP(Enterprise Resource Planning)とは、企業が有する資源を統合的に管理し、経営判断を下すシステムを意味する。
4 MES(Manufacturing Execution System)とは、製造現場において各工程を連携させ、製造現場の機械の状況、労働者の作業、製品の状態等を管理するシステムを意味する。

1-5-4図
下位層から直接「ERP」又は「MES」へデータ伝送のカウント数（階層を飛び越えたものを抽出）（出願先：日米欧中韓独、出願年（優先権主張年）：2005～2014 年）

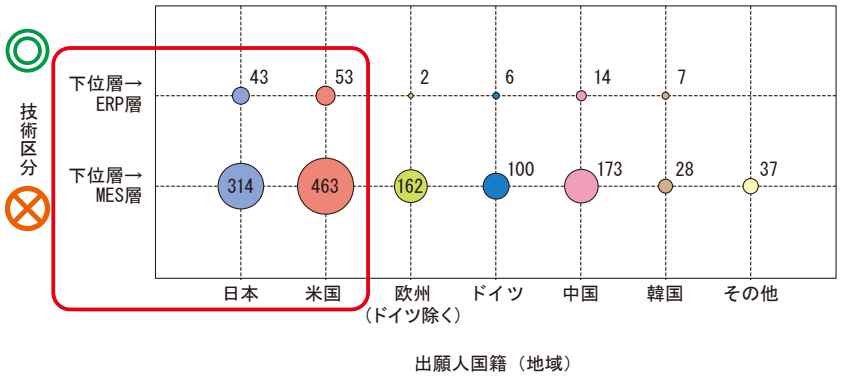

（資料）特許庁「平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書『スマートマニュファクチャリング技術』」

1-5-5図
「解析手法」における出願人国籍（地域）別出願件数（出願先：日米欧中韓独、出願年（優先権主張年）：2005～2014 年）

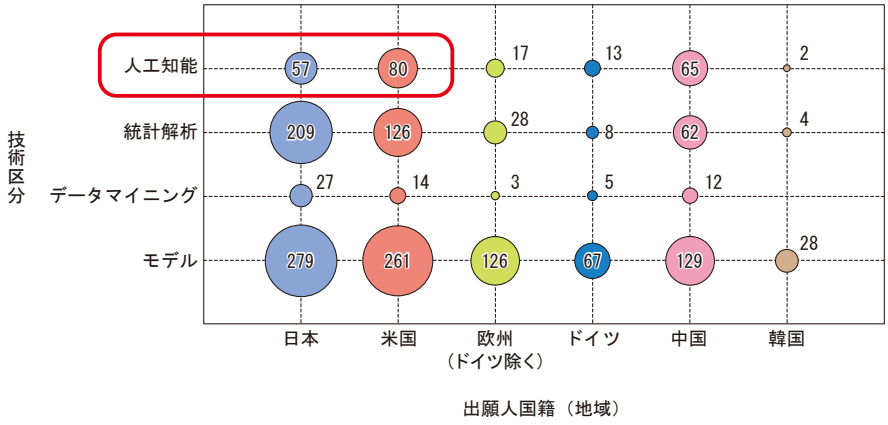

（資料）特許庁「平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書『スマートマニュファクチャリング技術』」

②LTE-Advanced及び5Gに向けた移動体無線通信システム

IoT の基盤技術である、モノ（Things）を繋ぐ通信技術の研究開発が活発化している。

現行の移動体無線通信システムの LTE-Advanced の主な課題である高速大容量化は、従来から通信技術における中心的な研究分野で、継続的な特許出願がなされている。

IoT 等の新たなユースケース（用途）の進展に伴い、次世代移動体無線通信システム 5G 関連の低遅延化技術や、端末間通信技術等に関する研究開発が注目を集めている。今後も、新たなユースケースの登場に着目し、それに伴う技術の研究開発に注力すべきである。

1-5-6図
技術別の特許出願件数比率（出願先：日米欧中韓）

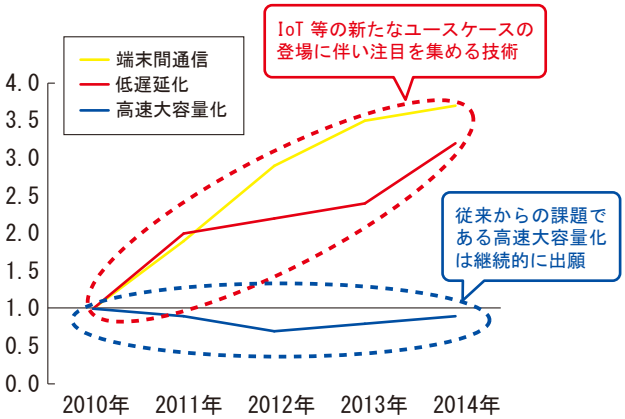

（備考）縦軸は、2010 年の出願件数比率を 1 とした各年の出願件数比率
（資料）特許庁「平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書『LTE-Advanced 及び 5G に向けた移動体無線通信システム』」

③次世代動画像符号化技術

動画像符号化技術は、複雑な映像処理を必要とする4K・8K映像の分野や、取得された映像の用途が拡大している監視カメラの分野などにおいて、市場の拡大が見込まれている。

動画像符号化技術の分野では、標準化対象技術と対象外技術の双方への取組が重要となる。つまり、動画像符号化に関わる製品の基本性能（画質等）は、標準化対象技術だけでは決まらないため、標準化対象外技術への取組は、競争を優位に進めるための鍵となる。また、両技術は密接に関わるため、標準化対象技術への取組によって得られた知見は、製品化に向けた技術開発に生かすことができる[1]など、標準化対象技術への取組も製品開発に重要な役割を果たす。

近年の標準化対象技術と対象外技術に対する取組において、日本は維持していた世界首位の座を2012年頃から米国に明け渡す結果となった。例えば、標準化対象技術における規格提案件数の比率（国籍別）と標準化対象外技術[2]に関する出願件数の比率（国籍別）[3]の双方で、2012年に日本は2位に位置している。

1-5-7図
世界における4K・8K映像関連セット製品（撮像、記録、表示機器等）の市場規模推移

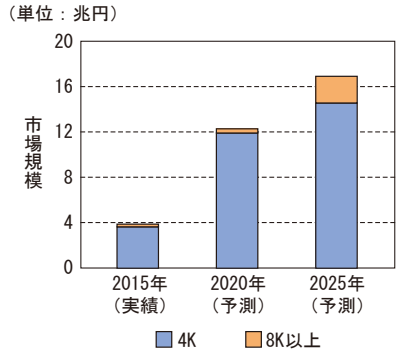

（出典）富士キメラ総研「4K・8K ビジネス / 市場の全貌 2016」を基に作成
（資料）特許庁「平成28年度特許出願技術動向調査報告書『次世代動画像符号化技術』」

日本は、標準化対象技術と対象外技術の双方において、長年に渡るバランスの取れた技術的蓄積が見られる。そうした技術的蓄積の資産を生かした次世代の動画像符号化技術への取組の強化が期待される。

1-5-8図
標準化対象技術：提案者所属機関国籍（地域）別規格提案件数比率推移（標準化団体（JCT-VC及びJCT-3V）での提案）

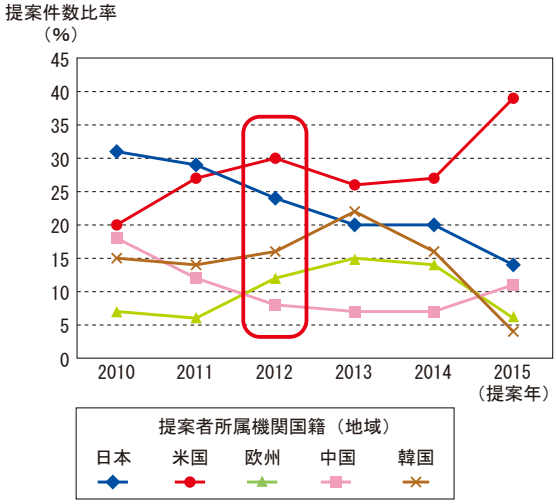

（資料）特許庁「平成28年度特許出願技術動向調査報告書『次世代動画像符号化技術』」

1-5-9図
標準化対象外技術：出願人国籍（地域）別出願件数比率推移（出願先：日米欧中韓）

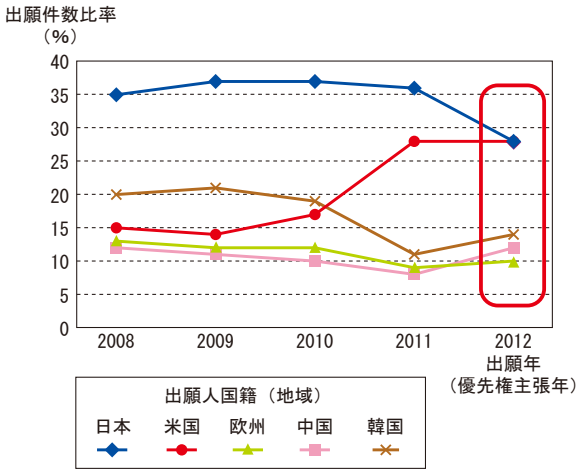

（資料）特許庁「平成28年度特許出願技術動向調査報告書『次世代動画像符号化技術』」

1 例えば、H.265/HEVCでは、画像の領域ごとに選択可能な符号化処理モードは標準化対象となり、最適なモードの選択方法は標準化対象外となるが、選択可能なモードの知見は、その選択方法の技術開発に生かすことができる。
2 本調査では、復号側に特徴がなく、符号化側のみに特徴がある技術の出願件数により評価している。
3 2013年以降はデータベース収録の遅れ、PCT出願の各国移行のずれ等があるため、2012年までを表示している。

④移動体用カメラ

スマートフォン、自動車、ドローンなどに搭載される、レンズ、イメージセンサなどからなる移動体用カメラ（カメラモジュール）本体の市場は、中国、韓国、台湾のメーカーがシェアを争っている。一方で、カメラモジュールのレンズを駆動するボイスコイルモータ(VCM)市場では日本企業が約半分のシェアを占めるなど、カメラモジュールに搭載される部品については日本が強みを持っている。

例えば市場規模が大きく膨らんでいる中国では、VCM をはじめ「駆動技術」に関するいずれの技術も日本からの出願が最多で、強みを発揮している。日本企業は、このような製造拠点となる国、市場規模の大きい国で積極的に出願・権利化を進めていると考えられる。

移動体用カメラ（カメラモジュール）本体では多くの企業がシェアを争う一方、ボイスコイルモータ（VCM）をはじめカメラモジュールの部品に関しては日本企業が市場での強みを持っている。市場での強みを維持するためには、製造拠点や市場規模が大きい／大きくなる国での出願・権利化を進めることが重要である。さらに今後カメラモジュールは様々な用途への拡大が予想され、特に我が国の強みである VCM をはじめとした部品に関し、用途に合わせた技術開発も重要となる。

1-5-10図
カメラモジュール（上）とボイスコイルモータ(下)の企業別シェア(数量ベース、2015 年)

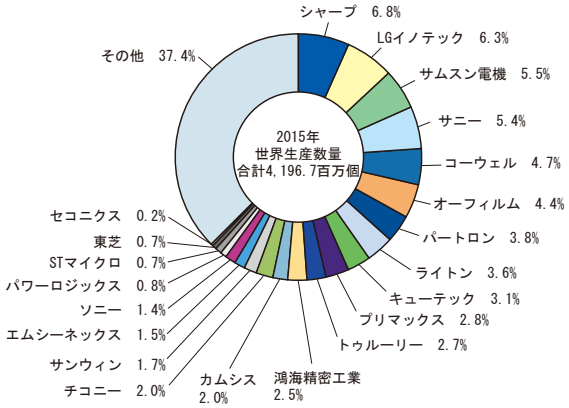

(出典)QYResearch「2015 年グローバルカメラモジュール産業」を基に作成

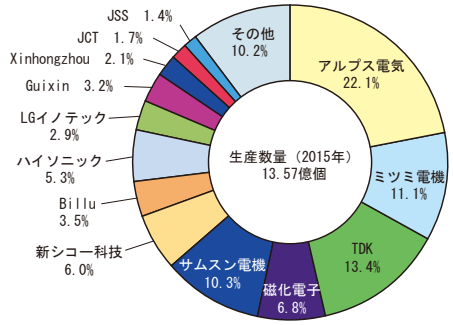

(出典)QYResearch「2016 年グローバルボイスコイルモータ産業」を基に作成
(資料)特許庁「平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書『移動体用カメラ』」

1-5-11図
駆動技術に関する技術区分別出願人国籍（地域）別出願件数（出願先：中国、出願年（優先権主張年）：1998 ～ 2014 年）

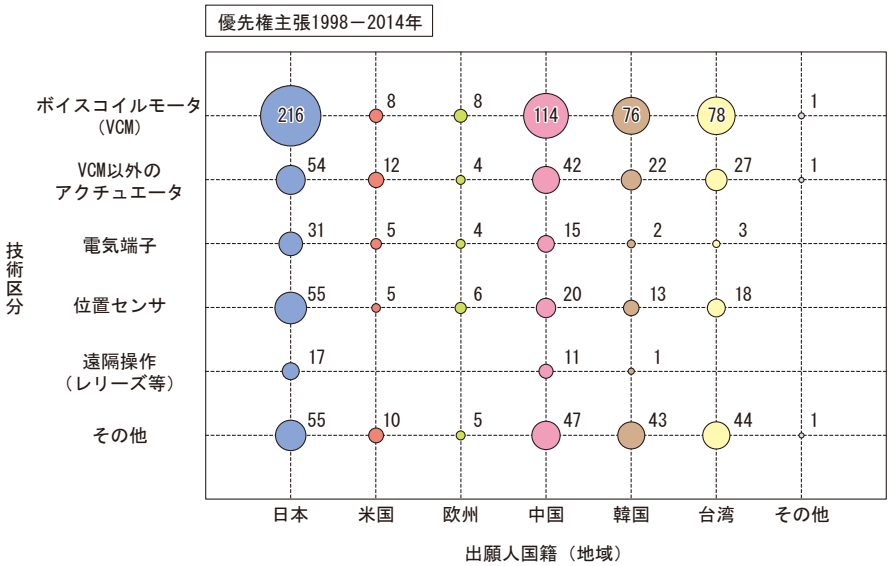

(資料)特許庁「平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書『移動体用カメラ』」

⑤施設園芸農業

我が国の食料自給率を向上し、日本ブランドの作物を海外展開するためには作物の生産性・品質のさらなる向上が必要である。特に日本では、高収率化・高付加価値化に適した施設園芸農業が野菜、果樹、花き等に広く用いられており、この施設園芸農業を拡大することが重要である。

施設園芸農業に関する出願件数は、年間数百件程度であったが、2008 年以降は毎年数百件ずつ増加し、現在では年間 2 千件を超えている。特に、「人工光型植物工場」に用いられる照明とその制御技術については、他国に比べて日本からの出願件数が最も多く、日本が強みを発揮していることがわかる。

高度な環境制御により露地では得られない特性を有した作物が栽培できるという施設園芸農業、特に我が国が強みとする「人工光型植物工場」の特長をいかして、作物の高収率化・高付加価値化を図り、施設園芸農業市場を拡大することが望まれる。

1-5-12図
施設園芸農家（販売農家）数の推移

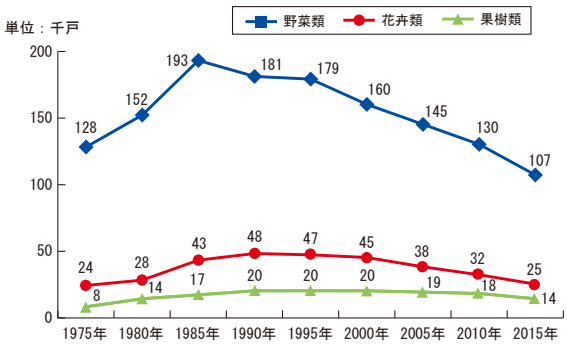

（出典）「施設園芸をめぐる情勢」（農林水産省、平成 28 年 6 月）を基に作成
（資料）特許庁「平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書『施設園芸農業』」

1-5-13図
技術区分（照明・人工光）における出願人国籍（地域）別の出願件数（出願先：日米欧中韓、出願年（優先権主張年）：1990 ～ 2014 年の出願合計）

分類	日本国籍	米国籍	欧州国籍	中国籍	韓国籍
［施設・設備］ 中分類：照明	509	168	419	454	241
［施設内環境の計測・制御技術］ 小分類：人工光	430	123	311	364	183

（資料）特許庁「平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書『施設園芸農業』」

1-5-14図 出願人国籍（地域）別の出願件数推移（出願先：日米欧中韓）

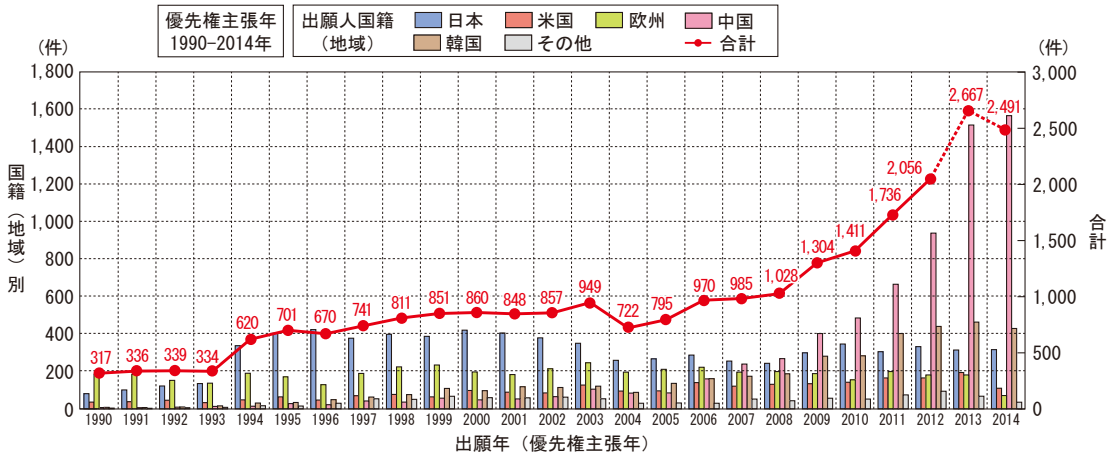

（備考）2013 年以降は、データベース収録の遅れ、PCT 国際出願の各国移行のずれ等で、全データを反映していない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書『施設園芸農業』」

⑥高効率火力発電・発電用ガスタービン

火力発電は、資源的に安定かつ安価なエネルギー源として世界で大きな需要がある。また、インフラ輸出及び温室効果ガス低減の観点から、更なる高効率化が求められている。

発電の高効率化に重要な技術のうち、トリプル複合サイクル[1]では日本が特許出願で世界をリードしているが、高温化技術では欧米に遅れをとっている。

我が国は、トリプル複合化サイクルの実用化を進めていくとともに、高温化技術において、材料技術、冷却技術、コーティング技術に力を入れ、欧米との差を縮めていくべきである。

1-5-15図

主要国の発電電力量の割合と規模（電源別）

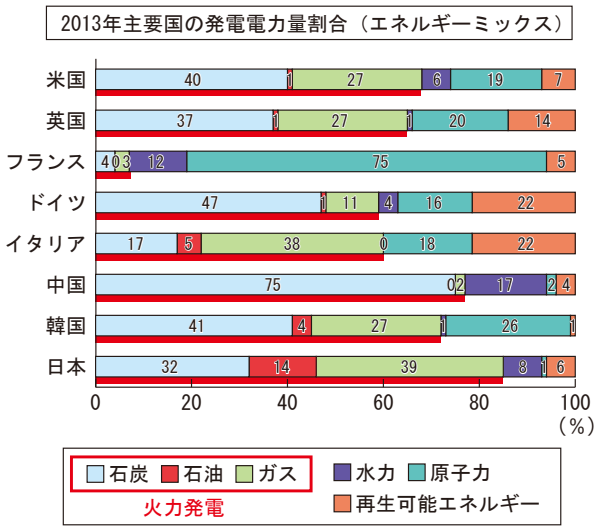

（出典）資源エネルギー庁「エネルギー白書 2016」を基に作成
（資料）特許庁「平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書『高効率火力発電・発電用ガスタービン』」

1-5-16図

特許出願件数推移及び特許出願件数比率（出願先：日米欧中韓印露伯、出願年（優先権主張年）：2007 ～ 2014 年）

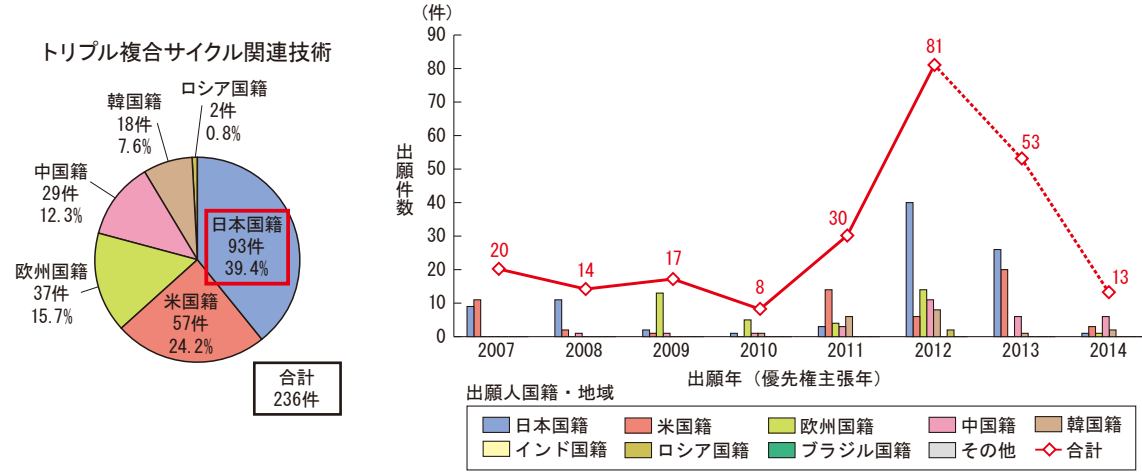

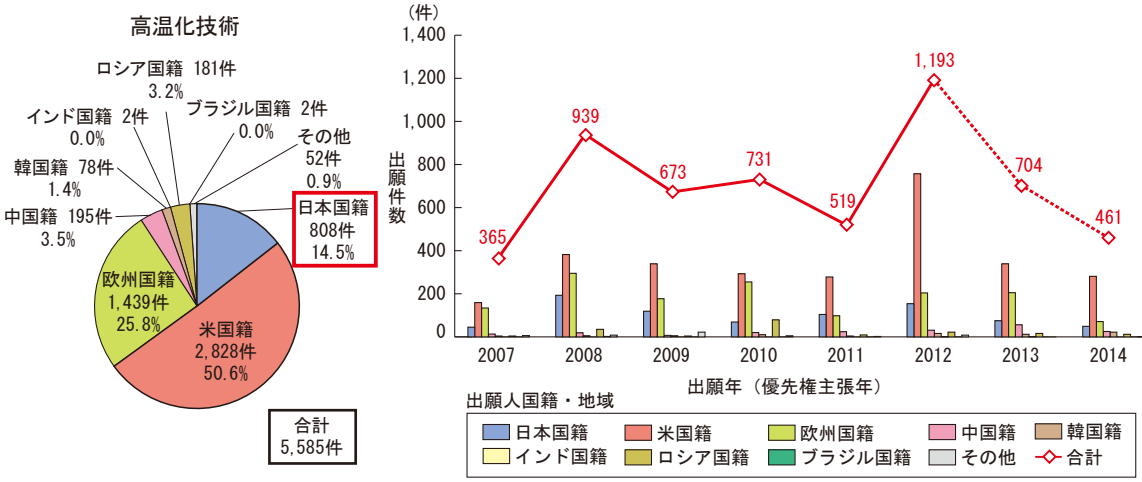

（備考）2013 年以降はデータベース収録の遅れ、PCT 出願の各国移行のずれ等で、全出願データを反映していない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書『高効率火力発電・発電用ガスタービン』」

1　ガスタービン・蒸気タービン・燃料電池の 3 種類を組み合わせた発電

⑦水処理

産業用水・排水の処理設備に関する市場規模は 2016 年で 6 兆円程度であり、その成長率は 7%程度と見込まれている。また、アジア諸国では、水使用量の増加に排水処理が追いついておらず、水質汚濁が問題となっている。

ASEAN への特許出願は、膜処理、凝集沈殿、ろ過等の分野で日本の出願件数が多い。

輸出戦略を明確にしている中国から、ASEAN への特許出願の増加が見込まれることを踏まえると、膜処理、凝集沈殿、ろ過等の各分野で ASEAN 各国の諸事情に合った技術開発を推進することが、我が国の競争力向上に寄与すると考えられる。

1-5-17図
世界の産業用水・排水市場規模の推移

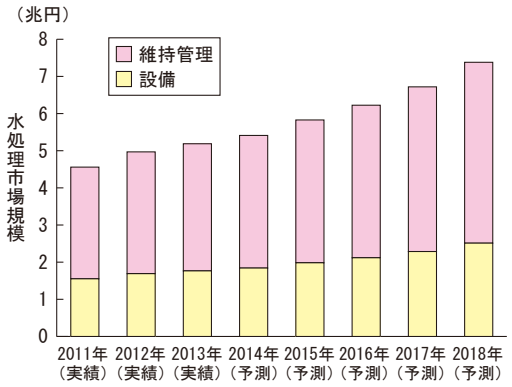

（出典）経済産業省「水ビジネス市場に関する動向調査」2015 年 3 月を基に作成
（資料）特許庁「平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書『水処理』」

1-5-18図
膜の種類別の出願人国籍（地域）別出願件数（出願先：ASEAN、出願年（優先権主張年）：2005 ～ 2014 年）

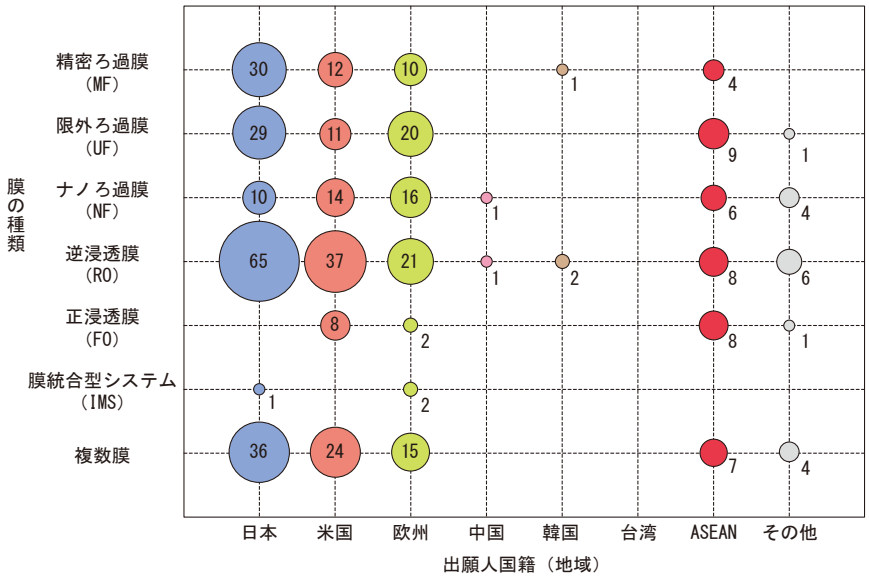

（資料）特許庁「平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書『水処理』」

⑧ゲノム編集及び遺伝子治療関連技術

ゲノム編集技術は、ゲノム編集ツールを用いて生物のゲノムの標的配列を特異的に切断、挿入を行う技術である。「ZFN」「TALEN」「CRISPR/Cas システム」等の主要なゲノム編集ツールが近年開発され、遺伝子疾患の治療・診断や有用品種の育種など多方面の産業に応用可能で期待されている。

特に「CRISPR」では、最初に論文が発表された 2012 年から既に標的認識技術の中で最も多く出願されるなど、知的財産権確保の勢いが加速している状況にある。一方で、日本は論文発表数の増加に伴う特許出願数の増加が緩やかであり、研究成果の特許化の点で課題があると考えられる。

このような状況下において、ゲノム編集関連技術に代表される新規革新的技術に対し、我が国としても早期からキャッチアップし、投資サイクルを回し、質の高い知的財産権を確保していく必要がある。

1-5-19図　技術区分別出願（ファミリー）件数推移

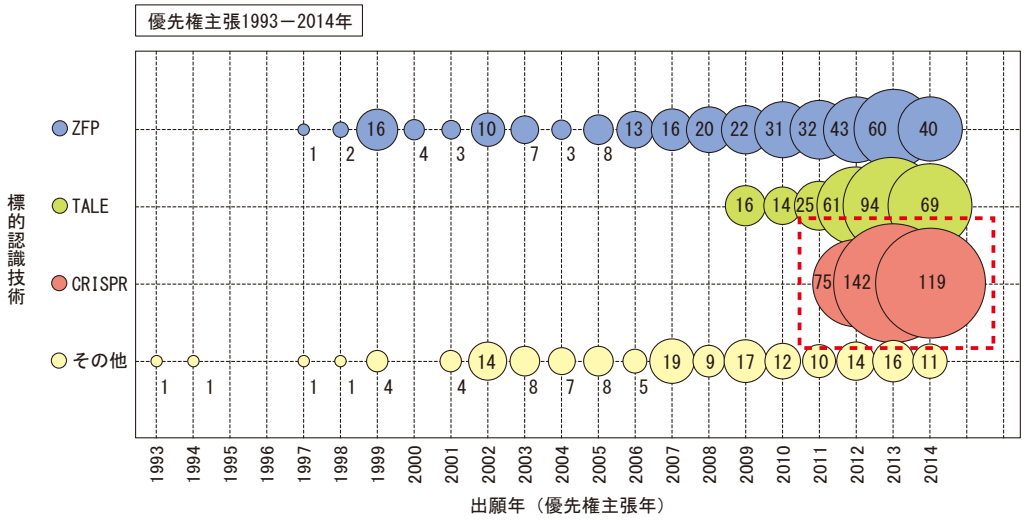

（備考）ZFP, TALE はそれぞれ ZFN, TALEN の標的認識技術
TALEN は Cellectis（フランス）の登録商標
2013 年以降は、データベース収録の遅れ、PCT 国際出願の各国移行のずれ等で、全データを反映していない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書『ゲノム編集及び遺伝子治療関連技術』」

1-5-20図
日本国籍出願人のゲノム編集技術に関する出願（ファミリー）件数及び論文発表件数推移

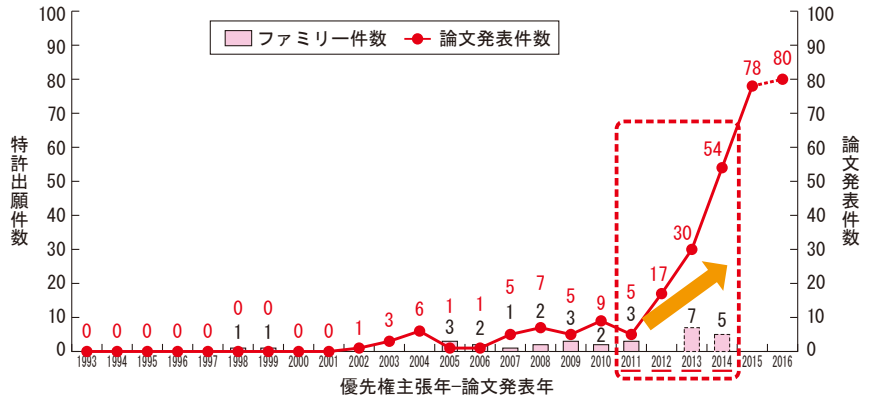

（備考）2013 年以降は、データベース収録の遅れ、PCT 国際出願の各国移行のずれ等で、全データを反映していない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書『ゲノム編集及び遺伝子治療関連技術』」

⑨人工臓器

人工臓器の世界市場は年率 8%前後の成長が期待され 2019 年には約 2 兆円となる予想であり、従来の人工材料に代わる生体由来材料を活用した新タイプの市場拡大が見込まれる。

これら新タイプの特許出願数を見ると米国が多く、重要な要素技術を個別に見ても、ティッシュエンジニアリングの細胞シート工学法では日米がほぼ同規模の出願数ではあるものの、それ以外では米国が多く、また、付加製造（3D プリンタ）の材料吐出堆積・材料噴射堆積では、欧米中の 3 か国が多くなっている（注：人工関節・歯科分野は調査対象外）。

今後当該市場で我が国が巻き返すためには、産学連携や異業種連携を一層推進し、新タイプの人工臓器において、技術的なブレークスルーを牽引することが必要である。

1-5-21図
人工臓器世界市場の市場規模予測推移

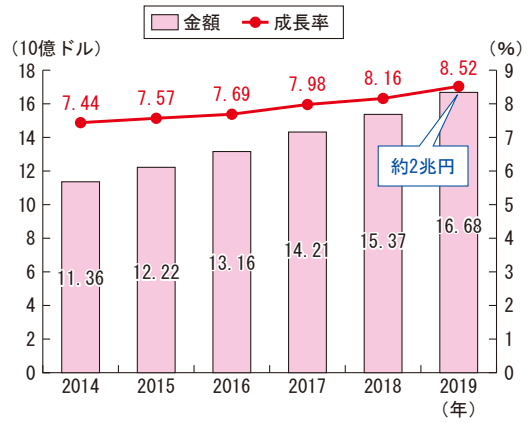

（出典）Global Artificial Organ Market 2015－2019， Infiniti Research Ltd. を基に作成
（資料）特許庁「平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書『人工臓器』」

1-5-22図
人工臓器のタイプ別 - 出願人国籍（地域）別出願件数（出願先：日米欧中韓台伯露、出願年（優先権主張年）：2005 ～ 2014 年）

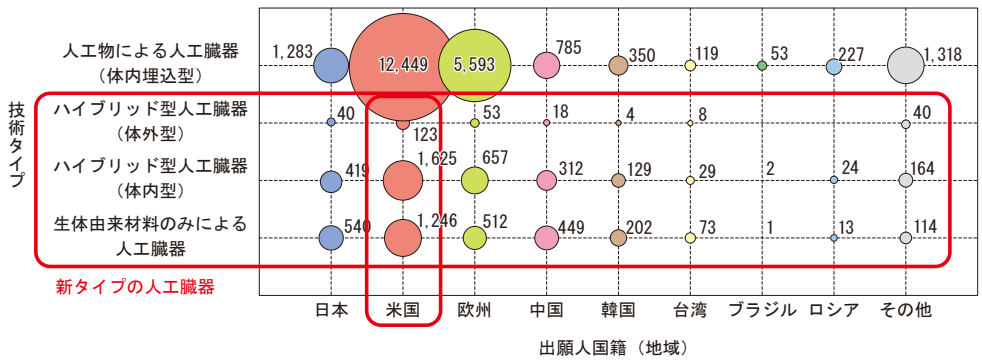

（資料）特許庁「平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書『人工臓器』」

1-5-23図

製造方法ごとの出願人国籍（地域）別出願件数（出願先：日米欧中韓台伯露、出願年（優先権主張年）：2005 ～ 2014 年）

＜ティッシュエンジニアリング＞

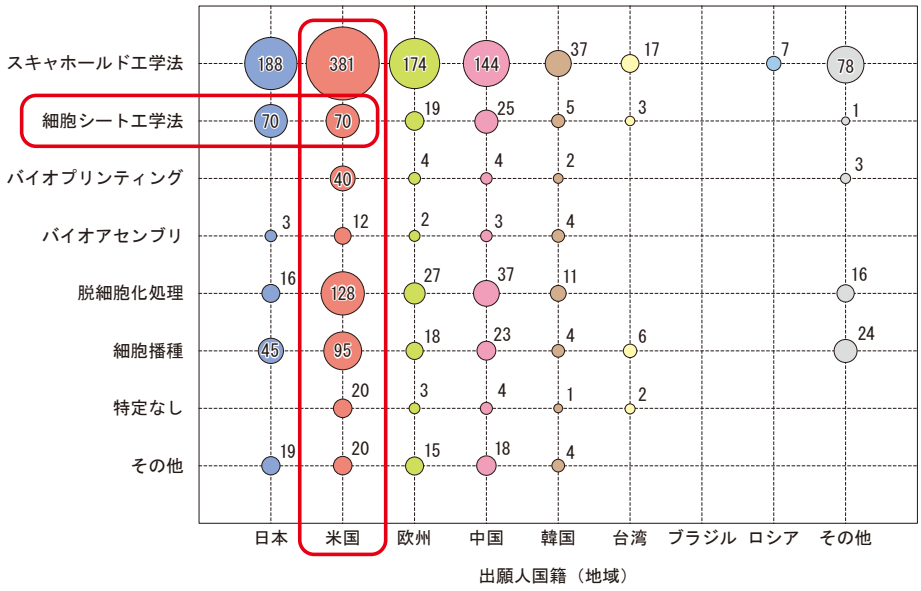

＜付加製造＞

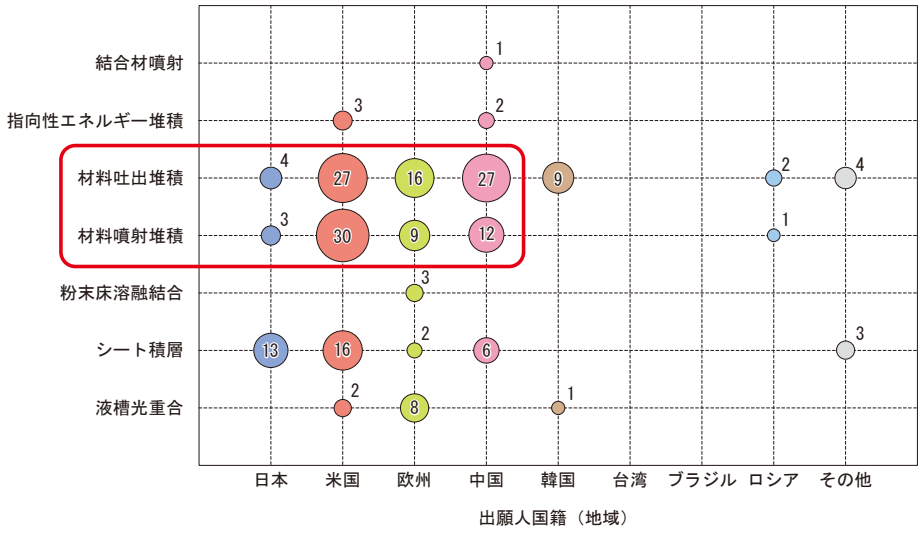

（資料）特許庁「平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書『人工臓器』」

⑩ASEAN各国及びインドにおける自動車技術

ASEAN各国及びインドを含むアジア地域は、今後、自動車企業各社にとって重要市場であるところ、日本企業の市場シェアが極めて高いタイ、インドネシアでは、現地ニーズに合わせた日本国籍の出願が圧倒している。

一方、インドは欧・米・インド国籍の出願も多く激戦がうかがえる状況である。なかでも、インド企業は、現地ニーズの吸い上げに有利であると考えられ、その動向に注意が必要である。

今後も市場規模や現地ニーズに合わせた特許権取得が重要となるが、我が国部品メーカーについては、現地出願が少なく、今後の国際的なメガサプライヤー間の競争力に留意が必要である。

1-5-24図 世界の地域別の自動車販売台数推移
（2005年と2014年の比較）

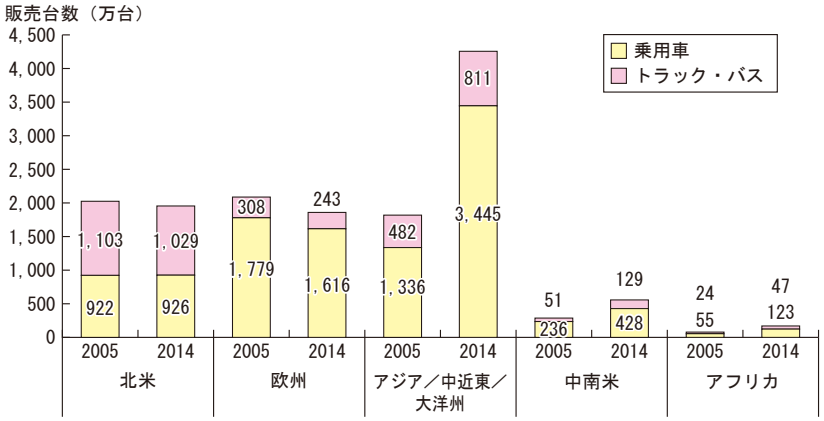

（出典）日本自動車工業会「世界自動車統計年報2016年版」（2016年）、同「世界自動車統計年報2007年版」（2007年）を基に作成
（資料）特許庁「平成28年度特許出願技術動向調査報告書『ASEAN各国及びインドにおける自動車技術の出願動向』」

1-5-25図
出願人国籍（地域）別主要出願人の完成車メーカー／部品メーカー別出願件数比率（出願先：インド、出願年（優先権主張年）：2009～2014年）

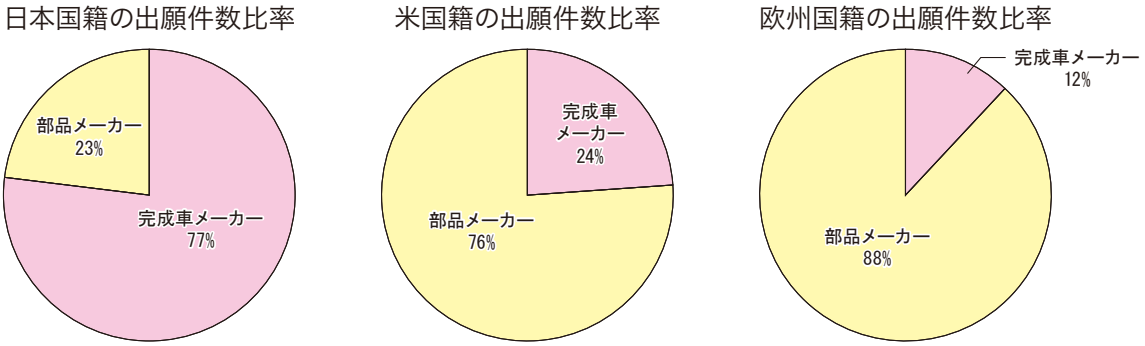

（資料）特許庁「平成28年度特許出願技術動向調査報告書『ASEAN各国及びインドにおける自動車技術の出願動向』」

1-5-26図　出願人国籍（地域）別出願件数比率（出願年（優先権主張年）：2009 ～ 2014 年）

<タイへの出願：合計2,647件>

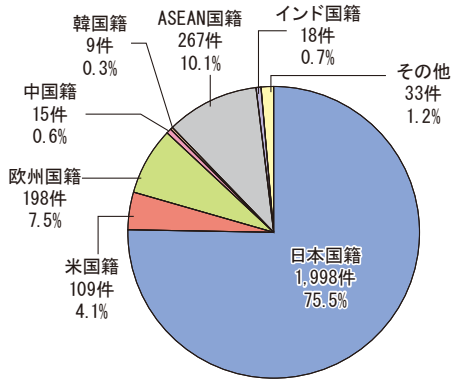

<インドネシアへの出願：合計597件>

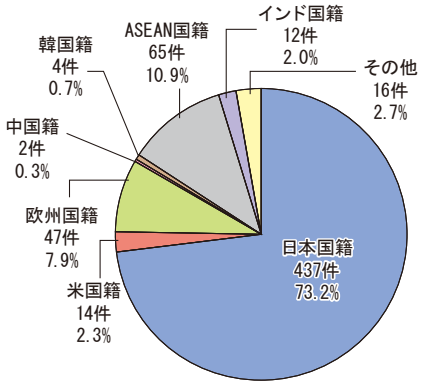

<ベトナムへの出願：合計873件>

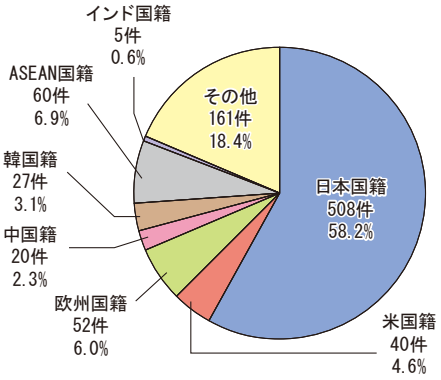

<インドへの出願：合計11,218件>

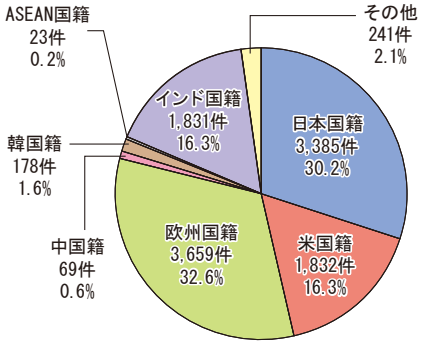

（資料）特許庁「平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書『ASEAN 各国及びインドにおける自動車技術の出願動向』」

⑪電池の試験及び状態検出

電池の状態を検出し、電池の制御を行うバッテリーマネジメントシステム（BMS）は、自動車、携帯機器、再生可能エネルギーシステム（定置用蓄電装置）分野向けを中心に市場拡大が期待されている。中でも、電動化車両（xEV）向けの BMS は成長率が高く、日本企業が大きな市場シェアを有している。

主要国特許庁への特許出願件数をみると、xEV 分野において、日本は他国に先がけて多数の出願をしており、研究開発の先行優位性を有している。一方、いずれの国も xEV 分野を重視しており、近年は、欧州をはじめとする他国からの出願件数の追い上げが見られる。

こうした xEV については、航続距離向上のために、より高い蓄電容量を有する次世代電池の研究開発が行われており、今後、高容量化に伴う安全性の要求の高まりから BMS の重要性も増してくると予想される。日本企業が市場優位性を維持していくためには、次世代電池の特性に対応した BMS に関する技術を早期に権利化することが重要と考えられる。

1-5-27図
電動化車両（xEV）用 BMS のメーカーシェア

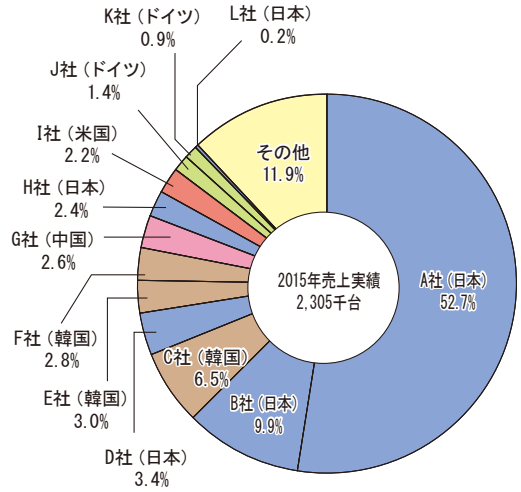

（備考）アイドリングストップ車に代表されるマイルド HEV は除外し、HEV/PHEV/EV/FCV 市場に限定している。
（出典）富士経済「2016 年度版 HEV、EV 関連市場徹底分析調査」を基に作成
（資料）特許庁「平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書『電池の試験及び状態検出』」

1-5-28図

技術区分別－出願人国籍（地域）別出願件数
（出願先：日米欧中韓、出願年（優先権主張年）：1991 ～ 2014 年の出願）

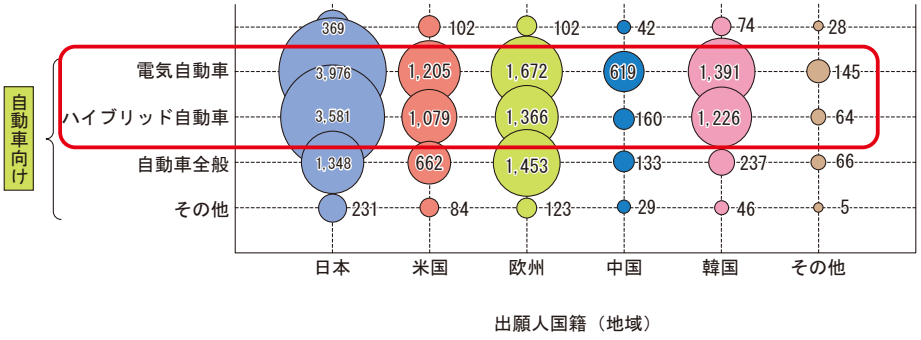

（資料）特許庁「平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書『電池の試験及び状態検出』」

1-5-29図

技術区分別－出願人国籍（地域）別出願件数推移＜自動車向け＞
（出願先：日米欧中韓、出願年（優先権主張年）：1991 ～ 2014 年）

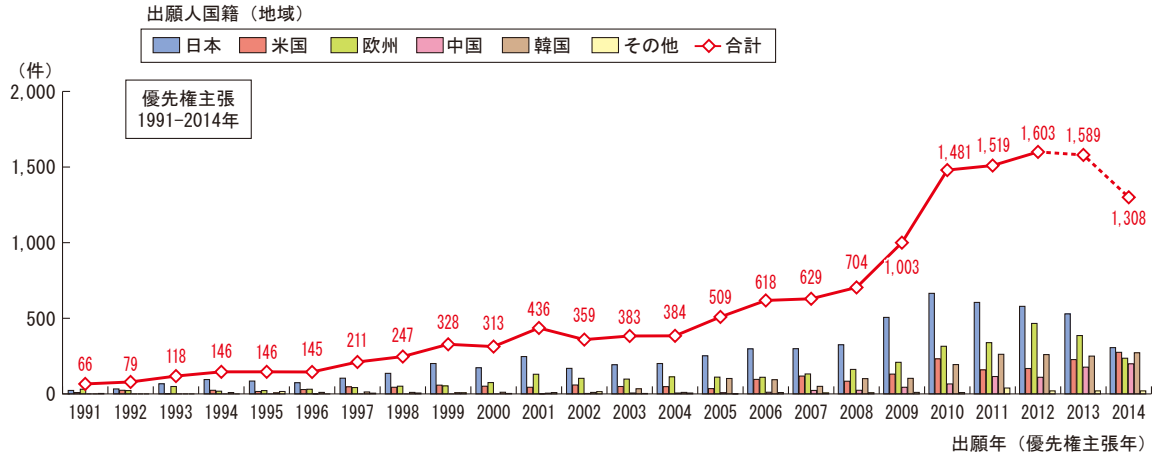

（備考）2013 年以降は、データベース収録の遅れ、PCT 国際出願の各国移行のずれ等で、全データを反映していない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書『電池の試験及び状態検出』」

⑫GaNパワーデバイス

小型・低消費電力に優れたGaN[1]パワー高周波デバイスは、基地局向けなどに採用が拡大しており、また、GaNパワースイッチングデバイスは高速性能と高効率特性を生かして、通信機器・情報機器用の電源などへの採用が始まり、将来の市場拡大が期待されている。

特許出願件数の年次推移を見ると高周波デバイス分野、スイッチングデバイス分野ともに、大きく増加している。

今後、米国及び中国とのGaNパワーデバイス技術開発競争が激化すると思われる。特に、2009年以降出願が急増し、注力されているスイッチングデバイス分野の技術開発競争が重要である。

1-5-30図
高周波デバイス分野－出願人国籍（地域）別出願件数推移及び出願件数比率（出願先：日米欧中韓台）

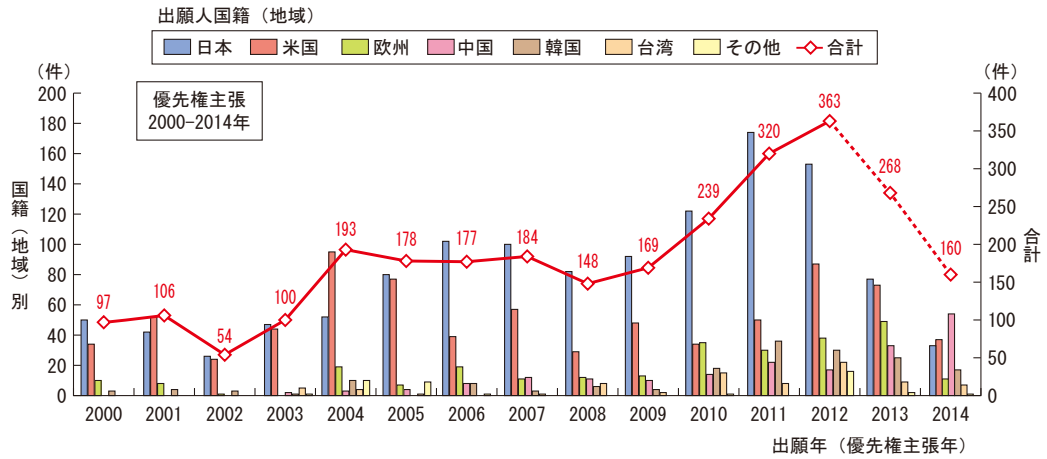

（備考）2013年以降は、データベース収録の遅れ、PCT国際出願の各国移行のずれ等で、全データを反映していない可能性がある。
（資料）特許庁「平成28年度特許出願技術動向調査報告書『GaNパワーデバイス』」

1-5-31図
スイッチングデバイス分野－出願人国籍（地域）別出願件数推移及び出願件数比率（出願先：日米欧中韓台）

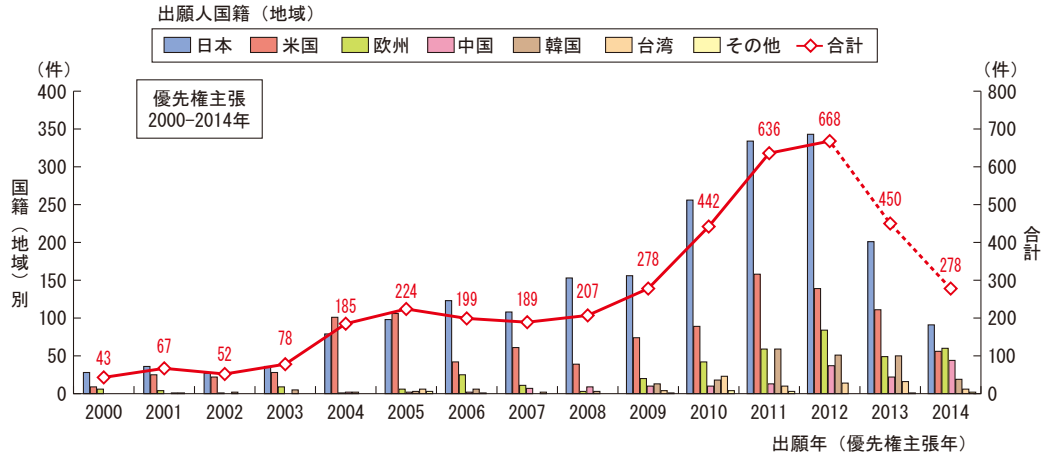

（備考）2013年以降は、データベース収録の遅れ、PCT国際出願の各国移行のずれ等で、全データを反映していない可能性がある。
（資料）特許庁「平成28年度特許出願技術動向調査報告書『GaNパワーデバイス』」

1　窒化ガリウムを示す化学式。

⑬繊維強化プラスチック

2014 年における炭素繊維強化プラスチックの世界市場規模は、用途別で見ると航空機用途が全体の約 50% を占めており、今後は自動車用途も大きく伸びてくると予測されている。

特許出願動向は、日本からの出願が最も多く、日本が技術優位性を維持しているが、近年、欧米の航空機、自動車メーカーの出願が増加している。

我が国の国際競争力を高めるためには、容易にまねのできないハイパフォーマンスな材料開発や成形性の良好な材料系の開発を行う一方、高い技術力を有する各企業が協調して、原料、中間体、成形加工の製造工程全体にまたがる量産化システムを強化すべきである。

1-5-32図 世界市場規模の推移と将来予測：用途別

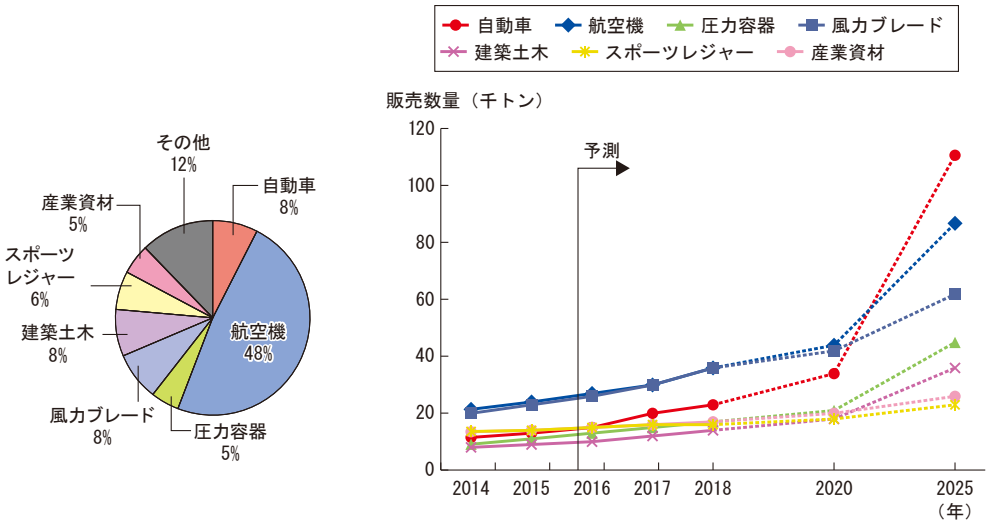

（出典）株式会社富士経済『炭素繊維複合材料（CFRP/CFRTP）関連技術・用途市場の展望 2016』を基に作成
（資料）特許庁「平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書『繊維強化プラスチック』」

1-5-33図

10 年毎 3 期に分けた出願人別出願件数上位ランキング（出願先：日米欧、出願年（優先権主張年）：1985 ～ 2014 年）

1985～1994 年			1995～2004 年			2005～2014 年		
順位	出願人	件数	順位	出願人	件数	順位	出願人	件数
1	積水化学工業	411	1	東レ	660	1	東レ	922
2	東レ	236	2	積水化学工業	319	2	エアバス（フランス）	444
3	BASF（ドイツ）	165	3	三菱レイヨン	247	3	帝人	351
4	住友化学	162	4	帝人	134	4	トヨタ自動車	333
5	トヨタ自動車	134	5	エアバス（フランス）	102	5	三菱レイヨン	306
6	三菱レイヨン	131	6	住友化学	94	6	ボーイング（米国）	208
7	三菱化学	129	7	日東紡績	93	7	三菱重工業	163
8	帝人	128	8	オーウェンスコーニング（米国）	85	8	BMW（ドイツ）	158
9	東燃ゼネラル	124	9	三菱重工業	81	9	ダイムラー（ドイツ）	155
10	デュポン（米国）	122	10	日立化成	68	10	積水化学工業	96

（出願先：日米欧、1985～2014 年の出願）
（資料）特許庁「平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書『繊維強化プラスチック』」

⑭ファインバブル技術

気泡は飲料、水槽などに広く使われ、産業界でも浮遊選鉱や水質浄化などに古くから利用されてきた技術である。気泡のサイズが小さくなると現れる様々な特性を有用に活用しようとする技術がファインバブル技術である。

出願件数比率は、日本がトップを占め次いで米国、欧州、韓国、中国の順であった。日本は、技術開発において先頭を行っており、海外に比べて産業創出に向けて有利な位置を占めていると考えられる。

我が国が今後もその地位を確保し世界市場でリーダーシップを取るためには、発生機メーカーと計測器メーカー及び応用分野に携わっている企業との連携など企業間の協業あるいはそれらに関連する研究機関、大学などが協力してオールジャパンの体制で効率的に開発に取り組んでいく必要がある。

1-5-34図
出願人国籍（地域）別出願件数比率（出願先：日米欧中韓、優先権主張年 1986～2014 年）

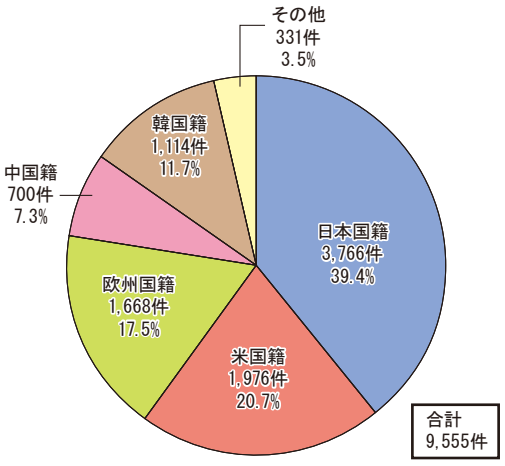

（資料）特許庁「平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書『ファインバブル技術』」

1-5-35図　出願人国籍（地域）別出願件数推移（出願先：日米欧中韓）

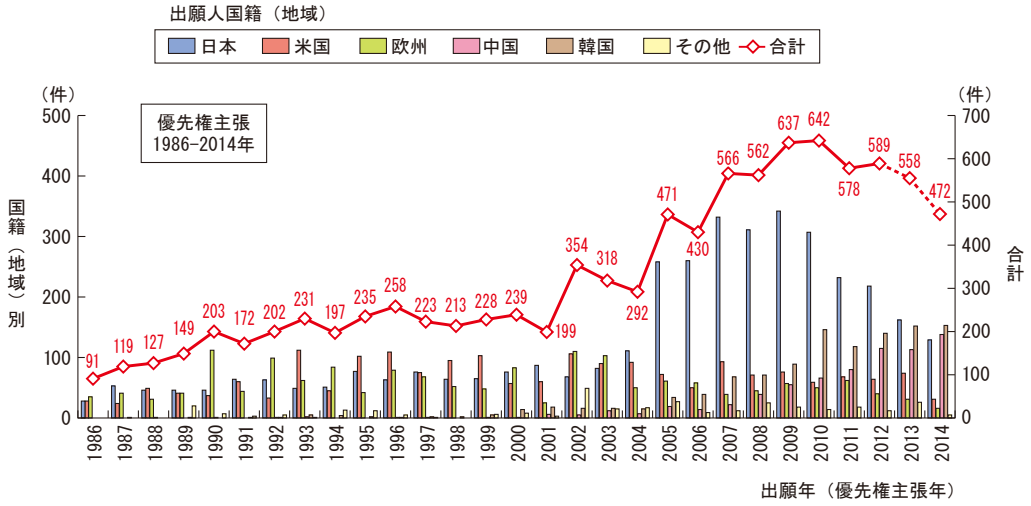

（備考）2013 年以降は、データベース収録の遅れ、PCT 国際出願の各国移行のずれ等で、全データを反映していない可能性がある。
（資料）特許庁「平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書『ファインバブル技術』」

Column 4

クラウドサービス・クラウドビジネス

「クラウド」とは、一般的には、インターネットを介して、利用者へ、コンピュータのハードウェアやソフトウェアなどを提供するコンピュータの利用形態の一つを意味します。このような形態で提供されるサービスやビジネスを「クラウドサービス・クラウドビジネス」といいます。本コラムでは、クラウドサービスの中で最大の市場規模を有するSaaS（Software as a Service：クラウドを利用してソフトウェアを提供するサービス形態）市場での特許出願技術動向を紹介します。

1. 新規参入に適した市場

寡占が進んでいる市場が多い中、世界のSaaS市場（2015年）における企業別売上シェアは、1位IBM（19%）、2位セールスフォース（8%）、3位マイクロソフト（6%）、4位オラクル（3%）、5位SAP（2%）と、上位5社の市場占有率は4割にも至っていません。このように寡占状態でないSaaS市場は、中小企業やベンチャー企業等による新規参入に適した市場といえます。

SaaS市場の主要事業者とシェア

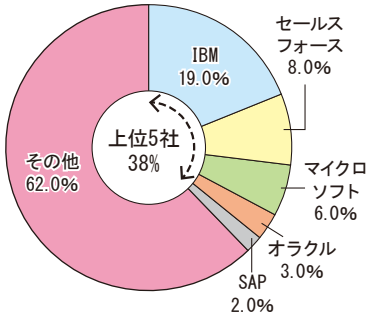

（出典）IHS Technology「Market Insight『RESEARCH NOTE-Innovation Abounds in Cloud Services Market:Machine Learning and Meta-Clouds on the Way』」を基に作成
（資料）特許庁「平成28年度特許出願技術動向調査報告書『クラウドサービス・クラウドビジネス』」

2. クラウドサービスにおける注目応用産業

クラウドサービスは基盤技術として様々な産業に応用されています。特に『電気・ガス等』、『製造業』、『運輸業等』、『医療・福祉』の4つの応用産業において、特許出願が増加傾向[1]であり、かつ、出願件数が一定数以上あることから、当該応用産業におけるクラウドサービスの今後の発展が予想されます。

3. クラウドサービスにおける注目用途・機能

用途・機能に着目すると、『機械監視』の特許出願が増加傾向、かつ、出願件数が一定数以上あり、多くの応用産業に適用されていることがみてとれます。そして、機械監視はIoTにおけるセンシング技術と親和的な技術であり、今後の利用拡大が期待されます。

こうした点から、クラウドサービスにおいて、機械監視の用途・機能に着目すべきです。

応用産業の散布図

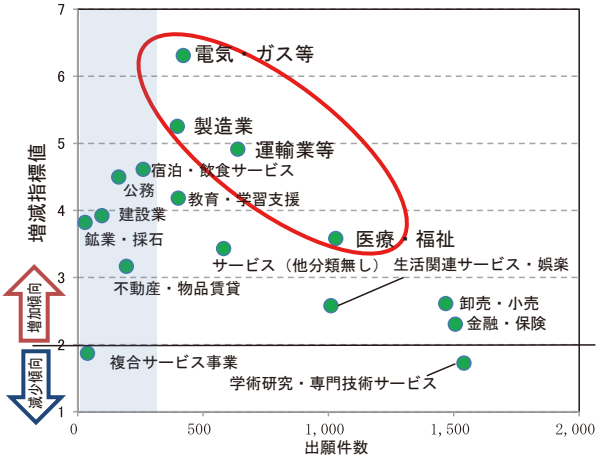

（備考）出願先：日米欧中韓
（資料）特許庁「平成28年度特許出願技術動向調査報告書『クラウドサービス・クラウドビジネス』」

4. クラウドサービスにおけるAIの利活用

上記した注目応用産業である『製造業』、『運輸業等』、『医療・福祉』及び注目用途・機能である『機械監視』は、政府が実施したAIの専門家対象のアンケート調査でも、特に、AIの利活用が望ましい分野として注目を集めている分野です[2]。これら4つのクラウドサービスの分野において、AIを活用した研究・開発が期待されます。

1 「出願比率」を「当該技術区分が付与された件数／各出願年（優先権主張年）における出願件数」とし、前期平均：2008年～2010年における平均出願比率、中期平均：2010年～2012年における平均出願比率、後期平均：2012年～2014年における平均出願比率としたとき「（後期平均／前期平均）＋（後期平均／中期平均）^{2}」で表される値を「増減指標値」としている。
2 総務省「平成28年版　情報通信白書」第1部第4章第2節

Column 5

フィンテックと特許

第四次産業革命の進展にともない、IoT（Internet of Things）、AI、ビッグデータといった技術を用いた「フィンテック」と呼ばれる革新的な金融サービスを提供する動きが世界的規模で加速しています。ここでは、そうしたフィンテックの動きについて、特許の視点から紹介します。

1. フィンテックと特許の関係

「フィンテック」とは、ファイナンス（Finance）とテクノロジー（Technology）を掛け合わせた造語です。その呼称が示すように、金融分野において、技術の存在感が増しています。特許は技術を保護するものであり、金融分野における技術の台頭により、同分野における特許の重要性が高まっています。

2. フィンテックに関する特許出願・特許審査の動向

フィンテックを含む金融関連発明の特許出願は、2013-2015 年のフィンテック黎明期を経て、2016 年には前年比約 46% の大きな伸びを示しています。特許査定率は 2013 年に約 70%と上昇傾向です。フィンテックの更なる進展を背景に、今後の特許出願の活発化が予想されます。

金融関連発明の特許出願件数推移

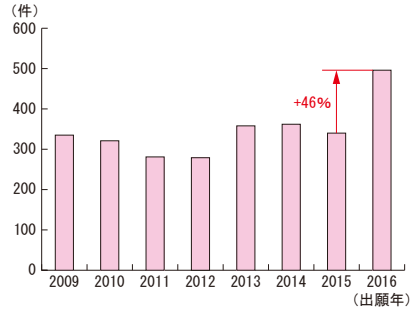

金融関連発明の特許査定推移

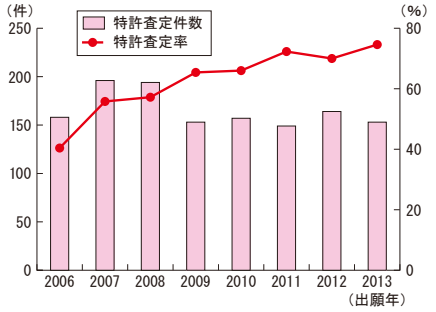

（備考）ここでは、次の FI が付与された出願を金融関連発明としている。
G06F17/60 200-228、G06F17/60 234, 234@A, C, E, G, H, K, M, N, Q, Z、G06F17/60 236, 236@E, G, Z、G06F17/60 238-250、G06F17/60 426、G06Q40/(2012 年 1 月から付与開始)
・「金融関連発明の特許出願件数推移」に関して、2016 年の出願には分類が確定していない出願が含まれる可能性があるため、2016 年の値は暫定値。
・「金融関連発明の特許査定推移」に関して、2012、2013 年の出願に審査係属中の出願が含まれるため、両年の特許査定件数、特許査定率は暫定値。
・ 特許査定率＝特許査定件数／（特許査定件数＋拒絶査定件数＋ FA 後取下げ・放棄件数）

3. フィンテックがもたらす金融業界のステークホルダーの変化

従来、金融業界は新規参入のハードルが極めて高い分野でした。しかし、フィンテックの進展に合わせて、金融業界にベンチャー企業をはじめとする多くの企業が参入してきています。特許出願動向においても、2015 年から 2016 年にかけて、出願人数が約 39%増加しています。こうしたステークホルダーの変化により、近年、フィンテックベンチャー企業間で、特許侵害訴訟が提起されるなど、特許権の活用形態に変化がみられます。

金融関連発明の出願人数推移

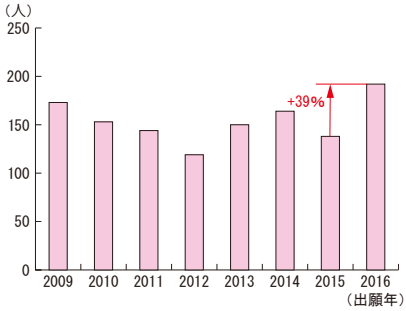

（備考）「金融関連発明の出願人推移」に関して、2016年には分類が確定していない出願が存在する可能性があるため、2016年の値は暫定値。

2 意匠

(1)物品分野別の意匠登録出願動向

①我が国における日本意匠分類グループ別意匠登録出願動向

2016年の我が国における日本意匠分類グループ別意匠登録出願件数の規模を見ると、Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）が最も大きく、次いでFグループ（事務用品及び販売用品）、Cグループ（生活用品）である。2012年から2016年までの意匠登録出願件数の推移を見ると、多くのグループは増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しているが、Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）は2012年をピークに大幅に減少している（1-5-36図参照）。

1-5-36図 我が国における日本意匠分類グループ別意匠登録出願件数の推移

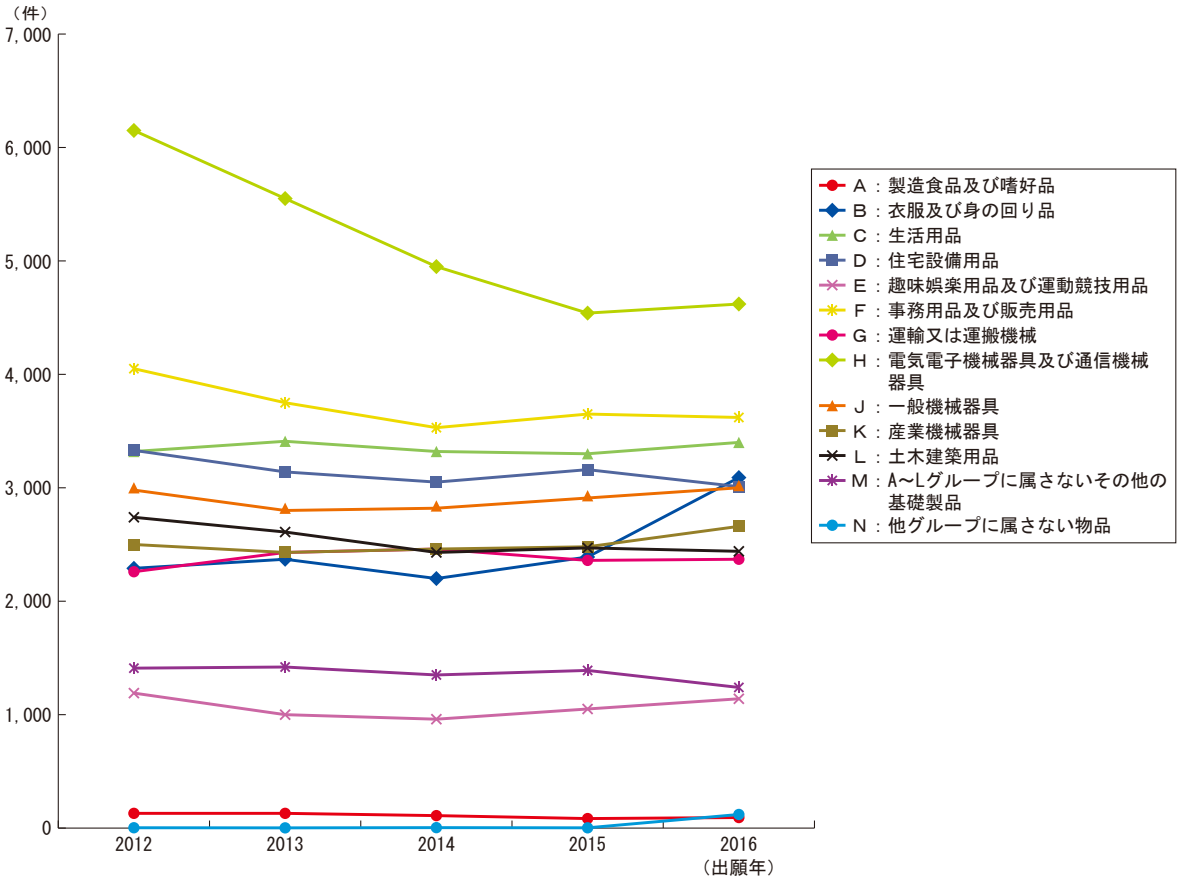

	2012	2013	2014	2015	2016
A：製造食品及び嗜好品	137	136	113	84	93
B：衣服及び身の回り品	2,293	2,376	2,206	2,390	3,095
C：生活用品	3,323	3,417	3,320	3,308	3,406
D：住宅設備用品	3,338	3,140	3,051	3,166	3,010
E：趣味娯楽用品及び運動競技用品	1,195	1,008	964	1,055	1,141
F：事務用品及び販売用品	4,057	3,756	3,537	3,650	3,621
G：運輸又は運搬機械	2,262	2,434	2,463	2,368	2,379
H：電気電子機械器具及び通信機械器具	6,115	5,559	4,953	4,544	4,626
J：一般機械器具	3,000	2,820	2,849	2,935	3,025
K：産業機械器具	2,501	2,436	2,468	2,486	2,662
L：土木建築用品	2,741	2,612	2,431	2,470	2,445
M：A~Lグループに属さないその他の基礎製品	1,414	1,422	1,353	1,390	1,242
N：他グループに属さない物品	3	2	4	24	121

（備考）2015、2016年の値は、国内出願件数とハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願のうち日本を指定国とし国際公表された出願（国際意匠登録出願）件数の合計値である。また、国際意匠登録出願については、国際公表日を基準としてカウントしている。
（資料）特許庁作成

②日米欧中韓全体の日本意匠分類グループ別意匠登録動向

2015 年の日米欧中韓全体の日本意匠分類グループ別意匠登録件数の規模を見ると、D グループ（住宅設備用品）が最も大きく、次いでB グループ（衣服及び身の回り品）、C グループ（生活用品）である。前年から意匠登録件数が増加したのは 11 グループ、減少したのは 1 グループである（1-5-37 図参照）。

2011 年以降に意匠登録件数が毎年 30,000 件を超えている主要な日本意匠分類グループは、B グループ（衣服及び身の回り品）、C グループ（生活用品）、D グループ（住宅設備用品）、F グループ（事務用品及び販売用品）、H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）、M グループ（A ～ L に属さないその他の基礎製品）である。また、2011 年以降に意匠登録件数が顕著に増加しているグループは、B グループ（衣服及び身の回り品）、C グループ（生活用品）、D グループ（住宅設備用品）、H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）などである。

1-5-37図　日米欧中韓における日本意匠分類グループ別意匠登録件数の推移

	公報発行年				
	2011	2012	2013	2014	2015
Aグループ（製造食品及び嗜好品）	1,443	1,371	1,593	2,330	1,991
Bグループ（衣服及び身の回り品）	75,379	93,689	88,807	88,646	103,269
Cグループ（生活用品）	59,301	76,085	67,822	72,821	82,398
Dグループ（住宅設備用品）	71,416	83,860	88,736	89,667	113,337
Eグループ（趣味娯楽用品及び運動競技用品）	16,326	20,057	21,847	23,937	24,040
Fグループ（事務用品及び販売用品）	69,269	81,264	77,446	52,673	71,622
Gグループ（運輸又は運搬機械）	22,524	26,027	26,360	28,538	33,516
Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）	49,801	59,097	63,504	63,392	75,038
Jグループ（一般機械器具）	21,200	28,930	29,026	27,386	29,420
Kグループ（産業機械器具）	27,029	33,298	30,278	27,823	31,910
Lグループ（土木建築用品）	26,771	29,774	28,320	25,051	25,900
Mグループ（A～Lに属さないその他の基礎製品）	67,848	109,764	89,770	38,588	56,938

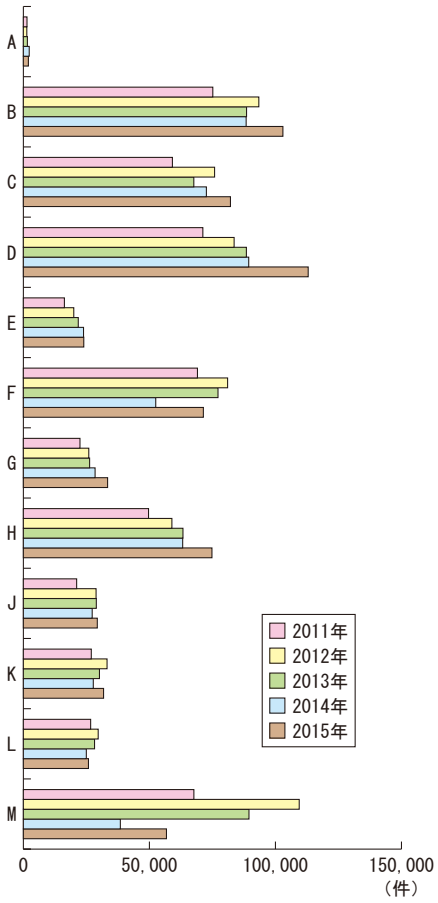

（備考）意匠登録件数は意匠公報発行年で集計した。
（資料）特許庁「平成 28 年度意匠出願動向調査報告書―マクロ調査―」

Column 6

日本意匠分類グループ　都道府県ランキング

○平成 28 年度意匠出願動向調査－地域別意匠登録と意匠関連施策との関係性に関する調査－

2016 年度（平成 28 年度）、特許庁では上記調査を行い、その一環として都道府県別の意匠登録動向を様々な観点から調査しました。この度は、調査結果の中から日本意匠分類グループごとの意匠登録について、上位 3 都道府県のランキングを紹介します。

○各日本意匠分類グループにおける都道府県ランキング（3 年間合計）

2013 年から 2015 年の各日本意匠分類グループにおける都道府県別意匠登録割合をみると、D（住宅設備用品）を除く全分類において「東京都」が最も高い割合を占めています。D（住宅設備用品）では大阪府が 31.4%で最も高い割合を示しています。

東京都以外では、「大阪府」、「愛知県」、「神奈川県」が各分類において 3 位以内に入る傾向が高く、日本意匠分類グループによっては、「兵庫県」、「岐阜県」、「埼玉県」、「富山県」、「福井県」も上位となっています。

日本意匠分類グループにおける都道府県ランキング（2013 年から 2015 年合計）

上段：都道府県名 下段：全国に占める割合（%）	第 1 位	第 2 位	第 3 位
A（製造食品及び嗜好品）	東京都 (43.7%)	大阪府 (14.7%)	愛知県 (5.1%)
B（衣服及び身の回り品）	東京都 (32.4%)	大阪府 (18.7%)	兵庫県 (6.8%)
C（生活用品）	東京都 (30.2%)	大阪府 (24.1%)	愛知県 (7.7%)
D（住宅設備用品）	大阪府 (31.4%)	東京都 (25.5%)	神奈川県 (16.2%)
E（趣味娯楽用品及び運動競技用品）	東京都 (43.6%)	大阪府 (11.2%)	愛知県 (8.4%)
F（事務用品及び販売用品）	東京都 (46.7%)	大阪府 (16.6%)	岐阜県 (4.4%)
G（運輸又は運搬機械）	東京都 (29.5%)	大阪府 (14.3%)	愛知県 (12.2%)
H（電気電子機械器具及び通信機械器具）	東京都 (46.9%)	大阪府 (20.1%)	神奈川県 (7.5%)
J（一般機械器具）	東京都 (44.7%)	大阪府 (18.2%)	埼玉県 (5.2%)
K（産業機械器具）	東京都 (33.5%)	大阪府 (19.0%)	愛知県 (8.0%)
L（土木建築用品）	東京都 (36.3%)	大阪府 (18.7%)	富山県 (5.4%)
M（A～L に属さないその他の基礎製品）	東京都 (32.4%)	大阪府 (20.0%)	福井県 (9.8%)

3 商標

(1)分野別の商標登録出願動向

①日米欧中韓他における分野ごとの出願区分数

2011 年から 2015 年までの日本、米国、EUIPO、欧州主要 5 ヶ国（英国、ドイツ、フランス、イタリア、スイス）、中国、韓国、ブラジル、ロシア、インド及びメキシコの商標登録出願区分数全体について、分野ごとの出願状況を見ると、役務分野が最も多く、次いで機械分野、食品分野、繊維分野、雑貨分野、化学分野の順となっている。

2011 年から 2015 年にかけて、いずれの分野においても増加傾向となっており、2015 年が最も多い。

1-5-38図
主要各国・機関の産業分野別の商標登録出願区分数全体の推移（2011 年～2015 年）

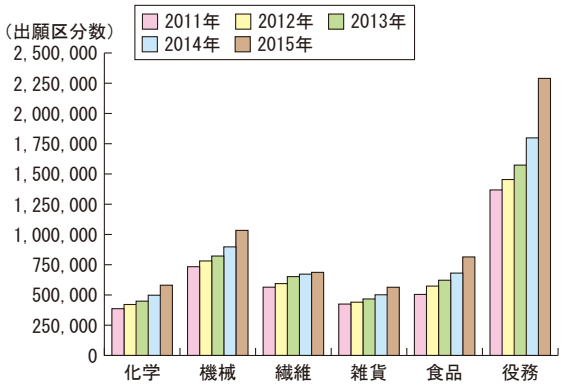

（資料）特許庁「平成 28 年度商標出願動向調査報告書－マクロ調査－」

②各分野における各国の出願区分数

①に示した 6 分野ごとの各国に対する出願状況を以下に示す。2015 年も全ての分野で中国の商標登録出願区分数が突出して多い。

化学分野では、中国の商標登録出願区分数が突出して多く、増加傾向にある。2015 年には米国、ロシアにおいて若干の減少を示したが、多くの国において増加傾向が見られる。米国、スイス、ブラジル、ロシア以外の国では過去 5 年のうち 2015 年が最も多くなっている。

1-5-39図
化学分野における商標登録出願区分数の推移（2011 年～2015 年）

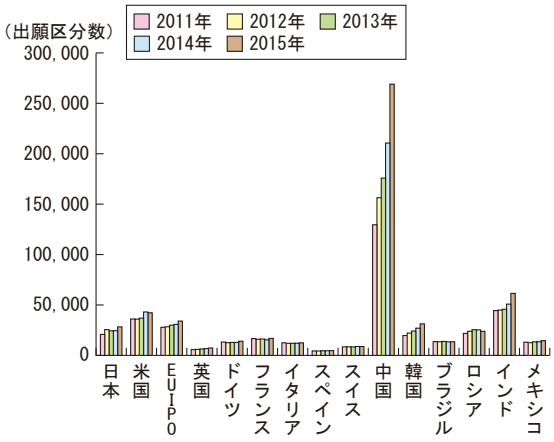

（備考）英国の値は、申請数ではなく公開になった件数
（資料）特許庁「平成 28 年度商標出願動向調査報告書－マクロ調査－」

機械分野では、中国の商標登録出願区分数は、顕著な増加傾向を示している。2015 年は前年に比べ、ブラジル及びロシアでは減少したが、その他の国では増加した。2015 年の商標登録出願区分数は最大が中国であり、次いで米国、EUIPO の順となっている。日本は 2013 年に減少したが 2014 年に増加に転じ、2015 年には大幅な増加を示した。

1-5-40図
機械分野における商標登録出願区分数の推移（2011 年～2015 年）

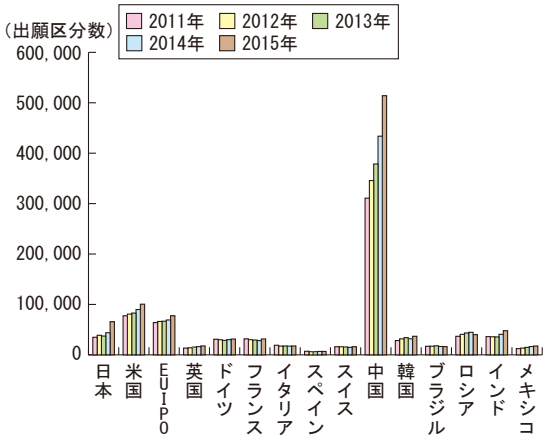

（備考）英国の値は、申請数ではなく公開になった件数
（資料）特許庁「平成 28 年度商標出願動向調査報告書－マクロ調査－」

繊維分野では、中国の商標出願区分数は、2014 年まで継続して増加傾向を示していたが、2015 年には減少に転じた。2015 年はドイツ、イタリア、中国、ブラジル及びロシアでは減少したが、その他の国では増加した。2011 年以降は中国に次いで米国、EUIPO の順位は変わっていない。日本では 2011 年以降増加傾向が継続している。

1-5-41図
繊維分野における商標登録出願区分数の推移（2011 年～2015 年）

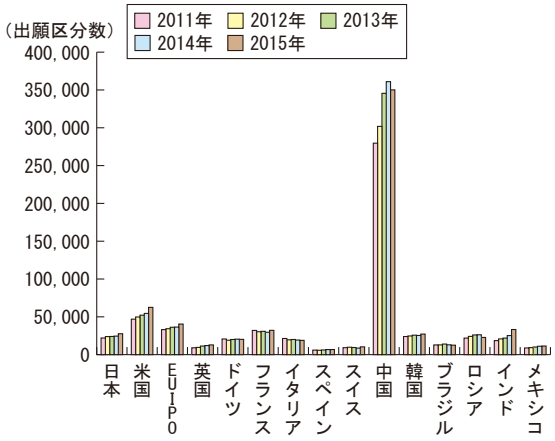

（備考）英国の値は、申請数ではなく公開になった件数
（資料）特許庁「平成 28 年度商標出願動向調査報告書－マクロ調査－」

雑貨分野では、中国の商標出願区分数は、継続して増加傾向を示しており、2015 年には大きく増加した。2015 年はイタリア、スペイン、ブラジル及びロシアでは減少したが、その他の国では増加を示した。2015 年の商標出願区分数は中国に次いで米国、EUIPO の順となっている。日本では 2012 年、2013 年とほぼ横ばいであったが 2014 年には増加を示し、2015 年には更に大幅な増加を示した。

1-5-42図
雑貨分野における商標登録出願区分数の推移（2011 年～2015 年）

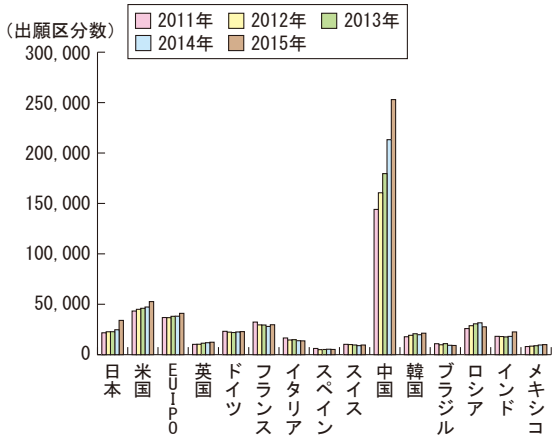

（備考）英国の値は、申請数ではなく公開になった件数
（資料）特許庁「平成 28 年度商標出願動向調査報告書－マクロ調査－」

食品分野では、中国の商標出願区分数は、顕著な増加傾向を示している。2015 年はイタリア、スペイン及びロシアで減少が見られたが、それ以外の国では増加を示した。米国、EUIPO、中国、韓国、インド及びメキシコでは、過去 5 年にわたり増加傾向が続いている。日本では 2014 年まで減少傾向が続いていたが、2015 年に増加に転じている。

1-5-43図
食品分野における商標登録出願区分数の推移（2011 年～2015 年）

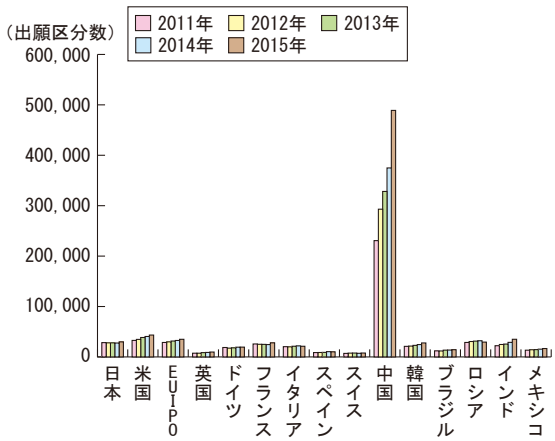

（備考）英国の値は、申請数ではなく公開になった件数
（資料）特許庁「平成 28 年度商標出願動向調査報告書－マクロ調査－」

役務分野では、中国の商標出願区分数は、飛躍的に増加し続けている。2015 年はロシアでは減少したが、その他の国では増加を示している。日本では、2015 年に大幅な増加を示している。イタリア、ブラジル及びロシア以外の国では、過去 5 年のうち 2015 年が最も多くなっている。

1-5-44図
役務分野における商標登録出願区分数の推移（2011 年～2015 年）

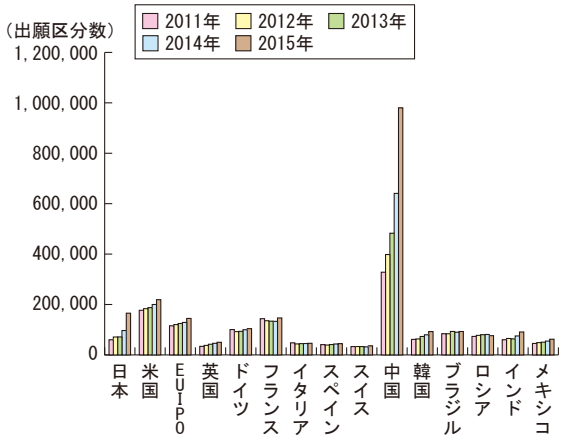

（備考）英国の値は、申請数ではなく公開になった件数
（資料）特許庁「平成 28 年度商標出願動向調査報告書－マクロ調査－」

③各国・機関への分野別の出願動向

国・機関ごとに分野別の出願区分数の割合を見ると、全ての国・機関で役務分野の割合が最も高くなっている。次に高い割合を示す分野は、フランスでは繊維、イタリア及びスペインでは食品、インドでは化学となっており、その他の国・機関では機械分野となっている。中国では2011年以降は役務分野が最も割合の高い分野となっている。

国別にみると役務分野の割合が最も高いのはブラジルの56.5%である。次いでスペインの55.9%、フランスの50.5%、ドイツの47.8%と続いている。食品分野は中国、イタリア、ロシア及びメキシコで比較的高い割合を示している。インドでは化学分野の割合が高く、21.7%となっている。

1-5-45図

主要各国・機関における産業分野の商標登録出願区分数割合（2011年～2015年の累計）

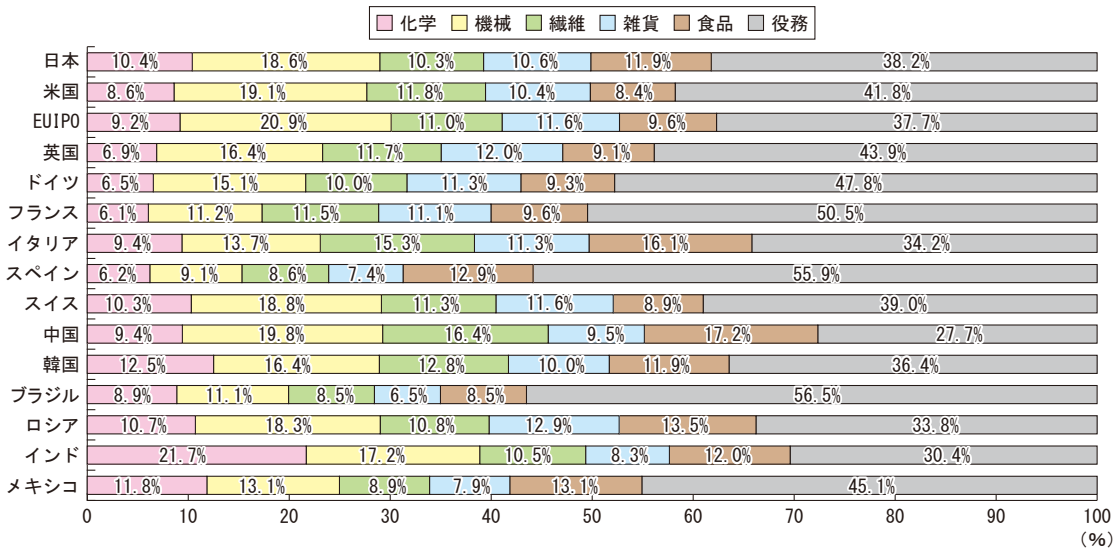

（備考）英国の値は、申請数ではなく公開になった件数
（資料）特許庁「平成28年度商標出願動向調査報告書－マクロ調査－」

(2)新しいタイプの商標の商標登録出願・商標登録の動向

日本では、2015年4月1日より新しいタイプの商標（音、動き、ホログラム、色彩、位置）を保護対象として出願することが可能となったが、諸外国においては既に新しいタイプの商標（「音」、「色彩」、「香り（匂い）」、「ホログラム」、「動き」、「トレードドレス」）が導入されており、このうち「音」、「色彩」、「香り（匂い）」、「ホログラム」の日本及び諸外国における出願件数と登録件数の推移(2011～2015年)を紹介する[1]。

「音の商標」については、日本においても2015年4月1日より新しいタイプの商標の出願が可能になったため、2015年の出願件数が365件と非常に多く出願されている。他の調査対象国では、欧米を中心に出願がされており、2011年以降は同件数程度の出願が認められる。「色彩の商標」についても、日本は2015年に448件と非常に多く出願されている。他の調査対象国では、オーストラリアへの出願件数が多く見られる。

1-5-46図
音の商標の出願件数・登録件数

		2011	2012	2013	2014	2015
日本	出願	―	―	―	―	365
	登録	―	―	―	―	21
米国	出願	22	25	45	29	38
	登録	16	8	23	15	16
EUIPO	出願	14	21	34	14	12
	登録	16	15	14	26	14
英国	出願	0	0	1	1	1
	登録	0	0	0	0	2
ドイツ	出願	10	17	20	16	17
	登録	10	6	20	12	12
フランス	出願					
	登録					
韓国	出願	0	39	8	5	3
	登録	0	0	0	29	5
台湾	出願	2	1	5	10	3
	登録	0	0	1	4	3
シンガポール	出願	2	2	4	0	5
	登録	―	―	―	―	―
オーストラリア	出願	5	4	6	5	4
	登録	1	5	0	6	2
ニュージーランド	出願	2	2	4	1	4
	登録	0	3	0	3	2

(備考)表中「―」は制度上認められていない。
表中のセルに着色してあるものは、制度上認められているが、データが取得できなかった国等である。
(資料)特許庁「平成28年度商標出願動向調査報告書－マクロ調査－」
日本の件数については、統計・資料編　第2章7.

1-5-47図
色彩の商標の出願件数・登録件数

		2011	2012	2013	2014	2015
日本	出願	―	―	―	―	448
	登録	―	―	―	―	0
米国	出願					
	登録					
EUIPO	出願	13	7	18	12	9
	登録	0	1	1	2	3
英国	出願	5	0	0	0	4
	登録	0	0	1	0	0
ドイツ	出願	10	3	4	11	11
	登録	7	4	5	1	2
フランス	出願	15	4	6	8	0
	登録	―	―	―	―	―
韓国	出願					
	登録					
台湾	出願	1	6	8	6	8
	登録	2	0	0	4	1
シンガポール	出願					
	登録					
オーストラリア	出願	45	45	43	18	51
	登録	19	20	15	46	8
ニュージーランド	出願	16	11	14	9	14
	登録	3	4	2	1	5

(備考)表中「―」は制度上認められていない。
表中のセルに着色してあるものは、制度上認められているが、データが取得できなかった国等である。
(資料)特許庁「平成28年度商標出願動向調査報告書－マクロ調査－」
日本の件数については、統計・資料編　第2章7.

1　調査対象のうち、データが取得できたものは、「音」、「色彩」、「香り(匂い)」、「ホログラム」のみであり、「動き」、「トレードドレス」については取得できなかった。

1-5-48図
香り（匂い）の商標の出願件数・登録件数

		2011	2012	2013	2014	2015
日本	出願	―	―	―	―	―
	登録	―	―	―	―	―
米国	出願	1	1	1	4	2
	登録	1	3	0	1	1
EUIPO	出願	0	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0
英国	出願	―	―	―	―	―
	登録	―	―	―	―	―
ドイツ	出願	―	―	―	―	―
	登録	―	―	―	―	―
フランス	出願					
	登録					
韓国	出願	0	2	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0
台湾	出願					
	登録					
シンガポール	出願					
	登録					
オーストラリア	出願	1	3	2	3	0
	登録	0	0	0	0	0
ニュージーランド	出願	0	0	3	0	0
	登録	0	0	0	0	0

（備考）表中「－」は制度上認められていない。
表中のセルに着色してあるものは、制度上認められているが、データが取得できなかった国等である。
（資料）特許庁「平成 28 年度商標出願動向調査報告書－マクロ調査－」
日本の件数については、統計・資料編　第 2 章 7.

1-5-49図
ホログラム商標の出願件数・登録件数

		2011	2012	2013	2014	2015
日本	出願	―	―	―	―	14
	登録	―	―	―	―	1
米国	出願	0	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0
EUIPO	出願	0	0	1	0	0
	登録	0	0	0	1	0
英国	出願					
	登録					
ドイツ	出願					
	登録					
フランス	出願	241	167	164	200	299
	登録	―	―	―	―	―
韓国	出願	3	0	0	1	0
	登録	3	2	0	0	0
台湾	出願	0	0	0	2	0
	登録	0	0	0	0	0
シンガポール	出願	0	0	1	0	0
	登録	―	―	―	―	―
オーストラリア	出願					
	登録					
ニュージーランド	出願					
	登録					

（備考）表中「－」は制度上認められていない。
表中のセルに着色してあるものは、制度上認められているが、データが取得できなかった国等である。
（資料）特許庁「平成 28 年度商標出願動向調査報告書－マクロ調査－」
日本の件数については、統計・資料編　第 2 章 7.

また、2016 年における、日本における新しいタイプの商標（音、動き、ホログラム、色彩、位置）の出願件数および登録査定件数の推移を以下に示す。

1-5-50図　日本における新しいタイプの商標の出願件数・登録件数（2016 年）

	音	色彩	ホログラム	動き	位置	合計
出願	133	42	3	38	80	296
登録	74	0	8	47	14	143

（資料）特許庁作成

Column 7

色の商標について

2015 年 4 月 1 日から「動き商標」、「ホログラム商標」、「色彩のみからなる商標」、「音商標」、「位置商標」の５つのタイプの商標について、新たに商標登録することができるようになり、これまで約 1,500 件の出願を受け付けています。

そのうち、「色彩のみからなる商標」は、単色又は複数の色彩の組合せであって、輪郭なく使用できるものです。例えば、商品の包装紙や広告用の看板などの対象物によって形状を変えて使用する色彩が考えられます。

しかし、「色彩のみからなる商標」については、原則、識別力がないものとして商標登録されないため、使用による識別力の獲得を立証する必要があり、登録されるには色彩のみで識別力を獲得しているか否かについて慎重に審査が行われます。そして、2017 年 2 月 28 日に、我が国で初めて、以下 2 件の「色彩のみからなる商標」について登録を認める旨の判断がなされました。

権利者	登録番号	商標	区分／指定商品・役務
株式会社トンボ鉛筆	第 5930334 号		１６類／消しゴム
株式会社セブン－イレブン・ジャパン	第 5933289 号		３５類／身の回り品・飲食料品・酒類・台所用品・清掃用具及び洗濯用具・薬剤及び医療補助品・化粧品・歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供　他

使用による識別力の立証については、商標法第３条第２項の商標審査基準に詳しい記載がありますが、以下が審査のポイントとなります。

＜商標法第３条第２項＞
①出願された商標と実際に使用されている商標の同一性
②使用されている商品・役務と指定商品・役務の同一性
③使用による識別力の獲得
＜色彩のみからなる商標におけるポイント＞
出願商標部分のみが独立して識別力を有するか
・出願商標のみの使用はあるか
・出願商標のみに係る出願人以外の第三者の評価（紹介記事等）
・出願商標のみでの認識度調査結果

色彩のみからなる商標ほか、新しいタイプの商標は、言語以外の多様なブランド発信手段として、企業のブランド戦略に大きな役割を果たすことが期待されます。

引き続き、新しいタイプの商標出願についても適切な審査に努めてまいります。

第２部　特許庁における取組

- 第１章　特許における取組
- 第２章　意匠における取組
- 第３章　商標における取組
- 第４章　審判における取組
- 第５章　情報システムの拡充に向けた取組
- 第６章　中小企業・地域・大学等への支援・施策
- 第７章　人材育成に向けた支援・施策
- 第８章　産業財産権制度の見直しについて

第１章

特許における取組

特許庁は、2013年度末までに一次審査通知までの期間を11か月とするという目標（FA11）の達成に向けて、2004年以来様々な取組を実施し、この目標を達成した。この間、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知的財産戦略の重要性も一層増していた。このような背景のもと、特許庁は、我が国企業や大学・研究機関等のグローバルな知的財産活動を支援するため、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現に向けた様々な取組を講じてきた。

また、第四次産業革命とも呼ぶべき時代が到来し、IoTや人工知能（AI）、ビッグデータ等の新技術の研究開発及びビジネスへの適用が急速に進んでおり、これらへの対応も急務となっている。

本章では、「世界最速・最高品質の特許審査」を実現するための、審査の迅速化に関する取組、質の高い権利を設定するための取組、及び海外特許庁との連携・協力について紹介する。

1　審査の迅速性を堅持するための取組

2013年度末にFA11を達成し、出願人は国内外での特許取得の可能性を早期に知ることができるようになった。他方、知的創造、権利設定、権利活用の知的創造サイクルを加速する上で、権利化までの期間の短縮を求めるニーズも高まっていた。そこで、平成35年度（2023年度）までに特許の「権利化までの期間[1]」（標準審査期間）と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とすべく、登録調査機関による先行技術文献調査の拡充、必要な審査官の確保等の取組を着実に実施してきた。「権利化までの期間」（標準審査期間）が14か月以内になれば、例えば出願とほぼ同時に審査請求された案件が、出願公開の前には特許取得の目処がつくことを意味しており、これは、特許権の活用に加えて、特許査定に至らなかった発明の秘匿も含めた、多様な事業戦略の構築を可能にするものと期待される。本節では、これらの審査の迅速化に関する取組について紹介する。

(1)特許審査の迅速化の推進

①登録調査機関による先行技術文献調査の拡充

近年、外国語特許文献の割合が増加し、その調査の重要性も高まっている。特許庁は、そのような状況に対応するため、登録調査機関による先行技術文献調査の範囲を日本語特許文献から外国語特許文献まで拡張し、先行技術文献調査の質の向上と、それに基づく審査の迅速化に取り組んできた。2016年度の登録調査機関による先行技術文献調査の総件数16.1万件のうち、外国語特許文献の調査が行われたのは11.2万件であった。

登録調査機関による外国語特許文献の調査をより一層充実させていくことで、審査効率の更なる向上が期待される。また、審査の質の維持・向上にもつながるものと考えられる。

先行技術文献調査を行う登録調査機関の

1　出願人が補正等をすることに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。

数は、2017年4月1日現在10機関である。登録調査機関としての登録は、39に分けられた技術区分単位で行うこととし、各登録調査機関は登録した区分で調査業務を行っている。年々、各登録調査機関における区分の登録数が増えてきており、3機関においては全区分登録がなされている。各登録調査機関が複数の技術区分を登録することは、より幅広い技術分野での受注が可能となることから、出願動向に合わせた柔軟な対応が期待できる。



登録調査機関の検索者から特許庁審査官への調査結果報告の様子

2-1-1図 登録調査機関一覧（2017年4月1日）

登録調査機関名	登録区分	調査業務実施者数
(一財)工業所有権協力センター	1～39（全区分）	1,591
テクノサーチ㈱	10（自動制御） 11（動力機械） 12（運輸） 13（一般機械） 14（生産機械） 15（搬送組立） 16（繊維包装機械） 17（生活機器） 18（熱機器） 19（福祉・サービス機器） 20（無機化学）	103
(一社)化学情報協会	30（有機化合物）	29
㈱技術トランスファーサービス	3（材料分析） 8（アミューズメント） 17（生活機器） 18（熱機器） 19（福祉・サービス機器） 24（医療） 27(有機化学) 31（電子商取引）	91
㈱AIRI	1～39（全区分）	262
㈱パソナグループ	1～39（全区分）	241
㈱古賀総研	20（無機化学） 21（金属加工） 22（金属電気化学） 23（半導体機器） 26（環境化学）	43
㈱みらい知的財産技術研究所	8（アミューズメント） 10（自動制御） 14（生産機械） 17（生活機器） 18（熱機器） 31（電子商取引） 32（インターフェイス） 33（情報処理） 34（伝送システム） 35（電話通信） 37（映像機器） 38（画像処理）	105
㈱廣済堂	5（光デバイス） 17（生活機器） 18（熱機器） 19（福祉・サービス機器） 31（電子商取引） 37（映像機器）	53
ジェト特許調査㈱	8（アミューズメント）	13

(資料)特許庁作成

②必要な審査官の確保

日本国特許庁は世界に先駆け、特許の出願から査定までをペーパーレスで行うシステムを構築し、登録調査機関による先行技術文献調査の拡充を積極的に進めてきた。審査処理能力増強のためには、一層の効率化に努めることは当然としても、審査官の増員が必要不可欠である。そのため、2004年度から2008年度までの5年間で490名の任期付審査官を確保し、2009年度以降、任期（5年間）満了を迎えた任期付審査官の再採用を実施するなど、審査官の増員の実現と、処理能力の維持に努めてきた。2017年度においては、13名の通常審査官と101名の任期付審査官を確保した。

今後も、ユーザーニーズである「安定した権利の迅速な付与」のために必要な審査官の確保に努め、審査処理能力の維持・向上を図っていく必要がある。

(2)早期審査制度・スーパー早期審査制度

①早期審査制度

特許庁では、一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行う早期審査制度を実施している。

早期審査制度では、既に実施しているか２年以内に実施予定の発明に係る出願（実施関連出願）や、外国にも出願している出願（外国関連出願）、中小・ベンチャー企業や大学・TLO・公的研究機関からの出願を対象としている。また、環境関連技術に関する出願（グリーン関連出願）も試行的に早期審査の対象に加えている。2011年８月からは、震災により被災した企業・個人等からの出願（震災復興支援関連出願）も早期審査の対象に加えている。さらに、2012年11月からは、グローバル企業の研究開発拠点等の我が国への呼び込みを推進するために施行された「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（アジア拠点化推進法）」に基づく認定を受けた研究開発事業の成果に係る発明についても、試行的に早期審査の対象に加えている。

2016年の早期審査の申請は19,492件であり、利用数は年々増加傾向にある。早期審査制度を利用した出願の2016年の一次審査通知までの期間は、早期審査の申請から平均2.5か月となっており、同制度を利用しない出願と比べ大幅に短縮されている。

②スーパー早期審査制度

特許庁は、「実施関連出願」かつ「外国関連出願」に該当する、より重要性の高い出願を対象として、通常の早期審査よりも更に早期に審査を行うスーパー早期審査制度を試行している。

スーパー早期審査制度は、申請から一次審査までを１か月以内（DO出願[1]については、原則２か月以内）で行い、さらに、再着審査[2]についても、意見書・補正書の提出から１か月以内に行うことで、通常の早期審査制度に比べて申請から権利化までの期間を短縮するものである。

2016年のスーパー早期審査の申請は450件であった。スーパー早期審査制度を利用した出願の2016年の一次審査通知までの期間は、スーパー早期審査の申請から平均0.7か月（DO出願については平均1.4月）となっている。

2-1-2図
早期審査の申請件数の推移

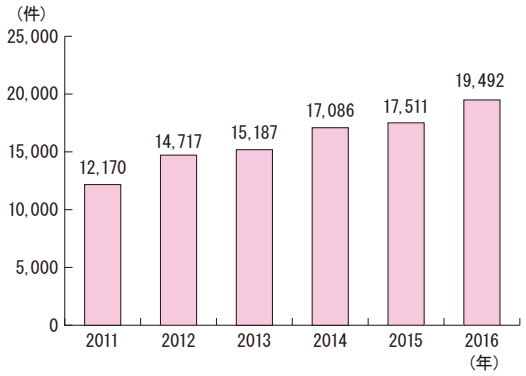

（資料）統計・資料編第２章18.（1）

2-1-3図
スーパー早期審査の申請件数の推移

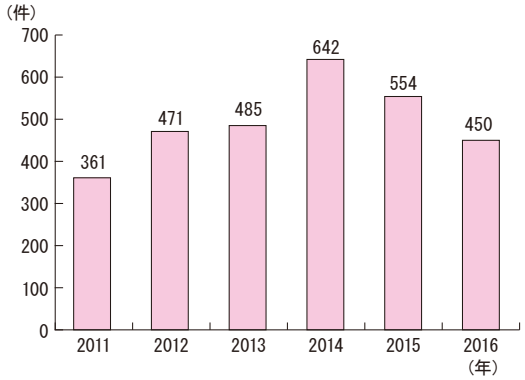

（資料）特許庁作成

1　国際出願後、国内に移行した出願。
2　一次審査後、出願人からの意見書や補正書の提出を受けて行われる審査。

Column 8

女性が輝ける職場：特許庁

特許庁では、男女の区別なく、女性が庁内の様々な部署で活躍しています。例えば、審査・審判を担当する部署、イノベーションを促すための産業財産権施策を企画立案する部署、産業財産権制度の活用を支援する部署、国際的な協力活動や制度調和の推進を担う部署などで、幅広い業務に従事しています。そして、庁内のみならず、経済産業省などの他府省庁、大学や裁判所、世界知的所有権機関などの海外機関などにおいても多種多様な責任のある仕事に従事しています。

人材の長期育成や職員の相互尊重がなされており、風通しのよい環境が整っているため、働きがいのある職場との評価がされています。

また、仕事と家庭を両立したい者が利用できる制度として、早出遅出勤務制度、フレックスタイム制度、育児時間（一日の勤務時間の一部の時間を子の養育のために充てられる制度）などの各種制度があり、妊娠・出産・子育てのライフステージの変化にも柔軟に対応することができる制度や環境が整っています。

職員の採用のための広報活動に関しては、特許審査官、意匠審査官、商標審査官及び事務職員を志望する女性向け説明会（写真）を年に数回（2016年度は特許庁主催で1回、人事院主催で3回）開催しています。また、女性のための採用案内のパンフレット[1]を作成するなどしており、2017年4月においてもその内容を更新しました。

我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けて、現在、政府を挙げて取り組んでいます。経済産業省としても、2015年1月30日に「経済産業省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」を策定しています。特許庁は、同取組計画を踏まえ、これからも女性が一層輝ける職場作りに取り組んでいきます。



1 https://www.jpo.go.jp/shoukai/saiyou/pdf/tokkyo_sinsakan/pamphlet_josei.pdf

2 質の高い権利を設定するための取組

国際的に信頼される質の高い特許権は、円滑かつグローバルな事業展開を保障し、イノベーションを促進する上で不可欠である。こうした質の高い特許権には、後に覆ることのない強さと、発明の技術レベルや開示の程度に見合う権利範囲の広さを備え、世界に通用する有用なものであることが求められる。特許庁は、この「強く・広く・役に立つ特許権」を付与していくにあたり、品質管理体制の充実はもとより、出張面接やテレビ面接を含む面接審査、事業戦略対応まとめ審査等のユーザーニーズに応じた取組、審査官同士の協議やユーザー評価調査の充実等の特許審査の質の維持・向上のための取組を実施した。また、研究開発及びビジネスへの適用が急速に進み、分野横断的に利用されるIoTや人工知能（AI）、ビッグデータ等の新技術において、これらの特許出願に適切に対応するため、「特許・実用新案審査ハンドブック」への事例追加や、分野横断的な分類の新設を実施した。本節では、これらの質の高い権利を設定するための取組について紹介する。

(1)ユーザーニーズに応じた取組

①面接審査

特許庁では、審査官と出願人又はその代理人との間において、円滑な意思疎通を図るとともに、審査の効率化にも資するため、面接審査を実施している（2016年実績：3,893件）。また、面接の形態としては、地方の中小・ベンチャー企業、大学・TLO等を対象に、全国各地の面接会場に審査官が出張し、審査官と出願人とが直接面会して出願や技術内容等に係る相談を行う出張面接審査（2016年実績：835件）や、テレビ会議システムを利用したテレビ面接審査も実施している（2016年実績：75件）。

②地域拠点特許推進プログラム

特許庁では、地域の研究開発の中核をなす企業や大学における特許の権利化・活用支援を目的として、企業等集積地域（地域拠点）[1]を対象に、出張面接審査と特許セミナーを同時に開催する「地域拠点特許推進プログラム」を2016年11月から開始した。

③事業戦略対応まとめ審査

近年、企業活動のグローバル化や事業形態の多様化に伴い、企業では事業戦略上、知的財産権を群として取得し活用することが重要になってきている。そこで、特許庁では、事業で活用される知的財産権の包括的な取得を支援するために、国内外の事業に結びつく複数の知的財産（特許・意匠・商標）を対象として、各分野横断的に事業展開の時期に合わせて審査・権利化を行う事業戦略対応まとめ審査を2013年4月より開始した（2016年実績：36件（対象とされた特許出願は360件、意匠登録出願は2件、商標登録出願は8件））。

事業戦略対応まとめ審査では、事業説明・面接等を活用し、事業の背景や、技術間の繋がりを把握した上で審査を行う。また、出願人が希望するタイミングでの権利化を支援するため、事業説明・面接・着手のスケジュールを調整しながら審査を進めることとしている。

1 地域の中小企業やベンチャー企業、研究施設が集まるリサーチパーク・大学等。

2-1-4図 事業戦略対応まとめ審査

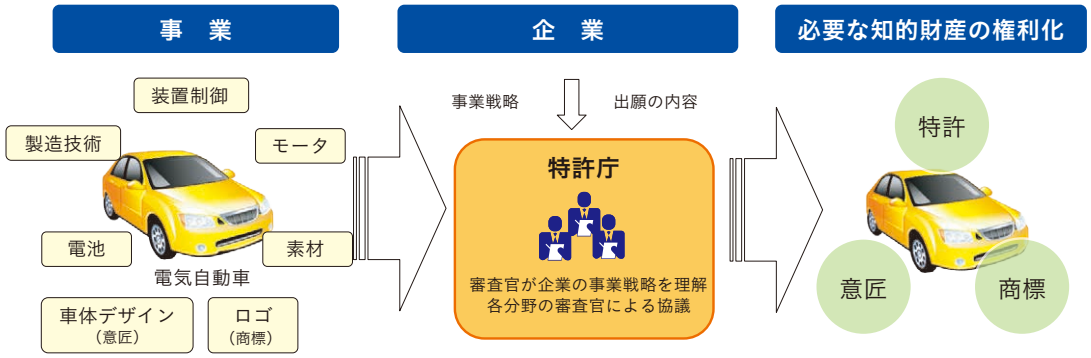

④特許審査着手見通し時期の提供

出願人及び代理人の戦略的な特許管理を支援するため、特許庁ウェブサイトの「特許審査着手見通し時期照会[1]」を通じて、出願人・代理人ごとの審査未着手案件（公開前の案件を除く）の着手見通し時期を提供している。着手見通し時期の提供により、出願人による権利化の必要性等についての検討を促すとともに、必要に応じて早期審査制度、面接審査制度、及び審査請求料返還制度[2]を利用することができるよう支援している。また、第三者による情報提供制度の利用に資するべく、第三者にも着手見通し時期を照会可能としている。

⑤情報提供制度

情報提供制度は、特許出願に係る発明が新規性・進歩性を有していない、あるいは、記載要件を満たしていないなど、審査を行う上で有用な情報の提供を受け付けるものである（特許法施行規則第13条の2、同規則第13条の3）。2016年には、5,132件の情報提供があった。

2-1-5図 情報提供件数の推移

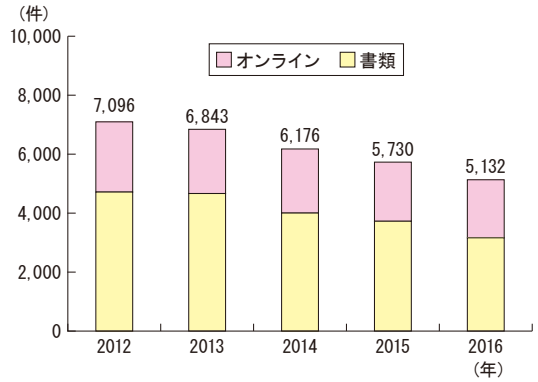

（資料）特許庁作成

1　http://www.deux.jpo.go.jp/ssearch/search.htm
2　特許庁が審査に着手する前に出願を取下げ又は放棄を行い、その取下げ又は放棄をしてから6か月以内に返還請求することにより、納付した審査請求料の半額が返還される制度。

(2)特許審査の質の維持・向上のための取組

①特許審査の質をめぐる動向

特許審査の的確性の確保は、無用な事後的紛争や出願競争を防ぎつつ、国際的に信頼される質の高い特許権を設定し、特許制度を健全に維持するために欠かせないものである。特に、近年における特許審査の迅速化とあいまって、特許審査の質の維持・向上に対する社会的要望は、非常に高くなっている。

また、研究開発や企業活動のグローバル化が進展する中、国際出願件数の増大に見られるように、一つの発明を複数国で権利化する必要性が増大している。この権利化までの特許審査プロセスは、発明の認定、先行技術文献調査、判断及び通知・査定から構成される点において、各国特許庁の間で大きな相違はない。

さらに、五大特許庁の特許出願・審査関連情報（ドシエ情報）を一括して参照可能なシステムである「ワン・ポータル・ドシエ（OPD)」の構築により、審査結果が各庁間で容易に利用可能な状況となっている。

このような現状において、出願人は、質の高い審査結果を迅速に提示できる特許庁を最先に特許出願をする庁として選択することで、権利化の予見性向上とコストの削減が可能となっている。そして、特許庁は、特許審査の質と速さを主な指標としてユーザーに選択される他庁との競争環境に晒されている。

このような状況の下、各国特許庁は特許審査の品質向上に注力し始めている。米国特許商標庁は、2010-2014 年戦略計画に引き続き 2014-2018 年戦略計画の中で、特許の質及び適時性の最適化を優先目標として掲げており、2015 年初頭に新設された特許品質担当の副局長のもと、特許関連業務の品質向上に向けた包括的プログラムに取り組んでいる。また、欧州特許庁は、長官直下に品質監査を担う組織を設置し、特許審査の実体面に関するサンプルチェック等を行う体制を整えている。日本国特許庁もその例外ではなく、特許審査の質の維持・向上のための様々な取組を推進している。

②第四次産業革命に対応した取組

「第四次産業革命」において、IoT（Internet of Things、モノのインターネット）や AI、ビッグデータ等の利活用が積極的に検討される中、その成果物として生み出された、サービスとモノとが結びついたビジネス関連発明や学習済みモデル、データ構造等の発明が、特許出願される傾向にある。

このような状況の下、産業構造・出願動向の変化に対応するために、2016 年 10 月に設置された「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」[1] 等も踏まえて、特許出願の審査の質を維持・向上させるための取組を実施した。

a. 審査基準、審査ハンドブックに関する取組

第四次産業革命の進展に伴い注目されている IoT 関連技術等に対する審査の運用を出願人等のユーザーに分かりやすく示すことを目的として、IoT 関連技術等に関する審査事例を「特許・実用新案審査ハンドブック」に追加し、日本語及び英語にて公表した。

具体的には、産業構造審議会の審査基準専門委員会 WG 第 10 回会合、第 11 回会合での検討を経て、2016 年 9 月に IoT 関連技術における様々な技術分野の 12 事例を、2017 年 3 月に AI の学習済みモデルや、IoT、3D プリンティング関連技術におけるデータ・データ構造等に関する 11 事例を、それぞれ追加し、発明該当性、新規性、進歩性の要件についての判断手法を紹介している。

b. 先行技術文献調査に関する取組

IoT 関連技術の近年の急速な発展に伴い、同技術の特許出願の動向や、どのような発明が特許になっているのかを把握したいというニーズが高まっている。これを受け、我が国

1 「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」の報告書。
http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/20170419001.html

における IoT 関連技術の研究・開発の効率的な進展や特許取得の予見性向上を目的として、2016 年 11 月に広域ファセット分類記号「ZIT」を新設し、世界に先駆けて IoT 関連技術の分類付与を開始した。

さらに、2017 年 4 月には、ユーザーの要望を受けて、ZIT を細展開し、ヘルスケア用、製造業用等といった形で用途別に分類する新たな分類項目を設立した。

c. 審査体制整備に関する取組

IoT 関連技術の進展に伴い、これまで ICT（Information and Communication Technology、情報通信技術）との関連が少なかった様々な技術分野において、IoT 関連発明の出願が増加することが想定される。そのため、IoT 関連発明について、一層適切な審査を行うことを目的として、審査体制を整備した。

具体的には、特許庁内部に、管理職員等からなる IoT 委員会と、同委員会委員及び IoT 関連発明に精通した IoT 担当官から構成される IoT 審査チームを発足させ、最新の IoT 関連技術や審査事例についての知見を共有し、この知見を審査実務において活用できるようにすることで、質の高い特許権設定に向けた均質な特許審査を担保する体制とした。

③特許審査の品質管理の推進

出願人が求める特許審査の質を満足するためには、各審査室において質の維持・向上に取り組むことはもちろんのこと、特許審査を担当する審査部全体で、ユーザーニーズを踏まえて品質管理に係る取組を推進することが重要である。

特許庁では、各審査室において、審査官一人一人が質の維持・向上に日々取り組むことに加えて、審査部全体としては、品質管理室が中心となり、特許審査の質の維持・向上に関する一元的な取組を行っている。2016 年度は、特許審査の質の更なる向上を目指し、品質ポリシーと品質マニュアルの下、「品質保証」、「品質検証」及び「品質管理に対する外部評価」の 3 つの観点から品質管理に関する取組を実施した。

a. 品質保証

特許庁では、特許性の判断や先行技術文献調査の均質性の向上を通じて、特許審査の質の保証を図るために、審査官同士が意見交換を行う協議を実施している。2016 年度は、審査官が自発的に行う協議に加えて、他庁を受理官庁とする英語 PCT 国際出願や、3 回目以降の拒絶理由を通知する案件等について、必ず協議を行うこととした（2016 年度は約 5 万件）。一部の協議については、同じ審査室のみならず、異なる審査室の審査官同士においても実施され、関連する技術分野の審査官間での知見の共有も図られている。

また、特許庁から発送される書類の質を保証するという観点から、審査官が作成した処分等に係る書面の全件について、その審査官が所属する審査室の管理職が当該書面の内容を確認しており、担当技術分野における統一的な運用の実施や特許審査の均質化に役立たせている。

b. 品質検証

2014 年 4 月には、特許審査の品質監査を行う者として、担当する技術分野における高い知識や判断力を有する審査官から選任された約 90 名の「品質管理官」を新たに設置し、全ての技術分野ごとに担当する品質管理官を配置した。品質管理官は、審査の質を把握することを目的とし、無作為に抽出された案件を対象に、審査官の処分等の判断及びその結果として作成された起案書の適否を確認する品質監査を行っている。また、品質管理官が行った品質監査の結果を分析及び評価することで、特許審査の質の現状把握と課題抽出を行い、関係部署に情報共有するとともに、課題解決に向けて関係部署と連携した対応を行っている。さらに、品質管理室では、拒絶理由通知書において発生する形式的な瑕疵に対する監査も実施している。

また、特許庁では、特許審査の質に関するユーザーニーズや期待を把握し、特許審査を

継続的に改善することを目的として、2012 年度から、特許審査等の質全般と特定の出願における審査等の質のそれぞれについて調査を行っている。2016 年度は、内国企業 608 社、外国企業 59 社、代理人 65 者を対象として、2015 年度に特許査定又は拒絶査定がなされた国内出願の中からランダム抽出された 2,008 件と、2015 年度に国際調査報告又は国際予備審査報告が作成された PCT 国際出願の中からランダム抽出された 730 件についての調査を行った。調査対象者からより一層自由・率直な評価・意見を得るために、前年度に引き続き、特許審査等の質全般の調査について無記名での回答を可能にした。本調査における調査票の回収率は、例年 9 割程度の高い水準にあり、多くのユーザーからの理解及び協力を得て実施されている。2016 年度の調査では、国内出願における特許審査の質全般に対して、「満足」又は「比較的満足」と回答した割合は 57.0%であり、昨年度（54.3%）より 2.7 ポイント増加した。さらに、PCT 国際出願における国際調査等の質全般に対して「普通」以上と回答した割合は 95.0%であり、調査開始から引き続き高い水準の評価が得られている。

特許庁は、このユーザーニーズ評価調査に加えて、企業との意見交換会や、特許庁ウェブサイト[1]、電話等からの個別案件に関する情報提供を通じて、特許審査の質に関するユーザーニーズ等の把握に努めている。

2-1-6図　2016 年度ユーザー評価調査の結果

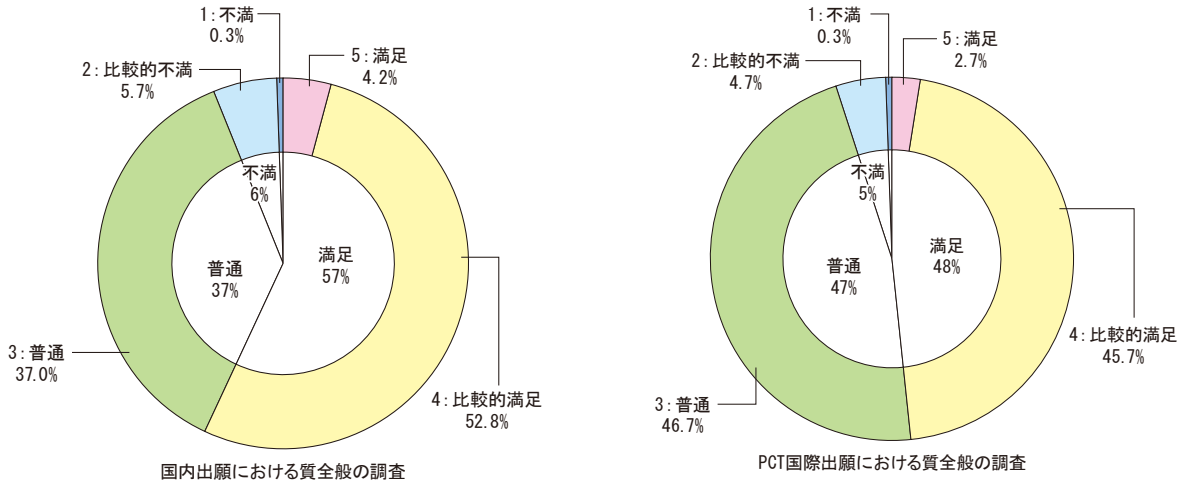

（資料）特許庁作成

c. 審査品質管理小委員会

特許庁における品質管理の実施体制・実施状況についての客観的な検証・評価を受け、それを審査の品質管理システムに反映することを目的として、2014 年 8 月に産業構造審議会知的財産分科会の下に、企業や法曹関係者、学識経験者等の外部有識者から構成される審査品質管理小委員会を設置した。2016 年度は、前年度と同様に、当該年度に特許庁が実施している品質管理の実施体制・実施状況について、2014 年度に作成した評価項目及び評価基準に基づき評価を受け、品質管理の実施体制・実施状況に関する改善点の提言を受けた[2]。

1　http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/hinshitsukanri.htm#goiken
2　http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/hinshitsukanri_menu.htm

2-1-7図 審査の品質管理の実施体制・実施状況の評価項目

評価項目	
①「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	⑥品質向上のための取組
②審査及び品質管理のための手続の明確性	⑦品質検証のための取組
③品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	⑧審査の質の分析・課題抽出
④審査実施体制	⑨質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況
⑤品質管理体制	⑩品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況
⑪審査の質向上に関する取組の情報発信	

④世界で通用する安定した権利の設定

a. 先行技術文献調査のための基盤整備(FI改正・Fタームメンテナンス・標準関連文書等)

先行技術文献調査は、審査の質の維持・向上のための重要な柱の一つであり、そのための基盤を恒常的に整備することが重要である。国内外の特許文献を効率良く検索するために、日本国特許庁の内部分類であるFIを最新版の国際特許分類（IPC）に準拠させることなどを原則として、検索インデックスの再整備を推進している。2016年度は172メイングループのFI分類表を改正し、36テーマのFタームメンテナンスを行った。

また、コンピュータソフトウェア関連技術の非特許文献を効率良く検索するため、最新の技術動向に合わせてCSタームのメンテナンスを行った。

さらに、技術標準に関する規格文書及びその策定プロセスで提出された技術文書等の標準関連文書に対する検索環境の整備も進めており、2016年度は新たにETSI（欧州電気通信標準化機構）の規格提案文書(Contribution）に審査官がアクセス可能な環境を整備した。

b. 国際特許分類(IPC)改正に向けた取組

特許分類は、世界の特許文献を効率的に検索するための重要なツールである。現在、国際的に広く利用されている国際特許分類(IPC)は、分類項目が少なく（約7万項目)、効率的な検索を行うためのツールとして十分機能するとはいえない。

日米欧中韓の五大特許庁は協働してIPC改正に取り組んでいる。2013年1月に米国特許商標庁(USPTO)からGCI(Global Classification Initiative）の構築が提案され、2013年6月に開催された第6回五大特許庁長官会合でGCIを実施していくことに合意した。GCIは、日本国特許庁の内部分類であるFI､Fタームと、欧州特許庁（EPO）及びUSPTOの内部分類であるCPCとが整合している（各内部分類の改正により整合することが確実となったものを含む）技術分野の分類をIPCに導入するActivity ⅰと、新規技術に対応した分類を協働して作るActivity ⅱとから成る。現在に至るまでGCIの取組は着実に実施されており、多くのIPC改正提案が五大特許庁からIPC加盟国に提示され、IPC改正の議論をリードしている。日本国特許庁は、2017年3月までにGCIの枠組みで51の技術分野においてIPC改正を目指す提案を行っており、五大特許庁及びIPC加盟国での議論を経て、2017年1月に3の技術分野で新たなIPCが発効されている。また､2013年2月に世界知的所有権機関(WIPO)で開催されたIPC同盟専門家委員会において、IPCの項目数に比して新興国の特許文献が多く蓄積されているためIPC改正が優先的に行

われるべきと考えられる技術分野を、WIPOがIPC加盟国に定期的に提示[1]することとなった。これにより、新興国の特許文献が多い分野においても、IPCの細分化が進められている。今後も技術の進展に応じてIPCをより効率的な検索ツールとするために、五大特許庁及びIPC加盟国と協働してIPC改正を進めていく。

c. グローバル化に対応した品質管理の充実

グローバル出願が増加する中で、ユーザーにとっては権利化の予見性の向上がより重要な課題となってきている。日本国特許庁では、このような状況にあるユーザーを支援する観点から、グローバル化に対応した品質管理の充実のための以下のような取組を行ってきている。

日米欧の三極特許庁で開始された、PCT国際段階での国際調査の結果と各国段階での審査結果との間の一致度に関するサンプル調査が契機となり、日本国特許庁は、2013年から、欧州特許庁との間で、その一致度等を統計的に解析すると共に、結果が相違した案件を対象として、双方の審査官同士の直接的な意見交換を通じて判断相違の要因分析を実施している。そして、その分析により明らかになった両庁間の判断の差異、先行技術文献の調査ノウハウ等を、日本国特許庁における特許審査に活用している。

2017年2月、アイスランド・レイキャビクにおいて開催されたPCT国際機関会合（MIA）[2]第24回会合では、かねて我が国から提案していた国際段階と国内段階の連携のためのPCT国際調査・予備審査ガイドラインの改訂案について多くの参加国からの支持が得られ、ガイドラインの改訂を進めることとなったほか、品質管理システムに関する同ガイドライン21章の強化等について議論を行った。

さらに、2013年度から、日本国特許庁での品質管理に関する取組として、日本国特許庁と外国特許庁との双方に出願され、審査結果が相違した案件を対象とした、判断相違の要因分析を実施している。2016年度も引き続き当該判断相違の要因分析を実施し、その結果を審査官に周知する等、グローバル化に対応した品質管理の充実に向けて活用している。

1　http://web2.wipo.int/ipc-ief/en/project/1589/CE456
2　ISA・IPEAとして任命されている知財庁・機関の会合であり、PCT作業部会に向けた実務者間の協議の場と位置づけられている。

Column 9

特許審査の質についてのユーザー評価調査

特許庁では、特許審査の質についてのユーザー評価調査を 2012 年度より実施しています。ユーザー評価調査は、「特許審査の品質管理に関するマニュアル[1]」にも記載されているように、「特許審査の質の維持・向上のための PDCA サイクル[2]」において評価（CHECK）の取組として位置づけられます。2016 年度は、合計で 732 者のユーザーを対象に調査を実施したところ、回答率にして約 9 割のユーザーに協力をいただきました。

国内出願における特許審査の質全般の評価では、「満足」又は「比較的満足」の割合は、2012 年度には合計 32% であったところが年々増加して 2016 年度には合計 57% に達しました。一方で、「不満」又は「比較的不満」の割合は、2012 年度には合計 12% であったところが年々減少して 2016 年度には合計 6% にまで半減しました。これらのことから、特許庁で進めている審査の質の向上に向けた取組が着実に実を結んでいるといえます。

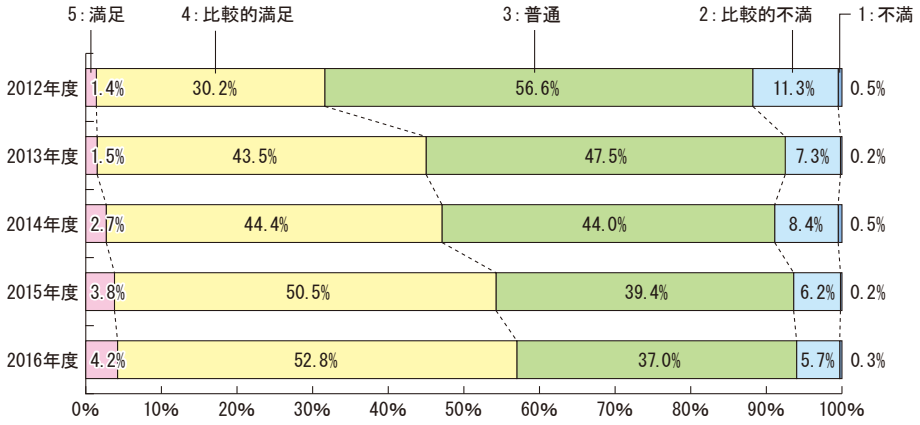

国内出願における特許審査の質全般の評価

特許審査に関する個別の観点でみると、「拒絶理由通知書等の記載」に関して特に高い評価を受けました。また、「進歩性の判断」、「明細書・特許請求の範囲の記載要件の判断」の評価も向上していました。

一方で、「外国語の特許文献の調査」、「非特許文献等の調査」については相対的に評価が低く、ユーザーから充実を求める要望もいただいています。

今後も継続的に調査を行い、優先的に取り組むべき重要な課題を把握し、特許審査及びその関連業務の継続的な改善のために活用していきます。

1　http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/tokkyo_manual.htm
2　計画（PLAN）→実行（DO）→評価（CHECK）→改善（ACT）という 4 段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

Column 10

広域ファセット分類記号 ZIT の利用方法・付与状況について

本コラムでは、2016 年 11 月に新設した IoT 関連技術に関する広域ファセット分類記号 ZIT の利用方法・付与状況をご紹介します。

1. 背景

IoT（Internet of Things、モノのインターネット）関連技術の近年の急速な発展に伴い、同技術の特許出願の動向や、どのような発明が特許になっているのかを把握したいというニーズが高まっています。これを受け、我が国特許庁は、2016 年 11 月に広域ファセット分類記号「ZIT」を新設し、世界に先駆けて IoT 関連技術の分類付与を開始しました。これにより、特許として登録されている IoT 関連技術の把握が可能となり、我が国における IoT 関連技術の研究・開発が一層効率的に進むことや、特許取得の予見性が向上することが期待されます。

さらに、2017 年 4 月には、ユーザーの要望を受けて、ZIT を細展開し、ヘルスケア用、製造業用等といった形で用途別に分類する新たな分類項目を設立することで、用途別に IoT 関連技術を抽出することが可能となりました。これにより、関心のある用途における IoT 関連技術を、より簡単に調査することができるようになりました。

2. J-PlatPat での広域ファセット分類記号 ZIT の利用方法

ZIT が付与されている特許文献は、特許情報プラットフォーム（以下、「J-PlatPat」）で確認することができます。以下、図 1 ～ 3 を用いて利用方法を説明します。J-PlatPat（図 1）において、①ページ上部の「特許・実用新案」から「3. 特許・実用新案分類検索」を選択し、②「検索式（必須）」欄に「ZIT」と記入した上で、③画面下部の「検索」ボタンを押すことで、ZIT が付与されている特許文献の件数が確認できます（図 2）。さらに、④「一覧表示」ボタンを押すことで、発明の名称、出願日等が確認できる一覧画面（図 3）に移行し、⑤文献番号のリンクからは、明細書、図面等、更に詳細な情報が確認できます。



（図 1　J-PlatPat での ZIT を用いた検索）



（図２　検索ボタンを押した結果）



（図３　検索結果一覧画面）

3. 広域ファセット分類記号 ZIT の付与状況

2016 年 11 月の付与開始以降に審査官が特許査定を行った案件のうち、IoT に関連する発明について ZIT が付与されており、その付与件数は 2017 年 3 月 31 日時点で 291 件（J-PlatPat 調べ。）となっています。付与されている技術としては、靴や衣類等にセンサを内蔵し、ネットワーク越しに装着者の健康状態を管理するといったヘルスケア用技術や、車両に搭載されたセンサからの情報を収集して混雑状況や交通事故情報を分析するといった運輸用技術のほか、スポーツ、ゲーム用技術、情報通信業用技術等が多くなっております（表 1）。

また、ZIT は 2016 年 11 月以降に新たに受け付けた出願に対しても付与が行われています。これらの出願は、公開公報が発行され次第、順次 J-PlatPat で確認できるようになります。

さらに、今後は 2016 年 10 月以前に特許査定された出願に対しても順次 ZIT の付与を行っていくことで、IoT 関連技術の検索環境の充実を図っていきます。

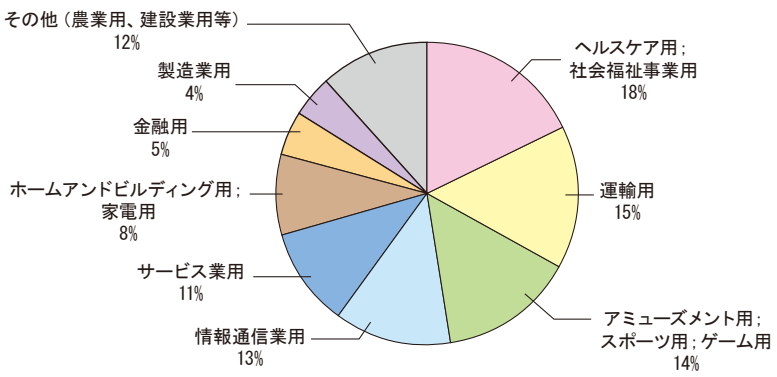

（表１　ZIT の付与状況）

3　各国特許庁との連携・協力

企業の経済活動のグローバル化の進展に伴い、欧米のみならず中国や韓国、さらにはASEANやインドをはじめとする新興国での知的財産権の確保が急務であり、こうした国々で予見性を持って円滑に権利を取得し得るよう、制度・運用の調和と審査協力の重要性が増している。日本国特許庁は、これまでも特許審査ハイウェイ（PPH）の提唱（2006）や五庁会合等での制度調和の議論の提起（2011）等、国際的にも主導的な役割を担ってきた。また、諸外国との審査協力を一層推進する観点から、PPHの拡充を進めるとともに、PCTの枠組みを活用し、国際調査・国際予備審査の管轄拡大を進めてきた。米国特許商標庁との間では、新たな審査協力の取組である日米協働調査試行プログラムを実施してきた。さらに、我が国の世界最先端の審査手法を普及させるため、国際審査官協議等の取組を着実に実施してきた。本節では、これらの各国特許庁との連携・協力について紹介する。

(1)国際的なワークシェアリングのための取組

①特許審査ハイウェイ(PPH)

特許審査ハイウェイ（PPH）とは、第一庁（出願人が最先に特許出願をした庁）で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、第一庁とこの取組を実施している第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである。

これにより、他庁の先行技術文献調査結果・審査結果の利用を促進し、複数の国・地域での安定した強い特許権の効率的な取得を支援している。

また、2010年1月29日には、PCT国際段階における見解書又は国際予備審査報告で特許可能と判断された見解に基づき、早期審査を申請することができるPCT-PPHが開始された。

さらに、2011年7月15日には、日本を含む

2-1-8図　特許審査ハイウェイの概要：通常型PPH(上) と PCT-PPH(下)

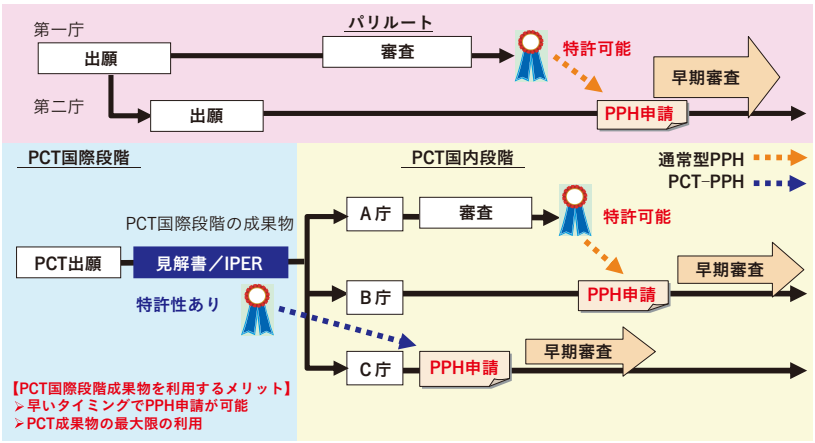

2-1-9図　PCT MOTTAINAI で新たに PPH 申請が可能なケース

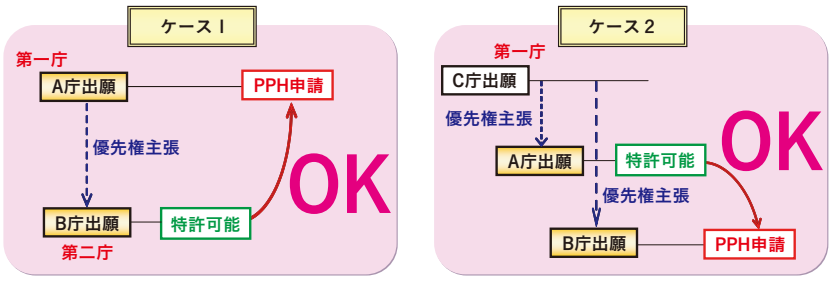

8か国[1]において、どの庁に先に特許出願をしたかにかかわらず、いずれかの庁による特許可能との審査結果に基づき他庁へのPPH申請を可能とするPPH MOTTAINAIが開始された。

PPHを利用することによるメリットは、最初の審査結果及び最終処分までの期間の短縮、オフィスアクションの回数の減少、特許査定率の向上が挙げられるとともに、これらに付随して、中間処理にかかるコストの削減効果も見られる。このようなPPHのメリットを容易に把握可能とするために、日本国特許庁は、各庁におけるPPH対象案件の統計情報等、PPHに関する情報を掲載したPPHポータルサイト[2]を運営している。

次に、PPH実施庁・利用件数の拡大及び、PPHの利便性向上に向けた日本国特許庁の取組について説明する。

a. PPH実施庁・利用件数の拡大

2006年7月に日本の提案により日米間で世界初のPPHの試行が開始されて以来、2017年4月1日時点でPPH実施庁は45に達したほか、PPH申請件数も2016年には約27,000件となり、累積申請件数は12万件を突破した。

2017年4月1日現在、日本国特許庁は37の庁とPPH（通常型PPH、PPH MOTTAINAI又はPCT-PPH）を本格実施若しくは試行しており、我が国から海外になされる出願の9割以上でPPHが利用可能となっている。

特に利用件数の多い日米欧中韓でのPPHについては、その開始から2016年12月末までの累計で、日本から米国への申請が18,060件、米国から日本への申請が7,339件、日本から韓国への申請が6,692件、韓国から日本への申請が856件、日本から欧州への申請が4,430件、欧州から日本への申請が2,759件、日本から中国への申請が9,727件、中国から日本への申請が375件に達している。

最近では、2016年4月にベトナムとのPPHを開始し、我が国からASEAN域内になされる特許出願のほぼ全てについてPPHが利用可能となった。また、特許審査における遅延が大きな問題となっているブラジルとのPPHの実施について多くのユーザーニーズがあったところ、2017年4月1日にPPHを開始した。さらに、同日よりアルゼンチンとのPPHも開始した。

2-1-10図 PPH実施庁数及びPPH実施庁間でのPPH申請件数（2017年4月1日時点）

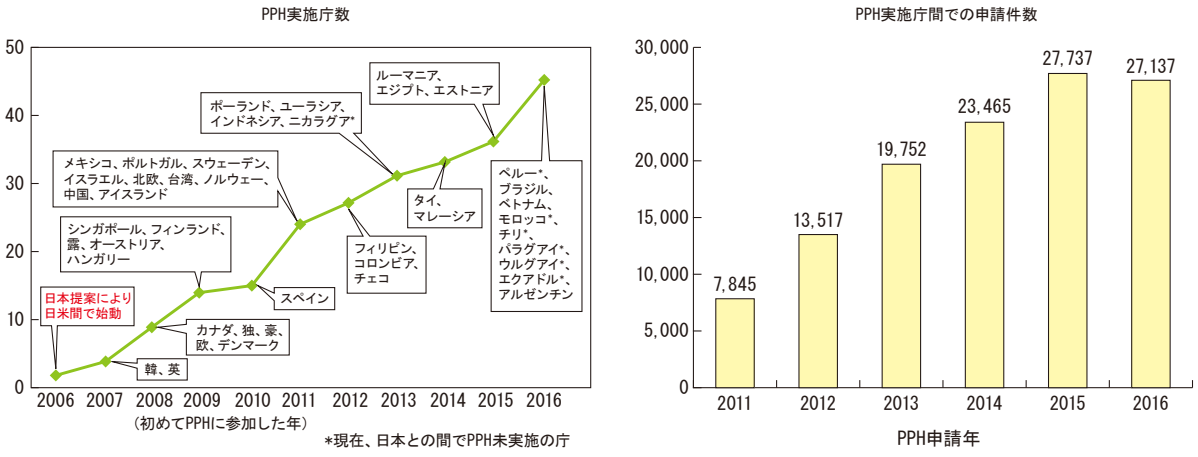

（資料）特許庁作成

1 日本、米国、英国、カナダ、オーストラリア、フィンランド、ロシア、スペイン
2 http://www.jpo.go.jp/ppph-portal-j/index.htm

2-1-11図　日本国特許庁とのPPH実施庁（2017年4月1日時点）

	PPH開始時期	利用可能なPPHの種類		
		通常型PPH	PPH MOTTAINAI	PCT-PPH
米国	2006年7月	○	○	○
韓国	2007年4月	○	○	○
英国	2007年7月	○	○	△
ドイツ	2008年3月	○	○	△
デンマーク	2008年7月	○	○	△
フィンランド	2009年4月	○	○	○
ロシア	2009年5月	○	○	○
シンガポール	2009年7月	○	○	○
オーストリア	2009年7月	○	○	○
ハンガリー	2009年8月	○	○	△
カナダ	2009年10月	○	○	○
欧州特許庁	2010年1月	○	○	○
スペイン	2010年10月	○	○	○
スウェーデン	2011年6月	○	○	○
メキシコ	2011年7月	○	○	△
北欧特許庁	2011年10月	―	―	○
中国	2011年11月	○	○	○
ノルウェー	2011年12月	○	○	△
アイスランド	2011年12月	○	○	△
イスラエル	2012年3月	○	○	○
フィリピン	2012年3月	○	○	△
ポルトガル	2012年4月	○	○	△
台湾	2012年5月	○	○	―
ポーランド	2013年1月	○	○	△
ユーラシア特許庁	2013年2月	○	○	△
インドネシア	2013年6月	○	―	△
オーストラリア	2014年1月	○	○	○
タイ	2014年1月	○	―	―
コロンビア	2014年9月	○	○	△
マレーシア	2014年10月	○	○	△
チェコ	2015年4月	○	○	△
エジプト	2015年6月	○	―	―
ルーマニア	2015年7月	○	○	△
エストニア	2015年7月	○	○	△
ベトナム	2016年4月	○ *1	―	―
ブラジル	2017年4月	○ *2	○ *2	―
アルゼンチン	2017年4月	○	○	―
日本	―	―	―	○

太　字：IP5 PPH参加庁
色付き：GPPH参加庁
△　：国際調査機関又は国際予備審査機関として活動していないため、日本国特許庁を先行庁とする場合のみ利用可能
*1　：ベトナムが受け付ける PPH申請は、年間100件までの制限あり。
*2　：ブラジルとの PPHについては、いずれも最先の特許出願又は PCT出願が日本特許庁かブラジル産業財産庁に対して行われている案件が対象であり、2年間で両庁が200件まで受け付ける。また、ブラジルが受け付ける PPH申請には、「対象となる技術分野」及び「一出願人あたりの申請可能件数」に制限あり。

b. PPHの利便性向上に向けた取組

PPHは従来、二庁間の取組であったため、例えば、日本国特許庁の審査結果に基づくPPHであっても、第二庁ごとにPPHの要件が異なる等の問題があり、各PPHの要件の共通化を求めるユーザーニーズも大きかった。

そこで、PPHの利便性向上に向けて、2009年2月に、第1回多国間特許審査ハイウェイ長官会合及び実務者会合が開催された。その後も継続して両会合が開催され、2014年1月、それらの議論を踏まえて日本国特許庁を含めた17の庁間でグローバル特許審査ハイウェイ(GPPH)が開始された。この枠組みに参加した庁の間では、利用できるPPHの種類が共通化され、通常型PPH、PPH MOTTAINAI及びPCT-PPHの全てが利用可能となる。その後、2014年11月にシンガポール及びオーストリアが、2015年7月にドイツ及びエストニアが、2017年1月にポーランドがGPPHに参加し、2017年4月1日時点で22の庁に拡大した。なお、2016年1月から日本国特許庁がGPPHの事務局を務めている。

また、2013年9月、スイス・ジュネーブにおける五大特許庁長官の合意に基づき、日米欧中韓の五庁相互間でのPPH(IP5 PPH)が2014年1月から開始された。これにより、五庁間で通常型PPH、PPH MOTTAINAI及びPCT-PPHの全てが相互に利用可能となり、欧中、欧韓の間で新たにPPHが開始された。

日本国特許庁は、更なるユーザーの利便性向上に向けて、PPH申請可能期間や、PCT-PPHにおける国際段階成果物第Ⅷ欄の見解に関する取扱い、申請に瑕疵があった場合の訂正の機会等のPPH申請要件について、各庁における運用の明確化や要件の統一化に向けた五庁の議論をリードしている。2016年6月に開催された第9回五大特許庁長官会合において、各庁における運用を整理した結果を公表することに合意し、五庁やPPHのウェブサイトに掲載している。

将来的には、通常型PPH、PPH MOTTAINAI、PCT-PPHを含む全てのPPHの枠組みを各庁との間で相互に利用可能としてユーザーの戦略的権利取得のための選択肢を広げるとともに、わかりやすい手続とすることによる利便性向上が期待される。

c. PPHの実効性向上に向けた取組

インドネシア知的財産総局では、2013年6月からPPHを実施している。しかし、インドネシアでPPHを申請したが全く審査結果が返ってこないとの声がユーザーから寄せられていた。そこで、PPH申請がなされた出願の状況を確認するため、2016年4月にPPH専門家をインドネシアに派遣したところ、インドネシア知的財産総局の種々の事情のために早期の審査が行えていない状況であったことが判明した。そこで、日本国特許庁は、2016年6月から12月にかけて、さらに4回、インドネシアにPPH専門家延べ7名を派遣し、運用の支援を行った。その結果、支援前の3年間では、PPH申請がなされた出願のうち審査が行われた案件が約30件であったのに対し、支援開始以降の半年で200件以上の案件の審査結果が通知された。

今後もPPHを実施しているがその運用に問題がある外国特許庁に対して継続的に支援を推進することで、PPHがより実効性のある枠組みとなることが期待される。

②日米協働調査試行プログラム

日本国特許庁は、新たな審査協力の取組として、米国特許商標庁との間で2015年8月1日から日米協働調査試行プログラムを開始した。

日米協働調査試行プログラムは、日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ先行技術文献調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、それぞれの特許審査官が最初の審査結果を送付するものである。

この取組により、「日米の審査官が早期かつ同時期に審査結果を送付することで、ユーザーにとっての審査・権利取得の時期に関する予見性が向上する」、「日米の審査官が互いに同じ内容の一群の出願について先行技術文献調

査を協働して実施することにより、より強く安定した権利をユーザーに提供することが可能となる」等の効果が期待される。

2016 年 8 月 1 日には、日本国特許庁及び米国特許商標庁の申請要件が緩和され、これまで申請が認められなかった公開前の出願についても申請が可能となった。

2017 年 3 月末時点で、日米協働調査試行プログラムの申請を 49 件受理した。

2-1-12図　日米協働調査試行プログラムの概要

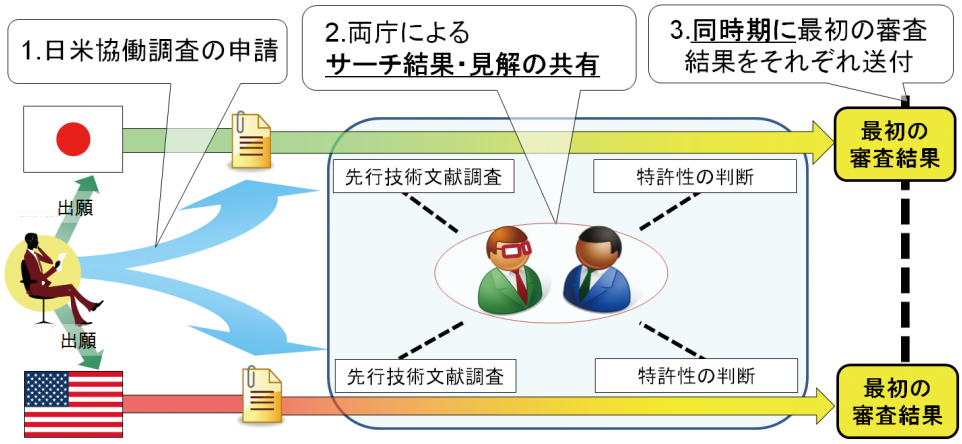

(2)国際的な審査協力の新たな取組

①特許の付与円滑化に関する協力(CPG)

特許の付与円滑化に関する協力（CPG：Cooperation for facilitating Patent Grant）とは、日本で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、本協力を実施している特定国の知的財産庁において実質的に無審査で早期に特許が付与される枠組みである。

これにより、審査体制が十分に整備されていない国においても、日本国特許庁の審査結果を利用して迅速に特許を付与することが可能となる。

日本国特許庁は本協力を、2016 年 7 月からカンボジア工業手工芸省（カンボジアにおいて特許・意匠を所管する知的財産庁に相当）、2016 年 11 月からラオス知的財産局との間で開始した。

2-1-13図　特許の付与円滑化に関する協力（CPG）の概要

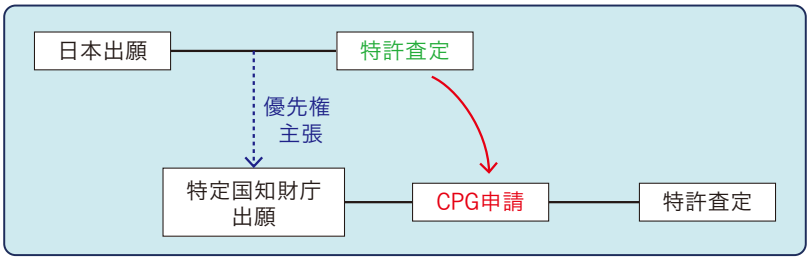

②PCT協働調査

PCT協働調査は、PCT国際出願における質の高い成果物を作成することを目的として、一つのPCT出願について、主担当の特許庁が副担当の特許庁と協働して、特許可能性に関する判断を行い、最終的に一つの国際調査報告を作成し、出願人に提供するものである。2016年6月の五大特許庁長官会合において、五大特許庁による試行開始が合意された。その後、実務者会合を2度（2016年10月、2017年2月）開催し、具体的な運用についての議論を行っているところである。

今後も引き続き、実務者会合を開催し、詳細についての議論を重ね、早ければ2017年中の試行開始を目指す。

2-1-14図 PCT協働調査のワークフロー

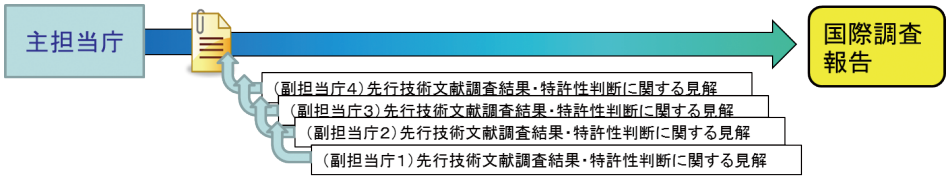

(3)国際的な特許制度の調和に向けた取組

①国際審査官協議

経済活動のグローバル化に伴った、同一又は類似の発明が国をまたいで複数の庁に出願されるケースの増加、特許審査ハイウェイの拡大、特許庁間の情報ネットワークの発達等により、他庁の審査結果を日本国特許庁の審査官が利用する機会や、日本の審査結果が他庁の審査官に参照される機会は増加の一途をたどっている。国際審査官協議は、このような状況の中、先行技術の検索及び審査実務の相互理解に基づく特許審査のワークシェアリングの促進、日本国特許庁の審査実務・審査結果の他庁への普及、審査の質の高いレベルでの調和、特許分類の調和、日本国特許庁の施策の推進等を目的として、審査官同士が直接的な交流を行う取組である。2000年4月から2017年3月末までの累積で、短期又は中長期の国際審査官協議を、29の知財庁・組織と行っている。

2016年度は、五大特許庁である米国特許商標庁、欧州特許庁、韓国特許庁、中国国家知識産権局に加え、ASEAN やインドをはじめとする新興国を中心に、短期に日本国特許庁の審査官62名を派遣するとともに、各国・地域の特許庁審査官34名を受け入れた。特に、新たにアルゼンチン特許庁に日本の審査官を短期に派遣（1名）、イスラエル特許庁より短期に受入（2名）を行い、主に日本国特許庁の審査実務の普及を行った。

さらに、2016年度は、欧州特許庁（派遣2名）及び米国特許商標庁（派遣2名）に日本国特許庁の審査官を中長期に派遣し、相手庁との共同作業を通じて、特許審査のためのIT システム、特許審査の品質管理等に関する日本国特許庁の施策・取組を推進した。

2017年度も、五大特許庁や新興国に対する派遣、受入れを引き続き行い、日本国特許庁の審査実務・審査結果の普及に一層注力する。

2-1-15図　国際審査官協議の実績（2000年4月～2017年3月末累積）

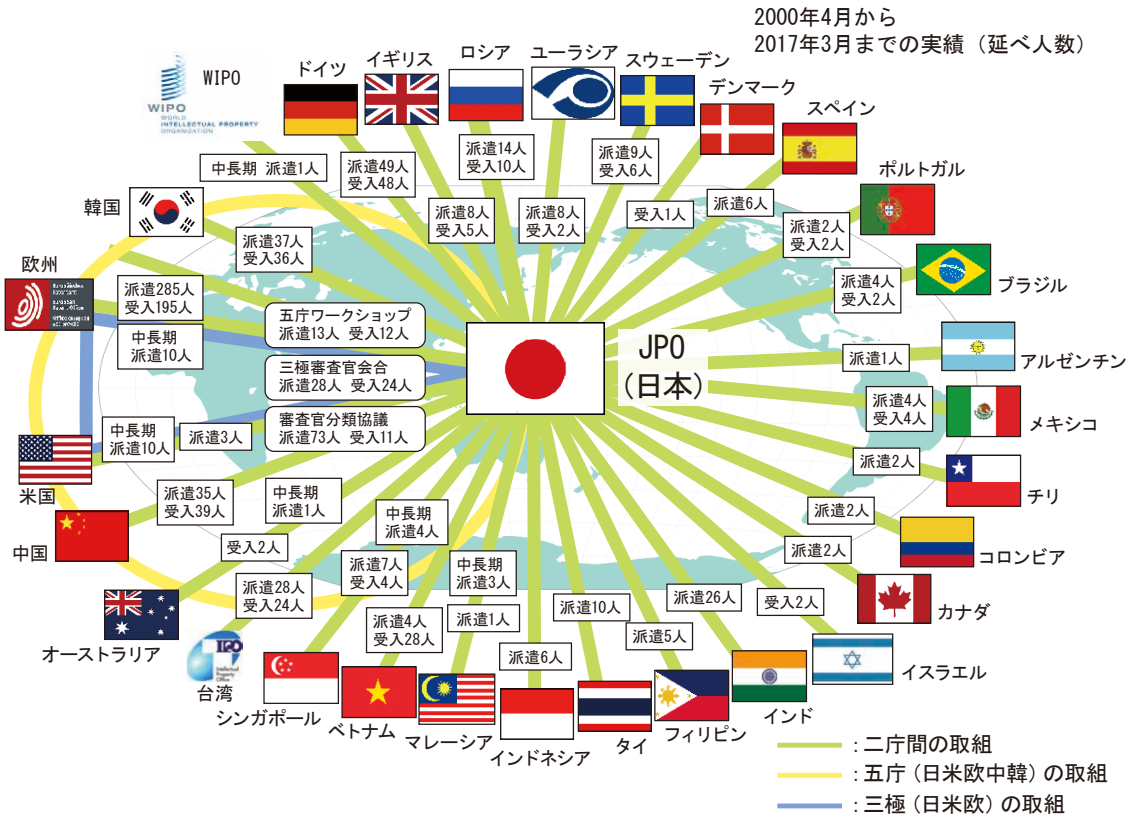

②国際的な特許制度の調和に向けた議論

特許制度は、各国で独立しているため、海外で特許を取得するためには、各国・地域の特許庁に出願をする必要がある。そして、海外において円滑かつ予見性の高い特許権の取得を可能とするためには、各国の特許制度の調和が不可欠である。

2011年6月の第4回五大特許庁長官会合では、議長国として我が国より制度調和の議論を提起し、翌年の同会合において特許制度調和の議論を進めるための「専門家パネル」を設置することを合意した。2012年12月には、第1回特許制度調和専門家パネル会合が開催され、現在も議論が続けられている。

また、2014年4月に開催された第5回テゲルンゼー会合[1]において、「グレースピリオド」、「衝突する出願」、「18か月全件公開」、「先使用権」の4項目に関して、各国及び地域の特許庁が実施したユーザー協議結果を分析したテゲルンゼー最終統合レポート[2]が取りまとめられた。

さらに2014年9月には、特許制度調和に関する先進国会合（B+会合[3]）が開催され、参加国／機関に対して前記テゲルンゼー最終統合レポートについて報告するとともに、今後の制度調和の進め方について、参加国を限定してB+会合に設置したB+サブグループ[4]で実質的な議論を行うことで合意した。B+サブグループは、主にテゲルンゼーグループで議論された上記4項目について議論を継続した。

2015年10月に開催されたB+会合では、B+サブグループで検討された制度調和の「目的と原則[5]」が承認されるとともに、この「目的と原則」を基礎として「グレースピリオド」、「衝

1　日、米、欧州主要国（英、独、仏、デンマーク）の特許庁と欧州特許庁からなる「テゲルンゼーグループ」による会合であり、2011年7月から「グレースピリオド」、「衝突する出願」、「18か月全件公開」、「先使用権」の4項目に焦点を当てて制度調和の議論が進められてきた。第1回会合が、ドイツのミュンヘン近郊の都市「テゲルンゼー」で開催されたことに因んで、当該会合の参加国・地域を「テゲルンゼーグループ」と呼んでいる。
2　http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/pdf/5_tegernsee/final_report.pdf
（仮訳）http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/pdf/5_tegernsee/final_report_kari.pdf
3　WIPO・Bグループ（先進国）メンバー、EU メンバー国、欧州特許条約（EPC）メンバー国、欧州特許庁（EPO）、欧州委員会（EC）、及び韓国の、46か国の特許庁及び2機関。
4　日、米、欧、英、独、韓、カナダ、デンマーク、ハンガリー、スペインの特許庁。
5　グローバルな特許制度の目的とグレースピリオド、衝突する出願の取扱い、18か月全件公開、先使用権、先行技術の5項目における原則、合意事項及び意見の相違が見られる事項を整理した文書。

突する出願」、「先使用権」、「実施[1]」の4つのワークストリーム[2]で引き続き議論することが合意された。2016年10月のB+会合では、ワークストリームでの検討内容及び結果が報告されるとともに、2017年6月に制度調和に関するユーザーシンポジウムを開催することについて合意がされた。

今後も、特許制度調和の議論の機運の高まりを維持しつつ、特許制度調和に関係するあらゆる会合を通じ、日本国特許庁は特許制度調和に向けた取組を推進する。

(4)英語によるPCT国際出願の国際調査の管轄拡大

現在、我が国企業は、アジアを中心とする新興国等を中心に研究開発拠点の海外展開を拡大させており、海外での知財活動がますます重要になってきていることがうかがえる。そうした状況の中、日本国特許庁としては、我が国企業がアジア新興国等の海外で生み出す研究開発成果について適切に保護される環境を整備する必要がある。

PCT国際出願制度においては、海外で受理されたPCT国際出願について日本国特許庁が国際調査機関として管轄する場合、出願人の希望により、日本国特許庁が当該PCT国際出願に関する国際調査報告を作成することが可能である。この国際調査報告の提供を通じて日本国特許庁による先行技術文献調査の結果を世界各国へ発信可能であり、これは我が国企業等が海外で安定した権利を得られる環境の実現に寄与すると考えられる。

このような背景から、日本国特許庁は、国際調査機関として国際調査報告を作成し提供可能となるよう、アジア新興国等を中心に積極的に管轄の対象拡大を進めてきた。2016年度は、従来から管轄していたASEAN8か国(フィリピン、タイ、ベトナム、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ブルネイ、ラオス)に加え、2016年12月よりカンボジアで受理された英語のPCT国際出願についても管轄を開始した。これにより、ASEANにおいてPCTに加盟している9か国全ての国の国民又は居住者からのPCT国際出願に対して、国際調査報告を作成することが可能となっている。

今後も、日本国特許庁がPCTに基づく国際調査機関として質の高い先行技術文献調査の結果を国際的に発信することにより、国際的な権利取得を目指す出願人が安定した権利を得ることができる環境整備に貢献していく。

2-1-16図 日本国特許庁によるPCT国際出願の国際調査の管轄状況(2017年3月現在)

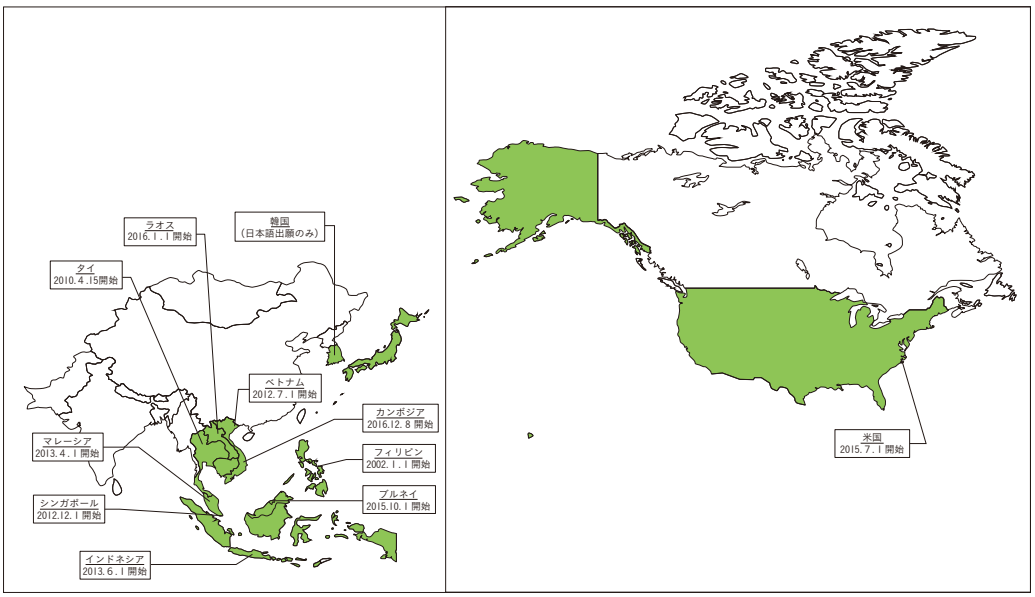

1 他のワークストリームで合意に達した事項を具体的に制度調和につなげるための手段(進め方:条約の形式等)について議論するワークストリーム。
2 各テーマ毎に関心を示す国・機関が参加する実務者レベルのプロジェクト。各ワークストリームの議長は、グレースピリオド:欧州特許庁(EPO)、衝突する出願:米国特許商標庁(USPTO)、先使用権:日本国特許庁(JPO)、実施:ハンガリー知的財産庁(HIPO)が務める。

第 2 章

意匠における取組

我が国企業は、近年の新興国企業の技術力の向上、製造手法のモジュール化等を背景に、コスト競争や従来の技術優位のみでの産業競争力維持が極めて困難な状況となってきている。そのため、消費者の購買意欲を直接的にかき立てる製品デザインの価値が見直されてきており、多くの企業はデザインを製品の魅力を向上させるべき手段として認識している。しかしながら、優れたデザインは利益を生み出す反面、それに便乗するような模倣品が発生する可能性も高い。デザイン戦略により高付加価値化した製品の利益を正当に確保するためには、意匠権による保護が必要不可欠であり、意匠権による効果的な保護を可能とするためには、ユーザーにとっていかに使いやすい意匠制度とするかが重要となる。

また、我が国企業活動の更なるグローバル化に伴い、海外、特にアジアの新興国等の競争環境の激しい地域では模倣問題が多発しており、その対策として意匠権が有効であるとの評価と期待が示されている。我が国企業が、国内外の市場において外国企業と競争していくためには、簡便で低廉な意匠の国際登録制度の活用や、我が国意匠制度ユーザーの利便性向上を前提とした意匠制度の国際調和等が不可欠となっている。

本章では、このような状況に対応するため、特許庁が実施してきた主な取組について紹介する。

1　創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援

(1)複数国への一括出願を可能とするハーグ協定に関する取組

企業活動のグローバル化に伴い、魅力的なデザイン製品の海外発信や海外市場における模倣被害の抑止が、我が国企業の国際競争力を確保する上で重要となってきている。このような、国際的な意匠保護に対する意識の高まりを背景に、企業の出願行動の海外シフトが進んでいる。

我が国においては、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下、「ハーグ協定ジュネーブ改正協定」）が 2015 年 5 月 13 日に発効し、同日に改正意匠法も施行され、同日以降、日本国特許庁はハーグ協定ジュネーブ改正協定の第 49 番目の締約国の国内官庁として同協定に基づく国際出願の取扱いを開始している。

協定発効から 2016 年末までに出願された我が国を指定国とする国際出願の数は 1,698 件（3,660 意匠）、我が国を出願人の締約国[1]とする国際出願の数は 476 件（1,251 意匠）であり[2]、徐々に増加の傾向を示している。

2017 年 1 月には産業構造審議会知的財産分科会第 5 回意匠制度小委員会において、ハーグ協定ジュネーブ改正協定加入後の状況について報告を行った。

また、我が国ユーザーに対して、ハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録制度（以下、「ハーグ制度」）の利用に関す

1　出願人の締約国とは、「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」第 1 条 (xiv) で定義される用語。
http://www.jpo.go.jp/seido/kokusai/kokusai_shutugan3/files/index_hague_kisoku/01_kaisei_kyotei.pdf
2　(資料)WIPO Intellectual Property Statistics

る普及啓発を図るため、2014 年度から 2016 年度の 3 か年にかけて、全国主要都市での制度説明会を累次開催し、2017 年 2 月から 3 月にかけて開催した制度説明会では、我が国における国際出願の審査実績に基づいて、拒絶の通報への対応に関する情報提供を行った。

ハーグ制度の手続改善や更なる利用拡大に向けては、ハーグ制度の法的発展に関する作業部会が累次開催されており、2015 年 12 月開催以降の会合においては、他の協定加盟国、加盟候補国等とともに、手続救済措置の拡充等の議題について、継続検討を実施している。

さらに、協定加盟国の拡大は、我が国を含むハーグ制度のユーザーが制度利用の幅を広げる上で重要な事項となるため、ASEAN 諸国等、今後の協定加入を予定する国々の早期加入を支援するための取組として、これら諸国の官庁への専門家派遣等を通じた我が国の経験を共有する取組を、WIPO 国際事務局とも協力しながら実施している。

(2)意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直しの検討

我が国においては、企業の事業活動の一層のグローバル化に加え、2015 年 5 月のハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく国際出願についての運用開始等、国際協調を意識した意匠制度の運用の見直しの必要性が高まるとともに、知的財産推進計画 2016 において、「我が国ユーザーによる意匠制度の利用促進を図るため、利便性を向上させるべく、手続の簡素化等に向けた検討を行う」とされたことを受け、企業のデザイン活動の実態に則しつつ、国際協調を意識した意匠登録出願手続の利便性向上を目的とする意匠制度の運用見直しの方向性について検討を行った。

2016 年 12 月以降、産業界代表を含む有識者委員の参画を得て開催した、産業構造審議会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループにおいて、(1) 意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用、(2) 願書及び図面の記載要件、及び (3) 参考図の取扱いの 3 点についての改訂意匠審査基準案が取りまとめられた（2017 年 2 月）。

この改訂意匠審査基準案は、その後のパブリックコメントを経て内容が確定し、2017 年 4 月 1 日以降の審査において適用されている。

2　意匠審査の品質向上に向けた取組

(1)品質管理に関する取組

意匠課及び意匠審査部門では、意匠審査の質の維持・向上を図るため、意匠審査部門の管理職による審査内容のチェック（決裁）、意匠審査基準の改訂や検索システムの充実等の取組を行ってきた。審査資料の増大が見込まれる中、安定した審査結果を提供していくため、庁内組織である意匠審査品質管理委員会を設置し、品質管理に関する各種施策の実施及び改善に取り組んでいる。

①品質ポリシー・品質マニュアルの公表

2014 年 8 月に、質の高い意匠権の設定に向けた意匠審査の品質管理の基本原則となる「意匠審査に関する品質ポリシー」を公表した。また、2014 年 12 月に公表した、品質管理及びその実施体制からなる品質管理システムを文書化した「意匠審査の品質管理に関するマニュアル」について、2016 年度の変更内容を反映させるために、2016 年 7 月に改訂しこれを公表した。

②品質保証

案件の処理方針等の判断を均一にするため、審査官と決裁者間の協議を行い、必要に応じて審査官へ情報を共有している。

また、審査官が行った審査の内容（審査の判断や通知文書の記載等）について、意匠審査部門の管理職が全件チェック（決裁）を行っている。

③品質検証

a. 品質監査

決裁が終了した案件からサンプルを抽出し、法令、審査基準等の指針にのっとった統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているか、といった観点から品質監査を行っている。

b. 意匠審査の質に関するユーザー評価調査の実施

意匠審査の質全般及び特定の出願における審査の質について、ユーザーからの指摘を通じて改善すべき点を明らかにし、審査の質の維持・向上のための施策に反映するべくアンケート形式でユーザーからの評価、意見等を収集し、分析を行っている。2016 年度は国内企業等 334 者を対象に実施し、意匠審査に関する全体としての質の評価において、「満足」「比較的満足」の評価が 2015 年度よりも増え、61.0%の割合を示した。

(2)審査品質管理小委員会

特許庁における品質管理の実施状況・実施体制等について外部から客観的な評価を受け、それを審査の品質改善に反映することを目的として、2014 年 8 月に産業構造審議会知的財産分科会の下に審査品質管理小委員会を設置した。当該小委員会においては、客観的な評価を行うための評価項目及び評価基準を設定し、審査品質管理の実施体制及び実施状況について評価を行い、その評価を通じて改善に向けた必要な方策についての提言が行われた[1]。

2-2-1図　ユーザー評価調査結果

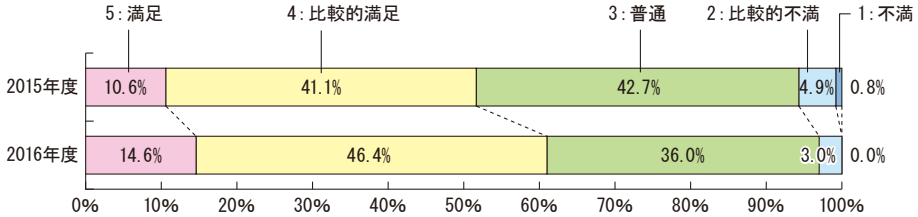

1　http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/hinshitsukanri_menu.htm

3 デザイン・意匠制度の活用の促進

近年、顧客の嗜好性や使用感等の観点を重視し、安易なコスト競争に陥らずに高付加価値化を進めるために、デザインを活用した製品開発の導入が進んでいる。

特許庁は、企業が戦略的にデザインを活用しつつ意匠制度を利用できる環境を醸成するために、専門家の派遣、デザイン産学連携の促進等の取組を実施している。

(1)デザイン・意匠制度の活用のための専門家派遣

戦略的なデザイン開発と意匠制度の活用支援を強化するために、知財総合支援窓口を通じて、2012 年度から、地域に不足するデザイン及び意匠制度に関する専門家の派遣施策を開始した。商品開発のスタート段階から知的財産の権利化及び活用を意識するマインドを醸成し、製品化、販売に至る過程において戦略的な意匠出願を支援することを目的としている。案件に応じて、デザインコンサルタント、デザイナー、意匠活用のノウハウを有する弁理士を全国に派遣し、知財総合支援窓口担当者同席の下、地域中堅・中小企業からの相談を受けている。2013 年度からはブランド・商標及び海外知的財産の専門家派遣も開始した。





デザインに関する相談をきっかけに、商品化や展示会出展を行った事例
（簡単に点滴器具を搭載して歩行訓練ができる歩行支援器）

デザインについては、商品戦略の整理、自社のセールスポイントの抽出、販売チャンネルの検討、製品設計の見直し提案、製品形状への一般的なアドバイス等を行っている。意匠制度については、製品形状に応じた効果的な出願方法、先行意匠との類否関係のアドバイス、部分意匠出願や部品の意匠出願の使い分け、海外出願時の留意点、他法域との保護の組合せ等のアドバイスを行っている。2016 年度も食器、鞄、衣類、アクセサリー、家具、パッケージデザインなど幅広い分野のインダストリアルデザインに関する相談に対応した。本専門家派遣事業がきっかけとなり、製品開発、意匠出願に至った例もある。

また、全国各地で開催されるデザインセミナーやデザインイベントに特許庁職員を講師として派遣して意匠制度の説明を行い、創作されたデザインが適切に保護され、さらなる創作に繋がるように、意匠制度の活用の促進に取り組んでいる。2016 年度は、「四国経済産業局デザイン事業説明会」、「熊本県合志市クリエイター創業育成塾知財セミナー」、「九州知財活用リレーセミナー in 熊本」、「知財戦略シンポジウム（熊本）」、「発明協会セミナー（旭川）」、「INPIT 事業：平成 28 年度第 3 回近畿地域広域大学知的財産ネットワーク事業化推進会議」等に講師を派遣し、デザイナー、デザインの活用を目指す事業者、大学関係者、デザインを学ぶ学生等を対象に、意匠制度の概要や活用方法などの説明を実施した。

(2)デザイン産学連携及び大学発デザイン保護の促進

近年、美術・デザイン系大学等が企業と協働し、地域や大学の特色をいかしつつ、新たなデザインを創出するデザイン産学連携の取組が活発化している。例えば、大企業の委託を受けた大学が、先進的な製品・サービスの提案や人間工学等に基づいた客観的な製品評価を行う例、また、中小企業が自社技術を活用した製品を大学と共同開発する例など、多様な取組が行われている[1]。

①デザイン産学連携に適した標準的な契約ひな形の提示

デザイン産学連携が活発化している一方で、美術・デザイン系大学等と企業等がデザイン契約を行うに当たり、知的財産の取扱いに関して多くの課題があることが明らかになっている。そこで、特許庁では大学における多様なデザインの創作実態を踏まえ、現行の産学連携で用いられている契約内容を分析し、産学双方が公平に利益を享受し得るデザイン産学連携に適した標準的な契約ひな形を提示した[2]。

②ネットワークを構成する美術・デザイン系大学への産学連携知的財産アドバイザーの派遣

美術・デザイン系大学は、一般に総合大学や理工系の大学に比べ知的財産管理体制の整備が遅れている。特許庁・INPITは、ネットワークを構成する美術・デザイン系大学に対しても産学連携知的財産アドバイザーを派遣し、産学連携プロジェクトの知的財産マネジメントの支援を行っている。

4 意匠関連情報の整備・提供

特許庁は、意匠制度ユーザーの利便性向上のため、意匠関連情報の整備、意匠審査における判断内容の明確化、意匠審査スケジュールの公表、類似・関連意匠情報の提供、意匠公知資料の公開といった、意匠審査に関連する情報提供の拡充に努めている。

(1)意匠関連情報の整備

2016年3月の意匠審査基準第7部第4章「画像を含む意匠」の改訂に伴い、意匠登録出願時の願書及び図面の記載方法について解説した「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」の関連箇所を改訂し、事例の追加・整理により、更に内容を充実させ、特許庁ウェブサイトにて公表した。

また、2015年5月にハーグ協定のジュネーブ改正協定に加入して以降の、我が国における国際意匠登録出願の審査実績から、出願人が特許庁から拒絶の通報を受けた場合の対応について、手続補正時の留意点やよくある質問等をまとめて特許庁ウェブサイトに掲載した。

さらに、部分意匠の出願のうち、本意匠と関連意匠として登録されたものの中から、意匠審査における類否判断について参考となる事例をまとめた「部分意匠の関連意匠登録事例集」について、事例を追加し、特許庁のウェブサイトに掲載した。

(2)意匠審査における判断内容の明確化

特許庁は、意匠制度ユーザーからの審査判断内容の明確化の要望に応えるべく、2004年10月から、一部の拒絶理由通知書（意匠法第9条第1項（先願）に該当する場合）については、出願意匠と引用意匠との類否判断の理

1 特許庁「平成22年度大学知財研究推進事業－大学発デザインの産学連携及びその保護の取り組みに関する研究報告書－」
2 特許庁「平成23年度大学知財研究推進事業－デザイン産学連携の多様性を踏まえた契約の在り方に関する研究報告書－」

由を簡潔に記載する運用を開始した。2007年度からは、意匠法第3条第1項第3号(新規性)に該当する場合についても、拒絶理由通知書への判断理由の付記を行っている。また、2011年度からは従前の運用に加え、他の出願意匠との対比判断を伴う拒絶理由通知（意匠法第9条第2項、第10条第1項）についても、出願意匠の特徴点と引用意匠又は他の出願意匠との共通点及び差異点並びに判断理由を分かりやすく記載するよう運用の対象を拡大し、審査判断の明確化に努めている。

他方、登録された意匠については、審査判断や意匠権の効力範囲の明確化に資するべく、審査官が新規性や創作非容易性等を判断する上で参考とした資料を「参考文献」として従来から意匠公報へ掲載している。この参考文献情報を意匠公報の発行前に出願人へ伝えることが、戦略的な意匠権活用を検討する上での一助となると考え、2015年1月から、登録査定に参考文献情報を記載した通知書を添付することで、意匠公報に掲載する参考文献情報を事前に通知する運用を開始した。さらに、2016年4月11日から、審査において先行意匠調査（サーチ）を行った日本意匠分類の情報を記載した通知書を、登録査定に添付する運用を開始した。

(3)意匠審査スケジュールの公表

意匠制度ユーザーが意匠登録出願する際の参考となるよう、特許庁ウェブサイトにおいて「意匠審査スケジュール[1]」を公表している。意匠審査スケジュールは、所定の出願年月に出願された意匠登録出願の審査予定時期を意匠分類ごとに示したもので、四半期ごとに審査終了情報の追加等の更新を行っている。この意匠審査スケジュールを参照することによって、出願人は自らの意匠登録出願の審査結果がどの時期に届くか知ることができ、効果的なタイミングでの権利化が可能となる。

2-2-2図 特許庁ウェブサイトに公開されている意匠審査スケジュールの例

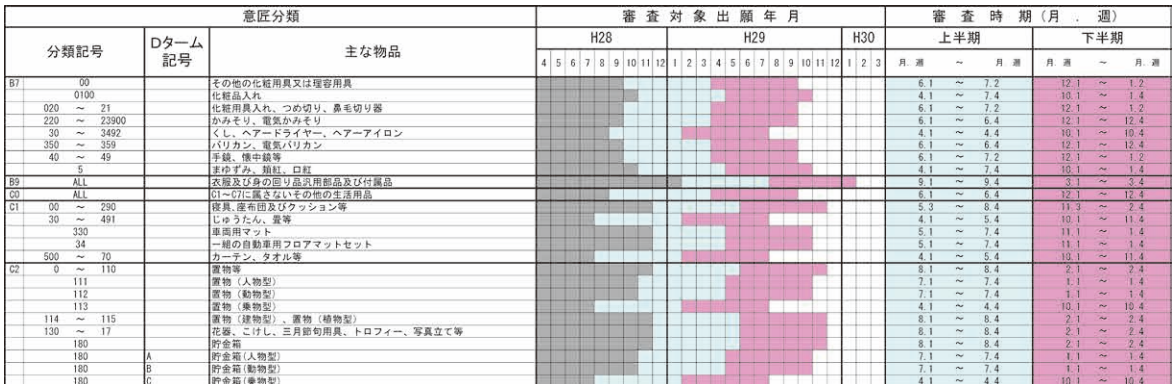

意匠分類 分類記号	Dターム記号	主な物品	審査対象出願年月 H28 4 5 6 7 8 9 10 11 12	H29 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	H30 1 2 3	審査時期（月．週） 上半期 月.週 ～ 月.週	下半期 月.週 ～ 月.週
B7 00		その他の化粧用具又は理容用具				6.1 ～ 7.2	12.1 ～ 1.2
0100		化粧品入れ				4.1 ～ 7.4	10.1 ～ 1.4
020 ～ 21		化粧用具入れ、つめ切り、鼻毛切り器				6.1 ～ 7.2	12.1 ～ 1.2
220 ～ 23900		かみそり、電気かみそり				6.1 ～ 6.4	12.1 ～ 12.4
30 ～ 3492		くし、ヘアードライヤー、ヘアーアイロン				4.1 ～ 4.4	10.1 ～ 10.4
350 ～ 359		バリカン、電気バリカン				6.1 ～ 6.4	12.1 ～ 12.4
40 ～ 49		手鏡、懐中鏡等				6.1 ～ 7.2	12.1 ～ 1.2
5		まゆずみ、頬紅、口紅				4.1 ～ 7.4	10.1 ～ 1.4
B9 ALL		衣服及び身の回り品汎用部品及び付属品				9.1 ～ 9.4	3.1 ～ 3.4
C0 ALL		C1～C7に属さないその他の生活用品				6.1 ～ 6.4	12.1 ～ 12.4
C1 00 ～ 290		寝具、座布団及びクッション等				5.3 ～ 8.4	11.3 ～ 2.4
30 ～ 491		じゅうたん、畳等				4.1 ～ 5.4	10.1 ～ 11.4
330		車両用マット				5.1 ～ 7.4	11.1 ～ 1.4
34		一組の自動車用フロアマットセット				5.1 ～ 7.4	11.1 ～ 1.4
500 ～ 70		カーテン、タオル等				4.1 ～ 5.4	10.1 ～ 11.4
C2 0 ～ 110		置物等				8.1 ～ 8.4	2.1 ～ 2.4
111		置物（人物型）				7.1 ～ 7.4	1.1 ～ 1.4
112		置物（動物型）				7.1 ～ 7.4	1.1 ～ 1.4
113		置物（乗物型）				4.1 ～ 4.4	10.1 ～ 10.4
114 ～ 115		置物（建物型）、置物（植物型）				8.1 ～ 8.4	2.1 ～ 2.4
130 ～ 17		花器、こけし、三月節句用具、トロフィー、写真立て等				8.1 ～ 8.4	2.1 ～ 2.4
180		貯金箱				8.1 ～ 8.4	2.1 ～ 2.4
180	A	貯金箱(人物型)				7.1 ～ 7.4	1.1 ～ 1.4
180	B	貯金箱(動物型)				7.1 ～ 7.4	1.1 ～ 1.4
180	C	貯金箱(乗物型)				4.1 ～ 4.4	10.1 ～ 10.4

(4)特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)による類似・関連意匠情報の提供

意匠の類否判断の参考となるよう、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）（2015年3月22日までは特許電子図書館（IPDL））において、本意匠と類似意匠、本意匠と関連意匠の関係を簡単に検索できる「類似・関連照会」サービスの提供を2006年3月から開始している。この機能により、日本意匠分類ごとに本意匠と類似意匠若しくは関連意匠として登録された相互に類似する意匠を参照することができ、類否判断の目安とすることができる。

1 http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/isyou_schedule_j.pdf

(5)意匠公知資料の公開

特許庁では、意匠審査における新規性及び創作性の判断のために、国内外の図書、雑誌、カタログ、インターネット等から新規な製品の意匠を抽出して、書誌的事項と製品の写真や図表等を電子化したものを意匠公知資料として整備し、主要な審査用資料としている。これらの意匠公知資料を一般公開することにより、企業等における先行意匠調査や意匠権調査のほか、新たなデザイン開発を行う際の参考資料として利用される等、我が国における、より一層独創的で付加価値の高いデザインの創作を促す効果が期待できる。そのため、特許庁が電子化した意匠公知資料を対象として著作物利用許諾を得る事業を 2007 年度から開始しており、利用許諾を得た意匠公知資料に関しては、J-PlatPat（旧 IPDL）等を通じて広く一般公開している。なお J-PlatPat(旧 IPDL）においては、2006 年 3 月より、意匠公知資料番号からその資料の書誌及びイメージを照会可能とする「意匠公知資料照会」サービスを、また 2009 年 10 月からは、物品名や日本意匠分類による検索が可能な「意匠公知資料テキスト検索」サービスを提供している。

2-2-3図　意匠公知資料の収集と公開の概要

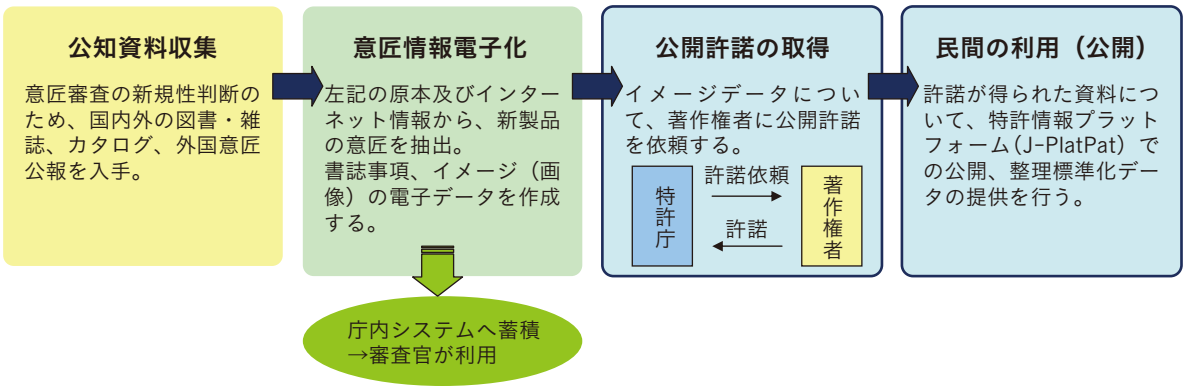

5 出願人のニーズを踏まえた早期審査の運用

意匠登録出願に関する早期審査制度は、1987年12月15日に導入され、（i）権利化について緊急性を要する実施関連の意匠登録出願や、（ii）外国にも出願している意匠登録出願を対象としている。また、2011年8月からは、東日本大震災による被害を受けた企業等の意匠登録出願についても早期審査の対象としている。これらの出願については、早期審査の申請から3.5か月以内に一次審査結果を通知することを目標としている。2016年は、早期審査の申請は113件であり、申請から一次審査通知までの期間は平均1.9か月であった。

また、2005年4月からは、模倣品が発生した場合に意匠権による早期の対策を図ることができるよう、模倣品対策に対応した早期審査制度の運用を行っている。この運用では、出願手続に不備のない出願であれば、早期審査の申請から1か月以内に一次審査結果を通知することを目標としている。2016年は、模倣品対策に対応した早期審査の申請は13件であり、申請から一次審査通知までの期間は平均0.7か月であった。

2-2-4図 「模倣品対策に対応した早期審査制度」の概要

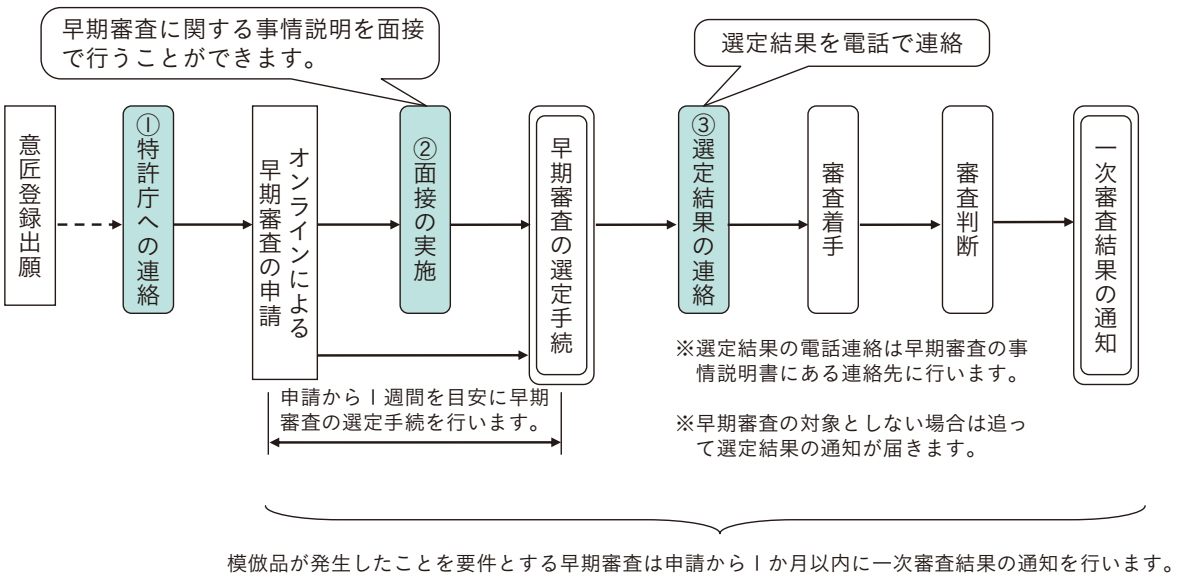

第 3 章

商標における取組

昨今、経済のグローバル化や、インターネットの急速な普及等による商品や役務の販売戦略の多様化、我が国産業の競争力強化の観点から、商標が果たすべき役割が大きくなってきている。また、目まぐるしく変化する経済社会や、知財制度の国際調和により、商標を取り巻く状況は日々変化している。特許庁では、そうした実情に対応した、適切な商標の保護や利用者の利便性向上のため、様々な取組を行っている。

本章では、商標審査基準の見直しのための取組、商品・役務の分類に関する取組、国際登録制度の周知活動、地域ブランドを商標制度において保護するための地域団体商標制度、商標審査の品質管理に関する取組、早期権利化のニーズに応えるための早期審査制度について紹介する。

1　商標審査基準の見直し

(1)商標審査基準の全面的な見直し

①2016 年度商標審査基準の改訂

2016 年度は、2015 年度から引き続き、社会情勢等の変化に対応し、商標審査の予見可能性と一貫性を向上させるため、国内外のユーザーにとって明確かつ分かりやすい商標審査基準とすべく、その記載内容を全面的に見直して改訂を行った。

なお、改訂にあたっては、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会商標審査基準ワーキンググループにおいて、計 8 回にわたる公開による審議を行った。

②改訂の概要

上記商標審査基準ワーキンググループにおいて、商取引を取り巻く環境の変化やユーザーニーズ、近時の裁判例等の動向を踏まえた「商標審査基準」の全面改訂に向けた方向性について審議を重ね、その結果を基に、①内容面の観点からは、各条項における用語の定義及び解説並びに事例を追加、②構成面の観点からは、各項目に係る見出しの追加、用語の統一等の点について改訂を行い、新たに商標審査基準改訂第 13 版として 2017 年 3 月に公表した。

商標審査基準改訂第 13 版においては、主に商標の不登録事由を中心として以下の項目について見直しを行った。

- 公益的な機関等（商標法第 4 条第 1 項第 1 号～第 5 号）、登録品種（商標法第 4 条第 1 項第 14 号）、ぶどう酒等の産地（商標法第 4 条第 1 項第 17 号）について、対象となる標章の例示、類否判断基準を追加・修正、法文上の語句についての解釈を明記。
- 公序良俗違反について、裁判例を参考に、本号に該当する場合についての類型及び該当例を明記（商標法第 4 条第 1 項 7 号）。
- 他人の氏名又は名称等について、裁判例を参考に、本号に該当する「他人」の範囲、著名性の判断基準等を明記（商標法第 4 条第 1 項第 8 号）。
- 類否判断（外観・称呼・観念の類否、商品・役務の類否、結合商標の類否、取引の実情の考慮）について、基本的な考え方を記載し、外観、称呼、観念の各要素の判断基準を明確にするとともに、例示の追加、見直し。また、出願人と引用商標権者に支配関係があり、かつ、引用商標権者が出願に係る商標が登録を受けることについて了承している場合は、本号に該当しない取扱いを明記

(商標法第4条第1項第11号)。
・他人の周知商標(商標法第4条第1項第10号)、商品又は役務の出所の混同(商標法第4条第1項第15号)、他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用をする商標(商標法第4条第1項第19号)について、基準の趣旨を明確にするなど構成面からの見直し。
・商標権管理の利便性向上のため、同一人が同一の商標について出願した場合に、当該出願の指定商品又は指定役務全てが、先願(又は先登録)に係る指定商品又は指定役務と同一の出願をした場合に限り、「商標法第3条の趣旨に反する」との拒絶の理由を通知する取扱いを明記。

2 商品・役務の分類に関する取組

(1)ニース協定に基づく国際分類の変更に関する取組

①ニース協定とは

ニース協定[1]は、商標における商品及び役務の国際的に共通な分類(国際分類)を採用することを目的に締結された協定であり、締約国に国際分類の採用を義務づけている。我が国は、1990年2月20日に本協定に加入し[2]、サービスマーク登録制度が導入された1992年4月1日からこの協定に基づく国際分類を主たる体系[3]として使用している。

ニース協定の加盟国は、2017年3月現在84の国・地域に及び、また、ニース協定による国際分類は、未加盟国も含めて150以上の国及びWIPO(国際登録)[4]、EUIPO等の政府間機関により使用されている。

②ニース協定に基づく国際分類の変更

国際分類の変更は、ニース協定に規定された専門家委員会[5]が行っており、①類の変更又は新たな類の設定を伴う「修正」[6]と、②注釈を含む類別表の変更、アルファベット順一覧表の商品又は役務の追加、削除、表示の変更等からなる「その他の変更」[7]がある。

2017年1月1日発効の国際分類第11-2017版は、2016年4月にWIPOで開催された、専門家委員会第26回会合において決定された「その他の変更」及び第22回会合から第26回会合において決定された「修正」を反映したものである。

1 正式名称を「1967年7月14日にストックホルムで及び1977年5月13日にジュネーヴで改正され並びに1979年10月2日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する1957年6月15日のニース協定」という。
2 当時は国際分類を副次的な体系(標章の登録に関する公文書及び公の出版物(例:商標公報、商標登録原簿)に国際分類の類の番号を併記し、文献の検索等において国際分類を補完的に使用すること。)として使用していた。
3 標章の登録に関する公文書及び公の出版物に国際分類の類の番号を記載し、文献の検索等において国際分類を主たる分類として使用すること。
4 「3. 国際登録制度(マドリッド協定議定書)の周知活動」参照。
5 2010年までは版の改正に合わせて5年に1度の開催であったが、2012年以降は、頻繁に変更する商品・サービス表示をニース国際分類に反映するために毎年開催している。
6 5年に1度の版の更新時に反映される。次回は2022年発効予定の第12版に反映予定。
7 毎年発効する新追加版に反映される。

2-3-1図 国際分類第 11-2017 版における主な追加

	英語表記	日本語訳
第 7 類	rubber tracks being parts of crawlers on construction machines	土木機械用ゴムクローラ
第 9 類	humanoid robots with artificial intelligence	人工知能搭載のヒューマノイドロボット
第 12 類	electric bicycles	電動自転車
第 15 類	melodicas	鍵盤ハーモニカ
第 16 類	washi	和紙
第 39 類	cash replenishment of automated teller machines	現金自動預金支払機への現金補充
第 41 類	sado instruction [tea ceremony instruction]	茶道の教授
第 43 類	reception services for temporary accommodation [management of arrivals and departures]	一時宿泊施設の提供のための受付及び案内（到着及び出発の管理）
第 43 類	washoku restaurant services	和食の提供
第 45 類	kimono dressing assistance	着物の着付け

(2) WIPO・Madrid Goods & Services Manager (MGS)における協力

「Madrid Goods & Services Manager (MGS)」とは、マドリッド協定議定書に基づく国際出願において WIPO で認められる商品・役務表示を集めたデータベースである。

日本国特許庁は、これまで WIPO に対し、MGS に掲載の商品・役務表示の日本語訳や採否情報を提供してきたところ、2014 年 8 月に WIPO と新たに締結した協力覚書に基づき、我が国が用いている類似群コード情報についても WIPO へ提供してきた。

2016 年 3 月、類似群コードを用いて商品・役務表示を調査できる MGS 新機能がリリースされ、我が国のユーザーは、マドリッド協定議定書に基づく国際出願をする際に、新たに、慣れ親しんだ日本の類似群コードを使用して WIPO 及び主要なマドリッド協定議定書加盟国で認められる英語の商品・役務表示を調査することが可能になった。

(3)日韓両庁の協力プロジェクト:日韓類似群コード対応表の作成・公表

①日本国特許庁における類似群コードについて

出願された商標が、他人の登録商標と同一又は類似の商標であって、かつ、出願に係る指定商品又は指定役務が同一又は類似のものである場合は、商標登録を受けることはできない（商標法第 4 条第 1 項第 11 号）。

日本国特許庁では、出願された商標が拒絶理由に該当するか否かを審査するに当たり、出願された商標の指定商品又は指定役務と他人の登録商標の指定商品又は指定役務との類否を「類似商品・役務審査基準」（約 6 千 4 百件の商品及び役務を掲載）に基づいて判断している。

この「類似商品・役務審査基準」は、生産部門、販売部門、原材料、品質等において共通性を有する商品、又は提供手段、目的若しくは提供場所等において共通性を有する役務をグルーピングし、同じグループに属する商品群又は役務群は、原則として、類似する商品又は役務であると推定するものとしている。

そして、各グループの商品又は役務には、数字とアルファベットの組合せからなる 5 桁の共通コードである「類似群コード」を付している。

審査実務上、同じ類似群コードが付された商品及び役務については、原則としてお互いに類似するものと推定される。

②日韓類似群コード対応表の作成・公表について

日本国特許庁と韓国特許庁は、両庁の合意に基づき、日韓両庁が商標審査においてそれ

ぞれ使用している類似群コードの対応関係を示す「日韓類似群コード対応表」（以下「対応表」という。）を作成する協力プロジェクトを推進している。

日本国特許庁は、2017年1月、ニース国際分類［第11-2017版］（2017年1月1日発効）対応の対応表、同年3月、TM5 IDリスト収録の商品・役務（約1万7千件）についての対応表を作成し、日本国特許庁のウェブサイトにおいて公表した[1]。

対応表を活用することにより、我が国及び韓国のユーザーは互いの国に商標登録出願する際の出願前サーチ等の参考にすることができ、審査結果の予見性が向上し、出願の適正化を図ることができる。

(4)日台類似群コード対応表の作成・公表

（公財）交流協会（現：日本台湾交流協会）と亜東関係協会（現：台湾日本関係協会）が、日本と台湾のそれぞれの商標審査で使用されている類似群コードの対応関係を示す一覧表（日台類似群コード対応表）を2016年に引き続き作成・公表することは、日台双方の出願人の商標権の迅速な取得に資するとの認識で一致したことを受けて、日本国特許庁は、2017年2月、ニース国際分類［第11-2017版］に対応した日台類似群コード対応表を作成・公表した[2]。

(5)ニース国際分類と類似商品・役務審査基準の統合

日本国特許庁は、ユーザーの利便性を向上させ、特許庁における審査の予見性と一貫性の更なる向上を図るため、「類似商品・役務審査基準」の内容を大幅に拡充することとして、「ニース国際分類」の商品及び役務（約1万件）を参考表示として掲載した「類似商品・役務審査基準［国際分類第11-2017版対応］」を作成し、2016年12月に公表した[3]。

3 マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度[4]に関する取組

(1)未加盟国等への加盟支援及び周知活動

特許庁は、ASEAN各国の加盟の促進及び加盟国の官庁業務運営の円滑化に貢献するため、2016年度も以下の取組を実施することにより、我が国がマドリッド協定議定書に加盟した際の経験や同議定書に基づく商標の国際登録制度の効果的活用に係る知見等を伝えるとともに、各国の加盟に向けた進展や課題等についての情報交換に努めている。

2016年　5月　新規加盟国ラオスへ特許庁職員を派遣しマドプロ実務研修を実施
6月　インドネシアマドプロ加盟準備調査団の受入れ
未加盟国に対する招へい研修「マドプロ商標審査コース」（タイ）
新規加盟国カンボジアへ特許庁職員を派遣しマドプロ実務研修を実施
7月　未加盟国に対する招へい研修「マドプロ商標審査コース」（インドネシア）
11月　加盟国に対する招へい研修「商標実体審査コース」（フィリピン、メキシコ、コロンビア、カザフスタン、インド）

1　https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/jpo_kipo-ruiji2017.htm
https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/h29-3jpo_kipo_tm5.htm
2　https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/jpo_tipo-ruiji2017.htm
3　http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/ruiji_kijun11-2017.htm
4　国際登録制度の概要：締約国の一国の官庁（本国官庁）に出願又は登録されている商標を基礎として、保護を求める締約国官庁（指定国官庁）を指定した願書を、本国官庁を通じてWIPO国際事務局に国際登録出願する。かかる国際登録出願は、WIPO国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録され、WIPO国際事務局から送付された指定通報に基づき、指定国官庁が1年又は各国の宣言により18か月（我が国は18か月）以内に拒絶の理由を通報しない限り、上記指定国において保護を受けることができる。

12 月　マドプロリージョナル会合の実施（ASEAN 及び SAARC（南アジア地域協力連合）の知的財産庁 16 か国及び WIPO が参加）

2017 年　1 月　未加盟国に対する招へい研修「商標審査実務（基礎）コース」（マレーシア、ラオス、ブラジル、アルゼンチン、チリ、ペルー、南アフリカ、ケニア）

2 月　新規加盟国に対する招へい研修「マドプロ商標審査コース」（カンボジア）

3 月　新規加盟国ブルネイへ特許庁職員を派遣しマドプロ実務研修を実施

(2)国内における周知活動

2016 年秋に、特許庁主催の知的財産権制度説明会（実務者向け）において「商標の国際登録制度（マドリッド制度）について（出願実務）」と題した説明を東京、大阪、名古屋の 3 都市で実施し、制度の概要や本国官庁としての日本国特許庁に対する手続を中心に、WIPO 国際事務局に対する手続、指定国官庁としての日本国特許庁に対する手続についての説明を行った。同説明会においては、国際登録制度の出願実務を理解するためのテキストを配布した[1]。

このような説明会とは別に、業界団体や企業、代理人とのコミュニーケーションを図り、商標の国際登録制度の利便性や利用状況について意見聴取をするとともに、同制度に関する手続の疑問点等について説明することで、その普及に努めている。

また、同制度の要点をまとめたパンフレット「商標の国際登録制度活用ガイド」を作成・配布した[2]。



パンフレット「商標の国際登録制度活用ガイド」


マドプロリージョナル会合（2016 年 12 月）

1　http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/h28jitumu-madopro.htm
2　http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/panhu.htm

4 地域団体商標に関する取組

(1)地域団体商標制度とは

地域名と商品（サービス）名を組み合わせた地域ブランドを、商標権としてより適切に保護するため、2005年に商標法が一部改正され、2006年4月に地域団体商標制度が施行された。この制度は、地域の事業者団体による積極的な活用によって、地域経済の持続的な活性化につなげることを目指し、導入されたものである。これにより、地域名と商品（サービス）名とを組み合わせた商標を、地域団体商標としてより早い段階で商標登録することが可能となり、便乗使用を排除することができることとなった。また、地域ブランド活動を展開していこうとする事業者には、権利化へのインセンティブとなり、地域活性化につながっていくことが期待されている。さらに、商標登録された地域団体商標を有効に活用し、ブランド管理を徹底すること等によってブランド力を高め、発展段階の地域ブランドが全国的に認知されるブランドへと成長していくことが期待されている。

(2)地域団体商標の出願・登録状況

①出願状況

地域団体商標の出願は、2006年4月1日に出願の受付を開始し、2017年3月末までに1,165件が出願された。地域別に見ると、北海道52件、東北100件、関東・甲信越199件、北陸86件、東海144件、近畿291件、中国71件、四国41件、九州129件、沖縄43件、加えて外国から9件の出願があった。

②登録状況

地域団体商標の登録は、2017年3月末までに605件が登録されている。分野別に見ると、「工芸品・かばん・器・雑貨」81件、「食肉・牛・鶏」59件、「織物・被服・布製品・履物」57件、「野菜」57件、「加工食品」55件と、工業製品や農林水産品、加工食品の登録が多い。

登録件数を都道府県別に見ると、京都府が62件と圧倒的に多く、兵庫県、岐阜県、石川県、北海道と続く。

2-3-2図 地域団体商標の産品別内訳一覧表

産品別登録内訳一覧表 登録数※1 605件　　2017年3月31日時点

野菜	米	果実	食肉・牛・鶏
57件	7件	45件	59件
水産食品	加工食品	牛乳・乳製品	調味料
45件	55件	7件	16件
菓子	麺類・穀物	茶	酒
11件	13件	16件	13件
清涼飲料	植物	織物・被服・布製品・履物	工芸品・かばん・器・雑貨
1件	3件	57件	81件
焼物・瓦	おもちゃ・人形	仏壇・仏具・葬祭用具・家具	貴金属製品・刃物・工具
28件	15件	37件	9件
木材・石材・炭	温泉	サービスの提供（温泉を除く）	産品別の累計数※2
14件	43件	20件	652件

（備考）一登録案件で複数の産品を指定している案件があるため、登録数※1と産品別の累計数※2は異なります。
（資料）特許庁作成

2-3-3図　都道府県別登録件数上位 10

都道府県	件数
京都府	62
兵庫県	35
岐阜県	29
石川県	29
北海道	28
静岡県	22
東京都	18
福岡県	17
福井県	16
愛知県	15
三重県	15
広島県	15
沖縄県	15

（資料）特許庁作成

(3)地域団体商標の周知活動

特許庁では地域団体商標制度の周知を図るため、2005 年度から、法改正の概要や審査・運用について全国で説明会を実施している。あわせて、地域団体商標の制度の概要等について分かりやすく説明したパンフレットを頒布し、利用者への制度の周知及び利用促進を図っている。また、2017 年 3 月には、地域団体商標制度の更なる普及を促すため、2016 年 12 月末までに地域団体商標登録された商品や役務の内容について紹介した冊子「地域団体商標事例集 2017」を作成し、地域団体商標制度説明会等の参加者や、各都道府県・市区町村・商工会、商工会議所、観光協会、既権利者等に配布し、対外的に広く普及活動を行っている。

本冊子は、地域団体商標 598 件の紹介とともに、名称表示がバラバラだったところを、地域団体商標取得をきっかけに名称統一し、更なる売上げ増加、ブランド価値向上へつながったという事例や、地域団体商標取得をきっかけに、地元に地域ブランドとしての認識が拡がり、市内スーパー全店舗での取扱いになった事例等、実際の登録権利者からの声を中心に活用事例を 13 例掲載している。その他、新たに登録された 11 件の「商品・サービスの特徴」の紹介や、地域団体商標制度の概要等を分かりやすく掲載している。加えて、地域団体商標に関する特許庁の支援策、地域団体商標と地理的表示（GI）の活用 Q&A、地域団体商標権の存続期間更新のお知らせ等を掲載している。





パンフレット「地域団体商標制度」と、冊子「地域団体商標事例集 2017」

2-3-4図 地域団体商標 MAP

地域団体商標MAP

平成29年3月31日までに登録された商標（605件）

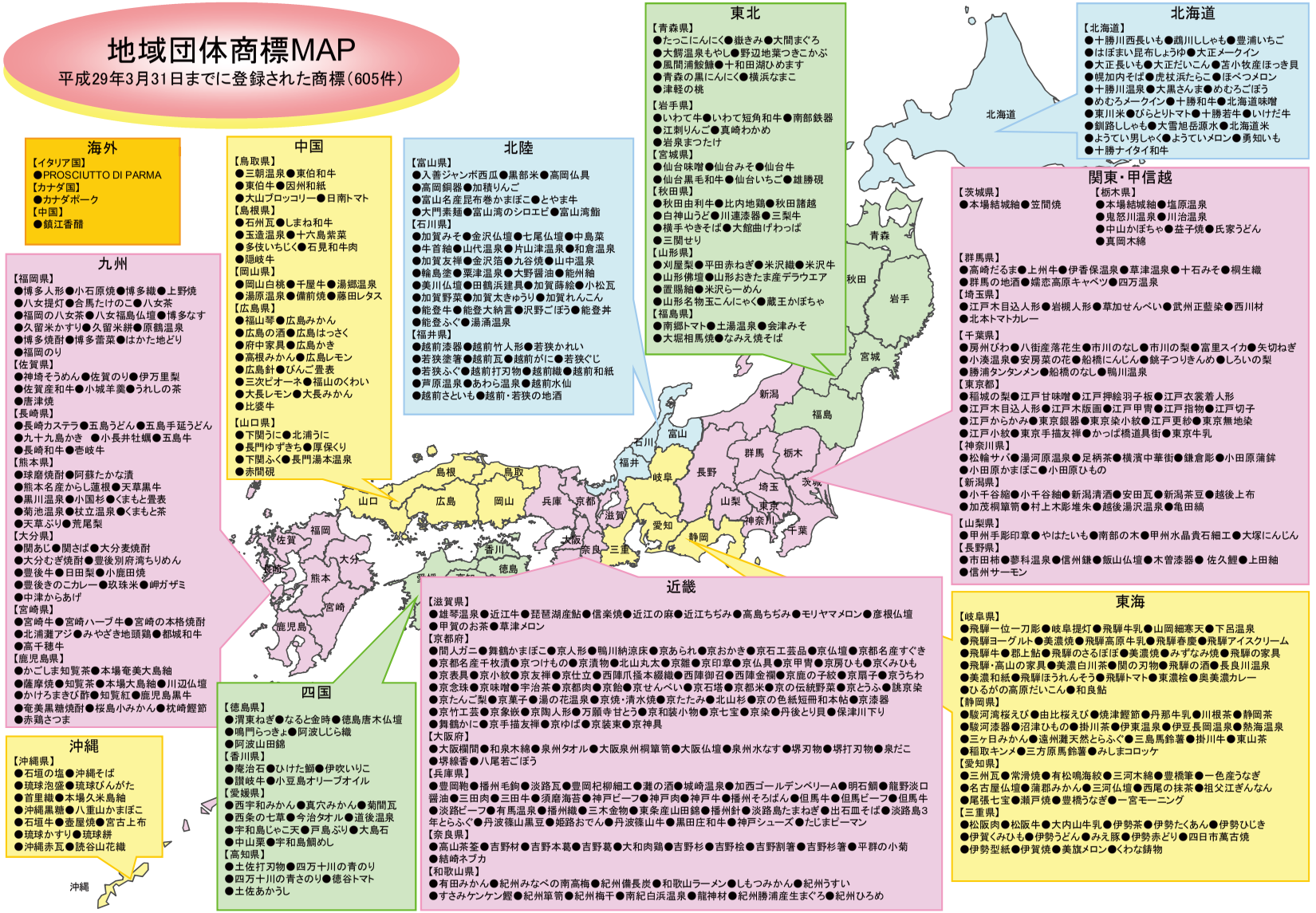

Column 11

地域団体商標活用事例

2017 年 3 月に作成した冊子「地域団体商標事例集 2017」の中から、名称表示がバラバラだったところを、地域団体商標取得をきっかけに名称統一し、さらなる売上げ増加、ブランド価値向上へつながったという事例や、地域団体商標取得をきっかけに、地元に地域ブランドとしての認識が拡がり、市内スーパー全店舗での取扱いになった事例を 2 件御紹介いたします。

『びらとりトマト』は、平取の冷涼な気候にはぐくまれ、のびのびと育った真っ赤なおいしいトマトです！

■商　標：びらとりトマト（登録番号：第 5503346 号）
■権利者：びらとり農業協同組合
■指定商品又は役務：日高支庁沙流郡平取町地域及び近隣地域（日高支庁沙流郡日高町地域）で生産され平取町農業協同組合で共同選果されたトマト

（1）従来におけるブランド保護の取組



平取（びらとり）町は、北海道日高地方の西端に位置し、日高山脈を源とした清流、沙流川沿いに広がっており、北海道のなかでも更に冷涼な気候のもと、トマトの一大産地となっています。平取町では、100 ヘクタール以上のトマトのハウス栽培を行っています。これは北海道の大玉トマトの 4 割近くに当たる栽培面積です。しかし、ただ沢山作っているだけでなく地域の気候と作りのこだわりをもって、味わいのある美味しいトマトづくりを目指しています。

従来からのブランド保護の取組としては、「びらとりトマト」という名称よりも、びらとり農業協同組合から出荷する産品に使用しているブランドである「ニシパの恋人」の名称を全面にだして販売を行っていました。そのため、「びらとりトマト」というブランドの普及については、当時はあまり活動できていない状況でした。

（2）地域団体商標権利取得後の効果

従来からブランド意識を組合員は皆持っていましたが、名称が統一されたことで、生産者である組合以外の流通、販売に関わる業者にも「びらとりトマト」という名称を使っていこうという意識が生まれてきたように思います。売上げ自体は地域団体商標取得前から取得後も継続して伸びてきています。それは数量の伸びもあるのですが、単価の上昇も影響していると思います。これは名称を統一したことなどが影響して、「びらとりトマト」のブランドが市場に認められてきたことの証ではないかと考えています。

そのほかの効果としては、量販店さんは通常、そのときのセール品コーナーなどを時期にあわせて変更していくものですが、「びらとりトマト」は、出荷時期が長いので、長い期間「びらとりトマト」という表示をしながらコーナー販売をしていただいており、より名称の普及が図られているように思います。しかも、それで実際、販売実績もでているので量販店さんも続けてくれているのだと思います。商標権を取得してよかったと思う点は、やはり、継続して生産から販売にいたるまでの関係者が「びらとりトマト」という名称を使ってくれるようになったことだと思います。



『氏家うどん』は、素朴さが特徴のおいしい田舎風うどんです！

■商　標：氏家うどん（登録番号：第 5817109 号）
■権利者：氏家商工会
■指定商品又は役務：栃木県さくら市氏家地区で生産された小麦を使用したうどんの麺
栃木県さくら市氏家地区で生産された小麦を使用したうどんの提供

（1）従来におけるブランド保護の取組



氏家（うじいえ）町は、栃木県の中部に位置していた町で、平成 17 年に隣の喜連川町と新設合併し、さくら市となったため現在は存在しません。元々は、奥州街道と会津中街道の分岐する宿場町として発展し、鬼怒川の河港が開かれてからは、市場町として発展してきました。

従来におけるブランド保護の取組としては、10 年くらい前に、さくら市役所から予算事業として、氏家商工会の方で、地域ブランドを振興する取組をやってくれないかと依頼がありました。地域ブランドとして何を振興していくかという話の中で、旧氏家町の小麦の生産量が、このあたりの地域（塩谷郡）の中では 83%を占めることから、「うどん」を推進していこうという話になりました。加えて、市町村合併で地域の名称がなくなっていく中、「氏家」という地名は、このあたりの人に郷愁を感じさせることから、「氏家」という地名を採用することとしました。以前から、このあたりは農業が主であり、お昼と夜の間の時間帯（このあたりでは「こじはん」と呼びます）に、小腹が空いた時に食していたものが「うどん」でした。うどんと言えば白く、コシのある、「讃岐うどん」、また、太くて柔らかい「伊勢うどん」といった特徴がありますが、その中で、我々は「郷愁を誘う田舎うどん」でやっていこうという話になりました。

ブランド振興の第一段階として、氏家商工会主催の「氏家商工まつり」というイベントで、平成 17 年から素人うどん打ち大会を開始し、今後のキャンペーンパーソンになってもらうべく、コンテスト形式で「うどん打ち素人名人」を選出しました。また、各小学校にも参加してもらうなど、地域密着で「氏家うどん」を地域に根付かす活動を行っていきました。平成 20 年には、農商工連携法ができたタイミングとも重なり、原料となる小麦の提供についても農協さんから色々協力をもらえるようになりました。平成 23 年には、技術交流などを目的に讃岐うどんとのコラボ企画を開催し、関係者の方々に氏家商工まつりに来ていただいたりしました。

（2）地域団体商標権利取得後の効果

地域団体商標を取得してよかったと思う点は、地域団体商標の取得前は、市内のスーパーでも扱ってくれるところは少なかったですが、地域団体商標を取得した後は市内のスーパーの全店舗が「氏家うどん」を扱ってくれるようになりました。飲食店に関しても地域ブランドということで「氏家うどん」を扱うところが増加しました。また、商工会全国初ということもあり地域団体商標を取得したことによって一気に知名度は上がったと思います。特に製麺業界ではそれなりに知れ渡ったと思っています。



やはり、地域団体商標を取得しているうどんは「良いうどん」という認識をもってくれているように思います。そのほかにも、地域団体商標を取得したことで、市の計らいで道の駅に「氏家うどん」の大々的なコーナーができる予定です。

5 商標審査の品質管理

(1)商標審査の品質管理の取組経緯

商標審査の質の維持及び向上は、適切な商標権の保護を可能とし、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、消費者の利益を保護することと併せ、各事業者等が円滑な経済活動を行う上で欠かせないものである。

これまでも質の向上のために各種取組を行ってきたところ、品質管理に関する企画立案体制の更なる強化を図り、審査の品質管理について客観的かつ一元的な管理を行うべく、2016年4月に商標課に品質管理班を設置した。また、庁内組織である商標審査品質管理委員会が、品質管理班が企画・立案する各種施策について助言を行い、方針を決定している。今後も、審査官一人一人が問題意識を持って審査の質の向上を図るとともに、商標審査部門全体としても組織的に品質管理の取組を実施していくために必要な体制の整備及び各種品質管理の施策を進めていく。

(2)取組の内容

①品質ポリシー・品質マニュアルの公表

ブランドの保護育成及び消費活動の円滑化への貢献に向けて商標審査の質を維持・向上するための品質管理の基本原則を示した「商標審査に関する品質ポリシー」を2014年に公表した。また、商標審査に関する品質管理及びその実施体制からなる品質管理システムを文書化し、品質管理の統一的な実施を目的とした「商標審査の品質管理に関するマニュアル」も2014年に公表しており、2016年度は、上記した商標課品質管理班設置に伴う実施体制の修正等、商標審査の品質管理に関する新たな施策等の実施に応じて改訂を行った。

②品質保証

調査手法や知識等を共有化し、審査官相互の知見を結集して迅速・的確な判断を行うため、審査官間等で意見交換を行う協議を実施している。また、審査官が行った審査の内容(審査の判断や通知文書の記載等)については審査長等が全件チェック(決裁)を行っている。

③品質検証

a. 品質監査

決裁が終了した案件からサンプルを抽出し、その審査内容について品質管理官が監査を行っている。2016年度は10名の品質管理官が3,000件について監査を実施した。品質監査の結果については分析を行い、抽出した課題に対する対応方針を策定し、各種品質関連施策に反映させている。また、担当審査官・審査長等に対して個別に結果を通知し、審査の質の改善を進めている。

b. 商標審査の質に関するユーザー評価調査

商標審査の質全般及び特定の出願における審査の質について、ユーザーからの指摘を通じて改善すべき点を明らかにし、審査の質の維持・向上のための施策に反映するべく、アンケート形式でユーザーからの評価、意見等を収集し、分析を行っている。2016年度は国内企業等400者を対象に実施し、商標審査に関する全体としての質に対して「満足」及び「比較的満足」の回答を合わせた割合は50.5%であった。

2-3-5図 ユーザー評価調査の結果

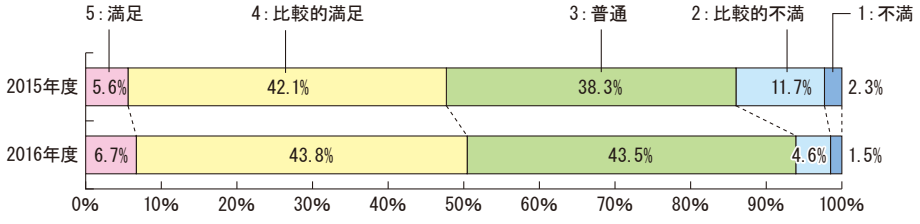

(3)審査品質管理小委員会

特許庁における品質管理の実施体制・実施状況についての客観的な検証・評価を受け、それを審査の品質管理システムに反映することを目的として、2014年8月に産業構造審議会知的財産分科会の下に、外部有識者からなる審査品質管理小委員会を設置した。2016年度は、当該年度に特許庁が実施している品質管理の実施体制・実施状況について、本委員会において作成された評価項目及び評価基準に基づき評価を受け、品質管理の実施体制・実施状況に関する改善点の提言を受けた[1]。

6 出願人のニーズを踏まえた早期審査の運用

(1)商標早期審査の対象

商標登録出願についての早期審査は、模倣・侵害事件が生じている出願に関する早期権利化のニーズ、経済活動のグローバル化等を踏まえ、1997年9月に開始した。早期審査の対象となる出願は、当初は2-3-6図の「対象1」のみであったが、制度の更なる利用拡大を図り、早期権利化の要望に応えるため、2009年2月から「対象2」の追加、2016年2月から「対象3」の追加及び「対象1」のさらなる対象の拡大を行った。さらに、震災により被害を受けた地域については、知的財産の面からも震災復興を支援していくことが必要と考え、2011年8月より、被災地の企業等に対して、時限的に早期審査の対象を拡大することとした。

2-3-6図 商標早期審査の概要

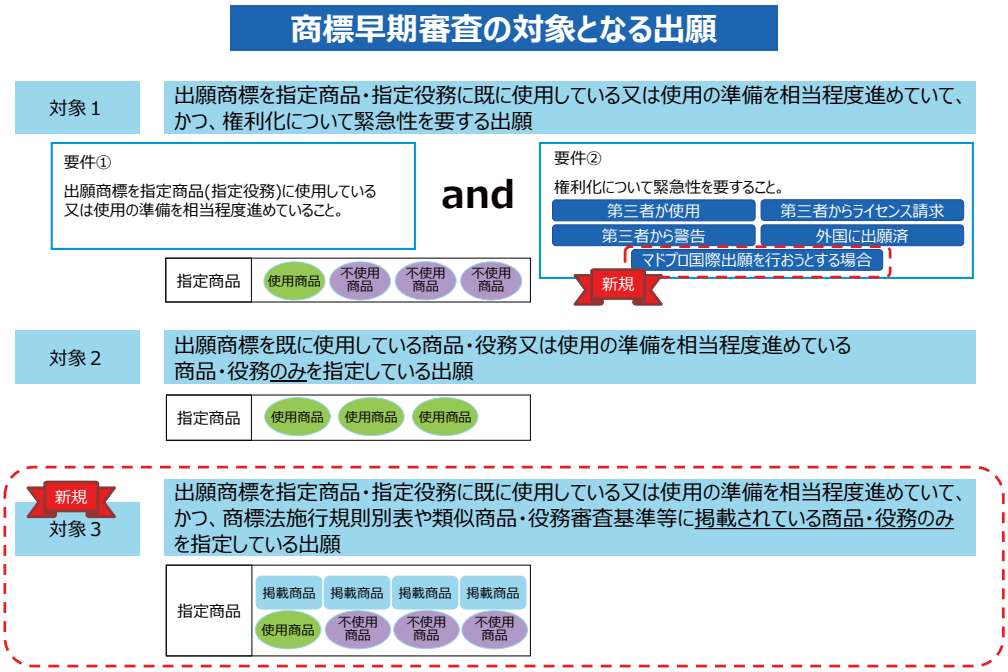

(備考)
1. 対象1の「権利化について緊急性を要する出願」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
   a) 第三者が許諾なく、出願商標又は出願商標に類似する商標を出願人若しくはライセンシーの使用若しくは使用の準備に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用しているか又は使用の準備を相当程度進めていることが明らかな場合。
   b) 出願商標の使用について、第三者から警告を受けている場合。
   c) 出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合。
   d) 出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している場合。
   e) 出願商標について、出願人がマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願の基礎出願として国際登録の出願を行う場合
2. 対象2の指定商品・指定役務中に、出願商標を使用していない又は使用の準備を相当程度進めていると認められない商品・役務を含む場合には、早期審査の申出以前(同時でも構わない)に、それを削除する補正が必要となる。
3. 対象3の指定商品・指定役務中に、商標法施行規則別表、類似商品・役務審査基準及び商品・サービス国際分類表(ニース分類)に掲載されていない商品・役務を含む場合には、早期審査の申出以前(同時でも構わない)に、それを削除する補正が必要となる。

1 http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/hinshitsukanri_menu.htm

(2)商標早期審査の動向

2016 年の申出件数は 2015 年に比べて 9.2%増加し 2,210 件であった。また、申出から審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間は、平均 1.8 か月であった。

2-3-7図
早期審査の申出件数・審査期間の推移

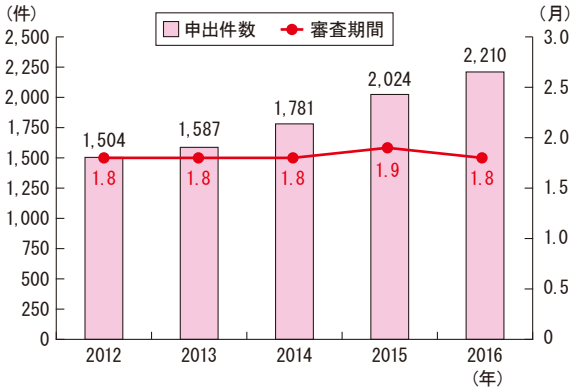

(備考)審査期間：申出から審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間
(資料)統計・資料編　第 2 章 18. (1)

第4章 審判における取組

審判は、審査の上級審として審査官の拒絶査定を見直す役割、及び知的財産権の有効性をめぐる紛争の早期解決に資する役割を担っており、これらの役割を十分に果たすためには、審理内容の充実と審理の迅速化の両立が求められる。

また、制度や実務についての情報交換や相互理解を図るための国際的な連携強化も必要となる。

そこで、特許庁は、以下に挙げる多面的な施策を実施している。

1 審理内容の充実に向けた取組

(1)審理内容の充実

①口頭審理

無効審判[1]や取消審判[2]等の当事者系審判事件においては、的確な争点の把握・整理と当事者の納得感の向上のため、口頭審理を積極的に活用している。口頭審理は、合議体と当事者が口頭で直接議論することで、書面では言い尽くせない当事者の主張を引き出すとともに、対立する争点の把握や整理に役立っている。なお、特許・実用新案部門、意匠部門においては、無効審判事件のうち、当事者の全てが書面審理を申し立てている場合等を除いて、原則として全件口頭審理を実施しており、商標部門においては、取消審判事件のうち、答弁書及び弁駁書が提出されたものについては、当事者の全てが書面審理を申し立てている場合等を除いて、原則として全件口頭審理を実施している。

2016年においては、241件の口頭審理を行った。

②IT審判廷

口頭審理をより円滑に実施するため、審判廷にモニター等のIT機器が備えられている。これにより、当事者が持参した技術説明等のための資料や証拠物品、審判書記官が作成した調書案等の内容を、参加者全員が迅速かつ的確に把握でき、当事者がお互いの主張をより円滑に尽くせるようになっている。

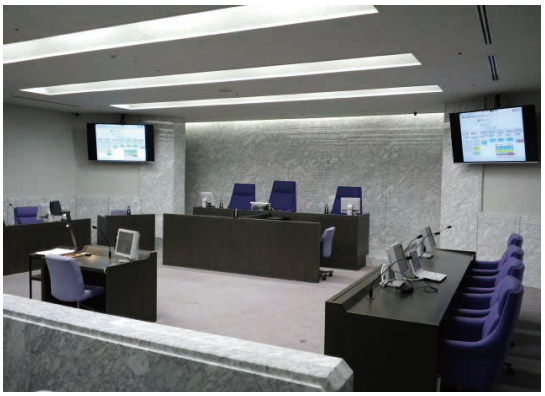

IT機器が備えられた大審判廷

③巡回審判・出張面接

地域の企業及び大学等が審判の当事者である場合に、当該審理をより円滑に実施するため、合議体が全国各地に出向き、無効審判の口頭審理を行う巡回審判や、拒絶査定不服審判の審理に関して直接的な意思疎通を図る出張面接を行っている。加えて、請求人等の当事者自身のPCを利用するテレビ会議システムにより合議体とコミュニケーションを図る、テレビ面接も推進している。

2016年においては、22件の巡回審判、17件の出張面接、3件のテレビ面接を行った。

1 既に登録されている特許、実用新案、意匠、商標に対して、その無効を求めて特許庁に請求する審判。
2 登録商標の不使用や商標権者による不正使用を理由として、当該登録の取消を請求する審判。



巡回審判・出張面接・テレビ面接のリーフレット

(2)専門家の知見を活用した審理の一層の適正化

①審判実務者研究会

2006 年度以降、審判官、企業の知的財産部員、弁理士、弁護士等の審判実務関係者が一堂に会し、審決・判決の判断手法について個別事例を題材にして検討を行う「審判実務者研究会」（当初は「進歩性検討会」）を、毎年開催している。得られた成果を報告書に取りまとめ、特許庁ウェブサイトへの掲載により広く公表している。

2016 年度は、上記の審判実務関係者に加え、知的財産高等裁判所及び東京地方裁判所の裁判官を新たにオブザーバーとして迎え、20 事例（特実 14 事例、意匠 2 事例、商標 4 事例）について研究を行い、その成果を取りまとめた「審判実務者研究会報告書 2016」[1] を公表した。



審判実務者研究会の全体会合

②審判参与

適正かつ迅速な審理を実現すべく、2007 年度末から、知的財産分野における豊富な実務経験及び知見を有する元裁判官等を「審判参与」として採用し、審理業務における高度な法律問題に対する助言を得るとともに、法律研修等の講師として活用している。

また、審判参与による審判参与会を適時開催して、審判に関する制度及び運用の在り方について提言を受け、審判に関する制度及び運用の一層の適正化等を図っている。

③審・判決調査員

当事者の納得感と審理の透明性の一層の向上に資するべく、法曹資格等を有する者を「審・判決調査員」として採用し、口頭審理、審理事項通知書、調書等の内容について、外部的視点を組み込んだ参考意見を作成し、審判官にフィードバックしている。また、民事法的側面からの相談等、審・判決調査員を積極的に活用して審理に取り組んでいる。

(3)制度改正への対応

2014 年法改正により、特許の権利化後の一定期間に特許付与の見直しをするための特許異議申立制度が創設された。同制度は、申立人が簡易な手続で意見を述べる機会を適切に取り入れ、全件書面による審理とするなど、特許権の早期安定化を図りつつも、ユーザーの負担が少なくなるよう考慮して制度設計されたものである。

同制度の創設以降、特許庁から関係団体へ

1　https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/sinposei_kentoukai2016.htm

の講師派遣や知的財産制度説明会等を通じて同制度の具体的な手続及び運用について広く周知を図っている。あわせて、特許庁内において、審判書記官の体制整備を図るとともに、審判便覧及び事務運用マニュアル等の作成及び改訂を進めるなど、同制度の業務が円滑に行われるよう取り組んでいる。

2-4-1図 特許異議申立制度イメージ

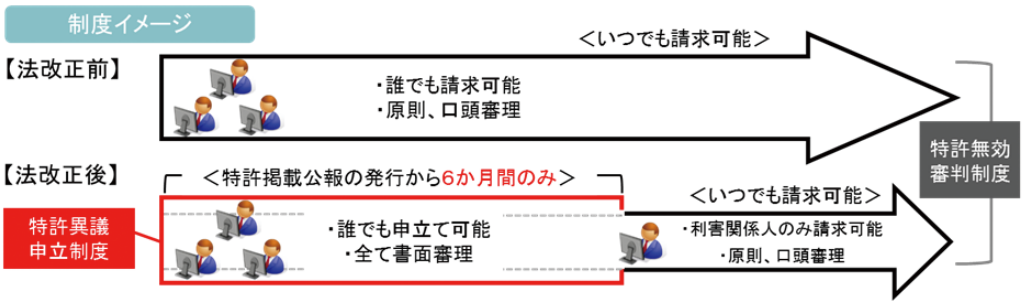

2 紛争の早期解決・権利の早期取得に向けた取組

(1)紛争の早期解決～権利付与後の審判～

無効審判等の権利付与後にその権利の有効性を争う審判事件については、優先的に審理を実施し、紛争の早期解決を図っている。

(2)権利の早期取得～権利付与前の審判～

早期の判断を求めるニーズに対しては、特定の要件を満たす拒絶査定不服審判事件[1]について、申出によりその事件の審理を優先的に行う早期審理制度を実施している。2016年の早期審理の申出件数は、特許が176件、意匠が3件、商標が5件であった。[2]

3 国際的な連携強化に向けた取組

(1)各国知財庁との連携

①審判専門家会合

審判分野に関する情報交換等のため、他国特許庁の審判部門の実務者間との議論を活性化させるべく、審判専門家会合を開催している。2016年度は6月に中国で第2回日中審判専門家会合を、8月に韓国で第7回日韓審判専門家会合を、9月に日本で第4回日中韓審判専門家会合を開催した。



第7回日韓審判専門家会合

1 特許については、次のいずれかの要件を備えた特許出願に係る拒絶査定不服審判事件が対象となる。①審判請求人がその発明を既に実施している特許出願、②外国にも出願している特許出願、③審判請求人が中小企業、個人、大学、TLO、公的研究機関のいずれかであるもの、④審判請求人でない者（第三者）が、その審判事件の特許出願の出願公開後にその発明を業として実施していること、⑤グリーン発明（省エネ、CO2 削減等の効果を有する発明）について特許を受けようとする特許出願、⑥審判請求人が、震災に起因する被害等を受けた者等である特許出願、⑦アジア拠点化推進法関連出願
また、意匠、商標については早期審査と同様の要件を備えた出願に係る拒絶査定不服審判事件が対象となる。

2 前置登録された事件等を含めると、早期審理の申出件数は、特許が246件、意匠が3件、商標が5件であった。

②国際審判官協議

実事件を用いた口頭審理傍聴や意見交換の実施を通じて、審判官同士による審判実務の情報交換を行うため、韓国、中国との国際審判官協議を開催している。2016 年度は 6 月に中国にて第 1 回となる日中国際審判官協議を、9 月に日本にて日中韓国際審判官協議を、それぞれ開催した。



第 2 回日中審判専門家会合・第 1 回日中国際審判官協議



第 4 回日中韓審判専門家会合・第 2 回日中韓国際審判官協議

③その他

台湾との審判官による実務レベルでの交流に関し、2014 年 6 月、2015 年 10 月に、日本側より各回、審判官を派遣した。この交流を継続すべく、2016 年 10 月、台湾側より、審判官を受け入れ、実事件を用いた意見交換等を通じて、審判実務の情報交換を行った。

また、2017 年 2 月に、マレーシア知財公社の特許異議申立制度に関する調査団を受け入れ、同国における特許異議申立制度の創設に向けた準備に協力した。

(2)国内外の法曹界との連携

①日欧の訴訟における証拠収集に関する模擬裁判

2016 年 9 月にフランスで、欧州の特許弁護士団体 EPLAW、日本弁護士連合会、弁護士知財ネットとの共催により、日欧の知財関係者が参加する国際シンポジウムを開催した。本シンポジウムでは、日欧の特許訴訟における証拠収集に関する模擬裁判等を実施し、知財司法制度や審判制度に関する相互理解を深めた。

②日欧知的財産司法シンポジウム 2016

2016 年 11 月に東京で、日欧知的財産司法シンポジウム 2016 を開催した。特許の侵害と有効性の判断をテーマとした基調講演や、欧州統一特許裁判所をテーマとした模擬裁判、均等論や特許の有効性の判断に関するパネルディスカッションが行われ、日欧の知財司法制度や審判制度に関する相互理解を深めた。(詳細については Column 12 参照)

③日中韓特許庁シンポジウム

2016 年 12 月に、神奈川県小田原市において日中韓特許庁シンポジウムを開催した。日中韓における行政及び司法による知的財産保護の最新動向をテーマに、日中韓特許庁、学識経験者、知的財産高等裁判所、韓国大法院、中国国家知識産権局専利復審委員会による、基調講演、パネルディスカッション等を実施した。

④米国特許審判法曹協会発足会合

2016 年 6 月に米国特許商標庁（USPTO）審判部（PTAB）のユーザーによる団体である米国特許審判法曹協会（PTAB Bar Association）が設立され、2017 年 3 月に、米国にて、同団体の発足会合（Inaugural Conference）が開催された。本会合には、PTAB の手続を利用する法律事務所を中心に約 700 名が参加した。日米の特許庁もスピーカーとして参加し、審判制度に関する議論を深めた。

⑤国際知財司法シンポジウム2017

2017年10月30日−11月1日に、東京にて、裁判所、法務省等との共催により、国際知財司法シンポジウム2017を開催する。日中韓及びASEANの裁判官、日本の裁判官、大学関係者、弁護士、弁理士、産業界等が参加し、基調講演、模擬裁判、パネルディスカッション等を通じ、日中韓及びASEANの知財紛争解決について議論する予定である。

Column 12

日欧知的財産司法シンポジウム 2016

1. 背景

我が国とドイツとの間では、従来から法律分野において活発な交流が行われてきましたが、知的財産についても例外ではありません。特に「知財司法」については、長年の交流の成果が、定期的なシンポジウムの開催という形で結実しており、次に掲げるように、近時、日独交互に知財司法シンポジウムが定期的に開催されてきました。

2. シンポジウム概要

(1) 冒頭挨拶

小宮長官より、本シンポジウムを通じた、日欧における知財司法及び行政のさらなる関係の深化と、知財エンフォースメントにかかわる議論の進展への期待が述べられました。また、Grotheer（グロテア）会長より、経済のグローバル化の進展に伴い、知的財産分野における国際連携がますます重要になっている旨や、今後の日独交流のさらなる発展への期待が述べられました。

(2) 基調講演

侵害と有効性の判断の交錯について、知的財産高等裁判所の設樂所長（当時）及びドイツ連邦最高裁判所の Meier-Beck（マイアー・ベック）部総括判事が講演しました。また、我が国における無効審判について特許庁の嶋野審判部長が講演した後、ドイツにおける特許無効手続についてドイツ連邦特許裁判所の Schmidt（シュミット）長官が、欧州単一効特許について欧州特許庁 Fuchs（フックス）審査長が、それぞれ講演しました。

(3) 模擬裁判

欧州統一特許裁判所における審理を想定した模擬裁判が実施されました。欧州統一特許裁判所が実現した場合にどのような審理がされるのかを確認する機会となりました。

(4) パネルディスカッション

均等論と特許の有効性判断の二つのテーマについて、具体的ケースを用いて様々な立場から議論がなされました。均等論のテーマについては、知的財産高等裁判所の大合議事件が、有効性判断のテーマについては、特許庁が実施している審判実務者研究会で扱われた事例が、それぞれ議論の対象とされました。

3. 参加者

今回のシンポジウムは、ドイツ連邦最高裁判所や日本知的財産高等裁判所をはじめとする日欧の裁判所関係者、日欧の特許庁関係者、大学関係者、弁護士・弁理士・産業界等の制度ユーザーから約 420 名が参加する大変盛況なものとなりました。



日欧知的財産司法シンポジウム 2016 の登壇者

（参考）日欧知的財産司法シンポジウム 2016 の記事（特許庁ウェブサイト）
http://www.jpo.go.jp/shoukai/soshiki/photo_gallery2016111801.htm

4 審判に関する情報発信

(1)国際的な情報発信

法解釈や運用の理解に参考となると考えられる審決等（審決、異議決定、判定）について、2016年1月に特許庁ウェブサイト（日本語版、英語版）で、手翻訳による英語翻訳文（審決英訳）の提供を開始し[1]、2016年度末に審決英訳の提供件数は、累積180件に達した。さらに、審判実務者研究会報告書の要約版[2]や、審判に関する他のコンテンツについても英訳し公表を行うことで、国際的な情報発信の充実を図った。

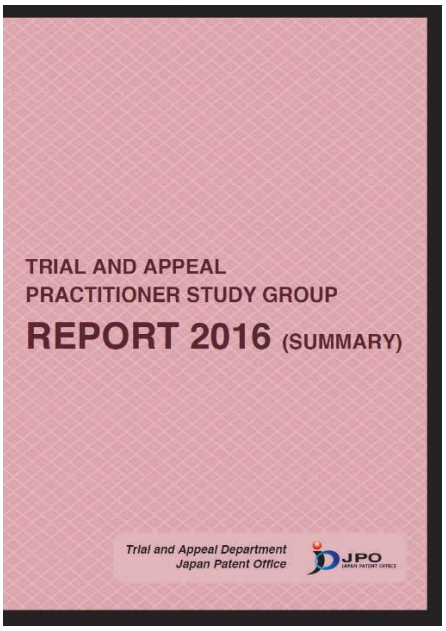

審判実務者研究会報告書の英語要約版

(2)審判制度の普及・啓発

特許庁では、口頭審理を積極的に活用することで、当事者の納得感向上に努めている。また、地域の企業や大学等と審判合議体とのコミュニケーションを円滑にするため、口頭審理を地方で実施する巡回審判を推進している。

知財制度ユーザーに対してこれらの施策をアピールし、一層の利用促進を図るとともに、審判制度の認知度向上及び普及・啓発を図ることを目的として、模擬口頭審理の実演を実施している。2016年度は、広島、福岡における巡回特許庁や、東京、大阪、松山等における特許審判制度説明会において、模擬口頭審理の実演を実施した。



巡回特許庁 in ひろしま



巡回特許庁 in 九州

1 https://www.jpo.go.jp/seido/shinpan/shinketsu-eiyaku.html
2 https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/sinposei_kentoukai.htm

Column 13

ユーザーニーズを踏まえたよりよい行政サービスの提供に向けて

産業財産権を取得するためには、発明等の実体的な審査のみならず、出願から登録に至るまでの多岐にわたる手続が必要となります。こうした出願から登録までの手続は、産業財産権に関する法令等に定められた形式的又は手続的な要件に従って進めることが前提であり、手続を適切・迅速に完了させるためには、ユーザーと手続に関わる職員との的確な意思疎通が重要です。

そこで、特許庁では、よりユーザーの視点に立った行政サービスの提供を目指すために、こうした手続に関わる職員ひとりひとりの、日々の業務に係る心構えを示した「方式審査・出願・登録関連業務に関する品質ポリシー」を 2015 年 3 月に策定・公表しました。特許庁では、この品質ポリシーを踏まえながら、2016 年度においては以下のような取組を実施しました。

(1) 方式審査に係る品質とユーザーの予見性のなお一層の向上を図るため、方式審査便覧の記載を明確化するとともに、手続で使用する印鑑の取扱いや持分の補正に係る取扱いなど 12 項目を新たに方式審査便覧として公表しました。

(2) ユーザーへの適切、適時の情報発信の更なる充実を図るため、ユーザーから掲載場所が分かりにくいと要望の多かった「登録に関する手続」について、特許庁ウェブサイトのトップページの制度メニューに表示するとともに、記載内容もより分かりやすく見直しました。この他にも「産業財産権の出願手続の留意点」や「PCT に基づく国際出願の国内移行手続の留意点」、「国際意匠・商標出願の制度」等について、手続上のポイントが視覚的に伝わる等の見直しを行いました。

(3) 出願関連業務においては、インターネット出願ソフトから英語による PCT 国際出願の受付が可能となるシステム改造を行い、ユーザーの更なる利便性向上を図りました。

この他にも、2016 年 4 月に発生した「熊本地震」により被災した出願人等に対しては専用の問合せ窓口を直ちに設けて対応するとともに、熊本地震が特定非常災害特別措置法による特定非常災害に指定されたことを受け、被災した出願人等に対する手続期間の延長に関する取扱いを策定・公表しました。

特許庁では、今後もユーザーからの手続業務に関する要望等も踏まえつつ、更なる利便性並びに満足度の向上に向け、継続して業務の改善に取り組んで参ります。



熊本地震に関する救済手続の公表



「登録に関する手続」についてのリニューアル

第5章 情報システムの拡充に向けた取組

本章では、特許庁の業務を支える情報システムの拡充に向けた取組について、現在までの取組や、今後のシステム開発、及び、情報システムを通じた国際的取組について紹介する。

1 特許庁の情報システムの拡充に向けた取組

本節では、ペーパーレス計画を始めとして、これまでに達成してきた情報システムの拡充に関する取組を紹介する。また、今後のシステム開発についての方針を紹介する。

(1)特許庁システムの紹介

特許庁は、1984年、世界に先駆けて、特許行政全般の総合的コンピュータ化、データベース化を図る「ペーパーレス計画」を策定し、1990年の世界初[1]の電子出願システムの導入を始めとして、様々な業務にITを活用したシステムを導入してきた。

①電子出願システム

特許庁は1990年12月に特許・実用新案関連手続のための電子出願システムを導入し、それ以降、電子出願の対象拡大、新しい通信技術の導入等、様々な取組を行ってきた。特許庁では、これまでの取組が実を結び、2016年において特許・実用新案は98.4%、意匠は93.1%、商標は85.0%、査定系審判は99.3%、PCT国内段階は99.9%、PCT国際出願は99.0%の高い電子出願率を実現するとともに、インターネットを利用した電子出願の受付を開始した2005年10月以来、24時間365日（メンテナンス時間及びバックアップセンターへの切替時間を除く。）電子出願の受付を継続している。2015年3月以降は、受付システムの二重化により、定期メンテナンス時間帯においてもオンライン出願が可能となっている。

②事務システム

事務システムは、大きく分けて、特許、実用新案、意匠、商標の出願から公報発行までの庁内事務処理を対象とする包袋事務処理システムと、実体審査を行う際の審査周辺システムに分けられる。

包袋事務処理システムは、オンラインにより申請データ・受領書等を授受する受付システム、自動方式チェックと目視による方式審査等を行うための方式審査システム、申請データ等を格納管理する記録原本管理システム等からなるシステムである。包袋事務処理システムのうち、特許・実用新案については前述の電子出願システムと同時（1990年）に、意匠・商標については2000年に稼働を開始した。

審査周辺システムは、審査対象案件の管理、起案・決裁処理、審査補助等の審査官業務を支援するシステムであり、特許・実用新案については1993年に、意匠、商標については包袋事務処理システムと同時（2000年）に稼働を開始した。

③検索システム

特許庁における特許・意匠・商標の実体審査業務に際し、公報等の検索業務が必要となる。

特許においては、公報等の審査資料に技術的特徴に応じて付与した分類であるFターム

1 KIPOは1999年、EPO及びUSPTOは2000年に電子出願システムを導入。

及びFI[1]、フリーワード等の検索キー、出願人、発明者、発明の名称、さらには、フルテキストにより検索できる特実検索システムが稼働している。

また、意匠においては、意匠分類を複数の観点により細区分化した分類であるDタームにより検索を行う意匠検索システム、商標においては、称呼検索システム、図形商標審査システム[2]、周知・著名商標データベースの構築及び同検索システム等が稼働している。

(2)特許庁のシステム開発

①特許庁業務・システム最適化計画

特許庁は、2013年3月に策定した、特許庁の情報システムの開発計画である「特許庁業務・システム最適化計画」(2013年度から2022年度までの計画)(以下、「最適化計画」という。)に沿ってシステム開発を進めている。

最適化計画は、以下の4つの目標を掲げ、その達成を目指すこととしている。

(i)世界最高レベルの迅速かつ的確な権利の設定に不可欠なシステムの基盤の整備

(ii)情報発信力の強化及びユーザーの利便性向上

(iii)安全性・信頼性の高いシステム及び運用体制の構築

(iv)行政運営の簡素化・効率化・合理化・質の向上、及びシステム経費の節減

上記目標を実現するために、最適化計画においては、システムを一括して刷新する方式に替えて、「段階的に刷新する方式[3]」を採用することとしている。これにより、システム構造の定型化及び簡素化を実現しつつ、逐次、優先度の高い政策事項のシステム対応を実現し、同時に、業務処理の迅速化、システム運営経費の節減を進めることを可能とした。

②最適化計画における特許庁システムの刷新工程

最適化計画では、具体的な刷新の工程について、特許庁システムの規模・複雑性に鑑みて、全体工程(10年程度を要する見込み)を、おおむね前半5年(第Ⅰ期)と後半5年(第Ⅱ期)に大別している。

第Ⅰ期においては、受付システムの二重化、中国・韓国語の特許・実用新案文献に対応した機械翻訳・検索システムの構築、新たな意匠・商標制度等の制度改正対応、提供対象データの一元管理と充実化、PCT国際出願の電子処理拡大等、優先度が高く喫緊に実現すべき政策事項につき逐次システム対応を進める。あわせて、特許庁システムに占める規模等の比率が高く、処理迅速化、改修効率化、経費節減等の効果が大きい特許・実用新案に係る中核的な業務につき、他に先行してシステム構造の簡素化及びそれを通じた庁外情

2-5-1図 段階的刷新の概念図

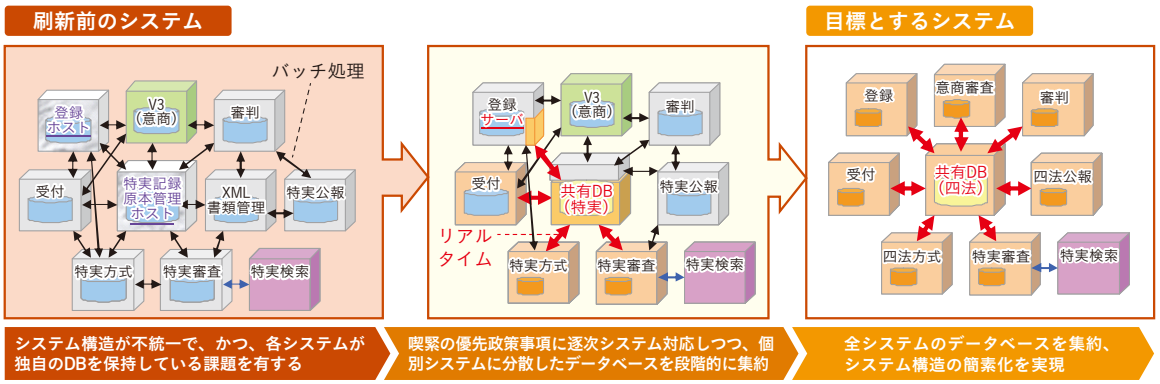

1 File Indexの略。IPCを基礎として細展開された日本国特許庁独自の分類。
2 文字列検索、分類(図形ターム、2004年4月よりウィーン図形分類)及び類似群コード等により検索を行う。
3 「技術検証報告書」(2012年1月)において提言された、喫緊の優先政策事項に逐次システム対応しつつ、個別システムに分散したデータベースを段階的に統合しシステム構造の簡素化を実現する方式。

報提供サービスの迅速化の実現を図る。加えて、旧式（レガシー）システムからの脱却を進め、システム運用経費の節減を図る。

第Ⅱ期においては、優先度が高く喫緊に実現すべき政策事項について、引き続き逐次システム対応を進めつつ、特許・実用新案に加え、意匠、商標及び国際出願に係る業務を含めた全ての業務につき、システム構造の簡素化・庁外情報提供サービスの迅速化の実現を図る。

③最適化計画の実施における取組

最適化計画の実施に当たっては、特許庁長官、特許庁情報化統括責任者（CIO）である特許技監を中核とする「特許庁情報化推進本部」を設置し、強力なトップマネージメントによる意思決定やプロジェクト推進を可能としている。また、上述のとおり、最適化計画においては「段階的に刷新する方式」を採用しており、複数のシステム開発が同時並行的に実施されるため、「特許庁PMO（Program Management Office）」を設置して、それら全体を見渡したプロジェクト進捗管理を着実に実施している。

各システム開発を担当する事業者の調達に当たっては、技術力の高い事業者を選定すべく、入札手続において、プロジェクト遂行能力に対する審査を重点的に行うとともに、プロジェクトマネージャに対する技術審査前のヒアリングを導入する等の取組を行っている。

これらの取組に加えて、現行業務全体を網羅的に文書化する作業を通じた業務等についての徹底的な分析、技術検証委員会等による監査・助言といった外部監査体制の確立による客観性の確保といった取組を行うことにより、最適化計画に基づいたシステム開発を着実に実施していく。

④最適化計画に沿った主なシステム開発の進捗状況

2017年4月現在、最適化計画に沿った主なシステム開発の進捗状況は以下のとおりである。

a. 受付システムの二重化（2014年10月）

「受付バックアップセンター」を稼動し、大規模災害やシステム障害の発生により特許庁庁舎の受付システムが利用不可となった場合でも、オンライン出願等の手続及び出願日の確保が可能となった。

b. 中国・韓国語の特許・実用新案文献に対応した機械翻訳・検索システムの構築（2015年1月）

中国・韓国語の特許・実用新案文献の検索環境を整備するため、中国・韓国語の特許・実用新案文献の全文を日本語で検索できる「中韓文献翻訳・検索システム」をリリースした。

c. 旧式（レガシー）システムからの脱却（2015年1月）

残存していた2つのホストコンピュータをオープン系システム（サーバ）に移行し、いわゆる旧式（レガシー）システムから完全に脱却した。これにより、データベースの共有化を進めるとともに、システムの保守性を高めシステム運用経費の削減を図った。

d. 新たな商標制度等の制度改正対応、特許付与後に権利をレビューする制度導入に向けた対応（2015年4月）

新たな商標制度（色彩や音といった商標について、商標法の保護対象に追加）に伴うシステム対応、特許異議の申立制度の創設に伴うシステム対応を行った。

e. 新たな意匠制度への対応（2015年5月、2017年3月）

「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」への加入に伴うシステム対応を行った。

f. 提供対象データの一元管理と充実化（文献照会部分）（2016年2月）

審査官が照会可能な文献を蓄積するデータベースと、一般利用者が照会可能な文献を蓄積するデータベースを一元化した「共通特実

検索システム」をクラウド上に構築。一般利用者にも審査官と同等の文献照会機能の提供を開始した。

g. PCT国際出願の電子処理拡大(2016年4月)

PCT国際出願の国際段階における書類のうち、インターネット出願ソフトを利用した電子手続可能な書類の種類を拡大した。

h. 救済等手続の充実(2016年4月)

特許法条約（PLT）への加入に伴い導入される手続を実現するためのシステム対応を行った。

i. システム対応・人的対応を通じた総合的なセキュリティ対策の強化(2016年5月)

産業財産権の権利設定に関わる業務を行う業務系システムのセキュリティを強化した。

j. インターネット出願ソフトのPCT国際出願英語対応(2016年10月)

インターネット出願ソフトの機能拡充を行い、インターネット出願ソフトを利用した英語PCT国際出願の受付を開始した。

k. 特実出願系システムの改修(2017年1月)

窓口系受付システム、特許・実用新案（特実）方式審査システム、特実審査周辺システム、記録原本管理システムの相互間におけるデータ授受処理を、「バッチ処理」から「リアルタイム処理」に変更した。これにより、庁内における業務停滞の解消と、オンライン閲覧等を通じたユーザーへの情報提供の迅速化とを実現した。

今後は、以下の項目等の開発を予定している。

l. 提供対象データの一元管理と充実化(検索部分)(2018年1月予定)

特許、実用新案の検索システムにおいて、一般利用者と審査官とが一元化されたデータベースを利用可能とし、一般利用者の検索環境を改善する予定。

2-5-2図　特許庁業務・システム最適化計画工程表

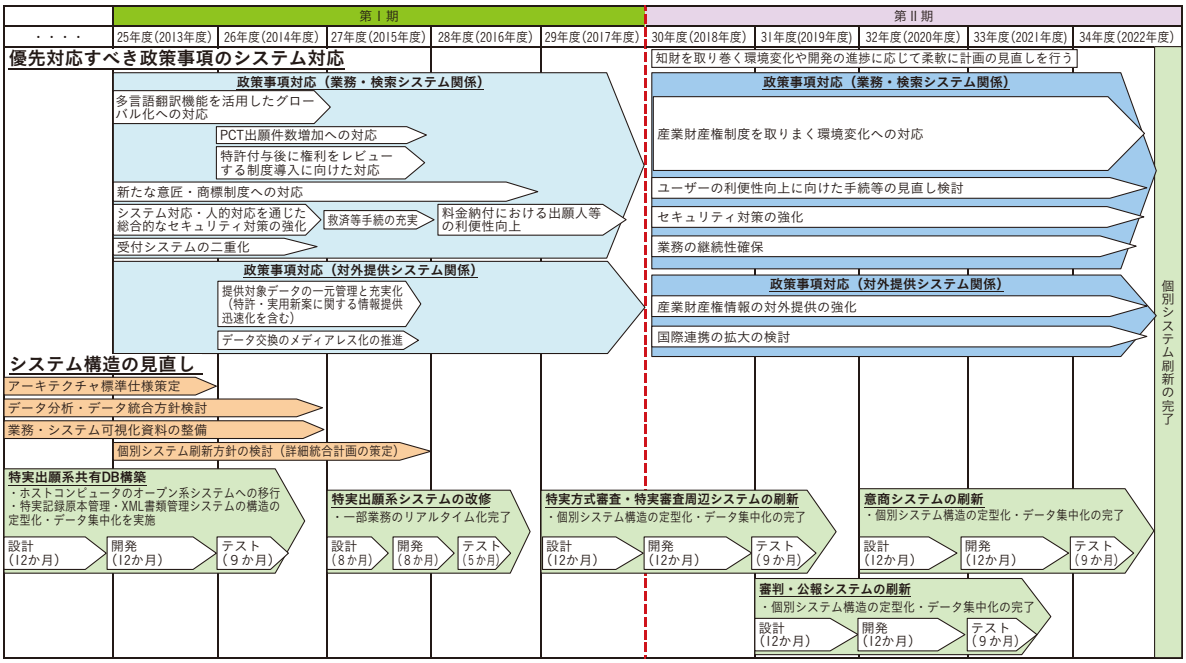

2 グローバルなIT化に向けた取組

世界的に急増する出願に対応し、業務の更なる効率化を図るべく、各国特許庁は、出願・審査関連書類の電子的管理や審査業務をサポートする情報システム基盤の強化を推進している。

本節では、日本国特許庁が海外特許庁と共に行っている情報技術（IT）を活用した様々な国際的協力と、日米欧中韓の五大特許庁で近年取組を進めている「グローバル・ドシエ」について紹介する。

(1)優先権書類の電子的交換

出願人が優先権主張を伴い海外へ特許出願等をするためには、原則としては優先権書類の紙書面の提出等が必要となる。日本国特許庁は、米国特許商標庁、欧州特許庁、韓国特許庁及び台湾智慧財産局と二庁間での優先権書類の電子的交換（二庁間PDX）を行っており、出願人はこれらの庁に対する優先権書類の提出の省略が可能となっている。出願人にとっては優先権書類の紙書面提出に伴う手続負担の軽減やコスト削減等のメリットがあり、庁にとっても優先権書類の電子化により機械化処理が可能となり、業務を効率化できるメリットがある。

他方で、二庁間PDXの枠組みには、対象庁が増加するにつれて、特許庁間のネットワーク整備負担や各庁の運用負担が増大するため、対象庁の拡大が進まないという課題があった。このような二庁間PDXの課題を解消し、対象庁の拡大を推進するべく、世界知的所有権機関（WIPO）をハブとして複数の特許庁間で優先権書類を電子的に交換する「デジタルアクセスサービス（DAS）」が2009年4月から開始されている。

これまで、DASの利用には、アクセスコード[1]付与請求の手続が必要であったが、日本国特許庁は、2016年3月からオンラインによる特許出願又は実用新案登録出願であって、出願人がオンラインで受領書（出願番号通知）を受信した場合に、当該受領書によりアクセスコードを通知するサービスを開始した。これにより、従来のアクセスコード付与請求の手続をすることなく当該出願に係るアクセスコードの入手が可能となり[2]、アクセスコードを取得するまでに要するための出願人の手続負担が解消されるとともに、取得までの待ち

2-5-3図 二庁間PDXとDAS

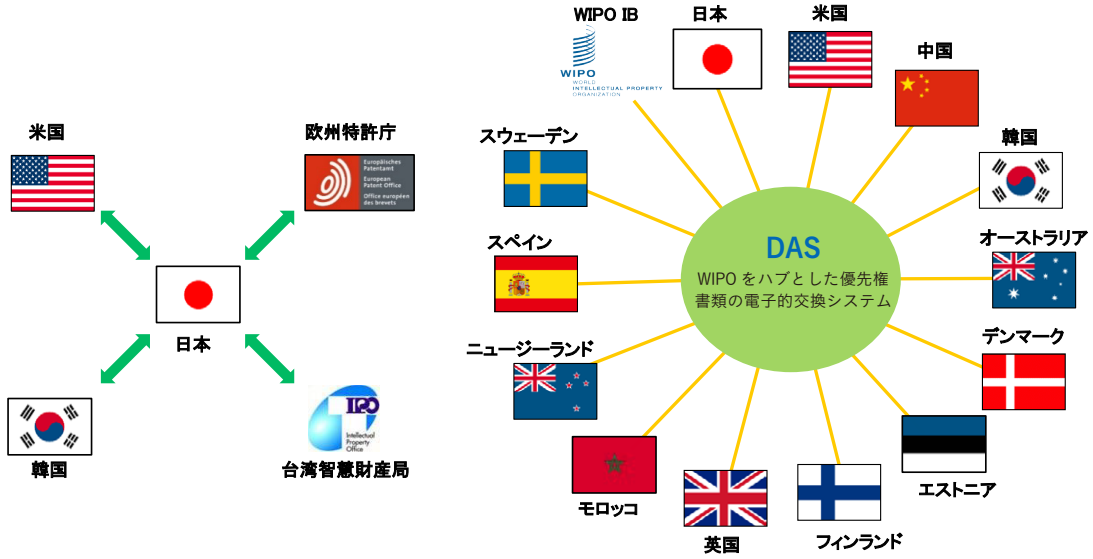

二庁間PDX　　DAS

1 DASを利用するために必要な文字列のこと。
2 従来のアクセスコード付与請求は、2016年3月以降も継続して利用可能。

時間がゼロになった。

今後も、DAS参加国の増加、更なるサービスの改善を図り、日本国特許庁として二庁間PDXからDASに一本化するべく取組を推進していく。

(2)グローバル・ドシエ

「グローバル・ドシエ」とは、各国特許庁のシステムを連携させることによって仮想的な共通システムを構築し、各国特許庁が有する特許出願の手続や審査に関連する情報（ドシエ情報）の一般ユーザーとの共有やITを活用した新たなサービスの実現を目指す構想である。

グローバル・ドシエは、2012年6月の五大特許庁長官会合にて、日本国特許庁と米国特許商標庁とが共同提案したものであり、五大特許庁とその産業界とが共同してグローバル・ドシエ・タスクフォース[1]を構成し、取組を推進している。

①ドシエ情報の共有の取組

企業活動のグローバル化に伴い、複数の国・地域に同一発明の出願がなされている。このような状況下において、互いの審査状況を確認することで審査の効率化を図るために、各国特許庁のドシエ情報を各国審査官が相互参照可能とするシステムの整備が必要とされてきた。

そこで、日本国特許庁の主導により、五大特許庁の複数庁に出願された同一発明のドシエ情報を一括取得し、見やすい形式で提供するITサービスである「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」を、2013年7月に五大特許庁の審査官を対象として開始した。

更に、日本国特許庁は、WIPOと協力して、OPDと、WIPOが提供するドシエ情報相互参照システムであるWIPO-CASE[2]とを連携する技術を2014年3月に確立した。我が国に続いて、米国特許商標庁、欧州特許庁、中国国家知識産権局及び韓国特許庁も当該技術を利用して2016年までにOPDとWIPO-CASEとの連携を完了した。これにより、ドシエ情報共有ネットワークは五大特許庁の枠を超えて拡大した。

今後、WIPO-CASEへの新規参加やドシエ情報の有効活用等を促進することによって、ドシエ情報共有ネットワークの拡大を通じた、グローバルなワークシェアリングのITインフラ整備を進めていく。

また、五大特許庁では、審査官用に開発されたOPDのサービスを更に拡充し、世界中の一般ユーザーも同様にサービスの提供を受けることができるよう協力を進めてきた。我が国では2016年7月からJ-PlatPatを通じてOPDのサービス提供を開始している。

2-5-4図 OPDとWIPO-CASEの連携によるグローバルなドシエ情報共有ネットワーク

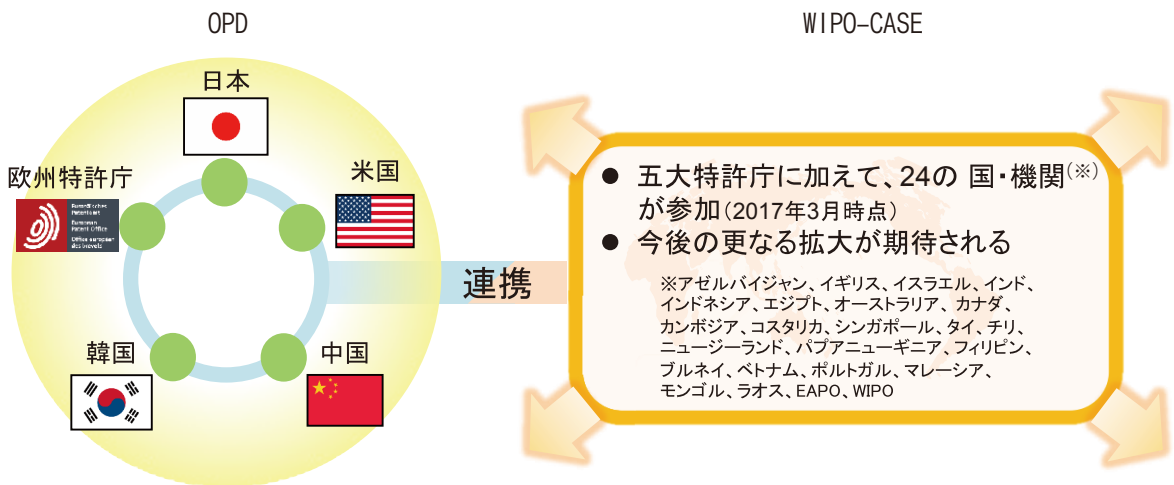

1 グローバル・ドシエのプロジェクトにユーザーニーズが反映されるよう、五大特許庁及びWIPOの実務者と五大特許庁ユーザー団体の実務者で構成された検討体。
2 WIPO-CASE:WIPO-Centralized Access to Search and Examination

②ITを活用した新たなサービスの実現を目指す取組

2015年1月に開催されたグローバル・ドシエ・タスクフォース会合では、産業界から、複数庁への一括出願を目指すクロス・ファイリングをグローバル・ドシエにおける究極目標とすることが要望される一方、まずは短期的な優先課題として5つの項目（短期的優先五項目）に取り組むことが要請された。この要請を踏まえ、五大特許庁は、短期的優先五項目の実現に向けた具体的な手段や課題等について検討を進めてきた。

2016年6月に日本で開催された五大特許庁長官会合では、短期的優先五項目の具体的な実施内容、今後の進め方等について合意した。

2-5-5図 グローバル・ドシエの短期的優先五項目



(3)共通文献プロジェクト

特許等の審査においては、現在、新規性判断の基準として主要国のほぼ全てにおいていわゆる「世界公知」が採用され、自国のみならず世界中の文献を調査対象とする必要がある。これを可能とするためには、審査協力を推進するとともに、世界の各国特許庁が保有する文献データ範囲を統一し、国際的なワークシェアリングに資するサーチ環境の高度化を目指す必要がある。

そこで、五大特許庁は、2008年より各国特許庁審査官が同一の文献データ範囲にアクセスできるようにサーチデータベース環境を整備する「共通文献プロジェクト」を開始し、①共通文献セットの目録（オーソリティ・ファイル）の作成、②CD等の記録媒体を用いない形態での各国特許庁間のデータ交換（データ交換のメディアレス化）を行ってきた。①については、2013年2月に、オーソリティ・ファイルの作成を完了した。当該ファイルは各庁で保有する文献データの検証に用いられるだけでなく、2014年6月から五大特許庁ウェブサイトで公開し、民間の特許情報サービス提供事業者等による活用を可能としている。②については、2013年3月に、日本国特許庁においてインターネットを通じたメディアレスデータ交換の第一歩としてFTPサーバを設置し、各国特許庁へのデータ提供を開始した。2016年3月現在、日本国特許庁から、五大特許庁を含む39の海外特許庁・機関へメディアレスでデータ提供することにより、従来の記録媒体での提供に起因するデータエラーをなくすとともに、文献データを交換するためのコストを削減している。

(4)新興国へのIT関連の支援

ASEAN諸国を始めとする新興国は製造拠点として、また近年では成長市場としてその重要性が一層高まっている。これらの新興国での我が国企業等のビジネス展開を円滑なもの

とするために、日本国特許庁は、模倣品・海賊版問題等の知的財産問題に対する改善を要請するだけではなく、これらの国々に対して、より効率的な知的財産行政のためのITインフラ整備を、我が国からWIPOへの任意拠出金を財源とした信託基金であるWIPOジャパンファンドを通じて支援している。

①出願書類等紙書類の電子化支援

ASEAN等の新興国知財庁においては、多くの出願書類等がいまだ紙で保有されており、業務の効率化や新興国知財庁における知財情報へのアクセス性の向上が求められている。日本国特許庁はWIPOジャパンファンドを通じて出願書類等の紙書類を電子化するプロジェクトへの協力を行っている。2016年度はカンボジアでプロジェクトが完了し、ブルネイ、ラオスでは2017年度もプロジェクトを継続中である。

②ワークフロー最適化支援

ASEAN等の新興国においては法律や制度は異なるものの、特許、商標の出願から登録までの業務の流れは共通している部分が多くなっている。しかし、実際には業務の流れ(ワークフロー)が定型化されておらず、担当者によって異なる処理を行うなど、非効率的、不正確な業務が行われていることがある。ITシステムの導入を行うには、まずワークフローを最適化する必要があるため、WIPOジャパンファンドを通じて最適化の支援を行っている。2016年度はフィリピン、タイにおいてプロジェクトが完了し、モンゴルでは2017年度もプロジェクトを継続中である。

③新興国向けITシステムの開発支援

WIPOは独力でITシステムを構築することが困難な新興国知財庁向けにWIPO-IPAS[1]というシステムを開発し無償で提供している。WIPO-IPASは世界70か国以上の知財庁で導入されており、特許や商標のオンライン出願、庁内での書類の電子的決裁や申請者への発送、公報の電子的発行などの機能がある。また、WIPO-IPASは各国知財庁のニーズに合わせて必要な機能を選択して導入することが可能であり、また、導入後も機能追加が可能などの柔軟性を持っている。このWIPO-IPASのシステム開発もWIPOジャパンファンドを通じて支援を行っている。2016年度にはASEAN各庁の公報データの一括参照を可能とするASEANの知財情報のポータルであるASEAN PATENTSCOPEの構築支援等も行っている。

④WIPO-CASE関連

日本国特許庁はWIPO-CASEへの新興国等の参加支援、WIPO-CASEの機能向上、OPDとの連携等の支援をこれまで行ってきた。2016年度は、WIPO-CASEの機能向上を行うとともに、実体審査におけるワークシェアリングの重要性、WIPO-CASEを利用したドシエ情報の参照・利用方法に関するワークショップ[2](フィリピン、タイ、シンガポール)を開催し、日本国特許庁の特許審査官を講師として派遣した。

⑤新興国向けIT研修の実施

日本国特許庁では2016年度にWIPOと連携し、ASEANを中心とした新興国知財庁のIT担当者13名を招へいし、知財庁における効率的なITインフラを構築・利用するためのキャパシティビルディング研修を実施した。

今後も、日本国特許庁のITシステム構築の実績と経験を生かし、ワークショップ、各種プロジェクト、招へい研修、専門家派遣など、新興国へのITシステム関連の支援を継続していく予定である。

1 WIPO-IPAS : WIPO IP Office Administration System
2 第3部第2章3.(2)⑤d.WIPO-CASEナショナルワークショップ参照

(5) ePCTに関する取組

PCT国際出願制度は、WIPO及び加盟国の特許庁が、受理官庁、国際調査機関など複数の役割を果たしつつ、協力して国際出願の処理を行う非集中型の制度である。そのため、下記表に例示するとおり、出願人や代理人及び各機関は、手続の進行に応じて、複数の関係機関との間で書類のやりとりをする必要があるのが現状である。

一方、WIPOが2011年からサービス提供を開始したePCTは、将来的に出願人や代理人が複数機関に対する手続を一元的に行えるようにすることを目指し、現在もその機能の向上が図られている。

WIPOにおける今後の開発次第ではあるが、ePCTは、我が国ユーザーにとっても魅力的な手段となり得る。そこで、特許庁では、将来的に、我が国ユーザーの利便性向上に資する形でePCTを採用できるようにWIPOとの調整を2016年度より開始した。

2-5-6図 PCT国際出願制度における現状と将来像

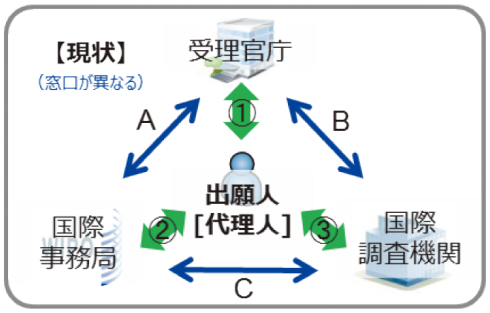

1. 現状における書類のやりとり

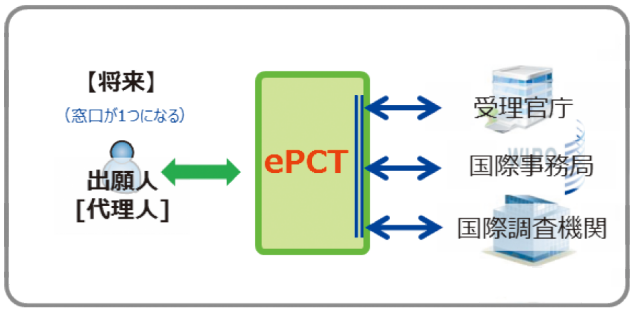

2. ePCTを利用した書類のやりとり（将来）

出願人と各機関とのやりとり (1. ①～③)		各機関間のやりとり (1. A～C)	
①	国際出願	A	記録原本
	出願手数料納付		取下げ通知
	各種変更届		各種変更届
②	国際出願の取下げ	B	調査用写し
	各種変更届		各種変更届
	条約19条に基づく補正		先の調査結果
③	国際調査報告の送付	C	国際調査報告
	追加手数料の納付		見解書
	要約に関する意見書の提出		第三者情報に関する出願人コメント

PCTに基づく手続書類の例

Column 14

ドシエ情報提供サービス(ワン・ポータル・ドシエ(OPD)照会)の利用方法と便利な機能

2016 年 7 月に、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）において、ドシエ情報提供サービス（ワン・ポータル・ドシエ（OPD）照会）を開始しました[1]。

サービス開始以来、既に多くの方々にご利用いただいておりますが、本サービスの利用方法と便利な機能について、改めて紹介させていただきます。是非御活用ください。

1. ドシエ情報の一括取得

特許出願番号、公開特許公報や特許公報の番号を入力することで、複数庁に出願された同一発明の最新のドシエ情報を一括して取得できます。また、米国特許商標庁や欧州特許庁など海外庁の出願番号や公報番号で検索することもできます。

OPD 文献番号入力画面



2. ドシエ情報の参照と便利な機能

(a) OPD ドシエ情報一括表示画面には、最大 4 か国の庁のドシエ情報が一覧で表示され、国ごとのドシエ情報を容易に比較できます。また、「国コード」を選択することにより、別の国のドシエ情報を表示させることもできます。2017 年 3 月現在、五大特許庁に加え、オーストラリア、カナダ及び WIPO（PCT 国際出願）が選択可能です。

OPD ドシエ情報一括表示画面

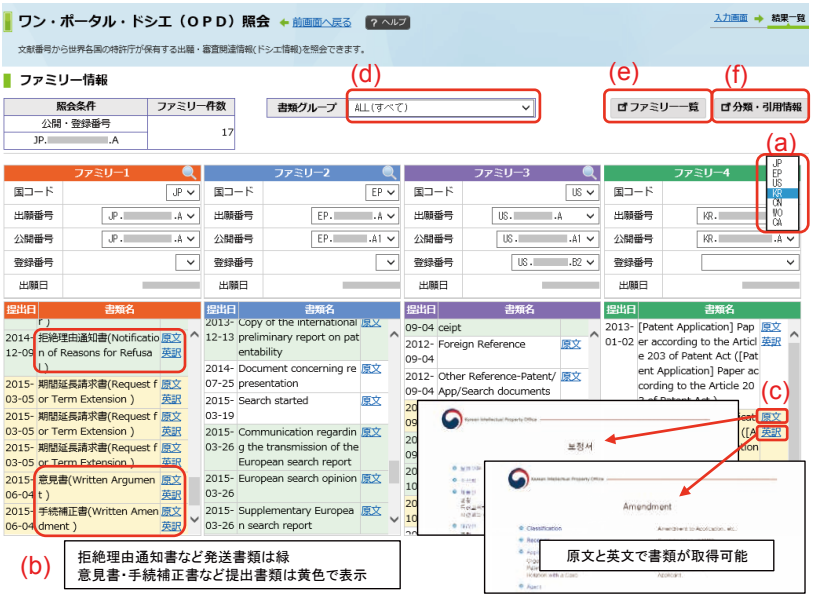

1　https://www10.j-platpat.inpit.go.jp/pop/all/popd/POPD_GM101_Top.action

(b) ドシエ情報は、書類の種類ごとに色分けして表示されます。知財庁から発送される書類は緑、出願人から提出される書類は黄色で表示されるなど、目的に応じた書類を探しやすくなっています。
(c) 書類内容は、書類名の原文と機械翻訳による英訳で表示できます。英訳は、例えば中国国家知識産権局や韓国特許庁の書類を参照する際に参考となります。
(d)「書類グループ」から、一括表示する書類をフィルタリングすることができます。例えば、「最終処分」を選べば拒絶査定や特許査定のみが表示され、審査結果の概要がわかります。
(e)「ファミリー一覧」から、複数庁に出願された同一発明に関する情報を一覧表示できます。また、その中から OPD 一覧画面に表示する出願を選ぶこともできます。同じ国コードの出願も選択できるので、例えば分割出願と原出願のドシエ情報を同時に表示することもできます。

OPD ファミリー一覧画面

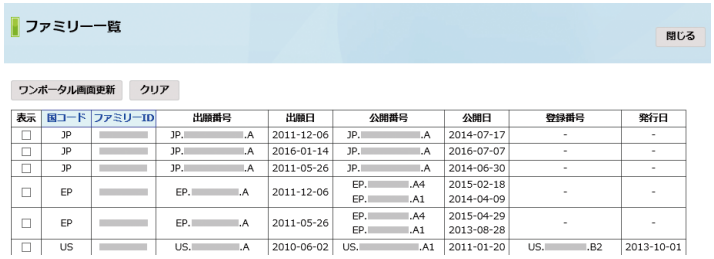

表示	国コード	ファミリーID	出願番号	出願日	公開番号	公開日	登録番号	発行日
□	JP		JP.[redacted].A	2011-12-06	JP.[redacted].A	2014-07-17	-	-
□	JP		JP.[redacted].A	2016-01-14	JP.[redacted].A	2016-07-07	-	-
□	JP		JP.[redacted].A	2011-05-26	JP.[redacted].A	2014-06-30	-	-
□	EP		EP.[redacted].A	2011-12-06	EP.[redacted].A4 EP.[redacted].A1	2015-02-18 2014-04-09	-	-
□	EP		EP.[redacted].A	2011-05-26	EP.[redacted].A4 EP.[redacted].A1	2015-04-29 2013-08-28	-	-
□	US		US.[redacted].A	2010-06-02	US.[redacted].A1	2011-01-20	US.[redacted].B2	2013-10-01

(f)「分類・引用情報」から、分類や、引用文献情報が取得できます。日本国特許庁への出願については、引用文献番号と共にカテゴリ、引用箇所、請求項の情報の提供を順次開始しています。

OPD 分類・引用情報画面



出願番号	公開番号	登録番号
JP.[redacted].A	JP.[redacted].A	

項番	カテゴリ	引用文献番号	形式	公知日	引用箇所	請求項
1	X Y	JP.[redacted]. A	docdb		Paragraphs0023,0045-0050, Figures1, 8-10 Paragraphs0023,0045-0050, Figures1, 8-10	1，5 2－4
2	Y	JP.[redacted]. A	docdb		Paragraphs0039-0042, Figures2-4,8-9	2－4

第 6 章
中小企業・地域・大学等への支援・施策

1 地域知財活性化行動計画の策定

2016 年 5 月に策定された「知的財産推進計画 2016」では、「地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進」が重要課題として位置付けられた。また、同年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略 2016」でも、「中小企業の知財戦略の強化」を図ることとされた。これらを受けて、2016 年 9 月の産業構造審議会第 9 回知的財産分科会で議論がなされ、「地域知財活性化行動計画」を策定した。

本計画では、中小企業庁や他の中小企業支援機関との連携の下、（ⅰ）着実な地域・中小企業支援の実施、（ⅱ）地域・中小企業の支援体制の構築、（ⅲ）成果目標（KPI）の設定と PDCA サイクルの確立という、3 つの基本方針にのっとり、地域・中小企業による知財の取得、活用、保護に至るまで、各地域の実情に応じきめ細かい支援を行っていく。

また、同計画では、PDCA サイクルを確立するために関係者を集めた連絡会議を開催するとともに、中小企業向けのニーズや満足度調査の結果も踏まえ、目標の改訂や政策の見直し、充実を図っていく。目標については、支援の実効性を高めるため、中央レベル及び地域レベルでの目標を掲げており、特許庁及び INPIT が達成を目指す中央レベルの目標として以下を掲げている。

〔中央レベル（特許庁及び INPIT）の目標〕
- 全国の知財総合支援窓口における相談件数
  2015 年度 8 万件 → 2019 年度 9.5 万件
  （20%増加）
- 知財総合支援窓口を通じた弁理士、弁護士等の専門人材による支援件数
  2015 年度 12,500 件 → 2019 年度 15,000 件
- 全国の知財総合支援窓口とよろず支援拠点との連携件数
  2015 年度 700 件 → 2019 年度 1,500 件
- 知財に着目した融資等を行う金融機関数
  2015 年度 6 機関 → 2019 年度累計 50 機関
- 特許出願件数における中小企業の割合
  2015 年 14% → 2019 年 15%
- 新規に特許等の出願を行う中小企業数
  2015 年 1,600 社 → 2019 年 2,500 社
  （特許出願の場合）

地域レベルについては、INPIT 及び 47 都道府県に設置する知財総合支援窓口の取組を踏まえ、同計画に基づき、2019 年度に向けた目標（相談件数、専門人材による支援件数及びよろず支援拠点との連携件数）についてとりまとめ、2016 年 12 月に公表した[1]。

今後は、2017 年度中を目途として、例えば、農産品に係る相談・支援件数、特許等の新規出願件数、海外展開に係る相談・支援件数、海外への特許等の出願件数、知財に着目した融資件数など、地域の特色を踏まえた 2019 年度までの目標を設定する。

1　2016 年 12 月 28 日付けプレスリリース「「地域知財活性化行動計画」に基づく 47 都道府県レベルの KPI を決定しました」

2 情報の提供による支援

(1)特許情報の提供

①特許情報とは

「特許情報[1]」とは、特許、実用新案、意匠、商標の出願や権利化に伴って生み出される情報である。特許情報は、企業や研究機関等が、研究開発活動や技術の動向、デザインの動向、さらには、商品やサービス等の市場動向等を把握する上で重要な役割を果たしている。そして、企業や研究機関等は、これを有効に活用することで、研究開発の重複防止、既存技術を活用した研究開発の推進、無用な紛争の回避等を図ることができる。このように、特許情報の有効活用は、知的財産の創造、保護及び活用を図る知的創造サイクルにおいて重要な鍵を握っている。特に、特許の出願や権利化に伴って生み出される特許公報等の情報は、特許情報の中心であり、以下に示す技術情報と権利情報の両面を有している。

2-6-1図 特許情報と知的創造サイクル

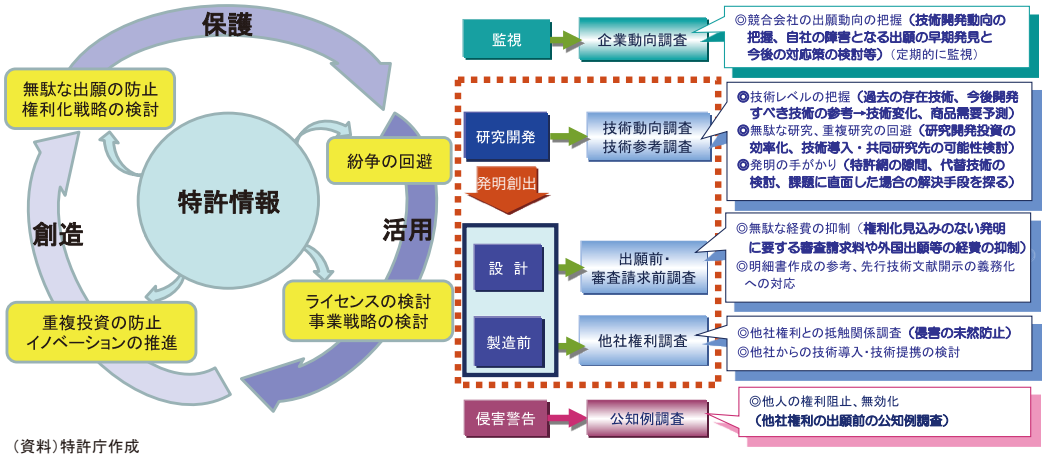

（資料）特許庁作成

a. 技術情報

我が国の特許制度は先願主義を採用しているため、企業、大学、研究機関等で開発された技術はいち早く特許出願され、一定期間経過後に一般に公開されている。これらの情報は、最先端の技術情報を素早くかつ網羅的に把握することが可能な、技術情報の宝庫である。出願書類には、発明（技術）の内容を詳細に記載することが求められており、また、その情報は技術的な内容により、世界共通の体系である国際特許分類（IPC）及び我が国独自のより細分化された体系であるFI、Fタームで分類されている。これらの分類等を利用してアクセスすることにより、体系的に技術情報を取得することが可能である。

b. 権利情報

特許庁が発行する特許公報は、権利範囲が明示されているため、競合相手との権利関係を精緻に把握することが可能である。

ユーザーは特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、民間の特許情報サービス提供事業者[2]（以下「民間事業者」という。）、海外特許庁が提供する特許情報提供サービスを通じて、国内外の特許情報を活用することが可能である。特許庁では、特許情報の普及・活用施策のあり方について、2015年7月に設置した情報普及活用小委員会において検討を行った。2016年5月に公表された報告書では、特許庁又はINPITが運営する公的な特許情報提供サービスのあり方に関

1 「産業財産権情報」又は「知的財産権情報」と称される場合もある。
2 国内には、特許情報サービスを提供する大小の様々な民間事業者が存在し、その数は250を超える。

して、グローバル化の動きに十分対応しつつ、IT の進展、海外庁のサービスの状況、民間事業者のサービスの状況、中小企業、個人なども含む我が国ユーザーの要望などを十分に踏まえた上で、我が国ユーザーが享受するサービスの質が全体として世界最高水準となるように特許情報サービスを提供していき、特許情報を広く普及していくための基盤を引き続き整備していくべきとの方向性が取りまとめられた。

2-6-2図　特許情報の普及・活用の流れ

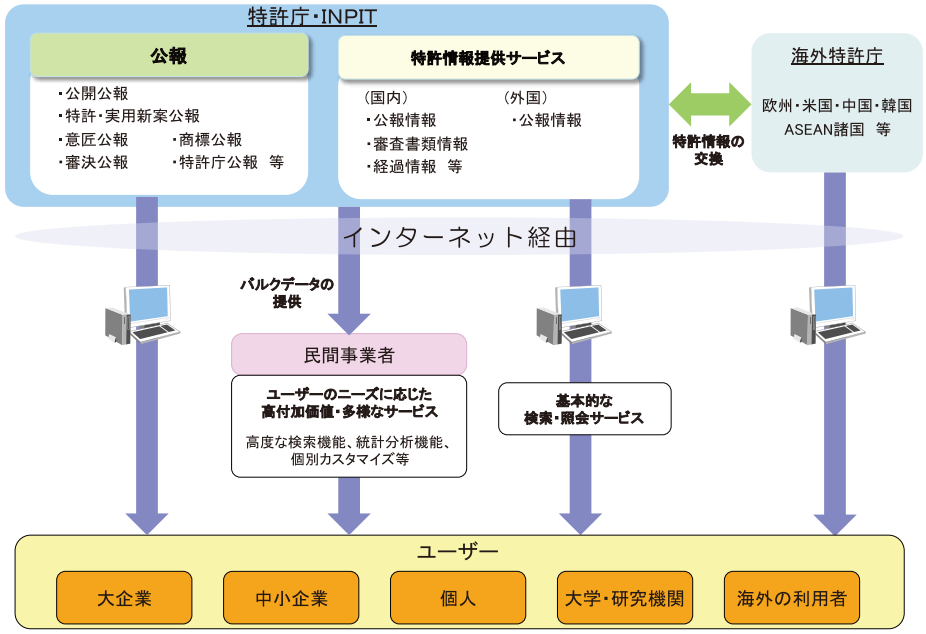

（資料）特許庁作成

②特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）

特許庁では、特許情報がより幅広く簡便に利用される環境を整備するために、1999 年 3 月にインターネットを通じて特許情報を無料で提供する「特許電子図書館（IPDL）」サービスを開始した。その後、2004 年 10 月に IPDL の運営は独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）へ移管され、ユーザーの利便性向上やサービスの拡充を図るため、毎年、新たなサービスや機能を提供してきた。

そして、2015 年 3 月に、特許情報について高度化、多様化するユーザーニーズに応えるべく、特許電子図書館を刷新し、新たな特許情報提供サービス「特許情報プラットフォーム[1]（英語名：Japan Platform for Patent Information、略称：J-PlatPat）」の提供を開始した。J-PlatPat は使いやすいユーザーインターフェースを備え、明治以降発行された特許・実用新案・意匠・商標の公報類や海外特許庁で発行された公報等約 1 億 3,000 万件を、文献番号、各種分類、キーワード等により検索することが可能である。さらに、審査・登録・審判に関する経過等の関連情報を文献番号等により照会することが可能である。また、2016 年 7 月には、五大特許庁への出願に加えて PCT 国際出願等の特許出願の手続や審査に関連する情報（ドシエ情報）をユーザーが一括把握できるサービス（ワン・ポータル・ドシエ（OPD））を開始した。

J-PlatPat の利用回数は合計で年間 1 億回を超えており、知的財産の創造、保護及び活用に欠かせないインフラとなっている。特許庁においても、将来的には、より幅広く充実したサービスを提供すべく、情報提供の迅速化、特許庁システムとの連携による特許・実用新案検索機能の刷新等について、更なる検討を進めていく。

1　https://www.j-platpat.inpit.go.jp/

J-PlatPat トップページ



（資料）出典：INPIT

③中韓文献翻訳・検索システム

特許庁では、2015年1月に、中国語・韓国語の特許・実用新案文献の全文機械翻訳文を日本語でテキスト検索可能とした「中韓文献翻訳・検索システム[1]」を構築し、審査官及び一般利用者に公開した。本システムにより、2003年以降に公開された、中国特許出願公開公報、中国特許公報、中国実用新案登録公報、韓国特許出願公開公報、韓国特許公報、韓国実用新案公開公報及び韓国実用新案登録公報の全文の機械翻訳文を、日本語で検索することが可能となっている。2017年3月末時点で約1,700万件の中国語及び韓国語の特許・実用新案文献が蓄積されている。

④外国特許情報サービス（FOPISER）

知財活動のグローバル化に伴い、五大特許庁の特許情報のみでなく、例えば、ASEAN諸国の特許情報に対する関心が高まっているため、海外特許庁より入手した特許情報をユーザーに迅速に提供するための照会サービス「外国特許情報サービス[2]（英語名：Foreign Patent Information Service、略称：FOPISER）」を2015年8月より開始した。

FOPISERでは、J-PlatPatで照会できない諸外国、例えば、シンガポール、ベトナム、タイ等の文献について、日本語のユーザーインターフェースを通じて、文献番号、分類情報、キーワード（英語）等により簡易検索をすることが可能である。また、これらの文献は機械翻訳により日本語で照会することが可能である。今後も、ユーザーの関心が高い諸外国の特許情報への日本語によるアクセスが可能となるよう対象国の拡大を図っていく。

2-6-3図　特許庁・INPITが提供する特許情報提供サービス一覧

サービス名	検索対象	収録対象国・機関
特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）	特許・実用新案	日本、米国、欧州（EPO）、中国、韓国、WIPO、英国、ドイツ、フランス、スイス、カナダ
	意匠	日本、米国、韓国
	商標	日本
中韓文献翻訳・検索システム	特許・実用新案	中国、韓国
外国特許情報サービス（FOPISER）	特許・実用新案	シンガポール、ベトナム、タイ、台湾智慧財産局、ロシア、オーストラリア
	意匠	台湾智慧財産局、ロシア
	商標	欧州（EUIPO）、ベトナム、タイ、台湾智慧財産局、ロシア
画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）	意匠（画像意匠）	日本

（資料）特許庁作成

1　http://www.ckgs.jpo.go.jp/（サービス提供時間：開庁日の8時から22時まで）
2　https://www.foreignsearch.jpo.go.jp/（サービス提供時間：開庁日の9時から20時まで）

⑤画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）

意匠登録された画像のデザインを意図せず使用することがないよう、権利調査の負担の軽減が求められていることから、イメージマッチング技術を利用したサービス「画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）」の提供を 2015 年 10 月 1 日より開始した。

Graphic Image Park は、利用者がイメージファイルを入力するだけで、我が国で意匠登録された画像のデザインについて調査できるツールであり、以下の特徴を有している。

○イメージマッチング技術を利用して、機械的な評価が高い（近い）順に蓄積画像を並べ替えることで、調査対象の画像を確認する際の効率を高めることができる。
○並べ替えられた蓄積画像全件を書誌情報と共にサムネイル表示することで、一覧性のある網羅的な調査をすることができる。
○日本意匠分類や意匠に係る物品といった専門的知識によらない、比較画像のイメージファイルを入力するだけの調査をすることができる。
○専門的な知識を有する者には、比較画像の入力に加えて、日本意匠分類や意匠に係る物品などによる絞り込みを行うことで、更に効率的な調査をすることができる
○インターネットを通じて、いつでも無料で利用することができる。

2017 年 3 月に追加された機能により、気になるデザインにチェックを付けて、その案件の書誌情報を CSV 形式でダウンロードすることができるようになった。

画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）のトップページ



2-6-4図 画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）の基本的な使用方法

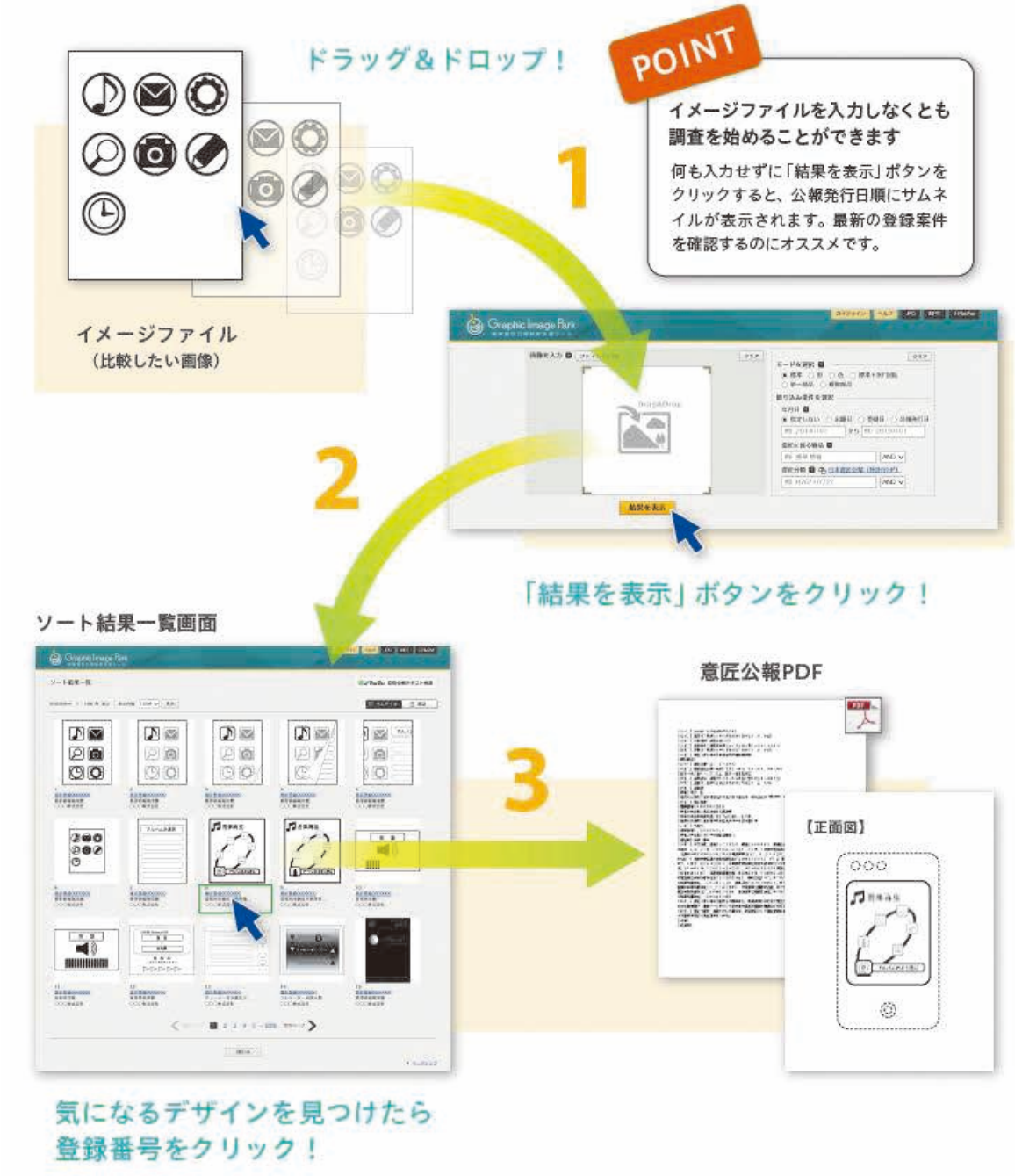

⑥海外特許庁・国際機関との特許情報の交換及びその情報の活用

日本国特許庁は、五大特許庁間及び海外特許庁等との二庁間の合意に基づいて、公報情報をはじめとする特許情報の定期的な交換を行っている。2016年度は新たにインドネシア、ドイツと特許情報の交換を行うことを確認し、WIPOとは交換範囲の拡大を確認した。日本国特許庁は、交換を通じて入手した特許情報を庁内で審査資料や先行技術の検索のためのデータとして利用するのみならず、前述したJ-PlatPat、中韓文献翻訳・検索システム、FOPISER等を通じて一般に公開・提供している。また、交換データを基に和文抄録データを作成し、庁内外での活用を図っている。

一方で、我が国の特許公報等が海外でも先行技術として適切に考慮されるように、日本国特許庁の保有する特許情報を海外特許庁や国際機関へ定期的に提供している。2013年6月に開催された五大特許庁長官会合におい

て、特許情報をマージナルコスト[1]又は無償で提供することを含む各国特許庁間の障壁無き特許情報流通のための基本原則について合意した。2014年7月から基本原則に基づくデータ交換が開始されており、今後、当該基本原則の枠組みを拡大させることを検討している。

⑦特許庁が保有するデータの一般提供[2]

現在、特許庁及びINPITでは、整理標準化データ、公開特許公報英文抄録（Patent Abstracts of Japan（PAJ））、米国・欧州・中国の公報の和文抄録等の各種データを作成している。これらの各種データは、審査資料として庁内で利用されるだけでなく、J-PlatPatに蓄積され、一般向けの検索・照会サービスに活用されている。

また、民間事業者向けに特許情報の一括ダウンロードサービスを提供し、ユーザーのニーズに応じた高付加価値・多様なサービスの提供を促している。

2-6-5図 特許庁・INPITが作成・提供する主なデータ

データ名	データの概要
整理標準化データ	審査経過情報等の各種情報をXML等の一般に利用しやすい形式に変換･加工したもの。
公開特許公報英文抄録（PAJ）	日本の公開特許公報の要約を人手で英語に翻訳したもの。
欧米特許和文抄録	米国特許明細書、米国公開特許明細書、欧州公開特許明細書の特許請求の範囲、明細書及び図面の記載内容を翻訳者が読解の上、発明の内容を要約して日本語にて抄録文を作成したもの。
中国特許和文抄録	以下の3種類のデータが存在する。 ・2010年～2015年に公開された中国特許出願公開公報の要約を人手により日本語に翻訳したもの。 ・機械翻訳の補完として、一部の中国登録特許公報について、特許請求の範囲及び明細書等から発明の内容の理解に必要な部分を摘記し、人手により日本語に翻訳したもの。 ・国際調査報告で引用された一部の中国公開特許公報又は中国登録特許公報の全文を、人手により日本語に翻訳したもの。
中韓文献機械翻訳文	「中韓文献翻訳・検索システム」で提供している中国語及び韓国語の特許・実用新案文献の全文機械翻訳文。

（資料）特許庁作成

(2)特許検索ポータルサイト

特許庁では、出願人等が先行技術文献調査を的確・効率的に行う一助となるように、特許情報提供サービスの充実、各種説明会、検索エキスパート研修、審査官端末の開放、特許検索ガイドブックの作成等、各種の施策を実施してきた。

また、先行技術文献調査をサポートする関連情報を一元的に提供してほしいという出願人等からの要望に応えるため、2009年3月に「特許検索ポータルサイト[3]」を特許庁ウェブサイト上に設置して試行を開始し、その後に寄せられた意見等を受けて2010年6月に本格運用を開始した。2011年7月には、本ポータルサイトのレイアウトを変更して、全ページの一覧性を持たせる等、利便性の向上を図った。

2013年4月には、FI、CPC等の分類の対応関係を参照するツールを新規に提供するなど､ポータルサイトの内容を充実させた。また、庁外関係者との意見交換会等を通じて本ポータルサイトの利用促進に努め、出願人等による特許検索・特許情報の利用をサポートした。出願人等からは、社内教育においても大変参考になる内容であり、活用しているとの評価を受けている。

1 データの複製費用、データの格納する媒体の費用及び送付等のための追加的経費のみで、データ作成、メンテナンスを含まない費用のこと。
2 特許庁の提供する主なデータの一覧は統計・資料編 第6章2. を参照のこと。
3 http://www.jpo.go.jp/torikumi/searchportal/htdocs/search-portal/top.html

今後も本ポータルサイトの記載内容の更新を引き続き行い、更なる利便性の向上を図っていく予定である。

2-6-6図 特許検索ポータルサイト

Ⅰ．全技術分野共通の情報	Ⅱ．技術分野別の情報
1．特許制度の概要を知りたい。 ◆特許法と審査基準の知識 ・知的財産権制度入門テキスト ・特許法概論・審査基準 ・特許の審査基準及び審査の運用 ・優先権を伴う出願について ◆実用新案やPCT制度の知識 ・実用新案登録出願の基礎的要件 ・PCT制度について	1．分類の一次情報を知りたい。 ・Fタームリスト・FI照会・IPC照会 ・FI改正情報 ・Fタームテーマコード一覧情報 ・IPC第8版分類表
2．先行技術調査の概要を知りたい。 ◆特許出願前に必要な知識 ・特許を出願する前にすることは？ ◆検索ツール ・特許情報プラットフォーム（J-PlatPat） ◆特許分類を用いた検索 ・国際特許分類、FI、Fタームの概要とそれらを用いた先行技術調査 ・検索の考え方と検索報告書の作成 ・特許文献検索実務（理論と演習） ・先行技術文献調査実務［第三版］	2．欲しい分類を探すサポートツールを知りたい。 ・分類の相関性を加味してFターム、FIを検索するツール ・分類の相関性を表示させるツール ・国内外の分類の対応関係参照ツール
	3．技術分野別の検索手法を知りたい。 ・テーマ別検索ガイダンス ・特許検索ガイドブックへのリンク ・（参考）特許出願技術動向調査へのリンク

(3)新興国等知財情報データバンク

新興国等知財情報データバンク[1]は、新興国等でのビジネスに関わる日本企業の法務・知的財産の担当者等を対象に、各国及び地域の知的財産情報を幅広く提供することを目的とする情報発信ウェブサイトである。

海外から商品等を輸入している企業、海外へ商品等を輸出している企業、海外の企業へ出資等をしている企業、海外の企業へ技術供与・ライセンスをしている企業、海外へ生産拠点・販売拠点等を設置している企業、あるいはこれから海外との取引を予定している企業を対象に、今後のビジネスで発生する海外での知的財産リスクを軽減又は回避し得る情報の発信を目指している。

各種公開情報に加え、海外の特許事務所等とも連携して情報収集を実施し、分析・整理した上で記事を作成している。2016年度は、アジアを中心に、中東、アフリカ、中南米等の記事も作成し、1,793件(2017年3月末現在)の記事を掲載している。

また、本データバンク内の「アンケート」のページより、情報収集を行うべき国・地域、テーマ等の意見や要望を受け付けている。

1 http://www.globalipdb.inpit.go.jp/

2-6-7図　新興国等知財情報データバンクのイメージ

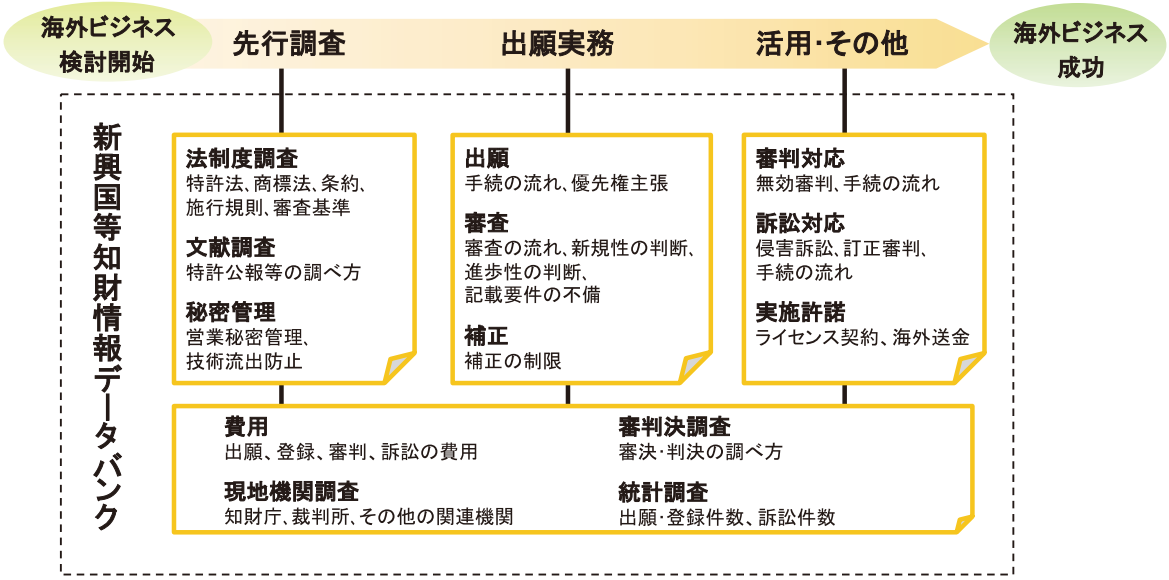

(4)特許戦略ポータルサイト

2008 年 9 月、企業の知的財産戦略の高度化に役立つ情報提供を行うため、特許庁ウェブサイト上に「特許戦略ポータルサイト[1]」を開設した。特許戦略ポータルサイトは、特許庁が保有する情報のうち、国内外での権利化に役立つ情報、技術動向に関する情報、特許情報の活用に関する情報、各種調査やガイドライン等へのリンク集となっている。特許戦略ポータルサイトでは、特許出願・審査請求する際に役立つ情報として、「自己分析用データ」を提供している[2]。「自己分析用データ」には、自社における過去 10 年分の特許出願件数、審査実績等知的財産権情報が含まれる。2017 年 3 月末時点で利用企業は約 1,400 社である。

(5)情報提供によるその他の支援

①大学等向け公報固定アドレスサービス

大学等における研究開発を支援するため、大学等の利用者に対し、特許電子図書館（IPDL）の公報データに直接アクセスできる公報固定アドレスサービスを 2007 年 1 月に開始した。本サービスは、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）においても同様に利用可能となっている。

◇登録件数：305 件の大学等
（2017 年 3 月末時点）

②開放特許情報データベース[3]

大学・公的研究機関、企業等が保有する知的財産権で、他者にライセンス又は権利譲渡する意思のある特許（開放特許）の有効活用により、新たなイノベーションの創出及び技術開発による権利化の支援を行うために、開放特許情報データベースにおいて開放特許の情報を提供している。

またユーザビリティ・利便性向上等の観点から 2017 年 3 月末にデータベースのリニューアルを行い、後述のリサーチツール特許データベースとともに画面デザインの刷新及び検索機能の強化を行った。

◇登録件数：30,709 件（2017 年 3 月末時点）
（うち　企業：4,667 件、大学・TLO：8,365 件、公的研究機関等：16,400 件）

1　http://www.jpo.go.jp/sesaku/tokkyosenryaku_01.htm
2　インターネットを通じてダウンロードできるようになっているが、利用に当たっては登録申込みとパスワードの発行が必要。特許戦略ポータルサイトでサンプルを見ることができる。
3　http://plidb.inpit.go.jp/PDDB/Service/PDDBService

③リサーチツール特許データベース[1]

ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用を促進するため、大学・公的研究機関、企業等が保有するリサーチツール特許の情報をデータベース化し、「リサーチツール特許データベース」において情報を提供している。

◇登録件数：482 件（2017 年 3 月末時点）

（うち　企業：17 件、大学・TLO：252 件、公的研究機関等：213 件）

④知的財産権取引業者データベース[2]

我が国における知的財産権取引ビジネスの振興及び知的財産情報活用のための環境整備の一環として、知的財産権取引を行う事業者から提供されたサービス内容等の情報をデータベース化し、「知的財産権取引業者データベース」において提供している。

◇登録件数：170 件（2017 年 3 月末時点）

1　http://plidb.inpit.go.jp/PDDB/Service/RTPatents/index.jsp
2　http://www.inpit.go.jp/katsuyo/db/agentsdb/

Column 15

グローバル知財戦略フォーラム 2017

2017 年 2 月 13 日と 14 日に、特許庁は、独立行政法人　工業所有権情報・研修館（INPIT）との共催により「グローバル知財戦略フォーラム 2017」[1] を開催しました。本フォーラムは、国内外における知財関連情報の共有、知財活用に関する取り組みの情報交換の場、知財活用に関わる方々のネットワーク形成等の機会を提供するものです。

2016 年度（平成 28 年度）は、「超スマート社会を見据えたビジネス・知財戦略及び地方創生の新展開」をテーマとして、第四次産業革命や地方創生に向けてイノベーション創出に取り組む大企業、中小・ベンチャー企業、大学等の有識者により、事業戦略を中心に知財戦略、標準戦略等を論点とする講演・パネルディスカッションを行いました。

また、中小企業の海外展開事例を基にした知財経営セミナー、知的財産に関する無料相談会、特許等検索支援ツールの紹介も行いました。

開催二日間で来場者数は延べ 1,500 名を超え、多くの方々で賑わうフォーラムとなりました。

今後も、日本国企業のグローバルな知的財産活動を支援するため、本フォーラム開催してまいります。



フォーラム全景



特別講演　第四次産業革命がもたらす「超スマート社会」と経営革新



パネルディスカッションの様子

1　http://www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd/forumkokunai/forum_kokunai00010.pdf

3 料金面等における支援

(1)個人・中小企業を対象とした減免措置等

①特許料・審査請求料の減免措置

特許庁は、特許法、産業技術力強化法及び中小ものづくり高度化法[1]に基づき、個人・法人及び研究開発型中小企業等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料（第1年分から第10年分）等の減免措置を講じている。また、2014年4月1日から、産業競争力強化法に基づき、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料（第1年分から第10年分）及び審査請求料の3分の2を軽減する措置[2]を講じている。

◇ 2016年度実績

○特許法に基づく支援

資力を考慮して定められた個人・法人に対する特許料・審査請求料の免除又は半額軽減措置。

・特許料の減免　：2,549件
・審査請求料の減免：1,144件

○産業技術力強化法及び中小ものづくり高度化法に基づく支援

研究開発型中小企業等に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置。

・特許料の軽減　：20,964件
・審査請求料の軽減：6,079件

○産業競争力強化法に基づく支援

中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する特許料・審査請求料の3分の2軽減措置。

・特許料の軽減　：1,532件
・審査請求料の軽減：4,276件

②特許協力条約(PCT)国際出願に係る手数料の軽減措置・交付金制度[3]

特許庁は、2014年4月1日から、産業競争力強化法に基づき、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、PCT国際出願に係る調査手数料・送付手数料及び予備審査手数料の3分の2を軽減する措置を講じている。また、2014年4月1日から、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象に、PCT国際出願に係る手数料のうち、世界知的所有権機関（WIPO）に対する手数料（国際出願手数料及び取扱手数料）の3分の2を、手数料納付後の出願人からの申請により、「国際出願促進交付金」として交付する措置を講じている。

◇ 2016年度実績

○産業競争力強化法に基づく支援

中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する調査手数料・送付手数料及び予備審査手数料の3分の2軽減措置。

・調査手数料・送付手数料の軽減：725件
・予備審査手数料の軽減：30件

○国際出願促進交付金による支援

中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する国際出願手数料及び取扱手数料の3分の2を交付する措置。

・国際出願手数料及び取扱手数料の交付：656件

(2)大学・TLO等を対象とした軽減措置

①特許料・審査請求料の軽減措置

特許庁は、TLO法[4]及び産業技術力強化法に基づき、大学・TLO等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料（第1年分から第10年分）及び審査請求料の2分の1を軽減する措置を講じている。

1　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成18年4月26日法律第33号）
2　2014年4月から2018年3月までに特許の審査請求を行う場合が対象。
3　2014年4月から2018年3月までに特許の国際出願を行う場合が対象。
4　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年5月6日法律第52号）

◇ 2016 年度実績

○ TLO 法に基づく支援

承認 TLO 及び認定 TLO に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置。

・特許料の軽減　　：717 件

・審査請求料の軽減：170 件

○産業技術力強化法に基づく支援

大学及び大学研究者に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置。

・特許料の軽減　　：5,759 件

・審査請求料の軽減：3,246 件

4　相談業務による支援

(1)ワンストップによる解決支援（知財総合支援窓口）

「知財は敷居が高く相談に行きにくい」、「どこへ相談に行けばいいか分からない」という中小企業の声を踏まえ、2011 年度から、知的財産に関する悩みや課題に関する相談を一元的に受け入れる「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置している。

知財総合支援窓口では、無料・秘密厳守で、知的財産に関するアイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な課題等に対し、知的財産に関係する様々な専門家やよろず支援拠点をはじめとする地域の中小企業支援機関と協働・連携して、効率的な解決を図るワンストップサービスを提供している。

2016 年度からは事業の実施主体を（独）工業所有権情報・研修館とすることで、同館の営業秘密・知財戦略相談窓口や海外展開知財支援窓口との連携強化を図るほか、職務発明規程に関する支援を行う専門家の更なる拡充、標準化に関するアドバイスを提供する日本規格協会（JSA）との連携、地理的表示保護制度等の農林水産業に係る知的財産の相談も受け付けるなど、支援内容の一層の拡充を図るとともに、支援対象を中堅企業まで拡大することにより支援体制を強化した。

2-6-8図　知財総合支援窓口における相談対応

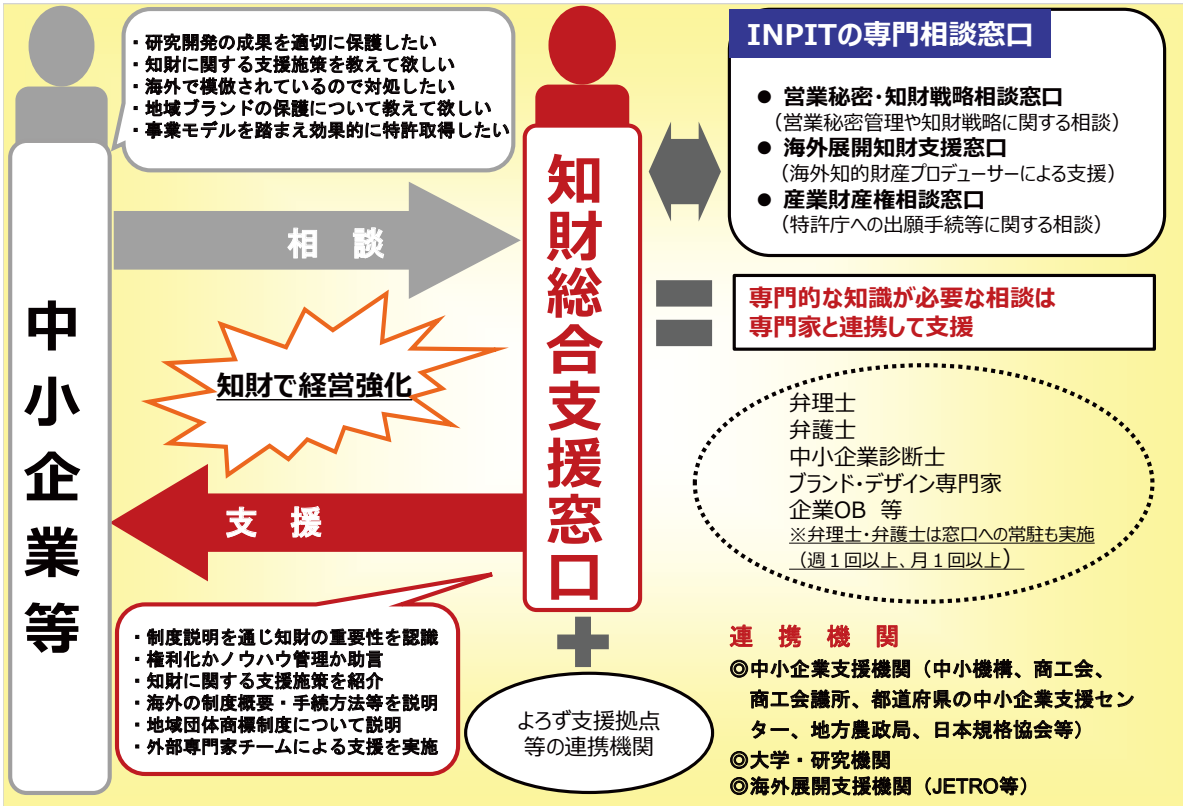

知財総合支援窓口では、例えば次のような支援を実施している。

①知財戦略に関する支援

技術動向や企業戦略・経営戦略の観点も踏まえた知的財産を保護するための手法（特許等としての権利化による保護、営業秘密としての秘匿化による保護）の説明､アドバイス。

②特許出願等の手続支援(電子出願支援を含む)

特許等の産業財産権制度に係る出願や登録、中間手続等の手続方法の説明や電子出願ソフトを利用した電子出願に係る手続方法の説明等。

③先行技術文献等に関する調査支援

J-PlatPat を活用した、既に出願されている、又は権利化されている内容等の検索方法の説明。

④ライセンス契約､技術移転に関する支援

企業等が保持する技術の活用に向けたライセンス契約に関する契約書のひな型の提供や注意事項等の説明。

⑤模倣品･侵害対応に関する支援

海外における中小企業等の模倣品、侵害訴訟に関する連携機関の支援紹介や専門家による侵害対応に関する助言等の支援。

⑥海外展開に関する支援

海外で知的財産権を取得する際の外国出願に係る費用助成事業等の支援施策の紹介や外国の企業との知的財産に関するライセンス契約に関する専門家による助言等の支援。

⑦デザインやブランド戦略に関する支援

デザインやブランドコンサルタントや意匠活用ノウハウを有する弁理士等の専門家を活用した商品開発時からの知財活用マインドの導入や商品販売時の戦略的な意匠登録出願に関する支援。

⑧職務発明規程の導入等に関する支援

2015 年度法改正を受けた新たな職務発明制度等に関する説明や社内規程の導入等に関する弁理士・弁護士等の専門家の助言等の支援。

⑨知的財産を活用していない中小企業等の発掘及び知的財産活動の啓発に関する支援

知的財産を有効に活用出来ていない、又はこれから活用しようとする中小企業に対して、知的財産を有効活用するためのアドバイスや社内啓発活動の支援。

⑩知的財産に関する支援機関及び各種支援施策の紹介

中小企業が利用可能な知的財産関連の支援機関及び支援施策の紹介、支援内容、手続方法の説明。

◇ 2016 年度実績　相談件数：86,135 件



「知財ポータル」（http://chizai-portal.jp/）：都道府県の知財総合支援窓口の設置場所や支援事例を掲載しています。

Column 16

知財総合支援窓口　～中小企業の知財活動を一気通貫で支援～

「新しく開発した技術をどう守ればよいのか？」という相談のために窓口を訪れた中小企業に対し、当初の相談内容から発展して、自社技術のライセンス契約や海外展開、知財・経営戦略に関する支援にまで発展するケースもあります。その際、企業知財部 OB や中小企業の知財支援に長年携わっている者等、経験豊富な支援担当者がアドバイスを行うとともに、解決すべき課題にあわせ、弁理士や弁護士等の専門家をコーディネートして支援します。ここでは、窓口での知財支援を活かし、ビジネスで活躍する中小企業の事例をご紹介します。

○専門家による海外展開支援

株式会社 DG TAKANO（東京都台東区、大阪工場：大阪府東大阪市）は、節水洗浄ノズル「Bubble90」を開発し、世界へ事業展開しようとする中、大阪府の窓口に海外ブランド戦略と海外事業展開について相談をされました。

窓口の担当者としては、まずブランド専門家を派遣し、海外企業等と手を組んでブランディングする手法、ブランドポートフォリオ、ブランドプロミス、ブランドの戦略作りや問題解決の手段について支援しました。また、INPIT に海外知的財産プロデューサーの派遣を要請し、海外工場で製造する場合のリスク管理、技術ノウハウ等の秘密情報管理などについて支援してもらい、さらに弁護士を複数回派遣して、外国への知財出願戦略、ライセンス契約、海外製造における技術流出防止等の支援を行いました。



こうした専門家による支援によって、関係会社との知的財産権などの契約管理体制や組織体制の整備、社外専門家（弁護士、弁理士、公認会計士等）との連携も強化され、今後も国内事業の拡大と、海外展開に取り組まれます。

「Bubble90」
水道水圧だけで脈動流を発生させ、洗浄力を落とさずに
水の使用量を削減できる節水洗浄ノズル

○地域団体商標取得支援、地域ブランド化を後押し

特定非営利活動法人北本市観光協会は、「北本トマトカレー」が埼玉県ご当地カレーとして有名になるにつれ、地域ブランドとして権利化し活用できないかと考えるようになり、地域団体商標としての出願の可能性やその出願方法等について埼玉県の窓口に相談されました。

窓口では、まず、地域団体商標の要件等を確認した上で、窓口に配置されている専門家（弁理士）による相談に繋ぐこととしました。専門相談では登録可能性、必要書類、登録までの期間、代理人契約をして弁理士に依頼する場合の費用等の概要や、登録後の管理等について助言すると共に、地域団体商標取得がゴールではなく登録後もブランド力を高めることなどをアドバイスしました。

相談後に地域団体商標を出願するまで約半年の準備期間をかけて、個別に弁理士と代理人契約をして出願を行い、出願から約 1 年後の 2016 年 7 月に登録を受けることができました。今後もブランド保護と PR を図っていきたいとのことであり、知的財産権を活用してブランド力を向上していくという意気込みが強まりました。



「北本トマトカレー」
2011 年 11 月に行われた「第 9 回埼玉 B 級グルメ王決定戦」で
優勝し、一躍北本市のご当地グルメとしてその名を轟かせる。
2016 年 7 月には地域団体商標として登録。

知財ポータルでは、全国各地の窓口での支援事例を紹介しています。
http://chizai-portal.jp/

(2)出願手続・産業財産権に関する相談

①産業財産権相談窓口[1]

アイデアがあるものの、どのようにすれば権利化できるか分からない、特許等の出願をしたいが手続方法が分からない等の産業財産権の手続に関する相談を、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）において無料で受け付けている。

相談については、窓口、電話、電子メール、文書（手紙、ファックス）にて行うことができる。

◇2016年度実績

相談件数：28,249件

窓口相談　平日9：00～17：45
（受付は17：30まで）

電話相談　TEL03-3581-1101
（内線2121～2123）
（平日8：30～19：00）

②知的財産相談・支援ポータルサイト[2]

知的財産相談・支援ポータルサイトは、前身の産業財産権相談サイトを平成29年4月にリニューアルしたものである。産業財産権に関する基本的な情報や出願から登録、審判までの手続に必要となる情報をFAQ形式で提供しており、これらの情報はキーワードによる検索も可能となっている。また、最も問合せが多い商標については、「かんたん商標出願講座」として、動画で分かりやすく解説しているほか、各種申請様式（様式見本）や記入例等、手続に関する最新の書類をダウンロードすることも可能である。

なお、同サイトで解決できない質問についてはサイト上の入力フォーム等を通じて直接相談窓口に問合せをすることもできる。

◇2016年度実績

ＦＡＱ閲覧利用件数：387,497件



知的財産相談・支援ポータルサイト
トップページ

(3)営業秘密・知財戦略に関する相談

営業秘密・知財戦略相談窓口[3]においては、特許等への権利化、営業秘密としての秘匿化を含むオープン・クローズ戦略等の具体的な知財戦略に関する相談に加え、秘匿化を選択した際の営業秘密の管理手法、営業秘密の漏えい・流出等に関する相談に対し、経験豊富な知的財産戦略アドバイザー（企業OB）や弁護士等の専門家が対応している。また、全国にある知財総合支援窓口と連携することにより、各地の中小企業等が気軽に専門家に相談することを可能にしている。さらに、営業秘密の漏えい・流出に関する被害相談については警察庁と、サイバー攻撃等の情報セキュリティに対する相談については独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と連携するなど、関係機関と協力して対応している。

同窓口では、2016年度に、450件の中小企業等からの相談に応じた。

その他、知的財産戦略アドバイザーによる「営業秘密・知財戦略セミナー」の開催や、知的財産相談・支援ポータルサイト[4]におけるｅラーニングコンテンツの提供等、普及啓発活動を積極的に展開している。

窓口相談　平日9：00～17：45
（受付は17：30まで）

電話相談　TEL 03-3581-1101（内線3844）
（平日9：00～17：45
（受付は17：30まで））

1　産業財産権相談窓口　http://www.inpit.go.jp/consul/consul_about/index.html
2　知的財産相談・支援ポータルサイト　http://faq.inpit.go.jp/
3　営業秘密・知財戦略相談窓口　https://faq.inpit.go.jp/tradesecret/service/
4　知的財産相談・支援ポータルサイト（営業秘密・知財戦略に関する情報）　https://faq.inpit.go.jp/tradesecret/

2-6-9図　知財総合支援窓口や関係機関との連携

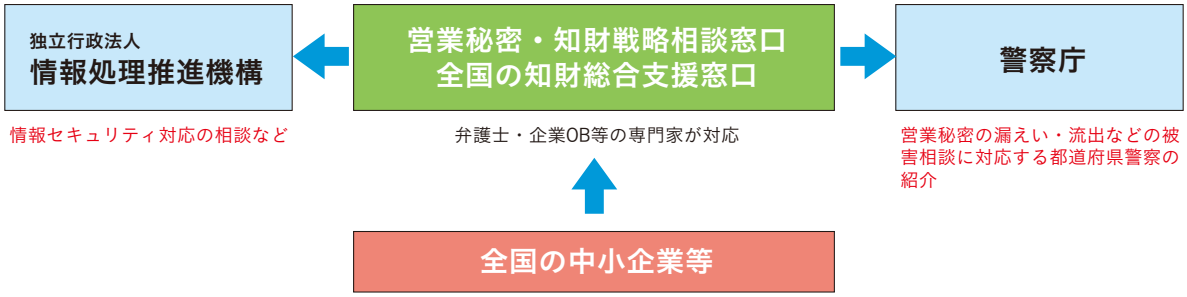

(4)海外展開に関する相談

海外展開知財支援窓口[1]では、海外での事業展開を考えている企業等に対して、ビジネスの形に応じた様々な知財リスクについてのアドバイスを行い、ビジネス展開に応じた知的財産の権利化や、取得した権利を利益に結びつけるための活用の方法について、海外駐在経験と知的財産実務経験が豊富な民間企業出身の専門人材である海外知的財産プロデューサーが支援を行っている。全国にある知財総合支援窓口とも連携しており、相談内容に応じて海外知的財産プロデューサーによる支援を受けることを可能にしている。

お問い合わせ先（海外展開知財支援窓口）
TEL 03-3581-1101（内線 3823）
（平日 9：00 ～ 17：30）

(5)その他の相談

①農林水産業に係る知的財産の相談体制の強化

農林水産物のブランド価値を高め、知的財産として保護していくためには、特許庁が担当する商標制度、意匠制度、特許制度と、農林水産省が担当する地理的表示（GI）保護制度や品種登録制度など、様々な知的財産制度をうまく組み合わせて活用することが重要である。

特許庁は、2016 年 10 月から農林水産省と協力して、INPIT が各都道府県に設置している知財総合支援窓口と農林水産省の相談窓口との連携を図り、知財総合支援窓口においても GI 保護制度や種苗の育成者権の相談を受け付けるといった体制の強化を図っている。

また、特許庁が出願人等ユーザーの利便性向上や知的財産を活用する企業のすそ野拡大を目的に開催する「巡回特許庁」において、農林水産省と連携し、2016 年 10 月に鹿児島県、11 月に京都府、2017 年 2 月には愛知県にて、地域ブランドセミナーを開催し、地域団体商標制度に加え、GI 保護制度についても説明する等、地域の農林水産業やブランド関係者に対する制度の普及啓発を行っている。

②特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)に関する相談

J-PlatPat[2] の各種検索サービスの操作・利用について、J-PlatPat ヘルプデスクにおいて専門スタッフが相談を受け付けている。



J-PlatPat ヘルプデスク
TEL 03-6666-8801
（平日 9：00～21：00）

1　海外展開知財支援窓口　https://faq.inpit.go.jp/gippd/service/
　知的財産相談・支援ポータルサイト（海外展開の知財支援に関する情報）　https://faq.inpit.go.jp/gippd/
2　https://www.j-platpat.inpit.go.jp

③電子出願に関する相談

ウェブサイト上に開設した「電子出願ソフトサポートサイト[1]」において、申請書類の書き方ガイドやよくある Q&A 等、電子出願に役立つ情報を提供している。また、電子出願の具体的な操作方法等について、電子出願ソフトサポートセンターにおいて専門スタッフが相談を受け付けている。

◇ 2016 年度実績

相談件数：9,418 件

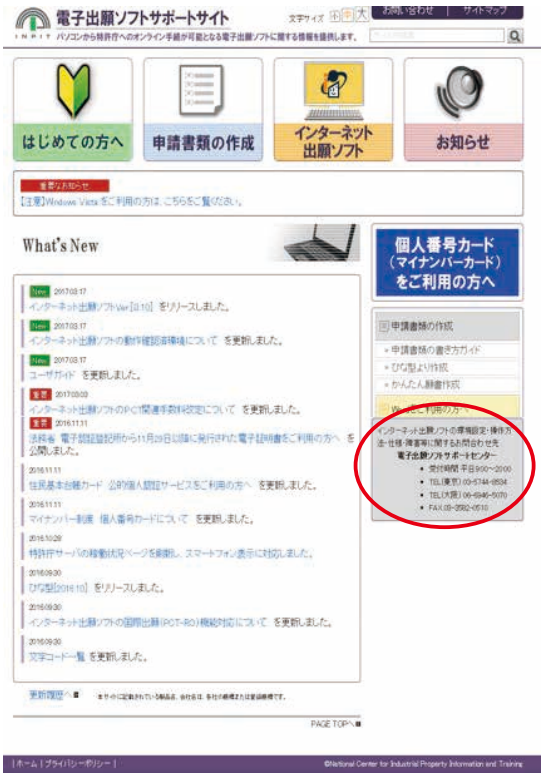

電子出願ソフトサポートセンター

TEL：03-5744-8534

（平日 9：00～20：00）

1 http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/

Column 17

タイムスタンプ保管サービスの紹介

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）では、企業等における戦略的な知財管理を支援するため、電子文書が存在したことを証明する「鍵」であるタイムスタンプトークンをお預かりする「タイムスタンプ保管サービス」の提供を 2017 年 3 月 27 日から開始しました。

1. タイムスタンプとは

タイムスタンプは、電子文書に時刻情報を付与することにより、その時刻にその電子文書が存在し、またその時刻から、検証した時刻までの間にその電子文書が変更・改ざんされていないことを証明するものです。電子文書は、いつ作成されたのかが判別しにくく、しかも、いつでも容易に編集でき、改ざんされたとしてもその事実を判別しにくいという性質があります。そのため、いつ作成されたのか、またその電子文書が原本と同一で改ざんされていないのかを証明する手段が求められており、知的財産の分野においてもタイムスタンプの利用が広まってきました。

2. 知財管理におけるタイムスタンプの利用

特許への権利化や営業秘密としての秘匿化を含む戦略的な知財管理を実施する際、そして、紛争等が生じた際においても、技術情報の保有時点を証明可能にしておくことが重要です。たとえば、営業秘密侵害が争われる紛争においては、営業秘密を不正取得したことを疑われた者は、漏えいした技術を自ら保有していたことを立証することが必要となることがあります。また、特許侵害訴訟において先使用権を主張する場合も、特許権者が出願した際に発明の実施である事業を行っていたことか、その準備をしていたことを証明する必要があるなど、知的財産の分野においては、文書の保有・存在及び保有時点などを証明することが必要となる場合があります。このような証明の手段の一つとして、タイムスタンプが有効であると考えられます。

3. INPIT のタイムスタンプ保管サービス

INPIT は、時刻認証業務認定事業者（TSA）が発行したタイムスタンプトークン（TST）を、利用者から預かって長期間安全にバックアップとして保管します。これにより、タイムスタンプトークンの紛失や破損に備えることができます。そして、利用者がその TST を必要とした場合には、TST を引き出し、利用者の求めに応じてその預入証明書の提供を受けることも可能です。この「タイムスタンプ保管サービス」の概要は、下図に示すとおりです。なお、INPIT が提供するサービスは、営業秘密の原本（図面等の電子文書）そのものを預かったり、タイムスタンプを発行したりするものではありませんのでご注意ください。

「タイムスタンプ保管サービス」は無料です。詳しくは INPIT の知的財産相談・支援ポータルサイトをご覧ください。

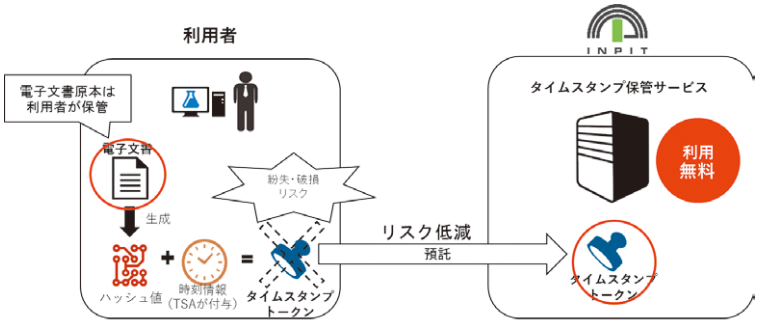

■タイムスタンプ保管サービス
https://www.tss.inpit.go.jp/web/tssa01/sctssz990101
（サービス提供時間：平日 8:00 ～ 19:00）

■知的財産相談・支援ポータルサイト
https://faq.inpit.go.jp/tradesecret/ts/

5 専門人材による支援

我が国産業の国際的な競争力を保持しつつ持続的な発展を実現していく上で、イノベーションの促進を効率的に進める必要があり、創出される知的財産を戦略的に保護・活用する知的財産戦略が極めて重要である。このため、特許庁・INPITでは、専門人材を適所に配置し、企業や大学等の知的財産マネジメントを支援している。

(1)知的財産戦略アドバイザー

「営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密110番～」に所属する知的財産戦略アドバイザーは、同窓口での相談受付に加えて、中小企業等を訪問し、経営幹部を含めた複数の社員に対して小規模なセミナーを実施したり、現場を視察したうえで具体的なアドバイスをしたりできるように、出張による個別企業支援を積極的に実施している。

出張支援では、現場視察をすることで訪問した企業に特有の課題を発見し、より実践的なアドバイスを行うことが可能になっている。秘密管理のための社内体制の構築を目指す企業に対しては、訪問が複数回に及ぶこともある。単なる質問と回答というやりとりにとどまらず、知的財産戦略アドバイザー及び弁護士等による営業秘密管理の規程整備に向けての支援によって、企業等において実際に秘密管理体制を運用できるレベルまで導くことを目標として活動している。

◇2016年度実績
出張支援　290回

(2)海外知的財産プロデューサー

海外展開において刻々と変化するビジネスのステージに応じ、知的財産リスクへの対応やライセンスといった知的財産の活用等の知的財産全般のマネジメントが必要になる。このような海外進出先の情勢や制度、事業目的・内容に応じた、知的財産権の取得・管理・活用、海外市場への技術移転支援、知的財産戦略の策定等、知的財産全般の多様なマネジメントの支援のため、2011年度から、海外駐在経験、知的財産実務経験が豊富な民間企業出身の専門人材を海外知的財産プロデューサーとしてINPIT　に配置し、関係機関と連携しながら中堅・中小企業等に対する支援を行っている。2016年度からは、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が事務局を行う新輸出大国コンソーシアムの参加機関として、全国の他の支援機関と連携しながら支援を行っている。

具体的には、海外知的財産プロデューサーは、海外での事業展開を考えている企業等に対して、ビジネスの形に応じた様々な知的財産リスクについてのアドバイスを行い、ビジネス展開に応じた知的財産の権利化（例えば、どのような権利をどの地域で取得するべきか）や、取得した権利を利益に結びつけるための活用の方法（例えば、企業の海外進出目的や保有する知的財産に合わせたビジネススキームの提案）について支援している。

また、海外知的財産プロデューサーは、海外ビジネス上の様々な知的財産リスクやビジネスと知的財産の関係について理解を広げるための講演も行っている。

◇2016年度実績
支援企業等　319者
講演等　94回

2-6-10図　海外知的財産プロデューサー派遣事業の概要

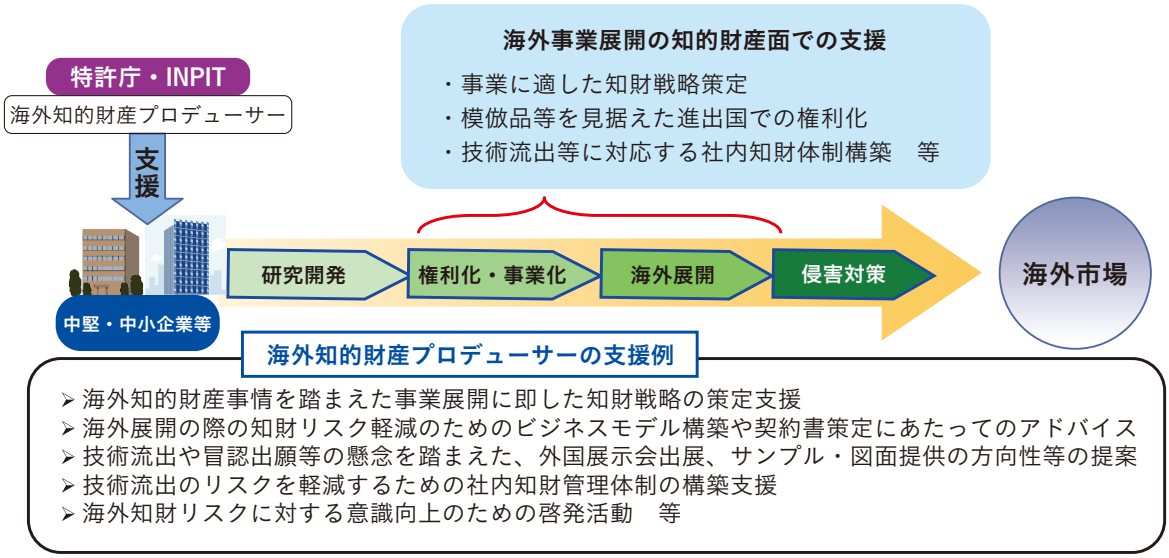

Column 18

海外知的財産プロデューサー派遣事業による支援の拡大、情報発信の強化

○海外知的財産プロデューサーによる支援の拡大

中堅・中小企業を取り巻く事業環境の変化や、海外展開を推進する様々な施策の後押しにより、中堅・中小企業による海外進出が増えています。そのような流れを受けて、海外知的財産プロデューサー（以下、「海外知財PD」）による企業支援の件数も年々増加傾向にあり、これまで6年間の支援企業数の累計は約1,400社になりました。右下図に示すように、北海道から沖縄まで全国各地の企業に支援を利用していただいており、海外知財PDは日々日本中を飛び回っています。

海外知財PDの支援では、全国47都道府県に設置されている知財総合支援窓口や様々な支援機関との連携、および、全国での海外展開に関する知財セミナーの開催を通して、海外展開支援を拡大しています。

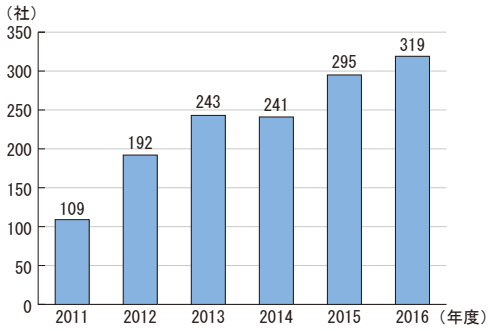

支援企業数の推移

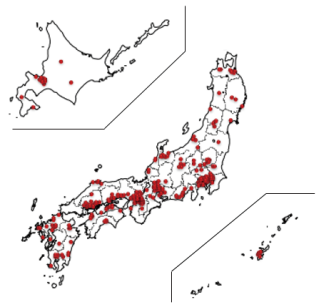

新規支援企業の所在地（2016年度）

○海外知的財産活用ポータルサイトによる情報発信の拡充

2017年4月に、「海外知的財産活用ポータルサイト」に加えて「産業財産権相談サイト」、「営業秘密・知財戦略ポータルサイト」の様々な情報を集約した新たなポータルサイト「知的財産相談・支援ポータルサイト」をリリースしました。海外知的財産活用ポータルサイトでは、海外ビジネスでの知財リスク、知財活用に対する情報提供のため、例えば、以下のコンテンツを公開しています。今後もこれらのコンテンツの充実を図るほか、海外企業との知財関連契約の留意点を紹介するコンテンツの掲載を予定するなど、情報発信を強化していきます。

・「海外ビジネスで知っておきたい知的財産のポイント」eラーニング

海外ビジネス展開における知財の留意点をウェブサイト上からいつでもご覧いただけるよう、2016年度にeラーニング教材を作成しました。海外知財PDによる企業支援では、各社のビジネスに応じた詳細なアドバイスを行っていますが、このeラーニング教材では、海外知財PDへの相談が多い項目や企業の皆様がよく見落としがちなリスクなど、海外ビジネスにおいて特に押さえておくべき重要なポイントに絞り、分かりやすく解説を加えています。

https://faq.inpit.go.jp/gippd/general/



eラーニング画面

・中堅、中小企業のための海外ビジネス知的財産マネジメントFAQ

海外知財PDに寄せられた相談のうち、頻度の高いものについて、回答とともに紹介しています。

・海外知財PDによる支援事例

海外知財PDが支援を行った企業の支援事例を紹介しています。

https://faq.inpit.go.jp/gippd/business/

(3)知的財産プロデューサー

公的資金が投入された研究開発コンソーシアムや大学には、革新的な研究成果の創出や国際競争力の向上が期待されている。我が国のイノベーションの促進に寄与することを目的とし、研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等を対象に、知的財産の視点から、成果の活用を見据えた戦略の策定、研究開発プロジェクトの知的財産マネジメント等を支援するため、企業での知的財産実務経験等を有する専門人材である知的財産プロデューサーをプロジェクトの初期段階から派遣している。

具体的には、プロジェクト発足前では知的財産ポリシーの策定支援、プロジェクト初期では知的財産に関する意思決定機関の設置や規程類の制定支援、プロジェクト推進期では戦略的な特許等取得のための支援や、そのための国内外の知的財産情報の収集・分析支援、プロジェクト終期ではプロジェクト全体で獲得した知的財産成果の総括と情報共有の支援、プロジェクト終了後では知的財産管理主体における知的財産管理・活用の支援を行っている。

◇ 2016 年度実績
派遣：延べ 39 プロジェクト

2-6-11図　知的財産プロデューサーの業務の例

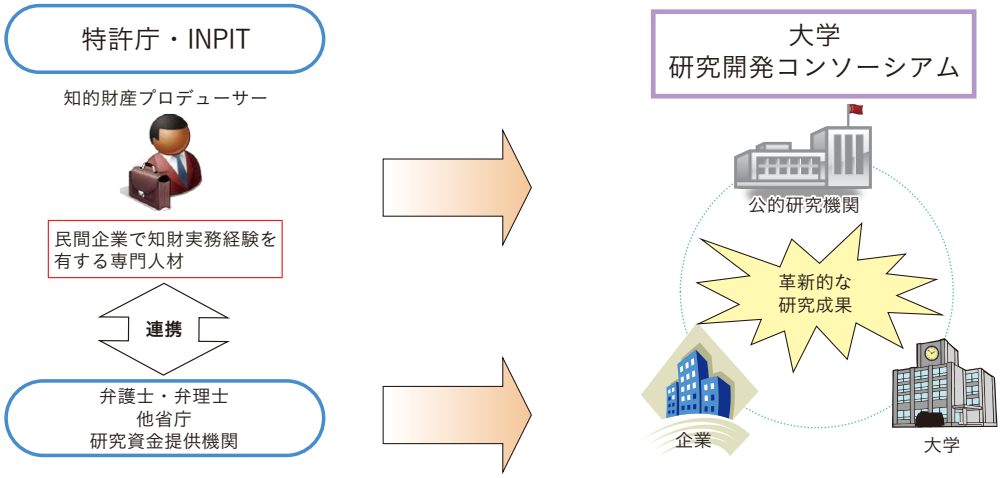

○知的財産プロデューサーによる主な支援内容

プロジェクト発足前	プロジェクト初期	プロジェクト推進期	プロジェクト終期	プロジェクト終了後
知財ポリシーの整備等	知財管理基盤の整備等	知財マネジメントの推進等	知財成果の総括と情報共有等	知財成果の取扱い調整等

(4)産学連携知的財産アドバイザー

事業化を目指す産学連携活動を展開する大学に知的財産の専門家である産学連携知的財産アドバイザーを派遣して、事業化を目指す産学連携プロジェクトの知的財産マネジメントを支援することにより、地方創生に資する大学等の活動を促進している。

「プロジェクト支援型」と「プロジェクト形成支援型」の2つのプログラムを推進している。「プロジェクト支援型」においては、産学連携知的財産アドバイザーが、地方の中小規模大学の事業化を目指すプロジェクトの知的財産マネジメントを支援し、その事業化を促進している。「プロジェクト形成支援型」においては、産学連携知的財産アドバイザーが、複数の大学からなるネットワーク等の連携活動を進めてきた大学等に対し、事業化を目指すプロジェクトの形成支援を行っている。特に、産学連携の体制整備等が進んだものの、産学連携によるプロジェクトの形成や実施等の経験が少ない大学に対しては、従来の広域大学ネットワークも活用しつつ、事業化を目指すプロジェクトの形成支援を行っている。

◇2016年度実績
派遣：11大学
(プロジェクト支援型　7大学
プロジェクト形成支援型　4大学)

2-6-12図　産学連携知的財産アドバイザー派遣事業の概要

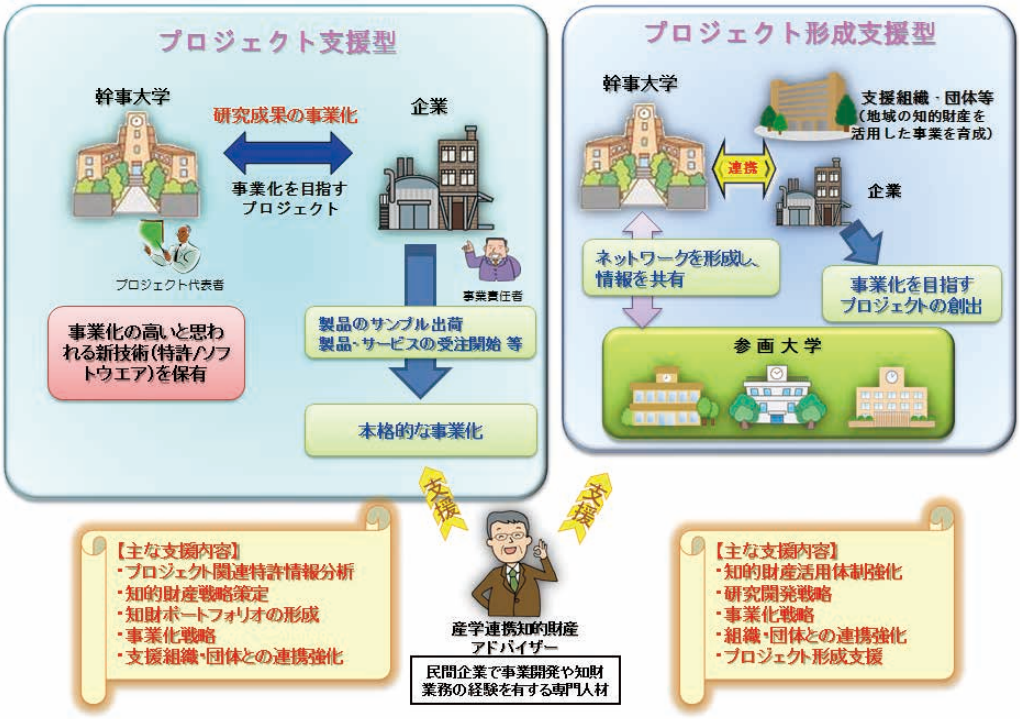

Column 19

産学連携知的財産アドバイザーの支援事例

～国立大学法人岩手大学・山形東亜 DKK 株式会社・日本全薬工業株式会社～

<当事者のプロフィール>

国立大学法人岩手大学（岩手県盛岡市）
→ 4 学部 7 研究科（獣医学を含む。）を有する東北地方の総合大学
山形東亜 DKK 株式会社（山形県新庄市）
→ pH 計・ORP 計・溶存酸素計・電気伝導率計・電圧温度変換器等の製造・販売
日本全薬工業株式会社（福島県郡山市）
→動物用医薬品及び医療機器等の研究開発・製造・輸入・販売

○プロジェクトの概要

乳牛の生産性低下の原因となるルーメンアシドーシス（第一胃が酸性化した病態）の発生を抑制するために、牛の第一胃（ルーメン）に留置して連続的に pH を計測し信号伝送する無線式 pH センサ、受信ユニット及び診断用アプリからなるルーメン監視システム（本技術）を岩手大学と山形東亜 DKK（株）が共同開発しました。これを山形東亜 DKK（株）が製品化（商品プロトタイプ化）し、日本全薬工業（株）が承認取得・販売に向けて準備を行っています。事業化に向けた本プロジェクトを産学連携知的財産アドバイザーが支援しています。

○岩手大学の技術シーズ

岩手大学は、共同獣医学科を有し、獣医学研究科設置を申請中であり、国内畜産試験場、畜産農家等とも連携し、乳牛のルーメン監視システムの研究を行い、フィールド調査等も実施しています。本技術[1]は、その中から創出されました。

○事業化に向けての課題

事業フォーメーションとして、商品の販売は、日本全薬工業（株）が一元的に行い、山形東亜 DKK（株）が製品製造・供給を行うよう協議していますが、過去の経緯から山形東亜 DKK（株）が独占的通常実施権を保有していたため、本格的販売体制が確立するまでの暫定的な対応も含めて当事者 3 社間の契約関係を整理する必要がありました。

また、商品の販売に際して他者特許の権利侵害を回避する必要がありました。

○産学連携知的財産アドバイザーのソリューション

契約関係については、産学連携知的財産アドバイザーが、岩手大学から山形東亜 DKK（株）に対する独占的通常実施権の許諾を解消した上で、岩手大学から日本全薬工業（株）に対し、改めて再実施権付独占的通常実施権を許諾し、日本全薬工業（株）から山形東亜 DKK（株）に対して再実施権を許諾することによって、山形東亜 DKK（株）が、商品プロトタイプ並びに商品の製造を行うフォーメーションの移行手順を提案し、関係者の合意形成を支援しました。

他者特許に関しては、産学連携知的財産アドバイザーが、特許調査会社を活用して特許侵害予防調査を行い、山形東亜 DKK（株）並びに日本全薬工業（株）の技術者と協力してその調査報告書の内容を精査し、侵害リスクが無いことを確認しました。

<岩手大学のコメント>

特許調査を実施して頂き、ライセンシーによる事業化や製品改良が安心して行えるようになりました。今後

1 「検出装置およびその回収方法ならびに監視システム」特許 5569911 号

の周辺特許の出願可能性の検討も担っていただいており、きめ細かい対応をいただいています。なお、本学研究者が教育と研究、診療のため多忙であり、アドバイザーとの面談機会の確保に苦慮するところですが、関係企業とも情報共有をしながら支援いただいており、たいへん心強い存在です。

＜産学連携知的財産アドバイザーのコメント＞

小さな筐体に技術とノウハウがぎっしり詰まった商品であり、畜産業の生産性向上への大きな貢献を期待しています。製造販売承認申請中の情報管理や商品プロトタイプの取扱等には特段の配慮が必要とされており、関係者との情報共有を密に行いながら対応にあたっています。ルーメン監視システムの一日も早い販売開始を願いつつ、今後も利用技術・応用技術を含めた事業化を支援していきたいと考えています。

（市山俊治産学連携知的財産アドバイザー（派遣機関：国立大学法人岩手大学））

＜商品名：無線式 pH センサ（仮）＞





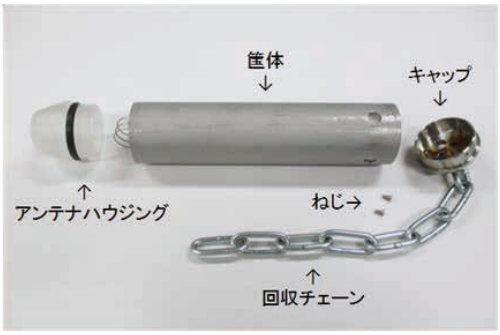

＜関係図＞

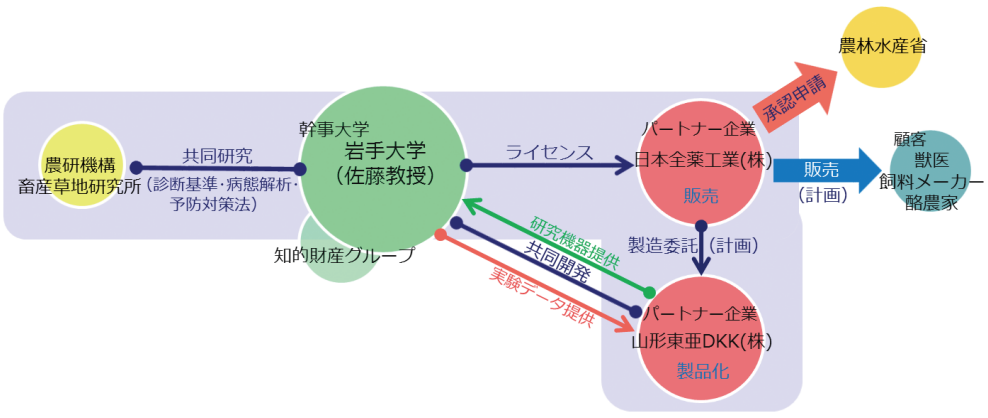

(5)事業プロデューサー

我が国は社会課題先進国であり、地方には地理的条件、人口構造、産業構造等の独特の状況に付随した地方特有の社会課題が存在する。これらの課題に対し、事業ニーズ起点で知財シーズ・技術開発力（権利化されているか否かは問わない。）を組合せて事業化構想を行うことができれば、新規事業創出に繋がるといえる。

しかし、各地方では、保有するシーズを活用して新規事業創出に成功している事例が必ずしも多いとはいえない現状にある。その大きな理由の一つとして、潜在的な市場・ニーズを察知しつつ、知財・技術を理解し、魅力あるビジネスモデルをつくり、そして新規事業創出のできる事業化支援人材が各地方に欠乏していることが挙げられる。

したがって、知財の需要と供給を繋ぎ、事業化を構想できる目利き機能を果たす能力を持った専門家を地方に配置し、新規事業創出を活性化することが必要である。知的財産推進計画 2016 においても「地域の技術シーズを活用して新規事業創出につなげるため、事業プロデューサーを地域に派遣し、地域の技術ニーズと技術シーズを掘り起こしつつ、金融機関、専門家等のネットワークを構築・活用しながら、事業プロデュース活動を実施する。」と記載されている。

こうした背景のもと、特許庁では、地域における事業化機能拡充のため、金融機関を含む地域ネットワークを構築・活用しながら、潜在的なニーズ・シーズを掘り起こして事業を構想し、ニーズとシーズのマッチングから事業資金調達、販路開拓まで含めた事業創出環境活動を支援する新規事業創出の専門人材「事業プロデューサー」の派遣を行うことによって、地域における事業化創出機能の活性化を図ることを目的とした、「地方創生のための事業プロデューサー派遣事業」を 2016 年度より 3 か年の事業として実施している。

具体的には、最長 3 か年度を限度として、有識者委員会の議論を経て選定された、（一社）さいしんコラボ産学官、（公財）静岡県産業振興財団、（公財）北九州産業学術推進機構の 3 機関に事業プロデューサーを 2016 年 10 ～ 11 月にかけて派遣開始し、①地域の金融機関及び専門家等との支援ネットワークを構築・活用した地域における潜在ニーズ及びシーズの掘り起こし支援、②これらの情報に基づいて自らの知見と支援ネットワークの有する知見等を融合して構想することによる地域ニーズに基づいた新規事業構想支援、③構想した新規事業構想の具現化に必要な支援チームの組成・活動支援、④事業プロデューサー及び派遣先地域関係者が活動事例・ニーズ・シーズ情報等を共有する場の提供、⑤事業プロデューサーによる活動の成功事例・失敗事例の収集・分析等の活動を通じて、新規事業プロデュース活動のノウハウの派遣先の地域ネットワークへの提供といった取組を行う予定である。また、上記の取組を通じて、派遣先において事業プロデューサーの役割を担う人材が育ち、事業終了後においても、自律的に事業プロデュース活動が継続されることを目指している。さらに、事業プロデューサーによる活動の成功事例・失敗事例の分析によってモデルを抽出し、事業終了後に広く派遣先以外の地方にも周知を図り、事業プロデューサーの活動が地方において定着することを目指している。

2-6-13図 事業プロデューサー派遣事業の概要

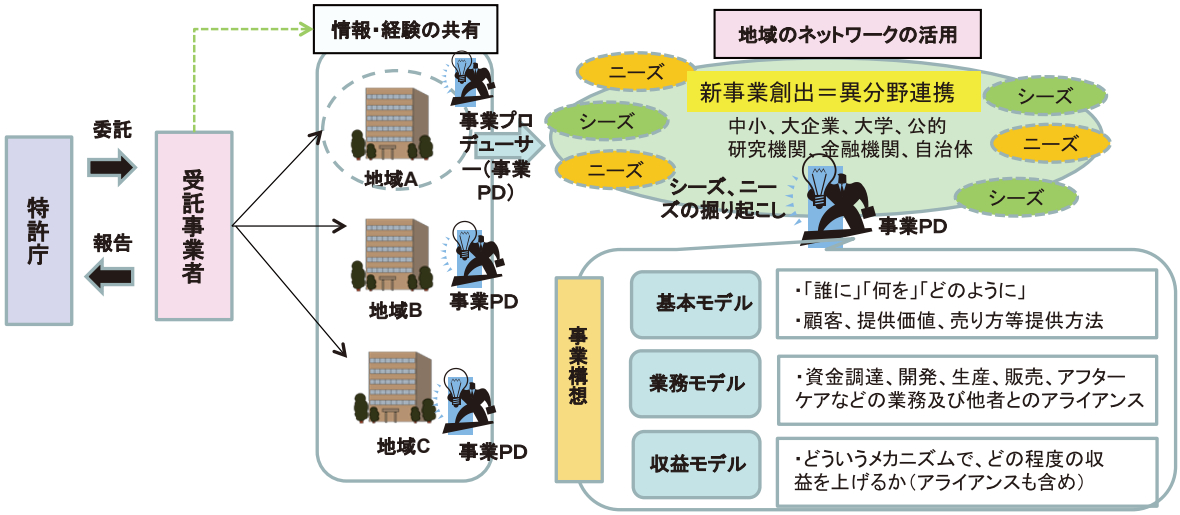

2-6-14図 派遣先機関及び事業プロデューサー

	派遣先機関	事業プロデューサー
埼玉県	（一社）さいしんコラボ産学官	鈴木　康之　氏
静岡県	（公財）静岡県産業振興財団	増山　達也　氏
福岡県	（公財）北九州産業学術推進機構	近藤　真吾　氏

Column 20

事業プロデューサーの支援事例

地方創生のための事業プロデューサー派遣事業は、2016 年度から 3 か年の事業として実施され、事業プロデューサーの派遣を 2016 年 10 月～ 11 月より開始したところです。派遣開始から間もない段階ですが、事業化に至った事例を紹介します。

～事例1：株式会社サンケミカル（静岡県富士市）～

〇概要

静岡の企業、サンケミカル社[1]は、三次元局面にデザインを施した反射フィルムを適用し外装パーツを成形する新技術を有する企業です。本事業の事業プロデューサーとの連携により、JR 浜松駅前に設置される浜松市レンタサイクル事業へ、同社の技術を施した自転車（フラッシュサイクル）が採用されることが決定しました。

〇詳細

サンケミカル社は、三次元局面にデザインを施した反射フィルムを貼り付け、外装パーツの視認性を高めた部品を製造する技術[2]を開発しました。この技術で自転車の前後輪のフェンダー（泥除け）やチェーンカバーなどに反射加工を施し、夜間の視認性を高めることを可能としました。

しかしながら、製品化まではたどり着いたものの、販路開拓がなかなか進まないという課題がありました。

この課題に対して、（公財）静岡県産業振興財団（事業プロデューサーの派遣先機関）から同社を紹介された事業プロデューサーが、同社会長と相談し、高い安全性と意匠性、加えて、販売先のマスコットキャラクターもデザインできる利点をアピールする販売戦略を立案しました。



暗闇で光るフラッシュサイクル
提供：サンケミカル社

その後、事業プロデューサーが、浜松市がレンタサイクル事業に取り組むことを知り、最初の販売先として同市への販路開拓を発案、同市担当者に早速コンタクトしました。

同社製品の採用を提案したところ、タイミングよく自転車の選定が行われており、価格も同市の予算内だったため、同社製品の採用が決まりました。

同社製品が採用された自転車は、現在「Rental Cycle はままつペダル[3]」において利用されています。



「Rental Cycle　はままつペダル」の
店頭に並ぶフラッシュサイクル（左端）

＜支援先企業のコメント＞

当社が販売戦略で悩んでいた時から、2 ヶ月という異例の早さでニーズに合った製品が出来たことは、増山事業プロデューサーの戦略と実行力の結果と改めてお礼を申し上げます。当社の弱い部分に入り込み販売にこぎつけた事で会社のモチベーションも上がり、非常に力強く感じました。自転車事故を 1 件でも減らす事が当社の使命と考え、安全性も兼ね備えた自転車の販路拡大に努めて参ります。（同社鑓田会長）

1　2002 年に設立、自動車用向け部品成形（ブロー成形、射出成形）にて高い実績を持ち、複数の自動車メーカー用部品を製造。
2　反射加飾成形体：実用新案登録第 3169699 号　実用新案権者 REXARD・JAPAN 株式会社（サンケミカル社の販売会社）
3　https://www.hamamatsupedal.com/

～事例2：Benefitea 株式会社（静岡県静岡市）～

〇概要

静岡の企業、Benefitea 社[1]は、ペットボトルや急須で飲むお茶にはない高い味わいや繊細な香りを再現する高級ボトリングティーの開発に成功。この度、本事業の事業プロデューサーとの連携により、商標登録出願および都内大手百貨店に常設販売されることが決定しました。

〇詳細

Benefitea 社は、茶葉原料本来の成分を凝縮したエキスを抽出する特殊製法を考案しました。この製法は旨味成分アミノ酸や香気成分を凝縮しており、急須で飲む緑茶とは一線を画し、ワインのような芳醇な味わいが特徴です。

しかしながら、製品化まではたどり着いたものの、製法は非公開とする意向が強い中、一方で高級ボトリングティーのブランドをどのように保護すべきかわからないという課題がありました。

そこで、事業プロデューサーが訪問、同社社長と相談し、課題抽出と販売戦略を立案しました。特許出願する場合とノウハウとして秘匿する場合のメリット・デメリット、商標登録出願の基礎的な事項や出願する際の考え方などをアドバイスしていた静岡県知財総合支援窓口と連携し、製法を非公開とする代わりに製法名などの商標登録を行うことで高級ボトリングティーブランドを守り、他社の類似製品の相乗りを防ぐ知財戦略を立案しました。現在、「コールドエクストラクション製法」にて商標登録出願中（商願 2017 － 042200）です。

並行して進めていた都内大手百貨店の旗艦店常設展示も決定し、高級ブランド化戦略の第一歩となりました。更に交渉の結果、同系列百貨店の都内大型店舗、流通チェーン店常設および大手航空会社への採用も決定しています。

今後は同社社長と協力し、より一層静岡茶ブランド力を高める施策を進める一方、他県のお茶農家との連携も提案していく予定です。



都内百貨店に展示された Benefitea「コールドエクストラクション製法」にて商標登録出願中の商品群

＜支援先企業のコメント＞

当社が高級ボトリングティーのブランド戦略や販売戦略で悩んでおりましたが、増山事業プロデューサーのアドバイスや静岡県知財総合支援窓口様にご協力いただき、迅速にブランド展開や商標登録を進めることができました。また大手百貨店への常設展示なども一緒に推進していただいております。大手コンビニエンスストアのギフトや大手航空会社の採用も決まり、今後も増山事業プロデューサーと共に高級ボトリングティーのブランド化に努めて参ります。（同社西沢社長）

1　2015 年設立清涼飲料水・食料品・健康食品の企画、製造・販売を手掛け、県内茶農家の支援を目的に高級ボトリングティーの開発を行う。

Column 21

革新素材「セルロースナノファイバー（CNF）」の市場創出に向けて

1. セルロースナノファイバー（CNF）とは

木材等の主成分の一つであるセルロースを直径μm（マイクロメートル）オーダーまで解繊したセルロース繊維は、抄紙工程を経ることで、いわゆる「紙」として古くから利用されてきました。近年、このセルロース繊維を、直径数～数十nm（ナノメートル）まで解繊した「セルロースナノファイバー（以下、CNF）」が、高機能な革新素材として注目を集めています。

CNFは、以下の特筆すべき特徴を有しています。

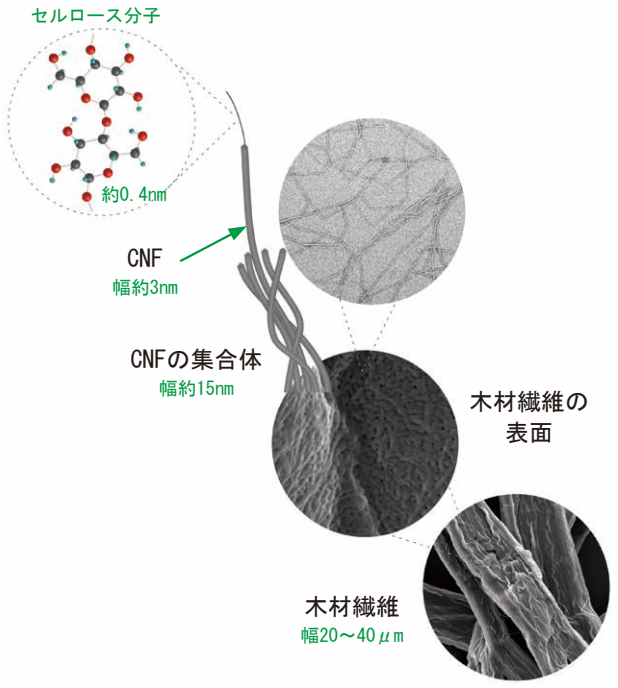

木材繊維から CNF まで

(1) **軽くて強い**
密度が鋼の約1/5であるのに対し、鋼の約5倍の引張強度を持つ。

(2) **熱による変形が小さい**
熱膨張係数がガラスの約1/50である。

(3) **表面積が大きく、様々な高機能化が可能**
ナノサイズに由来する大きな表面に、セルロースが有する水酸基を置換・修飾することで、親水性／疎水性などの多様な特性を付与できる。

(4) **環境負荷が小さい**
植物由来のカーボンニュートラルなバイオマス素材である。

これらの特徴を生かし、**樹脂・ゴム材料の強化繊維（ナノサイズであるため射出成形可能）、高ガスバリア性透明フィルム、ディスプレイ素材、透明電子基板、消臭剤、粘度調整剤（インク、石油掘削向け）、化粧品、フィルター、建材、人工骨等**への応用に向け、研究開発が進められています。

2. CNF は我が国発の技術

CNFの製造技術は、大きく化学的手法・機械的手法に大別できます。そして、化学的手法は東京大学（磯貝グループ）のTEMPO酸化触媒プロセス、機械的手法は京都大学（矢野グループ）の京都プロセス及び九州大学（近藤グループ）の水中カウンターコリジョン法など、我が国において基礎的技術が開発されました。東京大学の磯貝明教授らは、2015年に**「森林・木材科学分野のノーベル賞」といわれる「マルクス・ヴァーレンベリ賞」をアジア人として初めて受賞**しています。

3. CNF の市場創出に向けて　～知財・標準化の観点から～

CNFはシーズ先行型の研究開発であり、その市場創出が大きな課題です。このため、2014年6月、産学官が連携し、国立研究開発法人産業技術総合研究所を事務局とした**「ナノセルロースフォーラム」**（以下、フォーラム）[1]が創設されました。フォーラムには、2017年5月現在、上流（製紙・化学等）から下流（自動車、電機、機械、住宅等）まで、200社以上が参画し、大学・研究機関や経済産業省等の関係省庁、多くの自治体とともに、市場創出に向けた様々な取組が行われています。

1　https://unit.aist.go.jp/rpd-mc/ncf/

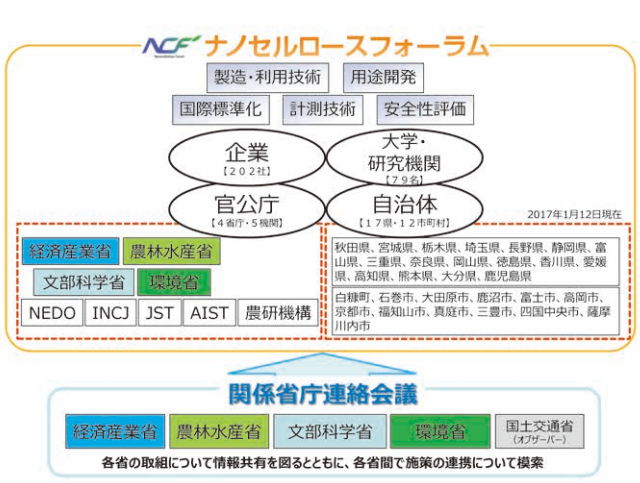

CNF 推進のための産学官連携体制

利益を十分に確保しつつ市場を新たに創出するためには、知財・標準化に関する取組が重要となります。特許庁では、**平成 27 年度の特許出願技術動向調査「ナノファイバー」**において、CNF 関連特許の出願動向を分析することから見い出される主要国の研究開発状況等を調査しました。フォーラムの**知財・標準化戦略分科会**においても、オープン・クローズ戦略を念頭に、知財・標準化戦略の検討や関連特許リストの作成等が行われています。また、京都大学と三菱化学は、知財活用による CNF 技術の社会普及を進めるため、共同研究の成果として保有する複数の CNF 関連特許の**一括ライセンスプログラム**を開始しました。一方、新素材である CNF は未だ国際標準が存在しないため、我が国と同様に CNF 研究が盛んな北米や北欧と国際標準化のリーダーシップを競っており、標準化戦略において重要な鍵となる特性評価方法については、2015 年に**我が国がリーダーとなって ISO 提案を行ったところ**です。

フォーラムが立ち上がった 2014 年には、CNF の知名度は非常に低く、実用化の例もありませんでしたが、2017 年現在では、日本各地で量産設備が稼働し、複数の実用化商品が世に出るなど、この数年で大きく環境が変化しており、我が国発の技術として一層の発展が期待されます。

技術区分別出願人国籍別出願件数
（日米欧中韓カナダへの出願、出願年（優先権主張年）：1980 年～2013 年）

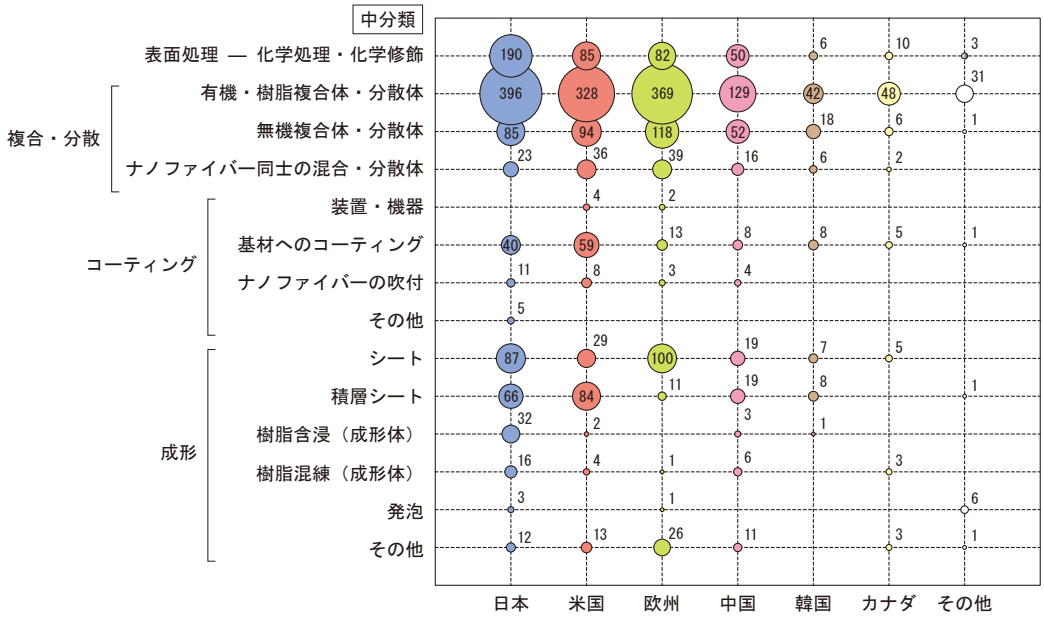

（資料）特許庁「平成 27 年度特許出願技術動向調査報告書『ナノファイバー』」

6 知的財産制度の普及啓発活動

(1)巡回特許庁

地域の出願人等の制度ユーザーの利便性の向上や知的財産の未活用企業等への意識啓発を目的とした「巡回特許庁」を、2016 年度には全国 4 地域（中部、近畿、中国、九州）で開催した。

特許庁の審査官が地域へ出向く出張面接審査を中心に、経済産業局等の知的財産室や地域の中小企業支援機関等とも連携して、地域の特性を踏まえた知的財産制度や支援策等の普及のため、知的財産や地域ブランドに関連したセミナー等を開催した。2017 年度も実施地域を拡充し、地域における知的財産のより一層の活用を図る。

2-6-15図　巡回特許庁　2016 年度実績

巡回特許庁 in 中部（2017.2.22 ～ 3.2）	巡回特許庁 in KANSAI（2016.11.21 ～ 12.16）
○中部知財フォーラム 2017　181 名 ○地域ブランドセミナー　93 名 ○「知っておきたい、ゲーム業界の発展を支える知的財産権制度」セミナー　176 名 ○意匠制度の改正に関する説明会　106 名 ●出張面接審査　実施件数　108 件 企業数　18 社	＜大阪市＞ ○知的財産シンポジウム　286 名 ○知財ビジネスマッチングセミナー　～中小企業シーズオープン交流会～　86 名 ○知的財産権制度説明会（初心者向け）/ テレビ面接審査デモンストレーション / 模擬口頭審理動画放映 ○職務発明制度セミナー　85 名 ＜京都市＞ ○地域団体商標 10 周年記念セミナー　72 名 ●出張面接審査　実施件数　367 件 企業数　49 社
巡回特許庁 in ひろしま（2016.8.29 ～ 8.31）	**巡回特許庁 in 九州（2016.10.24 ～ 10.27）**
○知財活用セミナー 158 名 ○中国地域知財戦略本部会合 ○地元ユーザーとの意見交換会 ○模擬審判廷による実演・テレビ面接審査デモンストレーション　49 名 ○経済産業局特許室及び特許庁・INPIT 事業 PR 展示 ●出張面接審査　実施件数　47 件 企業数　10 社	＜福岡市＞ ○地方創生に向けた知財金融フォーラム in 福岡　150 名 ○九州知的財産活用推進協議会 ○九州地域の知財活用企業（経営者）との意見交換会 ○模擬審判廷による実演 / テレビ面接審査デモンストレーション　39 名 ○地域団体商標等 PR 展示 ＜鹿児島市＞ ○デザイン・ブランド戦略による地域産業振興セミナー　81 名 ○知的財産権制度説明会（初心者向け）/ テレビ面接審査デモンストレーション / 模擬口頭審理動画放映　29 名 ○地域団体商標等 PR 展示 ●出張面接審査　実施件数　30 件 企業数　10 社

※上記に加え、全開催地域で INPITと連携し、臨時相談窓口を開設。

(2)知的財産権制度説明会

特許庁では、知的財産制度の普及啓発及び制度の円滑な運用を図り、ひいては知的財産の取得・活用を推進し、産業の活性化を図るため、参加者の知見・経験のレベルに応じた「知的財産権制度説明会（初心者向け・実務者向け）」を全国各地で広く一般に向けて開催している。「初心者向け説明会」では、知的財産制度について学びたい方や企業の知的財産部門等での経験の浅い方等の初心者を対象に、特許庁の職員である産業財産権専門官が知的財産制度の概要や手続、中小企業支援施策について説明を行った。

また、財務省関税局と連携し、一部の会場において説明会後半に各地の税関職員による輸入差止申立て制度の紹介を行った。2015年度に引き続き、地方自治体や知財総合支援窓口の担当者による地域の支援策紹介も合わせて行う等、省庁をまたいだ一体的な施策紹介、他の機関との連携を強化した。

「実務者向け説明会」では、知的財産制度について基礎的な知見・経験を有し、日常的に知的財産の業務に携わっている実務者を対象に、特許・意匠・商標の審査基準や審判制度の運用、国際出願の手続等、特許庁の職員等が専門性の高い内容について分野別に説明を行った。

その中で、2016年度、ビジネス関連発明[1]について全国12都市で説明を行った。第四次産業革命において大きな役割を果たすIoTの活用には、ビジネスモデルの確立が重要であるところ、その特許[2]の利活用は企業等のビジネスを後押しすることから、適切な特許取得の支援のため積極的に情報提供を行っている（特許庁ウェブサイトでも最近の動向を公表[3]）。

◇2016年度実績

初心者向け説明会：全国47都道府県で計63回開催 8,709人が参加

実務者向け説明会：全国24都市で計62回開催 12,155人が参加

2-6-16図 知的財産権制度説明会における講義内容

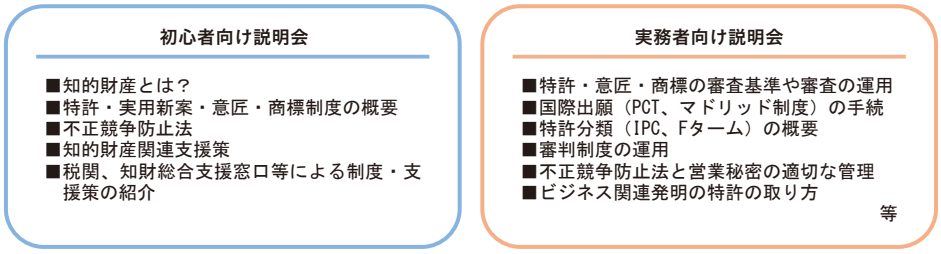

(3)産業財産権専門官

産業財産権専門官は、中小企業支援に関する総合的な専門家として、中小企業等への個別訪問や中小企業や金融機関、地方自治体、支援機関等を対象としたセミナーの講師等を通じて、知的財産制度及び各種支援施策に関する普及啓発を行っている。また、個別訪問した中小企業等から、特許庁及び産業財産権制度に対する意見・要望を伺い、制度改善への提案を行っている。

2016年度は企業活動における知的財産の重要性を広く周知するため、中小企業が多数集まる展示会への訪問、中小企業等にとって身近な支援機関である金融機関に対するセミナーの強化を通じて、積極的に知財総合支援窓口を中心とした支援施策の普及を働きかけた。

また、その他多数の中小企業経営者が集ま

1 ICT(Information and Communication Technology：情報通信技術）を利用してビジネス方法を実現する発明。
2 ビジネスモデルそれ自体は特許による保護の対象ではないが、ICTによって実現されたビジネスモデルは、ビジネス関連発明として特許による保護の対象となる。
3 https://www.jpo.go.jp/seido/bijinesu/biz_pat.htm

る団体や税理士、中小企業診断士等、中小企業等と関係の深い専門家向けのセミナーを実施した。

◇ 2016 年度実績
中小企業等への個別企業訪問：262 社
知的財産セミナー・研修会講師：107 回

2-6-17図　産業財産権専門官の業務

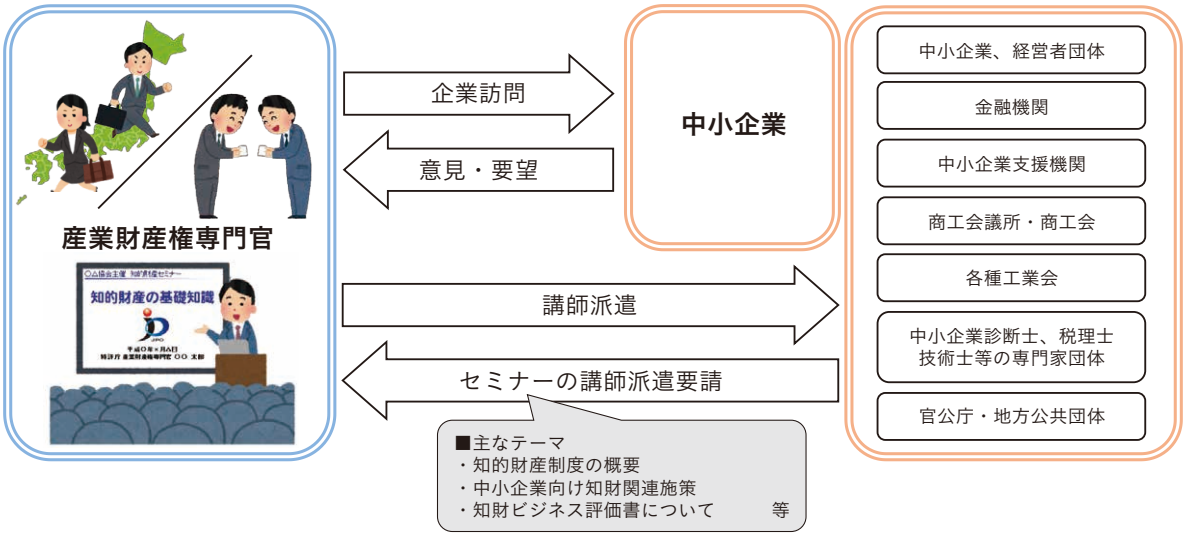

(4)外国産業財産権制度等に関する相談及び情報提供

国内の中小企業等を対象に、外国が関係する産業財産権侵害及び外国の産業財産権制度についての無料相談を実施している。また、2016 年度は、外国（米国、中国、及びインド）の産業財産権制度に関するセミナーを東京、名古屋及び大阪にて開催した。さらに、模倣被害を抱える中小企業が多く所属する特定業種（2016 年度は保安用品及び香料）を対象とした説明会を実施した。その他、ウェブサイト[1]にて各国における産業財産権侵害対策や産業財産権制度に関する情報及び相談事例等を紹介している。

◇ 2016 年度実績
・相談者：外国産業財産権侵害対策に関する内容　102 人
　外国産業財産権制度に関する内容　666 人
・セミナー：9 会場にて開催
　参加者数　1,648 人（延べ）
・特定業種向け説明会：2 回実施
　参加者数　38 人（延べ）


米国セミナー　大阪会場の様子


インドセミナー　名古屋会場の様子

1　外国産業財産権侵害対策等支援事業ウェブサイト　https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/index.html

7 企業の海外展開における費用面の支援

(1)中小企業に対する外国出願支援

経済のグローバル化に伴い、中小企業においても海外進出が進んでいるが、海外市場での販路開拓や模倣被害への対策には、進出先において特許権や商標権等を取得すること等が極めて重要である。しかし、海外での権利取得には多額の費用がかかり、資力に乏しい中小企業にとっては大きな負担となっている。

特許庁では2008年度から中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業に対して外国出願に要する費用の一部を補助している。2014年度からは、従来の地域実施機関としての都道府県等中小企業支援センター[1]のほか、新たに全国実施機関として独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）を補助事業者に加え、すべての都道府県の中小企業に対し、支援が可能になった。2016年度は47地域の都道府県等中小企業支援センター等及びJETROで実施し、712件（前年度比12.3%増）を支援した。

〔事業内容〕

○補助率：2分の1以内

○補助額：

1企業に対する上限額：

300万円（複数案件の場合）

案件ごとの上限額：

特許150万円、実用新案・意匠・商標60万円、冒認対策商標[2] 30万円

○補助対象経費：

外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等

(2)中小企業に対する知的財産侵害対策

経済のグローバル化とアジア地域の経済発展に伴い、特にアジア地域において日本企業の商品の模倣品が製造され、世界中で被害が報告されている。模倣品の氾濫は、消費者に対するブランド・イメージの低下や製品の安全性の問題等、企業に悪影響をもたらすおそれがあり、対策を講ずることが極めて重要である。特許庁では2014年度[3]から、中小企業の海外での適時適切な権利行使を促進するため、JETROを通じて、海外で取得した特許・商標等の侵害を受けている中小企業に対し、模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査、調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発までを実施し、その費用の一部を助成している。2016年度は20件を採択した。

また、2015年度から、海外で冒認出願され取得された権利等に基づいて中小企業等が知的財産侵害で訴えられた場合等の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟に係る費用の一部を助成する防衛型侵害対策を実施し、2016年度は2件を採択した。

2016年度からは、新たに海外でブランド名等を悪意の第三者により先取出願された場合の、当該商標の無効・取消係争に要する費用の一部を助成する冒認商標無効・取消係争支援を実施し、10件を採択した。

■模倣品の調査、模倣品業者への対策費用に関する支援（模倣品対策支援事業）

〔事業内容〕

○補助率：3分の2

○上限額：400万円

○補助対象経費：

現地侵害調査費、模倣品業者への警告文作成費、行政摘発費用等

※2016年度からは税関登録に要する費用も含む

1 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条第1項の規定による指定法人。指定法人数は全国60か所で、都道府県及び同法施行令第2条に掲げられている政令市に設置。

2 冒認対策商標：悪意の第三者による先取出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願。

3 2005年度から2013年度まで、中小企業庁の中小企業海外展開等支援事業費補助金（中小企業知的財産権保護対策事業）として模倣品に関する侵害調査に係る費用の一部を助成する事業を実施。2014年度からは侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発費用を支援対象に加え、特許庁で実施。

■冒認出願等により現地企業から知的財産侵害で訴えられた場合の対策費用に関する支援（防衛型侵害対策事業）

〔事業内容〕

○補助率：3 分の 2

○上限額：500 万円

○補助対象経費：

海外での係争に要する費用（損害賠償・和解金を除く）

例：弁理士・弁護士への相談等訴訟前費用、訴訟費用、対抗措置、和解に要する費用等

■海外でブランド名等を悪意の第三者により先取出願された場合の当該商標無効・取消係争費用に関する支援（冒認商標無効・取消係争支援事業）

〔事業内容〕

○補助率：3 分の 2

○上限額：500 万円

○補助対象経費：

海外での冒認商標無効・取消係争に要する費用（損害賠償・和解金を除く）

例：異議申立、無効・取消審判請求、訴訟に要する費用等

(3)海外における知財係争対策

海外での現地企業による出願件数の増加に伴い、中国をはじめ、海外での知財係争に中小企業が巻き込まれるリスクが増加傾向にある。

中小企業は資金不足から応訴することができず、事業撤退や会社の存続の危機に追い込まれるなど、海外でのビジネス環境の悪化が懸念される状況にあり、対策を講じることが重要である。

そこで、特許庁では、2016 年度に、中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合の「セーフティネットとしての施策」として、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会を運営主体とした知財分野としては初めての海外知財訴訟費用保険制度を創設した。

創設に伴い、2016 年度より、中小企業が本保険に加入する際には、保険掛金への助成を行う補助事業を実施しており、中小企業の保険加入を促進している。

〔事業内容〕

○補助率：2 分の 1

○補助対象経費：中小企業等の保険掛金

2-6-18図　海外知財訴訟費用保険制度の事業イメージ

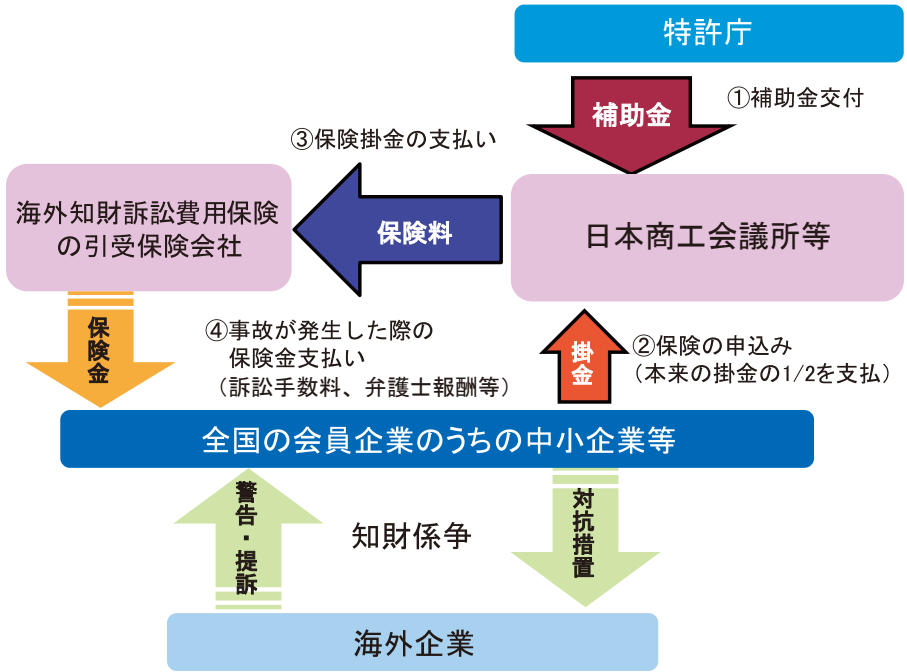

(4)海外における知財活用支援

2015年度から、JETROを通じて、海外への技術流出を防ぎつつ、中堅・中小企業の知的財産を活用した海外でのビジネス展開の促進を支援するための取組を開始した。

2016年度からは、新たに地域団体商標の海外展開を支援する取組を拡充して実施している。

〔事業内容〕

ライセンス契約の締結等、外国での知的財産権の活用を目指す中堅・中小企業や地域団体商標登録団体に対して、以下の支援を実施している。

○国内外におけるセミナーの開催から現地専門家を活用したビジネスプランの作成支援及びビジネスパートナーへのプレゼンテーション機会の提供等にわたる包括的支援。
○海外見本市への出展及び現地における商談会等の開催によるビジネスパートナーとの商談機会の提供。
○本事業への参加企業を対象とした技術流出に配慮した上での多言語による情報発信。
○現地パートナー候補の発掘等、海外事業展開に必要な調査の実施。

8 地域における支援体制

地域における知的財産制度普及等の拠点として、経済産業局等に知的財産室を9か所設置し、地方公共団体や中小企業支援機関等と連携しながら、地域の産業特性やニーズを踏まえた、特色ある独自の知的財産支援施策を企画・実施している。

(取組例)
○デザイン・ブランドの権利化やマテリアル作成支援を通じた意識啓発
○個別支援による知的財産活動の成功事例作りとその発信
○経営課題に対して知的財産の視点から解決方法を提案するワークショップの開催

また、2005年度に各経済産業局等の管轄地域ごとに「地域知的財産戦略本部」を設置し、地域知的財産戦略推進計画に基づき、地域における知的財産の普及啓発及び戦略的な知的財産活用のための支援施策を推進している。

さらに、地域における知的財産支援体制の構築や連携強化を通じて知的財産支援力を向上するため、地域の先導的・先進的な知的財産の取組を支援する補助事業を2015年度から開始し、2016年度には26件の取組を支援した。2017年度も継続して支援を行う。
(取組例)
○金融機関と大学が連携した知財マッチング
○特許と標準を融合させた知財戦略構築支援
○地域資源を利用した商品のデザイン活用・ブランド戦略支援

加えて、地域における中堅・中小・ベンチャー企業の知的財産の権利化・活用を促すため、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)において、2017年度第2四半期(7～9月)に「近畿統括本部」(INPIT-KANSAI)を開設し、知的財産の活用支援を行うことを予定している(詳細はColumn 24を参照)。また、同本部において、地域ユーザーにとって出張面接審査を活用しやすい環境を整備し、出張面接審査の充実を図っていく。

2-6-19図　地域における支援体制

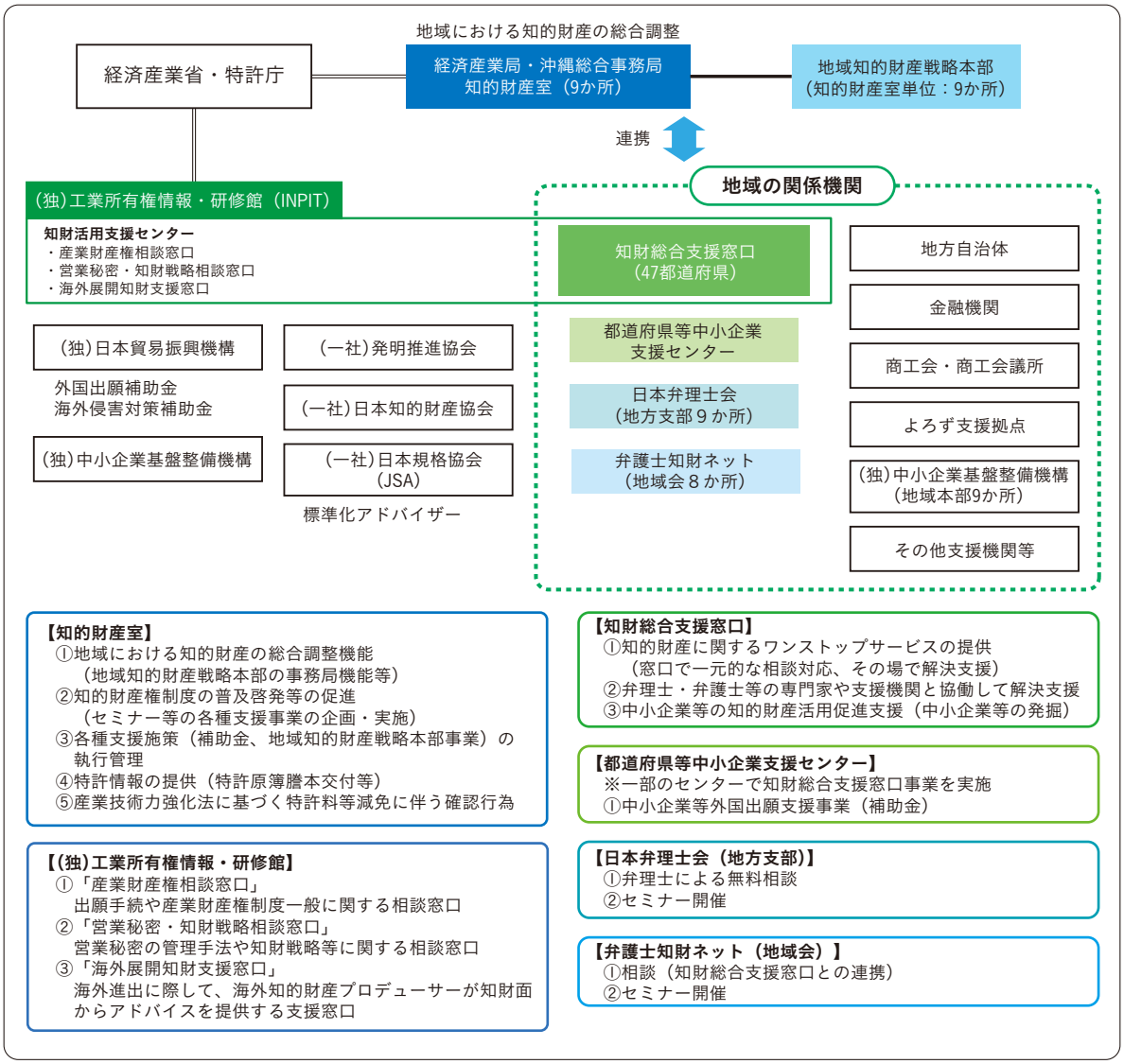

Column 22

中小企業のための知的財産経営講座

中部経済産業局知的財産室

中部経済産業局では、毎年、中小企業の経営層を対象に、知財戦略を経営戦略に位置づけるための連続講座を主催しています。どうすれば中小企業がニッチな分野で強みを発揮し高い市場シェアを獲得できるのか、社内の経営課題にいかに取り組むかといった切り口から、知財の活用を分かりやすく解説し、地域の企業から高い評価を得ています。

社内全体に知財戦略を浸透させるには、知財部門の担当者の能力のみならず、経営者の意識の醸成が不可欠です。今後もより多くの企業から経営層の皆様にご参加いただけるよう、内容の充実に努めてまいります。

○ 2016 年度開催実績

	コーディネーター	回数	内容
名古屋会場	内田・鮫島法律事務所 弁護士・弁理士 鮫島正洋氏	5 回連続	毎回異なるゲスト講師（企業経営者、経営コンサルタント等）を招き、講義と、ワークショップ形式のディスカッションを実施。
富山会場	土生特許事務所　弁理士 土生哲也氏	3 回連続	

○受講者の満足度・感想

アンケート調査の結果、100%の受講者から、5 段階評価の上位 2 つの「大変良かった」又は「良かった」との回答を得ることができました。さらに、以下のようなコメントもいただきました。

・「とりあえず出願する」「宣伝のために出願する」という今までの姿勢を改め、知財が経営に結びつくように社員に伝えたい。
・知財が経営にどのように活かされるのかうまく説明できないもどかしさがあったが、これからは社内でうまく説明できそうだ。
・講師のクオリティが高かった。また､他の企業との対話を通じて具体的な事例を学ぶことができたのが良かった。
・ワークショップがあることで、普段接触することがない企業の方々とお話しすることができ刺激になった。
・富山県ではここまで専門性が高く具体的な話が聴けなかったので本講座の内容に満足している。


受講者によるディスカッションの様子


コーディネーターの
鮫島正洋氏


コーディネーターの土生哲也氏

Column 23

知的財産を学ぶ動画サイト「もうけの花道」

中国経済産業局知的財産室

中小企業においては「知財担当者が配置されていない」、もしくは「一人の担当者が他部署と兼務している」などの場合が多く、そのため知的財産に関する知識の習得にかける時間や機会が十分に確保できていないという状況があります。

そこで中国経済産業局では、インターネットを通じた動画配信により、中小企業が抱える様々な知的財産に関する問題・課題に対して、企業活動において積極的に知財活用している企業や取り組みの事例を交え、対処法や支援施策等を紹介するウェブサイトを開設しています。こうした取り組みが、時間的、立地的制約を解消する学習教材として、幅広い層の皆様に知的財産への「気づき」や「認識」をもっていただく機会になり、普及啓発、活用促進に繋がれば幸いです。



「もうけの花道」ウェブサイト

http://www.chugoku.meti.go.jp/ip/

現在 90 本以上の動画掲載があり、1 本あたりの視聴時間は 3 ～ 5 分程度になっていますので、忙しい方でも仕事や移動の合間に視聴可能です。
（スマートフォンにも対応）

知的財産を学べる多彩な動画メニュー



◎知的財産をビジネスに活かすとは？
独自技術による異業種転換や脱下請けへの挑戦、資金調達など企業経営における知的財産を有効に活用した事例を紹介しています。



◎知的財産なんて自社には関係ない？
出願手続きや海外進出などで企業が陥りがちな様々な落とし穴を、実例を基にアニメでわかりやすく解説しています。



◎地域のブランド化にも知的財産は役立ちます！
“守り育てて、攻めに転じる”ブランド戦略の秘訣とは何か。地域のブランド化に向けた取組みや成功要因を紹介しています。



◎知的財産について詳しく知りたい方、必見のコンテンツです！
企業が知財活動に取り組む重要性や効果的な戦略などを専門家への独占インタビューにより配信しています。

15分でまるわかり！「もうけの知財教室」

企業内研修や自学自習用の学習教材として、視聴テーマに対応した複数の動画を抽出し、カリキュラム化しています。視聴目的を特定し体系的に視聴することで、知的財産に関する効果的な学習や理解を促すことを目的としています。



新着動画紹介～「もうけの羅針盤」～

知財専任部署を設置しニッチトップを目指す＃84（オージー技研株式会社）：
http://www.chugoku.meti.go.jp/ip/contents/84/index.html

2016年度（平成28年度）「知財功労賞」を受賞した医療・福祉機器メーカーのオージー技研（株）を取材し、知的財産担当者の業務に密着しました。そこで見えてきたのは、「守り」と「攻め」の知的財産活動。開発担当者と密接に協同した製品開発の中で、特許調査による侵害回避や周辺技術を含めた特許発掘など、適切な知財管理が実践されています。

サイトでは、動画だけでなく、ストーリーや専門家による解説をテキストでわかりやすく紹介しています。



医療・介護というニッチな分野でトップを目指すために社内に知財専任部署を設置。その知財担当者の役割は、特許取得だけではなく、特許調査や特許の発掘など。＜2016年度制作＞

この動画の詳細は是非「もうけの花道」でご覧ください！

Column 24

INPIT 近畿統括本部

特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）は、「政府関係機関の地方移転に関する今後の取組について」（2016 年 9 月、まち・ひと・しごと創生本部決定）を踏まえ、2017 年度第 2 四半期（7 ～ 9 月）に、「INPIT 近畿統括本部」（INPIT － KANSAI）を、「グランフロント大阪」（大阪市北区）に開設することとしました。

同本部は、(1) 知財に関する高度・専門的な支援、(2) 出張・テレビ面接審査の場の提供、(3) 地域の関係機関との協働といった多面的な支援機能を持ち、ビジネスの重要なツールである知的財産の活用支援を通じ、近畿地方 7 府県の皆さまとともに、地域ビジネスの成長と発展に貢献してまいります。

○ INPIT 近畿統括本部の主なサービス

(1) ビジネスの重要なツールである知的財産の活用をサポートします。

（ｉ）「知財戦略支援窓口ー関西（仮称）」を通じた、高度・専門的な支援サービスの提供
（特に中小企業からのニーズが高い、知的財産を活用した海外展開の支援や、営業秘密管理、知財紛争への対応に関する助言等を実施）

（ii）「知財総合支援窓口」（近畿地方 7 府県）を介した地域企業のビジネス・知財活動の支援

(2) 知的財産の権利化・活用に役立つ面接審査の機会と知財情報を提供します。

（ｉ）近畿地方からのニーズの高い、特許庁の審査官による「出張面接審査」・「テレビ面接審査」を実施

（ii）「高度検索用端末」による知財情報の提供

(3) 地域の関係機関と協働します。

（ｉ）関係機関のネットワークを活用した情報提供

（ii）自治体や商工会議所等の経済団体との共催による講演会や各種セミナーの共同開催

（iii）「よろず支援拠点」等の地域支援機関との連携により、知財分野での支援と販路開拓や金融面での支援等を組み合わせた、幅広い支援メニューの提供

○近畿統括本部の全体像と連携体制

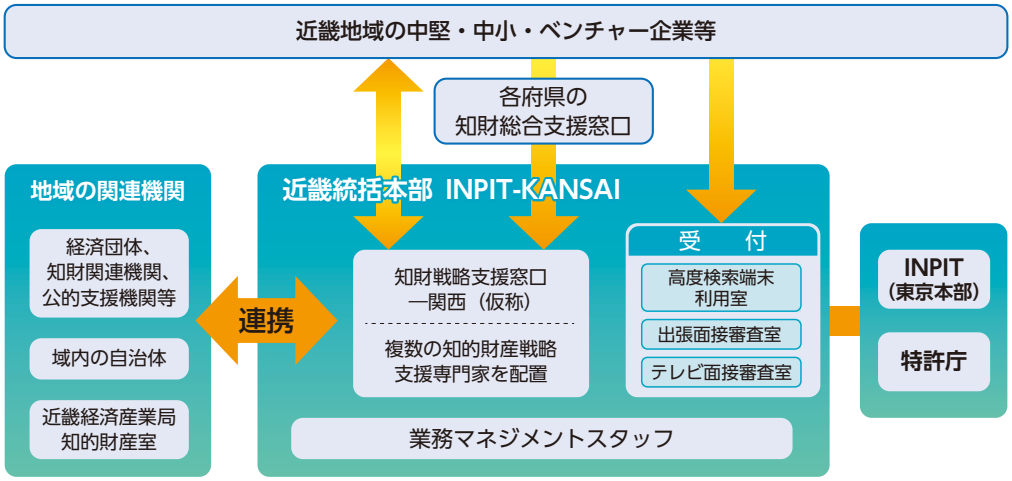

9 その他の多様な支援

(1)知的財産を活用した融資の促進に向けた活動

知的財産を活用した融資の実現は、中小企業に対する知的財産への取組意識を高め、知的財産の裾野の拡大につながるものである。中小企業からは、特許等の知的財産を金融機関に評価してもらい、資金調達につなげたいとの期待がある一方で、金融機関には中小企業の知的財産を活用したビジネスについて適切に評価できる“目利き人材”がおらず、これが実現していない。

そのため、特許庁では知的財産を活用したビジネスの内容、成長可能性及び市場性等を第三者の専門家が評価することを通じて、同ビジネスが融資判断の際に適切に評価され、中小企業への融資を促進させる「知財ビジネス評価書作成支援（評価会社等による無料作成）」を2014年度試行的に開始し、2015年度から本格的に実施している。

2014年度には22の金融機関に対し51件の作成支援、2015年度は63の金融機関に対し150件の作成支援、2016年度は107の金融機関に対し150件の作成支援を行い、「知財ビジネス評価書作成支援」が全国的広がりを見せている。

2016年度には、知財ビジネス評価書作成支援に加え、金融機関の職員向けに知財の情報を活用した企業の実態把握・支援の組織展開をテーマにした小冊子（知的財産活用のススメ～応用編～）の作成や、知財金融シンポジウムの開催等を通じて、知財金融の普及を行った。

2017年度も引き続き知財金融への普及に努めるとともに、知財ビジネス評価書のさらなる有効活用を促すことで知的財産と金融をつなぎ、ひいては融資につなげる取組を積極的に展開する。

(2)特許情報の有効活用のための支援

特許情報を積極的に事業戦略に活用することが企業の発展のためにはとても重要である。

しかし、特許情報を分析し、事業戦略に活用するためには、専門的知識や資金的な負担が大きく、先行技術調査等の特許情報分析にかかる公的支援へのニーズは21.9%（平成25年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書」）と高い。

そこで、特許庁は、中小企業の知的財産活動における「研究開発」、「出願」及び「審査請求」の各段階のニーズに応じた包括的な特許情報分析を支援し、中小企業における特許情報の有効活用を推進するための取組を2015年度から開始した。

〔事業内容〕

a. 包括的な特許情報分析

①研究開発段階

効果的な研究開発を促進するため、新分野への進出、新製品の開発を目指す中小企業等の研究開発戦略の策定を支援。

②出願段階

強い権利の取得や権利化可能性の向上を図るため、中小企業等におけるオープン・クローズ戦略の策定等、出願戦略の策定を支援。

③審査請求段階

無駄な審査請求の回避による知財活動費用の削減のため、公開特許文献等の調査を通じ、中小企業等の権利取得判断を支援。

b. 中小企業の負担

［①研究開発段階・②出願段階］

利用料は無料。

［③審査請求段階］

利用に際して、一部負担料金あり。

〔2016年度実績〕

①研究開発段階・②出願段階：81件

③審査請求段階：130件

2-6-20図 中小企業等特許情報分析活用支援事業の事業イメージ

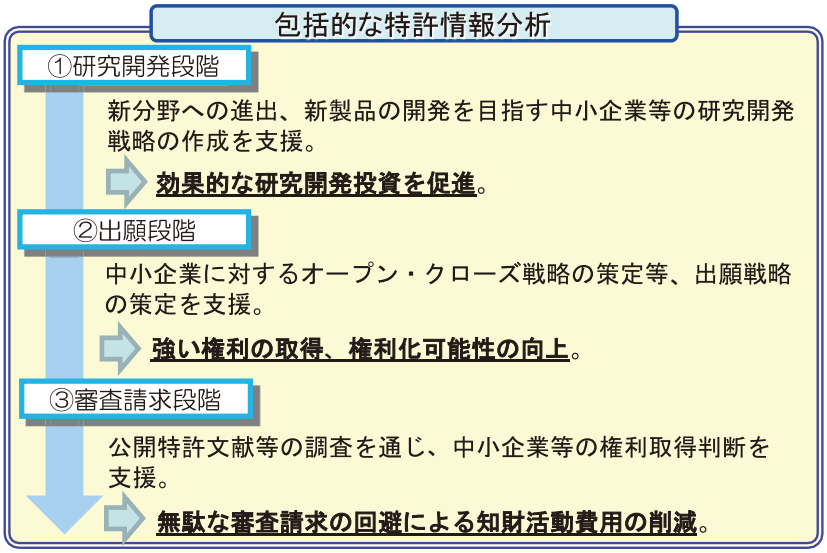

Column 25

知財ビジネス評価書を活用した中小企業への融資事例

中小企業の有する特許等の知的財産を評価し、金融機関からの融資につなげることで、中小企業の知的財産への関心が高まり、知財活動の裾野を拡大することにつながります。

近年、担保・保証に依存する融資姿勢を改め、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）し、融資や本業支援等を通じて、地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝を促進し、地方創生に貢献していくことが金融機関に期待されていることを背景に、「知財ビジネス評価書（特許等の知的財産を活用したビジネスを第三者の調査会社等が評価したもの。）」の活用が注目を浴びつつあります。

評価書は、技術・製品・サービスの評価だけではなく、企業の将来性や経営力を含む総合的な中小企業の評価を示すものであり、中小企業と金融機関の相互理解を進めるツールにもなっています。そして、評価結果を金融機関に提供し、融資判断の際に事業内容や成長可能性等が適切に評価されることで、中小企業に対する融資促進につながります。

これまでにも、公益財団法人ひょうご産業活性化センターをはじめとする一部の公的機関や、豊和銀行や千葉銀行をはじめとする一部の民間金融機関で、評価書を活用して融資につなげようとする先駆的な動きがありました。同様の取組は、広島県、福岡県にも拡大する等他の自治体にも波及し、また、最近では、知財ビジネス評価書を活用又は独自で知財評価会社と業務提携して知財評価制度を創設する動きが民間金融機関でも多く見られるようになっています。

このような取組を全国へ展開するため、特許庁でも、2014年度に試行的に「知財ビジネス評価書作成支援」に取り組み始め、2015年度から本格的に実施しています。2016年度、特許庁が支援して作成した知財ビジネス評価書を融資判断材料の1つとして活用して融資につながった事例をご紹介します。

＜金融機関の融資先公表事例＞

岐阜信用金庫（岐阜県岐阜市）

2016年11月、「知財ビジネス評価書（平成28年度知財金融促進事業（伴走型支援））」に基づいた「事業性評価」による融資を岐阜県内において初めて実行（2社）。

- シリコンなどの素材に関する豊富な知識と高度な配合・加工技術を有する企業に対し、同社事業の優位性・将来性を見極めるのに活用。
- プラスチック製品製造業者が有する熱可塑性樹脂連続成形技術などの技術力に着目。同社事業の市場の優位性や将来性を見極めるのに活用。

東京都民銀行（東京都港区）

2017年1月、知財ビジネス評価書（平成28年度知財金融促進事業）を活用し「知的財産評価融資制度（商品名：知財のチカラ）」による融資を実行（2社）。

- VOC（揮発性有機化合物）を吸着するカートリッジからVOCを除去し、再利用するためのVOC脱着装置に関わる特許を有する企業に対し、技術力の裏付けに活用。
- 橋梁に使用される支承を保護する型枠に関する実用新案とコンクリートに配合される中骨材とその中骨材を使用した軽量・無収縮コンクリートに関する特許に着目。

名古屋銀行（愛知県名古屋市）

2016年12月、知財ビジネス評価書（平成28年度知財金融促進事業）を活用して融資を実行。

- 医学部受験に特化した専門予備校を運営する企業に対し、専門予備校名の商標権に着目し、企業ブランドの価値を融資判断に活用。

山形銀行（山形県山形市）

2017年1月、「知財ビジネス評価書（平成28年度知財金融促進事業）」を活用し、同行としては、同評価書を活用して初めて融資を実行。

- 銑鉄鋳物製造業者が有する製造技術に関する特許に着目し、高硬度鋳造材の特徴を活かした金型等の実用化を評価。

Column 26

知財金融シンポジウム

2017 年 3 月 3 日（金）経済産業省本館地下 2 階講堂にて、「知財金融とは何か“特許庁×金融庁”～知財を切り口とした中小企業の事業性評価～」をテーマに特許庁及び金融庁が主催して知財金融シンポジウム（中小企業知財金融促進事業 [1]）を開催しました。

本シンポジウムでは、地域金融機関が知財を切り口とした企業の実態把握を行うことと事業性評価との関係について解説するほか、金融機関が知財に着目することにより地域中小企業が知財を取得・活用する意義、「知財ビジネス評価書 [2]」の具体的な活用事例の報告、地域金融機関と知財評価機関のディスカッション等を行いました。

参加者からは、「知財ビジネス評価書の具体的な活用事例を学べた」、「具体的な取組事例や中小企業の反応を聞けて、対話・事業理解の切り口として知財が有効であることを実感できた」といった声が聞かれました。また、昨今、金融機関には、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長性などを適切に評価（「事業性評価」）することが求められていることを背景に、「知財は事業性評価に重要なテーマであり勉強になった」、「本部・営業店の連携による事業性評価の一つとして、知財評価を活用したい」と言った声も聞かれました。

参加者約 278 名の内、半数近くの 130 名が金融機関関係者の参加であり、金融機関において、知財金融に対する関心が高まっていることが窺えました。

【当日の様子】

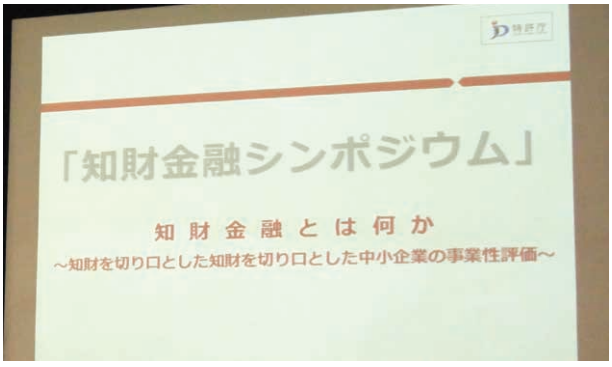





1　「中小企業知財金融促進事業」…特許等の知的財産権を適切に評価することが困難な金融機関に対して、中小企業の知的財産権を活用したビジネスについての評価書を作成・提供することで、知的財産権の価値・評価を「見える化」し、より多くの金融機関に対し「知財への気づき」を与え、金融機関からの融資につなげる包括的な取組。

2　「知財ビジネス評価書」…企業が保有する特許・商標等の知的財産権を活用したビジネスの実態をわかりやすく説明し、中小企業の技術力や成長性・経営力を評価したもの。知的財産権の専門人材が不足している金融機関の求めに応じて当該評価書を提供することで、中小企業のビジネスが同企業への融資判断に適切に反映されることを目指します。
＜関連サイト＞ http://chizai-kinyu.go.jp/

10 企業と特許庁の意見交換を通じた取組

特許庁では、今後の知的財産権制度や審査施策等に対するニーズを具体的に把握するとともに、ユーザにとって戦略的な知的財産活動に資する各種情報を提供するため、個別企業や業界団体との意見交換会を毎年開催している。意見交換会は、大企業から中小企業まで、企業の経営者層から知的財産担当者層までと多岐にわたるユーザーと実施している。

(1)2016年度の意見交換会の実績

2016年度は、特許庁の施策及び取組についてユーザから理解を得るとともに、今後の施策検討に資する企業の現状や課題を直接伺うため、企業の経営者層や知的財産担当者と意見交換会を実施した。特許庁長官、特許技監、及び審査部による2016年度の意見交換会の回数は、延べ360回程度となった。

(2)2016年度の意見交換会の内容

意見交換では、知的財産政策に関する各種取組を説明するとともに、特に企業の経営者層からは、事業戦略・技術開発戦略と知財戦略の連携、第四次産業革命を視野に入れた知的財産システムの在り方、グローバル化に伴う知財マネジメントの課題等、多岐にわたる意見・ニーズを伺った。

また、企業における戦略的な知的財産活動に資するべく、知的財産活動分析の参考となる企業の出願状況や特許取得状況等の統計データを提供するとともに、事業戦略対応まとめ審査、企業のグローバル活動に有益なPCT国際出願・特許審査ハイウェイ（PPH）、日米協働調査試行プログラム、カンボジア及びラオスとの特許の付与円滑化に関する協力（CPG）、我が国特許庁の審査官によるアジアの知財庁への研修の実施等の施策・制度の紹介も行った。

第 7 章
人材育成に向けた支援・施策

1 知的財産人材の育成

特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）は、多種多様な知的財産人材の育成と、知的財産マインドの向上を目的に、知的財産人材育成の取組を行っている。
本節では、それらの人材育成の取組について紹介する。

(1)グローバル知財マネジメント人材の育成

特許庁では、知的財産を事業戦略に巧みに活用できるグローバル知財マネジメント人材を育成するため、2014 年度より「グローバル知財マネジメント人材育成推進事業（2014 年度～ 2016 年度）」を、2015 年度より「英語知財研修プログラム推進事業（2015 年度～ 2016 年度）」を実施した。

①グローバル知財マネジメント人材育成推進事業(2014 年度～ 2016 年度)

本事業は、我が国企業の収益拡大及び競争力強化のために、知的財産を経営戦略に活用できるグローバル知財マネジメント人材の育成・確保を目的として実施しているものである。なお、知的財産政策に関する基本方針（2013 年 6 月 7 日閣議決定）においても「我が国の企業におけるグローバルな事業展開を支えるため、事業戦略的な知財マネジメントを構築・実践するグローバル知財人財の育成・確保」について、「政府が主体となってその育成・確保を推進する」と謳われている。

本事業では、外部有識者から構成される委員会において、グローバル知財マネジメント人材の人材像・必要とされるスキルや知識を特定し、開発すべき研修テーマの選定を行い、企業経営幹部、経営企画・事業部門の管理職等を対象に、研修プログラムの策定、教材（自己学習用教材、知財ケース教材（長編・短編）、教材指導ガイド）等の開発を行い、効果の検証のために検証研修を行うサイクルを 3 カ年実施した。

また、検証研修を通して得られたフィードバックの内容に応じて、開発した研修プログラム及び教材等を修正等行い、最終年度である 2016 年度に研修プログラムを完成させた。民間企業、民間団体、専門職大学院等の人材育成機関に対しては、開発した研修プログラム及び教材等の活用を促すべく、周知・普及を行い、我が国企業等の国際競争力強化に貢献できる人材の育成・確保を推進する。

本事業 3 年度にあたる 2016 年度においては、（ⅰ）オープンイノベーションマネジメント（主に、企業経営幹部、経営企画部門の管理職向け）、（ⅱ）オープンイノベーションのためのビジネスモデルデザイン（主に、事業部門の管理職向け）、（ⅲ）オープンイノベーションとネゴシエーション（主に、事業部門の管理職向け）の 3 テーマについて研修プログラム及び教材等を開発し、それぞれ検証研修を実施した。そして完成した教材については特許庁ウェブサイト（http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/teaching_case.htm）で公表している。

また、本事業の一環として、2017 年 3 月 15 日に、経営幹部として求められる人材像や人材育成の在り方について考える機会の提供として、「経営幹部のためのグローバルイノベーション 2017 ～ IoT・ビッグデータ・人工知能を活用したイノベーションと経営幹部育成～」と題したシンポジウムを開催した。間宮総務部長による冒頭挨拶に続き、富士通株式会社の香川執行役員専務及び、シスコシステムズ

コーポレート・ストラテジック・イノベーション・グループイノベーション戦略・プログラム担当シニアディレクターの Alex Goryachev 氏から、デジタル化時代の新しいイノベーション戦略についての講演の後、本事業委員会の委員を含む 6 名の有識者によるパネルディスカッションを行った。



パネルディスカッションの様子

②英語知財研修プログラム推進事業(2015 年度～ 2016 年度)

本事業は、国際知財ライセンス交渉等について概念から実践までの知見・スキルを持ち、海外企業と渡り合える知財人材を確保するために、事業部門リーダー候補・知財部リーダー候補を対象とした、我が国企業のグローバルな事業展開・研究開発活動等において、企業の経営戦略に基づいた知財戦略を実行できる人材を育成するために実施したものである。

なお、知的財産政策ビジョン（2013 年 6 月閣議決定）においても、「日本の知財システムをグローバルに展開すること及びグローバル知財人材を確保することを目的とした知財教育プログラム（英語を基本）を設け、着実に実行する体制を確立すること」が謳われている。

本事業では、外部有識者から構成される委員会において、英語知財人材の育成に必要となる研修プログラムの全体構成及び必要となる科目を検討した上で、各企業の有する知財人材育成等の知見・経験・ノウハウを結集して本事業で開発すべき教材（全て英語。教材本体の他、各科目について事前・事後の自己学習用の e- ラーニング教材、教材指導ガイドを予定）の 5 科目を特定し、科目毎に産・学・プロフェッショナルの多様な有識者からなる WG を構成し、暫定版のプログラム及び教材開発を進めた。そして、2 年度目にあたる 2017 年 2 月に教材等を用いた効果確認のための検証研修を実施し、検証研修を通じて効果等を検証した。そして完成した教材については特許庁ウェブサイト（http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/chizai_katuyou_eigo_kyouzai.htm）で公表している。

開発した 5 科目のタイトル及び概要は、それぞれ、科目 1「グローバルビジネス戦略概論」(近年の事業環境の変化を踏まえ、グローバルな事業展開に知財や標準を活用するための基本的な考え方を学ぶ。)、科目 2「テクノロジーソーシング・M&A 戦略」(オープンイノベーションのうち、外部の知識を社内に取り込む形態であるインバウンド型のテクノロジーソーシングに焦点を当て、近年の新たな動向や実行方法を学ぶ。)、科目 3「ライセンシングエコシステム～ライセンスによる多角的アライアンス」(異業種や複数企業など多様な主体とのアライアンスを前提とした近年のライセンスと、ライセンスを通じて自社の事業を優位に進める戦略を学ぶ。)、科目 4「ライフサイエンス業界の事業戦略と知財マネジメント」(製薬、医療機器、再生医療などライフサイエンス業界の事業戦略を踏まえた知的財産マネジメントを学ぶ。)、科目 5「事業ポートフォリオの転換と知財マネジメント」(事業環境の変化を背景とした事業のポートフォリオ転換と、それに伴う知的財産マネジメントの対応を学ぶ。）である。

2-7-1図　英語知財研修プログラム推進事業（2015 年度～2016 年度）の事業イメージ

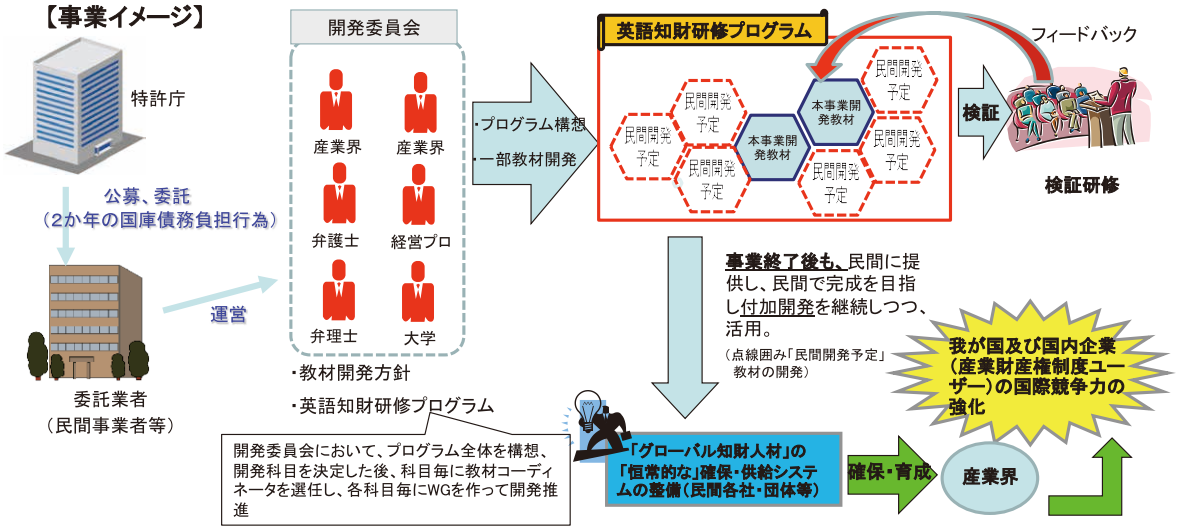

(2)知的財産専門人材の育成

①弁理士の育成

従来から、経済のグローバル化が進む中、我が国産業の国際競争力を高めるために、知的財産の創造・保護・活用がますます重要となっている。知的財産制度の重要な担い手である弁理士には、これまで以上に知的財産の創造・保護・活用の促進に貢献することが求められている。

特に、中小企業・小規模事業者が知的財産を戦略的に活用していくためには、弁理士によるこれまで以上に裾野広くきめ細かいサービスの提供が不可欠となっている。また、我が国企業のグローバルな事業展開の進展に伴い、我が国からの PCT 国際出願件数も年々増加しており、こうした国際展開を着実に進めるためにも弁理士の重要性がますます高まっている。

このような状況下で、知的財産に関する専門技術的な知見を有する弁理士の更なる育成及び活用を図るべく、弁理士法について所要の改正を行ってきた。

【2000 年改正】
- 弁理士試験の簡素合理化
- 利用者のニーズの多様化に応じた業務の拡大

【2002 年改正】
- 特定侵害訴訟[1]（弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限る）における訴訟代理権の付与

【2007 年改正】
- 弁理士の有する専門的知見を活用できる分野について業務を拡大
- 弁理士の裾野拡大のため、弁理士試験の免除の拡大
- 弁理士の資質の維持及び向上に向けた研修制度の創設
- 名義貸し禁止規定の導入

【2014 年改正】
- 弁理士の使命の明確化
- 発明等の保護に関する相談業務の明確化
- 弁理士の利益相反行為の緩和

また、知的財産に関する専門家・人的基盤としての弁理士の育成・確保を図る措置の一環として、弁理士試験の充実を図るための弁理士法施行規則の改正を行った（2014 年 12 月）。2016 年度から実施した新試験において、条約科目を含めて弁理士にとって必要な基礎的知識を確認する手段として、短答式筆記試験へ科目別合格基準を導入し、また、選択問題間の難易度を揃え試験の公平性を担保するため、論文式筆記試験（選択科目）における

1　特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利の侵害又は特定不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟。

選択問題の集約を行った。

これらの制度改正を経て、弁理士の数は増加傾向にあり、2016年末時点で11,089人となっている。弁理士数の増加に伴い、2000年法改正の前には弁理士が主たる事務所を置いていない地域（弁理士ゼロ地域）が存在していたが、現在では、大半の弁理士が大都市に定着しているといった形での地域偏在は残っているものの、弁理士ゼロ地域については解消されている。

また、特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士[1]の数も同様に増加傾向にあり、2016年末時点で3,197人である。

2-7-2図 弁理士数の推移

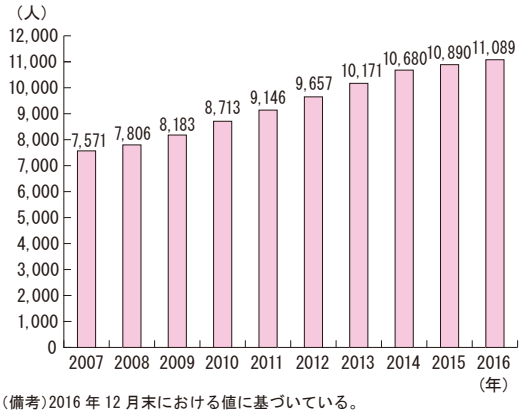

（備考）2016年12月末における値に基づいている。
（資料）統計・資料編　第6章3.(1)

2-7-3図 弁理士の都道府県分布

事務所所在地	人数 1999年	人数 2016年	事務所所在地	人数 1999年	人数 2016年	事務所所在地	人数 1999年	人数 2016年
北海道	7	43	静岡県	24	72	山口県	1	8
青森県	0	6	愛知県	161	569	徳島県	3	13
岩手県	2	3	三重県	4	22	香川県	4	12
宮城県	5	24	新潟県	7	21	愛媛県	2	12
秋田県	3	8	富山県	5	18	高知県	1	6
山形県	4	5	石川県	4	15	福岡県	31	96
福島県	3	10	福井県	6	15	佐賀県	0	6
茨城県	17	128	滋賀県	8	78	長崎県	1	3
栃木県	5	31	京都府	45	225	熊本県	4	10
群馬県	9	27	大阪府	595	1,679	大分県	1	6
埼玉県	51	190	兵庫県	60	287	宮崎県	2	9
千葉県	84	202	奈良県	6	53	鹿児島県	2	9
東京都	2,814	6,057	和歌山県	2	10	沖縄県	2	7
神奈川県	231	786	鳥取県	2	4	国外	（統計なし）	99
山梨県	2	17	島根県	0	2			
長野県	13	57	岡山県	14	29			
岐阜県	19	57	広島県	12	43	計	4,278	11,089

（備考）主たる事務所の所在地の弁理士数をカウントしている。また、2016年12月末における値に基づいている。
（資料）統計・資料編　第6章3.(2)

2-7-4図
特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士数の推移

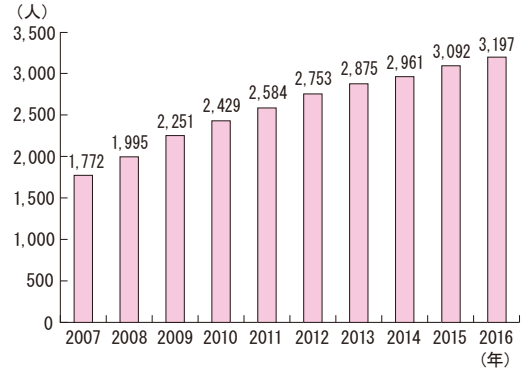

（備考）2016年12月末における値に基づいている。
（資料）日本弁理士会の報告に基づき特許庁作成

2-7-5図
日米の弁理士等知的財産専門人材の数

日本	
弁理士	11,089人
（うち弁護士	396人）

米国	
Patent Attorney[2]	33,307人
Patent Agent[3]	11,323人

（備考）日本：2016年12月末における日本弁理士会への登録人数。
米国：2016年12月末における米国特許商標庁への登録人数。
（資料）日本：日本弁理士会の報告に基づき特許庁作成
米国：米国特許商標庁ウェブサイト（https://oedci.uspto.gov/OEDCI/）において、“Active Attorney”及び“Active Agent”として公表されている数値に基づき特許庁作成

1　訴訟代理人となるのに必要な学識及び実務能力を担保するための研修を修了し、この学識及び実務能力を有しているか判定するための試験（特定侵害訴訟代理業務試験）に合格した弁理士が、日本弁理士会において、本試験に合格した旨の付記を受けることにより、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、訴訟代理人となることができる。
2　Patent Agentの資格とAttorney at Lawの資格（州の弁護士資格）の両者を有しており、Patent Agentの業務に加えて、米国特許商標庁に対する商標の手続代理や、審決取消訴訟・侵害訴訟の代理等の法律実務も行うことができる者（Attorney at Lawの資格のみではPatent Agentの業務を行うことはできない）。
3　Patent Agentの資格を有しており、米国特許商標庁に対する特許（デザインパテントを含む）の手続代理を行うことができる者。

②民間等の知的財産専門人材の育成

INPIT では、民間等の知的財産専門人材を育成するため以下の研修を実施している。

2-7-6図　民間等の知的財産専門人材向けの研修一覧

主な対象者	研修名	研修概要	2016 年度延べ受講者数
先行技術調査に従事する者	検索エキスパート研修［上級］	特許法についての十分な知識を有する者を対象とし、先行技術調査能力を一層向上することにより、出願及び審査請求の適正化に資する人材を育成する研修	108 名
先行意匠調査に従事する者	検索エキスパート研修［意匠］	意匠法についての十分な知識を有する者を対象とし、製品デザインの意匠権による有効な保護、権利化後の権利範囲を適切にとらえることができる人材を育成する研修	18 名
企業の知的財産担当者	特許調査実践研修	特許出願前から特許取得、権利活用に至るまでに必要となる特許審査基準に基づいた特許性の判断や、効率的な特許調査を的確に行うことができる人材を育成する研修	19 名
中小・ベンチャー企業の経営者又は知財担当者	知的財産活用研修［活用検討コース］	中小・ベンチャー企業が知的財産権を取得・活用することによる成功や、活用できなかった場合を様々な事例等を交えて紹介し、また参加者同士が検討することにより、知的財産をどのように経営に役立てるかという判断能力を養う研修	33 名
中小・ベンチャー企業の知財担当者 大学の研究者	知的財産活用研修［検索コース］	特許情報を活用して、研究のテーマ・方向性を決定するための調査や、特許出願・審査請求の要否の判断をするための調査を的確に行うことができる人材を育成する研修	39 名
政府関係機関等における研究機関等の職員	知的財産権研修［初級］	知的財産に関する業務経験が比較的浅い方を対象に、当該業務を遂行するために必要な知的財産の基礎的知識を習得する研修	125 名
中小・ベンチャー企業、地方自治体、政府関係機関等の方	知的財産権研修［産学官連携］	知的財産権制度の概要について知識を有している方を対象に、当該業務を遂行するための知識・能力の一層の高度化を図る研修	33 名

③情報通信技術を活用した学習機会の提供

a. eラーニングを活用した人材育成(IP･eラーニング)

「産業財産権をめぐる国内外の情勢と課題」や「特許・実用新案審査基準の概要」などのｅラーニング学習教材を広く一般に提供することにより、日本全国の知的財産関連人材の育成に利用されることを目指している。



IP･e ラーニングトップページ

④調査業務実施者の育成

a.調査業務実施者を育成するための研修（法定研修）

INPIT では、特許庁からの先行技術文献調査の下調査業務を請け負う登録調査機関において調査を行う調査業務実施者（サーチャー）になるための法定研修（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第 37 条）を実施している。

精度の高い先行技術文献調査の下調査を行う調査業務実施者の着実な育成は、世界最速・最高品質の審査を実現するために極めて重要である。

本研修は、調査業務実施者として必要な基礎的能力の修得支援を目的とし、座学を通じて特許実務及び検索実務に関する基本的知識を体系的に学習し、その知識を実習や討論を通じて実践することにより、下調査業務に必要な知識を網羅的に修得できる内容となっている。

◇ 2016 年度実績
延べ受講者数：530 名

b. 調査業務実施者スキルアップ研修

進歩性の論理付けを踏まえた検索の進め方や不適切な検索報告書を校閲・指導する手法等を学ぶことにより、調査業務実施者の中でも指導的立場にある者に求められる能力を養うことを目的として調査業務実施者スキルアップ研修を実施している。

◇ 2016 年度実績
受講者数：32 名

2-7-7図 調査業務実施者育成研修の概要

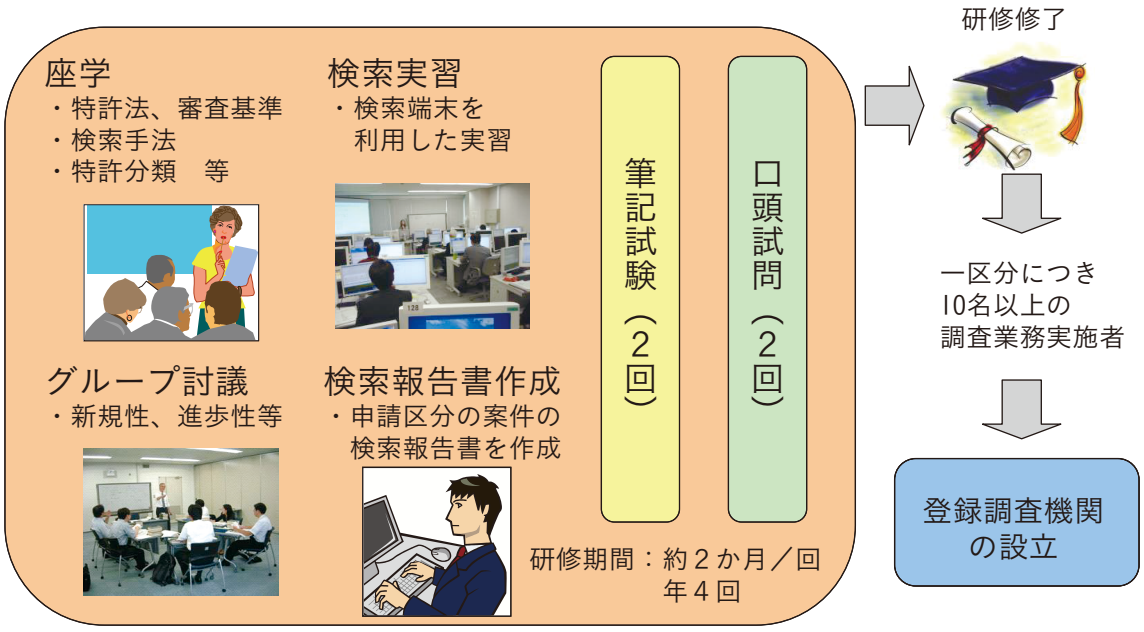

⑤民間の知的財産人材育成機関との連携

INPIT は、知的財産人材育成推進協議会[1]に参画し、他の参画機関と、情報交換、相互協力を行うとともに、人材育成の各種取組の普及・宣伝や、知的財産研修に関する横断的事項についての意見を集約し、政策提言を行っている。

また、2016 年度は、知的財産人材育成推進協議会の主催により、今後求められる知的財産人材像を示すとともに最先端の知的財産人材育成の方法について紹介したセミナー「進化する産業生態系と「データ主導時代」における新たな知財マネジメントとその人材育成」を 3 回にわたり開催した。

⑥他国の知的財産人材育成機関との連携

知的財産人材の育成において、国際協力の必要性が一層高まっていることから、INPIT では、海外の知的財産人材育成機関との連携・協力を行っている。

特に、中国知識産権トレーニングセンター（CIPTC）、韓国の国際知識財産研修院（IIPTI）との間では、定期的に会合を行い、人材育成事業に関する議論を行うとともに、研修カリキュラム等の情報交換、両機関の連携による知的財産人材育成研修の実施等を内容とする協力覚書（MOC）を締結し、具体的な相互協力を進めている。また、ベトナム知的財産研究所（VIPRI）との間では、今後定期的に会合を行い、研修カリキュラムの情報提供等、VIPRI への人材育成に関する協力を行っていくことに合意した。

1 2006 年 1 月 30 日に知的財産戦略本部知的創造サイクル専門調査会で決定された「知的財産人材育成総合戦略」において、知的財産人材育成推進のための協議会の創設が提言されたことを受けて設立された。

2-7-8図　2016 年度における IIPTI、CIPTC 及び VIPRI との連携・協力事項

	開催時期 開催場所	概要（主な合意事項と成果）
第 4 回日韓人材育成機関実務者会合	2016 年 5 月 東京	一般向け研修のカリキュラム及び前年度の研修実績について、今後の情報交換の充実を図ることで合意した。また、研修教材等についても情報交換を行うことで合意した。
第 4 回日韓人材育成機関連携セミナー	2016 年 5 月 東京	韓国の講演者を招請し、我が国の企業等における知財担当者や弁理士等を対象に、近年の韓国の特許法、商標法及びデザイン保護法の改正について講演を行った。
第 10 回日中人材育成機関会合	2016 年 6 月 四川省 成都	今後の日中連携セミナーの開催について意見交換を行った。また、中小企業向けの研修等に関する情報交換を継続することで合意した。
第 6 回日中人材育成機関連携セミナー	2016 年 6 月 四川省 成都	中国国内企業の知財担当者や弁理士等を対象として開催され、日本からの講演者が日本の特許法の最近の法改正について講演を行った。
第 7 回日中韓人材育成機関長会合	2016 年 11 月 ソウル	日中韓連携セミナーについて毎回 e ラーニング化を行うことで合意した。また、研修情報、教育教材等を今後も定期的に交換することで合意した。
第 5 回日中韓人材育成機関連携セミナー	2016 年 11 月 ソウル	韓国国内企業の知財担当者や弁理士等を対象として開催され、各国からの講演者がそれぞれの知財情報提供サイトについて講演を行った。
第 2 回日越人材育成機関会合	2016 年 11 月 ホーチミン	今後も知財に関する人材育成分野で協力を行うことで合意し、また、次回会合及び連携セミナーを日本で開催することで合意した。
第 2 回日越人材育成機関連携セミナー	2016 年 11 月 ホーチミン	ベトナムの行政機関、企業、大学等の知財担当者を対象に、日本側が技術開発のプロセスと知的財産の関係について、ベトナム側が行政機関及び大学における知財保護並びに各企業の知財活用事例について講演を行った。

(3)生徒・学生向けの人材育成

①知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業

特許庁及び INPIT は、ものづくりや商品開発等の実践の場を通じて、知的創造力を育む取組を行う専門高校（工業・商業・農業・水産）及び高等専門学校に対し、必要な支援を実施している。これは、アイデアを知的財産へ具体化、模擬的な出願書類を作成する過程等を通じて、生徒・学生に、新しいものや仕組みを企画・提案する「創造力」、その企画・提案を実社会のルールの中で実現させていく「実践力」を身につけ、更にアイデアや創意工夫を実社会の中で形にして活用する「活用力」を養ってもらうものである。

知的財産に関する創造力・実践力・活用力に関する実践的な能力を養成する取組の導入と知的財産権制度に関する基本的な知識の習得を目指す取組の計画を策定し、その実践を通じて組織的な取組として定着を図っていくことを目的とした「導入・定着型」と、知的財産に関する創造力・実践力・開発力開発事業において知的財産学習の組織的な推進体制ができ、すでに知的財産学習が定着し、新たな特徴ある取組にチャレンジする学校を最大 3 年間支援することを目的とした「展開型」の二つに分けて募集を行っている。応募校の採択については、外部有識者等からなる「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業選定・評価委員会」において、申請書に記載された取組について審査を行い、2016 年度においては、「導入・定着型」として 70 校、「展開型」として 6 校（工業：3 校、商業：1 校、高専：2 校）が選定・採択された。また、2014、15 年度の「展開型」採択校（13 校）が同委員会での評価を受け、2016 年度も継続することが承認され、この 13 校を併せた計 89 校が実施することとなった。

また、2016年度には、第26回全国産業教育フェア石川大会（さんフェア石川2016）において「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」の採択校22校が参加し、成果展示を行うとともに、学校での知的財産に対する取り組みについて発表会を実施し、ブースを設け6校（展示2校、発表4校）を表彰した。



第26回全国産業教育フェア石川大会（さんフェア石川2016）「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」成果展示・発表会

②パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト

特許庁は、全国の日本の次世代を担う生徒、学生等が創造した発明・デザインの中から特に優れたものを選考・表彰する「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」を、文部科学省、日本弁理士会及びINPITと共に実施している。このコンテストは、生徒、学生等の知的財産に対する意識と、産業財産権制度に対する理解の向上を目的としており、特に優れた発明・デザインについては、実際に発明・デザインの創造から権利取得までを生徒、学生等が体験できる機会を提供するものである。全国の高校生、高等専門学校生、大学生等から作品を募集し、応募作品の中から特に優れた発明・デザインを出願支援対象として選考し、表彰している。表彰された発明・デザインを創造した生徒、学生等は、出願から権利取得までの過程において、主催者から以下の支援を受けることができる。

- 弁理士によるアドバイス（主催者負担）
- 特許出願料／意匠登録出願料、特許審査請求料、特許料（第1～3年分）／意匠登録料（第1～3年分）[1]の提供



作品募集のポスター

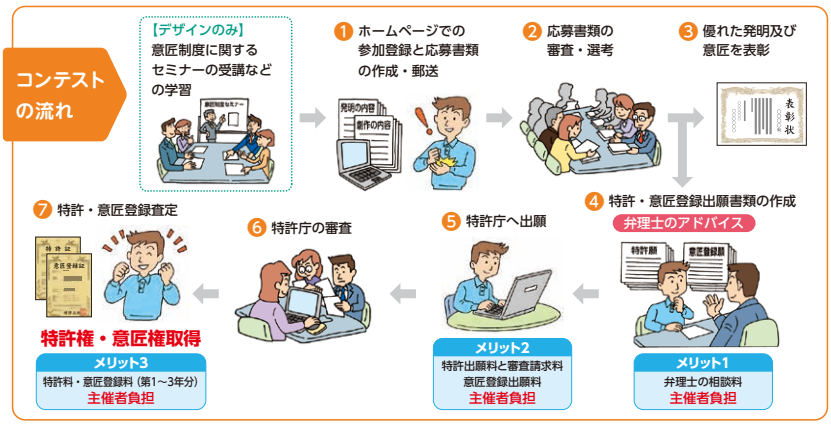

コンテストの流れ

1　2015年度までは第1年分のみ提供。

2　知財功労賞表彰

経済産業省 特許庁では、「発明の日」（我が国初の特許制度である「専売特許条例」の公布（明治 18 年 4 月 18 日）を記念）に、知的財産権制度の発展及び普及・啓発に貢献のあった個人に対して「知的財産権制度関係功労者表彰」、また、制度を有効に活用し円滑な運営・発展に貢献のあった企業等に対して「知的財産権制度活用優良企業等表彰」として、経済産業大臣表彰及び特許庁長官表彰を行っている。両表彰を合わせて、「知財功労賞」と総称している。

2017 年度（平成 29 年度）は、4 月 18 日に東海大学校友会館において表彰式を開催した。

(1) 知的財産権制度関係功労者表彰

①経済産業大臣表彰

（五十音順／敬称略）

土生　哲也（東京都）

[弁理士（土生特許事務所 所長)]

■従来、知的財産分野は独自で完結した領域であり、経営戦略との関係を軽視されがちであったところ、金融出身の弁理士として経営と知的財産との関係を探求し、経営に資する知財活動のあり方をいち早く提言。中小・ベンチャー企業の先進事例調査や支援活動を通じた知財活動の効果の多様性の分析・体系化から、知財活動を定着に導くフレームワークなどをパイオニア的に提唱し、中小・ベンチャー企業の知財活用を評価・支援するモデルを開拓。

■中小・ベンチャー企業向けの知的財産権関連支援施策が未確立であった中で、多くの著書、論文、講演等を通じて、このような中小・ベンチャー企業の知財活用モデルの普及、啓発に大きく貢献。特に、経済産業局管内の経営者、知財担当者に対し、経営課題と知財の活用方策を実践的に伝授する「知財塾」の企画を中心的に行い、発足時より自ら講師を務めるなど地域の草の根レベルでも地域企業の知的財産権制度の活用に尽力。

■特許庁における中小企業知財支援施策に加え、関東、中部、近畿、四国、九州の各経済産業局における地域・中小企業支援施策、事業等についても、当初から中心メンバーとして積極的に参画し、同施策、事業の円滑な推進に寄与。さらに、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会構成員として政府の政策立案に貢献。

林　いづみ（東京都）

[弁護士（桜坂法律事務所 パートナー)]

■知的財産法と他の法律とが交錯する領域を中心に知財に精通した弁護士として永年業務に精励するとともに、「弁護士知財ネット」の事務局長を設立から務め、全国で一般相談の受付体制を確立したほか、「知財総合支援窓口」への弁護士の相談員の全拠点配置に寄与するなど知的財産権行政への協力を通じ制度の発展に貢献。また、ジェトロが発足させた「ニセモノ相談ネットワーク」への弁護士の参画を確立させるなど知的財産権の保護に貢献。

■産業構造審議会知的財産分科会委員として、知的財産権を取り巻く状況がグローバルに変化する中での今後の知財政策の方向性、営業秘密保護、商標法改正等の審議に参画したほか、工業所有権審議会弁理士審査分科会試験部会委員として、弁理士試験の公正かつ円滑な運営に長年にわたり尽力。さらに知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会構成員として、政府の政策立案に貢献。

■日弁連知的財産センター委員長として、職務発明制度の在り方などの政策提言を行うなど、知的財産制度の発展に貢献。また、同センター初となるタイへの海外調査の実施や、「ミャンマー知的財産セミナー」を特許庁、ジェトロ及び日本知的財産協会と共催するなど、継続的に米国・欧州・アジアを含む諸外国との知的財産制度の調和に尽力。

②特許庁長官表彰 （五十音順／敬称略）

岡本　清一郎（福井県）

[弁理士（岡本特許事務所 所長)]

■弁理士として、福井県内の複数の機関で知的財産権に関する無料相談員を長年務め、多くの個人、中小企業の相談に対応し、同地域の知的財産権制度の普及、啓発及び活用に貢献するとともに、「国際特許出願支援事業」等の選考委員を歴任するなど同地域の知的財産権に関する事業への協力を通じ、知的財産権制度の発展に貢献。

■日本弁理士会常議員、北陸支部長等を歴任。特に平成21年度北陸支部長として、企業活動や地域のブランド作りに欠かせない商標について理解を深めてもらうことを目的とした「商標フォーラム in 福井」を主催し、地元新聞にも取り上げられるなど知的財産権制度の普及・啓発に貢献。

服部　健一（アメリカ合衆国バージニア州）

[米国特許弁護士（ウエスタマン・ハットリ・ダニエルズ&エイドリアンエルエルピー 筆頭パートナー)]

■日米の知的財産権制度に精通した米国特許弁護士の先駆けとして、日本企業の米国での知的財産権の取得や、パテントトロールからの防衛の支援等に尽力。また、特許庁を始め多数の機関で研修講師を歴任したほか、日米の多数の大学において「日米特許法比較」等の講義を行うなど知的財産権に関する日本及び米国の人材の育成に貢献。

■多年にわたり、内閣官房知的財産事務局や特許庁が行う米国知財制度・運用の調査について、調査団の受入れ等に積極的に協力したほか、米国特許法の改正や新たな判例など米国知財事情を、政府のみならず民間企業等に適時適切に提供するなど知的財産権行政、施策への協力を通じ、知的財産権制度の発展に貢献。

堀川　代志郎（北海道）

[一般社団法人北海道発明協会 専務理事]

■北海道発明協会専務理事として、地元の銀行主催のセミナーで自身の経営者の経験を交えた特許戦略成功企業事例の講演を契機に、全国に先駆けて同銀行と同協会とが連携し「知的財産権活用支援包括提携」を締結。これを受け、知的財産を評価された中小企業に融資が実現し、製品化に繋がるなど同地域における中小・ベンチャー企業の知的財産権の活用に貢献。

■地域団体商標制度が成立した当初、道内の組合等に対して同制度の概要やメリットを広く周知、協力体制の構築に尽力し、同制度の円滑な立上げに大きく寄与。また、企業経営者の経験をいかし「北海道知的財産戦略本部アクションプラン」の策定に積極的に協力するなど知的財産権行政、施策への協力を通じ制度の発展に貢献。

守屋　文彦（東京都）

[Nokia Technologies Japan 株式会社 統括責任者]

■日本知的財産協会理事長、日本経済団体連合会知的財産委員会企画部会委員など数多くの知的財産権関連団体の役員、委員等を長年歴任し、産業界における知的財産権制度の普及・啓発に貢献。特に日本知的財産協会理事長として、東日本大震災の被災企業等への手続対応について産業界を取りまとめ、特許庁へ提案したほか、海外諸団体との制度の運用調和の議論やWIPOの途上国支援の仕組の基礎となるネットワーク構築などに尽力。

■産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会のWG委員として、ライセンス業務におけるライセンシーの当然対抗制度導入の審議に参画したほか、国の模倣品関係の研究会において、我が国産業界が直面する模倣品対策について積極的に意見を展開し、対応策構築に寄与するなど知的財産権制度の改善発達に貢献。

柳野　隆生（大阪府）
［弁理士（柳野国際特許事務所 所長）
株式会社ノスクマードインスティチュート 代表取締役］

■弁理士登録以来、伝統的な弁理士業務と、ベンチャー起業・経営企画・R&D支援等の経営コンサル業務を統合させて、経営層に知的財産権活用の重要性を説くとともに、特許権などの知的財産や企業特性、デザインマーケティングを積極的に助言し、中小・ベンチャー企業の企業価値向上に向けた知的財産権の活用に貢献。

■地域の中小企業がもつ知財の国際標準化に向けた支援のほか、これと連携して、更なるブランディング・新特許の展開、R&Dと知財開発の融合、オープンクローズ戦略の利用、新たな海外の展開等、特許・標準・ブランドを総合的に活かした経営戦略をアドバイスすることにより、地域の中小・ベンチャー企業の知財の経営戦略への活用を総合的に支援。

(2) 知的財産権制度活用優良企業等表彰

①経済産業大臣表彰　（表彰区分／五十音順）

［特許活用］

興研株式会社（東京都）

■知的財産に関する会議体として「知財会議」と「発明審査委員会」を設けて、経営層を含めて出願方針の決定や職務発明の評価を実施。また、知的財産に関する規程類として、「知的財産権管理規程」、「知的財産権査定基準」、「機密情報管理規程」の他、開発段階で自社が既に保有する特許技術等を活用できないか検討するステップなどを定めた「製品開発業務規程」を整備。

■技術本部内に知的財産の専任スタッフを配置し、開発段階から関与して、特許の先行調査や他社の特許動向調査などの情報提供及び職務発明の受付から権利の維持管理までの知財活動を実施。また、実際に事業化した自社技術の発明を例に研修教材を作成して知財教育を実施。

■特許出願時は、基本特許だけでなく周辺特許を出願し、特許ポートフォリオを構築して特許を戦略的に取得。基幹技術であるフィルタ技術や気流コントロール技術を応用して、ISOクラス1のスーパークリーン空間を建屋を建設せずに形成する装置「KOACH」を新たに開発して製品化し、クリーン分野の事業展開を本格化。現在、同製品の特許を日本及び世界各国（アメリカ、欧州、中国、韓国、ASEAN、インド、オーストラリア、ロシア等）に出願。世界に向けて事業展開すべく同製品の特許網構築を図っている。

学校法人常翔学園 大阪工業大学（大阪府）

■国内唯一の知的財産学部として、これまでに10期生約1400名、また、知的財産研究科（大学院）は、10期生約340名を社会に送り出している。アカデミックな観点だけでなく、産業界の要請に応える知財人材を養成するのに適したカリキュラムポリシーを策定している。また、研究機関として、知的財産に関する各種規程を整備し、中小企業と連携して新技術の実用化に向けた活動をしている。

■2008年度より海外研修員の受入事業に参画し、英語での知的財産分野の長期研修を実施。また、多くの方々に知財への関心を持ってもらうため、2015年に外部機関と協力して、国内社会人を対象に知的財産に関する基礎的な知識を教える無料のオンライン講座を開設。これまでに数千人の視聴者に授業を提供。

■知的財産学部の学生で組織する「知財PR隊」という活動があり、特許技術などの知的財産を新たなビジネス開拓に繋げることを目的に、中小企業などと実際に連携を図りながら企業の知的財産活動を支援する取組を実施。また、地域の各機関と共催で「知的財産研究会」や「モノづくり企業のための知的財産入門セミナー」を定期的に開催。関西地区の企業や弁護士・弁理士及びものづくりに関わる中小企業経営者が知的財産に関する先端的知識等を得る場となっており、入門セミナーは知的財産に関する個

別相談の場としても機能している。

東海光学株式会社（愛知県）

■ 2004 年に経営層主導で知的財産部として独立させて専任担当者を配置。知的財産を統括する「職務発明審査会」を組織して、知財状況の報告、報奨制度の運用管理等を実施。また、国内外の特許等の出願管理に加えて、ノウハウ管理や知財に関する契約内容の確認、開発部門のアイデアの汲み上げ、先行調査・他社特許動向分析などを実施。特に重要な他社特許約 3 千件について、内容の重要度をランク付けして社内データベースとして整備している。

■メガネの商品サイクル（3 年）を踏まえて、3 年間で販売製品が一新できるように毎年新商品の販売比率を毎年 30%維持すること及び製品開発に連動した特許出願目標などを会社の中期経営計画に盛り込み、会社全体で知財活用の取組を推進。また、海外市場への参入を見据えて米国、欧州（イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、ベルギー)や､中国など海外に多数特許を出願。

■高品質なレンズの開発・製造だけでなく、脳科学の観点からアプローチした設計の商品開発にも取り組んでいる。また、内閣府革新的研究開発推進プログラム「脳情報の可視化と制御による活力溢れる生活の実現」の「HealthcareBrain チャレンジ」優秀入選アイデアに選定された、女性の悩みを軽減する新しいコンセプトのメガネ「美美 Pink」を開発。特許出願して商品化している。

株式会社フジコー（福岡県）

■経営層の知財意識は高く、新規事業の立ち上げに伴い、2011 年に技術開発センター内に「知財法務班」を組織して社内の知財体制を強化。毎週開催される「研究進捗状況報告会」に知財法務班も参加してアイデアの汲み上げを行い、毎週先行調査・他社特許動向をウオッチングして開発担当者へ提供。また、自社の事例を用いたオリジナルの知財テキストを作成して社内知財教育を実施。

■創業以来技術や特許取得を重視し、基幹事業の鉄鋼事業はロール製造技術、金属表面処理技術、接合技術などで世界最高レベルの技術を開発して多数の特許を取得。近年開発した自社技術を生かし、新たに海外への鉄鋼事業進出を見据えて、世界各国（米国・欧州・ロシア・中国・韓国・インド）へ特許を出願。

■基盤技術である金属表面処理技術で培った高い溶射技術を用いて、大学などと連携して光触媒を製品基材に溶射成膜させることに取り組み、異業種新規分野となるライフサイエンス商品の超高機能ハイブリッド光触媒を開発。多数の特許を取得して商品化し、新たな環境事業（新規事業）をスタートさせている。近年では、JAXA との有人宇宙船内の殺菌・消臭に向けた共同プロジェクトや、養鶏場等での鳥インフルエンザ対策としての利用が期待されている。

大和製衡株式会社（兵庫県）

■「稼ぐ特許」の実現を目指すなど経営層の知財意識は高く、弁理士資格者を含む 9 名体制の知財担当部門を設置。各事業部から提出されたアイデアは知財部門が技術内容を確認して先行調査を実施し、製品化を意識して権利範囲が狭くならないか、ノウハウとして秘匿するものはないか等、経営の目線を含めて確認。他社の上手な請求項の表現ぶりなどを参考にして明細書の記載文言の技術向上にも取り組んでいる。また、国内外の競合企業の出願情報を漏れなく入手するため、過去 10 年分以上の特許情報を自社の製品分類コードに体系化した社内データベースを整備。

■時速 80Km の速度で走行するトラックの重量や重心の高さを一瞬で測定する世界初の重心測定器「トラックスケール」などニッチな製品が多数存在。主力製品である「組合せはかり」は、国内及びアメリカやヨーロッパなどで特許を取得し、世界的にも高い

シェアを持つ。

■計量の新たなコンセプトを創出するため、大学等と共同で自社の体脂肪率の測定技術を転用して魚のおいしさの指標の１つである脂質の含量を非破壊で測定する魚用品質状態判別装置「フィッシュアナライザ」を開発。特許出願して商品化。本商品で魚の旨みや鮮度を客観的に測定することが可能となり、全国の漁協などで魚のブランド力強化や漁価低下を止めるための有効策として期待されている。

［意匠活用］

タイガー魔法瓶株式会社（大阪府）

■デザイン戦略を企業理念の上位概念として位置付け、デザインの統一化や品質向上を図っている。自社製品の印象を集約するために基本色を制定した「カラーレギュレーション」、どの製品でも均質な操作性を確保するために文字やボタンの色・大きさを制定した「操作系レギュレーション」などを設定して、より強固なブランディングを構築。全体意匠で製品全体を保護し、これに加えて操作部や各パーツ等を部分意匠で抑え、多様な用途に応じた形状で商品展開するものはバリエーションを関連意匠で保護。また、１つの製品を特許・意匠・商標の複数の権利で保護する知財ミックスも実施している。

■各技術部門毎に特許審査員を配置して、デザイン部門と定期的に意匠会議を開催し、アイデアの共有や出願方法の検討などをスピーディに行う体制としており、国内意匠は原則自社で出願手続を実施。

■海外のオンラインサイトで発見された同社製魔法瓶のデッドコピー品製造業者に対して、模倣品対策を実施。定期的に海外オンラインサイトを監視して模倣品販売業者のリンク削除や、現地代理人を使って市場における模倣品の流通調査や行政摘発などを実施し、模倣行為に立ち向かう姿勢を示すことで、模倣行為に立ち向かう会社姿勢を広く認知されるようにしている。

［商標活用］

フォーモストブルーシール株式会社（沖縄県）

■ブランド価値の育成を経営戦略の中心に据えており、ブランドの活性化のために、2013 年にブランドマークから「フォーモスト」の頭文字「f」を外して、地域でよく親しまれている名前の「ブルーシール」を強調したデザインへと一新。また、国内外からの観光客へのアピールとして、「ブルーシール」の名を使用した各種グッズを開発・製造・販売している。他企業とブルーシールとのコラボレーションなどにも取り組んでおり、2014 年に沖縄県内の企業と同社が監修して、温度を気にせず常温で持ち運ぶことができ、凍らせるとアイスクリームのような食感になる「ブルーシールクールクールプリン」を商品化。

■知財に関する業務は、自社内で特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）による先行調査を行い、その他の出願手続や権利取得後の更新管理、ライセンス契約手続については、特許事務所と連携をしながら実施。

■アイスと相性の良い沖縄県産素材を生かした商品開発にも取り組み、「塩ちんすこう」や「紅イモ」などのアイスを商品化。2016 年にオープンしたブルーシール「アイスパーク」は、県内初のアイスバーデコレーション体験が出来る施設として、観光客の誘致効果にも繋がり、地域活性化の一端を担っている。

②特許庁長官表彰　（表彰区分／五十音順）

［意匠活用］

オムロンヘルスケア株式会社（京都府）

■「ヒトを想うカタチ。」をデザインコンセプトに使用者の目線での商品開発を追求し、使いやすさと精度を重視した製品で日々の健康づくりに貢献している。自社と他社のデザインの変遷を並べた意匠ポートフォリオを構築し、新しいデザインにはバリエーション展開を考えて関連意匠を追加したり、今後共通化が予想されるデザインには部分意匠を用いる等、広い権利範囲で意匠権取

得を進めている。

■開発部門、事業企画部門、デザイン部門等多くの関係者と連携しながら、知財戦略を策定し、特許権、意匠権、商標権の創出・取得・活用を実行している。

■世界最高品質の自社製品をユーザーに届けるため、国内外で模倣品の取締り活動を実施している。海外における模倣品対策の取組として、模倣品を扱うインターネット上の販売店舗情報から販売・流通・製造業者を含む複数の業者を特定し、意匠権に加え、特許権や商標権を用いた警察による一斉取締りを実施してきた。その結果、これまでに多くの模倣品を押収しており、模倣品対策の成果を挙げている。

株式会社ホンダアクセス（埼玉県）

■デザイン戦略においては、鮮度の高いデザインをスピード感をもって発信することを重視。開発段階から機能と意匠を高次元で融合させ、1人のデザイナーが車のエクステリアからインテリアに至るまで一貫して手掛ける「ワンパック開発」により、車種ごとに世界観が際立つデザインとしている。部分意匠・秘密意匠制度も活用しながら意匠権を取得する他、特許権や商標権を同時に取得し、複数の権利で用品の知財ポートフォリオを形成して製品を保護。

■事業、知財、技術の三位一体の知財活動展開のため、総務部内に法務知財ブロックを設置して、出願前の先行調査、他社特許・意匠・商標の動向の把握、知財委員会による発明の評価・表彰を実施。経営側と現場責任者に対して、四半期毎に出願状況のIPレポートを回覧し、開発現場責任者と知財会議を実施。知財情報の発信、知財創出から訴訟まで幅広い活動をグローバルで展開。

■国内及び海外において模倣品対策の取組を実施。国内ではオンラインショッピングサイト上のフロアマット模倣品掲載業者に対する警告や刑事訴訟を提起。海外では、現地事業所に協力を仰ぎ、現地模倣品業者への警告や製造業者に対する民事訴訟を提起。エアロパーツ等の工場・倉庫の摘発や多数の侵害品の差止を実施している。又、現地模倣品製造業者への警告後に和解契約が成立した相手方と意匠権のライセンス契約を締結。模倣品対策の成果を挙げている。

［商標活用］
紀州農業協同組合（和歌山県）

■「紀州みなべの南高梅」を地域団体商標登録後、対象商品や認定手続き及び認定審査等を定めた地域団体商標の使用要領を制定。使用については組合が事実関係を調査して、必要に応じて使用の停止を促すなどの権利行使を実施。また、トレーサビリティシステムを構築して商品の品質管理を徹底してブランド構築を行っている。

■梅の調理法や健康効果を普及する取組として、組合員の女性で構成される「梅愛隊」を組織し、全国各地のスーパーや小中学校に訪問して全国各地で梅の講習会を実施。また、大手出版社などと連携して2016年に食育本「梅パワーのひみつ」を発行。全国の小学校や図書館に2万5千部を無料配布。また、梅のブランドの育成と新たな消費者を獲得する取組として、デザート感覚で食することができる梅干「tomato-ume」を商品化。これらの取組により「紀州みなべの南高梅」の梅のPRへと繋げている。また、梅と米のコラボで日本食をPRするため、2016年にみなべ町と南魚沼市において日本の食文化推進連携協定を調印。

■農業協同組合、生産者、市町村が連携して地域全体で「紀州みなべの南高梅」のブランド育成の取組を推進。「紀州みなべの南高梅」は、全国の青梅の市場価格を牽引するまでに成長しており、市場関係者からの信頼も高い。

キッコーマン株式会社（千葉県）

■ブランドを「コーポレートブランド」と「商品群ブランド」で体系化し、顧客への想い

を込めたブランドの「約束」と「スローガン」を策定して、ブランド構築を進めている。知的財産権のライセンスポリシーとして、グループ会社保有の知的財産は独占的な使用・実施が原則だが、ブランド価値向上の取組として、同社製品を使用した食品を販売するメーカーなど、他社との相乗効果が見込まれる場合には、同社ロゴの使用を許諾。

■全事業会社の知的財産を知的財産部が一元管理。国内の商標出願は出願から権利化までの対応を 90%以上自社で実施。海外の商標権についても、商品の使用態様に応じて、事業部門と連携を密に図りながら権利網を構築。

■日本の食文化に根ざした調味料「しょうゆ」を世界ブランドとして世界各地の食文化と融合しながら市場を開拓し、製造販売拠点を設け、ブランド管理を徹底。世界各国で「KIKKOMAN」、「六角形マーク」の権利化をしており、2016 年時点で 160 カ国以上で権利化。また、本社内の国際事業部門と模倣品対策の方針について協議し、現地会社と連携を図りながら模倣品対策を実施。しょうゆの模倣品が流通しているアジア等の海外地域で行政摘発や刑事訴追するなど、模倣品に対する監視・対応を強化。

第8章

産業財産権制度の見直しについて

グローバル市場における競争が新興国を含めて激化する中、我が国企業の競争力を持続させていくためには、イノベーションを促進し、新たな技術や産業を生み出すための環境を整備することが必要である。

本章では、近年行われた産業財産権制度の見直しを紹介するとともに、現在検討されている新たな産業財産権制度について紹介する。

1 近年行った産業財産権制度の見直し

環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の実施を確保するための、特許法及び商標法の改正案を含む「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」が、2016 年 12 月 9 日に可決・成立し、同年 12 月 16 日に平成 28 年法律第 108 号として公布された。

(1)TPP 協定国内実施のための産業財産権制度の整備

2016 年 2 月、TPP 協定が署名された。本協定は、アジア太平洋地域における高い水準の自由化を目標とし、物品市場アクセスやサービス貿易のみならず、知的財産分野等の非関税分野についても、締約国間の共通ルールを策定するものである。TPP 協定の実施を確保するため、以下のとおり、特許法及び商標法における所要の規定の整備を行った。

（i）特許出願前に自ら発明を公表した場合等に、その公表によっては当該発明の新規性が否定されない期間である新規性喪失の例外期間を、6 月から 1 年に変更すること（特許法）

（ii）出願から 5 年又は審査請求から 3 年のいずれか遅い日以後に特許権の設定登録があった場合に、特許権の存続期間を延長できる制度を導入すること（特許法）

（iii）商標の不正使用に係る法定損害賠償制度を導入すること（商標法）

上記の特許法及び商標法の改正案を含む「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」は、2016 年 3 月 8 日に閣議決定され、同日、第 190 回通常国会へ提出された。同法律案は、第 192 回臨時国会にて 2016 年 12 月 9 日に可決・成立し、同年 12 月 16 日に平成 28 年法律第 108 号として公布された。

2 新たな産業財産権制度の検討

(1)我が国の知財紛争処理システムの機能強化に向けて

2016 年 3 月､知的財産戦略本部検証･評価･企画委員会に設置された知財紛争処理システム検討委員会において、報告書「知財紛争処理システムの機能強化に向けた方向性について」が取りまとめられた。

また、同年 5 月に策定された「知的財産推進計画 2016」において、我が国の知財紛争処理システムの一層の機能強化のため、「適切かつ公平な証拠収集手続の実現」､「ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現」、及び「権利付与から紛争処理プロセスを通じての権利の安定性の向上」に係る取組を推進し、短期に取組が必要な施策については、2016 年度中に法制度の在り方に関する「一定の結論」を得ることとされた。

以上を受けて、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会は､「知的財産推進計画 2016」において定められた「一定の結論」を得るべく、主として経済産業省が検討すべきとされた事項を中心として、審議を行い、主に以下の内容から成る報告書を取りまとめた。

①適切かつ公平な証拠収集手続の実現

特許権の侵害訴訟は技術的に高度な専門的知見を要する、侵害立証が困難であるといった特殊性に鑑み、証拠収集手続の強化が必要である。ただし、被疑侵害者の営業秘密の保護及び証拠収集制度の濫用防止等に留意する必要がある。以上を踏まえ、

ⅰ）公正・中立な第三者の技術専門家に秘密保持義務を課し、証拠収集手続に関与できるようにする制度

ⅱ）書類提出命令・検証物提示命令のインカメラ手続において、書類・検証物の提出の必要性を判断できるようにする制度

の導入について、特許法の改正を視野に検討を進めることが適当であるとされた。

②ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現

適切な損害賠償額の実現については、現行制度の運用状況やビジネスの実態や、民事法体系との整合性等に留意しつつ検討した結果、まずは証拠収集手続を強化する立法的な措置を通じて、より適正な損害賠償請求が認容されやすい環境を整えた上で、損害賠償額の認定に関する裁判所の運用や国際的な動向を注視しつつ、引き続き慎重に検討を進めることが適当であるとされた。

③権利付与から紛争処理プロセスを通じての権利の安定性の向上

我が国の特許権侵害訴訟等の現状を鑑みるに、特許権は一定程度安定していると評価できることから、権利の安定性については、裁判所による特許の有効性に関する判断の動向やユーザーニーズの状況を注視しつつ、引き続き慎重に検討することが適当であるとされた。

本報告書は 2017 年 2 月に特許制度小委員会で取りまとめられ、パブリックコメントに付された後、同年 3 月に公表された。

Column 27

第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会

IoT（Internet of Things、モノのインターネット）技術により取得できるデータ量の増加、ハードウェア性能の向上に伴うデータ処理能力の向上、そしてデータ処理に利用される人工知能（AI）技術等の飛躍的な進展は、産業、さらには社会生活を大きく変革する「第四次産業革命」を引き起こしつつあります。このような「第四次産業革命」の時代においては、「データ」自体及びその「分析技術」、そして新技術の特性を活かした「ビジネスモデル」が新たな産業競争力の源泉として重要性を増しています。

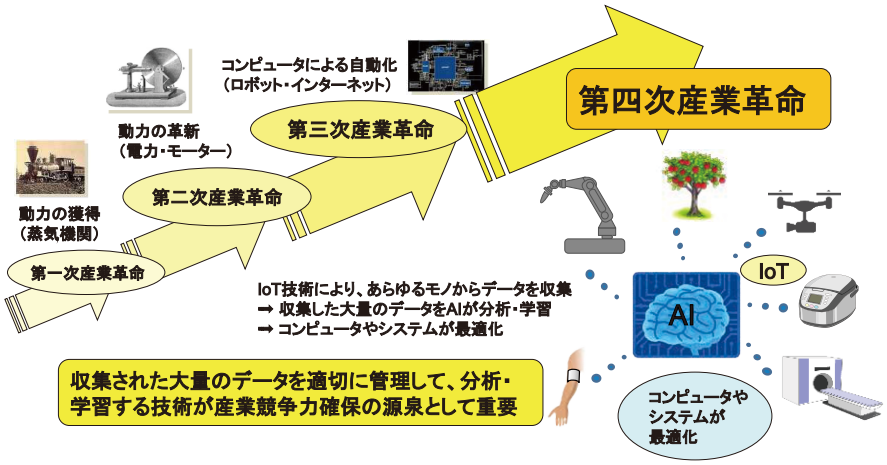

（資料）特許庁作成

さらに、今までつながっていなかったモノが、ネットワークを介して「つながる」ことの結果として、企業においては、これまで付き合いのなかった異業種やベンチャー企業との連携が必要となるなど、関係する企業等が多様化するとともに、自社技術を応用可能な産業分野も多様化しています。

このような環境の下、我が国の企業が利益を獲得し、ビジネスを拡大していくためには、自社の強みとなるコア領域を確保しつつ、企業や業種を越えて技術やビジネスモデルを開発していくオープン・イノベーションの積極的な推進が不可欠となります。そして、オープン・イノベーションを推進するためには、新たな産業競争力の源泉の一つである「データ」を考慮する必要性が高まってきたことにかんがみ、従前のオープン＆クローズ戦略の柱である知財、標準化にデータを加えた、新たな戦略の構築が必要です。

このような現状認識の下、産業構造の変化に対応する企業の経営・知財戦略とそれを支える制度や運用の在り方を検討するために、特許庁は、2016年10月、経済産業省内の関係部局との連携の下、学識経験者、産業界等の有識者からなる「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」（座長：渡部 俊也 東京大学政策ビジョン研究センター教授）を立ち上げました。本検討会では、計10回にわたる議論を通じて、上記の制度や運用に関する現状と課題の整理を行い、「産業財産権システム」、「データの利活用」及び「国際標準化」の各観点から、今後実施することが適当な取組を2017年4月に取りまとめました。

①産業財産権システム

産業財産権システムについては、今後のイノベーションにより創出される新たなデータ構造や、IoTが普及する中で特許出願が増加傾向にあるビジネス関連発明といった新たな産業競争力の源泉について、既に特許法による保護が一定程度は図られているものの、どのような要件を備えれば権利化できるのか分かりづらいという指摘がありました。

このような指摘を踏まえて、検討会では、上記のような新たなデータ構造を含めて適切に保護されるよう、適時適切な情報発信を行い、我が国企業の権利取得の予見性を高めるべきとの提言がなされました。加えて、IoTを活用したビジネス分野においても、我が国企業がイノベーションの促進に必要な特許権を着実に取得し活用するための環境を整備すべきとの提言がなされました。具体的には、IoT関連発明に密接に関連するソフ

トウェア関連発明に係る審査基準等の明確化のための点検や、IoT を活用したビジネス関連発明の特許の活用方法の整理、新設した IoT 関連技術についての特許分類の活用や分野横断的な審査体制の整備等が取り組むべき事項として挙げられました。

また、標準を構成し得る特許の数が増大し、標準策定時に標準に関係する全ての特許権を捕捉できない可能性が高まる中、近年パテントプール形成が低調であることも加わり、ライセンス交渉や紛争処理に要するコストが増加しています。検討会でも、今後、IoT の普及に伴い、これまで情報通信分野の標準規格をほとんど利用してこなかった、自動車を始めとする、多様な業種、業態の企業が新たに同分野の標準規格を利用することになり、社会全体として特許を活用するためのコストが増加する可能性について言及がありました。その上で、IoT の普及に伴い社会インフラを構成する可能性のある規格について、その実施に必要な特許権に絡む紛争が多発した場合に、経済・産業に悪影響が及ぶおそれがあるとの指摘がなされました。

このような指摘を踏まえて、検討会では、社会インフラの一部として組み込まれるような標準必須特許[1]について、行政が適正なライセンス料を決定する ADR 制度[2]の導入についての検討や、ライセンス契約や特許侵害紛争を対象とした、中小・ベンチャー企業が使いやすい ADR 制度についても、民間 ADR との関係を整理した上で検討を進めていくべきとの提言がなされました。

その他、検討会では、デジタル・ネットワークの進展に伴い、特許発明の構成要素の一部が我が国の国外（例えば、国外に置かれたサーバ）で実行されるケースの増加が懸念される中で、国境をまたいだ侵害行為に対する権利保護の在り方についての検討も行いました。さらに、AI を活用して創作した発明等や 3D プリンタで利用される 3D データについての産業財産権上の論点整理を行いました。

②データの利活用

検討会では、データ利活用に関してデータ利活用のための一定の法的基盤が整備されつつある一方で、データを不正な利用などから保護する仕組みが十分ではなく、また、データ利活用についての社会的な理解が醸成されていないことから、企業間におけるデータの利活用が十分なされていないとの指摘がなされました。

そして、このような指摘を踏まえて、検討会では、データの不正取得の禁止などを含めた不正競争防止法の改正を視野に入れた検討を行うことや、企業間におけるデータの利活用や契約の実態に即し、保護の在り方や契約等のルールについても検討した上で、データの利用権限に関するガイドライン等の策定の検討を行うことについて提言がなされました。

③国際標準化

IoT などモノや技術が新たにつながることにより付加価値が創出される産業の重要性が増大する中、ISO/IEC 及び関係フォーラム／コンソーシアムにおいては、個々の製品・技術といったハード分野のみならず、モノのサービス化などの新しい市場創造を伴うソフト分野における国際標準化の検討が既に始まっています。このような状況下において、IoT におけるプラットフォームなどソフト分野、サービス分野等への官民の標準化体制の対応や強化、さらにはこれらの標準化を支える人材育成の重要性が増大しています。

このような現状を踏まえて、検討会では、デジュール標準だけでなく、コンソーシアム等の国際標準化動向を把握しつつ、国際標準化を推進するための官民の標準化体制を強化や、2017 年 1 月に策定された「標準化人材を育成する 3 つのアクションプラン」等に基づいた標準化人材育成の取組を強化すべきとの提言がなされました。

※「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」報告書は、下記ウェブサイトから参照いただけます。
http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/20170419001.html

1　標準規格の実施に必要な特許
2　ADR(Alternative Dispute Resolution)：調停、あっせん等の、裁判以外の方法による紛争解決手段

第３部　国際的な動向と特許庁の取組

第１章　国際的な知的財産制度の動向

第２章　グローバルな知的財産環境の整備に向けて

第１章

国際的な知的財産制度の動向

新興国市場の成長による輸出先の拡大、生産拠点・研究開発拠点の海外進出など企業活動のグローバル化が進むことで、国外における知的財産権取得の意識が高まっている。各企業等は、各々の知的財産について、これまで以上に多数の国に出願するようになり、各国・地域の知的財産制度を踏まえつつ、それぞれの国において権利を取得し、活用するという状況が生じている。

こうした状況の中、各国・地域の知財庁等は、知的財産分野における種々の課題を考慮し、知的財産制度をより魅力的なものにするべく、様々な取組を行っている。

本章では、まず、企業活動のグローバル化に伴う世界全体の知的財産制度をとりまく環境の変化について紹介し、次に、各国・地域それぞれにおける知的財産制度の動向について紹介する。

1　知的財産制度をとりまく環境の変化

(1)出願動向の変化とグローバル化

世界の特許出願件数は2006年から2015年までの10年間で1.6倍となっている。その主要因は、中国の特許出願件数の著しい増加であり、2006年から2015年までの10年間で約5倍となっている。2015年における中国の出願件数は世界の出願件数の約4割を占めている。また、アジア圏の日中韓3か国の特許庁への2015年の特許出願件数は約163万件であり、世界の特許出願件数約289万件の半数以上を占めるまでとなった。

意匠分野においては、中国が単独で世界の出願件数の6割以上という圧倒的な割合を占めている。

商標分野においては、中国の出願件数が世界一であり、主要国・機関の出願件数は全体の約半数程度となっている。

出願活動のグローバル化は、特許、意匠、商標それぞれの分野において異なる動きをみせている。

3-1-1図　世界の特許出願件数の推移

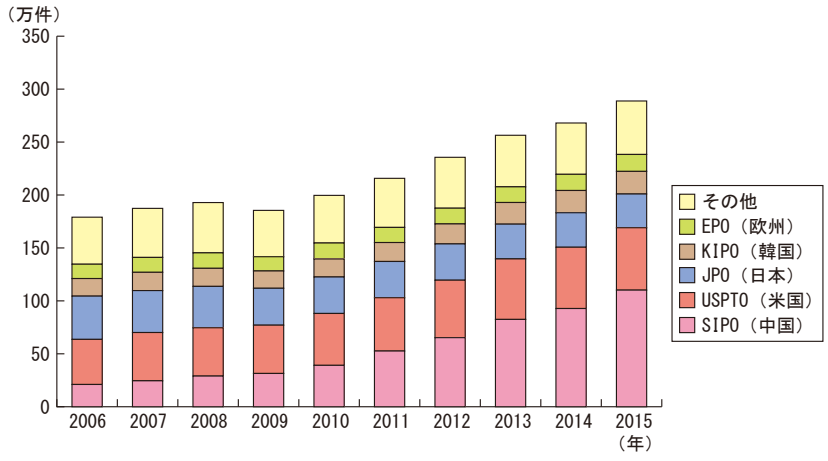

（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

3-1-2図 世界の意匠登録出願件数の推移

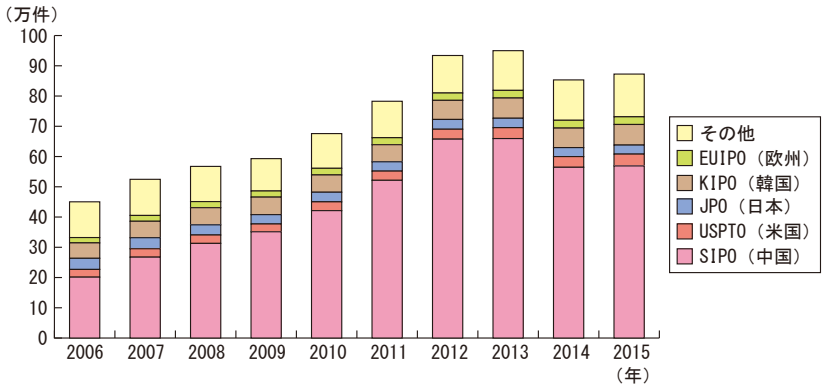

（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

3-1-3図 世界の商標登録出願件数の推移

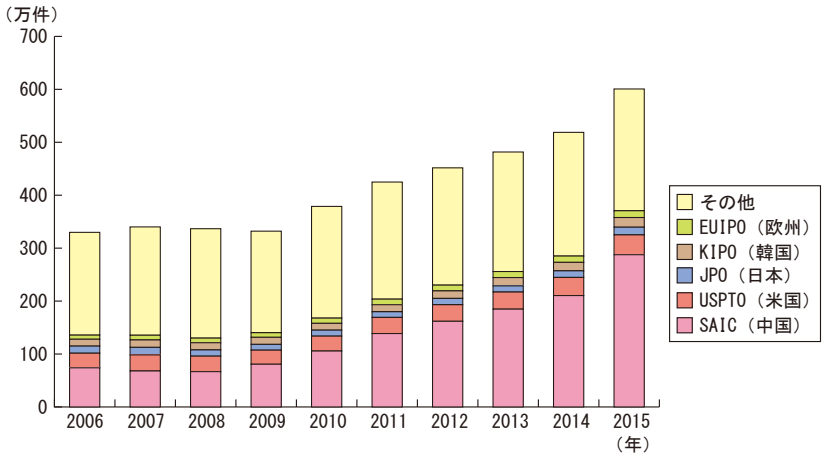

（資料）WIPO Intellectual Property Statistics、中国商標戦略年度発展報告（2015）（2015 年 SAIC 件数）を基に特許庁作成

2015 年における五大特許庁が受理した海外からの出願比率を見ると、日本・韓国・中国の特許庁では 12%～ 23%程度である一方、米国・欧州の特許庁では約 50%となっている。五大特許庁以外のアジア、オセアニア、南北アメリカ等のほとんどの特許庁において、海外からの出願の方が国内出願よりも多い。このことから、世界全体としては、特許出願がグローバルに行われていると言える。

3-1-4図 五大特許庁への特許出願の状況

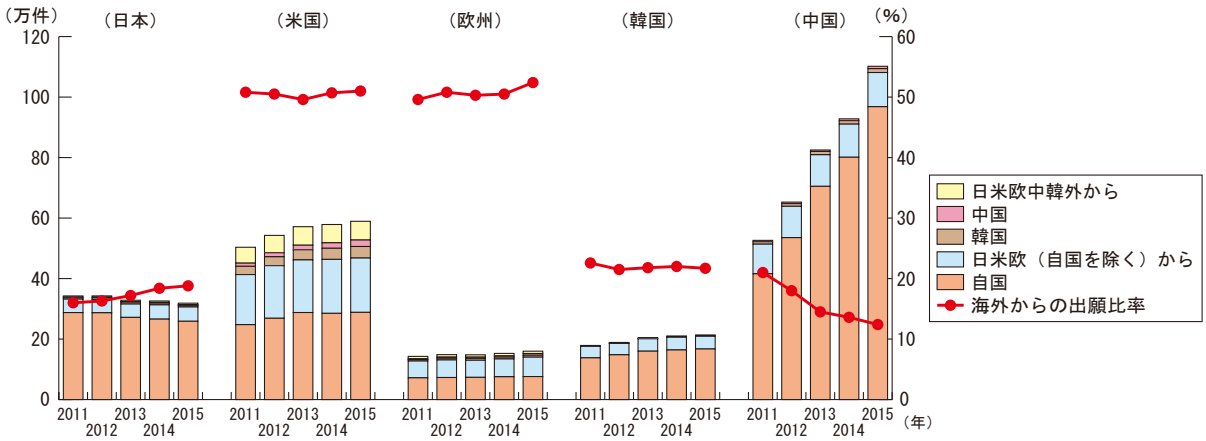

（備考）欧州からの出願は、各年末時点の EPC 加盟国の居住者による出願。
各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

3-1-5図

五大特許庁以外の主な特許庁への出願状況
特許出願件数（上）　及び　外国出願人による特許出願の内訳（下）

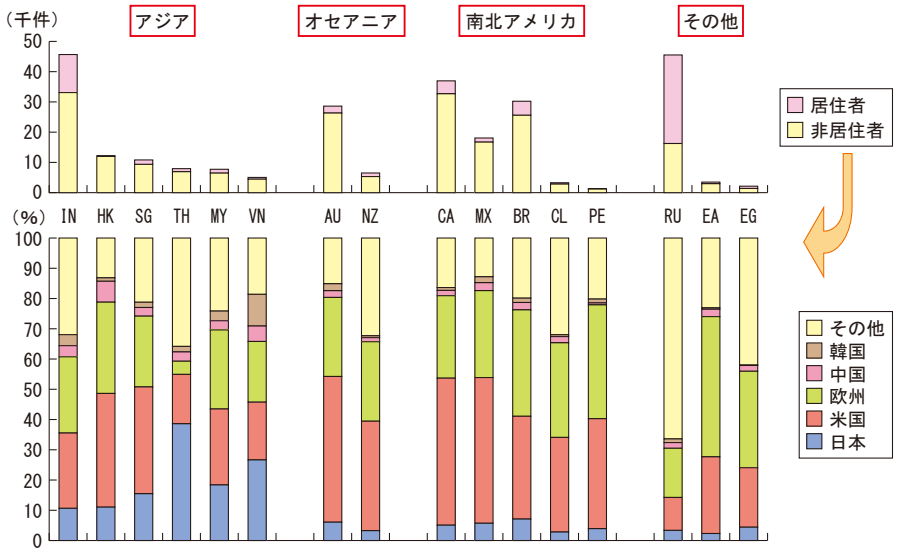

（備考）・IN（インド）、HK（香港）、SG（シンガポール）、MY（マレーシア）、VN（ベトナム）、AU（オーストラリア）、NZ（ニュージーランド）、CA（カナダ）、MX（メキシコ）、BR（ブラジル）、CL（チリ）、PE（ペルー）、RU（ロシア）、EA（ユーラシア特許庁）への2015年の出願件数に基づく。TH（タイ）、EG（エジプト）への2014年の出願件数に基づく。
・欧州からの出願は、EPC加盟国の居住者による出願。
・ユーラシア特許庁の居住者による出願は、EAPC（ユーラシア特許条約）加盟国の居住者による出願。
・各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。
（資料）WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

(2)各国・地域で進む知的財産環境の整備

企業活動がグローバル化する中、各国・地域の知財庁等は、知的財産分野における種々の課題を考慮し、様々な取組を行っている。

例えば、欧州においては、欧州特許制度改革の動きが活発であり、単一効特許制度や統一特許裁判所の導入に向け着実に前進している。

中国においては、専利法改正に関し、1993年の第一次、2001年の第二次、2009年の第三次に続く第四次改正に向けた検討が進められている。第四次改正については、専利保護の強化、専利活用の促進、専利水準の向上等の観点から検討が行われている。

このように、各国・地域は、企業活動のグローバル化に対応するように、各々の知的財産制度がユーザーにとってより魅力的になるよう整備を進めている。

(3)標準必須特許をめぐる動向

経済のグローバル化や製品のモジュール化等の進展に伴い、形状、互換性等に関する統一的なルール、すなわち標準規格の必要性が増している。このような状況の中、企業にとって特許発明を標準規格に組み込むことが、利益を獲得するための一手段として認識されてきていることから、標準規格で規定される機能及び効用の実現に必須となる特許（標準必須特許）が増加している。

特許は、発明を独占実施し得る権利であって、独占を担保する直接的な手段として、差止請求権が認められている一方で、標準規格は、規格を誰でも利用可能にすることを目的に策定されるものである。そのため、標準規格を利用している者に対する標準必須特許に基づく権利行使について、制限する必要性があるとする意見と制限に慎重な意見との両方が存在する。

近年、特に情報通信技術の分野において、スマートフォン市場の拡大を背景として、特許権者が自己の標準必須特許について、標準化団体に対して公平、非差別かつ合理的な条件（FRAND条件）によるライセンスの意思がある旨を宣言（FRAND宣言）している特許に基づいて、差止請求権を行使する事例が発生

している。そして、こうした事例に関する判決等が各国において示され始めている。

我が国においては、サムスン社が保有するスマートフォンに関する特許（データ通信方式に関する標準規格を構成する、いわゆる「標準必須特許」であって、FRAND宣言されたもの）に関し、サムスン社が当該特許権に基づいてアップル社の事業の差止等を求める訴訟が提起された。知的財産高等裁判所は2014年5月16日、FRAND宣言された標準必須特許に基づく差止請求権の行使を無制限に許すことは、標準必須特許保有者に過度の保護を与え、特許発明に係る技術の幅広い利用を抑制させ、特許法の目的である「産業の発達」を阻害するとし、FRAND条件によるライセンスを受ける意思を有する者に対する当該差止請求権の行使は権利の濫用に該当し許されないとする判決[1]を下した。公正取引委員会は、標準必須特許を有する者による差止請求訴訟の提起等の問題について調査を実施し、2016年1月21日、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」に標準必須特許を有する者による差止請求訴訟の提起等に係る独占禁止法上の考え方を追加する一部改正を公表した[2]。

米国においては、モトローラ・モビリティ社の特許権をアップル社が侵害したとして、当該侵害行為の差止等を求める訴訟が提起された。侵害されたとする特許権にはモトローラ・モビリティ社がFRAND宣言していた標準必須特許が含まれていた。2012年6月22日のイリノイ州東部地区連邦地方裁判所の判決では、被疑侵害者が特許権者のライセンス提案を拒絶したとしても、それはその特許権者の提案以上のロイヤリティ支払いのリスクを被疑侵害者が負うことになるだけであり、特許権者はFRAND条件でのライセンスを行う義務から免れられるわけではないと述べ、FRAND宣言された標準必須特許に基づく差止は原則として認められないとの判断が示された。控訴後の2014年4月25日の連邦巡回区控訴裁判所における判決では、FRAND宣言された標準必須特許について差止請求が原則としてできないとする解釈は失当であること、イーベイ事件[3]の最高裁判決で衡平法上の原則に則って示された要件[4]が満たされているか否かを考慮して、差止の是非が判断されるべきであることが示された。

欧州においては、中国の二大通信機器メーカーであるファーウェイとZTEとの間で、次世代移動体通信システムに係る技術標準の一つであるLTE（Long Term Evolution）標準の必須特許をめぐって、ドイツのデュッセルドルフ地方裁判所で争われていた事件に関し、2013年3月に「市場における支配的地位の濫用」を禁止するEU運営条約（TFEU）第102条に基づく標準必須特許侵害に係る救済の在り方に関する指針の予備的判決を求めて欧州連合司法裁判所（CJEU）に対し質問を付託していたところ、2015年7月16日、CJEUによる予備的判決が示された。この予備的判決において、CJEUは、標準化機関に対しFRAND条件によるライセンスを確約していた標準必須特許権者が、被疑侵害者に対して当該標準必須特許とその侵害の態様を示して事前に警告し、FRAND条件に基づくライセンスを受ける意思を示す被疑侵害者に対して、特に、実施料及びその算定方法を特定して、具体的な、書面によるライセンスの申出を行っており、他方で、その被疑侵害者が、当該特許の使用を継続し、標準必須特許権者の申出に対して、真摯に、当該分野で広く認められた商慣行に従い、誠実に応答するのを怠っていた場合には、標準必須特許権者による標準必須特許の侵害差止を求める提訴は市場の支配的地位の濫用には当たらない旨を判示した。

中国、韓国においては、近年、競争法当局

1 http://www.ip.courts.go.jp/hanrei/g_panel
2 http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html
3 eBay Inc. v. MercExachange, L.L.C., 547 U.S. 388(2006)
4 イーベイ事件の最高裁判決で示された差止を認容するための4要件は以下の通り。
① その侵害行為によって、原告に回復不能の損害が発生していること
② 金銭賠償では不十分であること
③ 原告・被告の負担のバランスを考慮すること
③ 公共の利益が差止によって害されないこと

による知財ガイドライン等において、標準に関する特許の競争法上の取扱いについて規定する動きが見られる。中国では、2015 年 4 月、国家工商行政管理総局が「知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規程」を公表し、同年 8 月 1 日より施行されている。本規程は全 19 条からなり、標準規格内の知的財産権行使による独占行為を含め、独占禁止法違反に該当する知的財産権濫用の行為を具体的に定めている。また、韓国においては、2014 年 12 月に韓国公正取引委員会が「知的財産権の不当な行使に対する審査指針」を改訂した。本改訂審査指針において、標準必須特許の定義、標準必須特許権者による特許権の濫用行為等について規定を追加した。しかし、本改訂審査指針の中で「事実上標準特許」保有者の特許権行使に対する違法性の判断基準が特許権への過度な制限と解釈されかねない、との意見が提起されたことを受け、2015 年 12 月、韓国公正取引委員会は「標準技術」や「標準必須特許」の定義規定を補完するなどの改正を行う改正案に関する行政予告を実施した。

標準必須特許に基づく差止請求等の権利行使の制限に関する判決の数は、依然として多くない。そのため、今後示される判決等により各国における当該制限に関する考え方が整理されていくと考えられる。

2　米国における動向

米国では、2016 年の大統領選挙で共和党の Donald Trump（ドナルド・トランプ）氏が勝利、2017 年 1 月 20 日に第 48 代アメリカ合衆国大統領に就任した。

米国特許商標庁（USPTO）においては、政治任用である USPTO 長官は政権の交代とともに代わるのが通常であり、新長官に誰が就くのかが注目されていた。しかしながら、2017 年 3 月時点において、同庁、商務省及びホワイトハウスから長官人事についての正式な公表はなされていない。

USPTO は前政権下で特許の一次審査未着手件数の削減等に向けて人員・予算を積極的に増大させてきたが、トランプ大統領は、連邦政府職員採用の凍結を命じる大統領覚書（Presidential Memorandum）[1] に署名し、連邦政府職員の数を減らす長期計画を実施するまで、連邦政府機関に対して新規採用及び空席ポスト補充採用の凍結を命じた。USPTO にとって、この採用凍結措置が長期化した場合、職員の空席を抱えたままの運営となるため、特許出願審査の長期化や審査時間の短縮化を受けた質の低下などが発生することが懸念される。今後 USPTO がどのように運営されていくのかが注目される。

本節では、我が国との関係に加え、米国における知的財産政策の動向及び USPTO の各種取組について紹介する。

(1)我が国との関係

特許の分野では、日本国特許庁（JPO）と USPTO との間で、特許審査ハイウェイ、国際審査官協議等を通して緊密な協力関係を築いている。さらに、JPO と USPTO は、(i) 2015 年 7 月 1 日から、米国が受理した PCT 国際出願の一部について、国際調査・国際予備審査を我が国が実施（我が国による国際調査・国際予備審査の「管轄国」を米国に拡大）し、(ii) 2015 年 8 月 1 日から日米協働調査試行プログラム [2] を開始している。また、日米欧三極特許庁会合、日米欧中韓五大特許庁会合と

1　大統領覚書に関するホワイトハウスプレスリリース：
https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/01/23/presidential-memorandum-regarding-hiring-freeze
2　https://www.jpo.go.jp/seido/tokkyo/tetuzuki/shinsa/zenpan/nichibei.htm

いった多国間の枠組みにおいても、制度調和を始めとする種々の分野において連携を取っている。

意匠の分野では、意匠審査官協議や意匠分類専門家会合等を通じて、主要な実体審査国である日米両国の審査実務や意匠分類に対する理解を深め、緊密な協力関係を築いている。さらに、2016年2月には、JPOとUSPTOとの間で意匠分類協力覚書を締結した。また、2015年から、日米欧中韓の意匠五庁（ID5）の枠組みによる協力を実施している。

商標の分野では、2001年から推進してきた日米欧の三極協力を発展させ、2012年から日米欧中韓の商標五庁（TM5）の枠組みによる協力を実施している。

(2)近年の知的財産政策の動向

①「2017年知的財産執行共同戦略計画」

2010年6月に初めて策定され、2013年6月に改訂された知的財産執行共同戦略計画について、2017年度から2019年度までの計画が2016年12月に公表された。同レポートは、以下の4セクションに分かれている。

1. 営業秘密不正取得及び知的財産権侵害の経済的及び社会的影響に対する危機感を米国全体で高める。
2. オンラインにおける知的財産侵害活動を取り締まることで安全かつ確実なインターネット取引を振興する。
3. 模倣品の流通を把握し、合法的な（正規品を使った）商取引を支援する。
4. 効果的な知的財産執行に向けて国内、国際協調を高める。

USPTOも公式プレスリリースで同戦略計画の発表を報告し、「本戦略計画は弊庁、IPEC及び他連邦政府機関の協力の成果である。この計画は知的財産権の文化的及び経済的重要性を強調し、また、イノベーションの不正取得を取り締まり、同時に創造的成長を促し、市場に更なる確実性を与えるものである」などとしている。

②スペシャル301条[1]報告書

米国通商代表部（USTR:Office of the United States Trade Representative）は、2016年4月に「2016年スペシャル301条報告書」（以下レポート）を公表した[2]。

レポートは1974年米国通商法182条に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、警戒レベルには高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の3段階があり、「優先国」に特定されると調査及び相手国との協議が開始され、協議不調の場合には対抗措置（制裁）への手続が進められる。

本報告書において、我が国は、①TPPの参加国、②米国と一緒に多国間での取組を行った国、及び、③USPTOとのパートナーシップを有する国、として記載されている。

3-1-6図 スペシャル301条レポート指定国（2016年）

優先国	優先監視国	監視国	306条監視国[3]
－	アルジェリア、アルゼンチン、チリ、中国、インド、インドネシア、クウェート、ロシア、タイ、ウクライナ、ベネズエラ （11か国）	バルバドス、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、ギリシャ、グアテマラ、ジャマイカ、レバノン、メキシコ、パキスタン、ペルー、ルーマニア、スイス、トルコ、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ベトナム （23か国）	中国

1 1974年通商法301条（貿易相手国の不公正な慣行に対して当該国との協議や制裁について定めた条項）の知的財産権についての特別版であるところから、スペシャル301条と呼ばれる。
2 https://dlbjbjzgnk95t.cloudfront.net/0789000/789620/special%20301.pdf
3 1974年通商法306条に基づき、米国の貿易相手国として、米国との通商問題における改善措置や協定等の履行義務がUSTRによって監視される国。

③トレードシークレット保護強化の動き

2016 年 5 月 11 日、「営業秘密保護法（DTSA: Defend Trade Secrets Act）」に Obama（オバマ）大統領（当時）が署名し、同法が成立した。

同法は、1996 年の「経済スパイ法（Economic Espionage Act of 1996）」を改正し、営業秘密の横領に関する連邦民事救済措置を策定し、州法を阻害しない形で全米の統一基準を確立するというものであり、海外との取引、州間取引に関する製品、サービスに関するトレードシークレットを不正使用された者が民事的な救済を求めることができる。

④米国特許法改正

米国における特許制度は、先発明主義、限定的な出願公開制度、後願排除効の言語差別（いわゆる「ヒルマードクトリン[1]」の問題）等、世界的にも特異な制度を有するものであったが、2011 年の米国発明法（「アメリカ・インベンツ・アクト」）成立により、先願主義への移行、ヒルマードクトリンの撤廃、新たな行政上の特許取消手段（特許付与後レビュー）の導入等、大幅な制度改正を行った。

以下、主な改正項目について紹介する。

a. 先願主義の導入（2013 年 3 月 16 日施行）

・先行技術の範囲について、これまで公知・公用発明は米国内のみに限定されていたが、改正後は世界公知・公用まで拡大する。

・先願主義への移行に伴い、インターフェアランス手続[2]を廃止し、真の発明者を決定する手続（「デリベーション手続」）を導入する。

・グレースピリオド[3]の規定は日欧と異なり、自身の発明開示後であって、自身の出願前に独自発明の第三者が同一発明を出願又は開示した場合であっても、自身の出願は当該第三者の出願又は開示による影響を受けない（いわゆる「先発表主義」）。

なお、先願主義への移行に先立って、USPTO は、2013 年 2 月 14 日に先願主義に関する施行規則及び審査ガイドラインを公表した。

先願主義のルールが適用されるか否かは、それぞれのクレームが有する有効出願日で判断される。すなわち、全てのクレームの有効出願日が 2013 年 3 月 16 日以降の出願は、当然に先願主義のルールが適用されるが、2013 年 3 月 16 日より前の出願であっても、2013 年 3 月 16 日以降の米国出願に新規クレームが一つでも含まれている場合は、全てのクレームに対して先願主義のルールが適用されることになる。

そのため、2013 年 3 月 16 日より前の優先日等を有する同日以降の出願等が、同日以降の有効出願日を有するクレームを含む場合は、その旨の書面を出願から 4 か月以内に提出することが規定された。

3-1-7図　先発表主義的グレースピリオド

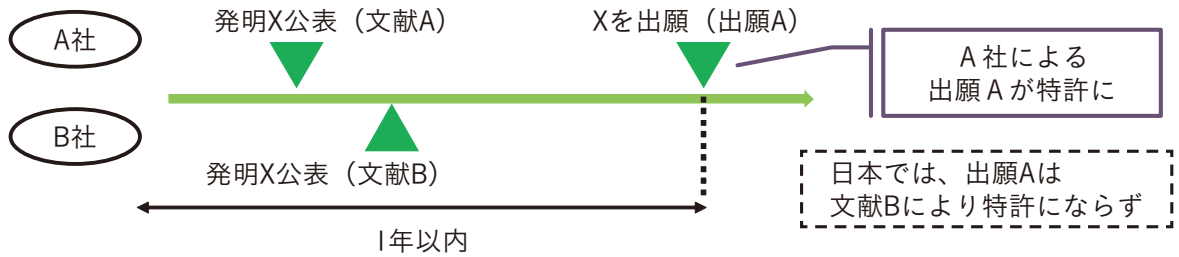

1　米国以外の国にした特許出願を基礎にして優先権を主張して米国へ出願した場合、その出願に基づき後日同様の発明に関して米国に出願した他人に対し特許を与えないとする効果（後願排除効）は、その出願の米国への出願日から発生し、優先日まで遡らないとする判例に基づいた米国の法理。
2　同一発明をクレームした出願人が複数いた場合に、先発明者を特定する先発明主義特有の制度。
3　発明の公表から特許出願するまでに認められる猶予期間。

b. 後願排除効の言語差別(ヒルマードクトリン等)の撤廃（2013年3月16日施行）

・後願排除効の言語差別（ヒルマードクトリン等）を規定していた条文が削除された。

c. 特許付与後レビュー（Post Grant Review）（2012年9月16日施行）

・利害関係者であれば特許付与の日から9か月以内に特許の取消を申し立てることができる。
・ただし、ビジネス方法特許に関しては、特許付与後9か月以上を経た場合でも申立可能（法施行後8年間で廃止される（sunset条項））。
・請求理由としては、新規性、非自明性以外に、明細書記載要件（ベストモード要件は除く）についても申立が可能となる。
・レビュー開始要件は、「特許無効である可能性が50％より大きいこと（more likely than not）」である。

3-1-8図 特許付与後の手続の概要

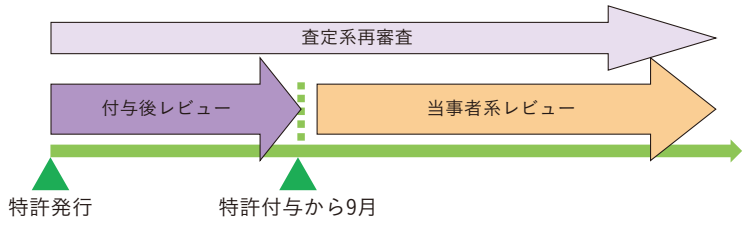

d. 当事者系レビュー（Inter Partes Review）（2012年9月16日施行）

・以前の当事者系再審査（Inter Partes Reexamination）の名称を改めたもの。
・利害関係者であれば、申立は特許付与後9か月以降又は特許付与後レビューが終了した日のいずれか遅い日以降に特許の無効を申し立てることができる。
・請求理由としては、刊行物の提示による新規性、非自明性のみである。
・レビュー開始の認定要件は、特許無効であるという「reasonable likelihood（合理的蓋然性）[1]」があることとされる。
・ただし、特許侵害訴訟の訴状受理後1年経過した場合、当該レビューは行われない。
・レビューは、改正法で創設される特許審判部（Patent Trial and Appeal Board）により行われる。

なお、当事者系レビューの申請件数は、2013年度は514件だったのに対し、2014年度は1,310件、2015年度は1,737件と増加を続けていたが、2016年度には1,565件と微減した。

e. 第三者による情報提供（2012年9月16日施行）

・USPTOに係属中の特許出願について、第三者による情報提供を認めることが法定化された。
・提出できる期間は、特許査定前まで、又は出願公開から6月若しくは最初の拒絶の日のどちらか遅い方までとされる。

f. 補充審査制度（2012年9月16日施行）

・特許権者が、自己の保有する特許に影響を与えると考える情報をUSPTOに提供し、補充審査を受けることができる。
・特許権者のみが請求可能であり、また、陳述書の提出はできない。
・追加提出された情報が補充審査の結果、特許性に影響を与えないと判断された場合、

1 付与後レビューの開始要件である“more likely than not”よりも緩いものと解釈されている。

当該情報は、後に提起された訴訟において不公正行為（inequitable conduct）の証拠から除外される。

⑤米国発明法の修正法（2013年1月14日施行）

2013年1月14日、オバマ大統領（当時）は、2011年9月に成立した改正特許法を技術的に修正する法案に署名し、成立した。

今回成立した法律は、誤記と思われる部分の修正や改正特許法で明記されていなかった施行日を規定するなど、「技術的修正」となっている。

以下、法律の概要について紹介する。

a. 当事者系レビュー（Inter Partes Review）申請時期の拡大

米国発明法の規定では、当事者系レビューの申請は、特許付与後9か月を経過してからとされており、特許付与後9か月までは特許付与後レビュー（Post Grant Review）にて対応することとされている。しかし、特許付与後レビューは対象出願が改正法適用出願（先願主義適用出願、2013年3月16日以降の出願）に限られているため、一次審査通知までの期間を考慮すると、当事者系レビューが施行された2012年9月16日以後数年間は、特許後9か月の空白が生じることとなっていた。

そこで、この法律ではその空白を無くすべく、旧法適用出願（先発明主義適用出願）に関しては、特許付与後9か月を経過しなくても、当事者系レビューが請求できると規定している。

b. 宣誓書等の提出期限の明確化

米国発明法の規定では、特許許可は、宣誓書、宣言書、代替陳述書、譲渡証明書を提出した場合に通知することができると定められていた。この法律では、当該書面は特許料金支払前に提出することを義務づけるように変更している。

c. 真の発明者を決定する手続（デリベーション手続）の申請期限の変更

米国発明法の規定では、真の発明者を決定する手続（デリベーション手続）を申し立てることができる期間は、冒認したクレームの出願の最初の公開日から1年とされていた。そして、この規定の文言上、冒認した発明をクレームせずに明細書に含めておき、当初クレームの公開後1年経過してから冒認した発明をクレームに追加した場合には、現行規定の対象外となる可能性があるとされていた。そこで、この法律では、真の発明者を決定する手続（デリベーション手続）の申立は、冒認された発明がクレームされて特許又は公開されてから1年以内に行わなければならないとしている。

d. 特許諮問委員会、商標諮問委員会

委員の任命に関する条項を修正し、12月1日からの3年間とすることや、欠員が出た場合は90日以内に補充されること、そしてその補充で入った委員の任期は前任者の残り期間となること等を規定している。

e. USPTO収入の使途の柔軟化

米国発明法の規定では、特許関係で徴収した料金は特許関係業務のみ、商標関係で徴収した料金は商標関連業務のみに費やすこととされていたが、この法律でその制限を撤廃した。

⑥ジュネーブ改正協定及び特許法条約実施法

2012年12月18日、オバマ大統領（当時）はハーグ協定のジュネーブ改正協定及び特許法条約実施法案に署名し、同法が成立した。

a. ジュネーブ改正協定関連部分

意匠特許に関して、ジュネーブ改正協定の批准に向けて、権利の保護期間が14年から15年に延長されること等を規定している。また、ジュネーブ改正協定の実施のため、2015年4月2日、官報にて施行規則の最終版を公

表した。

この施行規則改正案では、

・国際意匠出願の形式
・USPTOへの国際意匠出願・米国を指定した国際意匠出願の出願日に関する取扱い
・米国を指定した国際意匠出願が国際公開された後の仮の保護・権利期間の取扱い等

が規定されている。

米国政府は、2015年2月13日に、ジュネーブ改正協定の批准書を世界知的所有権機関(WIPO)事務局長に寄託し、同年5月13日、ジュネーブ改正協定が米国で発効した。

b. 特許法条約関連部分

通常の特許に関して、特許請求の範囲の提出がなくても出願日を確保することや、先に提出された出願の引用を当該出願の明細書及び図面と置換すること、優先権の回復を認めること等が規定されている。また、特許法条約実施のため、2013年10月21日、官報にて施行規則の最終版を公表した。

この施行規則案には、

・通常出願においてはクレームが無くても出願日の確保ができる（なお、これまでも仮出願においてはクレームが無くとも仮出願日は確保可能）
・過去の出願書類に追加する形態（by reference）で、クレーム等を所定期間内に補充することができる
・（所定期間内に手続を取らなかったこと等により）取下げとなった（abandoned）出願や、維持年金の未払いが意図したものでない場合に当該出願や権利を回復できる
・優先権主張期間（12か月、意匠特許の場合は6か月）を経過した場合でも、それが意図されたものでない場合は、2か月以内であれば請願（petition）を提出することによって回復できる
・仮出願に関しても、上記同様、それが意図されたものでない場合は、2か月以内であれば請願（petition）を提出することによって回復できる
・特許期間の延長に関し、出願後8か月以内に（方式違反等によって）実体審査に入ることができない場合は、8か月以降（実体審査に入ることができるまでに）費やした期間分は、特許期間の延長分から削除される

等が述べられている。

そして、USPTOは、2012年特許法条約実施法（Patent Law treaties Implementation Act of 2012）に関連する法律、規則及び実務の変更や、2015年5月に発効したジュネーブ改正協定に対応する修正及び最近の商標の判例に対応するため、2015年11月に特許審査便覧（MPEP: Manual of Patent Examination Procedure）、2015年10月に商標審査便覧(TMEP: Trademark Manual of Examining Procedure)をそれぞれ改訂した。

(3)特許制度改革の動向

米国では、根拠のないデマンドレター（警告状）を大量に送り和解金を得るといった特許訴訟を悪用する者（いわゆる「パテントトロール」）による訴訟件数が増加し、大企業のみならず、小企業やエンドユーザーまでもが訴訟に巻き込まれ、さらに、訴訟において事業者側が証拠開示等によるコスト負担を一方的に強いられる事態が多発している。

大統領府の「National Economic Council」及び「Council of Economic Advisers」が、2013年6月に発表した「Patent Assertion and U.S. Innovation[1]」では、パテントトロールによる訴訟件数は、過去2年で3倍となり、知的財産侵害訴訟における割合も、29%（2010年）から62%（2012年）となったことが示され、パテントトロール対策として、

・新規性及び進歩性のハードルを高くし、明確な特許権とする
・特許権者とその技術を使用する者との間の訴訟コスト不均衡を是正する
・新しい技術や新しいビジネスモデルに対し

1 https://obamawhitehouse.archives.gov/sites/default/files/docs/patent_report.pdf

てイノベーションシステムの適合性向上を図る

ことが重要であると指摘された。

これを受け、オバマ政権は、2013年6月4日、「White House Task Force on High-Tech Patent Issues[1]」と題した、パテントトロール対策を打ち出した。この中で「悪質な訴訟に関して、裁判所が、敗訴側に（勝訴側の）弁護士費用の負担を命じる裁量権を拡大する」、「訴訟前に被疑侵害者に提示される要求書（デマンドレター）を公開し、検索可能とすることで、これの公開を動機付けし、透明性を高める」等の、議会における七つの立法提言と、「機能的クレームの制限」や「エンドユーザー支援」といった行政府における五つの対応が述べられている。

この立法提言を受け、米国議会では、第113議会において、複数の特許改革法案が提出された。中でも、下院司法委員長のGoodlatte議員が上程した「Innovation Act[2]」(H.R.3309)は、以下に示すような事項を含むものであり、2013年12月5日に賛成325対反対91で下院本会議を通過したものの、上院では、訴訟費用の敗訴者負担等、幾つかの項目で折り合わず、上院司法委員会での採決に至らなかった。

「Innovation Act」(H.R.3309)の概要

①訴訟提起時のハードルを上げる

訴訟提起時に、侵害されている特許番号及びクレームを述べ、侵害している製品の製品番号等により製品を特定するとともに、その製品が特許クレームを侵害している内容等についての説明をする。

②訴訟コストの敗訴者負担

裁判所は、例外的な状況にある場合等を除いて、当事者が本質的に正当な行動を取っていない場合に、敗訴者に対して合理的な費用や当該行動によって発生した費用を敗訴者に負担させる。敗訴者がその支払いができない場合、その関係者に負担を求めることができる。

③原告の利害関係者の併合

訴訟において特許権侵害を主張された当事者（被告）に、訴訟費用が支払われることが認められたが、原告がその支払いができない場合に、原告の利害関係者（親会社やライセンス関係にある会社等）の併合を被告が申し立てた場合、裁判所はこれを認める。

④ディスカバリの制限

特殊な場合を除いて、クレーム解釈が決定するまでは、そのために必要なディスカバリのみに限定される。

⑤デマンドレター

根拠のないデマンドレターは故意侵害の証拠とはならない。

⑥利害関係者の開示

原告は、裁判所とUSPTO、相手方に対して利害関係者を開示しなければならない。

⑦顧客に対する訴訟の中断

ある製品等の顧客が特許侵害訴訟の被告となっており、特定の条件を満たした場合、申立により顧客に対する訴訟を中断する。

⑧AIA（改正特許法）の改善と技術的修正

付与後レビュー（Post Grant Review, PGR）における禁反言(estoppel)条項の緩和、クレーム解釈を、USPTOの基準である「合理的に最も広く解釈（broadest reasonable interpretation)」するものから、裁判所の基準である「当業者が通常想起する意味として解釈」するものに変更する。

2015年に入り、新たに第114議会が始まり、上下院双方で、特許制度改革法案が次々に上程された。主なものを挙げると、下院では、2015年2月5日に、前議会で本会議を通過した「Innovation Act」(H.R.9)が、修正無しで下院司法委員会にあらためて上程され、2015年6月11日に一部修正された法案が賛成24対反対8で可決された。上院では、2015年3月3日にChris Coons上院議員が、「Support Technology and Research for Our Nation's

1　https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/06/04/fact-sheet-white-house-task-force-high-tech-patent-issues
2　https://www.congress.gov/113/bills/hr3309/BILLS-113hr3309rfs.pdf

Growth (STRONG) Patents Act[1]」(S.632) を上院司法委員会に上程した。なお、「STRONG Patents Act」は、特許付与後の手続（当事者レビュー（IPR）及び付与後レビュー（PGR））の改革や悪質なデマンドレターの制限を柱とするものであり、訴訟費用負担条項は含まれていない。

上院では、さらに、2015年4月29日にChuck Grassley委員長らが「Protecting American Talent and Entrepreneurship (PATENT) Act[2]」を上程した。この法案は、Innovation Act (H.R.9) と同様、訴状基準の厳格化、対顧客訴訟の保留、ディスカバリ手続の制限、弁護士費用負担、告訴状（デマンドレター）規制、特許保有に関する情報の透明化等を提案しているが、各条項の内容は、Innovation Actとは異なっている。PATENT Act (S.1137) は2015年6月4日に上院司法委員会において一部修正された法案が賛成16対反対4で可決されたものの、下院では審議がなされず結局廃案となった。

(4)連邦民事訴訟規則(Federal Rules of Civil Procedure)の変更

2015年12月1日から連邦民事訴訟規則 (Federal Rules of Civil Procedure) が変更された。この変更は、理由もない訴訟が濫発しないよう制限をするものであり、原告と被告の訴訟負担バランスを改善することを目的としている。具体的には、(i) 特許侵害訴訟、著作権侵害訴訟等の訴状として従来使用されてきた付属書式 (Appendix of Forms) の削除と「これら付属書式は訴状として充分である (the forms "suffice under these rules")」という条文の削除、(ii) 証拠能力を有する証拠の発見に至る可能性がある情報のディスカバリを認可するという条項を削除し、均衡性テストによりディスカバリ範囲を制限し、(iii) 文書開示要請に対する異議に基づき開示を拒否する場合、開示拒否に関する詳細情報の提出を義務付ける、というものであり、今後、パテントトロール等による行き過ぎた訴訟の低減が期待される。

(5)USPTOの取組

行政府に対する提言を受け、USPTOでは、審査のスピードに加え、新たに品質向上を目標に掲げ、様々な取組を行っている。

①USPTOの組織

2014年4月に、特許審査ハイウェイや共通特許分類、グローバルドシエ構想等の国際的な特許協力業務を強化するため、特許局長 (Commissioner for Patents) の傘下に、国際特許協力室 (OPIC: Office of International Patent Cooperation) が設置され、担当副局長 (Deputy Commissioner for International Patent Cooperation) が置かれた。

2015年1月には、今後の特許品質施策を実行するため、特許品質管理部が新たに設けられ、初代特許品質担当副局長 (Deputy Commissioner for Patent Quality) として、Valencia Martin Wallace氏が任命された。

また、2015年1月には商標局長にMary Boney Denison氏が、2015年7月には特許局長にDrew Hirshfeld氏がそれぞれ就任した。2017年1月の政権交代に伴い、政治任用であるSlifer副長官は退任したが、2017年3月時点において、Lee長官は留任していることが確認されている。

②2014-2018年度にわたる次期戦略計画

2014年3月、USPTOは、2014-2018年度にわたる次期5か年戦略計画 (FY2014-2018 Strategic Plan) を発表した。

公表された戦略計画は、2014年2月20日にオバマ政権が出したパテントトロール対策の拡充の指示を踏まえ、啓発活動関連がより充実したものとなった。近年の特許審査官の大幅増員等によりバックログ数が減少に転じたことや、制度変更による特許審判部の負荷の増大等を受けて、従来の特許審査待ち案件

1 https://www.congress.gov/114/bills/s632/BILLS-114s632is.pdf
2 https://www.congress.gov/114/bills/s1137/BILLS-114s1137is.pdf

数の減少に主眼を置いたものから、（ｉ）ワークシェアリングの増大や審査処理能力の向上も目標としつつも、特許審査に要する処理期間を最適化する、（ii）適時性と高品質を提供するために特許審判部（PTAB）を増強する方向となっている。また、ITシステムに関しては、従来の目標と大差はないが、旧来のシステムも安定化(stabilize)させて用いるとしている。さらに、グローバルな知財保護、執行に関しては、明確に中国を特定し、同国での知財保護、執行を改善することとしている。

③特許事由適格性に関するガイダンスの更新

USPTOは、2015年7月、2016年5月と、二度に渡り、2014年12月16日に公表した特許事由適格性（米国特許法第101条）に対するガイダンス（2014 Interim Guidance on Patent Subject Matter Eligibility）の更新を続けている。

米国では特許事由適格性に関する最高裁判決が相次ぐなか、USPTOは、Mayo判決[1]及びMyriad判決[2]に対応する形でガイドライン[3]、またAlice判決[4]に対応する形で仮審査指令[5]を作成してきた。このガイダンスは、仮審査指令に対するパブリックコメント及び公開ミーティングでの意見を踏まえて作成されたものであり、判例に基づく101条保護対象外のものを含むか否かを判別するための手法が示されている。

また、USPTOでは、Enfish判決、McRO判決、BASCOM判決等のCAFCにおける判決を受け、2016年11月までに3つの審査官向けのメモランダム[6]を公表している。

3-1-9図　特許事由適格性判断（ガイダンスフローチャート）

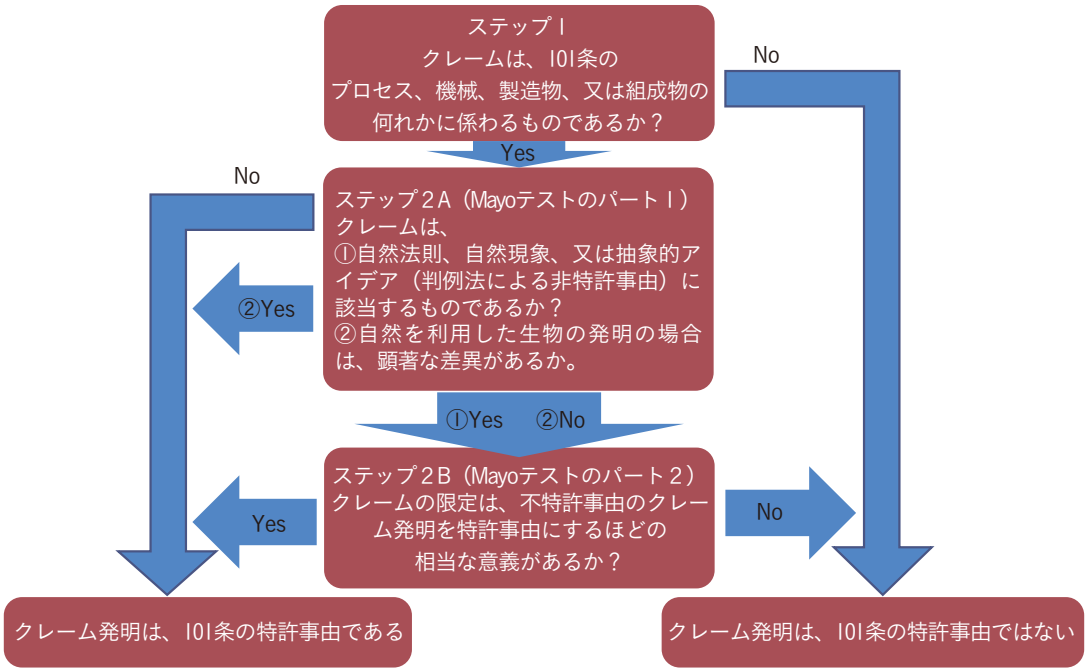

1　http://www.supremecourt.gov/opinions/11pdf/10-1150.pdf
2　http://www.supremecourt.gov/opinions/12pdf/12-398_1b7d.pdf
3　「Procedure For Subject Matter Eligibility Analysis Of Claims Reciting Or Involving Laws Of Nature/Natural Principles, Natural Phenomena, And/Or Natural Products(March 2014 Procedure)」
4　http://www.supremecourt.gov/opinions/13pdf/13-298_7lh8.pdf
5　「Preliminary Examination Instructions in views of the Supreme Court Decision in Alice Corporation Pty. Ltd. v. CLS Bank International, et al.」（June 2014 Preliminary Instructions）
6　https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/ieg-may-2016_enfish_memo.pdf
https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/memo_rlm-sequenom.pdf
https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/McRo-Bascom-Memo.pdf

④特許関連業務の質向上に向けた包括的プログラム

USPTOは、品質維持向上のために、(ⅰ)優れたオフィスアクションと庁内手続、(ⅱ)優れた品質評価、(ⅲ)優れた顧客サービスの3本の柱を掲げ、特許関連業務の質向上に向けた包括的プログラム「EPQI: Enhanced Patent Quality Initiative」を実施している。

同プログラムでは、以下12の取組が提案・実施されている。

1. 審査前に機械的なサーチにより先行技術調査をした結果を審査官に提供する試行プログラム
2. 審査官に対し、科学技術情報センター(STIC)で現在利用できる先行技術サーチのツールやリソースを周知するキャンペーン
3. 審査記録の明確性を改善するための審査官トレーニング
4. 審査記録の明確性を改善するための、実務方法の検討
5. 出願人ー審査官間の面接を補助する、面接専門官の配置
6. 審判前試行プログラムと、拒絶査定後試行プログラム(AFCP2.0)の効果的な特徴を組み合わせた、審査後の試行プラグラム(P3)
7. 特許発行費用納付後に審査官にIDSを考慮してもらうための試行プログラム(QPIDS)の再評価
8. 意匠公報のイメージ品質の向上
9. PTAB等において特許付与後に提出された証拠に対し、関連する出願の審査官のアクセスを可能とするプログラム
10. 品質保証部(OPDA)及び審査部(TC)から審査官の作業成果物の明確性及び正確性に関するデータを収集するための単一フォーマットである、マスターレビューフォーム(MRF)の開発
11. 審査官の作業成果物の明確性及び正確性を理解、評価並びに報告するための品質管理基準の開発・実施
12. 出願人から提供される、ケーススタディ用のトピックの受理

⑤ファースト・アクションインタビュー試行プログラム

参加者(出願人)に対し、審査官が実施した先行技術文献調査の結果を含む「インタビュー前通知(Pre-Interview Communication)」を受領した後に審査官とのインタビューを実施することで、(ⅰ)出願審査の促進、(ⅱ)出願人と審査官の意思疎通の促進、(ⅲ)審査の最初の段階で特許性に関する問題を一つ一つ解決する機会の提供、(ⅳ)早期の特許化等の多くの利益を提供することを目的としている。

⑥USPTOの料金設定権限

USPTO対し、各種特許料金の設定権限が与えられた。

USPTOは、2013年1月に米国発明法に対応した新料金を公表した。新料金では、当事者系レビューや査定系再審査等の高額さが話題となっていた項目に関して、2012年10月時点の料金から引き下げられている。

なお、USPTOは、2015年10月に特許関連手数料改定案[1]を発表した。特許諮問委員会(PPAC)[2]が本改定案について2016年2月に報告書[3]を提出、これを受けてUSPTOは規則案を2016年10月に官報で公表した。[4]規則の実施時期は2017年夏を予定。本改正提案では、当事者系レビューや査定系再審査等を中心に多くの項目で料金の引き上げが図られている。

1 http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/20151119_USPTO_PPAC_Fee_Hearing.pdf
2 米国特許法第5条により設置された委員会であり、四半期毎に開催され、USPTOの政策、目標、実績、予算及び手数料を検討し、USPTO長官に助言を与えるとともに、年次報告書を作成し、商務長官、大統領、上下院司法委員会に提出することをミッションとしている。
3 https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/PPAC_Fee%20_Setting_Report_2016%20%28Final%29.pdf
4 https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2016-10-03/pdf/2016-23093.pdf

3-1-10図　USPTOの料金改定案（概要）

項　　目	改定前の料金	改定案の料金
出願料金※1	$1,600	$1,720
3を超える独立請求項への追加料金	$420	$460
RCE請求料　1回目	$1,200	$1,300
2回目以降	$1,700	$1,900
トラックⅠ優先審査	$4,000	（改定なし）
維持年金　1回目	$1,600	（改定なし）
2回目	$3,600	（改定なし）
3回目	$7,400	（改定なし）
査定系再審査	$12,000	（改定なし）
当事者系レビュー※2	$23,000	$30,500
特許付与後レビュー	$30,000	$38,000

※1　基本、サーチ及び審査手数料の合計
※2　申請、及び審理開始手数料の合計

⑦優先審査（ファースト・トラック）

優先審査（ファースト・トラック）の対象出願について、クレーム数の制限（独立請求項4項、合計30項まで）を設定し、受理件数の上限は当面年度当たり10,000件とされた。また、その手数料は、当初4,800ドルに設定されていたが、2013年3月19日以降、4,000ドルに引き下げられた。

⑧関連規則の変更

USPTOは、外国知的財産庁による未公開の対応米国特許出願へのアクセスを認可するべく、2015年11月に関連規則を変更した。これまでの規則では、出願人が明示的な許可をした場合、外国知的財産庁は、二国間及び多国間の優先権書類交換のスキームにおいて、優先権基礎となる出願時の明細書及び図面のみにアクセス可能であったが、今回の規則変更によって、出願人が明示的に拒否した場合を除き、USPTOが許可した場合には、外国知的財産庁が対応する米国の未公開特許出願情報の全て（若しくは出願人が許可した部分）にアクセスすることができるようになった。なお、USPTOは二国間合意又は多国間合意に基づき外国知的財産庁に対して出願書類又は包袋内文書の写しを電子的に提供する際、手数料を課さない方針であり、出願人が意思表示をするための、出願データシート（Application Data Sheet）等関連フォームの改訂作業を行った。

⑨サテライトオフィスの設置

米国発明法では、法施行から3年以内に、デトロイトを含め少なくとも三つのサテライトオフィスを設立することが規定されている。デトロイトオフィスは2012年7月に、デンバーオフィスは2014年6月に、シリコンバレーオフィスは2015年10月に、ダラスオフィスは2015年11月に正式開所された。デトロイト、デンバー、シリコンバレー、ダラス、はそれぞれ異なるタイムゾーンに属するため、これによって米国本土（アラスカ、ハワイを除く）のタイムゾーンは全てカバーされることとなった。

Column 28

トランプ新政権と米国の知財政策の行方

日本貿易振興機構　ニューヨーク事務所

2016年11月8日、熾烈な米国大統領選挙の結果、共和党のドナルド・トランプ氏が勝利しました。今回の大統領選では、投票直前まで民主党代表のクリントン候補の優勢が伝えられており、この予想外ともいえる結果は、世界中で大きく報道されました。

トランプ氏の勝因の一つとして、アイオワ、ウィスコンシン、ミシガン、オハイオ、ペンシルバニア州など、前回の選挙では民主党が勝ったラストベルト（Rust Belt）と呼ばれる地域において共和党が勝利したことが挙げられます。連邦上下両院合同会議での施政方針演説からも、トランプ大統領が、この地域に代表されるような強いアメリカを求める人々の声に応えて保護主義的な政策導入を意識していることが見て取れます。

このような中で今後の米国の知財政策は、どのような方向に向かうのでしょうか。トランプ新政権と知財には以下のような接点があります。

・マイク・ペンス副大統領はインディアナ州知事や下院司法委員会委員を務めた際、特許重視（プロパテント）の立場をとっており、America Invent Act(AIA)の審議の際には賛成票を投じております。また、ホワイトハウスと議会との重要な窓口役にもなっており、知的財産政策から見てもトランプ政権下における重要なキーマンです。

・トランプ大統領政権移行チームの国内問題アドバイザーKen Blackwell氏は、特許権の強化を支持し、行きすぎた特許改革に反対しています。

・商務長官のWilbur Ross氏は、知財の窃盗を容赦しないと発言し、知財権のエンフォースメントの強化を謳っており、米国の経済成長に悪影響を及ぼす模倣品やトレードシークレットの流出に対して厳格に対処する方針を打ち出しております。

・トランプ大統領自身、2020年の大統領選挙で用いる予定のスローガン「Keep America Great」及び「Keep America Great!」の商標登録を出願しているとともに、これまでも諸外国において多くの商標出願をして権利を取得しています。また、長男Donald J. Trump, Jr.氏は特許のマネタイゼーションの会社を経営しており、叔父にあたるJohn G. Trump氏は、生前にMIT教授を務めた発明家・科学者・起業家で米国特許23件を取得するなど、同氏の親族らも知財に関係が深い状況です。

このように、トランプ大統領自身だけでなく、大統領を支える多くの面々も、知財とつながりを持っています。トランプ大統領は、強いアメリカを取り戻すためには国内経済の発展が重要であると主張しています。そして、これまでも米国の知財及び知財制度が米国経済の成長を後押ししてきたことから、知財政策を米国の経済を発展させるような方向に向けさせるであろうと考えられています。

具体的にどのような知財政策を打ち出してくるのか、トランプ政権から目が離せません。

3　欧州における動向

欧州では近年、欧州特許制度改革の動きが活発であり、単一効特許制度と統一特許訴訟制度の導入に向けて前進している一方、英国の欧州連合（EU）離脱問題（いわゆるBrexit）との関係で、本制度の施行について不透明性が生じている。

また、欧州では、欧州特許庁が中核として大きな役割を担っており、様々な取組の下、欧州特許庁が開発するサーチや分類のシステムは欧州外へも広がりを見せている。その一方で、欧州各国特許庁も欧州特許庁と協調し、また、差別化を図りながら、様々な取組を行っている。

本節では、我が国との関係に加え、欧州における近年の知的財産政策の動向、及び欧州連合（EU）、欧州特許庁（EPO）、欧州連合知的財産庁（EUIPO）、各国知的財産庁の各種取組について紹介する。

(1)我が国との関係

我が国と欧州は、EU、EPO、EUIPO、各国知的財産庁を通じて様々な関わりを持っている。

特許の分野においては、日本国特許庁（JPO）とEPOの間で、日米欧三極協力、日米欧中韓五大特許庁協力を通して交流を図っている。意匠分野においては、日欧意匠専門家会合や日米欧中韓の意匠五庁（ID5）会合を通じて、EUIPOと協力を行っている。商標の分野においては、日米欧中韓の商標五庁（TM5）会合を通して意見交換を行っている。その他、JPOと欧州各国の知的財産庁の間においても、政策、人材交流等を通じて積極的に関わりを持っている。

2012年11月には、EU外務理事会は、日・EU間の経済連携協定（EPA）に係る欧州委員会の交渉権限を採択した。事務的な調整を経て、2013年4月、同EPA交渉第1回会合が開催され、その会合では、交渉の分野や取り進め方等について議論が行われ、双方代表団の間で認識を共有した。また、専門家会合において、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産権、非関税措置、政府調達等の分野についての議論が行われた。

当該EPAに関しては、第1回会合に引き続き各分野について議論が行われており、2016年9月には、第17回会合が開催された。当該EPAを通じて我が国と欧州の関係がより深まることが期待されている。

(2)近年の知的財産政策の動向

①欧州特許制度改革の動き

現在、欧州の複数の国において特許を取得する場合には、各国の知的財産庁に対してそれぞれ直接出願を行うほかに、欧州特許条約（EPC）に基づく出願を行うことが可能であり、EPOにおいて出願及び審査を一元的に行うことができる。しかし、EPCに基づく出願を行う際は、英語、ドイツ語、フランス語を手続言語とするものの、各国で特許権を有効なものとするためには、EPOにおいて特許査定がなされた後に、原則として、特許請求の範囲と明細書を各国の言語に翻訳する必要がある。また、各国の権利は独立しているため、特許権を行使する際には、各国で訴訟を提起する必要がある。これら出願人に課される翻訳費用や訴訟費用の負担を軽減すべく、欧州委員会のイニシアチブの下、2012年12月、欧州議会及びEU理事会は統一的な効力を有する欧州単一効特許（以下、「単一特許」）を創設するため規則を採択、また、2013年2月には、特許権成立後の侵害や有効性についての訴訟手続を一元的なものとする統一特許裁判所を創設する協定がEU各国の署名により成立した。

単一特許の制度においては、既存の欧州特許と同様に、EPOで出願から審査までの手続を経た後、2017年3月末時点で参加を表明していないスペイン、クロアチアを除く26のEU加盟国の間で単一的な効力が与えられる。また、新たに創設される統一特許裁判所は、批

准した協定締約国において、単一特許のみならず、欧州特許についても専属管轄を有することとされている。単一特許規則については、統一特許裁判所協定と同時に適用が開始されることになっており、そして、統一特許裁判所協定の発効には、英独仏を含む13か国以上による批准、及び、ブリュッセルⅠ規則[1]の改正が必要と規定されている。2017年3月末時点では、オーストリア、フランス、スウェーデン、ベルギー、デンマーク、マルタ、ルクセンブルク、ポルトガル、フィンランド、ブルガリア、オランダ、イタリア（正式批准の完了順に記載）の12か国が批准済みである。特別委員会[2]により、単一特許保護に関する実施細則（単一効の請求手続、ライセンス・オブ・ライトの申請手続、更新手数料の支払手続、登録原簿への登録等）の策定作業が行われ、そして、統一特許裁判所準備委員会[3]により、法的枠組、財政、情報技術（IT）、施設、及び人材・研修の五つの作業部会に分かれて統一特許裁判所の運用開始へ向けた準備が進められている。

これまでのEU加盟国の国内の批准プロセスと統一特許裁判所の創設準備作業等の進捗状況も踏まえ、早ければ2017年末にも、統一特許裁判所協定の発効及び同協定に連動する欧州単一特許制度が施行開始となるとの見方がある一方で、英国によるEU離脱問題（いわゆるBrexit）との関係も含め、それは困難との見方もある。

3-1-11図　現行の出願ルート

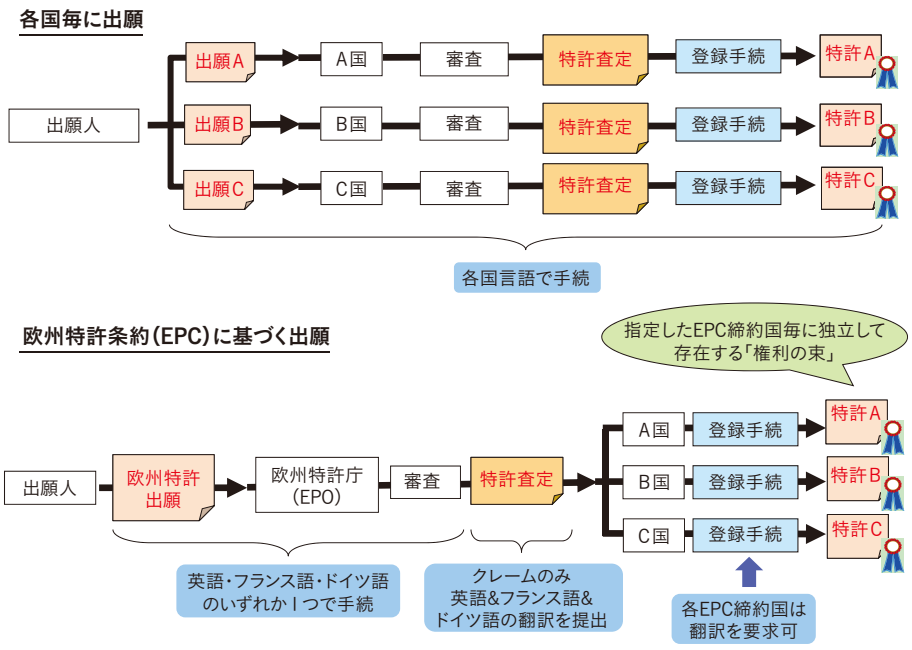

（資料）特許庁作成

1　EU加盟国間における国際裁判管轄ルールを定め、判決の承認と執行に関する手続の統一及び簡素化を図るための規則。
2　単一特許規則第9条(2)の規定に基づいて設置された委員会であり、単一特許の更新手数料の水準及び更新手数料の参加加盟国への配分割合を決定し、EPOによって行われる単一特許の管理業務を統治・監視するもの。
3　統一特許裁判所の署名国の代表者によって構成される委員会であり、統一特許裁判所が円滑に運用開始できるよう準備を行うもの。

3-1-12図　単一特許の出願ルート

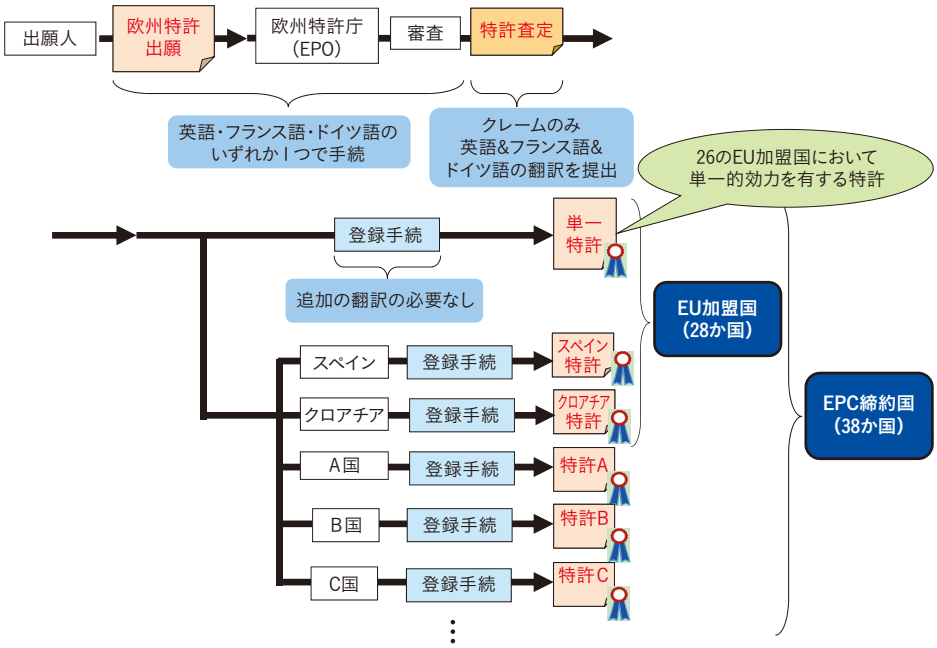

（資料）特許庁作成

②偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）

欧州議会は、2012年7月に、ACTAの批准を否決した。これによって、欧州連合の機能に関する条約（TFEU）第207条及び第218条に基づき、EUにおけるACTAの批准・発効することが不可能となった。また、各EU加盟国も同様にACTAの批准をすることができなくなった。

ACTAは、我が国が模倣品・海賊版防止のための新たな国際的枠組みの策定を提唱したものであり、2011年10月1日に東京で開催された署名式において、オーストラリア、カナダ、韓国、モロッコ、ニュージーランド、シンガポール、米国、日本の8か国によって署名が行われていた。そして、EU及び22のEU加盟国[1]は、EU理事会における全会一致の承認を経た後、2012年1月26日に東京において署名を行っていた。

ACTAは、6か国以上の批准によって発効することとされており、我が国では、2012年9月、批准することが衆議院本会議において賛成多数で可決されている。欧州議会のプレスリリースによれば、リスボン条約の発効によって欧州議会の権限が強化されて以来、その権限を行使した初めての事例であるとしている。

(3)EPOの取組

欧州の特許制度については、EPOが中核として大きな役割を担っている。EPOはEPCに基づき設立された機関であり、EPCの現在の締約国数は38か国になる。EPOにおいて審査され、特許査定された場合、指定した締約国において特許として効力が発生する。さらに、2015年3月より、EPOで付与された欧州特許のモロッコにおける認証（権利化）が可能となった。モロッコにおいて認証された欧州特許は、モロッコの法律に従い、モロッコの国内特許と同じ法的効果を有する。モロッコは、EPCの締約国（38か国）・拡張協定国（2か国）以外で、欧州特許の認証制度を導入した最初の国となった。さらに、2015年11月よりモルドバにおける認証も可能となった。また、EPOは、2014年7月には、チュニジアと欧州特許の認証に関する合意文書に署名している。ただし、その実現のためには、チュニジアは、今後、これを実施するための立法措置を執る

1　オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国

必要がある。

さらに、EPOは、2017年1月には、カンボジアと欧州特許の認証に関する合意文書に署名している。カンボジアは、今後、これを実施するための国内担保法を2017年7月1日に採択する見込みとなっている。

また、EPOは、ロシア特許庁（Rospatent）と特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムを開始することに合意した旨、2017年1月に公表した。これをもって、EPOとPPH合意をした特許庁は、五大特許庁（日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、中国国家知識産権局（SIPO）、韓国特許庁（KIPO））、カナダ知的財産庁（CIPO）、メキシコ産業財産権庁（IMPI）、シンガポール知的財産庁（IPOS）、イスラエル特許庁（ILPO）、オーストラリア知的財産庁（IP Australia）、コロンビア商工監督局（SIC）を含め12となった。EPOは、審査の質、効率性、出願人の利便性の向上に向け、以下のような取組を強化している。

①係属中の出願の法的安定性を向上させる枠組みについて

EPOは、2014年7月から、係属中の出願の法的安定性を向上させるスキームを開始した。本スキームは、「Early Certainty from Search」と名付けられ、以下の取組が行われている。

- 全ての欧州出願について、出願日から6月以内に調査報告及び見解書を発行する。
- 新たな出願の審査を開始するよりも、既に着手した出願の審査の完了を優先する。
- 肯定的な見解書が発行された出願を迅速に処理する。

また、裏付けのある情報提供が第三者から記名で提出された出願について、優先的に審査を行うとともに、異議申立て、減縮及び取消しも優先的に取扱う。

この取組は、調査報告及び見解書を適時に発行することにより、特許取得戦略の確固とした基盤が早期に提供され、特許保護を求める企業や発明家のメリットとなるものである。また、先行技術の一覧と特許性に関する見解を早期に提供することにより、係属中の出願の透明性が高まり、一般公衆にとってもメリットとなる。

また、EPOは、新たな異議申立手続を2016年7月に導入した。この新手続では、異議申立書を受領したことに対する特許権者による答弁書の提出に係る期間延長請求は、今後はその必要性を立証した場合にのみ例外的に認められるようになるなど、手続が変更され、これにより、異議申立に要する期間はこれまで19か月から27か月程度であったところ、15か月に短縮する見込みとなっている。

②サーチ戦略情報を提供する試行プログラム

EPOは、「Information on Search Strategy」と題する、審査官によって実施されたサーチに関する追加的な情報を新たな書面に記載して提供することを目的とした試行プログラムを2015年11月1日から開始した。なお、この情報は、単なる参考として提供されるものである。

この情報を記載した「情報シート」は、EPOがPCT及び欧州特許出願手続の両方で作成した全てのサーチレポートに付加され、審査官の利用したデータベースやサーチ範囲を確定する分類記号、審査官が選択したキーワード等を含む。

試行期間は、2015年11月1日から2016年12月31日までとされていたところ、2017年12月31日まで本試行は延長されている。

③規則改正

a. 分割出願について

2013年10月、EPOは、分割出願の要件について規定するEPC規則36の再改正について、管理理事会で合意に達し、それにより、分割出願の24月の時期的要件は廃止される一方、2世代目以降の分割出願に追加手数料が課されることとなった改正規則は2014年4月1日に発効した。

b. Euro-PCTルートについて

2013年10月、EPOは、EPC規則164及び135（2）を改正する旨の欧州特許機構管理理事会の決定を公表した。改正規則は2014年11月1日に発効した。

今回の改正案は、Euro-PCTルート（PCT経由で欧州域内に入る国際出願のルート）の機能を高める目的でなされている。改正前の規則164(1)の下では、EPOが国際調査機関（ISA）でなかった場合、発明の単一性の要件を満たしていないと、補充欧州調査報告（supplementary European search report）は、クレームの最初に記載されている発明に対してのみ作成され、その他の発明についても審査を受けるためには分割出願を行うしかない。改正規則164（1）のもとでは、追加の調査手数料（search fee）を支払えば、その他の発明についても補充欧州調査報告書が作成され、審査を受けられる。

改正後の規則164（1）は、補充欧州調査報告が発効日（2014年11月1日）までに作成されていない出願に適用される。

また、EPOがISA又は補充国際調査機関（SISA）であった場合に、国際段階でEPOが調査を行っていない発明に対して審査請求がなされると、改正前の規則のもとでは、追加の調査手数料をEPOに支払う方法がなく、国際段階でEPOが調査を行った発明に限定するよう求められていた。改正規則164(2)の下では、追加の調査手数料を支払えば、国際段階でEPOが調査を行っていない発明に対しても調査が行われ、審査を受けられることになった。

改正後の規則164（2）は、EPC第94条（3）及び規則71（1）及び（2）、場合によっては規則71(3)に基づく最初の連絡が、発効日（2014年11月1日）までに作成されていない出願に適用される。

c. 手続料金について

2015年12月16日の欧州特許機構管理理事会の決定により、2016年4月1日より料金が改定された。料金改定の概要は以下のとおりであり、全体的に微増となっている。手続料金の値上げは、インフレ調整に基づくものであり、2006年から2年ごとに実施されているものである。

なお、EPOは、2016年7月より、実体審査が始まる前に出願取り下げ等を行った場合、出願人は審査料の全額返還（これまでは審査料のうち75%のみが返還）を受けることができるサービスを開始した。

3-1-13図 主な手続料金の料金表（概要）

（単位：ユーロ）

種類	改定後	改定前
出願料	（改正前と同じ）	・120（オンライン出願） ・210（オンライン以外（紙）の出願） （明細書35頁まで。36頁以上の場合、超過1頁当たり15ユーロ追加。）
分割出願の追加料金	・2世代目の分割出願：210 ・3世代目の分割出願：425 ・4世代目の分割出願：635 ・5世代目以降の分割出願：850	・2世代目の分割出願：210 ・3世代目の分割出願：420 ・4世代目の分割出願：630 ・5世代目以降の分割出願：840
クレーム料（出願料に加算）	・235 （クレーム数が15を超える場合の超過1クレーム当たり） ・585 （クレーム数が50を超える場合の超過1クレーム当たり）	・235 （クレーム数が15を超える場合の超過1クレーム当たり） ・580 （クレーム数が50を超える場合の超過1クレーム当たり）
調査料（欧州段階）	・1,300 （2005年7月1日以前の出願については885ユーロ）	・1,285 （2005年7月1日以前の出願については875ユーロ）
国際調査手数料	（改正前と同じ）	・1,875
補充国際調査手数料	（改正前と同じ）	・1,875
国際予備審査手数料	（改正前と同じ）	・1,930
指定料	・585	・580
出願更新料	・出願日から3～9年は470～1,395 ・10年目以降は一律1,575	・出願日から3～9年は465～1,380 ・10年目以降は一律1,560
審査料	・1,635 （2005年7月1日以前の出願については1,825）	・1,620 （2005年7月1日以前の出願については1,805）
	・1,825 （欧州段階に移行したPCT出願であって、補充欧州調査報告書が作成されていない案件）	・1,805 （欧州段階に移行したPCT出願であって、補充欧州調査報告書が作成されていない案件）
特許査定料	・925	・915
異議申立料	・785	・775
特許減縮請求料	・1,165	・1,155
特許取消請求料	・525	・520
審判請求料	・1,880	・1,860
再審請求料	・2,910	・2,880
期間徒過救済処理請求料	・料金遅延納付の場合、その料金の50% ・特許査定料（第71規則(3)）遅延納付の場合、255 ・その他の場合、255	・料金遅延納付の場合、その料金の50% ・特許査定料（第71規則(3)）遅延納付の場合、250 ・その他の場合、250

（資料）JETROデュッセルドルフ「欧州特許庁、オンライン料金支払サービスによる料金値上げへの対応を公表」（2016年3月14日）

④各特許庁との共通特許分類

a. 米国

2010年10月、EPOは、USPTOとともに、両庁間で共通に用いる特許分類であるCPC（Cooperative Patent Classification）を作成することを発表した。CPCは、EPOの内部分類であるECLA（European Classification System）及びICO（In Computer Only）を基礎とした特許分類である。2012年10月には、CPCウェブサイト[1]において、全技術分野におけるCPC分類表、一部の技術分野の定義、及び、国際特許分類（IPC）及びECLAとCPCとのコンコーダンス（対照表）を公表し、2013年1月にCPCが発効した。EPOは2013年

1 http://www.cooperativepatentclassification.org/index.html

1月からCPCの付与を開始し、内部分類としてUSPC（US Patent Classification）を使用していたUSPTOは、2015年からCPCのみでの付与を開始した。

b. 中国

2013年6月、EPOは、EPOとSIPOとが、特許分類の分野での協力を強化するための覚書（Memorandum of Understanding:MoU）に署名し、SIPOがCPCを使用することに合意したと公表した。

この覚書の条項によれば、2014年1月から、SIPOはいくつかの技術分野において新規に公開される特許出願について、EPOによる特別研修を受けた後に、CPCの付与を開始するとともに、2016年1月からは全ての技術分野の特許出願についてCPCを付与するよう努力することとされている。

c. ロシア

2013年9月、EPOは、ロシア特許庁（Rospatent）との間で、Rospatentが2016年1月から新規に公開される特許出願へのCPCの付与を開始すること、及び、2017年からは過去に公開された特許文献へのCPCの付与を開始することに合意したと公表した。

d. メキシコ

EPOは、2015年7月15日にミュンヘンで開催されたEPOとメキシコ産業財産庁（IMPI）との間の二庁間会合において、IMPIがCPCを導入することに関する覚書（MOU）に二庁間で署名した旨、公表した。

⑤機械翻訳

2010年11月、EPOは、Google社と特許文献の多言語の機械翻訳に関し、長期的な連携協定に合意し、2012年2月には、新しい機械翻訳サービス「Patent Translate」の提供を開始した。このサービスは、EPC締約国の28の公用語に加えて、中国語、日本語、韓国語、ロシア語の合計32言語について機械翻訳を提供している。

(4)欧州連合知的財産庁(EUIPO)の取組

①概要

欧州共同体商標意匠庁（OHIM）（当時、現欧州連合知的財産庁（EUIPO））は、1993年に採択された欧州共同体（EC）商標規則に基づき設立された行政機関の一つであり、1996年1月から共同体商標（現欧州連合商標（EUTM））登録出願の受付を開始（公式な業務開始は同年4月1日）した。所在地は、アリカンテ（スペイン）。2001年12月、欧州閣僚理事会が共同体意匠規則を採択したことを受け、OHIM（現EUIPO）は登録共同体意匠の登録機関となり、2003年1月から登録共同体意匠の受付を開始（同年4月1日から登録を開始）した。さらに、2012年3月、EU理事会は、「知的財産権の侵害に関する欧州監視部門（European Observatory on Infringements of Intellectual Property Rights）」をOHIM（現EUIPO）へ委任することを規定する規則案を採択し、2012年6月に発効した規則No.386/2012により、OHIM（現EUIPO）に委任された。これにより、OHIM（現EUIPO）は、これまでの共同体商標（現欧州連合商標）や登録共同体意匠の権利付与の役割に留まらず、あらゆる知的財産権の権利行使において重要な役割を担うこととなった。

2015年12月、欧州議会により、共同体商標規則の改正を含む商標制度改革パッケージ法案が採択され、2016年3月23日にEU商標規則が施行されたことに伴い、OHIMからEUIPOへの改称や、共同体商標の名称の欧州連合商標（EUTM）への改称、EUTMに係る料金の変更等といった変更がなされた。

②ストラテジックプラン2020

欧州連合知的財産庁（EUIPO）は、2016年6月1日、2020年までの同庁の活動指針を定める「戦略計画2020（Strategic Plan 2020）」を公表した。

戦略計画2020は、「ビジョン」を頂点に掲げ、それから生じる「戦略的目的（Strategic Goals）」及びさらにそれらを細分化した「行動方針（Lines of Action）」といった階層構

成である。「行動方針」においては、職員の能力開発や実務環境の最適化、EUIPOにおける財政管理の強化、ITセキュリティの強化、IPツールやデータベースの開発・改善、EU各庁間のネットワークの強化、規則改正に対する各加盟国へのサポート、知財分野における証拠ベースの調査研究の実施、欧州企業に対する知財権の保護に係る支援等、多岐に渡って言及されている。

(5)欧州各国の取組

①英国

ビジネス・イノベーション・職業技能省の下に、英国知的財産庁（UKIPO）が設置されている。同省が、特許、商標、意匠、及び著作権を所管しており、イノベーション促進の観点から知的財産権に関する責任を担っている。UKIPOは、PPHについても早くから取り組むなど、国際的な取組も活発であり、現在、日本、米国、韓国、カナダとPPHを実施している。また、オーストラリア、カナダの特許庁とバンクーバーグループを構成し、同グループ内での特許審査ワークシェアリングの促進、そのためのITシステムの整備等の協力を実施している。

政府全体としても、知的財産に力を入れており、特許権に基づく所得について低税率で分離課税する制度の導入の検討を表明し、パテントボックス制度として2013年4月から導入した。他方で、英国における現行のパテントボックス制度の下では、英国内のみならず、英国外で遂行されたR&D活動に関連する特許に由来する利益に基づいても、税の優遇を受けることができる。ドイツは、これが抜け穴のように機能して、EU内における先端技術産業の投資の誘引・雇用の確保の国家間競争において不公正に作用することを批判していた。この問題は、経済協力開発機構（OECD）での税制の大枠の検討（「税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting:BEPS）プロジェクト」）の文脈でも議論されていた。BEPSプロジェクトでは、優遇税制措置は、実際のR&D活動を引き付けるのであれば、国内の成長や革新を支える観点から有益であるが、法人に対し、価値が実際に作られる場所から低税率で課税される他の場所に所得を移すことを促すだけであるならば、有益ではないとし、パテントボックスのような優遇税制措置において、実際のR&D活動を伴う利益に対して税の優遇をすることを条件とするアプローチの検討がなされた。

ドイツからの批判については、両国間の交渉の結果、2014年11月に英・独間で妥協案に合意した旨の共同声明が発出された。妥協案において、英国の現行のパテントボックス制度は、2016年の6月に新規の申請者の募集を締め切り、2021年6月までに廃止されること、特許や製品を開発するにあたり研究開発費が発生した場所に基づき税を優遇するルールに従い、改正されたパテントボックス制度に移行されること等が示された。

一方、2015年10月にOECDが公表したパテントボックス制度に関連する報告書では、企業が知財優遇税制の特典を得るためには、企業が、当該特典を得ることのできる収益を生み出した「実質的な経済活動」を実際に行っていなければならず、その実質的な経済活動の指標としては、研究開発費用を使用することがOECDで合意されたとある。

英国は、2016年7月1日から、その合意内容に沿った新たな税制の施行を開始することが求められ、これに対応すべく、パテントボックス制度を改正する法律が2016年7月1日に施行された。

また、英国においては、特許制度の更新・改正・近代化を目的とし、2012年12月に、特許法改正に向けた意見募集が行われた。主な改正点は、現行法の下では出願公開がなされるまで他庁に情報提供を行うことができないこととされている先行技術文献調査・審査に係る情報を、出願公開がなされていない段階でも守秘義務を課して他庁と共有できるようにすること、及び、特許権者が自身の製品にウェブサイトのアドレスをマーキングすることを特許権の「みなし通知（constructive notice）」を行うためのオプションの一つとし

て認めること等である。そして、2013 年 12 月、UKIPO は、SIPO との PPH プログラムの実施に関する合意文書に署名をした。UKIPO にとっての PPH 合意は、JPO、USPTO、KIPO、カナダ知的財産庁（CIPO）、ドイツ特許商標庁（DPMA）に続いて 6 番目である。

2016 年 6 月 23 日の英国における欧州連合（EU）離脱の是非を問う国民投票の結果、EU 離脱を是とする投票が過半数を占めた。これを受けて、2016 年 8 月 2 日に、英国知的財産庁（UKIPO）は、知財法制に関する見解を公表した。

商標及び意匠に関しては、政府として、今後様々なオプションを追求し、最善の方法についてユーザーと協議していくこと、EU 離脱後であっても英国産業界は欧州連合商標及び共同体意匠の登録を行うことは可能であることが示された。

商標に関しては、英国は既にマドリッド制度のメンバーであり、一方、意匠に関しては、ハーグ協定への加入を進めており 2017 年中の施行を志向していることが示され、また、英国の非登録意匠権及び著作権を通じた非登録意匠の保護は引き続き存続予定であることが示された。

特許に関して、当該国民投票の結果は、欧州特許庁に特許保護を求める上で影響を与えるものではなく、また英国を含む現存する欧州特許についても影響を受けることはない旨示された。また、英国の EU 離脱は、欧州特許条約（EPC）における現行の欧州特許制度に影響を与えないこと、統一特許裁判所に係る議論に関しても当面変更はなく、引き続きこれに係る会合への参加を継続していくことが示された。

②ドイツ

ドイツは、地理的な位置ばかりでなく、国の規模や国力の面でも欧州の中心的な存在である。製造業も盛んであり、特許出願や特許訴訟も他の欧州の国に比べて多く、税関等も模倣品の取締りに積極的であると言われている。また、ミュンヘンには、EPO や世界的に有名なマックス・プランク知的財産・競争法研究所がある。ドイツの知的財産制度については、連邦司法省の下にドイツ特許商標庁が設けられ、そこがドイツ国内の特許、実用新案、商標及び意匠の審査・登録や、従業者発明の報償の調停等の中核を担っている。

同庁は、2014 年 9 月に、シンガポール知的財産庁（IPOS）との間で PPH の試行プログラムを開始することに合意したことを発表した。同庁にとっての PPH 合意は、JPO、USPTO、KIPO、カナダ知的財産庁（CIPO）、SIPO、英国知的財産権庁（UKIPO）、フィンランド特許庁（PRH）、オーストリア特許庁（APO）に続いて 9 番目となる。

また、ドイツにおいては、2013 年 7 月、特許法改正法案がドイツ連邦参議院（上院に相当。以下、「参議院」）を通過した結果、ドイツ特許法が改正されることとなった。本法案は、2012 年 5 月に連邦政府がドイツ連邦議会（下院に相当。以下、「議会」）に提出していたところ、2013 年 6 月に議会がこれを可決し、その後、参議院がこれを可決。この結果、同国において、同法案の内容に従って特許法が改正されることとなった。

今般の特許法改正における主要な項目は、以下のとおり。

（ⅰ）特許出願・付与後の特許のファイル（審査書類）のインターネットを通じた閲覧制度の導入

（ⅱ）英語・フランス語の出願書類について、翻訳文の提出期限を、出願提出後 3 か月から 12 か月に延長

（ⅲ）ドイツ特許商標庁により作成される「サーチレポート」の内容の改善（出願された発明の新規性・進歩性についての特許取得見込みに関する説明を含む形で提供。調査請求適格を出願人のみに制限。なお、発明の単一性が欠如している出願については、サーチレポートの作成対象を単一性のある発明に限定。）

（ⅳ）特許付与手続における聴聞を、出願人の請求を受けた際には、必ず実施するよう義務化

（v）ユーザーとドイツ特許商標庁との間の連絡において要求されている電子署名に関し、その要否や入手方法を、参議院の承認を得ることなく連邦司法省が決定できることとし、これによって、将来、電子署名の要求を廃止可能として、連邦司法省が実現しようとしている手続簡素化を推進

（vi）特許出願に係る発明者指定要件の厳格化（発明者の指定がなされていない場合であっても特許付与を実施しつつ、その場合の発明者指定のための事後手続を例外的に認めて瑕疵の治癒の機会を与えていた制度及び運用を改め、発明者が指定されている出願のみに、特許が付与される制度とする。）

（vii）異議申立て期限を、特許付与の公告後3か月から9か月に延長。異議申立てにおける手続に係る審議を原則公開化

（viii）特許の保護対象から除外されていた「植物若しくは動物を育成するための本質的に生物学的な方法」について、当該方法「のみ」によって得られた「植物若しくは動物」それ自体も、特許の保護対象から除外するよう明確化

③フランス

フランス経済・財政・産業省の所管庁の下にフランス産業財産権庁（INPI:Institut national de la propriété industrielle）が設置されており、特許制度、意匠制度、商標制度を所管している。フランスは1968年より審査主義を採用している。ただし、直接なされる出願については、サーチレポートに新規性・進歩性を阻害する先行技術文献が提示されるが、進歩性欠如を理由に拒絶することはせずに、新規性等その他の特許要件を具備すれば特許される制度になっている。

同庁は、フランス国内に22の地方支局を持っている。この地方支局においては、特許出願、商標出願を受理することが可能となっているだけでなく、出願に関するアドバイス、コンサルティングのサービスを中小企業、大学等に提供している。また、企業の知的財産戦略を分析した上で、更なる知的財産の活用によってどのような利益を得ることができるのか情報提供を行い、知的財産に対する認識を向上させる活動を実施するなど、きめ細かい支援を行っている。

さらに、同庁は、ドバイ（アラブ首長国連邦）、北京（中国）、ラバト（モロッコ）、ブラジリア（ブラジル）に模倣品対策を目的とした海外拠点を有している。

④その他の欧州各国

EPOが存在する一方、欧州各国にも特許庁が存在し、EPOへの業務の集中化と分散化をめぐって綱引きが行われている。このような状況で、中小規模の知財庁は様々な取組を行っている。

a. 国際調査機関・国際予備審査機関

スウェーデン特許登録庁は、特許協力条約（PCT）が施行された当初の1978年からの国際調査機関、国際予備審査機関であり、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンの北欧5か国からの出願に対して国際調査機関、国際予備審査機関として活動することが認められており、手続言語もデンマーク語、英語、フランス語、フィンランド語、ノルウェー語、スウェーデン語と6つの言語をカバーしている。また、1998年よりトルコ特許庁から審査の外注を請け負っている。

さらに、デンマーク特許商標庁には、「北欧特許庁」と看板を掲げた小さな部屋が存在している。この北欧特許庁は、デンマーク、ノルウェー、アイスランドの3か国によって2006年に設立され、主にPCTの国際調査機関、国際予備審査機関として活動している。北欧特許庁は、EPOと異なり実体のないバーチャルな機関であり、実際の審査業務は、デンマーク特許商標庁とノルウェー産業財産庁に下請けされている（アイスランド特許庁は実体審査機能を有していない）。

また、2015年2月、チェコ、ハンガリー、ポー

ランド及びスロバキア（ヴィシェグラード４か国、V4）が、ヴィシェグラード特許機構（VPI）に関する協定に署名したことを公表した。VPIは、PCTの国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）として活動することを目的として設立されるもので、中欧及び東欧地域において、イノベーションと創造性の育成及び経済成長と競争力の促進に寄与することが期待されている。

出願人にとって母国語を利用できる利点があり、PCT出願にかかるコストが25%（出願人が企業の場合）又は37%（出願人が個人の場合）、それぞれ削減されることが期待されている。また、周辺国の知的財産庁がVPI管轄ISA及びIPEAとして指定すれば、当該周辺国の出願人に対しても同様のサービスを提供するとしている。2015年10月の第55回WIPO加盟国総会において、VPIのISA及びIPEAの任命が了承され、さらに、VPIの初めての理事会が2015年12月14日、スイスのジュネーブで行われた。理事会では、手続規則の採択、4名の理事会議長（Chairperson）の選出（任期4年）、VPI長（Director of the VPI）が任命された（任期2016年6月末迄）。さらに、理事会に続いて、VPIとWIPOとの間で、PCTにおけるISA及びIPEAとしてのVPIの機能に係る合意書に署名がされた。

b. 中小規模の知財庁の独創的なサービス

欧州のいくつかの中小規模の知財庁では、独自の有料サービスを提供している。オーストリア特許庁は、先行文献サーチ、侵害サーチ等のサービス、北欧特許庁は、先行文献サーチのサービスを提供している。スウェーデン特許庁は、新規性サーチ、既に成立している特許の有効性サーチ等のサービスを提供する他、技術動向分析サービスを提供している。

また、英語による審査を受け付けている知財庁もあり、スウェーデン特許庁では、2014年7月1日以降のスウェーデン国内特許出願について、英語での手続が可能となった。ノルウェー産業財産庁は、欧州特許条約のロンドン・アグリーメントへの対応により、欧州特許をノルウェーで権利化する際のノルウェー語への翻訳要件を緩和するとともに、ノルウェー国内特許出願及びPCT国際特許出願のノルウェー国内段階についても、英語での特許取得手続を可能とする制度改正を2015年1月1日に施行した。

Column 29

変化の時代を迎える欧州において期待される欧州 IPG 活動

日本貿易振興機構　デュッセルドルフ事務所

欧州では、40 年ほどの間議論がされてきた欧州単一特許及び統一特許裁判所制度について準備が進められるなど、欧州の知財を取り巻く制度・運用が近年大きな動きをみせる中で、2016 年 2 月に、我が国企業の欧州知財担当者を中心に「欧州 IPG[1]」が新たに設立されました（事務局は日本貿易振興機構（JETRO）デュッセルドルフ事務所）。欧州 IPG の設立により、欧州全域において知財問題に関心のある我が国企業等が相互に協力、連携を図り、一体となって知財問題の改善、解決に向けた情報共有、活動が促進されることで、欧州における適切なビジネス環境の実現に資することが期待されています。

欧州 IPG 会員企業の要望を踏まえ、2016 年度には、知財保護や権利行使に関して、知的財産庁や裁判所との意見交換、また欧州単一特許・統一特許裁判所制度、職務発明制度に関するカンファレンスの開催、さらに模倣品対策に関して、中東 IPG との共同 IPG の開催、ロシア知財セミナーへの参加といった取組が実施されました。

今後、欧州では、英国の EU 離脱（Brexit）の議論が本格化する中での知財制度への影響、また、インダストリー 4.0 に代表される欧州のイノベーション政策のかじ取りの行方など知財制度・運用への影響に目が離せない中で、欧州 IPG の活動がますます期待されます。



欧州 IPG 第一回総会の風景（2016 年 9 月）



デュッセルドルフ知的財産カンファレンス 2016（2016 年 9 月）

1　IPG：Intellectual Property Group

4　中国における動向

中国は、今や世界で最も多く専利（我が国における「特許・実用新案・意匠」に相当）及び商標の出願を受理する国となった。これは、急速な経済発展に伴って、経済活動に必須である知的財産権の確保が一層重要となっていることを表しているといえよう。特に、2008年に中国国務院より公布された「国家知的財産権戦略綱要」で定められた目標を達成するため、各省庁や地方等、様々なレベルで各種の計画を策定し、産業財産権の取得奨励をはじめとする知的財産権に対する認識が浸透してきたこと、製造拠点から巨大市場として中国の位置付けが変化する中で、多国籍企業と現地企業の合弁によるR&Dの現地化が進展していること等を背景として、国内出願人による権利取得の活発化が目立っている。このような状況下では、輸出入共に中国を主要貿易相手国とする我が国にとっても、中国における知的財産権保護の重要性は高まる一方である。

本節では、我が国との関係に加え、中国における近年の知的財産政策の動向、及び専利を所管する中国国家知識産権局（SIPO[1]）、商標を所管する中国国家工商行政管理総局（SAIC[2]）の各取組について紹介する。

(1)我が国との関係

①我が国とSIPOの取組

日本国特許庁（JPO）とSIPOは、二国間及び多国間での枠組みを利用し、制度・審査実務、意匠、機械化、人材育成、審判等、幅広い分野で協力を推進している。2009年12月にはJPOとSIPOの間で、特許権・実用新案権・意匠権に関する協力を強化するための覚書（特許庁間協力覚書）を締結し、2009年9月には、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）と国家知識産権局中国知識産権トレーニングセンターとの間で、知的財産人材の育成に関する協力覚書（人材育成協力覚書）を締結した。

JPOとSIPOは、2016年12月に開催した第23回日中特許庁長官会合において、特許分野における協力として、日中審査官協議について、実施内容の拡充を図ることに合意したほか、意匠分野における協力として、中国のハーグ協定加入について、JPOの経験を共有し、SIPOに対し一層の協力を行っていくことに合意した。また、人材育成分野の協力として、双方の知的財産人材育成機関の協力体制を拡充することに合意した。この他、機械化、審判等、多方面にわたる協力について議論を行った。

②我が国とSAICの取組

a. 二国間での協力

JPOとSAICは、二国間及び多国間での枠組みを利用し、制度・審査実務、人材育成等、幅広い分野で協力を推進している。2009年8月には経済産業省とSAICの間で、大臣レベルで「知的財産保護の協力に関する覚書」を交換し、当該覚書に基づき策定された年間作業計画に沿って「日中商標審査担当官交流」を実施する等、商標の登録、審査等の分野における協力を進めてきた。

JPOとSAICは、2016年8月に中国・北京で開催されたTM5中間会合の機会を利用して意見交換を実施し、前記覚書に基づく二国間会合の実施等、長官級及び課室長級での協力について議論を行った。また、2017年1月には、SAIC一行がJPOを訪問し、電子システム全般に関する意見交換等を実施したほか、商標分野における今後の協力に向けた双方の関心事項について議論を行った。

b. 冒認商標出願への対応

我が国の地名や著名な商標等が第三者によ

1　SIPO：State Intellectual Property Office of the People's Republic of China
2　SAIC：State Administration for Industry and Commerce of the People's Republic of China

り商標出願・登録される冒認商標については、我が国企業等の現地でのビジネス展開に支障を及ぼす可能性がある。特に中国では、2001年の商標法改正により、中国国内において公知の外国地名を拒絶とする法制を導入していたが、2003年に「青森」が第三者により商標出願されていることが判明し、その後、日本の都道府県名についても第三者により多く出願されていることが確認された。このような状況を受け、日中の知財保護に関する対話・協力の中での働きかけ等を行った。

JPOは、中国政府との情報交換や意見交換を通じて、適正な審査が行われるよう協力を進めると共に、この問題に対処するためのユーザーへの支援サービスとして、2008年6月に公表した「中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的支援策」に基づき、商標検索・法的対応措置に関するマニュアルを作成し、都道府県、政令指定都市、農業関連団体等に配布するなど、幅広く情報提供を実施している。また、北京・台北に「冒認商標問題特別相談窓口[1]」を設置して、我が国の自治体等関係者の相談に対応している。

さらに、冒認商標出願問題対策としては、先に商標権を取得することが重要であるが、中小企業にとっては出願・弁理士・翻訳の費用等の負担が大きいことに鑑み、JPOは、外国出願に要する費用の補助も行っている。加えて、2015年度からは冒認出願等により海外で訴えられた場合の訴訟費用の助成、2016年度からは冒認商標を取り消すための係争費用も助成対象とするなど、支援を拡充している。

(2)近年の知財政策の動向

中国では、「国家知的財産権戦略綱要」(2008年公表)による第1段階の5年間の目標を達成したとして、さらに国家知的財産戦略を深化させるために、2015年1月に中国国務院から「国家知的財産戦略を深化させて実施する行動計画(2014－2020年)」が公布され、1万人当りの発明専利保有数、専利出願の実質審査平均期間等について、2014－2020年の主要予測指標が定められた。また、国家知的財産戦略の実施を徹底し、知的財産権重点分野の改革を深化し、より厳格的な知的財産権保護を実施し、新技術や新産業、新業態の発展を促進し、産業の国際化レベルを向上させ、大衆創業・万衆創新を保障、奨励する方針のもと、2015年12月に中国国務院から「新たな情勢における知的財産強国建設の加速に関する若干意見」が公布された。さらに、知財保護環境の改善、知財運用収益の顕在化、知財総合能力の向上を発展目標として、2016年12月に中国国務院から「十三五期間における国家知的財産権保護と運用計画」が公布された。これらの国家政策に基づき、中国では、政府機関や地方政府等、様々なレベルで各種の知財政策が策定されている。

(3)SIPOの取組

SIPOは、特許、実用新案、意匠に関する業務を所管する、国務院直属機構である。

①SIPOの政策動向

a. 制度改正に向けた動き

ア) 専利法改正に向けた動き

中国では、中華人民共和国専利法という一つの法律によって、発明、考案、意匠が、それぞれ「発明専利」、「実用新型専利」、「外観設計専利」として保護されている。同法は、1985年施行、1993年に第一次改正法施行、2001年に第二次改正法施行、2009年に第三次改正法施行、と約8年おきに改正がなされてきた。第四次改正については、専利保護の強化、専利活用の促進、専利水準の向上等の観点からの検討を経て、2015年4月にSIPOによる専利法改正案(意見募集稿)、同年12月に中国国務院法制弁公室による専利法改正案(送審稿)の公開意見募集が行われた。

1 http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/shohyo_syutugantaisaku.htm

イ）職務発明条例制定に向けた動き

中国における職務発明は、専利法及び専利法実施細則で規定されており、原則、使用者に帰属するものとされ、使用者・従業者間で契約がある場合はそれに従った報奨や報酬、契約がない場合には、法定された支払方法、最低金額及び料率に従った報奨や報酬を与える必要があるとされている。しかし、専利法以外の知的財産関係法では同様の規定がないこと、専利法については使用者に帰属することで従業者の権利が無視され発明に対するインセンティブが働かないこと等を課題として、これまでに幾度の公開意見募集及び検討作業が行われ、2015年4月、条例の形式で職務発明に係る手続を定める「職務発明条例」草案（送審稿）が国務院法制弁公室から公表された。

条例草案は、発明報告制度[1]や、報奨や報酬の支給義務や額の算定、事業体による職務発明の譲渡に係る発明者の権利、国有企業等における職務発明の不実施の取扱い、税制上の優遇措置、監督管理部門における事業体による職務発明制度の履行状況の監督検査の実施、発明者氏名表示権・報奨・報酬及び権利帰属に係る紛争の取扱い、事業体と発明者との取り決めの登録等が盛り込まれた案となっている。

b. 審査体制の強化

SIPOは、審査官の採用数拡大を柱とする審査体制の強化を進めており、2010年に発表された全国専利事業発展戦略（2011－2020年）において、2015年までに審査官数を9,000名とする目標が掲げられた。この方針の下、SIPOの下部組織である専利審査協作中心を北京、江蘇、広東、河南、湖北、天津、四川に設立した。2015年末における各センターの審査官数は、北京2,135名、江蘇1,419名、広東1,353名、河南827名、湖北790名、天津544名、四川514名となっている。2017年末までにそれぞれ2,000名の審査官を採用することが予定されており、2017年以降も審査官数が増加していくことが予想される。

c. 特許審査ハイウェイ(PPH)の拡大

SIPOは、2011年11月の日中PPH試行プログラムの開始を皮切りにPPHの対象国を徐々に拡大している。日中PPH試行プログラムは、最近では、2015年11月1日よりさらに3年間試行期間が延長された。

d. ウェブサイトによる情報発信の強化

SIPOのウェブサイトでは、中国専利文献の検索や審査経過情報に関する情報発信を強化している。2011年には、明細書の全文検索も可能とした「専利検索与服務系統[2]」を公開し、2012年には、審査意見通知書（我が国における拒絶理由通知書に相当）や専利権評価報告書等の審査関連書類や審査経過、権利の状態等を参照できる「中国専利查詢系統[3]」を公開した。

(4)SAICの取組

SAICは、市場監督管理と関連する行政法執行業務を主管する国務院直属機関である。その一部局として、商標登録業務及びその管理業務、異議申立ての裁定、馳名商標（著名商標）の認定、商標権侵害事件の調査及び処理等を行う「商標局」、拒絶査定不服審判、異議決定不服審判、不正登録等による取消審判、不使用取消審判、馳名商標の認定等を行う「商標評審委員会」を傘下に有する。

①SAICの政策動向

第三次中国商標法改正については、改正商標法が2013年8月に全国人民代表大会常務委員会で可決され、2014年5月1日より施行された。改正商標法は、出願人の利便性向上や公平競争の市場秩序の維持、商標権の保護強化等を目指したものであり、主な改正の

1　発明者における事業体への発明の報告義務と事業体の回答義務、職務発明について知的財産権を出願・放棄する場合の事業体の発明者への通知義務等であり、時期的制限を含む。
2　http://www.pss-system.gov.cn/
3　http://cpquery.sipo.gov.cn/　なお、書類の参照は、2010年2月10日以降に出願されたものに限られる。

内容は以下のとおりである。

・商標審査・審理期限を規定（商標出願審査の9か月以内の完了等）
・異議申立制度の変更（異議申立不成立に不服の場合は無効審判を請求）
・馳名商標保護制度の明確化（馳名商標の宣伝広告使用の禁止等）
・商標専用権の保護強化（法定賠償額の50万元から300万元への引き上げ、懲罰賠償の導入）
・商標出願及び使用の規範化、公平な競争的市場秩序の維持(他者商標の抜け駆け登録、企業商号としての使用の禁止)
・商標代理業務の規範化（罰則規定の創設）

下位法令である中国商標法実施条例は、2014年5月1日に改正実施条例が施行された。審判手続に関するSAICの局令である「商標評審規則」は、2014年6月1日に改正規則が施行された。同じくSAICの局令である馳名商標認定保護規定は、2014年7月3日公表された（公表の30日後に施行）。そのほか、人民法院による商標事件審理の管轄、法律適用等の問題について制定した、最高人民法院「改正商標法の施行決定後の商標事件の管轄と法律適用の問題に関する解釈」や、改正商標法施行に伴う、商標審査、商標審判、商標監督管理に関する経過措置についての通知を定めた、「SAICによる改正実施後の《中華人民共和国商標法》に関する問題の通知」等についても公布、施行されている。

また、第三次商標法改正に対応した基準策定及び商標審査、商標審理の更なる適正化を目的として、2017年1月4日にSAICから「改正商標審査及び審理基準」が公布、施行され、音声商標の審査基準の追加、審査意見書の運用基準の追加、先使用の判定基準の明確化等が規定された。

Column 30

全人代・常務委員会と直接対話　～中国の専利法改正に向けて～

現在、中国においては、専利法（我が国の「特許法・実用新案法・意匠法」に相当）の改正作業が行われています。最初の専利法は、1985 年に施行され、その後、1993 年に第一次改正、2001 年に第二次改正、2009 年に第三次改正が行われました。そして、第四次専利法改正草案について、2015 年 12 月 2 日に国務院法制弁公室から公開意見募集が行われ、現在も国務院での検討が続けられています。国務院での検討後、全国人民代表大会常務委員会（以下「全人代」）において法案の最終的な審議及び修正が行われるため、全人代の意向は専利法改正に大きな影響を及ぼします。

このような状況の中、独立行政法人国際協力機構（JICA）は、全人代をカウンターパートとして対中法制度整備プロジェクト（「市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト」）を実施しており、特許庁は、当該プロジェクトに積極的に協力し、全人代との直接対話を続けています。全人代が、我が国の法制度及び運用についての知見を深め、法案審議・立法作業に活用することは、我が国の産業界にとっても大変に有意義なことと考えられます。



来日した全人代常務委員会法制工作委員会のメンバーと日本側担当者（2016 年 9 月、特許庁）

2016 年 9 月に、全人代のメンバーが来庁した際には、我が国の特許制度や運用に加え、我が国産業界の要望事項を紹介し、専利法改正に向けた活発な意見交換が行われました。併せて、特許庁と JICA が協力し、我が国の知的財産関連機関と全人代の対話の機会を調整し、それぞれ活発な意見交換が行われました。具体的には、内閣府知的財産戦略推進事務局、経済産業省模倣品対策室、税関、知的財産高等裁判所、日本弁護士連合会、日本弁理士会、日本知的財産協会等を訪問しました。

また、2016 年 11 月には、特許庁から全人代常務委員会に出向き、日本側の要望とその背景等の説明を行い、さらに、2017 年 4 月には、我が国産業界のメンバーと共に、専利法改正の進捗状況や日本側の要望事項に対する検討状況について意見交換を実施しました。

専利法に関する全人代との直接の対話は、中国における我が国企業の円滑な活動の支援につながるものであり、特許庁は、今後も、JICA と協力して、全人代と積極的な意見交換を進めていきます。



直接対話の様子（2016 年 9 月、特許庁）



直接対話の様子（2017 年 4 月、全人代）

Column 31

知的財産強国建国加速のための計画

日本貿易振興機構　北京事務所

1. 国家知的財産戦略の経緯

2008 年 6 月に国務院は「国家知的財産戦略綱要」を公布し、2020 年までに知的財産権の創造・活用保護・管理能力が比較的高い国を築き上げることを掲げました。当時からイノベーション型国家の構築を目指していますが、当初 5 年間は、自主知的財産権の水準・保有件数の大幅増加、海賊版をはじめとする侵害行為の減少等を主な目標としていました。

2015 年 12 月、国務院は「中国における知的財産活動は大きく進歩を遂げ」た一方、知的財産の「量はあるが質が劣り、保護の厳格さに欠け、権利侵害事件が易発かつ多発であるため、革新や創業の意欲などの点に悪影響が及ぶといった問題にもなお直面」しているとの現状分析を踏まえ、「新情勢下における知的財産強国の建設加速に関する国務院の若干の意見」を公布し、知的財産大国から世界水準の知的財産強国になるための戦略を掲げました。

さらに、上記若干の意見を着実に実施するため、2016 年 12 月、国務院が「中華人民共和国国民経済と社会発展第 13 次 5 ヵ年計画綱要」に基づいて、「十三五期間における国家知的財産権保護と運用計画」を制定しました（注：十三五期間とは、上記第 13 次 5 ヵ年計画の対象期間である 2016 ～ 2020 年のこと）。

2.「十三五期間における国家知的財産権保護と運用計画」の概要

この計画では、2020 年までに、権利化から法執行や権益配分までの知的財産保護環境が著しく改善されること、知的財産運用の収益が十分に顕れること、そして核心的な専利や著名ブランドなどを創出し運用できる官民のシステムを構築し国際影響力を高めることが目標に掲げられました。

また、重点業務として以下の項目が掲げられました。このうち、知的財産保護レベルの向上には、IoT、ビッグデータ等の新分野・新業態の知的財産保護の強化が含まれています。

- 知的財産法律制度の改善
- 知的財産保護レベルの向上
- 知的財産の品質と収益の向上
- 知的財産強省と強市の建設強化
- 知財先進企業の育成加速
- 産業の高度化と発展の推進
- 国際的な開放的協力の促進

さらに、以下に示す 3 つの構築を強化する重大な特別プロジェクトが掲げられました。

- 知的財産権取引運営体系の構築
- 小規模・低収益企業と新設企業を念頭に置いた知的財産権公共サービス体系の構築
- 高等教育機関に知的財産権専攻を増設する等知的財産権人材育成体系の構築

商標制度の運用改正

1. 改正商標審査・審理指南

2014 年に施行された第三次改正商標法（新商標法）に対応する改正商標審査・審理指南を、2016 年 12 月に国家工商行政管理総局（SAIC）が公表しました。2005 年 12 月以来の改正になります。

SAIC によると、今回の改正は、最高人民法院、北京市高級人民法院、北京知識産権法院、一部の地方政府の工商管理局や市場監督管理部門、商標審査協作中心、中華商標協会の意見を聴取して行われました。

修正は多岐に渡りますが、その具体例のいくつかを紹介します。

- 音声商標を保護客体とする商標について、長期間の使用を通じて初めて顕著な特徴を備える必要がある等、既に公表されている要件が掲載されました。

・審査官と出願人が交流する機会を設けた審査意見書制度の、適用範囲として出願人による使用証拠の補充や補足説明などが示されました。
・代理機関自ら登録出願できる商標は、ニース分類の 4506 類似群内の役務に限ることが、暫定的に規定されました。
・新商標法で新たに設けられた「他人により先行して使用されている未登録商標と同一又は類似し、出願人は、当該他人と前項の規定以外の契約、業務関係又はその他の関係を持っていることにより、当該他人の商標の存在を明らかに知っており、当該他人が異議を申し立てたときは場合には、その登録を認めない」規定（第 15 条第 2 項）にある「先行して使用されている」こととして、中国市場に参入するための実際の準備活動等が含まれることや、「他人と前項の規定以外の契約、業務関係又はその他の関係」として売買関係、委託加工関係等が含まれることが示されました。
・立体商標について、顕著な特徴を備えない立体的形状と顕著な特徴を備える平面標識の組み合わせにより構成される場合に、登録された後の保護範囲は、特徴を備える平面標識の部分に限定されること及び商標登録書等に注記されることが示されました。
・審判における「利害関係者」の認定基準が制定されました。例えば、「出願するときには利害関係がなかったが、案件を審理する時点で利害関係を持っている場合、利害関係者と認定しなければならない」ことが示されました。

2. 商標の権利付与・権利確定に係る行政案件審理の若干問題に関する最高人民法院の規定

商標の拒絶査定不服審判や無効審判等の審決に対する行政訴訟の審理において参照される規定が、2017 年 1 月、中国最高人民法院から公布され、同年 3 月から施行されました。

例えば、中国では、他人の馳名商標を模倣した商標出願の登録や使用することは認められていませんが、この馳名商標を認定する際の要件（誤認を招くかどうか等）についての考慮要素が明示されました。また、商標登録出願は、他人の先行権利を侵害してはならないことになっていますが、この先行権利として、一定の知名度がある、ペンネーム、芸名、商号及び著作物のキャラクターの名称等が明示されました。

反不正当競争法の改正

日本の不正競争防止法に相当する反不当競争法の改正が、1993 年に施行されて以来、初めて行われようとしています。2016 年 2 月に中国工商行政管理総局の改正草案送審稿、2017 年 2 月に全国人民大会常務委員会（全人大常委）の改正草案に対する意見募集がそれぞれ行われました。

この改正草案には、以下のような改正点が含まれています。

・不正競争行為の定義を整理し、具体的行為としてインターネット上の行為等を追加
・法的責任について、他人に損害を与えた場合に民事賠償責任を負わなければならないことを明記
・行政処罰を受けた場合、監督検査部門により、信用記録に記入し、かつ、関連する法律、行政法規の規定に基づき公表することを規定
・賠償額の上限を引き上げ、営業秘密については行為者毎に規定
・営業秘密の定義を TRIPS 協定の表現に則した「公衆に知られていない、商業的価値を有し、かつ権利者により相応する秘密保持措置が講じられた技術情報及び経営情報」に修正（下線部が修正箇所）
・独占禁止法をはじめとする他の法制度との調整

※上記の中国政府が公表した文書の原文及び日本語仮訳は、下記ウェブサイトから参照いただけます。
独立行政法人日本貿易振興機構ウェブサイト
https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/opinion.html

5 韓国における動向

韓国では、2011年の知識財産[1]基本法の施行を受けて、国家知識財産委員会が設立され、知識財産強国及び豊かな未来の実現のため、知識財産の創出・保護・活用の好循環を政策目標に掲げて、様々な取組を積極的に推進している。2016年は、特許法院管轄集中、他の商標との類比判断等の判断時期の変更、侵害に関する証明資料の証拠提出命令新設等、韓国の知的財産制度は多くの変化があった1年であった。

本節では、我が国との関係に加え、韓国における近年の知的財産政策の動向及び韓国特許庁（KIPO）の各種取組について紹介する。

(1)我が国との関係

日本国特許庁（JPO）とKIPOとは、1983年に第1回日韓特許庁長官会合を開催して以降、意匠、商標、審判、機械化に関する各種専門家会合や、人材育成機関間の会合等を開催し、二国間の課題について意見交換を行っている。また、両庁における国際審査官協議も積極的に行われており、特許審査についての相互信頼の醸成を図っている。

①KIPOとの各種会合について

a. 日韓特許庁長官会合

第28回日韓特許庁長官会合は、2016年12月に神奈川県小田原市で開催され、特許分野では、医薬分野で審査官協議を行うこと、意匠分野では、ハーグ協定に関する両国ユーザーの利便性向上及び利用促進に向けて協力すること、商標分野では、2010年から実施している地域団体商標及び地理的表示のリストの交換について、日本の特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）に基づき登録された地理的表示等を新たに含むように、その対象を拡大すること等で合意した。

b. 日韓意匠専門家会合

第15回日韓意匠専門家会合は、2016年11月に東京で開催され、日韓双方の意匠保護制度（意匠出願統計、法改正、審査基準改訂等）の現況、意匠分類、意匠五庁（ID5）会合における日韓共同リードのプロジェクト等について情報・意見交換を行った。また、審査判断の相互理解のための共同プロジェクトとして、日韓両国を指定し、国際公表された国際意匠出願の事例を基に、両庁の審査結果とその根拠や判断基準等について意見交換を行った。

c. 日韓商標専門家会合

第14回日韓商標審査専門家会合は、2017年3月に東京にて開催され、第28回日韓特許庁長官会合において掲載対象の拡大が合意[2]されて初となる「地域団体商標及び地理的表示のリスト」を両庁間で交換した。また、日韓双方の商標制度の最新の状況、品質管理、著名商標、非伝統的商標の動向等について情報・意見交換が行われたほか、ニース国際分類表における日韓類似群コード対応表作成及びIDリストの日韓対訳表の作成に関する具体的な内容、スケジュール等について検討がなされた。

d. 日韓審判専門家会合

第7回日韓審判専門家会合は、2016年8月に韓国・テジョンで開催され、制度・統計に関する情報交換や、商標審判制度及び無効審判制度に関する意見交換を行った。

1 韓国では、2011年7月の「知識財産基本法施行令」の制定に合わせ、文学・芸術・デザイン・発明・特許等、全ての知的活動により創出される無形財産に関する法律用語を「知識財産」に統一している。ここでは、固有名詞及び韓国政府による発表を引用した箇所について、「知識財産」の語を使用している。
2 2010年から実施している地域団体商標及び地理的表示のリストの交換について、日本の特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）に基づき登録された地理的表示等を新たに含むように、その対象を拡大することに合意しました。

e. 日韓機械化専門家会合

第19回日韓機械化専門家会合は、2016年7月に韓国・テジョンにて開催され、グローバルドシエ、ワンポータルドシエの機能改善等について議論し、引き続き協力を進めていくことに合意した。また、日韓間の交換データの民間事業者への提供等、活用状況について意見交換を行い、日韓のユーザーに対して両庁が協力して特許情報の提供を行っていく点について、今後議論を進めていくこととした。

(2)近年の知的財産政策の動向

韓国政府は、2011年7月の「知識財産基本法」の施行に伴い、「国家知識財産委員会」を設置するとともに、第1次国家知識財産基本計画（2012-2016）を策定し、知識財産の創出・保護・活用の好循環体系の構築を通じた「知識財産強国、豊かな未来」の実現に向けた取組を行った。第1次基本計画の終了を受けて、2016年末に第2次知識財産基本計画（2017-2021）を策定し、第2次計画では「第4次産業革命を先導するIP国家競争力確保」を目指した取組を行うとしている。

また、2014年10月には、64人の与野党議員と20人の官民専門家が参加し、グローバル特許立国への飛躍を目的とする「世界特許ハブ国家」推進委員会が発足し、知的財産関連法の改正等の環境整備に取り組んでいる。

①知識財産基本法と国家知識財産基本計画

2011年7月、知的財産の創造、保護及び活用に関する基本理念並びにその実現に向けた基本事項を規定する知識財産基本法が施行され、政策の立案・推進のために「国家知識財産委員会」が設置された。これを受け、2011年11月には、「第1次国家知識財産基本計画（2012-2016）」が議決された。第1次基本計画の終了を受けて、2016年末に第2次知識財産基本計画（2017-2021）が策定された。この計画では、5大戦略として「高品質IP創出及び事業化の活性化」、「中小企業のIP競争力の向上及び保護強化」、「グローバル市場におけるIP活動支援強化」、「デジタル環境下の著作権の保護及び公正利用の活性化」、「IPの基盤強化」が掲げられ、第四次産業革命、デジタル時代に相応する先進的な知財権システムの構築等が重点推進課題として挙げられている。また、知識財産委員会内に「次世代知識財産システム特別専門委員会」を設置し、第四次産業革命など急変する環境に迅速な対応ができるよう、正しい制度改善の方向性などに関する官民合同の検討システムを構築するとしている。

②世界特許ハブ国家推進委員会の活動

世界特許ハブ国家推進委員会は、各省庁や関連機関と協力し、特許権保護強化のための特許法改正案を2015年2月の臨時国会に発議した。その後、本改正案の中では、証拠提出の強化、及び、計算鑑定人に説明義務を賦課に関する事項が2016年に改正を実現している。

また、2017年3月9日に、国会交渉団体である政策委員会に政策提言している。本案は、（ⅰ）知的財産ガバナンス革新（日本の「省」にあたる知財部の新設等）（ⅱ）強い特許戦略、（ⅲ）グローバル特許戦略（北東アジア知的財産共同体の構築等）、（ⅳ）柔軟な特許戦略（中小企業のアイデア奪取の撲滅、ソフトウェア特許の整備等）を含むものである。

(3)KIPOの取組

KIPOは、特許、実用新案、意匠、商標、半導体集積回路、及び営業秘密を所管する、産業通商資源部の外局である。

①知識財産基盤の創造経済の実現戦略

韓国政府の政策三本柱の一つである「創造経済」の実現に向け、KIPOは2013年6月、「知識財産基盤の創造経済の実現戦略」を発表した。これは、知的財産を基盤とする創造経済を実現するための5か年戦略を定めたもので、「創造と挑戦を通じて国民の幸せを実現」、「知的財産と共に成長する企業」、「創意努力を尊重する創造文化社会」を目標としている。主な内容は次のとおりである。

a. 知識財産環境能力の強化戦略(点戦略)
・知識財産行政サービスの高度化
・知識財産関連の司法制度を確立
・国内外における知識財産ガバナンスを構築

b. 単位別の連結強化戦略(線戦略)
・知識財産に強い創意的な人材の育成
・知識財産中心の研究開発(R&D)の革新
・知識財産基盤の創業及び事業化を促進
・健全な知識財産市場の環境を構築

c. 環境全体の連携・統合戦略(面戦略)
・創意的アイデアの実現及び保護体系強化
・知識財産基盤の創造企業の成長を促進
・知識財産サービスに関する「政府3.0[1]」を実現

②KIPOの2017年度の業務計画

KIPOは、2017年1月、「第四次産業革命に備えた国家知的財産競争力強化」というタイトルの2017年業務計画を発表した。同業務計画は、2016年に特許庁が推進した政策の成果とこれに対する評価を基に、2017年に特許庁が推進する政策に関する具体的なプランと意志を盛り込んでいる。主な内容は以下のとおりである。

a. コミュニケーションと協力で信頼できる審査・審判サービスを提供
・産業現場の専門家や先行技術調査員等との疎通・協力を強化、外国特許庁との審査協力を拡大、不良特許防止・迅速な紛争解決のための特許制度改善
・特許情報システムの高度化、知的財産情報サービス企業へ知的財産データの無償開放

b. 強い知的財産によって新しい市場と雇用を創出
・第四次産業革命の核心分野に対するIP-R&D連携戦略を重点支援、公共研究機関と共同で企業注文型の特許技術開発「IP-Dream Lab」プロジェクト推進
・グローバルIP選定企業(570社)への海外出願支援
・600億ウォンIP金融支援、技術保証基金のIP価値評価保証書を基に融資の優遇金利を与える「優秀IP保有企業向け融資商品」の発売支援

c. 知的財産保護を強化して企業革新を支援
・アイデアを第三者がただ乗りして模倣する行為を不正競争行為類型として新たに規定
・第四次産業革命に則して登場する不正競争行為の包括規定を導入
・不正競争行為に対する刑事処罰体制「過料の賦課」を追加
・商標権特別司法警察隊の拡大(地域事務所を2か所増設、捜査人員10人増員)
・IP-DESKの専門人材(弁護士・弁理士など)を拡充、海外商標ブローカーへの対応、Kブランド保護強化

d. 未来に備えた知的財産環境を構築
・「発明教育活性化支援法」の制定支援、体験型発明教育の実施
・知財教育先進大学に、一定単位以上知財教育を履修すれば、卒業証明書に明記等される「知財教育認証トラック」を導入し、知的財産複数学位制度を新設
・弁理士も侵害訴訟代理人になれるよう弁理士法改正を支援
・ソフトウェア特許について、オンライン流通を侵害行為に含めるよう、特許法改正を推進
・知的財産先進5か国(IP5)協議体による知財権分野国際秩序の変化をリード、中東・ASEANなどへの特許行政の輸出を拡大

③制度改正の動向

2016年の韓国の知的財産制度改正の主な動向として、次のものが挙げられる。

1 2013年6月に韓国政府から発表された、公共の情報を積極的に公開することを定めた計画。

a. 民事訴訟法一部改正（2016年1月1日施行）

・知財侵害訴訟の管轄集中

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、品種保護権の侵害による民事事件に適用。

特許権等侵害訴訟の第一審は、全国高等法院所在地の地方法院５か所（ソウル、大田、大邱、釜山、光州）に集中させる。

特許権等侵害訴訟の第二審は、特許法院に集中させる。審決取消訴訟と特許権等侵害訴訟の第二審が専門性の高い特許法院で扱われることにより、産業財産権の紛争解決がより専門的かつ効率的に行われることが期待される。

3-1-14図　知財侵害訴訟の管轄集中

	変更前	変更後
特許権等侵害訴訟第一審	全国 58 か所の地方法院	全国 5 か所の地方法院
特許権等侵害訴訟第二審	23 か所の高等法院・地方法院	特許法院
審決取消訴訟	特許法院	

b. 特許法一部改正（2016年6月30日施行）

・第 128 条の 2 新設

損害額の算定のために法院が鑑定を命じた場合、鑑定人に必要な事項を説明することを当事者に義務付けた。

・第 132 条第 1 項改正

従来は、損害額算定のための証拠しか提出命令できなかったところ、侵害を証明するための証拠も含めるようにした。

・第 132 条第 2 項新設

被疑者等が証拠提出を拒む正当な理由があると主張する時でも、その当否を判断するための資料提出を命令できるようにし、その代わりにその資料を裁判所のみが見るということにした。

・第 132 条第 3 項新設

証拠が営業秘密に該当する場合でも、侵害の証明又は損害額の算定のために必ず必要なときは、提出を拒むことができないようにし、その代わりに閲覧範囲又は閲覧者を裁判所が指定することとした。

・第 132 条第 4、5 項新設

一方の当事者が正当な理由なしに証拠提出命令に応じなかった場合、当該資料の記載や資料の記載から証明しようとする事実に関する相手方当事者の主張を真実なものと認定できるようにした。

c. 商標法改正（2016年9月1日施行）

・商標・標章の定義改訂

難しい用語を易しい用語に変え、長くて複雑な文章を簡潔にするなど、法文章を理解しやすいように変更。

・他の商標との類比判断等の判断時期の変更

先出願による他人の登録商標と同一類似する商標に該当するか否かを、従前の出願時ではなく、登録拒絶決定時又は登録決定時を基準に判断するよう変更。

・商標登録の取消審判の請求人適格を何人に拡大

d. 特許法改正（2017年3月1日施行）

・特許取消申請制度

誰でも先行技術情報等の特許取消理由を提供すれば、審判官が判断し、迅速に不良特許を取り消すことが可能。

・職権再審査制度

特許決定後でも特許登録前の間に重大な瑕疵を発見したときは、特許決定を取り消し再度審査することが可能。

・審査請求期間の短縮

早期の権利確定に向け、5 年から 3 年に短縮。

・特許権移転請求制度

他の人が正当な権利者の発明を盗用して特許を受けた場合、裁判所へ直接特許権の移転を請求することが可能。

・職権補正範囲の拡大

迅速な審査のために、些細な記載不備等は審査官が職権で補正して特許決定できるように許容。

・訴訟手続中止申請制度

当事者の申請によって特許に対する審決確定まで侵害訴訟等の手続を中止することが可能。

今後は、職務発明補償制度を導入していない企業にも通常実施権は保障し、特許を受ける権利の自動的な予約承継を可能にする特許法改正等が国会で審議される予定。

Column 32

韓国における特許無効審判・裁判での無効理由・証拠提出の制限について

日本貿易振興機構　ソウル事務所

韓国では日本と異なり、特許無効審判を請求した後、審判・裁判段階においていつでも無効理由・証拠を追加提出できます。この点については、在韓日本企業の集まりであるソウルジャパンクラブ（SJC）から毎年韓国政府に提出している建議の中でも、特許権の行使を行う場合に問題があるとして改善を求めています。2016年初頭には韓国特許庁が年間計画の中で、制度を日本の制度のように改正することを目標に掲げましたが、韓国国内で大きな論争に発展しました。以下で概要を紹介します。

○現行制度の課題と制度改正案

現行の制度は、無効審判請求人にとっては、後から発見した有力な理由・証拠がいつでも提出できるため歓迎すべき制度である一方、特許権者としては、相手方の動きに対して何回も応答を強いられることになり、審理終結が長引いてしまう不満があります。無効審判は、請求人にとってはなるべく紛争解決までの時間を稼ぐことが利益になる場合が多いため、理由や証拠の提出を敢えて段階的に行い、審理を長引かせる戦略があり得ます。特に、審判段階で提出されなかった理由・証拠がその後の訴訟で提出されると、審判段階での攻防が全く無駄になりますし、外国の特許権者にとっては、理由・証拠が無制限に出てくると、翻訳を含めた対応に係るコスト的・時間的な負担が大きくなります。

そこで、韓国特許庁では、無効審判の請求時に、全ての理由・証拠を提出し、その後の提出は訴訟の段階を含めて原則として認めない日本型の制度の導入を打ち出しました。

○制度改正案への反対意見

この改正案、特に訴訟段階で新たな理由・証拠を提出できない点には、裁判所や弁護士団体が強く反発し、大きな論争に発展しました。2016年5月に行われた韓国特許庁主催のカンファレンスでは特許法院の判事が特許庁の改正案に対する懸念を表明し、同年9月に行われた制度改正に関する公聴会においては、大韓特許弁護士会（弁理士登録を行っている弁護士の団体）が反対意見を表明しています。

有力な反対意見の一つは、後から発見された決定的な証拠を追加提出できないとすると、新たな審判請求をしなければならず、紛争解決に余計に時間がかかってしまうというものです。

次に、そもそも特許侵害訴訟においても裁判所が特許無効の判断をすることができ、その場合は控訴審（特許法院）においても証拠追加が可能なのに、無効審判の抗告審（特許法院）においてできないというのはおかしいという意見です。

更に、新しい理由・証拠を裁判所（特許法院）に提出できないのは、国民の裁判を受ける権利を侵害しており違憲の疑いすらあるという意見があります。

○裁判所からのカウンターパンチ

韓国特許庁が制度改正の議論を進めるのに対して、10月には裁判所側から別の制度改正案が提起されました。それは、特許権無効の争いは必ず特許審判院を経由しなければならないとする現行の「無効審判必須前置主義」を廃止して、裁判所でも特許権無効自体を争うことができるようにするという改正案です。韓国大法院はこの改正案の影響を調査するための「特許等産業財産権の行政審判の義務的前置主義の見直し」に関する研究事業を、外部に委託したとされ、大韓弁理士会は反対表明を、特許弁護士会は支持表明をそれぞれ出しています。

○今後の展望

これまでのところ、特許庁対裁判所、弁理士対弁護士といった対立軸が鮮明化しており、特許庁が打ち出した制度改正の実現には困難が予想される状況です。更に、この制度改正を推進してきた韓国特許庁の庁長（長官）の任期が 2017 年 5 月には終了する見込みであることも制度改正に向けたマイナス要因になる可能性があります。

しかしながら、韓国ではグローバル特許立国への飛躍を目的として、2014 年 10 月に 64 人の与野党国会議員等が参加する世界特許ハブ国家推進委員会が発足しており、特許権者不利と言われる環境の改善・特許権の強化を目指して、ここ数年の政治的に不安定な状況下にも関わらず、侵害裁判の管轄集中や証拠提出命令の強化等の制度改正を実現しています。今回の無効審判制度の改正案も、韓国でしばしば指摘される特許権の権利行使が困難であるという問題に対処しようとするものであることから、特許権の強化という流れの中で改正に向けたモーメンタムが維持されることが予想されます。

6 台湾における動向

台湾では、喫緊の課題とされている一次審査未着手件数の削減に取り組む一方で、発明専利加速審査作業方案（AEP）や、内外ユーザーの要望を反映した専利法及び商標法の大規模改正、我が国や米国、韓国との間で特許審査ハイウェイを実施するなど、知的財産制度の利便性向上にも注力している。

本節では、我が国との関係に加え、台湾における近年の知的財産政策の動向及び台湾智慧財産局（TIPO）の取組について紹介する。

(1)我が国との関係

我が国と台湾は経済的な関係が強く、日本から台湾への特許出願件数についても、2016年には12,006件と、日本から海外への出願では五大特許庁に次ぐ規模となっている。また、台湾における国籍別出願件数を見ると、外国籍では、日本からの出願が最も多い（台湾が同年に受理した特許出願総件数43,836件の27.4%に相当）。この状況下、2012年4月には、（公財）交流協会（現：日本台湾交流協会）と亜東関係協会（現：台湾日本関係協会）との間で、民間覚書である「特許審査手続分野における相互協力に関する覚書」が署名されたことを受け、2012年5月より日台特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムを開始した。2013年11月には、同協会間で、同じく民間覚書である「優先権書類の交換分野の相互協力のための了解覚書」が署名されたことを受け、2013年12月より日台間で特許・実用新案登録出願に関する優先権書類の電子的交換を開始した。さらに、2014年11月に、同協会間で、民間覚書である「日台特許手続微生物寄託覚書」が署名され、2015年6月18日より、特許手続における微生物寄託の相互承認を開始した[1]。

(2)両岸関係

2010年に発効した「海峡両岸知的財産権保護協力協議」において専利・商標の優先権の相互承認、知的財産諸問題の協議処理メカニズムの構築、業務交流等を行っている。優先権の相互承認については、2016年第4四半期までに、専利31,164件、商標353件の台湾の優先権主張が中国で受理され、専利18,242件、商標562件の中国の優先権主張が台湾で受理されている。

そのほか、2016年9月に、第11回両岸商標フォーラムが開催され、台湾側からは海峡両岸商務協調会や民間企業等、中国側からは工商総局、中華商標協会及びその会員等、両国の学術界、政府機関及び産業界から200名以上が参加し、「海峡両岸民族ブランドイノベーション青年交流会」という新しい協力プラットフォームが設立された。また、2016年12月には、第9回両岸専利フォーラムが開催され、TIPOの鮑副局長、中国国家知識産権局（SIPO）の専利局の徐聰副局長をはじめ、両岸の産学官各界から380名以上が出席する中、両岸の「産業界による専利の質と価値を高めるための経験交流」、「標準必須特許の発展と対策」、「無効審判及び行政訴訟の新しい発展について」、「企業によるグローバル特許紛争への対応策とその管理」、「次世代技術の専利ポートフォリオ戦略」、「専利運営と知財権担保融資と価値評価」について意見交換が行われた。

(3)近年の知的財産政策の動向

台湾では、2002年のWTO加盟及び「知的財産権の保護貫徹行動計画」策定、2004年11月の保護智慧財産権警察大隊（2014年1月に刑事警察大隊に組織変更）の発足、2008

1 日本国特許庁としては、交流協会に対して我が国国内法令の範囲内でできるかぎりの支持と協力を与えるとの立場から日台PPH 試行プログラム、日台特許等優先権書類電子的交換及び特許手続上の微生物寄託分野における相互承認を実施。

年7月の智慧財産法院の設立等、知的財産の保護が着実に強化されている。以下、主要な知的財産政策について紹介する。

①知的財産権の保護貫徹行動計画

台湾行政院は、知的財産権の保護政策の実施を目的として、2002年より「知的財産権の保護貫徹行動計画」を3年ごとに策定している。現在は、2015年に策定された「知的財産権の保護貫徹行動計画（2015-2017)」に基づき、知財政策及び法規の健全化、模倣品・海賊版の取締りの強化、教育宣伝の強化、国際及び両岸の協力強化等、7大目標を掲げ、具体的な取組を計画、実施している。

②国家知的財産戦略綱領

2012年10月、台湾行政院において「国家知的財産戦略綱領」が策定された。同綱領では、知的財産権の保護と流通を実施するとともに、国家知財能力を整合して産業競争力を向上させる6大戦略として、（ⅰ）高付加価値化された専利の運用創造、（ⅱ）文化コンテンツ利用の強化、(ⅲ）卓越した農業価値の創造、(ⅳ)学界における知的財産流通の活性化、(ⅴ)知的財産権の流通及び保護体制の実施、(ⅵ)質、量共に十分な知的財産実務人材の育成、を打ち出している。

(4)TIPOの取組

TIPOは、特許、実用新案、意匠、商標、著作権、半導体集積回路及び営業秘密を所管する、台湾経済部の外局である。

①清理専利積案計画(専利滞貨クリーンアップ計画)

TIPOでは、一次審査通知までの期間の増加が大きな問題となっており、台湾行政院において承認された「清理専利積案計画（専利滞貨クリーンアップ計画)」に従って、一次審査未着手件数の解消をするために、任期付審査官の採用、検索外注機関である㈶専利検索中心の設立（2012年5月）等の取組を実施している。この結果、一次審査未着手件数は2012年以降減少に転じ、2012年には15万件以上あった同件数は、2016年末には、50,293件となり、急速に減少している。また、月平均の審査終結期間は、ピーク時であった2012年7月の47月から、2013年12月は38.1月、2014年12月は29.7月、2015年12月は22.9月、2016年12月には20.0月と、近年着実に短縮している。

②早期権利付与に向けた取組

TIPOでは、2009年に開始した「発明専利加速審査作業方案（AEP)」に基づき、「加速審査」と呼ばれる早期審査を実施している。この制度では、出願人の請求から原則として6か月又は9か月以内に審査結果の通知書を発行する制度となっている。

また、PPHについては、2011年9月に台米PPH試行プログラムを開始し、2013年には正式に施行された。我が国との間でも、2012年5月より日台PPH試行プログラムを開始しており、2014年5月には更に3年間の試行延長及びPPH MOTTAINAIの導入を行った。

さらに、2012年3月より、「TW-SUPA（TW-Support Using the PPH Agreement）方案」を実施している。これは、TIPO（第一庁）に出願後、同一発明をPPH実施庁（第二庁）に出願した場合に、同方案を利用することによって、TIPOにおいて審査結果を6か月以内に得ることができる。台湾における審査期間が大幅に短縮されるとともに、その後、第二庁においてPPHを利用することによって、権利を迅速に取得することが可能となった。

なお、2016年4月1日から、特許出願におけるAEP、PPH、TW-SUPAの早期審査申請時の早期公開要件は不要となった。

3-1-15図　TW-SUPA の概要

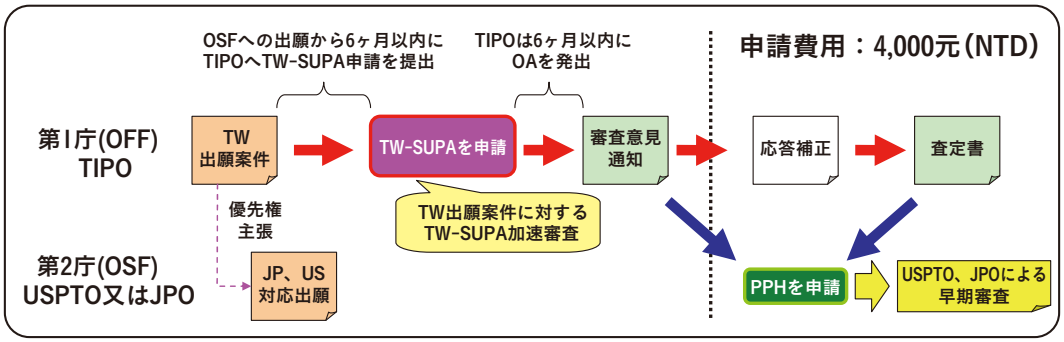

③制度改正の動向

2011 年にユーザーの要望を多く取り込んだ専利法改正（2013 年 1 月 1 日施行）及び商標法改正（2012 年 7 月 1 日施行）が行われ、数年ぶりの大規模改正となった。この専利法改正については、一部内容を変更する法改正が行われ、2013 年 6 月 13 日に施行されている。2013 年 1 月には営業秘密法が、2014 年 5 月には智慧財産案件審理法及び智慧財産法院組織法が改正され、営業秘密の保護が強化された。2015 年には専利師法改正（2016 年 1 月 1 日施行）が行われ、専利師の受託できる業務範囲や職前訓練等、実務的事項が改正された。また、2016 年の専利法施行細則改正（2016 年 3 月 9 日施行）では公告延期制度が拡充された。さらに、TPP 対応改正法案として議論されていたグレースピリオドの要件緩和については、TPP 対応に先駆け、議員提出法案として審議され、2017 年 5 月 1 日施行された。

a. 専利法改正

ア）2013年1月1日施行

主な改正内容は以下のとおりである。

- 新規性喪失の例外事項として、刊行物発表を追加。[1]
- 故意でなく出願時の優先権主張をしなかった場合、納付期限内に専利証書費又は年金を納めなかったため失権した場合に、その権利回復を申請するメカニズムの新設。
- 特許請求の範囲と要約の明細書からの独立。
- 出願人による自発補正の時期的制限を緩和し、特許出願の初審における特許査定後 30 日以内に出願分割できるよう緩和。
- 専利権の効力が及ばない事項について改正。例えば、非商用目的の非公開行為、台湾内外の薬物市場での販売許可の取得を目的とする研究試験、国際消尽原則の明確な採用等。
- 医薬品又は農薬の専利権の期間延長に関する規定を改正。
- 強制実施権の理由、手続及び補償金査定の規定を改正。
- 開発途上国及び後発開発途上国（LDC）の公衆衛生問題のために、薬品の製造と輸入の強制実施を可能とした。
- 専利の無効審判制度を改正。例えば、職権による審査の排除、一部請求項に対する無効審判請求を可能とした（無効審判と訂正審判の合併審判・合併査定等）。
- 専利権侵害の主観要件を明確に定義し、損害賠償の計算方式、専利（登録番号の）表示の規定を改正。
- 同一出願人による特許と実用新案の同日出願に関する規定を新設。TIPO が特許可能と認めた場合に、出願人にいずれかの権利を選択させ、出願人が特許を選んだ際に、実用新案はなかったものとみなす。
- 部分意匠、アイコンとグラフィカルユーザーインターフェースの意匠、組物意匠を解禁し、関連意匠制度を新設。

1　2017 年 5 月 1 日施行の法改正により、公開様態の制限を撤廃している。

イ）2013年6月13日施行

・2013年1月1日施行の改正専利法では、特許及び実用新案の同一人による同日出願について、出願人が特許権を選択した場合に、実用新案登録は出願されなかったものとして取り扱われていたが、本改正により特許の公告日から消滅に変更。
・2013年1月1日施行の改正専利法施行で削除された、懲罰性損害賠償規定を復活。
・実用新案技術報告書の提示を警告時の条件として規定。

ウ）2014年3月24日施行（水際保護に係る条文新設）

・裁判所に仮処分を申請することなく、税関へ書面をもって侵害の事実を説明し、担保金を支払うことで差押えを可能とする。

エ）2016年3月9日施行（公告延期制度の拡充）

・意匠について査定後の公告延期期間を3か月から6か月に延長。

オ）2017年5月1日施行（グレースピリオドの要件緩和）

・グレースピリオドを12か月に延長。
・公開様態の制限を撤廃。
・出願時の主張義務を撤廃。

b. 商標法改正（2012年7月1日施行）

主な改正内容は以下のとおりである。

・商標登録の保護客体を拡大。例えば匂い、動きやホログラム等の新しい商標。
・「商標の使用」の態様について明文化。
・登録料の二期分納制度を廃止。
・商標の不当な併存登録の回避規定。
・故意でない納付期限徒過について回復規定を新設。
・消費者に誤認・混同を引き起こすおそれがある場合、使用事実の立証規定を新設。
・「損害賠償」は侵害行為者に主観上の故意・過失があることを必要とする。
・著名商標の識別性又は信用・名誉毀損のおそれの「可能性」だけで権利侵害行為とみなす。
・他人の「登録商標」を自己の会社名称等にすることを侵害とする。
・税関の職権による押収の法的根拠の明確化。
・産地証明標章、産地団体商標等を明確化、証明標章権の直接・間接侵害の刑事罰規定を新設。

c. 営業秘密法改正（2013年2月1日施行）

・刑事罰の追加： 最大5年の懲役、5,000万台湾ドル（約1.5億円）の罰金等、厳罰化。
・域外加重規定： 営業秘密の台湾外への持ち出しに対し、罰則を加重し非親告罪とした。
・刑事罰の両罰規定： 法人の代表者又は従業員が、業務の遂行によって刑事責任を負う場合、法人に対しても罰金を課す。
・違反防止行為者の保護： 両罰規定は存在するものの、法人等が違反行為防止措置を実施していれば、処分対象より除外する。

d. 智慧財産案件審理法及び智慧財産法院組織法改正（2014年6月6日施行）

ア）智慧財産案件審理法[1]

・当事者が営業秘密を侵害されたと主張し又は侵害のおそれがあるとの事実を釈明し、相手方がそれを否認するときは、相手方は期限を定めて否認の理由を答弁するよう命じられる。相手方が正当な理由無く期限内に答弁しなかった又は答弁が具体的でなかった場合、事情を参酌して当事者が釈明済みの内容を真実と認めることができる。
・営業秘密法違反の刑事事件も智慧財産法院が管轄する。

イ）智慧財産法院組織法

・営業秘密法違反の刑事事件も智慧財産法院の管轄になったことによる改正。

1 知的財産訴訟手続を規定する法律であり、刑事、民事及び行政訴訟の起訴、上告及び抗告についての管轄法院等を規定している。

e. **専利師法改正（2016年1月1日施行）**

・専利訴願と行政訴訟、専利侵害鑑定及び専利コンサルタント等の事項を含む専利師の受託できる業務範囲の拡大。
・法人で雇用される就業形態を追加。
・専利師及び専利代理人への在職者研修制度の追加。
・専利師証書を取得せずに特定業務を受託する、専利師証書を他人へ借用する、不実の広告、営業広告を掲載するなどの行為に対する罰責の強化、並びに現行の制裁後に刑事罰という手続から直接刑事罰に処することができるよう改正。

Column 33

台湾智慧財産局（TIPO）の特許審査に関する取り組み

日本台湾交流協会　台北事務所

審査迅速化への取り組み

台湾においては、かつての日本と同様、特許審査に要する期間の長期化が問題となっていました。2012年には、審査終結期間が最長46月まで長期化し、審査の迅速化が求められていました。それに対し、台湾智慧財産局は、2011年、清理専利積案計画（専利滞貨クリーンアップ計画）を策定し、2016年に審査終結期間を22か月まで短縮するとの目標を掲げ、①審査官の増員、②任期付き審査官の採用（170名）、③兵役代替役による審査補助、④外部検索機関（特許検索中心；PSC）の設立、といった取組を行ってきました。

その結果、2016年の末には、審査終結期間が20か月まで短縮され、目標が達成されました。

しかしながら、目標達成とともに、2016年末をもって、清理専利積案計画は終了となりました。上記取組の②、③により採用された職員の採用期間は満了となり、採用の継続は予定されていません。よって、本年以降は、以前よりも少ない人員で審査業務に対処していくこととなり、限られた人員にて、短縮した審査期間をいかに維持していくかが、智慧財産局の今後の課題となります。

審査品質向上への取り組み

一方、審査迅速化の目標達成後を見据え、智慧財産局は特許審査の品質の向上を目的として、各種取り組みを進めてきました。

智慧財産局は、以前より、特許審査に対するチェックシステムの構築、特許審査品質諮問委員会の開催などの取り組みを行ってきましたが、2016年8月には、さらに、特許審査品質企画ワーキンググループを立ち上げ、各国の品質管理制度の分析等を行ない、その結果、12月には、品質チェックに関する計画が作成されました。

本年は、当該計画の下、①チェック担当者の選任基準の明確化及びトレーニングの導入、②チェック項目、内容の詳細化、明確化、③外部審査官案件に対するチェックの強化、等のチェック強化の施策が行われるとともに、品質チェックの基準を統一するため、特許審査品質チェック作業要領を策定する等の方向性が示されており、本年は、台湾における特許審査品質管理への取り組みが大きく前進する一年となりそうです。

7　ASEANにおける動向

2016年の我が国からASEAN諸国への輸出額は、米国、中国に次ぐ規模であり、ASEAN諸国における日本企業による海外現地法人数も増加している。また、我が国企業の中長期的有望事業展開先国・地域として5か国が10位以内に入るなど、ASEAN諸国は我が国企業の今後の事業展開先として有望視されている。

他方、ASEAN諸国の知的財産制度の整備状況としては、知的財産制度が整い、先進的な取組を行う国から、知的財産制度の発展が初期段階の国まで様々である。そのような中、ASEAN諸国は、投資環境を整備するため、審査の迅速化や模倣品対策等の知的財産制度の整備・強化に向けて積極的に取組を行っている。

本節では、我が国との関係に加え、近年の知的財産政策の動向、ASEAN各国の取組を紹介する。

3-1-16図　国別貿易動向（輸出）2016年

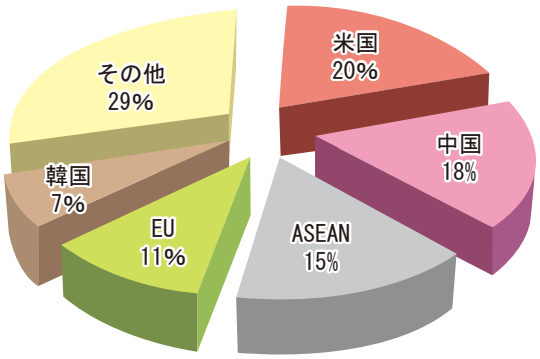

（資料）2016年財務省貿易統計を基に特許庁作成

(1)我が国との関係

我が国とASEAN諸国の関係では、ASEAN知的財産協力作業部会（AWGIPC）を通じ、知的財産分野における日アセアン間の協力の在り方を議論してきた。また、2012年2月には、日アセアン間の知的財産協力を進めていくため、第1回日アセアン特許庁長官会合が東京で開催され、ASEAN諸国の経済成長のための知的財産保護強化及びそれを実現するための日本の協力を確認した「東京知財声明」が採択された。さらに、同年7月には、第2回日アセアン特許庁長官会合がシンガポールにて開催され、日本国特許庁とASEAN諸国の知的財産庁との間で知的財産に関する協力覚書を取り交わした。同覚書では、国際条約への加盟の遅れ、不十分な審査能力、域内各国の保護レベル格差といったASEAN諸国が抱える課題に対応するため、また、進出する日系企業の円滑な事業活動・知的財産活用のため、具体的なアクションプラン（行動計画）を設けることとなった。同年以降、日アセアン特許庁長官会合において、我が国のASEAN諸国への知的財産協力を毎年レビューし、アクションプランを策定している。2015年5月には、第5回日アセアン特許庁長官会合が奈良にて開催され、ASEAN経済共同体（AEC）の実現後も日アセアンの知財協力を深化させること等を確認した「日アセアン知財共同声明」が採択された。2016年7月にはインドネシアにて第6回日アセアン特許庁長官会合が開催され、特許マニュアル（審査基準）の改訂／作成支援、国際出願制度（マドリッド協定議定書等）の加盟／運用支援、知財庁における人材育成、審査業務管理に関する協力等を含む、2016年度に実行する日アセアン知的財産権アクションプラン（2016-2017）に合意した。2017年5月には第7回日アセアン特許庁長官会合が金沢で開催され、知財環境の更なる強化を目指す新たな日アセアン協力の方向性を確認した「日アセアン知財共同声明」が採択された。

(2)近年の知的財産政策の動向

2015年12月、ASEANは、ASEAN経済共同体(AEC)を実現し、「ASEAN知的財産権アクションプラン(2011-2015)」の後継となる「ASEAN知的財産権アクションプラン(2016-2025)」の概要版をまとめ、知的財産分野において積極的な取組を行ってきた。本アクションプランは、2015年11月の第27回アセアンサミットにおいて採択されたもので、知的財産庁の強化と知的財産インフラの整備、地域的知的財産プラットフォームとインフラの整備、ASEAN知的財産エコシステムの拡大、資産創出と商業化を促進するための地域的メカニズムの強化等が目標として掲げられている。2017年2月には、「ASEAN知的財産権アクションプラン(2016-2025)」の概要版の実施のタイムラインが特定された最終版がAEC2025統合戦略アクションプランの一部として公開された。

また、ASEAN諸国では、各国での特許審査の迅速化のため、ASEAN特許審査協力(ASPEC:ASEAN Patent Examination Cooperation)プログラムを2009年6月より開始した。これは、出願人が、ASEAN諸国内の複数の特許庁に対し同一の特許出願を行った場合、早期に審査を終了した特定の特許庁の審査結果を他の特許庁に審査の参考資料として提出することを可能とするものである。これにより審査の質の向上や審査期間の短縮といった効果が期待されている[1]。

3-1-17図 ASEAN知的財産権アクションプラン2016-2025及びASPECプログラムの概要

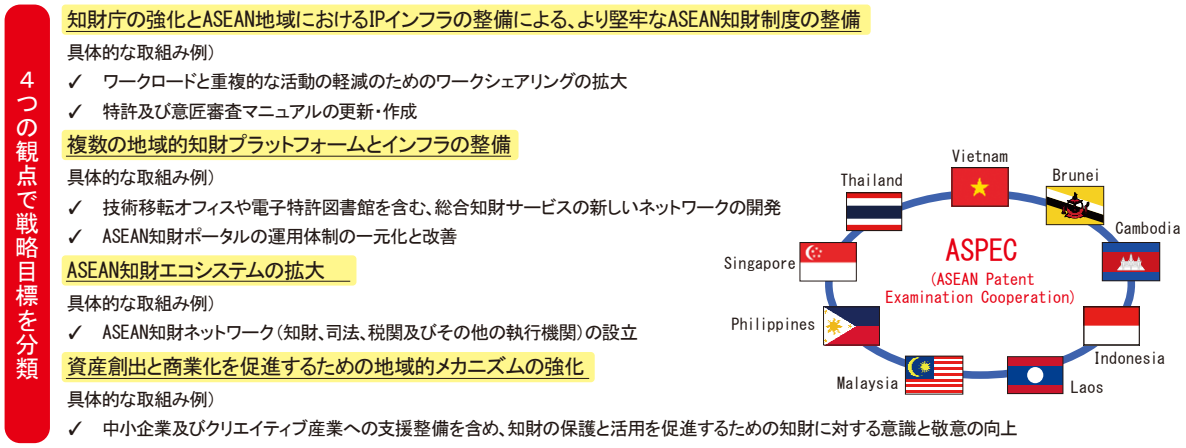

(資料)特許庁作成

(3)ASEAN各国の取組

①インドネシア

インドネシアにおいては、模倣品や海賊版等の不正商品問題が大きな課題となっており、インドネシア知的財産総局の捜査官と警察の協力の下、特許権、意匠権、商標権、著作権を対象として違法品の摘発を行っている。

このような状況の中、2011年4月から2015年4月まで、国際協力機構(JICA)と協力した「知的財産権保護強化プロジェクト」が実施され、2015年12月からは協力相手機関を拡充し「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」が開始された(第3部第2章3.(1)②参照)。同プロジェクトにおいて、日本国特許庁としても、(i)長期専門家としての職員の派遣、(ii)必要な短期専門家の派遣、(iii)研修生の受入等、積極的な協力を行い、インドネシア知的財産総局における審査官育成計画の策定、審査基準の制定、知財エンフォースメント関

1 他の特許庁による審査への拘束力を持つものではない。また、早期審査の要素は定められていない。2017年5月現在で187件の利用がされている。(http://www.aseanip.org/Statistics-Resources/ASEAN-Patent-Examination-Cooperation-ASPEC-Statistics)。

連機関の連携強化等を支援している。

また、インドネシア知的財産総局と日本国特許庁は、これまでの両庁間の協力関係の更なる強化のため、2014年8月、審査能力の強化や庁内運用支援等を含む協力覚書を取り交わした。同覚書に基づき、2016年度は、特許審査官の派遣や、インドネシア知的財産総局からの訪問団を受け入れて、マドリッド協定議定書加盟を含む商標制度に関する意見交換等を行った。更に2016年10月には、両国の知財関係者が知財環境を取り巻く最新状況を共有することを目的の一つとして、第2回日インドネシア知財フォーラムを東京で開催した。

なお、2013年6月1日以降にインドネシア知的財産総局が受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を、日本国特許庁が管轄している。

また、2013年6月から開始した日本国特許庁との特許審査ハイウェイの試行プログラムについて、2016年7月より更に3年間延長している。さらに、日本国特許庁は、2016年6月から12月にかけて、計4回、インドネシア知的財産総局に特許審査ハイウェイ専門家を延べ7名派遣し、円滑な運用がなされるよう支援を行った(第2部第1章3.(1)①c.参照)。

②カンボジア

カンボジアは、2011年から毎年7%の経済成長率を達成しており、2016年1月末時点で200社以上の日系企業が進出するなど、投資額も急増している。経済発展に伴い、カンボジアへの出願件数も増加しており、特に商標に関しては、2014年の出願件数は5,000件弱に増加している。2015年6月5日より、カンボジアへマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願が可能となったことにより、今後も商標出願が増加することが予想される。また、2016年12月に特許協力条約（PCT）へ加盟し、2017年2月にハーグ協定ジュネーブ改正協定へ加盟するなど知財制度の整備を急速に進めている。

カンボジアにおいては、(i) 商業省が、商標、商号、地理的表示、営業秘密等を所管し、(ii) 工業手工芸省が、特許、意匠、半導体回路配置等を所掌し、(iii) 文化芸術省が著作権を所管している。そして、それらを束ねる国家知的財産権委員会が、国家知的財産戦略を一元的に策定している。

また、国家知的財産権委員会及び商業省と日本国特許庁は、2014年11月に、これまでの協力関係の更なる強化のため、審査官等職員の能力向上等を含む協力覚書を取り交わした。同覚書に基づき、2016年度は、マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願の運用に関する知見共有等の協力を行った。また、2016年7月1日より、工業手工芸省との間で特許の付与円滑化に関する協力（CPG：Cooperation for facilitating Patent Grant）を開始した(第2部第1章3.(2)参照)。加えて、2016年12月におけるPCTの発効以降、工業手工芸省が受理したPCT国際出願の国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）として日本国特許庁を選択することが可能となっている。

③シンガポール

シンガポールは、World Economic Forum（WEF）Global Competitiveness Report (2015-2016）において、知的財産保護水準が世界4位となるなど、知的財産制度の整備水準は非常に高い。2013年3月には、シンガポール法務局により設立された知的財産運営委員会が公表した「知的財産ハブ基本計画（IP Hub Master Plan)」において、シンガポールが（i）知的財産取引・管理のハブ、(ii）質の高い知的財産出願のハブ、(iii）知的財産紛争解決のハブを通じてアジアでのグローバルな知的財産ハブとなることが戦略目標として描かれている。

シンガポールでは、我が国を含む米国・欧州特許庁等8か国・機関を所定特許庁とする修正実体審査制度（MSE:Modified Substantive Examination）が採用され、日本等における対応特許出願、対応国際出願又は関連国内段階移行出願での調査及び実体審査の最終結果を

提出して補充審査[1]を請求できる、いわゆる「外国ルート」という特許審査のルートがある。シンガポール知的財産庁は、特許審査官の採用を開始して自ら実体審査を行う体制の整備を進めており、この「外国ルート」を2020年1月に廃止する旨を公表した。

シンガポール知的財産庁と日本国特許庁は、2012年7月に、知的財産に関する協力覚書を取り交わした。同覚書に基づいて、2012年12月から、シンガポール知的財産庁が受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を、日本国特許庁が管轄している。さらに、2014年8月には、これまでの協力関係の更なる強化のため、審査官協議による実体審査能力の向上や特許審査官の育成支援等を含む新たな協力覚書に合意した。同覚書に基づき、2016年度には、電気・情報分野についての特許実務指導を実施した。

シンガポール知的財産庁は2009年から日本国特許庁と特許審査ハイウェイプログラムを実施し、2014年11月からはグローバル特許審査ハイウェイにも参加している。

2015年9月より、シンガポール知的財産庁はASEAN諸国の知的財産庁として初めて国際調査機関（ISA）、及び国際予備審査機関（IPEA）として稼働を開始した。また、2016年4月以降に日本国特許庁を受理官庁としてなされた英語によるPCT国際出願については、出願人がシンガポール知的財産庁をISA及びIPEAとして選択することが可能となっている。

また、2016年8月には、シンガポールで開催されたシンガポール知的財産庁主催の知的財産セミナー（IP WEEK）に出席するとともに、日本国特許庁のグローバルな取組及び企業の知的財産戦略をテーマとした特別セッションを開催した。

④タイ

タイは生産拠点、あるいは消費市場として、ASEAN諸国の中でも特に日本企業の進出が多い国であり、日本からの特許出願件数も増加している。反面、審査官のワークロード増大とそれに伴う審査遅延が最大の課題となっており、適時にかなった審査結果を出すことが難しくなっている。

タイ知的財産局と日本国特許庁は、2015年5月に、両庁間の協力関係の更なる強化、審査官の育成協力等を含む協力覚書を取り交わしている。同覚書に基づき、2016年度は、2016年10月以降、特許審査官を増員しているタイ知的財産局の新人審査官研修に、講師として特許審査官を延べ8名派遣して、約50名の新人審査官に対して基礎的な特許審査実務に関する指導を行うとともに、新人審査官を指導する立場にある審査官向けの研修をあわせて実施した。

なお、2010年4月1日以降にタイ知的財産局が受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を、日本国特許庁が管轄している。

また、2014年1月から開始した日本国特許庁との特許審査ハイウェイの試行プログラム（2年間）について、2016年1月より更に2年間延長している。



タイの新人審査官研修の様子

⑤フィリピン

フィリピンでは、マドリッド協定議定書加盟が2012年7月25日に発効、同日からフィリピン知的財産庁はマドリッド協定議定書による国際登録出願の受理を開始している。

また、フィリピン知的財産庁と日本国特許

1 補充審査（Supplementary Search）では、補正が当初の開示内容の範囲内でなされたものであること、公序良俗に反する内容でないこと、ダブルパテントとならないこと、治療・診断方法に該当しないこと等が審査される。

庁は、2014 年 8 月に、これまでの両庁間の協力関係の更なる強化のため、審査官の育成協力等を含む協力覚書を取り交わした。同覚書に基づき、2016 年度は、フィリピンからの要請により、メカトロニクス分野における特許審査官を派遣した他、フィリピン知的財産庁による ISA・IPEA としての任命申請に先立ち、同庁における任命要件の充足状況を評価するための専門家派遣を行った。更に、フィリピンにおいて知的財産権を活用し易い環境を整備するため、フィリピン知的財産庁長官等が、我が国特許庁を訪問するとともに、日本の関係機関等と意見交換を行った。

なお、2002 年 1 月よりフィリピン知的財産庁が受理した PCT 国際出願の国際調査・国際予備審査を日本国特許庁が管轄している。

また、2012 年 3 月から開始した日本国特許庁との特許審査ハイウェイの試行プログラムについて、2015 年 3 月より更に 5 年間延長している。

⑥ブルネイ

2016 年 3 月、ブルネイ知的財産庁の所属が、これまでのブルネイ経済開発委員会から、首相府直下のエネルギー・産業局に移管された。

ブルネイ知的財産庁は、2011 年 11 月にパリ条約、2012 年 4 月に特許協力条約（PCT）、2013 年 12 月にハーグ協定ジュネーブ改正協定に加盟し、2017 年 1 月にはマドリッド協定議定書に加盟している。

また、2012 年 1 月からは、特許制度については、従来の再登録制度から委託審査制度へ移行し、委託審査制度の下では、ブルネイ知的財産庁が受理した特許出願について、方式審査はブルネイ知的財産庁が行い、実体審査については、デンマーク、ハンガリーの各知的財産庁へ外注を行うこととなっている。なお、従来の再登録制度は、英国、マレーシア、シンガポールで特許登録された発明について、申請により（自動的に）特許権を設定するものであった。

また、ブルネイ知的財産庁と日本国特許庁は、ブルネイ知的財産庁を受理官庁とする PCT 国際出願の国際調査・国際予備審査の管轄化に伴う協力等を含む協力覚書を取り交わし、2015 年 10 月よりブルネイ知的財産庁が受理した PCT 国際出願に対する国際調査・国際予備審査を、日本国特許庁が管轄している。また、同覚書に基づき、2016 年度は、マドリッド協定議定書加盟後の運用支援のために専門家派遣を行った。

⑦ベトナム

ベトナム政府が 2011 年に打ち出した 10 か年計画「社会経済開発戦略」では、2020 年までにベトナムを近代工業国にするという目標が掲げられている。また、経済成長に伴いベトナムにおける知的財産の重要性も今後急速に拡大していくことが予想される。我が国からのベトナムへの直接投資も活発で、多数の我が国企業がベトナムに進出しており、我が国にとってもベトナムにおける知的財産保護環境整備は重要な課題である。

このような状況の中、ベトナム国家知的財産庁と日本国特許庁は、2012 年 2 月に、知的財産に関する協力覚書を取り交わした。2014 年 10 月には、ベトナムにおける知的財産保護の促進を目指した政策に対する助言、審査手続の簡素化、知的財産管理システムの強化、知的財産の普及支援や人材育成といった従来までの協力に加え、審査のワークシェアリングの協力等を含む新たな協力覚書に合意した。同覚書に基づき、2016 年度は、審査実務研修のための特許・商標審査官の受入や、特許審査官の派遣等を行った。

2012 年 6 月から 2017 年 3 月まで、国際協力機構（JICA）と協力した知的財産権の啓蒙及び取締り強化プロジェクトが実施され、日本国特許庁から長期専門家として職員を派遣し（第 3 部第 2 章 3.（1）②参照）、（ⅰ）知的財産関連機関と国民への知的財産法令の普及促進、（ⅱ）知的財産行政及びエンフォースメント機関の能力向上、（ⅲ）知的財産関連機関の連携強化等を目的とした支援を行った。

また、2012 年 7 月 1 日以降にベトナム国家知的財産庁が受理した PCT 国際出願に対する

国際調査・国際予備審査を日本国特許庁が管轄している。

さらに、2016年4月1日から、日本国特許庁とベトナム国家知的財産庁との間で特許審査ハイウェイの試行プログラムを開始した。

⑧マレーシア

マレーシアでは、2011年2月の特許・商標規則改正により、電子出願制度、早期審査制度等が導入された。2013年7月には改正意匠法が施行され、新規性阻却事由が世界公知にまで拡大されるとともに、従前は最長15年であった権利期間が最長25年となった。

マレーシアは、シンガポールと同様に修正実体審査制度（MSE）を採用しており、日本国特許庁がその所定特許庁となっている。日マレーシア両特許庁長官によるMSE申請手続簡素化に係る覚書への署名[1]（2007年3月）、日・マレーシア経済連携協定（EPA）第1回知的財産小委員会におけるMSE制度運用改善の確認（2008年1月）等、MSEの利用促進のために様々な取組が進められている。

また、マレーシア知的財産公社と日本国特許庁は、2015年1月に、これまでの両庁間の協力関係の更なる強化のため、実体審査能力の強化や方式審査自動化支援等を含む協力覚書を取り交わした。同覚書に基づき、2016年度は、特許審査官の派遣や、マレーシア知的財産公社の訪問団を日本国特許庁へ受け入れて、異議及び審判制度について意見交換を行った。

なお、2013年4月からは、マレーシア知的財産公社が受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を日本国特許庁が管轄している。

また、2014年10月1日から、日本国特許庁とマレーシア知的財産公社との間で特許審査ハイウェイの試行プログラムを開始している。

⑨ミャンマー

民主化・経済改革に向けた動きが急速に進展しているミャンマーは、消費市場としての魅力（人口約5,100万人）に加え、ASEAN、中国、インド等への高いアクセス性、豊富で安価な労働力等から、投資先として注目されている。一方、知的財産を保護する法制度整備が十分でなく、また、未だ知的財産庁が設立されていない。ミャンマー政府にとって、外国からの投資を呼び込み、更なる経済発展を遂げるため、知的財産関連法の制定、知的財産庁の設立、知的財産庁職員の能力向上等、知的財産権を適切に取得・保護できる制度整備が急務の課題となっている。

このような状況の中、ミャンマー科学技術大臣及び同副大臣と日本国特許庁長官は、2013年2月に会談を行い、ミャンマーにおける知的財産システムの構築に向けた両国間の協力が進展した。その後、毎年度、ミャンマー科学技術省と日本国特許庁は、知的財産法案整備及び知的財産庁設立支援、及び知的財産庁設立後の業務運営支援等に向けた、知財分野の協力に関する合意文書に署名し、協力を実施してきた。この合意文書に基づき、2015年3月、日本国特許庁は、現地で直接知的財産制度整備の支援にあたるため、ミャンマー科学技術省へ国際協力機構（JICA）専門家として特許庁職員を長期派遣した（第3部第2章3.（1）②参照）。

2016年3月、新政権発足及び省庁再編により、知的財産の所管が科学技術省から教育省へ移り、2016年7月、ミャンマー教育省と日本国特許庁は、知財分野の協力に関する合意文書に署名した。特許庁は引き続き、JICAの協力のもと、職員をミャンマー教育省へ長期派遣し、その合意文書に基づき知的財産庁の設立へ向けて準備を進めているミャンマーに対して、日本国特許庁の業務運営に関するノウハウを提供し、知的財産庁業務が円滑に立ち上がるよう支援を行っている。また、2016年度、知的財産庁の業務プロセス構築、商標審査手法共有等のためそれぞれ専門家を派遣し、支援を行った。このような支援の成果も

1 http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/asia-mmse_tetuzuki.htm

あり、ミャンマー知的財産庁の設立に向けて着実に前進している。

⑩ラオス

ラオスは、2013年2月にWTOへの加盟を果たし、2006年より10年連続で7%を超える経済成長率を達成するなど、今後も高い経済成長が見込まれる。

このような中、ラオス科学技術省知的財産局と日本国特許庁は、2015年5月に、これまでの両庁間の協力関係の更なる強化のため、人材育成支援、ITインフラの改善、知的財産の普及啓発支援等を含む協力覚書を取り交わした。同覚書に基づき、2016年度は、特許審査ガイドラインの策定等を支援した。また、2016年11月1日より、ラオス科学技術省知的財産局との間で特許の付与円滑化に関する協力（CPG：Cooperation for facilitating Patent Grant)を開始した(第2部第1章3.(2)参照)。

また、2016年1月1日以降にWIPO国際事務局が受理したラオス国民又は居住者からのPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を、日本国特許庁が管轄している。

Column 34

成長著しいCLM諸国に対する知財協力

日本貿易振興機構　バンコク事務所

6億人を超える総人口を有し、経済成長の著しいASEAN諸国の中で、2012年以降年7%前後の実質GDP増加率（経済成長率）[1]でその成長の原動力となっているのは、後発開発途上国であるカンボジア、ラオス、ミャンマーの3か国、いわゆるCLM諸国です。

タイプラスワンとしても位置付けられるCLM諸国は、我が国の企業にとって、将来有望な生産拠点・魅力的な消費市場としてその存在感を高めていますが、我が国の企業が企業活動を行うに当たり、十分な知的財産環境が整っている状況とは言えません。

このような状況の中、特許庁をはじめとする日本政府では、CLM諸国に対し、知財環境の構築に向けた様々な側面からの支援を強化しています。

○カンボジア・ラオスに対する特許の付与円滑化に関する協力（CPG）

前掲のとおり、特許庁は本協力を、2016年7月からカンボジア工業手工芸省と、2016年11月からラオス知的財産局との間でそれぞれ開始しています（第2部第1章3.（2）参照）。

カンボジアに対するCPG申請は、2017年4月末時点で7件行われ、既に6件が特許登録されており、申請件数は着々と増加しています。これらの申請のうち、早いものでは申請から約1か月で登録に至っており、特許出願されたものの審査に着手されない状態が長い間続いていた2015年までとは異なって、カンボジアにおける特許審査は確実に前へと進み始めています。

また、ラオスに対するCPG申請は、2017年4月末時点で9件行われており、同月下旬に開催されたラオスIPフェアの開会式典では、同申請に基づいて初めて特許登録された3件について、ラオス科学技術大臣から特許証の授与式が行われるとともに、特許庁からの協力に対する感謝の意が伝えられました。



特許証の授与式（ラオス）

○ラオスに対する特許審査基準策定支援

特許庁では、2015年9月に全面改訂された特許審査基準に基づき、ASEAN諸国をはじめとした各知財庁に対する審査基準策定支援を進めています。

ラオスの特許審査マニュアルは、2004年の策定以来改訂が行われておらず、近年の法改正にも対応していない状況が続いていましたが、2017年3月、日本国特許庁からの支援により、同マニュアルを最新の法制度・運用に即した内容とするとともに、我が国の特許審査基準を全面的に取り込む形で新たな特許審査マニュアルを策定しました。

○ミャンマー税関における模倣品対策支援

知的財産法が制定されていないミャンマーに対し、特許庁では2015年3月からミャンマー教育省（旧科学技術省）に長期専門家を派遣し、知財法制定・知財庁設立等に向けた支援を行っています（第3部第1章7.（3）⑨参照）。

他方、5千万人を超える人口を有し、消費市場としても大変魅力的なミャンマーでは、我が国企業にとって模倣品対策が大きな課題となっています。そこで日本政府では、これまで模倣品差止実績の無いミャンマー税関との間で、2015年から模倣品差止プロジェクトを開始しており、税関職員向けに複数回真贋判定セミナーを実施する等協力を続けてきました。



真贋判定セミナー（ミャンマー）

その甲斐あって、2017年3月下旬にミャンマー北部シャン州の内陸にある税関のチェックポイント（監視所）で、上記プロジェクトに参加した日系企業一社の製品に対する模倣品が差し止められ、知財権侵害物品が初めてミャンマー税関によって押収された記念すべき事案が創出されました。

1　（資料）IMF「World Economic Outlook Database」（2017年4月）

8 インドにおける動向

本節では、我が国との関係に加え、インドにおける近年の知的財産政策の動向及びインド特許意匠商標総局の各種取組について紹介する。

(1)我が国との関係

インドは、BRICsの一角として、近年、急速に経済成長しており、我が国からの企業進出も拡大している。そのような中、両国間の経済関係の強化のために、2011年8月には、日インド包括的経済連携協定（JICEPA）が締結された。また、インドは、日本と共に、2012年11月に交渉が立ち上げられた東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の参加国でもある。

知的財産の分野においても、インド特許意匠商標総局における審査官増員等の取組を支援するため、日本国特許庁は、日本開催研修への審査官の受入れやインドへの講師派遣による人材育成等を通じ、積極的に協力をしている。また、2010年度から国際審査官協議を開始しており、さらに、2013年度から、インド特許審査官に対して国際調査機関（ISA）・国際予備審査機関（IPEA）としての審査実務に関する研修を実施している。また、2015年6月にはインド商工省産業政策・振興局(DIPP)と日本国特許庁との間で産業財産分野における協力覚書を締結[1]した。2016年2月にはインド特許意匠商標総局長官を招へいしてインド知的財産制度セミナーを開催するとともに、また、同年4月から5月、8月の2回にわたり、インドの新人審査官研修に講師として特許審査官を延べ12名派遣して、約400名の新人審査官に対して基礎的な特許審査実務に関する指導を行うなどして、両国の知的財産の分野における協力関係を強化している。



インドの新人審査官研修の様子

(2)近年の知的財産政策の動向

インドの知的財産制度は、1995年の世界貿易機関（WTO）への加盟以来、数度の法改正がなされるなど、整備が進められてきた。2005年に施行された改正特許法により、物質特許制度が導入され、医薬品関連発明に対して特許が与えられるようになった。

2012年3月には、ドイツ製薬メーカーが持つがん治療薬の特許権について、インド特許意匠商標総局長官は、強制実施権の発動要件を規定したインド特許法第84条に基づき、一定の条件の下で当該特許の利用を許可し[2]、現行法下で初となる強制実施権[3]が発動された。

1　インド商工省産業政策・振興局との間で産業財産分野での協力に関する覚書に署名しました：http://www.meti.go.jp/press/2015/06/20150630002/20150630002.pdf
2　インド特許意匠商標総局の決定：http://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/precedent_201203_jp.pdf
3　一定の要件が満たされた場合に、行政庁等の裁定によって、他人の特許発明等を、その特許権者等の同意を得ることなく、あるいは意に反して、第三者が実施することができる権利。強制実施権はパリ条約やTRIPS 協定で認められたものであるが、強制実施権が認められる要件は各国で異なる。なお、我が国において強制実施権が設定された事例はない。

一方、2013年3月、米国企業が持つ慢性骨髄性白血病治療薬に関する特許権について、強制実施権の発動が申請されたが、2013年10月、インド特許意匠商標総局長官が棄却する決定を下すなど、他に強制実施権の設定の申請をインド特許意匠商標総局長官が認めたケースは今のところない。

また、2013年4月には、インド最高裁が、医薬品の特許権付与に一定の制限を規定した特許法第3条（d）に対して、同機関として初めて解釈を示した。本件では、スイス企業のがん治療薬に関する特許出願について、特許すべきでないとの判断が下されている。

インド政府は、2014年9月に、インドにおける製造業を振興する“Make in India”イニシアチブを打ち出し、知的財産権の保護を含む投資環境整備を推進している。2016年5月に発表された国家知的財産権政策では、特許・意匠・商標の登録及び異議申立ての処理期限の設定と厳守、知的財産権促進・管理機関（CIPAM）の創設、商事裁判所を通じた知財紛争の解決等、知的財産の創造を奨励し、その活用を推奨するための知的財産制度整備の方針が示されている。

(3)インド特許意匠商標総局の取組

インドでは、近年の経済成長に合わせて、特許出願件数も急速に増加しており、審査順番待ち件数の増大が課題となっている。インド特許意匠商標総局は、約460名の新人審査官の大量増員を採用するなど、審査処理促進に向けた取組を進めており、2018年3月までにFA（First Action）期間を18ヶ月まで短縮することを目標にしている。制度面でも2016年5月には、早期審査制度の導入を含む特許規則の改正を行うなどの対策を実施した。また、インド特許意匠商標総局は、電子出願受付及び公報検索サービス導入、特許審査の進捗公開等の電子化及びインターネット上での情報開示を進めている。

インド特許意匠商標総局は、2013年7月にマドリッド協定議定書に基づく商標出願の受理を開始した。また、同年10月には、国際調査機関（ISA）・国際予備審査機関（IPEA）として運用を開始している。

3-1-18図
インドにおける特許出願件数と名目GDPの推移

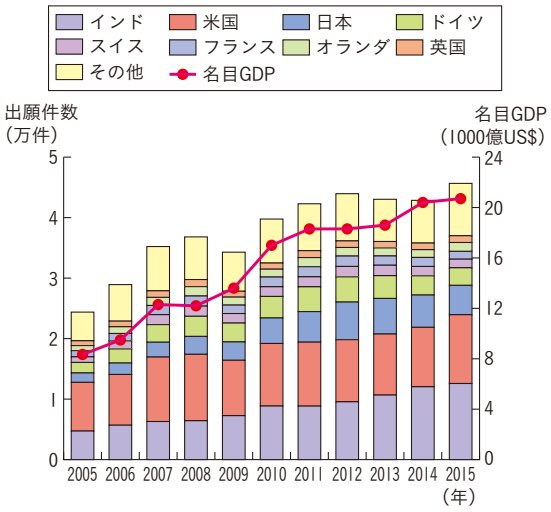

(備考)国別内訳は下記資料の定義に従っている。
下記を基に特許庁作成
(資料)出願件数:WIPO統計、名目GDP:世界銀行

Column 35

インド最高裁長官の訪日を契機に日印裁判官の交流が進展

日本貿易振興機構　ニューデリー事務所

2016 年 5 月、JETRO・ニューデリー事務所が主催した「インド司法制度・知財訴訟セミナー」への講演等のため、インド最高裁判所の Thakur（タクル）長官（当時）とともに、インド最高裁判所判事 2 名、インド政府の筆頭法律顧問である Rohatgi（ロハトギ）法務長官を含めたインド司法関係者が来日しました。

タクル長官を含めたインド司法関係者が知的財産セミナーで講演したことにより、日本での知財訴訟に対する理解が深まるだけではなく、日印間の裁判官間の交流が促進される契機となりました。

○インド司法制度・知財訴訟セミナーでの講演（東京・広島・京都）

タクル最高裁長官は、インドの裁判官は裁判所が指名しており行政等は関与していないことからインド司法は独立性が高いこと、インドの知的財産制度は 100 年以上の歴史があること等を紹介し、司法の観点からするとインドへの投資は安全であることを強調しました。

Dave（ダベ）最高裁判事は仲裁手続に関する講演、Ramana（ラマナ）最高裁判事はインド司法制度の概要や最近の知的財産に関する判決等の講演、ロハトギ法務長官は商事裁判所等の最近の裁判所改革等について講演しました。



○寺田最高裁判所長官への表敬訪問

日本とインドは経済面だけではなく司法面での関係構築も必要なこと、裁判官の研修制度に関することや両国の裁判官の交流について意見交換がなされました。



○知的財産高等裁判所との意見交換

意見交換では設楽所長（当時）から、日本の知的財産訴訟の特徴等について紹介をしました。タクル長官からは、知財訴訟の判決に関する情報共有や仲裁の活用等に関して意見交換が行われるとともに、日印の裁判官の交流についても提案がなされました。



○進展する日印裁判官交流

タクル最高裁長官訪日後の 2017 年 2 月、JETRO・ニューデリー事務所は、インド南部で州首相、インド最高裁判所判事 2 名、デリー高等裁判所長官を含め、裁判官 9 名が参加する知的財産に関する国際ワークショップを開催しました。

このワークショップには、特別ゲストとして日本の知的財産高等裁判所の片瀬判事が開会式で挨拶するとともに、知的財産権法のセッションにも登壇しました。

片瀬判事が訪印された際、インド最高裁判所に訪問して事務局長と意見交換した他、デリー高等裁判所長官への表敬訪問やデリー高裁判事 4 名と知的財産訴訟等について意見交換を実施しました。

知的財産という観点から日印裁判官の交流が進展しつつあります。



9 ロシアにおける動向

本節では、我が国との関係に加え、ロシアにおける近年の知的財産政策の動向及びロシア特許庁（Rospatent）の各種取組について紹介する。

(1)我が国との関係

日本国特許庁は、ロシア特許庁（Rospatent）と2009年5月から特許審査ハイウェイ（PPH）を開始し、2013年6月からはPCT-PPHの試行を開始している。2010年6月からは国際審査官協議も開始した。また、日本国特許庁は、ロシアを含む独立国家共同体（CIS）8か国[1]が加盟するユーラシア特許庁との間で、2013年2月から通常PPH及びPCT-PPHを開始した。本制度を利用することで、CIS 8か国で有効な広域特許を早期に取得することが可能となる。2013年1月からは国際審査官協議も開始した。

2016年10月には、第20回ロシア特許庁年次総会が開催され、日本国特許庁から専門家を派遣した。

さらに、2016年12月、日本国特許庁とロシア特許庁は両国の知財制度・運用の理解促進、PPH導入に向けた両庁の協力や人材育成分野における協力などによる知財制度の向上、及び情報発信などによるユーザーとの交流促進等、その関係をさらに強化することを目的として、協力覚書に署名した。

(2)近年の知的財産政策の動向及びロシア特許庁の取組

ロシアは、2011年12月に世界貿易機関(WTO)加盟が承認され、2012年8月に正式な加盟国となった。知的財産の分野では、特許出願料を含む知的財産権関係料金について、従来非居住者向け料金の方が高く設定されていたが、居住者、非居住者の区分を撤廃し、統一料金を設けた。

ロシアは、2008年1月に知的財産関連法の大幅な改正を行い、特許法を始めとする多くの知的財産関連法を民法典第四部[2]に一本化した。その後、同国は関連規定の整備等を進めており、ロシア特許庁は、2010年に欧州特許庁との制度近似化プロジェクトを行い、審査ガイドラインを作成した。2014年10月には、実用新案の実体審査の導入と世界公知の採用、意匠登録請求の範囲の提出の廃止等を含む民法典第四部の改正法が施行された。

2013年7月には、知的財産裁判所が稼働を開始した。知的財産関連の訴訟を審議する特別商事裁判所として、第1審と破毀審(第3審)としての役割を果たしている。

また、2016年2月、ロシア特許庁と欧州特許庁は、2年間を期限として、サーチツール開発などITの情報共有、データ交換、専門家のトレーニング、ユーザー普及啓発活動、特許分類等の内容を含む協力プランに合意した。

1 ロシア、カザフスタン、キルギス、トルクメニスタン、タジキスタン、ベラルーシ、アゼルバイジャン、アルメニアの8か国
2 民法典第四部和訳：http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/russia/minpou_no4.pdf
民法典第四部英訳：http://www.rupto.ru/rupto/nfile/3b05468f-4b25-11e1-36f8-9c8e9921fb2c/Civil_Code.pdf

10 ブラジルにおける動向

本節では、我が国との関係に加え、ブラジルにおける近年の知的財産政策の動向及びブラジル産業財産庁の各種取組について紹介する。

(1)我が国との関係

我が国との関係においては、2010 年 4 月に、日本国特許庁とブラジル産業財産庁が知的財産分野における協力覚書に署名しており、この協力覚書に基づき、人材育成分野等での協力を進めている。国際審査官協議を 2012 年から開始しており、直近では 2015 年 8 月に日本国特許庁の特許審査官 2 名をブラジル産業財産庁へ派遣している。また、2014 年 9 月には、国家衛生監督庁（ANVISA）と初めて長官級会談を行い、互いの審査に関する理解を深めるべく、両庁間の協力を進めていくことにつき認識を共有した。また､2016 年 10 月には、日本国特許庁は日本貿易振興機構（JETRO）サンパウロ事務所に知財専門家を派遣し、ブラジルを始めとした南米各国との連携を強化している。

また、2009 年より、我が国とブラジルの間の官民による情報交換及びビジネス環境の改善、両国の貿易・投資の促進を目的とした日伯貿易投資促進合同委員会が年 1 回の頻度で開催されており、知的財産分野においても協議が行われている。その後、これに産業協力をテーマに加えた日伯貿易投資促進産業協力合同委員会[1]として開催することとし、2015 年 9 月の会合では、日ブラジル間の知的財産権分野の協力及びブラジルにおける特許審査の迅速化につき意見交換を行った。また、2016 年 2 月には、同委員会に向けた中間会合がブラジリアで開催され、知的財産分野についての協議も行われた。2016 年 10 月の会合では、特許審査のワークシェアリングについて検討するワーキンググループの新設についての覚書に署名され、その後、2016 年 11 月及び 2017 年 2 月に同ワーキンググループで引き続き議論がなされた結果、日本国特許庁とブラジル産業財産庁は 2017 年 3 月、特許審査ハイウェイ（PPH）の試行を 2017 年 4 月 1 日より開始することに合意した。ブラジル産業財産庁が受け付ける PPH 申請には、「対象となる技術分野」及び「一出願人あたりの申請可能件数」に制限はあるものの、日本国特許庁との PPH が開始されることで、特許審査における遅延が大きな問題となっているブラジル産業財産庁における特許権の早期取得が期待される。

(2)近年の知的財産政策の動向及びブラジル産業財産庁の取組

ブラジルでは、特許審査着手が出願日順に行われるが、一次審査通知までの期間が審査の早い分野でも 9 年[2]（2015 年 3 月時点）と、審査の遅延が課題となっており、ブラジル産業財産庁は、2012 年時点で 240 名であった特許審査官を、2015 年には 700 名まで増員する計画を立てたが、2016 年 12 月時点において 289 名となっている。またブラジル産業財産庁は、手続の電子化を進め、商標については、2007 年から電子出願の受付を開始しており、特許についても 2013 年 3 月から電子出願の受付を開始した。将来的なマドリッド協定議定書の加盟を目指して、18 か月以内の審査終了という目標を掲げて、商標出願の審査処理の迅速化にも取り組んでいる。2016 年 1 月からは、米国との間で特許審査ハイウェイ（PPH）の試行を開始し、前記したように日本国特許庁との間でも 2017 年 4 月から開始した。

ブラジル産業財産庁は、2007 年 10 月に開催された WIPO 加盟国総会において国際調査機関（ISA）・国際予備審査機関（IPEA）とし

1　2013 年に「日伯貿易投資促進産業協力合同委員会」として改組された。
2　平成 26 年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「ブラジル・メキシコ・コロンビア・インド・ロシアの産業財産権制度及びその運用実態に関する調査研究報告書」

て承認され、2009年8月から国際調査・国際予備審査業務を開始した。同庁は中南米諸国の中小規模特許庁と特許審査等で協力を進めるプラットフォーム「産業財産における地域協力システム（PROSUR）[1]」の構築を提案するなど、同地域における特許庁間の協力強化を進めている。

ブラジル産業財産権法によれば、医薬用の製品及び方法に関する特許の付与には、国家衛生監督庁（ANVISA）の事前同意が必要である。従来、ブラジル産業財産庁で審査が行われた後にANVISAで特許出願の審査が行われていたが、2012年に手続が変更され、ANVISAでの審査の後にブラジル産業財産庁での特許出願の審査が実施されることになった。（2017年3月、ANVISAは安全性の検査に徹し、特許審査についてはブラジル産業財産庁が行っていく旨がブラジル産業財産庁ウェブサイトにて報じられたが、具体的な運用は今後に公表される予定である。）

1　PROSUR：2008年に設立された南米9か国（アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、パラグアイ、ペルー、スリナム、ウルグアイ）による審査協力等を中心とした知的財産協力の枠組み。

Column 36

ブラジルにおいて医薬品関連特許出願に対する重複審査が解消されます

日本貿易振興機構　サンパウロ事務所

「医薬用の製品及び方法に関する特許の付与は，国家衛生監督庁（ANVISA）の事前の同意を必要とする」との条文（第 299C 条）が、2001 年の改正でブラジル産業財産法に導入されました。この条文に関する細則等は存在せず、「事前の同意」の範囲が、公衆衛生の観点からの同意を意味するのか、それとも特許性という観点からの同意も含むのかは明らかではありませんでしたが、ANVISA はこの条文における「事前の同意」の範囲に特許要件の審査も含まれるとの解釈のもと、ブラジル産業財産庁（INPI）とは別に、ANVISA も独自に特許審査を行っていました。

このような特許審査を別機関で二重に実施する特殊な制度は、ブラジルにおける特許審査遅延の原因の一つとなっていました。一般社団法人「日本国際知的財産保護協会」が公表している「ブラジル・メキシコ・コロンビア・インド・ロシアの産業財産権制度及びその運用実態に関する調査研究報告書」（第 42 頁）によれば、2015 年時点において、特許出願日から INPI によるファーストアクションまでの期間は医薬分野で平均 12 年以上となっています。

2017 年 4 月 12 日、大統領公邸にて、Temer（テーメル）大統領らが見守る中、INPI の Pimentel（ピメンテル）長官と ANVISA の Barbosa（バルボーザ）長官は重複審査問題を解決することを目的とした新しい規則に署名を行いました。この規則により、今後は、ANVISA は薬害のリスクなど公衆衛生の観点からのみ審査を行い、特許要件については INPI が単独で審査することになります。重複審査が解消されることから、医薬品関連特許出願の審査の迅速化が期待されます。



新しい規則への署名を終えた両長官

11 その他の地域（中南米、中東、アフリカ）における動向

(1)中南米

中南米諸国の知的財産庁は、互いに近隣知的財産庁との連携を深めている。具体的な先行技術文献サーチ・審査協力のための枠組みとして、中米諸国には「中米諸国並びにドミニカ共和国向け特許出願検索管理サポートシステム（CADOPAT）[1]」、南米諸国には産業財産における地域協力システム（PROSUR）によるウェブプラットホーム「e-PEC」が設けられている。

メキシコは、2013年2月にマドリッド協定議定書に加盟した。我が国との関係では、2011年7月から特許審査ハイウェイ（PPH）の試行を開始し、2012年11月に本格実施に移行した。また、日本国特許庁とメキシコ産業財産庁とは2012年2月に、知的財産制度・運用に関する情報交換、人材育成、情報技術の利用等に関する協力覚書に署名を行った。国際審査官協議を2012年から開始しており、2015年2月には、メキシコ産業財産庁の特許審査官2名を受け入れた。

コロンビアは、2012年5月にマドリッド協定議定書に加盟した。また、我が国との間で2012年12月からEPA交渉を行っており、両国間の経済関係の一層の発展が期待される。日本国特許庁との関係においては、2014年8月に協力覚書に署名しており、同年9月にPPHの試行を開始し、国際審査官協議を2016年から開始している。また、知的財産制度・運用に関する情報交換や専門家派遣等の協力も進めてきており、2014年12月に我が国からコロンビアへ、2015年12月にコロンビアから我が国への専門家派遣が行われた。

アルゼンチンは、日本国特許庁との関係においては、2015年から招へい研修を開始するなど、協力関係を深めてきた。2015年10月には、アルゼンチン知財庁と日本国特許庁との間で、知財制度の理解促進、審査効率や処理能力の向上に関する経験の共有、及びセミナーの開催によるユーザーへの情報発信等によるユーザーとの交流促進を主とした協力覚書に署名がされた。また両庁は、2016年10月に、特許審査ハイウェイ（PPH）の試行を2017年4月1日より開始することに合意した。

チリは、日本国特許庁との関係においては、これまでも審査官向け招へい研修への受け入れ等の協力を行ってきたが、日本国特許庁とチリ産業財産権庁は2016年10月、両国の知的財産制度の理解促進、人材育成分野における協力、産業財産権の重要性の普及啓発の促進等、その関係をより強化することを目的として、協力覚書に署名した。また両庁は、2017年3月に、PPHの試行を同年8月1日より開始することに合意した。

(2)中東

中東地域はアジアと欧州をつなぐ貿易の中継点として重要な役割を果たしていると同時に、模倣品の流通経路となっているとの指摘もなされている。これに対し、我が国は、ドバイ税関職員に対し我が国企業から真贋判定に関するセミナーを実施するなど、模倣品取締りに向けた協力を行っている。また、日本国特許庁は日本貿易振興機構（JETRO）ドバイ事務所に知財専門家を派遣しており、2016年2月には、日本政府の支援の下、ドバイにおける各国政府機関等との連係を強化し、日系企業同士が情報共有を図ることを目的に、模倣品対策に取り組む中東知的財産研究会（中東IPG）[2]が発足した。

湾岸諸国（バーレーン、オマーン、クウェート、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、カタール）においては、1998年より広域特許庁としての湾岸協力理事会（GCC）特許庁が設けられている。2017年3月現在、GCC加盟国における商標制度の統一をはかる統一GCC商標法

1 CADOPAT：2007年に設立された、メキシコが参加国の特許サーチを支援するシステム。2016年時点での参加国は、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、ドミニカ、キューバ、ベリーズ、コロンビア、パラグアイ、エクアドル、アフリカ地域知的所有権機関（ARIPO）。
2 https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/03/28aced5371abdd96.html

がクウェート、バーレーン、サウジアラビアにおいて施行されており、近く他のGCC加盟国も同法が施行される見通しである。また、2016年9月にクウェートが特許協力条約（PCT）に加盟したことで、GCCメンバー国全てがPCTへ加盟したため、現在広域特許庁としてのGCCがPCT加盟を目指している。

イスラエルは、2009年のWIPO加盟国総会において国際調査機関（ISA）として承認され、2012年6月から業務を開始した。また、我が国とイスラエルとの間では2012年3月より特許審査ハイウェイ（PPH）が試行され、さらに両国とも2014年に立ち上げられた「グローバルPPH」に参加しており、日本出願に基づくイスラエル出願に関して、所定の手続により早期審査の適用を申請することができるようになった。なお、2010年9月には、イスラエルにおいてマドリッド協定議定書が発効している。

2016年10月、日本国特許庁とトルコ特許庁との間で、両国の知財制度・運用の理解促進、PPH導入に向けた両庁の協力や人材育成分野における協力などによる知財制度の向上、及び情報発信などによるユーザーとの交流促進等、その関係をさらに強化することを目的として、協力覚書に署名した。

(3)アフリカ

アフリカには、主に英語圏の国々が加盟しているアフリカ広域知的財産機関（ARIPO）[1]、主にフランス語圏の国々が加盟しているアフリカ知的財産機関（OAPI）[2]という二つの広域特許庁が存在する。我が国はWIPOへ毎年「WIPOジャパン・トラスト・ファンド」を拠出し、これらの広域特許庁を始めアフリカ諸国の知的財産庁の能力向上を支援している（第3部第2章3.（1）（2）参照）。2016年8月には、日本政府が主導するアフリカの開発をテーマとする国際会議であるアフリカ開発会議の第6回会合（TICAD VI）が初めてアフリカ（ケニア）で開催された。その一環として行われた日本企業の製品・技術を広報する「ジャパンフェア」において、日本国特許庁は、アフリカ諸国に対する知的財産分野での人材育成に関する支援（2016年2月及び2017年1月、新たに特許実体審査を開始する予定の南アフリカから研修生を各年約10名ずつ日本に招へいし、「南アフリカ特許審査実務コース」を実施）や、上記WIPOジャパン・トラスト・ファンドを活用した知的財産関連制度、執行面の整備、情報化等の支援の取組について、アフリカ諸国政府関係者等に対し積極的に広報を行った。

1 アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）：加盟国（19ヶ国）は、ボツワナ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア及びジンバブエ。
2 アフリカ知的財産機関（OAPI）：加盟国（17ヶ国）は、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コンゴ、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ及びコモロ。

Column 37

UAEの司法における知財に関する取組

日本貿易振興機構　ドバイ事務所

アラブ首長国連邦（UAE）は、その名の通り、7つの首長国（アブダビ、ドバイ、シャルジャ、アジュマン、ウンム・アル・カイワイン、ラス・アル・ハイマ、フジャイラ）からなる連邦制を採用しています。そして、UAEにおける裁判所構成は、連邦裁判所と、アブダビ、ドバイ及びラス・アル・ハイマにおける首長国裁判所が並存しています。連邦裁判所と首長国裁判所とは互いに独立していて、両者は上級審と下級審という関係ではありません。連邦裁判所は連邦政府の決定に対する不服申立てなど連邦に関する事項を管轄とし、首長国裁判所は連邦裁判所の管轄に属さない事項を管轄としています。ただし、首長国裁判所を有しない首長国では、全ての事項を連邦裁判所が管轄します。このため、例えば、ドバイにおける商標権侵害事件はドバイ首長国裁判所が担当しますが、シャルジャにおける商標権侵害事件はシャルジャにある連邦裁判所が担当します。

知財保護の重要性が年々高まる中で、UAE司法省は、2016年2月に、各首長国にある連邦裁判所に、知的財産に関する裁判を専門に扱う知的財産部を設立することを定めた省令（2016年第137号）を発令しました。同司法省の関係者は、知的財産部の設立について、「国家として急速に知財への関心が高まっていることを反映したものであり、知的財産権に関する紛争について早期の解決を可能とするものである」と述べています。この省令により、はじめに、アブダビとシャルジャの連邦裁判所に知的財産部が設立されました。他の首長国にある連邦裁判所にも順次拡大しています。また、アブダビ首長国裁判所にも既に知的財産部が設立されています。

知的財産部の拡大に合わせて、同司法省の司法研修・研究所（Institute of Training and Judicial Studies）は、裁判官向けに、知財訴訟に関する手続や知財に関する専門的事項についての理解を促進するための特別研修を実施しています。司法研修・研究所は、知財イベントにも積極的に参画するなど、UAEにおける知財保護の推進に重要な役割を果たしています。



シャルジャの学術エリアにある司法研修・研究所。この周辺には、大学のキャンパスが広がる。

第 2 章

グローバルな知的財産環境の整備に向けて

企業がグローバルに事業展開を行うためには、自国外においても早期にて安定した知的財産の保護を受けられることが必要不可欠である。IT 技術の進展、経済連携協定の締結等を通じて、日本企業の海外進出が進むことが予想される中、知的財産権をあらゆる国で円滑かつ予見性高く取得し、活用できる環境がますます強く求められている。特許庁では、先進国に対しては、日米欧中韓の五大特許庁長官会合や日中韓特許庁長官会合等において制度・運用調和や多国間協力に関する議論をリードする一方、新興国・途上国に対しては、日アセアン特許庁長官会合を通じた ASEAN の知的財産制度・運用の改善や、インド・アフリカ諸国等との連携強化を図るなど、グローバルな知的財産環境の構築・整備を目指している。

1　多国間会合における取組

(1)日米欧中韓五大特許庁(IP5)会合

①概要

2015 年の世界の特許出願件数約 289 万件のうち、日米欧中韓の五大特許庁（以下、「五庁」という。）への出願は約 238 万件と約 8 割を占めている。五庁は知的財産における世界的な取組をリードするため、2007 年 5 月に米国・ハワイにて五大特許庁長官会合を初めて開催した。五大特許庁長官会合では、出願件数・ワークロードの増加に対応するため、審査結果の相互利用、手続の簡素化、審査の質の維持・向上等の課題について 3 つの作業部会（WG1: 分類調和、WG2: 情報技術関連、WG3: 審査関連）で検討を行っている。

2016 年 6 月に開催された第 9 回五大特許庁長官会合では、①ユーザーとの関係強化、②高品質で信頼性の高い審査結果の提供、③発展する新技術への知財庁としての対応、を今後の五庁協力の目指すべき方向性とする五庁共同声明 2016（東京声明）に合意した。また、PCT 国際出願の国際調査報告を五庁が協働して作成する枠組みの試行開始や、IP5 PPH（五庁間における特許審査ハイウェイ）の試行期間の延長に合意した。

②主要プロジェクト概要

a. 作業部会 1: 分類調和

五庁協力のもと、各庁の詳細な内部分類を用いて、国際特許分類（IPC）を細分化させる取組を実施している。従来、CHC（Common Hybrid Classification）プロジェクトとして議論が行われてきたが、各庁の立場の相違から当プロジェクトが停滞してしまったため、2013 年 6 月に開催された第 6 回五大特許庁長官会合の合意に基づいて、CHC プロジェクトに代わる枠組みとして、(i) 整合している内部分類を IPC 化する活動（Activity i: 内部分類改正の結果、整合する場合を含む）、及び、(ii) 新規技術に対応した分類を協働して創り IPC 化する活動(Activity ii)からなる、GCI(Global Classification Initiative) の枠組みが開始された。その後、GCI の枠組みにおける IPC の細分化の取組は着実に実施されている。

b. 作業部会 2: 情報技術関連

ア)特許情報

2013 年 6 月に開催された第 6 回五大特許庁長官会合において、特許審査における先行技術調査の対象である特許公報データ等の特許情報に関し、障壁なき特許情報の普及を目的とした「五庁特許情報ポリシー」が合意された。

同ポリシーには、特許庁は特許情報をマージナルコスト又は無償で提供すべきとする基本原則、及び、特許庁間で無償交換された特許情報の利用範囲や条件が定められている。「五庁特許情報ポリシー」の合意を受けて、2014年6月に同ポリシーに基づいて交換する特許情報の対象や実施時期に関するアクションプランを合意し、同年7月より同ポリシーに基づく特許情報の交換を開始している。

イ)グローバル・ドシエ[1]

グローバル・ドシエとは、各国特許庁のシステムを連携させることにより仮想的な共通システムを構築し、各国特許庁が保有する特許出願の手続や審査に関連する情報（ドシエ情報）の共有やITを活用した新たなサービスの実現を目指す構想である。

ドシエ情報の共有について、日本国特許庁は、五大特許庁の複数庁に出願された同一発明のドシエ情報を一括取得し、見やすい形式で提供するITサービスである「ワン・ポータル・ドシエ（OPD)」を推進し、五大特許庁で主導的な役割を担っている。2014年3月には、日本国特許庁は世界知的所有権機関（WIPO）と協力し、OPDと、WIPOが提供するドシエ情報相互参照システムであるWIPO-CASE[2]とを連携する技術を確立し、全てのWIPO-CASE参加国に日本のドシエ情報を提供可能とした。更に、我が国では2016年7月から特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を通じて、一般ユーザーにもOPDのサービス提供を行っている。

また、ITを活用した新たなサービスの実現について、五大特許庁は短期的優先五項目に取り組んでいる。2016年6月に日本で開催された五大特許庁長官会合では、短期的優先五項目の具体的な実施内容、今後の進め方等について合意した。

c. 作業部会3：審査関連

ア)五大特許庁による特許審査ハイウェイ

五庁間での特許審査ハイウェイ（IP5 PPH）の試行を開始するとともに、PPHの更なる改善を目指す取組である。2014年1月の試行プログラム開始により、これまでPPHを実施していなかった欧中、欧韓の間でもPPHが開始され、通常型PPH、PPH MOTTAINAI、PCT-PPHを含む全てのPPHの枠組みが五庁間で相互に利用可能となった。また、ユーザーニーズを踏まえ、2016年6月に開催された第9回五大特許庁長官会合において、PPH共通申請様式の共通説明書、及び、申請可能期間や申請書の訂正に関する各庁運用を整理した結果を公表することに合意し、五庁やPPHのウェブサイトに掲載している。さらに、五庁会合の場を通じて、五庁による特許審査ハイウェイがより利便性のよい枠組みとなるように議論をリードしていく。

イ)審査実務と品質マネジメントの共通ルール

審査実務のルール及び品質マネジメントシステムについて、五庁間で情報を交換し、分析・研究を行い最終的には共通化することを目的とするプロジェクトである。2014年は、各庁が選択した特定技術分野のサーチ実務に関するガイドラインを作成した。また、五庁の間で品質管理に関する相互理解・相互信頼を高めると共に、ワークシェアリングを強化しつつ、各庁の審査の質を向上させるために、五庁の品質管理担当者が一堂に会する品質マネジメント会合（IP5 Quality Management Meeting）を、2014年10月より毎年開催している。2016年10月には第3回品質マネジメント会合が開催され、優先トピックに関する各庁の取組について情報共有を行った。

③制度調和

2014年6月に開催された第7回五大特許庁長官会合において、特許制度調和に向け、ユーザーから要望が出ていた調和の議論を進める項目について五庁間で検討され、記載要件、出願人による先行技術の開示義務及び発明の

1　第2部第5章2.(2) グローバル・ドシエ参照
2　Centralized Access to Search and Examination

単一性の三項目を、優先的に議論を進める項目とすることに合意した。特に、特許庁が議論をリードしている記載要件については、ユーザーが特に重視する論点に着目した事例研究を進めている。

(2)日米欧三極特許庁会合

三極特許庁会合は、1980 年代初め、出願数の急激な増加に直面したことによる課題を解決するために、日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）及び欧州特許庁（EPO）の三極特許庁の間において創設されたものであり、1983 年に第 1 回三極特許庁長官会合が開催された。以降、継続的に三極特許庁会合を開催し、IT、ワークシェアリング、PCT 等、幅広い分野について議論を行い、2012 年 11 月には三極協力 30 周年の歴史的節目を迎えた。

2017 年 3 月には、EPO 主催で第 35 回三極特許庁長官会合を開催し、制度調和に向けた三極特許等の協力を確認するとともに、10 周年を迎える五大特許庁協力におけるプロジェクトの再編や、近年の IoT、ビッグデータや AI 技術に代表される第四次産業革命を踏まえた知財制度につき議論を行った。

(3)意匠五庁(ID5)会合

①概要

意匠五庁（ID5）会合は、日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、欧州連合知的財産庁（EUIPO）、中国国家知識産権局（SIPO）、韓国特許庁（KIPO）（以下、「パートナー庁」という。）が、意匠分野における主要五庁間の多国間協力を推進することを目的として、2015 年 12 月に創設（於、米国・アレキサンドリア）した枠組みである。

2016 年 11 月に中国・北京で開催された第 2 回 ID5 年次会合では、ID5 の各パートナー庁が、意匠保護に関する各庁の相互理解の促進とユーザーの利便性向上を目的とする各種プロジェクトに、今後、協力して取り組む旨の共同声明が採択された。同共同声明は、同時に、ID5 各パートナー庁の意匠制度・審査実務の研究、情報技術支援システム、意匠分類、統計等をテーマとする、計 12 の協力プロジェクトの立ち上げを承認するものでもあり、ID5 の枠組みにおける意匠分野の国際協力が本格的に始動することとなった。

JPO は、意匠制度ユーザーと ID5 の双方に有益な成果をもたらすと考えられる 12 の協力プロジェクトのうち、「意匠統計の取りまとめ」を単独で、「意匠分類に関する協定及び実務の研究」を KIPO と共同で、「意匠出願へのグレースピリオドの適用に関する比較研究」及び「意匠イノベーションのための効果的な保護手段としての部分意匠の比較研究」を USPTO と共同で、計 4 つのプロジェクトを主導するリード庁の役割を務めることとなる。

②プロジェクトの概要（括弧内は各プロジェクトのリード庁）

a. 意匠統計の取りまとめ（JPO）

各パートナー庁にとって相互に関心の高い意匠統計データの共有を目的として、共通の指標に基づく統計データの定期的交換を行うプロジェクト。最新の統計データは、年 1 回 ID5 のウェブサイトにおいて公表され、各パートナー庁及びユーザーに利用可能となる予定である。

b. 意匠分類に関する協定及び実務に関する研究（JPO・KIPO）

各パートナー庁が利用する意匠分類の体系及びその運用実務に関する情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。プロジェクトの成果物として、本比較研究の成果を取りまとめた調査報告書が作成される予定である。

c. 意匠出願へのグレースピリオドの適用に関する比較研究（JPO・USPTO）

各パートナー庁が意匠出願に対して適用するグレースピリオドに関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。本プロジェクトの成果物として、各パートナー庁が適用する法令の規定や審査基準等

に基づく実務運用の比較をまとめた調査報告書が作成される予定である。

d. 意匠イノベーションのための効果的な保護手段としての部分意匠の比較研究（JPO・USPTO）

各パートナー庁における部分意匠の保護に関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。本プロジェクトの成果物として、各パートナー庁が適用する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較をまとめた調査報告書が作成される予定である。

e. ID5庁による優先権の実務に関する研究（SIPO）

各パートナー庁における外国優先権制度及び関連制度に関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。本プロジェクトの成果物として、各パートナー庁の制度に関する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較をまとめた調査報告書が作成される予定である。

f. 意匠の保護要件に関するカタログ（KIPO）

各パートナー庁における意匠の保護要件に関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。本プロジェクトの成果物として、各パートナー庁における意匠の保護対象、登録要件・特許性要件に関する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較並びに関連する審判決をまとめた調査報告書が作成される予定である。

g. 製品表示に関する実務の比較研究（EUIPO）

各パートナー庁における製品表示（意匠に係る物品）の取扱いに関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。本プロジェクトの成果物として、各パートナー庁の制度に関する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較並びに製品表示が意匠の保護範囲に与える影響についてまとめた調査報告書が作成される予定である。

h. 意匠の図面要件に関するカタログ（EUIPO）

各パートナー庁における意匠の図面表現の取扱いに関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較したカタログを更新するプロジェクト。本プロジェクトの成果物として、各パートナー庁が適用する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較をまとめた調査報告書が作成される予定である。

i. ID5ウェブサイトの開発及び維持（KIPO）

ID5が、各パートナー庁間及びユーザーとの間で、協力プロジェクトに関する情報及び意匠保護に関する各庁の制度や施策等を共有するためのウェブサイトを開発し、運営するプロジェクト。このウェブサイトは、ユーザーに対するID5関連情報の中心的な提供手段となることを目標としており、既に仮設サイト（http://id-five.org/）においてID5関連情報が公開されている。

j. 新しい技術の意匠の保護に関する実務の研究（EUIPO・USPTO）

各パートナー庁における、GUI等、新しい技術に由来した意匠の保護に関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。本プロジェクトの成果物として、各パートナー庁が適用する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較をまとめた調査報告書が作成される予定である。

k. ID5庁による優先権書類の交換に関する研究（SIPO・USPTO）

各パートナー庁における優先権書類の電子的交換システムの導入可能性について検討するプロジェクト。WIPOのDAS（Digital Access Service）に代表される優先権書類の電子的交換システムの導入可能性について各庁が検討し、その結果を共有するとともに、導入予定庁については、更なる相互協力を進めることが予定されている。

l. 潜在的な経済要因及び各知財庁の施策がグローバルな意匠出願に与える影響の分析(EUIPO)

各パートナー庁が、可能な限り正確な意匠出願予測に基づいて将来の予算や人員配分、最適な事業計画を行うために、潜在的経済要因及び知財庁の施策に基づく出願件数予測ツールの開発を検討するプロジェクト。まずは各庁の出願件数予測手法の比較研究から取組を進める予定となっている。

(4)商標五庁(TM5)会合

①概要

「TM5」は、JPO、USPTO、EUIPO、中国国家工商行政管理総局（SAIC)、KIPO の商標五庁間の協力により、各国企業の商標が世界各国で適切に保護、活用される環境整備を図ることを目的として 2011 年 12 月に創設された枠組みである。

2016 年 10 月に中国昆山で開催された第 5 回 TM5 年次会合では、中国が初めてホストとなり、既存の 13 の共同プロジェクトについて議論が行われたほか、我が国より、品質管理をテーマとする新規プロジェクトを提案し、今後具体的な内容の調整を進めていくことに合意した。また、中国の高い関心のもと悪意の商標出願をテーマとするシンポジウムが開催され、TM5 各庁から悪意の商標出願を拒絶する際に根拠となる規定や審査運用、事例などに関する講演が行われたほか、学識経験者から悪意の商標出願・登録例の紹介、企業からの参加者から悪意の商標出願に対する企業の取組に関する講演が行われた。

②プロジェクトの概要(括弧内は各プロジェクトの議論をリードする担当庁)

a. 悪意の商標出願プロジェクト(JPO)

本プロジェクトは、近年、世界的な問題となっている「悪意の商標出願」について、TM5 各庁の制度・運用に関する情報交換を行うとともに、ユーザーに対して情報提供を行うことを目的としている。

これまで、3 回のセミナーを開催したほか(2013 年 10 月東京、2014 年 5 月香港、2016 年 3 月東京)、「悪意の商標出願」に対応するための TM5 各庁の制度・運用報告書の取りまとめ（2014 年 12 月）及び公表（2015 年 4 月）を行った。2017 年 5 月には、TM5 各庁における悪意の商標出願に関する事例を掲載した「悪意の商標出願事例集」を作成。完成した事例集をユーザーに広く提供するため、国際商標協会（INTA)[1] と共催でジョイント・ワークショップを開催した。また、事例集は、TM5 ウェブサイトで公開されている。

b. 図形商標のイメージサーチプロジェクト（JPO）

現在ウィーン図形分類を用いて行われている図形商標の検索について、検索負担軽減のため、イメージサーチシステムの商標審査における利用可能性及び課題について共同研究するプロジェクト。2014 年 3 月に、担当者会議を東京で開催し、さらに同年 12 月の第 3 回 TM5 年次会合においては、我が国の主導で、図形商標をイメージ検索する場合の課題及びその解決策、イメージサーチシステムを導入する場合の利用方法等、これまでの共同研究の成果を報告書に取りまとめた。今後は、本分野における TM5 各庁や WIPO の取組に関する情報を引き続き収集し、必要に応じ専門家会合等の機会を設けて情報共有を行っていく予定である。

c. 国際商標出願の情報提供拡充による利便性向上プロジェクト(JPO)

一つの出願で複数国への出願が可能となる商標の国際出願（マドプロ出願）制度については、指定国（保護を求める国）レベルでは、権利を取得するための制度や手続が異なる場合があり、言語の違いもあることから、出願人が必要な情報を入手し難い状況となっている。本プロジェクトは、統一したフォーマットで、マドプロ出願手続に関する TM5 各庁の情

1　国際商標協会（INTA)：190 カ国の政府機関、教育機関、企業など 6700 以上の会員からなる団体。

報を出願人に提供することによって、マドプロ出願制度の利便性向上を図ることを目的としている。

本プロジェクトの成果物である「TM5 各庁の国内手続に関する情報（ガイド）」はWIPOに引継がれ、WIPOが開発したデータベース「Madrid Member Profiles」に掲載され、TM5以外のマドプロ加盟国に係る情報と合わせて公表されている。

d. TM5ユーザー参画プロジェクト(JPO・EUIPO共同)

2014年5月のTM5中間会合で我が国が新規提案したワークショッププロジェクトと、2014年12月の第3回TM5年次会合でEUIPOが提案した「TM5プロジェクトにおけるユーザーの関与に関する議論」が密接な関わりを持つことから、2015年12月の第4回TM5年次会合で、我が国とEUIPOが共同で提案し、承認されたプロジェクトである。

本プロジェクトは、TM5協力プロジェクトにユーザーを参画させること及びユーザーへの情報発信のためのワークショップを開催することを目的としている。2016年12月の第5回TM5年次会合において、INTAとのジョイント・ワークショップを2017年5月に開催することに合意し、「悪意の商標出願事例集」の公表を目的とするワークショップを同年5月21日に開催した。

e. 商標情報におけるユーザーフレンドリーなアクセスプロジェクト(TMビュー)(EUIPO)

「TMビュー」とは、EUIPOが開発した各国商標庁の商標関連情報を一括して検索・照会できるツールであり、TM5各庁が持つ情報のTMビューへの統合可能性が検討されている。

USPTOは2013年12月に、KIPOは2014年2月に、我が国は2015年11月23日にTMビュー上での情報提供を開始している。残るSAICについても、早期の情報統合の実現に向けた取組を進めて行くことが、2016年12月の第5回TM5年次会合において確認されている。

f. タクソノミーとTMクラスプロジェクト(EUIPO)

「TMクラス」とは、EUIPOが開発した各国商標庁において認められる商品・役務表示を一括して検索・照会できるツールであり、「タクソノミー」とは、このTMクラス内に蓄積されている商品・役務表示を階層構造化して表示しようとする試みである。2016年12月の第5回TM5年次会合では、商品・役務表示の階層構造について引き続き検討するため、2017年7月に第5回分類専門家会合を開催することに合意した。

g. 共通統計プロジェクト(EUIPO)

合意された共通の統計指標に基づき、TM5各庁の統計データを定期的に交換するとともに、共通の統計指標について検証するプロジェクト。2016年12月の第5回TM5年次会合では、年に1回の頻度でTM5各庁の統計を交換し、公表可能なデータをTM5ウェブサイトに掲載していくことを確認した。

h. IDリストプロジェクト(USPTO)

商標出願で指定する商品・役務の表示（ID）として相互に受け入れ可能な表示のリスト（TM5 IDリスト）を作成するプロジェクト。2017年3月現在において、約16,000件の商品・役務表示が掲載されている。2015年1月26日からTM5ウェブサイト上でTM5 IDリスト専用の検索ツールが利用可能となった。また、TM5官庁のみならず、現在、カナダ、メキシコ、フィリピン、ロシア、シンガポール、コロンビア、チリの7か国が協力覚書を結び参加している。

i. 共通ステータスプロジェクト(USPTO)

ユーザー向け商標情報の提供において、商標の状態（権利存続・消滅、不服審判中等）に関する情報をユーザーにわかりやすく提供するため、TM5各庁で共通に採用できる商標の状態の表示を検討するプロジェクト。2014年12月の第3回TM5年次会合では、TM5各庁で共通に採用できる商標の状態の表示及びそ

れらに対応する定義の一覧表について合意した。また、2016 年 7 月の TM5 中間会合において、商標の状態に対応するアイコンについても合意し、USPTO、EUIPO 及び JPO が自庁で提供する商標検索データベースにおいて、商標の状態及びこれに対応するアイコンの表示を行っている。

j. 非伝統的商標へのインデックス付けプロジェクト(USPTO)

TM5 各庁における非伝統的商標の検索方法の調査及びベストプラクティスの共有を行い、最終的には、TM5 各庁共通の非伝統的商標のインデックス付けスキームの作成を目指すプロジェクト。2016 年 10 月の第 5 回 TM5 年次会合では、今後、本プロジェクトにおける非伝統的商標の定義に関する検討等を行うため、電話会議等の手段を利用した専門家会合を実施していくことに合意した。

k. TM5 ウェブサイトプロジェクト(KIPO)

TM5 によるウェブサイトを構築し、TM5 の取組に関するユーザーへの情報提供の充実を目指すプロジェクト。2014 年 5 月に、TM5 ウェブサイトが正式にオープンし、2015 年 9 月にウェブサイトデザインがリニューアルされた。TM5 ウェブサイトには、TM5 の会合の予定や、共同声明、各プロジェクトの概要や進捗状況等が掲載されている。今後も、各プロジェクトの報告書等を掲載するなど、ウェブサイト上のコンテンツの充実を図る予定である。

l. 審査結果に関する比較分析プロジェクト(KIPO)

TM5 各庁の審査基準や実務について理解を深めることを目的とするプロジェクト。2014 年 12 月の第 3 回 TM5 年次会合では、マドリッド協定議定書に基づき TM5 各庁に出願された商標を調査することに合意し、選定された 50 の事例について実施した比較分析結果を TM5 ウェブサイトで公表していく予定である。

m. TM5 各庁の商品・役務表示の記載方法に関する情報提供プロジェクト(KIPO)

ユーザーの利便性のために、TM5 各庁の商品・役務表示の記載方法に関する情報を集め、それを TM5 ウェブサイトに掲載することを目的とするプロジェクト。今後、100 の事例についてパイロットスタディを実施し、TM5 ウェブサイトに掲載していく予定である。

(5)日アセアン特許庁長官会合

ASEAN 諸国は近年目覚ましい経済発展を遂げており、今後、高・中所得者層が増加することで、高品質・高付加価値な製品・サービスに対する需要が高まり、優れた技術、デザイン、ブランドに対する需要が増加することが予測される。また、域内の経済活動の自由化を目的とした ASEAN 経済共同体（AEC）が 2015 年に実現され、我が国にとって ASEAN 諸国はこれまで以上に重要な一大経済圏となることが予想されている。

このような状況の下、貿易・投資を促進する上で重要な基盤となる知的財産権制度、運用の改善が急務となっている。

日本国特許庁は、我が国企業のグローバルな事業活動支援のために ASEAN 諸国への知的財産協力を強化している。2012 年より毎年、日アセアン特許庁長官会合を開催し、日本国特許庁と ASEAN 諸国の知的財産庁との間で取り交わした知的財産に関する協力覚書に基づいて、ASEAN 諸国における知的財産権制度や審査手続の透明化及び効率化、知的財産権制度・運用の向上、ユーザーによる知的財産権制度の活用促進、知的財産の普及啓発等を促進するべく、日アセアン知的財産アクションプランを策定し、ASEAN 諸国への知的財産協力を実施している。

直近では、2016 年 7 月にインドネシアにおいて、第 6 回日アセアン特許庁長官会合を開催し、第 7 回日アセアン特許庁長官会合については、2017 年 5 月に金沢で開催した。

(6)日中韓協力

①日中韓特許庁長官会合

JPO、SIPO、KIPOは、三庁間の協力や三庁が直面する共通の課題の解決に向けた意見交換を行うことを目的として、2001年より三国持ち回りで日中韓特許庁長官会合を毎年開催している。

2016年は日本がホストを務め、12月に神奈川県小田原市で開催された第16回日中韓特許庁長官会合では、特許分野、意匠分野、審判分野、知的財産人材育成分野等に関する協力について以下の議論を行った。

a. 特許分野の協力について

三庁間で2009年から2015年までに行われた比較研究・事例研究の成果のサマリ報告書を承認し、報告書を三庁の合意に基づいて日中韓知財協力ウェブサイト（TRIPO[1]）で公表することとした。

b. 意匠分野の協力について

三庁は、2016年6月に中国で開催された第7回日中韓デザインフォーラムが三庁とユーザーとの交流を推進する機会として有意義であったことを確認するとともに、2017年度に日中韓デザインフォーラムを韓国で開催することに合意した。

c. 審判分野の協力について

日中韓の特許無効審判制度に関する比較研究の結果を公表すること、及び、審判に関する統計情報を定期的に交換することに合意した。

d. 人材育成分野の協力について

日中韓の人材育成の促進を図るため、2017年の日中韓人材育成機関長会合を日本で開催することに合意した。

e. 先使用権に関する協力

先使用権制度に関する情報交換の成果である比較表を承認し、これを公表することに合意した。

f. 日中韓特許庁シンポジウム

JPO、SIPO、KIPOは、三庁、各国産業界及び知財関係者が一堂に会し、東アジア一体の知財保護の実現に向けて、三庁間協力の成果を紹介するとともに、日中韓における知財政策の在り方について産官学各界を交えて議論する場として、2013年11月に、日中韓の枠組みでは初の試みとなる日中韓知的財産シンポジウムを北海道にて開催した。2016年12月には、神奈川県小田原市にて第4回シンポジウムを開催し、日中韓における行政及び司法による知的財産権保護の最新動向について、ユーザーを交えた積極的な意見交換が行われた。



第16回日中韓特許庁長官会合

②各プロジェクトの概要

第16回日中韓特許庁長官会合において議論が行われた各プロジェクトの内容は以下のとおりである。

a. 日中韓特許審査専門家部会（JEGPE[2]）

2009年3月の日中韓長官会合において、日中韓特許審査専門家部会を設置し、三庁の特許法及び審査基準の比較研究を行うことが合意され、2009年に第1回会合が開催された。

1 TRIPO：Trilateral IP Offices
2 JEGPE：Joint Experts Group of Patent Examination

それ以降、進歩性、新規性、記載要件及び補正要件についての比較研究報告書及び事例研究報告書、並びに、実用新案制度比較表を毎年公表してきた。そして、2016 年 11 月に東京で開催された第 8 回会合では、これまでの比較研究・事例研究の成果を取りまとめたサマリ報告書を作成するための議論が行われ、同年 12 月の第 16 回日中韓特許庁長官会合で当該サマリ報告書が承認され、公表することで合意した。

b. 日中韓デザインフォーラム

日中韓特許庁長官会合での合意に基づき、日中韓における意匠制度の情報交換と理解の促進を目的として、各庁の意匠専門家による日中韓デザインフォーラムを、2010 年以降毎年開催している。2016 年 6 月には北京で第 7 回日中韓デザインフォーラムが実施され、「新たなデザインの意匠権による保護」をテーマに、グラフィカルユーザーインターフェース(GUI)、バーチャル・リアリティ関連製品、及び室内装飾等のデザインの日中韓における保護の状況について各庁から情報共有がなされるとともに、日中韓の各国企業からも、同テーマに関連するデザインの開発状況やその保護に係る意匠制度への期待についての発表がなされた。

c. 日中韓審判専門家会合(JEGTA[1])

2012 年 11 月の第 12 回日中韓特許庁長官会合において、日中韓の審判部門における実務者レベルの議論を行うことに合意したことを受け、2013 年 8 月に第 1 回会合を東京で開催した。2016 年 9 月には、第 4 回会合を東京で開催し、審判をめぐる最近の状況、無効審判に関する比較研究、今後の協力等について意見交換を行った。

d. 日中韓機械化専門家会合(JEGA[2])

日中韓の各国特許庁間における IT 関連の情報交換及び三庁間協力の促進を図ることを目的に、2002 年 11 月の第 2 回日中韓特許庁長官会合において日中韓機械化専門家部会の設立に合意し、2003 年より開催している。

2016 年 10 月の第 13 回会合では、三庁協力が着実に発展し成果を上げたことについて確認するとともに、五庁の枠組みでの議論が拡大している現状を踏まえ、本会合の今後のあり方についても議論を行った。

e. 日中韓人材育成機関長会合

2009 年 12 月の第 9 回日中韓特許庁長官会合において、日中韓各々の知的財産人材育成機関における研修等の相互協力について議論を行う機関長会合の開催が合意されたことを受け、2010 年より毎年開催している。

2016 年 11 月には、第 7 回会合がソウルで開催され、各機関における研修及び知的財産人材育成に関する業務について情報交換するとともに、機関長会合後に行われる日中韓人材育成機関連携セミナーについて毎回 e ラーニング化を行うこと、研修情報、教育教材等を今後も定期的に交換することに合意した。

1　JEGTA : Joint Experts Group for Trial and Appeal
2　JEGA : Joint Experts Group for Automation

Column 38

第 3 回 TM5 悪意の商標出願セミナー

2016 年 3 月 1 日に、日本橋三井ホールにおいて、第 3 回 TM5 悪意の商標出願セミナーを開催しました。

本セミナーは、日米欧中韓の商標五庁（TM5）の協力枠組みにおいて、我が国がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願プロジェクト」の一環として開催したものであり、第 1 回は、2013 年 10 月に東京で、第 2 回は 2014 年 5 月に香港で開催しました。

本セミナーでは、学習院大学法学部の小塚荘一郎教授による基調講演及び TM5 各庁における悪意の商標出願の最新事例の紹介が行われ、企業知財担当者、弁理士、弁護士等、約 300 名のユーザーの皆様にご参加いただきました。

1. 開会挨拶・基調講演

JPO の伊藤長官（当時）より、開会挨拶として、「悪意の商標出願プロジェクト」のこれまでの取組、今後「悪意の出願についての事例集」を作成すること、更に最近の JPO の取組等について紹介がなされました。その後、基調講演として、小塚荘一郎学習院大学法学部教授から、「悪意の出願の類型」、「悪意の出願を禁ずる根拠」、「悪意の出願に対処する場合の当局における手続」等について説明がなされました。

2. TM5 各庁による悪意の商標出願事例に関する講演

TM5 各庁より、悪意の商標出願に関する各庁の法制度、最新の事例及びその対応等について講演が行われ、その後質疑応答が行われました。

3. 総括質疑

JPO の青木商標課長（当時）がモデレーターを務め、TM5 各庁を回答者として、「出願人への悪意の立証責任の転換」、「悪意の商標出願の被害に遭わないために正当な商標権者が留意すべき点」、「悪意の商標出願に対する今後の国際協力の方向性」等、会場からの質問を含めた総括質疑が行われました。

今後の国際協力の方向性に関しては各庁間で、「悪意の商標出願に対応する際、TM5 の枠組みによる対話は有効であり、引き続き協力関係を継続していくことが重要である」との認識が共有されました。



開会挨拶を行う伊藤長官（当時）



基調講演を行う小塚荘一郎教授



総括質疑の様子

2 国際フォーラムにおける取組

知的財産に関する国際的な議論は、従来から知的財産保護に関する国連の専門機関である世界知的所有権機関（WIPO）や、世界貿易機関（WTO）の TRIPS 理事会[1]において活発に行われてきた。これらに加え、近年では、地域レベルでの経済協力の枠組みであるアジア太平洋経済協力（APEC）等においても、知的財産が重要な課題として取り上げられている。本節では、各フォーラムにおける議論及び我が国の取組について紹介する。

(1)世界知的所有権機関(WIPO)

WIPO は、ジュネーブに本部を置く、国連の専門機関である[2]。加盟国は日本を含め 189 か国[3]であり、知的財産に関する諸条約の管理業務（特に国際出願の受理・公報発行）のほか、知的財産に関するルールメイキング、知的財産分野での途上国支援等を実施している。WIPO の予算は、国際出願業務の運営に係る手数料収入が全体の 9 割以上を占めており、中でも特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に係る手数料収入が全体の約 4 分の 3 を占める。



WIPO 本部（スイス・ジュネーブ）



WIPO 加盟国総会の様子

①WIPO 加盟国総会

WIPO 加盟国総会は、WIPO 全体の予算の策定、事務局長の任命、PCT やマドプロの規則改正の承認等、WIPO 全体に関わる事項についての意思決定を行う会合であり、毎年秋に開催されている。第 56 回加盟国総会は、2016 年 10 月に開催され、日本からは、小宮特許庁長官、小柳特許技監を含む代表団が出席した。会合冒頭の一般演説では、小宮長官から、グローバル化する経済と知的財産制度の調整を担う国際機関として重要な役割を担っている WIPO への期待を表明するとともに、WIPO への任意拠出金を活用した途上国協力、IoT や AI といった新技術を含む第四次産業革命に対応するための我が国の検討の開始について紹介した。

本総会では、WIPO 外部事務所新規開設、意匠法条約（DLT）に係る外交会議の開催など諸々の重要事項について活発な議論が行われた。



小宮長官の一般演説

1　Council for Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights
2　1970 年に設立され、1974 年に国連の 14 番目の専門機関となった。
3　2017 年 3 月現在

②特許

a. PCT関連会合

PCTは、一つの国際出願により、152か国[1]の締約国全てに出願した効果を与える条約であり、1970年に採択された。近年、世界的に出願件数が増加しており、グローバルな特許取得のための手段として今後も発展することが期待されている。

PCT制度の改善については、我が国、欧米等の主要締約国が中心となり、2001年からPCTリフォームの議題が議論され、複数の規則改正が実現されるに至った。現在も引き続き、PCT国際機関会合（PCT-MIA）、PCT作業部会、PCT同盟総会等において、PCT制度の更なる発展について検討が行われている。

（ⅰ）PCT作業部会

PCT作業部会は、PCT同盟総会に向けた締約国間における協議の場と位置づけられている。2016年5月にジュネーブで開催された第9回会合では、PCT規則改正（補充国際調査制度の改善、先の調査・分類結果の受理官庁による国際調査機関への送付等）やITに関係する議題（ePCTを利用した国内段階移行等、カラー図面の許容）のほか、国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）の任期延長について議論が行われた。また、同作業部会と同時期に開催されたPCT技術協力委員会（CTC）では、トルコ特許庁（TPI）によるISA・IPEA任命申請を議論し、PCT同盟総会に対してTPIのISA・IPEA任命を承認するよう助言することを決定した。

なお、以上の議題のうち、作業部会が議決したPCT規則改正案とCTCが助言を決定したTPIのISA・IPEA任命については、2016年10月に開催されたPCT同盟総会で承認された。

（ⅱ）PCT国際機関会合

PCT国際機関会合（MIA）は、ISA・IPEAとして任命されている知財庁・機関の会合であり、PCT作業部会に向けた実務者間の協議の場と位置づけられている。2017年2月、アイスランド・レイキャビクにおいて開催された第24回会合では、かねて我が国から提案していた国際段階と国内段階の連携のためのPCT国際調査・予備審査ガイドラインの改訂案について多くの参加国からの支持が得られ、ガイドラインの改訂が進められることとなった。そのほか、品質管理システムに関する同ガイドライン21章の強化やISA・IPEAの任期延長等について議論が行われた。

b. WIPO特許法常設委員会（SCP）

SCPは、2000年11月の第4回会合以降、実体特許法条約作成に向けて議論を続けていた。2005年6月の第11回会合以降、南北対立により3年間、会合を開催することができなかったが、その後の調整の結果、2008年6月に第12回会合が開催され、2011年5月の第16回会合以降、「特許権の例外と制限」、「特許の質（異議制度を含む）」、「特許と健康」、「依頼者と代理人の間の秘匿」、「技術移転」の5項目について、各国のコメントや事務局による予備研究に基づき、議論が続けられてきた。

2016年12月の第25回会合では、これらの5項目に関するプレゼンテーション等を通じて意見交換がなされ、我が国からは、「特許の質（異議制度を含む）」の項目に関する議題についてプレゼンテーションを行った。第25回会合では、将来の作業について合意を形成することができなかったため、次回会合では同様のトピックに基づき、引き続き議論が行われる予定となっている。

③意匠

a. 商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会（SCT）

SCTは、WIPO加盟国及びオブザーバーが商標、意匠及び地理的表示の法律に関する議論を行うための常設委員会である。

意匠分野では、2006年11月の第16回会合から、手続の調和に向けた検討を行っており、

1　2017年3月現在

各国制度の調査と手続項目ごとの整理比較を経て、第 24 回会合（2010 年）以降は、意匠法条約（仮称。以下、「DLT」という。）を想定した具体的な条文案（以下、「DLT 案」という。）に基づき議論がなされた。これまでの累次の会合を経て、多くの国が DLT 案については外交会議の開催に十分なほど議論が成熟したと認識している。しかし、（ⅰ）途上国における同条約の履行を促進するための技術支援や能力開発に関する規定、及び（ⅱ）伝統的文化表現等の出所開示に関する規定[1]の位置づけについては、依然として議論が収束していない。これらの論点に関する議論は 2016 年 10 月の一般総会においても進捗せず、DLT の採択に向けた外交会議の開催に関しては、2017 年の一般総会で引き続き検討することが合意された。なお、第 35 回会合（2016 年 4 月）以降は、同会合において我が国と米国、イスラエルの共同提案により実施した、グラフィカルユーザーインターフェース等を含む新技術の意匠の加盟国における保護状況に関する調査を踏まえた議論や、優先権書類のためのデジタルアクセスサービス（DAS）への各加盟国の参加検討状況に関する情報共有が行われている。

b. ハーグ制度の法的発展に関する作業部会

ハーグ協定は意匠の国際登録制度に関する条約である。幾度かの改正の後、実体審査国等の参加による地理的な拡大を目指して、1999 年にジュネーブ改正協定が採択された。同協定は、2015 年 5 月 13 日に、我が国について発効し、特許庁は意匠の国際登録出願の受付を開始した。

2017 年 3 月現在のジュネーブ改正協定締約国は、米国、韓国、欧州連合（EU）、フランス、ドイツ、スペイン、スイス、ハンガリー、ノルウェー、トルコ、シンガポール、ブルネイ等の 52 か国・地域である。また、ハーグ協定に基づく 2016 年の国際意匠登録件数は 5,233 件（複数意匠一出願制度を採用しているため、意匠数では計 17,601 件）であった[2]。

ハーグ制度の法的発展のための作業部会は、ハーグ同盟総会によって 2011 年に設立された。同作業部会では、ハーグ協定及び同ジュネーブ改正協定締約国並びにオブザーバー（ユーザーグループ及びハーグ協定未加盟国）が一同に集まり、ユーザーニーズを踏まえたハーグ制度の改善のために必要な共通規則及び実施細則の改正に係る議論が行われている。我が国は、2015 年 12 月の第 5 回会合からジュネーブ改正協定締約国として正式参加している。2016 年 6 月の第 6 回会合では、創作者の氏名又は住所の追加変更や国際事務局による審査に関する共通規則の改正提案、国際登録簿におけるデータ構造の刷新に関するプロジェクト、ハーグ制度における最近の動向等について議論が行われた。

なお、上記作業部会で議決した共通規則の改正提案は、第 5 回作業部会で議決した改正事項とともに、2016 年 10 月に開催されたハーグ同盟総会で承認された。

c. ロカルノ同盟専門家委員会

ロカルノ協定は、意匠の国際分類を制定する協定であり、1968 年に成立し、1971 年に発効した。同協定により定められるロカルノ国際意匠分類（ロカルノ分類）は、クラスとサブクラス、各サブクラスに分類される物品のリスト及び注釈から構成される。最新版は 2017 年 1 月に発効された第 11 版であり、32 のクラスと 219 のサブクラスで構成される。

同協定は、我が国では 2014 年 9 月 24 日に発効した。2017 年 1 月現在のロカルノ協定締約国は、英国、フランス、ドイツ、ロシア、中国、韓国等の 54 か国である。

2015 年 10 月には、ロカルノ同盟第 12 回専門家委員会が開催され、我が国は締約国として正式参加した。同会合では、各締約国より提出されたロカルノ分類第 10 版の製品リストや注釈に対する修正・追加等の提案、中国か

1　2014 年 11 月の第 32 回会合でアフリカグループから提案された。
2　http://www.wipo.int/hague/en/statistics/index.jsp

らのロカルノ分類の細分化提案、ロカルノ分類の将来的開発（公表方法、製品リストのフォーマット変更、改訂期間）、パイロットグループの廃止等について議論された。

④商標

a. マドリッドシステムの法的発展に関する作業部会

標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書には2017年3月現在、日本を含む98か国が加盟している。

標章の国際登録に関するマドリッド協定及び議定書（マドリッドシステム）については、制度の見直しを行うため、2005年からWIPOマドリッドシステムの法的展開に関する作業部会（なお、第4回会合までアドホックな会合とされていた。）が開催されている。

2016年6月に開催された第14回作業部会においては、主に、期間の計算・代替・国際事務局を通じて送付される指定国官庁による通信等に係る共通規則の改正提案、国際登録の分割又は併合の導入や、マドリッド制度の将来の発展、マドリッド制度における限定の分析等について議論が行われた。また、同会合に合わせて開催されたラウンドテーブルにおいては、「本国官庁における同一性の認証業務」や「将来の作業部会における議題の検討」等をテーマに、国際事務局、締約国及びユーザーによる発表や意見交換が行われ、JPOからも基礎商標と国際登録出願に係る商標との同一性の認証に関する発表を行った。

b. 商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会（SCT）

商標分野では、主に国名の保護について議論が行われている。国名の保護については、2014年3月の第31回会合で、ジャマイカから、国名の保護強化のために、国名と誤認混同のおそれのない場合でも国名と抵触する商標の使用を禁じる規定や、国名を含む商標の登録に際して当該国の許認可を必要とさせる規定を含む共同勧告案が提案され、これに基づく議論が行われてきたものの、共同勧告の策定に積極的な中欧及びバルト諸国、イタリア等と、共同勧告の策定に消極的な米国、EU、日本等との間で意見が対立し、議論の収束には至っておらず、引き続き議論が行われることとなっている。

2016年4月の第35回会合からは、ジャマイカによる共同勧告案と併せて、事務局の作成した作業文書「商標としての登録と使用に対する国名の保護：実務、方法及び収束可能範囲[1]」に基づく議論が行われている。2016年10月の第36回会合では、前記作業文書で示された6つの収束可能範囲のうち、更なる議論を行うことに異論が示されなかった4つの収束可能範囲（「国名の観念」、「無効及び異議申立手続」等）について、次回会合以降、優先的に議論を行っていくことに合意した。

なお、地理的表示（GI）については、2015年10月の加盟国総会で、各国・地域におけるGIの保護制度についての調査をSCTにおいて行うことが決定された。これを受けて、第35回（2016年4月）以降の会合では、当該調査の内容及び進め方について議論されてきたが、各国・地域のGI保護制度についての包括的な調査を行うことを主張する米国、豪州等と、インターネット上（特にドメインネームシステム上）におけるGIの利用に対する保護に関する調査を優先的に行うべきと主張する欧州諸国との意見の隔たりが大きく、結論には至っていない。

⑤その他

a. 知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会（IGC）[2]

途上国が、自国に豊富に存在している遺伝資源・伝統的知識・伝統的文化表現[3]に対して、国際的な保護の枠組みを知的財産制度

1　法律の特定の範囲におけるSCTの作業の成果を記載する文書。国際的な拘束力のある国際約束ではなく、拘束力のない参考文書の位置づけとして採択されるもの。
2　Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore
3　最近のWIPOにおける議論では、「フォークロア」ではなく、「伝統的文化表現」との用語を使用している。

の中に設けることを強く求めるようになったことを受け、2000 年に、知的財産と遺伝資源等の関係について知的財産の側面から専門的に議論を行うため、WIPO 内に IGC が設置された。これまでに 33 回の会合が開催されている。

これまで、効果的な保護を確保する国際的な法的文書に合意することを目的にテキストベースの交渉を行うという IGC のマンデートに基づき、遺伝資源・伝統的知識・伝統的文化表現のそれぞれについて具体的なテキストに基づく議論が行われてきた。しかし、国際的な保護枠組の創設を求める途上国と、それに慎重な先進国の意見の懸隔は依然大きいままである。

2015 年 10 月の WIPO 一般総会では、2016/17 年のマンデートに関し、IGC を常設委員会とする案（アフリカ・グループ提案）、IGC のマンデートを更新せず、専門家パネル等をアドホックに開催する案（米提案）等が俎上に上り、協議は最終日まで難航した。しかし、最終的には、（i）次期予算年度で「国際的な法的文書」のテキストをまとめることを目的に議論すること、（ii）2017 年の一般総会でテキストと議論の進捗を評価し、外交会議の開催の可否について決定すること、（iii）2016 年に 4 回（遺伝資源 2 回、伝統的知識 2 回）、2017 年に 2 回（伝統的文化表現 2 回）の IGC を開催すること等を内容とするマンデート及び作業計画が合意されるに至った。

2016 年 5－6 月に行われた第 30 回会合では、上記マンデート及び作業計画に基づき、遺伝資源について集中的な議論が行われた。議論の対象となるテキストに対する意見の収束を図ることを目的として、地域ごとに参加国数を限定した非公式会合と全体会合とを組み合わせて、政策目的、保護対象、出所開示及び誤った特許付与防止のためのデータベースを含む防御的措置といった論点について議論が行われた。

出所開示に関しては、途上国は、遺伝資源の不正使用防止のためには遺伝資源の出所を特許出願において開示させ、不遵守の場合には特許無効等の制裁を科すことが必要であり、データベースは出所開示を補完するものにすぎないとした。一方、先進国（日本・米国等）は、遺伝資源の出所は特許制度とは直接関係ないばかりか、出所開示の義務化は特許制度に悪影響を及ぼし、イノベーションを阻害しかねないとの懸念から、その導入に反対した。また、知的財産の専門機関である WIPO において対処すべきは誤った特許付与の問題であり、データベースにより審査官が必要な情報を利用可能とすることが重要であると主張した。その結果、双方の主張の懸隔は埋まらず、今後のテキストの扱いについて議論するために、第 34 回会合に送られることとなった。なお、第 31 回会合（2016 年 9 月）及び第 32 回会合（2016 年 11 － 12 月）では、伝統的知識について議論が行われ、第 33 回会合（2017 年 2 － 3 月）では、伝統的文化表現について議論が行われた。

b. WIPO「開発アジェンダ」

2004 年 WIPO 加盟国総会において、ブラジル・アルゼンチン等計 14 か国の「開発フレンズ」は、「ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals）」を掲げる国連の専門機関として、WIPO は開発問題（途上国の経済・社会・文化の発展に関する問題）に積極的に取り組むべきであると指摘し、WIPO の「開発アジェンダ」策定を提案した。これを受けて、2007 年 WIPO 加盟国総会において、45 項目からなる開発アジェンダに関する勧告が採択された。さらに、これらの勧告を実施するための作業プログラムの策定、及びその実施状況の評価等を行うため、「開発と知的財産に関する委員会（CDIP）[1]」の設立が合意された。CDIP は、2008 年以降、毎年 2 回開催され、主に WIPO 加盟国総会で合意された 45 項目の勧告に係る作業プログラムの内容及び実施について議論を行っている。これまでに、「知的財産と競争政策」、「知的財産とパブリックド

1　Committee on Development and Intellectual Property

メイン」等のプロジェクトが承認されている。

本会合に関する我が国の取組としては、2010年9月に創設された「IP Advantage」データベースがある。本データベースは我が国が「経済発展のための知財活用経験共有データベース」として2008年のWIPO加盟国総会に提案し、CDIP第4回会合において承認されたものである。途上国における知的創造サイクル促進のため、ビジネスと知的財産との関係に係る成功事例を入手できるワンストップ・サービスを提供し、途上国との情報共有を図ることを狙いとするものであり、2010年9月にWIPOのウェブサイト上で公開を開始した。我が国がWIPOに任意拠出を行っているジャパン・ファンド事業の一環として、WIPO日本事務所において、当該データベースに投入される成功事例の調査・収集作業が継続して進められており、2017年3月現在、214件の事例が公開されている。

c. WIPO標準委員会(CWS)

CWSは、2009年9月のWIPO一般総会でその設置が承認され、2010年から2014年にかけて計4回開催され、出願番号の記載方法や国コード、XML等、産業財産権情報の国際的なデータ交換形式の標準であるWIPO標準に関する議論が行われてきた。

2016年3月に開催された第4回再開会合(2014年に開催された第4回会合を再開する会合)では、国家や政府機関等を表示するための略称や二文字コードを定めるWIPO標準ST.3が改定されると共に、2016年3月に名称変更した欧州連合知的財産庁(EUIPO(旧OHIM))が「EM」を継続使用することが確認された。また、ISR等における引用文献の記載要領を定めるWIPO標準ST.14及びヌクレオチド等の配列表のXML化を実現するWIPO標準ST.26並びに音標章の電子的管理に関するWIPO標準ST.68が採択された。さらに、五庁で既に取り組むオーソリティファイル[1]に関し、これをCWSの新たな取組とすることが合意された。

d. WIPO GREEN

WIPOでは、規範設定の他にも、グローバルな課題(特に公衆衛生、気候変動、食料安全)の解決に向けて知的財産が果たすべき役割を重要視し、知的財産の面から課題解決に貢献すべく様々な検討・取組を行っている。そして、我が国としても同課題解決に貢献すべく、WIPOの取組を支援している。

とりわけ「WIPO GREEN」は、日本知的財産協会(JIPA)の構想に端を発した取組であり、我が国としてもこれを支援している。この取組は、主に途上国への環境技術移転を促進するプラットフォーム作りを目指し、提供側の技術情報、及び導入側のニーズ情報の双方をデータベースとして蓄積し、技術提供側と導入を希望する側を引き合わせるハブとしての役割を果たす、いわゆるマッチング・データベースを整備するものである。環境技術に関する特許のライセンスのみならず、ノウハウや生産プロセス、資金調達、人的役務支援等を「技術パッケージ」として提供することで技術移転取引の促進を図ろうとするものであり、実際のライセンス等の交渉は当事者同士に委ねられるが、WIPOによって契約ひな形の提供等の取引支援も行われる予定とされている。我が国政府はWIPOへの任意拠出金(WIPOジャパン・トラスト・ファンド)を通じて、データベース構築等に係る費用の一部負担、特定分野における技術ニーズ調査事業[2]の費用負担等、「WIPO GREEN」事業を支援している。

2013年11月から運用が開始され、2017年3月現在、提供技術情報は2409件、ニーズ情報は151件が公開されている。

1 各庁が発行した公報に関する基本的な情報(公開番号、発行日等)のリストであり、データベース内の公報の存在確認(公報データ欠損の検出)のための参照元となるもの。
2 提供側の技術情報に比して、登録数が極端に少ないニーズ情報を増やす目的で2014年度にWIPOが実施した調査事業。

Column 39

ガリ WIPO 事務局長の訪日

WIPO のトップである事務局長には、2008 年より Francis Gurry（フランシス・ガリ）氏が着任し、2014 年には事務局長に再任されました（二期目の任期は 2020 年 9 月までの 6 年間）。

ガリ事務局長は、2017 年 1 － 2 月に訪日し、特許庁長官、産業界・大学等の知財関係者と意見交換を行ったほか、日本知的財産協会（JIPA）主催のシンポジウムに出席されました。

小宮特許庁長官との会談

小宮長官と行った会談では、ガリ事務局長から、WIPO に対する我が国の貢献へ感謝の言葉が述べられ、国際的な知財制度の発展に向けた我が国と WIPO との協力について意見交換を行いました。



（左から、ガリ事務局長、小宮長官）

第 16 回 JIPA 知財シンポジウム

「激動のビジネス革新！ 第 4 次産業革命と知財」をテーマとする本シンポジウムでは、ガリ事務局長から、IoT・ビッグデータ・AI といった技術が知財制度へ与える影響について、基調講演が行われました。



（JIPA 知財シンポジウムで基調講演を行うガリ事務局長）
（提供：WIPO）

産業界主催の意見交換会

産業界（日本経済団体連合会及び JIPA）が主催したガリ事務局長との意見交換会では、産業界側から日本の産業界における「Society 5.0」の実現に向けた取組み等が紹介され、経済や政治の動向を絡めた幅広い観点から、知財制度の将来等について、意見交換が行われました。



（左から、経団連知的財産委員会 江村国際標準化戦略部会長（NEC）、堤企画部会長（三菱電機）、ガリ事務局長、JIPA 田中会長（三井化学）、高木事務局長補）
（提供：WIPO）

AGC 旭硝子との意見交換

国際的なガラス製造企業であり、毎年 300 件近く PCT 国際出願をしている AGC 旭硝子をガリ事務局長が訪問しました。島村代表取締役兼社長執行役員 CEO から、AGC 旭硝子の事業戦略・知財戦略の紹介があり、WIPO が提供する WIPO Translate、PATENTSCOPE 等のサービスや、新興国での知財人材の育成について、意見交換を行いました。



（島村代表取締役兼社長執行役員 CEO（中）及び平井常務執行役員 CTO（右）から AGC 旭硝子の技術の紹介を受けるガリ事務局長（左））
（提供：WIPO）

東京工業大学での記念講演・意見交換

ガリ事務局長は高木 WIPO 事務局長補とともに、東京工業大学（東工大）で、国際的に活躍することに興味を持っている学生、研究者、技術者に向けて、国際機関で働くことをテーマに記念講演を行いました。講演会後の意見交換では、三島学長から、東工大の国際的な教育・研究活動・産学連携について紹介があり、WIPO 及び WIPO 日本事務所との協力関係の強化に対する期待が示されました。



（記念講演の様子）
（提供：WIPO）



（左から、高木事務局長補、ガリ事務局長、三島学長、安藤理事・副学長（研究担当））
（提供：WIPO）

Column 40

WIPO 日本事務所　～ 10 年の歩み～

WIPO 日本事務所カウンセラー　野田洋平

世界知的所有権機関（WIPO）日本事務所は、昨年（2016 年）の 9 月で設立から 10 周年を迎えました。そこで、このコラムでは、WIPO 日本事務所の設立から 10 年の歩みをご紹介したいと思います。

WIPO 日本事務所は、2005 年の WIPO 総会で特許庁長官から知的財産と開発の関連についての調査研究拠点として WIPO 日本事務所を誘致する提案が行われ、それが承認されて、2006 年 9 月に青山にある国連大学内に開設されたことから始まりました。初代所長は Allan Roac（アラン・ローチ）氏です。当初は、アジアの国を対象に前記調査研究を行い、2009 年に最終報告書が取りまとめられました。

2006 年	WIPO 日本事務所設立 Roach 所長就任 ●調査研究報告書	所員※ 1 人
2009	Icaza 所長就任 ●「ホンモノ」漫画プロジェクト実施 ● IP Advantage 開始 ●イノベータビデオ制作協力開始 ●マドプロ・コンサルタント配置	
2012	夏目所長就任 ●事務所移転 ● WIPO 制度プロモーション拡大 ●カウンセラー配置	
2015	大熊所長就任 ●インターン研修生受入開始 ●ジャパン・ファンド研修実施開始	6 人

※アルバイト、派遣社員も含む

また、2009 年に、二代目の所長として Maria de Icaza（マリア・デ・イカザ）氏が就任しました。2010 年に、「ホンモノ」（模倣品対策）漫画プロジェクトを実施して作品を募集しました。完成した作品は翻訳され WIPO 日本事務所ウェブサイトからご覧になれます。また、同年には、途上国等における知財活用の成功事例データベース「IP Advantage」が WIPO ウェブサイト上で公開され、現在も事例の追加を行っています。さらに同時期には、アジアのイノベーターに関する映像ドキュメンタリーの制作への協力を開始し、現在も行っています。このドキュメンタリーも WIPO 日本事務所ウェブサイトからご覧になれます。

2012 年には、初の日本人所長として、夏目健一郎氏が就任しました。そして、この 2012 年には、関係政府機関やユーザーとのアクセスが良い霞が関へ事務所を移転しました。そして、以前の活動に加えて、ユーザーからの国際出願手続等のお問い合わせへの対応や、セミナーでの WIPO 制度についての講演など、ユーザーサポートや日本語での情報提供に力を入れ始めました。この頃には、商標のマドリッド制度についての問い合わせ対応やユーザー訪問等を充実させるためコンサルタントが事務所に配置されました。また、2013 年には、マドプロ以外の WIPO のサービスについてのユーザーサポート、プロモーション等を充実させるためにカウンセラー職も配置されました。

2015年には、現在の所長である大熊雄治所長が就任しました。2015年からはさらにWIPO日本事務所の活動範囲を拡大し、WIPOジャパン・ファンドの下での、途上国からの短期インターン研修生の受け入れを、日本の特許法律事務所等と協力して開始しました。さらに2016年からは、WIPOジャパン・ファンド事業への関与を大幅に拡大し、WIPOジャパン・ファンドの下での日本開催の途上国向け研修事業の大部分の実施を担当しています。事務所として研修事業を運営した経験がない中で、研修プログラムの確定、会場や研修生の宿泊施設の決定、フライト・ビザ・保険など研修生の招へい手続、当日の運営など、手探りで進めています。

以上のように、WIPO日本事務所の10年の歩みは事務所の活動範囲拡大の歴史ともいえます。日本事務所の周知度が上がるにつれ、以下のグラフに示しますように問い合わせ件数も増加しています。具体的には、昨年2016年（度）は、1149件の問い合わせに回答し、160のユーザー企業等を訪問し、69回の講演を行い、PCTリージョナル・ワークショップなど4回の研修を実施し、4回に渡り短期インターン研修生の受入れを行い、IP Advantageに4つの成功事例を追加し、4つの映像ドキュメンタリーを作製しました。

WIPO日本事務所への問い合わせ件数

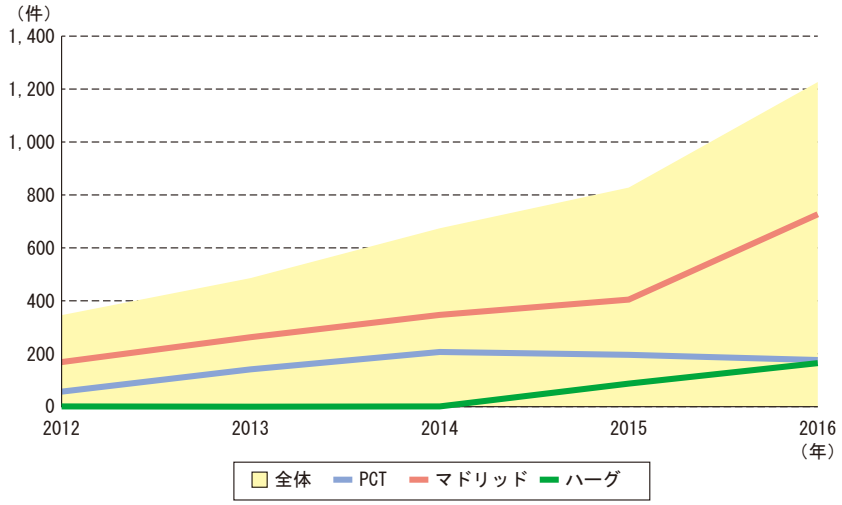

（備考）PCT：PCT国際出願制度（特許）
マドリッド：マドリッド制度（商標）
ハーグ：ハーグ協定のジュネーブ改正協定による国際出願制度（意匠）

今後も、WIPO日本事務所は霞が関という立地を生かし、日本のユーザーのサポート、セミナーやウェブサイトを通してWIPOについての最新情報を日本語で発信していくとともに、日本国特許庁等と協力して質の高い途上国向け研修事業を実施していくなど、WIPO本部ではできない付加価値を提供していきます。

(2)世界貿易機関(WTO)

①知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)[1]と TRIPS 理事会

1995 年、WTO の創設に合わせ、新たな貿易関連ルールの一つとして発効した TRIPS 協定は、知的財産権の保護に関して WTO 加盟国が遵守すべき最低基準(ミニマム・スタンダード)として機能しており、WIPO を中心とした国際的な知的財産権保護に関するルールメイキングの土台となるものである。

TRIPS 理事会は、TRIPS 協定に基づく義務の遵守状況の審査や、TRIPS 協定に関する事項の協議を行う場であり、2002 年以降は以下の事項を中心に議論が行われている。

a. TRIPS 協定と生物多様性条約との関係

TRIPS 協定と生物多様性条約（CBD）[2]との関係は、ドーハ閣僚宣言において実施問題[3]と認められたものの 1 つである。

遺伝資源提供国（主として、途上国）は、CBD に規定されている遺伝資源及び関連する伝統的知識（遺伝資源等）の利用から生ずる利益の配分を確実にし、特許要件（新規性・進歩性等）を満たさない誤った特許付与を防止するために、TRIPS 協定を改正（特許出願時の遺伝資源等の出所／原産国の開示、事前の情報に基づく同意及び利益配分の証拠の開示）すべきと主張している。

一方、米国、我が国等の先進国は、TRIPS 協定と CBD に不整合はなく、CBD の遵守のための具体的な措置としては、名古屋議定書[4]が採択されていることから、TRIPS 協定を改正する必要はないと反論している。また、誤った特許付与を防止する防御的保護の観点から、我が国は、WIPO/IGC[5]と同様に、特許審査用データベースの構築提案を行っている。

b. 医薬品アクセス

途上国の国民にとって医薬品が高価となっている原因として特許権の存在が指摘され、国際的な関心が高まっていたことを受け、2001 年 11 月、第 4 回閣僚会議において、「TRIPS 協定と公衆衛生に関する宣言」が採択された。2003 年 8 月の一般理事会において、本宣言のパラグラフ 6 の実施に関する決定が行われた[6]。さらに、2005 年 12 月の一般理事会では、同決定を TRIPS 協定に反映するための TRIPS 協定改正に関する議定書が採択された。

改正議定書は、2017 年 1 月、WTO 全加盟国・地域の 3 分の 2 に当たる 110 加盟国・地域が受諾したため、受諾した加盟国・地域の間で改正議定書が発効した[7]。

我が国は、2007 年 6 月の国会承認を受けて、2007 年 8 月 31 日に WTO 事務局長に対し受諾書を寄託済みである。

TRIPS 理事会においても、我が国は知的財産と公衆衛生の議論に貢献すべく、積極的に議論に参加している。

c. 知的財産とイノベーション

知的財産活用の成功事例等を紹介することにより、知的財産制度の肯定的な側面に焦点を当てることを目的とした議題であり、米の主導により、2012 年 11 月の TRIPS 理事会から議論が行われている。2016 年の TRIPS 理事会では、教育と普及（3 月）、持続可能な資源と低排出技術戦略（6 月）、広域のイノベーションモデル（11 月）といったテーマのもと、我が国を含む先進国が具体的取組の紹介を通じてイノベーション促進に果たす知的財産権の

1　Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights
2　1992 年の国連環境開発会議で、生物種保護のために成立した条約であるが、同条約の中には、遺伝資源（ヒトを除く動物、植物、微生物の全てが「遺伝資源」に該当する）の利用から生ずる利益の遺伝資源提供国への配分、原住民の伝統的知識の保護、途上国へのバイオテクノロジーの移転等が盛り込まれた。CBD の規定をどのように履行していくべきかという議論の中で、既存の知的財産権制度、とりわけ TRIPS 協定の改正が必要との主張が途上国からなされている。
3　実施問題とは、TRIPS 協定を含む、WTO 協定の実施段階に入って途上国が直面している様々な問題のこと。一括受諾項目と異なり、ドーハ・ラウンドにおける正式な交渉対象項目として合意されたものではない。
4　「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」
5　知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会
6　上記宣言のパラグラフ 6 に基づき、医薬品の製造能力が不十分又は欠如している加盟国が強制実施権を効果的に利用できないという問題に対して、強制実施権を活用し、特許が付与された医薬品を製造能力が不十分又は欠如している国へ供給することを目的とし、一定の条件のもとで、他国の公衆衛生の問題に対処する上で必要な医薬品を製造及び輸出することを認める決定。
7　発効した改正議定書の効力は受諾国に対してのみ有効。非受諾国ついては、効力は及ばないが、2003 年一般理事会決定が引き続き有効であり、パラグラフ 6 の利用が可能。

重要性を説明した。他方、インド、ブラジル等の一部の途上国は、知財はイノベーションの障壁ともなり得ると主張した。

d. 医薬品に関する後発開発途上国(LDC)に対する経過措置の延長

TRIPS 協定第 66 条第 1 項では、LDC に対し TRIPS 協定を履行するまでに 10 年の経過期間が与えられていた。これについて、LDC からの経過期間延長要請が TRIPS 理事会で承認され、現在、2021 年 7 月 1 日まで経過期間が延長されている。

また、2015 年 2 月の TRIPS 理事会では、医薬品に関して、TRIPS 協定第 2 部第 5 節の「特許」及び同第 7 節の「非開示情報の保護」についての経過期間、TRIPS 協定第 70 条第 8 項（メールボックス出願規定）の履行義務免除、並びに TRIPS 協定第 70 条第 9 項（排他的販売権規定）の履行義務免除を、各国が LDC である限り無期限に認めるよう LDC から提案がなされた。以降、LDC と各国による二国間協議等を通じて調整が行われ、2033 年 1 月 1 日まで上記の経過期間と履行義務免除を認めることが合意された。

②貿易政策検討制度(TPRM[1])

TPRM は、WTO 加盟国の貿易政策及び貿易慣行について一層の透明性を確保し、理解を深めることにより、多角的貿易体制が一層円滑に機能することに資することを目的として、一般理事会の貿易政策検討委員会により実施されている。WTO 加盟国の内、過去 3 年間の貿易量の平均の上位 4 か国（近年は概ね日本、米国、EU 及び中国）は 2 年に 1 回、次の 16 か国は 4 年に 1 回、その他の国は 6 年に 1 回、TPRM の対象国となる。我が国に対する TPRM に基づく検討会合は、直近では 2017 年 3 月に実施され、多くの国から、我が国の知的財産制度及び運用等について質問がなされた。

(3)APECにおける知的財産権専門家会合（IPEG）

APEC とは、アジア太平洋地域の 21 か国・地域（エコノミー）をメンバーとして、貿易・投資の自由化・円滑化及び経済技術協力を目指す地域フォーラムである。1995 年の APEC 大阪首脳会議において、貿易・投資の自由化・円滑化に関する 15 の優先分野の一つとして知的財産権が取り上げられ、それに対応した専門家レベルのフォーラムとして知的財産権専門家会合（IPEG）が設立された。IPEG では、貿易・投資の自由化・円滑化を促進するために、2001 年に TRIPS 協定履行完了に対応して作成された新しい共同行動計画（CAP:Collective Action Plan）に従った活動を行っている。IPEG の具体的活動としては、通常毎年 2 回の定期会合のほか、知的財産に関する官民合同セミナーやシンポジウムを開催している。

2016 年 8 月の第 43 回会合では、企業コンタクトの実施や面接審査等の取組、及び第 42 回会合で紹介した「特許審査基準及びガイドラインの作成」のアップデートとして「食品の用途発明」に関する審査基準等の改訂について紹介した。また、2017 年 2 月の第 44 回会合では、我が国の地域団体商標制度に関する取組、知財司法関連の国際交流に関する取組、審判情報の英訳発信に関する取組、及び人材育成協力に関する取組を紹介した。

1 The Trade Policy Review Mechanism

3 途上国の知的財産制度整備に向けた取組

知的財産制度は途上国にとってもビジネスの発展に有効なツールであり、かつ、必要なインフラであることから、これらの国における知的創造サイクルの確立に向けた取組を支援し、知的財産制度の法制度・運用整備を促すことは、途上国経済自体の自立的な発展を通じて、世界経済の持続的な成長に寄与するものである。加えて、知的財産制度の確立は、貿易・投資環境の改善につながり、途上国で事業活動を行う我が国企業のビジネスコストを引き下げるだけではなく、対内直接投資の拡大を促進するという観点からも、途上国の発展につながるものである。このような観点から、日本国特許庁は途上国に対して、知的財産権の保護強化及び執行強化の観点から人材育成や情報化等を積極的に支援している。

また、途上国においては国ごとに知的財産権の保護水準や我が国との貿易・投資実態が大きく異なるため、協力の実施に当たっては、我が国産業界のニーズを踏まえ、対象国・分野等の優先度を十分吟味するとともに、各国の状況に応じたきめの細かい計画を策定することが不可欠である。

本節では、政府開発援助（ODA）のスキームの活用を中心とした我が国の取組について、その概要を紹介する。

(1)ODAのスキームを活用した取組

①ジャパン・トラスト・ファンド(世界知的所有権機関(WIPO))

WIPO に対して1987年から任意拠出金を支出しており、この拠出金を基に信託基金「WIPOジャパン・トラスト・ファンド」が組まれ、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）地域のWIPOメンバー途上国を対象として、ワークショップ等の開催、研修、専門家派遣、知的財産権庁の情報化支援等の各種事業を実施している。また、2008年、当該ファンドを拡充し、アフリカ地域における知的財産を活用した自立的経済発展を促進するためのファンドを創設した。同ファンド事業では、知的財産権制度の重要性への意識向上、知的財産法制度の整備・拡充、知的財産専門家の人材育成を目的に、ワークショップ等の開催、研修、情報化支援等を積極的に推進している。

②技術協力プロジェクト[1]等(独立行政法人国際協力機構(JICA))

現在、インドネシアにおいて、「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」（2015年12月－2020年12月）が実施されており、日本国特許庁から職員1名を長期専門家として派遣するとともに、案件に応じた短期専門家の派遣、研修生の受入れを通じて、知的財産制度整備の支援、人材育成協力、普及啓発活動を行っている。本プロジェクトは、日本国特許庁がこれまで行ってきたインドネシアにおける知的財産権の保護強化に関する支援を発展、拡充するものであり、これにより、知的財産法を含むビジネス関連法の法的整合性を向上させ、知的財産を保護する体制が強化されるなど、ビジネス環境の改善が期待される。また、本年3月で終了したベトナムにおける「知的財産権の保護及び執行強化プロジェクト」（2012年6月－2017年3月）に対しても、日本国特許庁から職員1名を長期専門家として派遣し、知的財産関連機関の執行能力強化に向けた支援を行った。

1 技術協力プロジェクトは、専門家の派遣、研修員の受入れ、機材の供与という3つの協力手段（協力ツール）を組み合わせ、一つのプロジェクトとして一定の期間に実施される事業形態。

また、ミャンマーにおいて、知的財産法の成立後に円滑に知的財産制度を運用するために、日本国特許庁から職員1名を長期専門家として派遣し（2015年3月－2018年3月）、出願・審査・登録を担う知的財産庁の設立、知的財産制度運用にあたっての実務上の細則の整備、組織内の業務フローの確立や職員の育成に関する支援を行っている。

(2)人材育成に関する協力

日本国特許庁では、人材育成に係る協力として、ワークショップ開催、研修生の受入れ、専門家派遣等を実施している。

人材育成に関する2016年度の主な活動は以下のとおり。

①専門家派遣

WIPOジャパン・トラスト・ファンド及びJICA技術協力プロジェクト等のスキームを活用して、日本国特許庁職員を途上国の知的財産庁等へ派遣し、知的財産庁の様々な業務について現地で指導を行っている。2016年度は、インドネシア、シンガポール、インド、マレーシア、ミャンマー、モロッコ、ジンバブエ、モザンビークに職員を派遣し、非伝統的商標の保護、効果的な知的財産権の保護、審査能力の向上、知財マネジメント人材育成、及び適切な業務処理等をテーマに講義を行った。

②短期・中期研修生の招へい

途上国における知的財産権の保護・執行強化、知的財産権の活用及び制度の普及啓発等のための人材育成を目的とし、審査官、行政官、執行官をはじめとした知財専門家の能力向上を目的とした研修を実施している。1996年4月－2017年3月の21年間に亘り、アジア太平洋地域を中心とした75か国5地域から官民合わせて5,534名の研修生を招へいした。2009年度からは、中期的プログラムとしてサーチ及び審査実務に主眼をおいた特許審査実践研修を実施している。

2016年度はブラジル・エジプトの特許審査官を各2名、インドの特許審査官を6名招へいして、約2か月の研修を実施した。



2016年度　特許審査実践研修　研修生受入れ

③長期研究生の招へい

途上国において知的財産権にかかる分野での指導的立場にある者、あるいは今後そのような立場になることが期待される者を我が国に招へいし、知的財産権に関する自主的な研究活動の場を提供している。2016年度は、ベトナム、マレーシア、インドネシア、メキシコから各1名、計4名の長期研究生を招へいして、約4か月の研修を実施した。

④フォローアップセミナーの開催

我が国で研修を受けた者に対する研修成果の持続・フォローアップ、研修生間の連携を図り、各国国内における知的財産権制度の普及啓発を支援することを目的として、日本国特許庁及び研修修了生で組織された同窓会、並びに現地知的財産庁の主催によるセミナーを開催している。2016年度は、タイ、フィリピン、インド、ミャンマーにおいて開催した。

⑤セミナー、ワークショップ等の開催

WIPOジャパン・トラスト・ファンドにより運営されていた主な会合の開催実績は次のとおりである。

a. 特許情報の普及及び効果的活用に関するリージョナルワークショップ(東京)

各国の特許情報普及の取組の現状や課題等を議論し、日本国特許庁や世界知的所有権機関(WIPO)の取組や知見を共有することにより、途上国における国内外への特許情報の普及や知財庁間又はWIPOとの間での特許情報の交換を促進することを目的として、2016年12月に開催された。

本ワークショップでは、7か国から計14名が参加し、各庁による特許情報の普及における課題解決に向けた今後の取組についても議論が行われた。

b. 知的財産庁マドリッド制度担当職員向けWIPOリージョナル会合(東京)

ASEAN諸国及びSAARC(南アジア地域協力連合)の知的財産庁におけるマドリッド制度実務担当者及び未加盟国の同制度加盟に向けた検討を行う実務者が一堂に会し、マドリッド制度に関する実務の改善に向けた意見交換やアジア地域における共通の課題について議論を行うとともに、同制度未加盟国に対しては加盟に向けた知見の共有を行うことを目的として、2016年12月に開催された。

本会合では、13か国から計18名が参加し、マドリッド制度の最新の情報の共有や本国官庁や指定国官庁の業務改善について議論がなされた。

c. PCT成果物利用に関するリージョナル・ワークショップ(東京)

ASEAN地域及びラテンアメリカ地域における新興国及び途上国の指導的立場にある特許審査官を対象に、PCT国際調査報告(ISR)及び見解書(WOISA)等の成果物並びに日本国特許庁等の他庁のサーチ及び審査結果を活用する手法等を習得することを目的に、2016年9月、2日間の日程で開催された。本ワークショップはASEAN諸国及びラテンアメリカ地域の9ヵ国から19名が参加し、講義だけではなく、ケーススタディの実践やディスカッションを中心に行われた。

d. ワークシェアリング促進のためのWIPO-CASEナショナルワークショップ(フィリピン、タイ)

2016年4月にフィリピンのマニラにて、フィリピン知的財産庁の特許審査官、IT部門職員等60名程度を対象に、同月にタイのバンコクにて、タイ商務省知的財産局の特許審査官、国際部門職員等60名程度を対象に、また、2016年11月にタイ商務省知的財産局の新人特許審査官、国際部門職員等20名程度を対象にWIPO-CASEナショナルワークショップが開催された。ワークショップは、特許審査におけるワークシェアリングの重要性や有効性について認識を深めることを目的とし、WIPO-CASEの利用方法やWIPO-CASEから参照可能な書類情報の活用方法が紹介された。

日本国特許庁からは、特許審査におけるワークシェアリングの意義を説明すると共に、日本国特許庁の審査書類の種類や読解手法といった書類情報の活用方法を紹介した。

e. WIPO-CASEを利用した特許審査及び特許付与に関するアセアンワークショップ（シンガポール）

2017年3月にシンガポールにて、ASEAN諸国、モンゴル、パプアニューギニアの各知財庁から3、4名、計50名程度が参加し、各知財庁のITシステムの向上の支援を目的としたワークショップが開催された。日本国特許庁からは、我が国の国内の特許審査の実務と業務をサポートするITシステム（業務フロー、手続要件、サーチ手法、審査関連ITシステム等）について紹介するとともに、ITの活用による審査効率と品質確保の取り組み（OPDやWIPO-CASEを活用した他庁審査結果の参照、品質管理の仕組み等）について紹介し、各知財庁からは、特に品質管理に関する質問が多くなされるなど、活発な意見交換が行われた。WIPO-CASEに参加しているASEAN各庁からは、複数庁の審査結果をワンストップで参照できるWIPO-CASEへの評価が示された。

f. カサブランカ・エンフォースメントセミナー（モロッコ）

各国の模倣品取り締まり機関間の協力推進や経験の共有を行うことを目的として、2016年5月にモロッコで開催された。エジプト、ケニア、モロッコ等、アフリカ10か国の税関等政府関係者が招へいされ、またスピーカーとして、日本国特許庁に加え、東京税関、WIPO、世界税関機構（WCO）等が参加した。各スピーカーが模倣品対策に関する経験や取組についてそれぞれ紹介、意見交換を実施するとともに、ラウンドテーブルでは参加者との質疑応答が行われ、日本国特許庁に対しては、消費者への普及啓発に関する取組の重要性やアフリカ向けWIPOジャパン・トラスト・ファンドによる支援への期待などについてコメントが寄せられた。

g. ブランディング（商標化）プロジェクト～タイタバスケット～（ケニア）

ケニアの民芸品であるタイタバスケットの商品価値と市場競争力を向上させることを目的としてプロジェクトを立ち上げ、現地職人の織工技術向上や、商標制度と品質基準に関する知識向上ためのワークショップ等を実施するとともに、2016年8月の第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）等においては、ジャパンフェアでタイタバスケットの展示を行った（第3部第1章11.（3）参照。）。

h. ARIPO加盟国のための知的財産統計の発展と効果的活用についてのサブリジョナルワークショップ（ジンバブエ）

知的財産統計の重要性の認識とその効果的活用のための知識を向上させることを目的に、2016年9月にジンバブエでワークショップを開催。ARIPO加盟各国の知財関係者のほか、ARIPO加盟国の在ジンバブエ大使等外交団を含め約50名が参加した。WIPOの専門家、並びにARIPO及びケニア、ウガンダのスピーカーにより、施策検討における知的財産統計の重要性というテーマの下、特許、実用新案、意匠、商標及び著作権の知的財産統計の活用事例等が紹介される中、日本国特許庁からは、知的財産活動調査の概要とその調査結果を踏まえ実施されたグローバル知財マネジメント人財育成推進事業について、施策検討における統計の活用事例として紹介した。

3-2-1図　途上国等に対する人材育成協力の実績

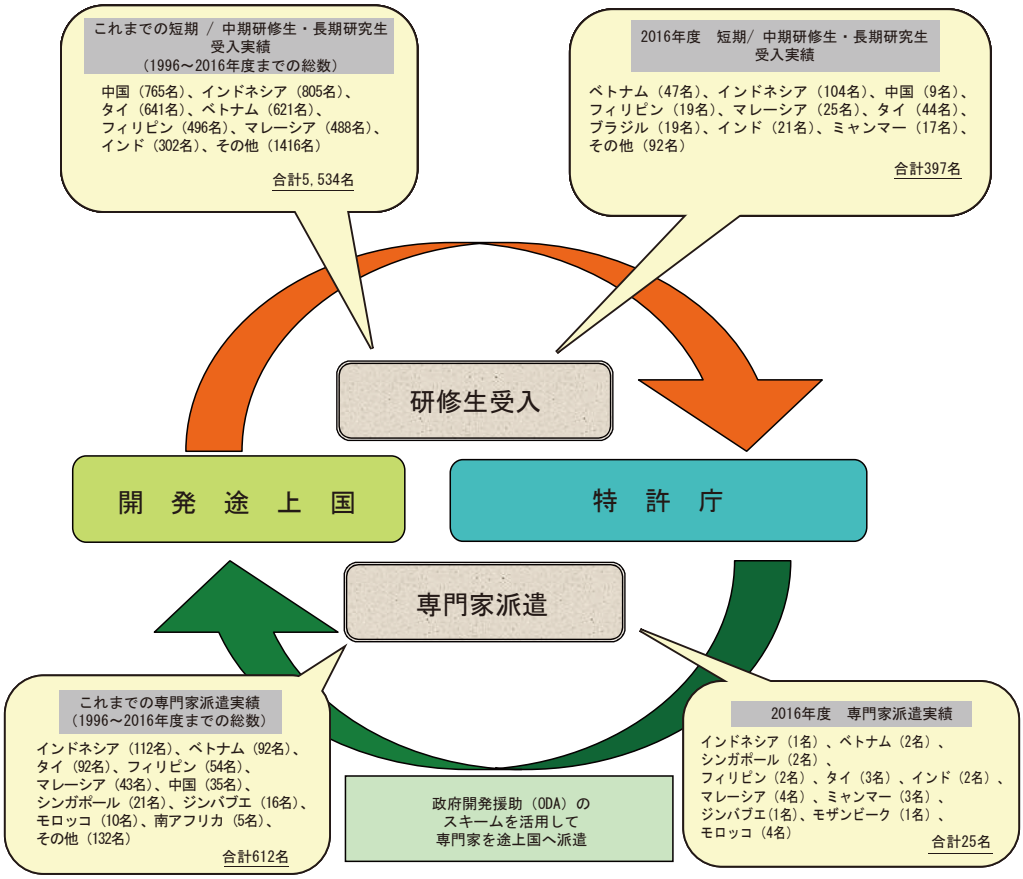

(3)新興国の情報化等への協力

①ITインフラ整備に関する協力

ASEAN諸国を始めとする新興国は製造拠点として、また近年では成長市場としてその重要性が一層高まっている。これらの新興国での我が国企業等のビジネス展開を円滑なものとするために、より効率的な知的財産行政のためのITインフラ整備が期待されている。

このような状況を踏まえて、ASEAN諸国における審査の効率化と質の向上に寄与するITインフラ整備を支援するため、これらの国々に対して、我が国からWIPOへの任意拠出金を財源とした信託基金であるWIPOジャパンファンドを通じてプロジェクトを実施している。具体的には、ASEAN各庁における出願書類等の紙書類の電子化支援[1]、ワークフロー最適化支援、新興国向けITシステムの開発支援、WIPO-CASE[2]機能向上、ASEAN各庁の公報データを一括参照可能とするASEAN知財情報のポータルであるASEAN PATENTSCOPEの構築支援、IT人材育成のためのワークショップ等[3]の開催、WIPO-CASEを活用したASEAN審査協力プログラムの促進などを行っている。

②日本国特許庁の審査関連情報の提供

特許出願に係る我が国の審査結果の有効活用を通じて海外の知的財産庁におけるワークロードの重複を軽減し、これらの知的財産庁における我が国の出願人の権利取得迅速化を目的として、日本国特許庁の審査関連情報を提供する「高度産業財産ネットワーク（AIPN: Advanced Industrial Property Network）」を海外の知的財産庁に提供している。

AIPNにより、海外の知的財産庁の審査官は、インターネットを通じて日本国特許庁の出願の審査手続書類、経過情報、引用文献情報、特許付与後クレームの審査関連情報やパテントファミリー情報等を英語で入手することができる。2017年3月現在、68か国・機関においてAIPNの利用が可能である。

3-2-2図 AIPNの利用可能国・機関

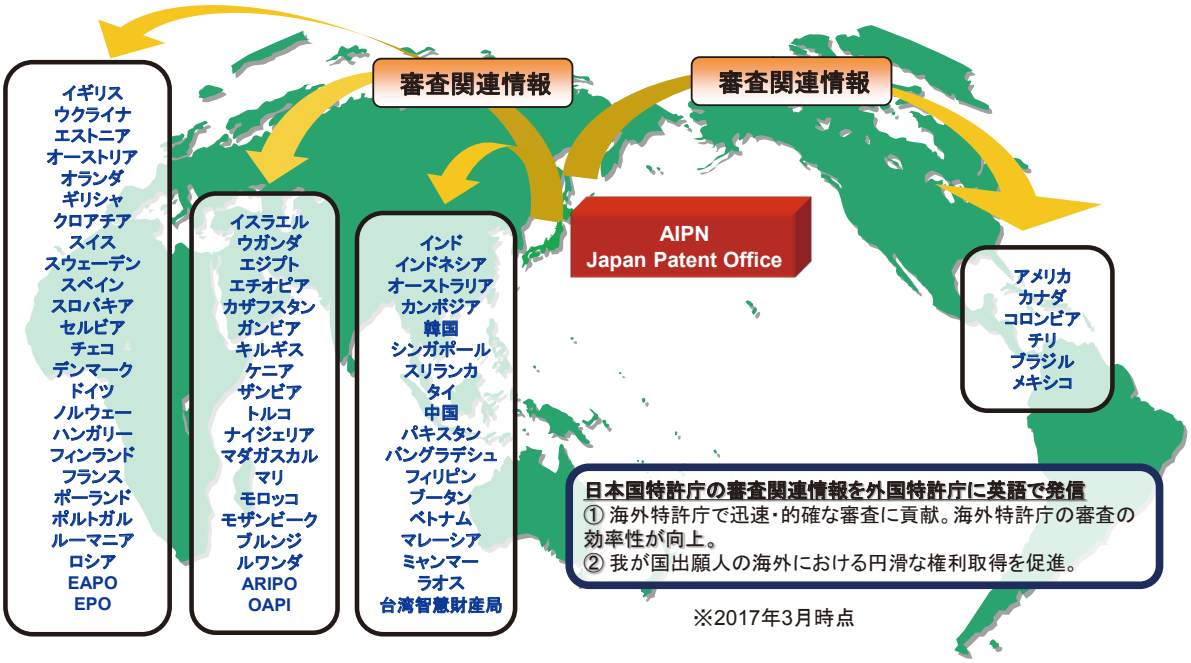

1 第2部第5章2.(4)①出願書類等紙書類の電子化支援 参照
2 第2部第5章2.(4)④WIPO-CASE関連 参照
3 第3部第2章3.(2)⑤d. WIPO-CASEナショナルワークショップ 参照

4　国際研修指導教官について

企業の経済活動のグローバル化の進展に伴い、海外において予見性を持って円滑に権利を取得し得ることが求められている。そのためには、その国の審査官が、十分な審査実務能力を有し、適切な判断ができる能力を備えていることが重要である。特に、インド・ASEAN 諸国は我が国企業の事業展開が大いに見込まれることから、これらの国における審査体制の整備・強化への協力に対するニーズが寄せられている。このような中、特許庁では、特許審査の実務経験が豊富な審査官 12 名（2017 年 3 月時点）から構成される国際研修指導教官[1]を中心として、インド・ASEAN をはじめとする新興国審査官に対する特許審査実務面での協力を行っている。国際研修指導教官は、新興国に対する支援を行い、英語による高度な情報発信能力を確保することを目的として、2012 年 4 月から活動を行っている。

国際研修指導教官の主な業務として、新興国審査官に対する審査実務指導が挙げられる。審査実務指導は、国際研修指導教官が新興国に赴いたり、新興国審査官を日本に招へいしたりすることで、直接顔を合わせての研修を実施している。このように直接交流することを通じて、指導効果を高めるとともに、深い信頼関係を構築している。2016 年度は、インド・ASEAN 諸国を中心とした新興国計 14 か国延べ約 780 名の審査官に対し審査実務指導を行った。

特に、2016 年度は、新たな取組として他庁の新人審査官研修への協力に注力した。インドに対しては、2016 年 4 月～ 5 月、及び 8 月に、国際研修指導教官を始めとする日本特許庁の審査官延べ 12 名を現地に派遣し、インド特許意匠商標総局の新人審査官約 400 名に対して特許審査実務の指導を行った。タイに対しては、2016 年 10 月～ 11 月、及び 2017 年 3 月に、審査官延べ 8 名を現地に派遣し、タイ知的財産局の新人審査官約 50 名に対して特許審査実務の基礎を網羅的に指導するとともに、新人を指導する立場にある審査官に対しても審査の指導方法に関する研修を実施するという、包括的な協力を行った。加えて、2017 年 2 月には、それまでに現地研修を受けたタイ新人審査官を日本へ招へいし、現地における新人審査官研修の講師と同じ国際研修指導教官による効率的・効果的なさらなる研修指導を行った。インド、タイいずれにおいても、2016 年度の新人審査官採用は従来の審査官人数に比して大規模なものであったことから、これらの研修を通じて、インド特許意匠商標総局の 50%以上、タイ知的財産局の実に約 70%程度の審査官に対して、日本国特許庁の審査官による審査手法の指導を行うことができた。

また、国際研修指導教官は、研修テキストや研修カリキュラム、e ラーニング教材など各種教材の作成も行っている。新興国審査官に対して審査実務を分かりやすく伝えるために、2014 年度までに英語版の研修用スライドを作成した。2016 年度は、この研修用スライドを活用し製本化した新興国向け研修テキスト計 650 部を新興国審査官に配付し、研修時に活用するとともに、日本国特許庁における審査実務の更なる普及を図った。

特許庁は、今後も、国際研修指導教官を中心として、引き続き新興国審査官に対して効果的・効率的な審査実務指導を行い、さらに、研修テキストの配布や e ラーニング教材の拡充と周知を通じて、新興国審査官の審査実務能力の向上と我が国の特許審査実務のより一層の普及を図る。そして、これらの取組により、我が国企業の新興国展開を支援していく。

1　国際研修指導教官 12 名の他に、代表 1 名、幹事 1 名で構成。



インドの新人審査官向け研修の様子



タイの新人審査官向け研修の様子



新興国向け研修テキスト

5　模倣品問題への対応

知的財産権保護の制度・運用が不十分な国・地域において模倣品が製造され、流通することにより、世界的な広がりを見せている模倣品・海賊版被害は、我が国企業にとって深刻な問題となっている。本節では、特許庁をはじめとした政府による模倣品問題への取組について、その概要を紹介する。

(1)模倣品問題の現状

近年、模倣品・海賊版の流通は世界的に拡大しており、その被害内容も多様化・複雑化している。経済のグローバル化とアジア地域の経済発展に伴い、アジア地域で商標権や著作権等の知的財産権が侵害される事例が増加するとともに、アジア地域で製造された模倣品が世界中に拡散する傾向にある。2016 年の我が国の税関における知的財産権侵害品の輸入差止め件数は、前年から 11.1%減少したものの、2.6 万件で、10 年連続で 2 万件を超え、また、5 年連続で 2.5 万件を超えており、引き続き高水準となっている。

このような模倣品・海賊版の氾濫は、市場における潜在的販売機会の喪失、消費者に対するブランド・イメージの低下等の経済的影響だけでなく、偽造医薬品による健康への被害、製品の安全性の問題、組織犯罪への資金提供等の深刻な悪影響をもたらすものである。

日本国特許庁が実施した模倣被害実態調査によると、2015 年度において我が国の産業財産権を 1 件以上保有していた企業のうち、同年度中に模倣被害を受けた企業数は、全体推計で、約 1 万社（全体の約 6%）であった。また、2015 年度において我が国の産業財産権を保有する企業が受けた模倣被害の状況を模倣品の製造国（地域）、経由国（地域）及び販売提供国（地域）に分けてみると、製造国が中国（香港を含む。以下同じ。）である企業数は、全体推計で 2,682 社、経由国が中国である企業は、全体推計で 427 社、販売提供国が中国である企業数は、全体推計で 2,457 社であり、いずれも中国が最多であった。次いで韓国、台湾等アジア地域での模倣被害が引き続き深刻な状況となっている。さらに、模倣業者が取締り・摘発から逃れようと、模倣手口の巧妙化も年々進んでいる。このように多様化・複雑化する模倣被害に対処するために、模倣被害対策における働きかけ先や働きかけの方法等を多様化していくことが必要になっている。

3-2-3図
模倣被害者数の割合（全体推計値）

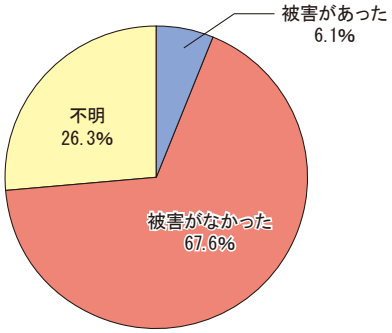

（備考）2015年度において我が国の産業財産権を１件以上保有していた企業に関する。
（資料）特許庁「2016年度模倣被害調査報告書」(2017年3月)

3-2-4図
国・地域別の模倣被害状況（全体推計値）

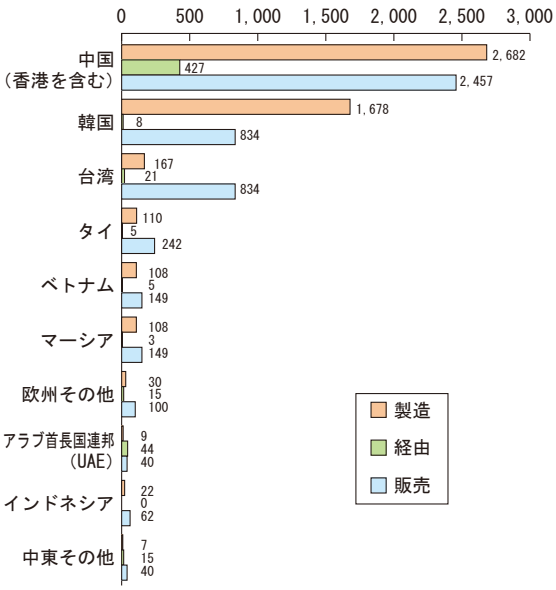

（備考）2015年度において我が国の産業財産権を１件以上保有していた企業に関する。
（資料）特許庁「2016年度模倣被害調査報告書」(2017年3月)

(2)模倣品問題に対する日本国特許庁の取組

①各国政府への働きかけと支援

2009年に日中政府間で知的財産保護に関する四つの覚書が交換され、知的財産保護の協力と交流関係の強化が図られている。当該覚書に基づいて中国政府機関との間で具体的な協力の取組が進められており、模倣品問題については日中知的財産権ワーキンググループ等の場で議論が行われてきた。また、途上国における取締りの強化に関しては、毎年、アジア各国の税関、警察、裁判所等の取締機関等職員を研修生として日本に招へいして知的財産権制度に関する研修を実施するとともに、現地においてセミナーを開催することを通じて、各国の取締機関等職員の人材育成を支援している。

また、2005年G8サミットにおいて、知的財産権の執行を強化するための新しい国際的な法的枠組みである「偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）」を我が国が提唱し、各国との交渉を経て、2011年10月の東京における署名式で我が国を含む8か国がACTAに署名した。2012年10月には、我が国は受諾書を寄託し、ACTA の最初の締約国となった。今後ACTAは6番目の批准書等が寄託された日の30日後に発効する。

ACTAは、模倣品・海賊版対策の実効性を高めるため、WTO/TRIPS協定における執行に関する枠組みを更に発展させたものであり、具体的には、税関の取締対象への輸出の追加、模倣ラベルの取引の違法化、視聴や使用を限定する機能を無効化する機器の取引の違法化等が規定されている。

ACTA締約国としては、二国間・複数国間協議等の様々な機会を利用して協定への理解を深めるとともに、アジア地域をはじめとした諸外国に対して協定への参加を促していくことが期待される。

②産業界との連携

模倣品・海賊版等の海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化し、個別企業や業界では対処が困難な問題についての官民合同の協力拠点となり、国内外の政府機関等に対し一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、2002年4月、「国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）」が設立され、2017年で15年目を迎えた。IIPPFが官民協力の拠点になることにより、官は日本産業界の現状をしっかりと把握し、それを施策に反映させることができ、民は日本産業界だけでは対処できない他国政府からの提案等についても柔軟な対応が可能になるなど、相互に補完し、海外の知的財産に関する問題についてより有効かつ実効的な対策をとることが可能となっている。特に中国政府との関係では、日中政府間において知的財産に関する協議の場が持てなかった時期においては、IIPPFが官民協力の拠点となり、中国政府との協議の場を切り開き、日中交流を継続した。また、近年、日中政府間において知的財産に関する協議の場が設けられて以降は、日中政府間の協議にIIPPFがオブザーバーとして参加し、それをIIPPFのその後の活動に活かし、他方でIIPPFの活動が日中政府間協議の内容に反映されるなど、日本政府とIIPPFが密接に連携して知的財産保護を推進している。このほか、IIPPFではASEAN諸国をはじめ新興国等の取締機関職員向けの「真贋判定」セミナーの実施等の協力も行っている。2016年度の真贋判定セミナーは、ベトナム、インドネシア、エジプト、中国、米国で開催された。

日本国特許庁としても、IIPPFの取組を支援しており、特に、中国に関しては、IIPPFと政府が連携して、これまでに8回のハイレベル官民合同ミッションを派遣し、中国政府機関に対して悪意ある商標出願問題、知的財産権に関する判決へのアクセス性の向上、実用新案権の権利濫用の防止等に関して、我が国企業からの意見・要望を集約して法整備・運用改善を要請している。

③模倣品対策に必要な情報の収集・提供

日本国特許庁では、海外における我が国企業の被害状況を把握するため、毎年度、アンケート調査を実施し、その結果を「模倣被害調査報告書」として公表している。また、海外における我が国企業の活動を支援するため、海外事務所（米国、欧州、中国、韓国、台湾、東南アジア、インド、ドバイ）に調査員を派遣し、現地において調査活動や相談対応を行っている。さらに、模倣被害の多発する国・地域における対策方法に関する有益な情報をとりまとめた「模倣対策マニュアル」や、知的財産権侵害判例・事例を収集して解説を加えた「知的財産権侵害判例・事例集」を作成し、公表・配布しているほか、国内外の日系企業を対象としたセミナーの開催等、模倣品対策に必要な情報の提供に努めている。

④模倣品対策に関する相談への対応

特許庁では、「政府模倣品・海賊版総合窓口」（経済産業省製造産業局模倣品対策室）及び関係省庁とも緊密な連携を図り、権利者からの模倣品（産業財産権侵害）に関する個別の相談に対応し、必要な情報の提供に努めている。また、我が国の中小企業等を対象として、外国が関係する模倣品等の産業財産権侵害に関する相談業務を実施している。さらに、各国の模倣対策情報（侵害対策ミニガイド）及び侵害対策に関する相談事例を基に QA 形式で解説した「相談事例 QA 集」をウェブサイトにて提供するなど情報の提供に努めている。

⑤取締機関との連携・水際対策の強化

国内での模倣品取締りのため、産業財産権侵害に関する警察・税関からの照会に逐次対応している。2016 年における警察等取締機関からの照会は 1,222 件であり、昨年同様に高水準となっている。また、知的財産権の執行強化に向けて、税関職員向けの知的財産に関する研修に特許庁の意匠・商標の専門職員を講師として派遣するなど、国内取締機関との連携の強化を図っている。

⑥消費者等に対する啓発活動

国内消費者向けに知的財産権の重要性や模倣品の弊害を周知する「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を毎年度実施し、消費者の意識の改善を図っている。

Column 41

模倣品・海賊版撲滅キャンペーン
～買い物ではない。犯罪者との契約です。～

特許庁では、2003年から知的財産権保護に対する消費者意識の向上に向け、広報事業「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施しています。

近年、手口の巧妙化やインターネット上の取引における被害の増加など、模倣品・海賊版による被害はますます複雑化・広範化しており、依然として、模倣品・海賊版撲滅に向けた啓発活動等を通じて消費者意識の改善を図っていかなければならない状況です。

2016年度の「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」では、インターネットサイトを利用する消費者を重点ターゲットとし、「買い物ではない。犯罪者との契約です。」をキャッチコピーとして、キャンペーンを展開しました。また、2016年度キャンペーンにおいては、ウェブ上の広告のみならず、模倣品問題の重要性を消費者に直接訴えかける場として、2016年12月18日（日）に渋谷109前イベントスペースにてニセモノ展示会を、2017年1月20日（金）に特許庁1階ロビーにてパネルディスカッションを開催し、それぞれ1671名、123名が来場しました。

キャンペーンの効果として本広告を認識している消費者にアンケート調査を行ったところ、約7割が模倣品・海賊版の購入に対しては否定的な態度を示しました。

当該キャンペーンは消費者の模倣品・海賊版に対するモラル意識を確実に向上させています。特許庁は、今後も消費者の皆様に対して知的財産の重要性や模倣品の弊害を周知するための活動を行っていきます。

2017年度キャンペーンイメージ



Column 42

ホンモノ？ニセモノ？米国での模倣品対策

日本貿易振興機構　ニューヨーク事務所

「えっ、なぜ米国で模倣品対策？」と不思議に思われる方も多いでしょう。模倣品対策といえば、真っ先に中国などのアジアを思い浮かべる人が多いかもしれません。実際、米国商工会議所が出している 2016 年の報告書「Measuring the Magnitude of Global Counterfeiting[1]」によれば、全世界の模倣品取引額は 4,610 億ドル（2013 年）で模倣品の製造、輸出は中国と香港が 86%（2010-2014 年）を占めており、模倣品対策＝中国などのアジア、となるのも理解できます。

しかし、米国は世界ナンバーワンのマーケットであるため、その市場を目当てに多くの模倣品が流入しています。米国での水際での差し押さえ件数は、2016 年でおよそ 30,000 件強です[2]が、一日平均約 380 万ドル相当の製品が押収されております[3]。模倣品対策は出発地と到着地の両方で行うことが必要であり、到着地となる水際で阻止することは、即効性が高く効果的です。

このような状況に鑑み、2017 年 2 月、JETRO・NY 事務所は、経済産業省模倣品対策室及び米国進出日系企業による、世界有数の取扱量を誇るカリフォルニア州ロングビーチ港での、米国では初となる真贋判定セミナーに参加しました。

このセミナーは、税関職員を対象に模倣品と真正品の見分け方を製造者や販売者が直接指導し、税関職員が現場で真正品と模倣品とを見極め、確実に差し押さえができるようにするものです。今回が初めての開催でしたが、ロングビーチ港の税関から 35 名を超える職員が参加し、日系各企業が直接自社の製品についてプレゼンテーションを行いました。

トランプ政権も模倣品及び海賊版の阻止と差し押さえとを強化するよう指示していることから、米国におけるこのような取組はますます重要となってくると思われます。

カリフォルニア州ロングビーチ港で行われた真贋判定セミナーの様子（2017 年 2 月）





1　http://www.theglobalipcenter.com/wp-content/themes/gipc/map-index/assets/pdf/2016/GlobalCounterfeiting_Report.pdf
2　アメリカ合衆国税関・国境警備局（CBP）及び移民税関捜査局（ICE）発行のレポート「FY 2016 Intellectual Property Rights Seizure Statistics」より
http://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2017-Jan/FY%2016%20IPR%20Stats%20FINAL%201.25.pdf
3　CBP 公表データ「On a Typical Day in Fiscal Year 2016」より
http://www.cbp.gov/newsroom/stats/typical-day-fy2016

6 経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）締結の推進

これまで我が国は、経済的にも文化的にも関係の深いアジア諸国を中心にEPAの締結を積極的に行ってきた。こうした中、貿易・投資拡大に資する環境整備の取組の一環として知的財産分野についてもEPA交渉の一分野に含めている。知的財産分野での交渉において、我が国は、相手国との通商関係や知的財産問題の大きさ等を考慮しつつ、（ⅰ）十分、効果的かつ無差別的な知的財産保護、（ⅱ）知的財産保護制度の効率的で透明性のある運用、（ⅲ）十分かつ効果的なエンフォースメント、が確保されることを目指している。

我が国はこれまで、16のEPAを発効・署名済みであり、これらのEPAでは、手続の簡素化・透明化、知的財産権の保護強化やエンフォースメントの強化といった内容が盛り込まれており、TRIPS協定の保護水準を上回る知的財産権保護の強化が規定されている。

(1)環太平洋パートナーシップ(TPP)協定

2016年2月、TPP協定の署名がなされた。TPP協定で対象となる知的財産は、商標、地理的表示、特許、意匠、著作権、開示されていない情報等である。TPP協定の知的財産章は、これらの知的財産につき、TRIPS協定を上回る水準の保護と、権利行使（民事上及び刑事上の権利行使手続並びに国境措置等）について規定し、知的財産権の保護と利用の推進を図る内容となっている。

産業財産権分野の主な規定は以下のとおりである。

（特許分野）

- 特許期間延長制度（出願から5年、審査請求から3年を超過した特許出願の権利化までに生じた不合理な遅滞につき、特許期間の延長を認める制度）の導入の義務付け。
- 新規性喪失の例外規定（特許出願前に自ら発明を公表した場合等に、その者が公表日から12月以内にした特許出願に係る発明は、その公表によって新規性等が否定されないとする規定）の導入を義務付け。

（商標分野）

- 国際的な商標の一括出願を規定した標章の国際登録を定めるマドリッド協定議定書又は商標出願手続の国際的な制度調和と簡略化を図るための商標法シンガポール条約の締結を義務付け。
- 商標の不正使用について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設ける。

(2)交渉中のEPA

広域・大型の経済連携として、欧州連合との日・EU EPA、東アジア地域包括的経済連携（RCEP:Regional Comprehensive Economic Partnership）、日中韓FTAの交渉を行っている。また、二国間では、トルコ、カナダ、コロンビア等とのEPAの締結に向け交渉を行っている。

（参考：発効・署名済みのEPA）

① 日・シンガポールEPA（2002年11月発効）
② 日・メキシコEPA（2005年4月発効）
③ 日・マレーシアEPA（2006年7月発効）
④ 日・チリEPA（2007年9月発効）
⑤ 日・タイEPA（2007年11月発効）
⑥ 日・インドネシアEPA（2008年7月発効）
⑦ 日・ブルネイEPA（2008年7月発効）
⑧ 日・ASEAN 包括的EPA（2008年12月から順次発効）
⑨ 日・フィリピンEPA（2008年12月発効）
⑩ 日・スイスEPA（2009年9月発効）
⑪ 日・ベトナムEPA（2009年10月発効）
⑫ 日・インドEPA（2011年8月発効）
⑬ 日・ペルーEPA（2012年3月発効）
⑭ 日・オーストラリアEPA（2015年1月発効）
⑮ 日・モンゴルEPA（2016年6月発効）
⑯ 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定（2016年2月署名）

索　引

注１．本索引は、本文（脚注を含む）、コラム及び図表に使用されている用語を対象としています。
２．数字は、主としてその用語に関する説明のあるページを記述しています。ただし、多用されている用語については、主なページのみ記述しています。
３．⇒の先には、その用語に関連した用語を載せています。

あ

IP・eラーニング……226
ASEAN知的財産協力作業部会（AWGIPC）……290
ASEAN知的財産権アクションプラン（2011-2015）……291
ASEAN知的財産権アクションプラン（2016-2025）……291
ASEAN特許審査協力（ASPEC）プログラム……291
新しいタイプの商標……108-110
アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）……305-306, 333
アフリカ知的財産機関（OAPI）……306
異議申立て……42-43, 46, 261, 267, 272, 299
意匠五庁（ID5）会合……258, 277, 310
意匠出願動向調査……27, 102-103
意匠制度小委員会……134-135
意匠法条約（仮称）（DLT）……318, 320
意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定……134-135, 165, 292, 294
⇒ジュネーブ改正協定
一次審査（FA）……3, 11, 24, 32-33, 114, 141, 299
一次審査通知までの期間（FA期間）……3, 11, 24, 32, 112, 114, 141, 250, 285, 302
一次審査未着手件数……246, 284-285
遺伝資源……321-322, 328
医薬品アクセス……328
営業秘密……78, 186-187, 189-190, 192-193, 195, 207, 212, 216, 230, 238, 247-248, 276, 278, 280, 285-287, 292
APEC知的財産権専門家会合（IPEG）……329
FA期間（一次審査通知までの期間）……3, 11, 24, 32, 112, 114, 141, 250, 285, 302
FA件数（一次審査件数）……24, 32-33
Fターム……121, 163, 175, 181, 207
欧州共同体商標意匠庁（OHIM）……264, 323
⇒欧州連合知的財産庁（EUIPO）
欧州特許条約（EPC）……8-10, 12, 15-20, 132, 243-244, 258-262, 264, 266, 268
欧州特許庁（EPO）……7-14, 118, 121-122, 128, 131-133, 160, 163, 167-168, 172, 177, 258-264, 266-267, 292, 301, 310
欧州特許分類（ECLA）……263
欧州連合知的財産庁（EUIPO）……24-28, 33-37, 104-109, 143, 177, 258, 264-265, 310-314, 323
⇒欧州共同体商標意匠庁（OHIM）
ストラテジックプラン……264
オープン・イノベーション……72, 239
オープン・クローズ戦略……189, 205, 217

か

海外知的財産活用ポータルサイト……195
海外知的財産プロデューサー……186, 188, 190, 193-195, 212
海外展開知財支援窓口……186, 190, 212
外国関連出願……114
外国出願補助金……212
外国特許情報サービス（FOPISER）……177, 179
開発アジェンダ……322
開発と知的財産に関する委員会（CDIP）……322-323
開放特許情報データベース……182

画像のデザイン …… 178
韓国特許庁（KIPO）
… 7-14, 22, 24-28, 33-34, 36, 131, 144, 163, 167-168, 173, 261, 266, 277-279, 282-283, 310-315
環太平洋パートナーシップ協定 …… 237, 343
⇒ TPP 協定
関連意匠 …… 23, 46, 63, 138-139, 234, 286
機械翻訳 …… 164-165, 173, 177, 180, 264
技術移転機関（TLO）
…… 50-51, 53, 72, 75-76, 114, 116, 157, 182-183, 185-186
技術協力プロジェクト …… 330-331
技術流出 …… 188, 194, 211
偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）
…… 260, 339
強制実施権 …… 286, 298-299, 328
拒絶査定不服審判
…… 41-43, 46, 51, 155, 157, 272, 276
グレースピリオド
…… 132-133, 248, 286-287, 310
⇒新規性喪失の例外
グローバル出願 …… 122
グローバル・ドシエ …… 167-169, 309
⇒ワン・ポータル・ドシエ（OPD）
グローバル特許審査ハイウェイ …… 129, 293
経済連携協定（EPA）
…… 258, 295, 305, 308, 343
減免措置 …… 72, 185
公開特許公報英文抄録（PAJ）…… 180
口頭審理 …… 42, 155-156, 158, 161, 206
高度産業財産ネットワーク（AIPN）…… 335
後発開発途上国（LDC）…… 286, 297, 329
国際協力機構（JICA）
…… 59, 274, 291, 294-295, 330-331
国際知財司法シンポジウム 2017 …… 159
国際商標登録出願 …… 32, 34, 37, 65
国際審査官協議
…… 126, 131-132, 246, 277, 298, 301-302, 305
国際知識財産研修院（IIPTI）…… 227-228
国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）… 339
国際調査
…… 3, 120, 122, 126, 131, 133, 171, 180, 246, 263, 292-296, 303, 308, 319
国際調査機関（ISA）
…… 3, 122, 128, 133, 171, 262, 267-268, 292-294, 298-299, 302, 306, 319
国際特許分類（IPC）
…… 44-45, 80, 121-122, 164, 175, 181, 263, 308
国際標準化戦略 …… 324
⇒標準化戦略
国際予備審査
…… 3, 120, 126, 246, 263, 267-268, 292-296, 303
国際予備審査機関（IPEA）
…… 122, 128, 267-268, 292-294, 298-299, 302, 319
五大特許庁（IP5）会合
…… 129, 246, 308-309
五庁共通ハイブリッド分類（CHC）…… 308

さ

最終処分期間 …… 11
再着審査 …… 3, 114
最適化計画 …… 164-166
⇒特許庁業務・システム最適化計画
サーチャー …… 226
⇒調査業務実施者
査定系審判 …… 43, 46, 163
産業財産権専門官 …… 207-208
産業財産権相談サイト …… 189, 195
三極特許庁会合 …… 246, 310
G8 キャプデービット・サミット …… 339
事業戦略対応まとめ審査 …… 116-117, 221
実施関連出願 …… 114
実用新案技術評価書 …… 21
ジャパン・トラスト・ファンド
…… 306, 323, 330-333
修正実体審査 …… 292, 295
自由貿易協定（FTA）…… 343
出訴件数動向 …… 46

索引

ジュネーブ改正協定
…… 23, 101, 134-135, 138, 165, 250-251, 292, 294, 320, 327
⇒意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定
巡回審判 …… 42, 155-156, 161
巡回特許庁 …… 161, 190, 206
称呼検索システム …… 164
商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会（SCT） …… 319, 321
商標五庁（TM5）年次会合
…… 258, 270, 312-314
商標出願動向調査 …… 35, 104-108
商標制度小委員会 …… 142
商標法に関するシンガポール条約（STLT）
…… 343
⇒シンガポール条約
情報提供制度 …… 117
情報普及活用小委員会 …… 175
職務発明制度 …… 187, 206, 230, 269, 272
シンガポール条約 …… 343
⇒商標法に関するシンガポール条約(STLT)
シンガポール知的財産庁（IPOS）
…… 261, 266, 293
新規性喪失の例外 …… 135, 237, 286, 343
⇒グレースピリオド
審決取消訴訟 …… 46, 225, 280
新興国等知財情報データバンク …… 181-182
審査基準
…… 110, 118, 135-136, 138, 142, 144-145, 153, 181, 207, 226-227, 240, 273, 277, 290-291, 297, 311, 314-315, 329
審査請求期間 …… 4, 47, 280
審査請求料…… 3, 72, 117, 185-186, 229
審・判決調査員 …… 156
審判参与 …… 156
審判実務者研究会（旧：特許性検討会）
…… 156, 160-161
審判専門家会合 …… 157-158, 277, 316
審判の請求動向・審理動向 …… 41-42
審理期間 …… 42-43
審理事項通知書 …… 156
スーパー早期審査 …… 114
図形商標審査システム …… 164
スペシャル 301 条報告書 …… 247
生物多様性条約（CBD） …… 328
整理標準化データ …… 140, 180
世界知的所有権機関（WIPO）
…… 5-7, 13, 16-20, 24-26, 28-31, 33, 36-40, 48, 59, 76, 80, 115, 121-122, 132, 135, 143-146, 167-168, 170-172, 177, 179, 185, 231, 243, 251, 268, 296, 299, 302, 306, 309, 311-313, 318-319, 321-328, 330-333, 335
世界貿易機関（WTO）
…… 284, 296, 298, 301, 318, 328-329, 339
先行技術文献調査
… 50, 112-113, 118-119, 121, 126, 129, 133, 180-181, 226, 255, 265
前置審査 …… 3, 41, 43
早期審査
…… 114, 117, 126, 141-142, 153-154, 157, 285-286, 291, 295, 299, 306
早期審理 …… 157

た

大学等向け公報固定アドレスサービス … 182
単一効特許制度 …… 244, 258
地域拠点特許推進プログラム …… 116
地域団体商標
…… 142, 147-151, 186, 188, 190, 206, 211, 231, 235, 277, 329
知財功労賞 …… 58-64, 215, 230
知財総合支援窓口
…… 70, 137, 174, 186-190, 195, 203, 207, 212, 216, 230
知財活用支援センター …… 212
知的財産権侵害判例・事例集 …… 340
知的財産権制度説明会 …… 146, 206-207

知的財産権取引業者データベース …… 183
知的財産高等裁判所
…… 46, 156, 158, 160, 245, 274, 300
知的財産推進計画 …… 135, 174, 200, 238
知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会（IGC）
…… 321–322, 328
知的財産プロデューサー …… 196
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定
…… 328
⇒ TRIPS 協定
中韓文献翻訳・検索システム
…… 165, 177, 179–180
中国国家工商行政管理総局（SAIC）
…… 33, 36, 243, 270, 272–273, 275, 312–313
中国国家知識産権局（SIPO）
…… 5, 7–14, 17, 22, 24–26, 28–29, 131, 158, 168, 173, 261, 264, 266, 270–272, 284, 310–311, 315
中国専利法改正 …… 244, 271, 274
中国商標法改正 …… 272
中国知識産権トレーニングセンター（CIPTC）
…… 227–228, 270
調査業務実施者 …… 113, 226–227
⇒サーチャー
地理的表示
…… 148, 186, 190, 277, 292, 319, 321, 343
通常実施権 …… 198, 281
D ターム …… 164
訂正審判 …… 41–43, 46, 286
TPP 協定 …… 237, 343
⇒環太平洋パートナーシップ協定
テゲルンゼー会合、テゲルンゼーグループ
…… 132
デザイン戦略 …… 63, 134, 234–235
デザインパテントコンテスト …… 229
デジタルアクセスサービス（DAS）
…… 167–168, 311, 320
電子出願…… 163, 187, 191, 295, 299, 302
電子出願ソフトサポートサイト …… 191
伝統的知識 …… 321–322, 328
統一特許訴訟制度、統一特許裁判所
…… 158, 160, 244, 258–259, 266, 269
当事者系審判 …… 43, 46, 155
当事者系レビュー …… 249–250, 255–256
登録調査機関 …… 50, 112–113, 226
特定侵害訴訟代理業務 …… 225
特許協力条約（PCT）
…… 2–3, 5–7, 15, 65, 67, 70–71, 76, 85, 87–88, 90, 95–96, 98, 119–120, 122, 126, 128, 131, 133, 162–164, 166, 171–172, 176, 181, 185, 221, 224, 246, 261–263, 267–268, 292–296, 306, 308, 310, 318–319, 325, 327, 332
特許検索ポータルサイト …… 180–181
特許査定率 …… 3, 12, 75, 100, 127
特許出願技術動向調査 …… 83–99, 181, 205
特許出願動向調査 …… 9, 80–82
特許情報
…… 62, 169, 175–177, 179–182, 212, 217–218, 226, 233, 278–279, 308–309, 332
特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）
…… 64, 124–125, 139–140, 168, 172, 176–177, 179–182, 187, 190, 234, 309
特許審査ハイウェイ（PPH）
…… 126–129, 131, 221, 246, 253, 261, 265–266, 272, 284–285, 292–295, 301–302, 305–306, 308–309
特許制度小委員会 …… 231, 238
特許戦略ポータルサイト …… 182
特許庁業務・システム最適化計画
…… 164, 166
⇒最適化計画
特許の付与円滑化に関する協力（CPG）
…… 121, 180, 263–264
特許付与後レビュー …… 248–250, 256
特許法常設委員会（SCP）…… 319
特許法条約（PLT）… 3, 166, 250–251, 319
取消審判 …… 42–43, 46, 155, 210, 272, 280

TRIPS 協定 …… 276, 298, 328–329, 339, 343
⇒知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

な

ニース協定、ニース国際分類 …… 143, 145, 277
2017 年知的財産執行共同戦略計画 …… 247
日アセアン特許庁長官会合 …… 290, 314
日欧知的財産司法シンポジウム 2016 …… 158, 160
日米欧三極特許庁会合 …… 246, 310
日米協働調査 …… 126, 129–130, 221, 246
日韓意匠専門家会合 …… 277
日韓機械化専門家会合 …… 278
日韓商標専門家会合 …… 277
日韓特許庁長官会合 …… 277
日中韓機械化専門家会合（JEGA）…… 316
日中韓人材育成機関長会合 …… 228, 315–316
日中韓デザインフォーラム …… 315–316
日中韓特許審査専門家部会（JEGPE）…… 315
日中韓特許庁長官会合 …… 315–316
日本意匠分類グループ …… 101–103
日本知的財産協会（JIPA）…… 212, 230–231, 274, 323–324
日本弁理士会（JPAA）…… 212, 225, 229, 231, 274
日本貿易振興機構（JETRO）…… 186, 193, 209, 212, 257, 263, 269, 275–276, 282, 297, 300, 302, 304–305, 307, 342
任期付審査官 …… 11, 113, 285

は

パテントコンテスト …… 229
パテントトロール …… 231, 251–253
パテントファミリー …… 335
判決件数動向 …… 46
PCT 協働調査 …… 131
PCT 国際機関会合（PCT-MIA）…… 122, 319
PCT 国際出願 …… 2–3, 5–7, 65, 67, 71, 76, 87, 90, 95–96, 98, 119–120, 131, 133, 162–164, 166, 171–172, 176, 185, 221, 224, 246, 292–296, 308, 325, 327
PCT 作業部会（WIPO PCT-WG）… 122, 319
B ＋会合 …… 132–133
標準化戦略 …… 205
⇒国際標準化戦略
標準必須特許 …… 240, 244–246, 284
ヒルマードクトリン …… 248–249
品質管理（監理）…… 116, 119–123, 131, 136, 142, 152–153, 235, 253, 255, 277, 289, 309, 312, 319, 332
品質管理システム …… 120, 122, 136, 152–153, 319
フォークロア …… 321, 328
不使用取消審判 …… 272
部分意匠 …… 23, 63, 137–138, 234–235, 286, 310–311
FRAND 条件 …… 244–245
ブランド戦略 …… 80, 110, 187–188, 203, 206, 211, 214
米国特許商標庁（USPTO）…… 5, 7–14, 24–26, 28, 33–34, 36, 118, 121, 126, 129–131, 133, 158, 163, 167–168, 172, 225, 246–256, 261, 263–264, 266, 310–314
米国特許分類（USPC）…… 264
米国特許法改正 …… 248
ペーパーレス計画 …… 163
ベストモード要件 …… 249
貿易政策検討制度（TPRM）…… 329
冒認（商標）出願 …… 194, 209–210, 270–271
補充審査制度 …… 249

ま

マドリッド協定議定書
… 32-33, 36-37, 67, 143-145, 153, 290, 292-294, 299, 302, 305-306, 314, 321, 343
無効審判
…… 41-43, 46, 155, 157, 160, 273, 276-277, 282-284, 286, 315-316
面接審査 …… 116-117, 206, 211, 216, 329
模擬口頭審理 …… 161, 206
模倣品・海賊版 …… 170, 260, 285, 338-341

や

優先権書類交換 …… 256

ら

ライセンス
…… 52, 64, 75, 153, 181-182, 187-188, 193, 205, 211, 223, 231, 234-236, 240, 244-245, 252, 259, 323
リサーチツール特許データベース
…… 182-183
類似群コード …… 144-145, 164, 277
ロカルノ協定 …… 320

わ

WIPO 標準 …… 323
WIPO 標準委員会（CWS） …… 323
WIPO 日本事務所（WJO） …… 323, 325-327
和文抄録 …… 179-180
ワン・ポータル・ドシエ（OPD）
…… 118, 168, 170, 172-173, 176, 309, 333
⇒グローバル・ドシエ

英字

ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）
…… 260, 339
AIPN（高度産業財産ネットワーク） …… 335
ARIPO（アフリカ広域知的財産機関）
…… 305-306, 333
AWGIPC（ASEAN 知的財産協力作業部会）
…… 290
CBD（生物多様性条約） …… 328
CDIP（開発と知的財産に関する委員会）
…… 322-323
CHC（五庁共通ハイブリッド分類） …… 308
CIPTC（中国知識産権トレーニングセンター）
…… 227-228, 270
CPC…… 121, 180, 263-264
CPG（特許の付与円滑化に関する協力）
…… 130, 221, 292, 296-297
CWS（WIPO 標準委員会） …… 323
DAS（デジタルアクセスサービス）
…… 167-168, 311, 320
DLT（意匠法条約（仮称）） …… 318, 320
ECLA（欧州特許分類） …… 263
EPA（経済連携協定）
…… 258, 295, 305, 308, 343
EPC（欧州特許条約）
…… 8-10, 12, 15-20, 132, 243-244, 258-262, 264, 266, 268
EPO（欧州特許庁）
…… 7-14, 118, 121-122, 128, 131-133, 160, 163, 167-168, 172, 177, 258-264, 266-267, 292, 301, 310
EUIPO（欧州連合知的財産庁）
…… 24-28, 33-37, 104-109, 143, 177, 258, 264-265, 310-314, 323
⇒ OHIM（欧州共同体商標意匠庁）
FA（一次審査）
…… 3, 11, 24, 32-33, 114, 141, 299
FI…… 100, 121, 164, 175, 180-181
FOPISER（外国特許情報サービス）
…… 177, 179
FTA（自由貿易協定） …… 343
GCI …… 121, 308

ID5（意匠五庁）…247, 258, 277, 310–311
IGC（知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会）
……321–322, 328
IIPPF（国際知的財産保護フォーラム）……339
IIPTI（国際知識財産研修院）……227–228
IP Advantage ……323, 326–327
IPC（国際特許分類）
……44–45, 80, 121–122, 164, 175, 181, 263, 308
IPEA（国際予備審査機関）
……122, 128, 267–268, 292–294, 298–299, 302, 319
IPEG（APEC 知的財産権専門家会合）……329
IPOS（シンガポール知的財産庁）
……261, 266, 293
IP5（五大特許庁）
…7, 9–11, 118, 121–122, 128–129, 131, 167–169, 172, 176–177, 179, 243–244, 247, 258, 261, 279, 284, 308–310
ISA（国際調査機関）
…3, 122, 128, 133, 171, 262, 267–268, 292–294, 298–299, 302, 306, 319
JEGA（日中韓機械化専門家会合）……316
JEGPE（日中韓特許審査専門家部会）……315
JETRO（日本貿易振興機構）
……186, 193, 209, 212, 257, 263, 269, 275–276, 282, 297, 300, 302, 304–305, 307, 342
JICA（国際協力機構）
……59, 274, 291, 294–295, 330–331
JIPA（日本知的財産協会）
……212, 230–231, 274, 323–324
JPAA（日本弁理士会）
……212, 225, 229, 231, 274
J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）
……64, 124–125, 139–140, 168, 172, 176–177, 179–182, 187, 190, 234, 309
KIPO（韓国特許庁）
…7–14, 22, 24–28, 33–34, 36, 131, 144, 163, 167–168, 173, 261, 266, 277–279, 282–283, 310–315
LDC（後発開発途上国）……286, 297, 329
OAPI（アフリカ知的財産機関）……306
OHIM（欧州共同体商標意匠庁）…… 264, 323
⇒ EUIPO（欧州連合知的財産庁）
OPD（ワン・ポータル・ドシエ）
……118, 168, 170, 172–173, 176, 309, 333
PAJ（公開特許公報英文抄録）……180
PCT（特許協力条約）
……2–3, 5–7, 15, 65, 67, 70–71, 76, 85, 87–88, 90, 95–96, 98, 119–120, 122, 126, 128, 131, 133, 162–164, 166, 171–172, 176, 181, 185, 221, 224, 246, 261–263, 267–268, 292–296, 306, 308, 310, 318–319, 325, 327, 332
PCT-MIA（PCT 国際機関会合）……122, 319
PCT-PPH ……126–129, 301, 309
PCT-WG（WIPO PCT 作業部会）…122, 319
PLT（特許法条約）…… 3, 166, 250–251, 319
PPH（特許審査ハイウェイ）
……126–129, 131, 221, 246, 253, 261, 265–266, 272, 284–285, 292–295, 301–302, 305–306, 308–309
PPH MOTTAINAI ……126–129, 285, 309
SAIC（中国国家工商行政管理総局）
……33, 36, 243, 270, 272–273, 275, 312–313
SCP（WIPO 特許法常設委員会）……319
SCT（WIPO 商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会）……319, 321
SIPO（中国国家知識産権局）
……5, 7–14, 17, 22, 24–26, 28–29, 131, 158, 168, 173, 261, 264, 266, 270–272, 284, 310–311, 315
STLT（シンガポール条約（商標法に関するシンガポール条約））……343

TLO（技術移転機関）
…… 50–51, 53, 72, 75–76, 114, 116, 157, 182–183, 185–186
TM5（商標五庁）
…… 145, 247, 258, 270, 312–314, 317
TPRM（貿易政策検討制度）…… 329
USPC（米国特許分類）…… 264
USPTO（米国特許商標庁）
…… 5, 7–14, 24–26, 28, 33–34, 36, 118, 121, 126, 129–131, 133, 158, 163, 167–168, 172, 225, 246–256, 261, 263–264, 266, 310–314
WIPO（世界知的所有権機関）
…… 5–7, 13, 16–20, 24–26, 28–31, 33, 36–40, 48, 59, 76, 80, 115, 121–122, 132, 135, 143–146, 167–168, 170–172, 177, 179, 185, 231, 243, 251, 268, 296, 299, 302, 306, 309, 311–313, 318–319, 321–328, 330–333, 335
WIPO-CASE
…… 168, 170, 309, 332–333, 335
WIPO GREEN …… 323
WTO（世界貿易機関）
…… 284, 296, 298, 301, 318, 328–329, 339
WJO（WIPO 日本事務所）…… 323, 325–327

図表索引

第1部

I-1-1 図　特許出願件数の推移…… 2
I-1-2 図　PCT 国際出願件数の推移 …… 2
I-1-3 図　審査請求件数の推移…… 3
I-1-4 図　特許審査実績の推移…… 3
I-1-5 図　最終処分実績の推移…… 3
I-1-6 図　出願年別で見る特許出願・審査請求・特許登録等の推移（2002-2016）…… 4
I-1-7 図　特許権の現存率…… 4
I-1-8 図　内外国出願人別の現存特許権数の推移…… 4
I-1-9 図　世界の特許出願件数の推移…… 5
I-1-10 図　非居住者による特許出願件数の出願ルート別内訳の推移…… 5
I-1-11 図　世界の特許登録件数の推移…… 5
I-1-12 図　出願人居住国別の世界での特許登録件数（外国 / 内国）（2015 年） …… 6
I-1-13 図　出願人居住国別の世界での特許登録件数（PCT 国際出願 / 直接出願）（2015 年）…… 6
I-1-14 図　PCT 加盟国数及び国際出願件数の推移 …… 6
I-1-15 図　出願人居住国別の PCT 国際出願件数の推移…… 7
I-1-16 図　出願人居住国別の PCT 国際出願件数の割合（2012 年と 2016 年の比較） …… 7
I-1-17 図　五大特許庁における特許出願件数の推移…… 7
I-1-18 図　JPO における特許出願構造 …… 8
I-1-19 図　USPTO における特許出願構造 …… 8
I-1-20 図　EPO における特許出願構造 …… 8
I-1-21 図　SIPO における特許出願構造 …… 8
I-1-22 図　KIPO における特許出願構造 …… 8
I-1-23 図　五大特許庁間の特許出願状況（2015 年） …… 9
I-1-24 図　五大特許庁間の特許登録状況（2015 年）……10
I-1-25 図　五大特許庁の「一次審査通知までの期間」及び「最終処分期間」（2015 年平均） …11
I-1-26 図　五大特許庁の審査官数の推移……11
I-1-27 図　主要国特許庁の特許査定率の推移……12
I-1-28 図　主要特許庁における特許登録件数及び EPO における特許査定件数 (2016 年) ……12
I-1-29 図　日本から海外への特許出願件数の推移……13
I-1-30 図　日本から海外への特許出願件数の割合（2015 年）……13
I-1-31 図　日本人による主要国・機関への特許出願件数の推移……13
I-1-32 図　日本人による主要特許庁での特許登録件数の推移……14
I-1-33 図　外国人による日本への特許出願件数の推移……15
I-1-34 図　外国人による日本での特許登録件数の推移……15
I-1-35 図　ブラジルにおける特許出願件数の推移……16
I-1-36 図　ブラジルにおける特許出願件数割合……16
I-1-37 図　ロシアにおける特許出願件数の推移……16
I-1-38 図　ロシアにおける特許出願件数割合……16

I-I-39 図　インドにおける特許出願件数の推移……17
I-I-40 図　インドにおける特許出願件数割合……17
I-I-41 図　中国における特許出願件数の推移……17
I-I-42 図　中国における特許出願件数割合……17
I-I-43 図　南アフリカにおける特許出願件数の推移……17
I-I-44 図　南アフリカにおける特許出願件数割合……17
I-I-45 図　シンガポールにおける特許出願件数の推移……18
I-I-46 図　シンガポールにおける特許出願件数割合……18
I-I-47 図　インドネシアにおける特許出願件数の推移……18
I-I-48 図　インドネシアにおける特許出願件数割合……18
I-I-49 図　タイにおける特許出願件数の推移……19
I-I-50 図　タイにおける特許出願件数割合……19
I-I-51 図　マレーシアにおける特許及び実用新案登録出願件数の推移……19
I-I-52 図　マレーシアにおける特許出願件数割合……19
I-I-53 図　ベトナムにおける特許及び実用新案登録出願の推移……20
I-I-54 図　ベトナムにおける特許出願件数割合……20
I-I-55 図　フィリピンにおける特許出願件数の推移……20
I-I-56 図　フィリピンにおける特許出願件数割合……20
I-I-57 図　実用新案登録出願件数の推移……21
I-I-58 図　実用新案登録件数の推移……21
I-I-59 図　実用新案技術評価書作成件数の推移……21
I-I-60 図　日本における実用新案登録出願構造……22
I-I-61 図　中国における実用新案登録出願構造……22
I-I-62 図　韓国における実用新案登録出願構造……22
I-I-63 図　日本から中国への実用新案登録出願件数の推移……22
I-I-64 図　意匠登録出願件数の推移……23
I-I-65 図　部分意匠、関連意匠の出願件数及び出願件数割合の推移……23
I-I-66 図　意匠登録件数の推移……23
I-I-67 図　意匠審査の平均 FA 期間の推移 ……24
I-I-68 図　意匠審査の FA 件数の推移 ……24
I-I-69 図　意匠審査の登録査定件数の推移……24
I-I-70 図　主要国・機関における意匠登録出願件数の推移……24
I-I-71 図　日本における意匠登録出願構造……25
I-I-72 図　米国における意匠登録出願構造……25
I-I-73 図　欧州における意匠登録出願構造……25
I-I-74 図　中国における意匠登録出願構造……25
I-I-75 図　韓国における意匠登録出願構造……25
I-I-76 図　主要国・機関における意匠登録件数の推移……26
I-I-77 図　主要国・機関間の意匠登録状況（2015 年）……27
I-I-78 図　日本人による主要国・機関における意匠登録出願件数の推移……28
I-I-79 図　外国人による日本への意匠登録出願件数の推移……28
I-I-80 図　ブラジルにおける意匠登録出願構造……29
I-I-81 図　ロシアにおける意匠登録出願構造……29

I-1-82 図　インドにおける意匠登録出願構造……29
I-1-83 図　中国における意匠登録出願構造……29
I-1-84 図　南アフリカにおける意匠登録出願構造……29
I-1-85 図　シンガポールにおける意匠登録出願構造……29
I-1-86 図　インドネシアにおける意匠登録出願構造……30
I-1-87 図　タイにおける意匠登録出願構造……30
I-1-88 図　マレーシアにおける意匠登録出願構造……30
I-1-89 図　ベトナムにおける意匠登録出願構造……31
I-1-90 図　フィリピンにおける意匠登録出願構造……31
I-1-91 図　商標登録出願件数の推移……32
I-1-92 図　商標登録件数の推移……32
I-1-93 図　一出願に含まれる平均区分数（多区分率）……32
I-1-94 図　商標審査の平均 FA 期間の推移……32
I-1-95 図　FA 件数の推移……33
I-1-96 図　登録査定件数の推移……33
I-1-97 図　主要国・機関における商標登録出願件数の推移……33
I-1-98 図　日本における商標登録出願構造……34
I-1-99 図　米国における商標登録出願構造……34
I-1-100 図　欧州における商標登録出願構造……34
I-1-101 図　中国における商標登録出願構造……34
I-1-102 図　韓国における商標登録出願構造……34
I-1-103 図　主要国・機関間の商標登録出願区分数の関係（区分数、2015 年）……35
I-1-104 図　主要国・機関における商標登録件数の推移……36
I-1-105 図　日本人による主要国・機関への商標登録出願件数の推移……36
I-1-106 図　外国人による日本への商標登録出願件数の推移……37
I-1-107 図　日本から外国への出願（国際登録出願（商標））の推移……37
I-1-108 図　外国から日本への出願（国際商標登録出願）の推移……37
I-1-109 図　ブラジルにおける商標登録出願構造……38
I-1-110 図　ロシアにおける商標登録出願構造……38
I-1-111 図　インドにおける商標登録出願構造……38
I-1-112 図　中国における商標登録出願構造……38
I-1-113 図　南アフリカにおける商標登録出願構造……38
I-1-114 図　シンガポールにおける商標登録出願構造……39
I-1-115 図　インドネシアにおける商標登録出願構造……39
I-1-116 図　タイにおける商標登録出願構造……39
I-1-117 図　マレーシアにおける商標登録出願構造……39
I-1-118 図　ベトナムにおける商標登録出願構造……40
I-1-119 図　フィリピンにおける商標登録出願構造……40
I-1-120 図　拒絶査定不服審判請求件数の推移（2007-2016）……41
I-1-121 図　前置審査結果の推移（特許）（2007-2016）……41
I-1-122 図　無効審判請求件数の推移（2007-2016）……41
I-1-123 図　訂正審判請求件数の推移（2007-2016）……41
I-1-124 図　異議申立件数の推移（権利単位）（2007-2016）……42

I-1-125 図　取消審判請求件数の推移（商標）（2007-2016）……42
I-1-126 図　2016 年　審理の状況 ……43
I-1-127 図　2016 年　審理結果の概要 ……43
I-1-128 図　拒絶査定不服審判事件における請求成立率の推移（特許）……43
I-1-129 図　2016 年　出訴件数 ……46
I-1-130 図　2016 年　判決件数 ……46
I-2-1 図　内外国出願人による特許出願件数、実用新案登録出願件数及び総 R&D 費の推移……47
I-2-2 図　日本から海外への特許出願件数と海外 R&D 拠点の研究開発費の推移……48
I-2-3 図　特許出願件数に占める出願順位規模別企業の割合……48
I-2-4 図　出願順位規模別にみた特許出願件数の推移……48
I-2-5 図　【上位 10 社】2016 年特許登録件数 ……49
I-2-6 図　【上位 10 社】2016 年意匠登録件数 ……49
I-2-7 図　【上位 10 社】2016 年商標登録件数 ……49
I-2-8 図　知財担当者数の推移（全体推計値）……50
I-2-9 図　業種別の知財担当者数（1 者当たりの平均値）……50
I-2-10 図　知財活動費の推移（全体推計値）……51
I-2-11 図　業種別の知財活動費（1 者当たりの平均値）……51
I-2-12 図　産業財産権等使用料（受取・支払）の推移……52
I-2-13 図　国内における特許権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値）……53
I-2-14 図　国内における業種別の特許権所有件数及びその利用率（全体推計値）……53
I-2-15 図　外国における特許権利用率の推移（全体推計値）……54
I-2-16 図　国内における意匠権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値）……54
I-2-17 図　外国における意匠権利用率の推移（全体推計値）……55
I-2-18 図　国内における商標権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値）……55
I-2-19 図　外国における商標権利用率の推移（全体推計値）……55
I-3-1 図　企業数・特許出願件数に占める中小企業の割合……65
I-3-2 図　中小企業の特許出願件数の推移……66
I-3-3 図　中小企業の実用新案登録出願件数の推移……66
I-3-4 図　中小企業の意匠登録出願件数の推移……66
I-3-5 図　中小企業の商標登録出願件数の推移……66
I-3-6 図　中小企業の PCT 国際出願件数の推移……67
I-3-7 図　中小企業の商標の国際登録出願件数の推移……67
I-3-8 図　中小企業の海外への特許出願件数の推移……67
I-3-9 図　中小企業の海外出願率……67
I-3-10 図　都道府県別の中小企業数に対する特許出願中小企業数の割合……68
I-3-11 図　都道府県別の中小企業数に対する実用新案登録出願中小企業数の割合……68
I-3-12 図　都道府県別の中小企業数に対する意匠登録出願中小企業数の割合……69
I-3-13 図　都道府県別の中小企業数に対する商標登録出願中小企業数の割合……69
I-3-14 図　都道府県別の知財総合支援窓口相談件数（2016 年度）……70
I-3-15 図　各都道府県の特許出願における代理人の地域別分布……70
I-3-16 図　各都道府県の PCT 国際出願における代理人の地域別分布……71
I-4-1 図　相手先別の共同研究件数の推移……72
I-4-2 図　相手先別の共同研究費受入額の推移……73

I-4-3 図　相手先別の受託研究件数の推移……73
I-4-4 図　相手先別の受託研究費受入額の推移……74
I-4-5 図　民間企業からの研究資金等受入額の推移……74
I-4-6 図　大学等からの特許出願件数の推移……75
I-4-7 図　大学等からの特許出願の審査結果の状況の推移……75
I-4-8 図　特許出願公開件数上位 10 大学（2016 年）……76
I-4-9 図　特許登録件数上位 10 大学（2016 年）……76
I-4-10 図　PCT 国際出願の公開件数上位 30 位にランクインした国内外の大学（2016 年）……76
I-4-11 図　特許権実施等件数の推移……77
I-4-12 図　特許権実施等収入額の推移……77
I-4-13 図　共同研究・受託研究の実施機関数と関係規程の整備済機関数の推移……78
I-4-14 図　共同研究・受託研究の実施機関数と関係ポリシーの整備済機関数の推移……79
I-5-1 図　出願人国籍（地域）別出願件数（出願先：日米欧中韓、優先権主張年：2005 ～ 2014 年）…81
I-5-2 図　出願人国籍（地域）別登録件数（登録：日米欧中韓、登録年：2006 ～ 2015 年）…82
I-5-3 図　工場内の階層モデルにおけるデータ伝送のカウント数（出願先：日米欧中韓独、出願年（優先権主張年）：2005 ～ 2014 年）…83
I-5-4 図　下位層から直接「ERP」又は「MES」へデータ伝送のカウント数（階層を飛び越えたものを抽出）（出願先：日米欧中韓独、出願年（優先権主張年）：2005~2014 年）…84
I-5-5 図　「解析手法」における出願人国籍（地域）別出願件数（出願先：日米欧中韓独、出願年（優先権主張年）：2005~2014 年）…84
I-5-6 図　技術別の特許出願件数比率（出願先：日米欧中韓）……84
I-5-7 図　世界における 4K・8K 映像関連セット製品（撮像、記録、表示機器等）の市場規模推移…85
I-5-8 図　標準化対象技術：提案者所属機関国籍（地域）別規格提案件数比率推移（標準化団体 (JCT-VC 及び JCT-3V) での提案）…85
I-5-9 図　標準化対象外技術：出願人国籍（地域）別出願件数比率推移（出願先：日米欧中韓）…85
I-5-10 図　カメラモジュール（上）とボイスコイルモータ（下）の企業別シェア（数量ベース、2015 年）…86
I-5-11 図　駆動技術に関する技術区分別出願人国籍（地域）別出願件数（出願先：中国、出願年（優先権主張年）：1998 ～ 2014 年）…86
I-5-12 図　施設園芸農家（販売農家）数の推移……87
I-5-13 図　技術区分（照明・人工光）における出願人国籍（地域）別の出願件数（出願先：日米欧中韓、出願年（優先権主張年）：1990 ～ 2014 年の出願合計）…87
I-5-14 図　出願人国籍（地域）別の出願件数推移（出願先：日米欧中韓）……87
I-5-15 図　主要国の発電電力量の割合と規模（電源別）……88
I-5-16 図　特許出願件数推移及び特許出願件数比率（出願先：日米欧中韓印露伯、出願年（優先権主張年）：2007 ～ 2014 年）…88
I-5-17 図　世界の産業用水・排水市場規模の推移……89
I-5-18 図　膜の種類別の出願人国籍（地域）別出願件数（出願先：ASEAN、出願年（優先権主張年）：2005 ～ 2014 年）…89
I-5-19 図　技術区分別出願（ファミリー）件数推移……90
I-5-20 図　日本国籍出願人のゲノム編集技術に関する出願（ファミリー）件数及び論文発表件数推移…90
I-5-21 図　人工臓器世界市場の市場規模予測推移……91
I-5-22 図　人工臓器のタイプ別 - 出願人国籍（地域）別出願件数（出願先：日米欧中韓台伯露、出願年（優先権主張年）：2005 ～ 2014 年）…91
I-5-23 図　製造方法ごとの出願人国籍（地域）別出願件数（出願先：日米欧中韓台伯露、出願年（優先権主張年）：2005 ～ 2014 年）…92
I-5-24 図　世界の地域別の自動車販売台数推移（2005 年と 2014 年の比較）……93
I-5-25 図　出願人国籍（地域）別主要出願人の完成車メーカー／部品メーカー別出願件数比率（出願先：インド、出願年（優先権主張年）：2009 ～ 2014 年）…93
I-5-26 図　出願人国籍（地域）別出願件数比率（出願年（優先権主張年）：2009 ～ 2014 年）…94
I-5-27 図　電動化車両（xEV）用 BMS のメーカーシェア……94
I-5-28 図　技術区分別－出願人国籍（地域）別出願件数（出願先：日米欧中韓、出願年（優先権主張年）：1991 ～ 2014 年の出願）…95
I-5-29 図　技術区分別－出願人国籍（地域）別出願件数推移＜自動車向け＞（出願先：日米欧中韓、出願年（優先権主張年）：1991 ～ 2014 年）…95
I-5-30 図　高周波デバイス分野－出願人国籍（地域）別出願件数推移及び出願件数比率（出願先：日米欧中韓台）…96
I-5-31 図　スイッチングデバイス分野－出願人国籍（地域）別出願件数推移及び出願件数比率（出願先：日米欧中韓台）…96

I-5-32 図　世界市場規模の推移と将来予測：用途別……97
I-5-33 図　10年毎3期に分けた出願人別出願件数上位ランキング（出願先：日米欧、出願年（優先権主張年）：1985～2014年）…97
I-5-34 図　出願人国籍（地域）別出願件数比率（出願先：日米欧中韓、優先権主張年1986～2014年）…98
I-5-35 図　出願人国籍（地域）別出願件数推移（出願先：日米欧中韓）……98
I-5-36 図　我が国における日本意匠分類グループ別意匠登録出願件数の推移…… 101
I-5-37 図　日米欧中韓における日本意匠分類グループ別意匠登録件数の推移…… 102
I-5-38 図　主要各国・機関の産業分野別の商標登録出願区分数全体の推移（2011年～2015年）… 104
I-5-39 図　化学分野における商標登録出願区分数の推移（2011年～2015年）…… 104
I-5-40 図　機械分野における商標登録出願区分数の推移（2011年～2015年）…… 104
I-5-41 図　繊維分野における商標登録出願区分数の推移（2011年～2015年）…… 105
I-5-42 図　雑貨分野における商標登録出願区分数の推移（2011年～2015年）…… 105
I-5-43 図　食品分野における商標登録出願区分数の推移（2011年～2015年）…… 105
I-5-44 図　役務分野における商標登録出願区分数の推移（2011年～2015年）…… 106
I-5-45 図　主要各国・機関における産業分野の商標登録出願区分数割合（2011年～2015年の累計）… 107
I-5-46 図　音の商標の出願件数・登録件数…… 108
I-5-47 図　色彩の商標の出願件数・登録件数…… 108
I-5-48 図　香り（匂い）の商標の出願件数・登録件数…… 109
I-5-49 図　ホログラム商標の出願件数・登録件数…… 109
I-5-50 図　日本における新しいタイプの商標の出願件数・登録件数（2016年）…… 109

第2部

2-1-1 図　登録調査機関一覧（2017年4月1日）…… 113
2-1-2 図　早期審査の申請件数の推移…… 114
2-1-3 図　スーパー早期審査の申請件数の推移…… 114
2-1-4 図　事業戦略対応まとめ審査…… 117
2-1-5 図　情報提供件数の推移…… 117
2-1-6 図　2016年度ユーザー評価調査の結果 …… 120
2-1-7 図　審査の品質管理の実施体制・実施状況の評価項目…… 121
2-1-8 図　特許審査ハイウェイの概要：通常型PPH(上) とPCT-PPH(下)…… 126
2-1-9 図　PCT MOTTAINAIで新たにPPH申請が可能なケース …… 126
2-1-10 図　PPH実施庁数及びPPH実施庁間でのPPH申請件数（2017年4月1日時点))…… 127
2-1-11 図　日本国特許庁とのPPH実施庁（2017年4月1日時点）…… 128
2-1-12 図　日米協働調査試行プログラムの概要…… 130
2-1-13 図　特許の付与円滑化に関する協力（CPG）の概要 …… 130
2-1-14 図　PCT協働調査のワークフロー …… 131
2-1-15 図　国際審査官協議の実績（2000年4月～2017年3月末累積)…… 132
2-1-16 図　日本国特許庁によるPCT国際出願の国際調査の管轄状況（2017年3月現在)…… 133
2-2-1 図　ユーザー評価調査結果…… 136
2-2-2 図　特許庁ウェブサイトに公開されている意匠審査スケジュールの例…… 139
2-2-3 図　意匠公知資料の収集と公開の概要…… 140
2-2-4 図　「模倣品対策に対応した早期審査制度」の概要 …… 141
2-3-1 図　国際分類第11-2017版における主な追加…… 144

2-3-2 図　地域団体商標の産品別内訳一覧表…… 147
2-3-3 図　都道府県別登録件数上位 10 …… 148
2-3-4 図　地域団体商標 MAP …… 149
2-3-5 図　ユーザー評価調査の結果…… 152
2-3-6 図　商標早期審査の概要…… 153
2-3-7 図　早期審査の申出件数・審査期間の推移…… 154
2-4-1 図　特許異議申立制度イメージ…… 159
2-5-1 図　段階的刷新の概念図…… 164
2-5-2 図　特許庁業務・システム最適化計画工程表…… 166
2-5-3 図　二庁間 PDX と DAS …… 167
2-5-4 図　OPD と WIPO-CASE の連携によるグローバルなドシエ情報共有ネットワーク …… 168
2-5-5 図　グローバル・ドシエの短期的優先五項目…… 169
2-5-6 図　PCT 国際出願制度における現状と将来像…… 171
2-6-1 図　特許情報と知的創造サイクル…… 175
2-6-2 図　特許情報の普及・活用の流れ…… 176
2-6-3 図　特許庁・INPIT が提供する特許情報提供サービス一覧 …… 177
2-6-4 図　画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）の基本的な使用方法…… 179
2-6-5 図　特許庁・INPIT が作成・提供する主なデータ …… 180
2-6-6 図　特許検索ポータルサイト…… 181
2-6-7 図　新興国等知財情報データバンクのイメージ…… 182
2-6-8 図　知財総合支援窓口における相談対応 …… 186
2-6-9 図　知財総合支援窓口や関係機関との連携…… 190
2-6-10 図　海外知的財産プロデューサー派遣事業の概要…… 194
2-6-11 図　知的財産プロデューサーの業務の例…… 196
2-6-12 図　産学連携知的財産アドバイザー派遣事業の概要…… 197
2-6-13 図　事業プロデューサー派遣事業の概要…… 201
2-6-14 図　派遣先機関及び事業プロデューサー…… 201
2-6-15 図　巡回特許庁　2016 年度実績 …… 206
2-6-16 図　知的財産権制度説明会における講義内容…… 207
2-6-17 図　産業財産権専門官の業務…… 208
2-6-18 図　海外知財訴訟費用保険制度の事業イメージ…… 210
2-6-19 図　地域における支援体制…… 212
2-6-20 図　中小企業等特許情報分析活用支援事業の事業イメージ…… 218
2-7-1 図　英語知財研修プログラム推進事業（2015 年度～2016 年度）の事業イメージ …… 224
2-7-2 図　弁理士数の推移…… 225
2-7-3 図　弁理士の都道府県分布…… 225
2-7-4 図　特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士数の推移…… 225
2-7-5 図　日米の弁理士等知的財産専門人材の数…… 225
2-7-6 図　民間等の知的財産専門人材向けの研修一覧…… 226
2-7-7 図　調査業務実施者育成研修の概要…… 227
2-7-8 図　2016 年度における IIPTI、CIPTC 及び VIPRI との連携・協力事項 …… 228

第3部

3-I-1 図	世界の特許出願件数の推移	242
3-I-2 図	世界の意匠登録出願件数の推移	243
3-I-3 図	世界の商標登録出願件数の推移	243
3-I-4 図	五大特許庁への特許出願の状況	243
3-I-5 図	五大特許庁以外の主な特許庁への出願状況　特許出願件数（上）及び　外国出願人による特許出願の内訳（下）	244
3-I-6 図	スペシャル 301 条レポート指定国（2016 年）	247
3-I-7 図	先発表主義的グレースピリオド	248
3-I-8 図	特許付与後の手続の概要	249
3-I-9 図	特許事由適格性判断（ガイダンスフローチャート）	254
3-I-10 図	USPTO の料金改定案（概要）	256
3-I-11 図	現行の出願ルート	259
3-I-12 図	単一特許の出願ルート	260
3-I-13 図	主な手続料金の料金表（概要）	263
3-I-14 図	知財侵害訴訟の管轄集中	280
3-I-15 図	TW-SUPA の概要	286
3-I-16 図	国別貿易動向（輸出）2016 年	290
3-I-17 図	ASEAN 知的財産権アクションプラン 2016-2025 及び ASPEC プログラムの概要	291
3-I-18 図	インドにおける特許出願件数と名目 GDP の推移	299
3-2-1 図	途上国等に対する人材育成協力の実績	334
3-2-2 図	AIPN の利用可能国・機関	335
3-2-3 図	模倣被害者数の割合（全体推計値）	338
3-2-4 図	国・地域別の模倣被害状況（全体推計値）	338